第二部

労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――労働組合の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――産業別組織の動向：通信労組の結成／非鉄金属労協の結成／全化同盟・合化労連・新化学の三単産連絡会議／紙パ労連と紙パ総連合の政策調整会議の設置／機械金属労働組合連絡の会結成／共同印刷労組の分裂／国鉄再建問題四組合共闘会議の発足／全国一般の組織に亀裂／郵便産業労組の結成／「労働戦線統一」の動き：労戦統一準備会の発足／総評第二陣七単産の加盟／総評三顧問と統一労組懇の動き／統一準備会、「全民労協」の年内発足の方針を確認

概要

一、一九七六～七九年に減少をつづけた労働組合員数は、八〇年以降増勢に転じ、八〇年の約六万一〇〇〇人増につづき、八一年には約一〇万二〇〇〇人ふえて、約一二四七万一〇〇〇人となったが、なお七五年水準を回復せず、推定組織率も三〇・八%で前年と同水準にとどまった。

一、産業別にみると、前年にくらべて組合員数は農林・漁業・水産養殖業、鉱業、運輸・通信業で減少したが、その他の産業では増加した。しかし七五年とくらべるときは、組合員数のうち主要部分を占める製造業でなお約五一万九〇〇〇人減少している。

一、民営企業における単位労働組合員数の変動を企業規模別にみると、対前年比で増加率が大きかったのは三〇〇～九九九人規模および「その他」(二以上の企業で組織されている組合および規模不明の組合員数)であった。一〇〇〇人以上規模では前年にくらべて約六万二〇〇〇人(一・三%)の増加がみられたが、七五年にくらべるとなお約二九万七〇〇〇人の減となっている。

一、八一年の組合員数の増加分を増減要因別にみると、実質的新設組合員数は約一一万六〇〇〇人、実質的解散組合員数は約八万人で、その差は約三万六〇〇〇人であった。したがって八一年における

る単位労働組合員数の増加分約一一万五〇〇〇人のうち約七万九〇〇〇人（六八・三%）は既設の組合の組合員数の増加によるものであった。

一、八一年の単一労働組合員数を主要連合体別にみると、総評は対前年比約一万八〇〇〇人増の約四五六万九〇〇〇人、同盟は約二万人増の約二一八万二〇〇〇人増の約六万四〇〇〇人、中立労連は約三万一〇〇〇人増の約一三九万一〇〇〇人で、総組合員数に占めるそれの比率は総評三六・六%、同盟一七・五%、新産別四・五%、中立労連一一・二%であった。

一、都道府県別に単位労働組合員数の増減をみると、八一年には前年にくらべて青森、新潟、富山、石川、岐阜、和歌山、徳島、高知の八県で減少したほか、他のすべての都道府県で増加している。増加数が多かったのは神奈川、愛知、茨城、滋賀、熊本などであった。率が大きかったものは長崎、茨城、静岡などであり、増加

一、総評は八一年七月開催の第六三回定期大会で採択した八一年運動方針のなかで、単産強化による組織拡大、地域共闘の強化、全的統一を展望した各級レベルでの共同闘争を最重点課題とする組織方針をきめた。同盟は八二年一月の第一八回定期全国大会で八二～八三年運動方針を採択し、そのなかで未組織の組織化、労戦統一を成功させるための一体的対応体制の確立、官公労組織の民主化などを重点課題とする組織活動方針をきめた。

一、産業別組織の動向として注目をひいたのは、①製錬労協、全鉱などを中心に準備がすすめられた結果、非鉄金属労協が八一年八月に結成され、製錬労協が解散したこと、②全化同盟、合化労連、新化学の「三単組連絡会議」と紙パ総連合のあいだでの政策調整会議の設置（八一年一一月）、④全国金属傘下一三労組、全金同盟傘下四労組、無所属一五労組、合計四〇労組約一二万人による「機械金属労組連絡会議」の発足（八一年一〇月）、⑤全石油、石油同盟、全シェル労組、東燃石油化学などによる石油労組連絡会の発足（八二年三月）、⑥共産党の指示にもとづく反組織行動を理由に全電通と全逓から除名・権利停止などの処分をうけていた労働者による通信労組の結成（八一年四月）と郵便産業労組の結成（八二年六月）などである。

一、八〇年九月発足の労働戦線統一推進会は、八一年五月に民間先行による労戦統一の「基本構想」を発表し、推進会参加の鉄鋼労連、全日通に新たに合化労連、電通労連、全鉱の総評傘下三単産を加え、三九組織三七八万三〇〇〇人の参加により一二月一四日に戦線統一準備会を発足させ、八二年五月にはさらに私鉄総連、全国金属など総評七単産がこれに参加することとなった。準備会は「基本構想」にもとづき全国民間労組協議会を八二年中に発足させるべく準備をすすめている。だが総評内では、統一労組懇加盟四単産がこうした動きを労戦の右翼的再編であるとして反対の態度をとり、また総評主流左派も太田、市川、岩井総評三顧問の呼びかけに応じて、「基本構想」にもとづく統一準備会の「選別結集」の方式への反対を強め、すでに準備会に参加したものも含めて一部単産には組織分裂の可能性すらでてきており、労戦統一をめぐる動きはなお流動的である。

1　労働組合の組織状況

1　労働組合の組織水準

組合員数　日本の労働組合員数（単一労働組合員数）*は一九八一年六月末現在、約一二四七万一〇〇〇人で、前年にくらべて約一〇万二〇〇〇人の増、一九七九年にくらべると約一六万三〇〇〇人の増であった。しかし史上最高を記録した七五年にくらべるとなお約一一万九〇〇〇人少ない（第70表）。

＊　ここにかかげた統計表の示す各年の組合員数は、六月末日現在のそれである。組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一組合にかんする統計は、単位組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現われるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

組合員数の変動を歴史的に回顧するならば、戦前に最高四二万余人（一九三八年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦の終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、その後組合員数の変動はいくつかの時期を経て今日にいたっている。第一期は、敗戦後占領下の「民主化」政策のもとで労働組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は一九四五年八月のゼロから出発して四六年六月末には約三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランのもとで占領軍・政府ならびに資本による組合への攻撃が強められ、労働組合運動が後退をよぎなくされた四九～五〇年以後五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年は四八年よりも約一〇〇万を減じて約五六九万人となった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時期で、ようやく立ち直った労働組合運動は、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復にむかいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークをこえて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五年から七四年にいたる時期で、産業「合理化」とともに、なお進行しつつあった経済の高成長とそれにともなう雇用増にささえられて、組合員数は増加しつづけ、六五年には一〇〇〇万人、七三年には一二〇〇万人の大台にのり、七五年には約一二五九

第70表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移　（単一労働組合，単位労働組合）

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		雇用者数	推定組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数		
		人		人	%	%	万人	%
1971	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)	3,388	34.8
1972	30,818 (63,718)	11,888,592 (11,772,008)	318 (1,290)	91,022 (87,745)	1.0 (2.1)	0.8 (0.8)	3,469	34.3
1973	31,674 (65,448)	12,097,848 (11,967,333)	856 (1,730)	209,256 (195,325)	2.8 (2.7)	1.8 (1.7)	3,659	33.1
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.3 (3.6)	3.0 (3.0)	3,676	33.9
1975	33,424 (69,333)	12,590,400 (12,472,974)	690 (1,504)	128,601 (147,827)	2.1 (2.2)	1.0 (1.2)	3,662	34.4
1976	33,771 (70,039)	12,508,731 (12,374,288)	347 (706)	△ 81,669 (△ 98,686)	1.0 (1.0)	△ 0.6 (△ 0.8)	3,710	33.7
1977	33,987 (70,625)	12,437,012 (12,293,052)	216 (586)	△ 71,719 (△ 81,236)	0.6 (0.8)	△ 0.6 (△ 0.7)	3,746	33.2
1978	34,163 (70,868)	12,382,829 (12,232,614)	176 (243)	△ 54,183 (△ 60,438)	0.5 (0.3)	△ 0.4 (△ 0.5)	3,796	32.6
1979	34,112 (71,780)	12,308,756 (12,173,913)	△ 51 (912)	△ 74,073 (△ 58,701)	△ 0.1 (1.3)	△ 0.6 (△ 0.5)	3,899	31.6
1980	34,232 (72,693)	12,369,262 (12,240,652)	120 (913)	60,506 (66,739)	0.4 (1.3)	0.5 (0.5)	4,012	30.8
1981	34,200 (73,694)	12,471,270 (12,355,372)	△ 32 (1,001)	102,002 (114,720)	△ 0.1 (1.4)	0.8 (0.9)	4,055	30.8

〔備考〕 1）組合数，組合員数は単一労働組合である。（　）内は単位労働組合数および組合員数である。
2）雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
3）推定組織率は，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4）△印は減少を示す。
5）労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」による。

万人に達した。

だが、組合員数こそ七五年まで増加しつづけたものの、すでに七一年以降は組合組織率が低下しはじめ、ついで七三～七四年以降企業の雇用調整が目立って進行しはじめると、その影響で七六年からは組合員数そのものが減少に転じた。八〇年、八一年と組合員数は回復に向かったものの、七五年の水準をとりもどすにはいたっていない。

組織率　一九八一年には組合員数が前年にくらべて約一〇万二〇〇〇万人増加したものの、雇用労働者数が約四三万人増加したため、雇用労働者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率は前年と同じ三〇・八％にとどまった(第70表)。

わが国の労働組合組織率は、つぎのような歴史的経過をたどって今日にいたっている。雇用労働者数の集計方法が戦前と戦後で相違しているので、そのまま比較するのでは正確を欠くが、戦前の組織率は最高七・九％（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば七・九％を下回る）。戦後は、

一九四五年の〇%からはじまり、四八～四九年には五〇%をこえたが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数がふたたび増加しはじめたものの雇用労働者数の増加がそれを上回ったために組織率はなおも低下をつづけ、五九年にはそれぞれの最低の三一・一%を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二%から三五・〇%へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六九～七〇年に三たび上昇して、七〇年には三五・四%と最近におけるピークを示した。しかし、その後またまた組織率は低下し、七四年、七五年に若干の回復をみたものの、七六年以降はふたたび低下傾向に転じて、八〇年、八一年には三〇・八%となり、五九年水準をさらに下回るにいたった。

国際比較　社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高く、ソ連の労働組合員数は七九年に一億二二八〇万人に達したが、資本主義国でわが国を上回っているのはアメリカ合衆国（七八年約二〇二四万人）、イギリス（七八年約一三一一万六〇〇〇人）だけであり、西ドイツは九二一万七〇〇〇人（七九年）である。また組合組織率ではスウェーデン（七〇%以上）を最高に、一般にスカンジナヴィア諸国が高く、イギリスは五七・五%（七八年）、西ドイツ四一・九%（七九年）であるが、アメリカ合衆国は総労働者数一億〇二五四万人のうち組合に組織されているのは二二・三%（七八年）にすぎない。

1　産業別組織状況

産業別組合員数　一九八一年の単一労働組合員数を産業別にみると、前年にくらべて農林・漁業・水産養殖業、鉱業、運輸・通信業をのぞくすべての産業で増加した。とりわけ増加幅が大きかったのは卸売・小売業（約三万人、三・八%増）、建設業（約二万九〇〇〇人、四・〇%増）、サービス業（約二万人、一・二%増）、公務（約一万七〇〇〇人、一・一%増）であった。

これを七五年とくらべてみると、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、運輸・通信業で組合員数が減少し、その他の産業で増大しているが、組合員数のなかで主要部分を占める製造業では、八一年には、前年にくらべて約一万三〇〇〇人（〇・三%）の増がみられたにもかかわらず、七五年にくらべてなお約五一万九〇〇〇人減少していることが注目される。

こうした増減の結果、八一年における労働組合員の産業別構成はつぎのようになった。製造業はさらに比率を低下して三二・八%となり、運輸・通信業一六・三%、サービス業一三・五%、公務一二・二%、金融・保険・不動産業八・二%、卸売・小売業六・五%、建設業六・〇%であった（第71表）。

産業別組織率　八一年における組合組織率を産業別にみると、公務が七五・八%でもっとも高く、ついで電気・ガス・水道・熱供給業七三・四%、運輸・通信業六五・五%、金融・

第71表　産業別労働組合員数および推定組織率（1981年）

（単—労働組合）

産業	組合員数		対前年増減数	対前年増減率	推定組織率		1975年　組合員数	
	人	%	人	%	1980年	1981年	人	%
全産業	12,471,270	(100.0)	102,008	0.8	% 30.8	% 30.8	12,590,400	(100.0)
農林，漁業，水産養殖業	88,677	(0.7)	△ 3,453	△ 3.7	20.9	18.9	114,431	(0.9)
鉱業	49,678	(0.4)	△ 2,246	△ 4.3	47.2	49.7	65,517	(0.5)
建設業	746,376	(6.0)	28,960	4.0	16.5	17.2	676,366	(5.4)
製造業	4,084,468	(32.8)	13,228	0.3	35.3	34.9	4,602,954	(36.6)
卸売業，小売業	816,672	(6.5)	30,269	3.8	9.4	9.5	702,896	(5.6)
金融・保険，不動産業	1,023,003	(8.2)	7,100	0.7	56.1	54.4	961,382	(7.6)
運輸・通信業	2,029,707	(16.3)	14,661	△ 0.7	62.3	65.5	2,082,379	(16.5)
電気・ガス・水道・熱供給業	235,021	(1.9)	2,810	1.2	80.1	73.4	228,356	(1.8)
サービス業	1,682,527	(13.5)	19,706	1.2	21.0	21.0	1,545,389	(12.3)
公務	1,516,186	(12.2)	17,116	1.1	74.6	75.8	1,420,047	(11.3)
分類不能の産業	198,955	(1.6)	3,179	1.6	—	—	189,683	(1.5)

〔備考〕 1）（ ）内は構成比を示す。
2）△印は減少を示す。
3）労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」による。

保険・不動産業五四・四%，鉱業四九・七%，製造業三四・九%，サービス業二一・〇%がこれについでいる（第71表）。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数

民営企業の単位労働組合員数は，八一年には前年よりも約一一万一〇〇〇人ふえて約八七四万人となったが，七五年にくらべるとなお約一九万三〇〇〇人少ない。これを企業規模別にみると，対前年比では二九人以下をのぞくすべての規模で増加がみられ，増加幅は三〇〇～九九九人規模およびその他（二以上の企業の労働者で組織されている組合および規模不明のもの）でそれぞれ二・一%および二・三%と最大であった。一〇〇〇人以上規模でも約六万二〇〇〇人（一・三%）の増がみられたが，七五年にくらべると，なお約二九万七〇〇〇人（五・九%）減である（第72表）。

組合員数の企業規模別構成　右に示した変化の結果、八一年における民営企業労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになった。七一年に全体の五九・五%、七五年に五八・五%を占めた一〇〇〇人以上規模の企業の組合員数は、八一年には五六・四%へと低下した。これにたいして九九人以下の各規模と「その他」においては、対七五年比では二九人以下規模をのぞいて若干増大を示し、八一年には三〇〇～九九九人規模は一六・〇%、一〇〇～二九九人規模一一・七%、三〇～九九人規模五・三%、二九人以下規模〇・八%、「その他」九・八%であった。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数増減の主要因　八一年には対前年比では単一労働組合員数は約一〇万二〇〇〇人、単位労働組合員数は約一一万五〇〇〇人ふえた。こうした組合員数の変化は、既設組合（八〇年六月末日までに設立されていた組合）における組合員数の増減と、八〇年七月～八一年六月末日までの時期における組合の新設・解散による組合員数の増減の総合された結果である。

第73表にみるとおり、八一年の新設組合員数は約二三万五〇〇〇

第72表　企業規模別労働組合員数（民営企業）

（単位労働組合）

企業規模	組合員数			組合員数の構成比		
	1975年	1980年	1981年	1981年の組合員数増減率		1975年	1980年	1981年
				対1975年	対1980年			
	人	人	人	%	%	%	%	%
合計	8,933,293	8,628,424	8,740,410	▲ 2.2	1.3	100.0	100.0	100.0
1,000人以上	5,226,693	4,867,368	4,929,723	▲ 5.9	1.3	58.5	56.4	56.4
300～999人	1,365,469	1,368,724	1,397,660	2.4	2.1	15.3	15.8	16.0
100～299人	1,023,031	1,025,532	1,026,708	0.4	0.1	11.5	11.9	11.7
30～99人	454,009	464,453	465,641	2.6	0.3	5.1	5.4	5.3
29人以下	69,225	68,566	67,453	▲ 2.5	▲ 1.6	0.8	0.9	0.8
その他	794,866	833,781	853,225	7.3	2.3	8.9	9.7	9.8

〔備考〕 1）その他とは，2以上の企業の労働者で組織されている労働組合および規模不明の労働組合である。
2）▲印は減少を示す。
3）労働省「労働組合基本調査報告」昭和50および56年版により作成。

第73表　新設，解散労働組合数および組合員数　　（単位労働組合）

年	新設 合計 組合数	新設 合計 組合員数	新設 実質的新設 組合数	新設 実質的新設 組合員数	解散 合計 組合数	解散 合計 組合員数	解散 実質的解散 組合数	解散 実質的解散 組合員数	新設－解散 組合員数	実質的新設－実質的解散 組合員数
		人		人		人		人	人	人
1975年	3,189	315,118	2,151	165,076	2,856	242,836	1,651	78,503	72,282	86,573
1976	2,807	249,725	1,895	120,352	2,511	206,616	1,546	67,480	43,109	52,872
1977	2,496	231,645	1,692	107,576	2,394	206,549	1,509	61,305	25,096	46,271
1978	2,289	196,905	1,375	87,219	2,640	174,404	1,624	62,133	22,501	25,086
1979	2,344	211,594	1,402	107,234	2,357	222,582	1,425	81,729	△10,988	25,505
1980	2,399	219,370	1,414	93,276	2,442	223,107	1,322	84,207	△ 3,737	9,069
1981	2,295	234,871	1,458	116,340	2,340	209,453	1,257	79,998	25,418	36,342

〔備考〕 1）新設は，実質的新設と形式的新設に区分され，実質的新設には「事務所の新設・拡張による新設」および「その他の理由による新設（たとえば労働条件の向上のための新設，労働者の自覚による新設等）」がふくまれる。
なお，形式的新設とは組織の変更および分裂にともなう新設をいう。
2）解散は，実質的解散と形式的解散に区分され，実質的解散には「事業所の休廃止による解散」および「その他の理由による解散（たとえば組合の無用論による解散，組合内の紛争による解散等）」がふくまれる。
なお，形式的解散とは組織の変更および分裂にともなう解散をいう。
3）労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」による。

人で、そのうち組織の変更および分裂にともなう組合の形式上の新設をのぞいた実質的新設組合員数は約一一万六〇〇〇人であった。これにたいして解散組合員数は約二一万人、実質的解散組合員数は約八万人で、実質的新設組合員数は実質的解散組合員数を約三万六〇〇〇人上回った。したがって、八一年における単位組合員数の増加分一一万五〇〇〇人のうち約七万九〇〇〇人（六八・三％）は既設組合の組合員数の増加によってもたらされたものであった（第73表）。

要因別・産業別にみた組合員数の増減

八一年には、先にみたとおり農林・漁業・水産養殖業、鉱業、運輸・通信業をのぞくすべての産業で前年にくらべて組合員数がふえたが、これら組合員数がふえたすべての産業と運輸・通信業においては、実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を上回った。とりわけ大きく上回ったのは卸売・小売業（約一万二〇〇〇人）、製造業（約八〇〇〇人）、建設業（約六〇〇〇人）であった（第74表）。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

八一年における民営企業の単位組合員数の増加分一一万二〇〇〇人のうち実質的新設組合員数と実質的解散組合員数の差し引きによって増加した分は、第75表にみるとおり約三万六〇〇〇人であった。この増加分のうち、民営企業労働組合員数の五六・四％までを占める一〇〇〇人以上規模の企業の組合員数は、八五七七人（二三・七％）にすぎず、その他はそれ以下の規模の企業におけるものであった（第75表）。

第74表　産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（1981年）　（単位労働組合）

	実質的新設組合員数（A）	実質的解散組合員数（B）	（A）−（B）
	人	人	
全産業	116,340	79,998	36,342
農林漁業・水産養殖業	439	175	264
鉱業	25	1,572	△ 1,547
建設業	9,453	3,912	5,541
製造業	31,305	23,712	7,593
卸売・小売業	20,712	8,969	11,743
金融・保険業	3,481	2,379	1,102
不動産業	23	72	△ 49
運輸・通信業	9,676	6,723	2,953
電気・ガス・水道・熱供給業	365	75	290
サービス業	34,048	30,148	3,900
公務	4,335	1,353	2,982
分類不能の産業	2,478	388	2,090

〔備考〕 1）△印はマイナスを示す。
2）労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」により作成。

第75表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（1981年）（単位労働組合）

企業規模	実質的新設組合員数（A）	実質的解散組合員数（B）	（A）−（B）
	人	人	計
合計	87,881	51,734	36,147
1,000人以上	28,060	19,483	8,577
500～999人	9,936	2,637	7,299
300～499人	5,795	3,286	2,509
100～299人	18,647	8,516	10,131
30～99人	11,142	7,703	3,349
29人以下	3,085	3,142	△ 57
その他	11,216	6,967	4,249

〔備考〕 1）△印はマイナスを示す。
2）労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」により作成。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）の四種類に分けてみると、八一年には全国的連合体は三四四（前年より四八増）、地方的連合体は四二八（前年より四五減）、府県的連合体は一六七一（前年より一一減）、地区的連合体は三三八九（前年より七三増）であった（第76表）。

これら連合体のうち全国的連合体の連合組織のかたちをとっているものに日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連絡会議（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、通常「労働四団体」と呼ばれている。これら四団体のうち名実ともに労働組合のナショナル・センターとして機能しているのは総評と同盟の二つである。中立労連は七四年いらい大会をひらいて労連としての活動方針をきめ、また組織整備と主体性確立をめざしてきたが、いまなお連絡機関の性格を脱していないし、新産別はその組織があまりにも小さいので、これら二つは労働組合中央組織として機能しているとはいえない。またこの二つは、「労働戦線統一」の触媒となることをめざして七九年三月九日に両組織を残したまま連合して全国労働組合総連合（総連

第76表　地域および組合の種類別連合団体数

地域的範囲	合計		連合組織		協議組織	
	1981年	1980年	1981年	1980年	1981年	1980年
	%	%	%	%	%	%
合計	5,767(100.0)	5,832(100.0)	1,155(20.0)	1,127(19.3)	4,612(80.0)	4,705(80.7)
全国的	296(100.0)	344(100.0)	184(62.2)	213(61.9)	112(37.8)	131(38.1)
地方的	473(100.0)	428(100.0)	160(33.8)	139(32.5)	313(66.2)	289(67.5)
府県的	1,682(100.0)	1,671(100.0)	488(29.0)	462(27.6)	1,194(71.0)	1,209(72.4)
地区的	3,316(100.0)	3,389(100.0)	323(9.7)	313(9.2)	2,993(90.3)	3,076(90.8)

〔備考〕 1）連合団体とは，労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいい，その連合団体のうち加盟組合の連絡，相互援助等のみを目的とするものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるものを「連合組織」という。
2）全国的とは，連合団体傘下の加盟組合が全国に分布するもの。
3）地方的とは，2以上の都道府県に分布するもの。
4）府県的とは，1都道府県内に分布するもの。
5）地区的とは，1市町村内または隣接市町村に分布するもの。
6）（ ）内は構成比を示す。
7）労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」による。

第77表　主要団体別労働組合員数の推移　（単一労働組合）

年	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1975	12,590,400 (100.0)	4,573,313 (36.3)	2,266,087 (18.0)	69,678 (0.6)	1,369,294 (10.9)	3,604,040 (28.6)	1,100,873 (8.7)
1976	12,508,731 (100.0)	4,578,911 (36.6)	2,208,863 (17.8)	66,163 (0.5)	1,354,183 (10.7)	3,600,736 (28.7)	1,089,501 (8.7)
1977	12,437,012 (100.0)	4,556,567 (36.6)	2,210,240 (17.8)	64,519 (0.5)	1,330,089 (10.7)	3,574,575 (28.7)	1,085,069 (8.7)
1978	12,382,829 (100.0)	4,525,237 (36.5)	2,181,810 (17.6)	61,270 (0.5)	1,320,798 (10.7)	3,607,490 (29.1)	1,071,877 (8.7)
1979	12,308,756 (100.0)	4,552,907 (37.0)	2,146,567 (17.4)	63,248 (0.5)	1,337,180 (10.9)	3,527,747 (28.7)	1,065,615 (8.7)
1980	12,369,262 (100.0)	4,550,522 (36.8)	2,161,786 (17.5)	62,286 (0.5)	1,357,970 (11.0)	3,559,926 (28.8)	1,066,625 (8.6)
1981	12,471,270 (100.0)	4,568,826 (36.6)	2,181,903 (17.5)	63,997 (0.5)	1,391,346 (11.2)	3,595,887 (28.8)	1,067,480 (8.6)
対前年増減数(人)	102,008	18,304	20,117	1,711	33,367	35,961	855
対前年増減率(%)	0.8	0.4	0.9	2.7	2.5	1.0	0.1

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2)　（　）内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」による。

合、約一四〇万）を結成したが、第三のナショナル・センター化をめざすものではないとしている。

以上の四団体に所属する組合員数の合計は、八一年には約八二〇万六〇〇〇人で、八〇年の約八一三万三〇〇〇人を約七万三〇〇〇人上回った。また日本の労働組合員数に占めるその割合は、前年よりも〇・一ポイントたかまり、六五・八%となった（第77表）。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総評　総評の加盟組合員数は、六四年の同盟発足いらい一〇年間は伸びなやみ、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年以後は流れが変わり、七四～七六年には組合員数をふやし、その後一進一退をつづけ、八一年六月末の加盟組合員数は約四五六万九〇〇〇人で、七六年を約一万下回る水準をたもっている。

八一年に組合員数が増加した主な加盟組合は、自治労（約一万九〇〇〇人増）、全自交労連（約五〇〇〇人増）、日本医労協（約五〇〇〇人増）、日教組（約五〇〇〇人増）であり、また組合員数が減少した主な組合は、鉄鋼労連（約五〇〇〇人減）、国労（約五〇〇〇人減）、全国金属（約二〇〇〇人減）、全逓（約二〇〇〇人減）であった。

同盟　同盟は六四年の発足いらい七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、総組合員数に占める比率を高めてきたが、その後組織化運動は停滞し、七四年をピークにして七五年以降は減少傾向に転じた。八〇年と八一年にはそれぞれ、約一万五〇〇〇人と約二万人の増加をみ、八一年の加盟組合員数は約二一八万二〇〇〇人となったが、なお、七四年の二三一万三〇〇〇人

を約一三万一〇〇〇人下回っている。

傘下組合のうち八一年に組合員数が増加した主力組合は、ゼンセン同盟（約八〇〇〇人増）、金属同盟（約七〇〇〇人増）、自動車労連（約六〇〇〇人増）であり、組合員数が減少した主な組合は、海員（約七〇〇〇人減）、鉄労（約三〇〇〇人減）であった。

新産別　八一年に傘下の全機金が約二〇〇〇人増加したため、新産別全体としては八一年には前年よりも約二〇〇〇人増の約六万四〇〇〇人となった。

中立労連　八一年の傘下組合員数は、前年よりも約三万三〇〇〇人ふえて、約一三九万一〇〇〇人であった。組合員数がふえた主な加盟組合は、電機労連（約二万二〇〇〇人増）、全建総連（約一万五〇〇〇人増）であり、減少した組合は食品労連（約三〇〇〇人減）であった。

全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）　このほか、同盟・総評・中立労連にまたがる組織であるIMF・JCの八一年における組合員数は、前年よりも約四万九〇〇〇人増加して約一九一万八〇〇〇人となり、七五年の約一九二万六〇〇〇人の水準をほぼ回復した。

主要連合体の産業別組織状況　一九八一年の労働組合員数を産業別に分けてみると、第71表にみるとおり、製造業（三一・八%）、運輸・通信業（一六・三%）、サービス業（一三・五%）、公務（一二・二%）の四部門で全体の約七四・七%を占めている。これらの部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業で最大の比率を占めているのは同盟（二九・三%）で、ついで中立労連（一六・九%）、総評（一六・七%）、新産別（一・三

第78表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比

（単位労働組合）（%）

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		80年	81年	80年	81年	80年	81年	80年	81年	80年	81年
全産業	100.0	36.9	36.7	17.6	17.5	0.5	0.5	10.9	11.2	37.4	37.4
農業	100.0	26.6	27.8	24.0	24.8	—	—	0.5	0.5	48.9	46.9
林業・狩猟業	100.0	75.8	75.6	14.0	13.8	—	—	—	—	10.2	10.5
漁業・水産養殖業	100.0	0.4	0.5	14.3	22.5	—	—	20.8	19.2	64.4	57.8
鉱業	100.0	51.0	52.2	17.1	19.5	—	—	3.2	3.0	28.7	25.3
建設業	100.0	16.0	51.7	5.0	4.9	—	—	38.6	39.6	40.9	40.3
製造業	100.0	17.1	16.7	29.5	29.3	1.3	1.3	16.4	16.9	41.5	41.6
卸売業・小売業	100.0	6.3	5.9	27.3	28.4	0.0	0.0	3.7	3.8	72.1	71.2
金融・保険業	100.0	1.9	1.9	1.3	1.3	—	—	32.6	32.6	64.7	64.7
不動産業	100.0	26.2	26.5	9.6	10.0	—	—	0.3	0.3	86.7	84.5
運輸・通信業	100.0	58.0	58.2	20.1	19.9	0.4	0.4	0.0	0.0	25.5	25.5
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	25.9	26.1	61.2	60.7	—	—	10.7	11.0	2.5	2.5
サービス業	100.0	60.0	60.1	4.3	4.3	0.0	0.0	0.8	0.8	35.5	35.4
公務	100.0	89.3	89.4	2.7	2.7	—	0.0	—	—	8.1	8.0
分類不能の産業	100.0	26.2	28.9	8.8	8.1	—	—	4.1	2.1	60.9	60.9

〔備考〕 1）その他とは，労働4団体以外の上部団体への加盟および無加盟の組合員数の合計である。
2）第77表の備考1)参照。
3）労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」による。

第79表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比　（単一労働組合）（%）

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	80年	81年	80年	81年	80年	81年	80年	81年	80年	81年	80年	81年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	36.8	36.6	16.6	16.5	87.2	87.3	88.5	89.0	79.4	79.1	90.3	90.3
同盟	17.5	17.5	22.5	22.5	12.0	11.9	0.8	0.8	9.9	10.2	0.6	0.6
新産別	0.5	0.5	0.7	0.7	—	—	0.2	0.2	—	—	—	—
中立労連	11.0	11.2	15.3	15.5	—	—	0.4	0.4	—	—	—	—
その他	37.4	37.4	49.3	49.2	0.9	0.9	10.9	10.4	10.7	10.7	9.1	9.1

〔備考〕 1）その他とは，労働4団体以外の上部組合への加盟および無加盟の組合員数の合計である。
2）第77表の備考1）参照。
3）労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」による。

%）であるが、以上のいずれにも属さない組合員が全体の四一・六%を占めている。運輸・通信業では総評が五八・二%を占め、同盟が一九・九%でこれにつづき、四団体に属さないものが二五・五%である。サービス業では総評が六〇・一%、同盟が四・三%、四団体のいずれにも属さないものが三五・四%、公務では総評が八九・四%までを占め、同盟は二・七%、四団体のいずれにも属さないものが八・〇%となっている。

また漁業・水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では、四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めている（第78表）。

主要連合体の適用法規別組織状況

働組合法適用単一労働組合員数は約八九七万七〇〇〇人（七二・〇%）、地方公務員法適用組合員数は約一九九万六〇〇〇人（一六・〇%）、公共企業体等労働関係法適用組合員数は約九七万八〇〇〇人（七・八%）、国家公務員法適用組合員数は約二九万一〇〇〇人（二・三%）、地方公営企業労働関係法適用組合員数は約二三万九〇〇〇人（一・八%）であった（労働省「昭和五六年労働組合基本調査報告」による）。これら適用法規別組合員数に占める八一年の主要団体別組合員数の比率は、第79表にみるとおりで、労組法適用組合員数では同盟二二・五%、総評一六・五%、中立労連一五・五%、新産別〇・七%であるが、四団体のいずれにも加盟していないものが四九・二%を占めている。

公労法、地公労法、国公法、地公法の適用組合員数の大部分は総評加盟であるが、公労法と国公法適用の組合員数のそれぞれ一一・九%と一〇・二%が同盟加盟であり、また地公労法、国公法、地公法の各適用組合員数のそれぞれ一〇・四%、一〇・七%、九・一%が四団体のいずれにも属していない（第79表）。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、八一年には東京の約二一五万一〇〇〇人を

第80表　都道府県別労働組合員数(1981年)　　(単位労働組合)

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	主要団体別構成比 (%)					
				合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%						
合計	12,355,372	114,720	0.9	100.0	36.7	17.5	0.5	11.2	37.4
北海道	543,473	13,088	2.5	100.0	54.0	9.0	0.0	6.3	32.5
青森	91,648	△ 549	△ 0.6	100.0	55.6	16.6	0.2	4.2	25.6
岩手	124,795	493	0.4	100.0	55.6	13.2	0.0	6.9	27.1
宮城	185,652	811	0.4	100.0	41.6	13.0	0.1	12.2	35.7
秋田	117,570	21	0.0	100.0	49.5	10.0	0.0	5.1	37.6
山形	115,603	1,974	1.7	100.0	42.5	12.9	1.9	18.8	25.8
福島	179,075	1,694	1.0	100.0	43.1	19.7	1.3	10.1	27.8
茨城	228,402	8,040	3.6	100.0	38.1	9.8	0.1	21.5	31.9
栃木	173,241	3,955	2.3	100.0	29.0	18.0	—	15.5	44.0
群馬	164,811	4,392	2.7	100.0	36.7	11.5	1.3	13.7	40.6
埼玉	345,451	3,811	1.1	100.0	29.5	21.2	0.4	18.0	37.9
千葉	291,066	1,792	0.6	100.0	42.1	16.0	0.2	11.7	34.6
東京	2,150,570	7,199	0.3	100.0	28.1	16.7	0.6	11.8	45.5
神奈川	775,074	11,210	1.5	100.0	29.2	20.1	1.2	17.9	41.9
新潟	236,644	△ 1,629	△ 0.7	100.0	42.3	22.0	0.7	4.6	33.5
富山	135,932	△ 136	△ 0.1	100.0	36.0	20.5	4.5	3.4	40.4
石川	103,328	△ 603	△ 0.6	100.0	48.9	24.9	—	5.4	22.8
福井	81,838	1,120	1.4	100.0	38.7	28.0	—	11.0	23.5
山梨	57,922	1,064	1.9	100.0	53.9	7.4	—	8.9	30.9
長野	230,589	943	0.4	100.0	39.3	13.7	0.1	14.2	34.4
岐阜	164,850	△ 235	△ 0.1	100.0	32.0	28.0	0.0	8.6	35.5
静岡	365,450	6,854	1.9	100.0	31.4	20.2	0.4	11.8	41.5
愛知	785,464	8,361	1.1	100.0	27.6	16.8	0.5	7.5	51.2
三重	182,935	233	0.1	100.0	36.0	13.9	0.1	15.0	36.2
滋賀	114,982	3,860	3.5	100.0	28.9	22.3	1.5	17.0	33.5
京都	250,257	3,586	1.5	100.0	43.6	16.0	4.1	9.2	31.7
大阪	1,053,850	5,704	0.5	100.0	35.5	21.4	0.2	11.6	34.5
兵庫	563,182	2,378	0.4	100.0	40.6	20.6	—	12.1	28.7
奈良	77,497	1,524	2.0	100.0	48.2	10.8	—	18.1	24.0
和歌山	91,266	△ 180	△ 0.2	100.0	52.6	15.5	—	7.3	26.6
鳥取	56,673	748	1.3	100.0	49.5	13.8	—	5.3	33.9
島根	70,587	204	0.3	100.0	43.8	22.1	—	4.3	31.4
岡山	199,946	2,676	1.4	100.0	35.8	26.6	—	11.2	31.1
広島	337,187	1,766	0.5	100.0	34.1	19.8	—	8.3	38.8
山口	162,767	1,142	0.7	100.0	41.7	16.8	1.6	13.3	32.2
徳島	70,596	△ 16	0.0	100.0	41.1	16.4	—	13.6	31.3
香川	94,466	1,821	2.0	100.0	34.1	16.2	—	11.8	39.7
愛媛	114,172	567	0.5	100.0	36.6	23.1	—	9.2	32.3
高知	71,540	△ 1,365	△ 1.9	100.0	45.5	13.1	—	10.6	32.0
福岡	479,523	2,550	0.5	100.0	40.4	11.7	—	8.6	43.1
佐賀	80,663	954	1.2	100.0	34.6	13.7	—	14.3	38.8
長崎	127,579	5,170	4.2	100.0	36.6	27.5	0.2	12.3	24.8
熊本	126,823	3,664	3.0	100.0	48.9	18.5	—	7.0	27.6
大分	102,995	989	1.0	100.0	52.8	11.5	—	8.5	28.8
宮崎	89,898	288	0.3	100.0	40.5	31.5	0.3	5.8	23.9
鹿児島	116,115	1,184	1.0	100.0	47.2	13.5	—	4.8	35.8
沖縄	71,428	1,603	2.3	100.0	66.6	12.3	—	6.7	14.9

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体の組合員の構成比の計は合計と一致しない。
3)　労働省「昭和56年労働組合基本調査報告」による。

筆頭に、大阪の約一〇五万四〇〇〇人、愛知の約七八万六〇〇〇人、神奈川の約七七万五〇〇〇人、兵庫の約五六万三〇〇〇人、北海道の約五四万四〇〇〇人、福岡の約四八万人がこれにつづいている(第80表)。このうち北海道をのぞく六都府県の組合員数の合計は約五八〇万八〇〇〇人で、日本の労働組合員の四七・〇%までがこれら六都府県に集中していることになる。

八一年には前年にくらべて青森、新潟、富山、石川、岐阜、和歌山、徳島、高知の八県で組合員数が減少し、その他の三九都道府県で増加した。増加数が多かったのは北海道(約一万三〇〇〇人)、神奈川(約一万一〇〇〇人)、愛知(約八〇〇〇人)、茨城(約八〇〇〇人)、東京(約七〇〇〇人)、静岡(約七〇〇〇人)、大阪(約六〇〇〇人)、長崎(約五〇〇〇人)であり、増加率が大きかったのは、長崎(四・二%)、茨城(三・六%)、滋賀(三・五%)、熊本(三・〇%)、群馬(二・七%)、北海道(二・五%)などであった(第80表)。

主要連合体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟組合員数の構成比をみると、すべての都道府県で総評の占める比率がもっとも高いが、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、広島、香川、福岡、佐賀の一五都県では四団体のいずれにも加盟しないものが最大比率を占めている。総評は北海道、青森、岩手、山梨、和歌山、大分、沖縄の七道県で五〇%以上を占め、これらをふくめて四七道府県のうち四一道府県で三〇%以上を占めているが、同盟が三〇%以上を占めているのは宮崎一県のみである(第80表)。

2 組織運動

1 産業別組織の動向

通信労組の結成　一九六四年に共産党の「四・八声明」にからめ「反組織行動」をとったとして全電通から除名されたかもしくは脱退した近畿通信局管内の労働者約一七〇人は、八一年四月二六日に「通信産業労働組合」(略称・通信労組)を結成した。同労組は全電通の右傾化路線反対、統一労組懇との連帯強化の方針をとっている。

非鉄金属労協の結成　製錬労協と全鉱の合意により八〇年九月に非鉄金属産業労組総連合協議会の結成をめざす組織検討委員会が発足、同年一二月に新組織の基本事項が確認され、これをもとに八一年四月一四日準備委員会が発足した結果、八一年八月二七日に「日本非鉄産業労働組合総連合協議会」(略称・非鉄金属労協)が結成された。参加したのは三菱金属労連、住友金属労連、同和労連、三鉱連、全鉱、小名浜労組の六組織、一万五五九四人で、製錬労協はこれにともない九月三〇日に解散し、全鉱は

新組織の組織整備にともないしている。

全全同盟と造船重機労連の定期懇談会

全金同盟と造船重機労連は労働運動のイニシアティブをとるためには金属重機械大産らい連携強化をめざしていたが、八一年八月にはそれぞれ大会で従来の交流をさらに一歩すすめて「定期懇談会」をもつとの方針を決定し、八一年一〇月九日の第一回会合を皮切りに定期懇談会の開催にふみきった。

全化同盟・全化労連・新化学の三単産連絡会議

この三単産は化学エネルギー労協をつうじて共同行動をつみ重ねてきたが、同盟）もしくは「化学労働戦線の統一促進」（新化学）など、それぞれの組織の方針にのっとり、「大産別組織への結集をはかる」（全化議」を発足させた。

紙パ労連と紙パ総連合の政策調整会議の設置

紙パ労連と紙パ総連合は、八〇年いらい合員一〇〇〇人以上の一七単ど、両単産の枠をこえた連携・交流をすすめてきたが、八一年七月のそれぞれの定期大会で、紙連「共同行動」の話し合い」と「研究と討論を積極的に進めていく」との方針をきめ、また、紙パ総連は、①「総パ総連合との産別間労連がＩＣＥＦや民間先行の推進、②国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ加盟について「新しい結集をはかるうえで紙パ労連がＩＣＥＦや民間先行の労連は、新しい統一協議体に踏み切れるかどうか」が鍵であるとして、①そのために必要とされる前提条件の整備にとりくむこと、②大手単産委員長連絡会議の充実をはかるとの方針を決定した。そしてこうした方針によって両者間で協議がすすめられた結果、八一年一一月六日に両単産代表による「政策調整会議」を設置し、以後、産業政策、労働条件などのとりくみを中心に協議していくことになった。

機械金属労働組合連絡会議の結成

機械金属産業における幅広い結集をはかるとして七八年八月いらい話し合いをすすめてきた金属産業労組連絡会議（金産連）と機械金属労組懇談会（機労懇）は、八一年九月に「機械金属労組連絡会」をつくることで合意をみ、関係組合に参加をよびかけた。その結果、八一年一〇月二五～二六日に結成総会をひらいて、全国金属傘下一三労組約三万三〇〇〇人、全金同盟傘下四労組約二万六〇〇〇人、全機金傘下八労組約二万三〇〇〇人、無所属の純中立一五労組約三万九〇〇〇人、合計四〇労組約一二万人で「機械金属労組連絡会議」を発足させた。なお、連絡会議に参加した全金同盟傘下の小松製作所労組（約一万五〇〇〇人）は、これより先の一〇月一四～一五日の同労組大会で、これまで全金同盟にたいして組織の近代化と体質改善、労戦統一、機械金属分野の統一の必要性を求めてきたが受けいれられていないとして、全金同盟からの脱退を決定した。

共同印刷労組の分裂

全印総連加盟の共同印刷労組は全印総連に加盟していない大日本、凸版、図書、日写の印刷大手四労組とともに「全国印刷産業労働組合協議会」結成の準備をすすめていたが、全印総連からこうした動きについて自粛を

求められると、八一年九月一五日の定期大会で方針を決定して一二月一四日に全印総連から脱退した。このため全印総連支持の同労組合員六二人は新たに全印総連共同印刷労組を結成した。

石油労組連絡会の発足

八一年一二月いらい全石油と石油同盟が中心となってすすめていた「石油産業労働組合連絡会」結成の準備活動は、八二年三月二日の第三回結成準備会でほぼ完了し、三月一九日に結成総会がひらかれ、同連絡会が発足した。加盟したのは全石油(二万六五〇〇人)、石油同盟(三三〇〇人)の二単産と無所属の全シェル労組、東燃石油化学など六単組四八〇八人、合計三万四六〇〇人で、石油関連組織労働者の約七割を結集しており、会の目的には「産業政策活動の推進」、「石油労働者の雇用の確保、生活向上」などを掲げている。

国鉄再建問題四組合共闘会議の発足

臨時行政調査会で国鉄の民営・分割論が討議され、また国鉄の「ヤミ手当」、「悪慣行」にたいするマス・コミの集中砲火があびせられるなどきびしい状況にさらされたところから、同盟傘下の鉄労をのぞく国労、動労(以上総評)、全施労(新産別系)、全動労(統一労組懇)の国鉄四労組は、八二年三月九日に合同執行委員会をひらいて、常設の「国鉄再建四組合共闘会議」を発足させた。共闘会議は、①真の国鉄再建をめざして四組合の共同行動をつよめる、②三五万人体制反対、国鉄運賃値上げ反対、利用者へのサービス向上など諸要求の実現、③反核、反戦・平和のたたかいを積極的にすすめる、などの方針を掲げている。また、鉄労については、「民社党と一体になって国労など他の組合への攻撃を強めている」として、四労組は会議への参加をはじめから呼びかけていなかった。

全国一般の組織に亀裂

全国一般は八二年五月二七日の第二回中央委員会で労働戦線統一準備会参加の方針を採択、有効票四二のうち賛成二六票で採択したが、すでにこうした方針に反対の高知一般は三月一三日に脱退届を本部に提出、さらに埼玉、東京、千葉、神奈川、京都の五地本と宮城一般は、中央委員会終了後に高知一般とともに「統一準備会の参加に断固反対し、労戦統一の正しい発展のため奮闘する」との声明を発表し、労線統一問題をめぐって全国一般に組織分裂のきざしがあらわれた。

郵便産業労組の結成

六八年に共産党の指導による活動で組織を混乱させたとして全逓から権利停止処分を受けていた六人が中心となり、五一人で八二年六月一二日に「郵便産業労働組合」が結成された。組合員がもっとも多いのは東京・練馬郵便局四八人である。

2 「労働戦線統一」の動き

同盟第四九回中央評議会と総評第六三回定期大会の態度

八一年七月八日の第四九回中央評議会で、「『基本構想』を発表し、統一推進会が「基本構想」を発表し、「統一準備会への参加」をアピールすると、これをうけて同盟は主義、国際自由労連加盟を柱とする行動方針からすれば不透明な点が多い」としながらも、「大筋において同盟の方針をふまえている」ものと評価し、「各民間構成組織は統一準備会への参加の方向で討

議を行い、一体的に対応する」との態度を確認した。

しかし八一年七月二〇日からひらかれた総評第六三回定期大会では、統一準備会参加問題をめぐって激論がたたかわされたが、なんらかの結論をだせる状態にはなかった。統一推進会から統一を妨害する団体と名指しされた統一労組懇は、早くも五月二〇日に「基本構想」反対の立場を明らかにしていたし、五月二八日の拡大評議員会でも、傘下組織の意見は大別して三通りに分かれていた。第一は統一労組懇参加組合の「基本構想」絶対反対の主張、第二は、全国一般、全港湾など主流左派組合の、基本構想を批判し、参加は慎重に考慮すべきだとの主張、第三は電通労連、合化労連などの「基本構想」賛成論である。

そこで大会では富塚事務局長が本部の見解として、①「基本構想」を大筋において理解するが、問題点も多いので団体間協議などを通じて合意が得られるよう努力する、②準備会参加問題は私鉄総連を軸に全単産が同一歩調をとる、③選別主義を絶対認めない、④今大会で急いで結論を出さず、一〇月頃臨時大会をひらいて結論をだす、などの提案をおこなうとともに、「基本構想」への補強意見としてつぎの五項目の幹事会提案を示した。①国民春闘の評価と今後の展望、②反自民、全野党の結集という視点の明確化、③選別主義反対、全的統一の展望を、④中小企業労組、未組織労働者への援助と地域労働運動の発展、⑤企業主義の克服、社会的責任の重視、労組の機能、政策立案能力強化とたたかう目標の明確化。

この執行部提案にたいして運輸一般、国公労連、日本医労協、建設一般など統一労組懇加盟四単産は修正案を提出して、「基本構想」を大筋理解というのは了解できない、絶対反対だとし、「資本、政党からの独立、一致した要求での統一行動の三原則で戦線統一をすすめるべきだ」と主張した。大会での討論も拡大評議員会での三通りの意見に大別され、そのなかで本部提案支持が大勢を占めたが結局大会は、原案も修正案も採決せず、幹事会が示したつぎの提案を確認することで終わった。①戦線統一の項については原案支持が大勢である、②修正案の主旨は、現状では基本構想に反対であり、五項目提起は否定しない、③したがってさらに大衆討議、単産や地域での話し合いをすすめ、臨時大会に向けて最終方針を決定する。

団体間協議と総評

総評定期大会のあと、八日四日に総連合と同盟は会談し、総評の「基本構想」にたいする五項目の補強意見について意見交換をおこなった結果、「いろいろ意見はあっても、最終的には基本構想は変えられない」ことで一致をみた。八月一日に総連合との会談で同盟・総連合の会談結果を伝達された総評槇枝議長は、①五項目補強見解は統一準備会参加の絶対的条件ではない、②準備会発足後、五項目の趣旨が生かされるよう努力する、③準備会発足前にも団体間協議をつうじて五項目の趣旨を生かしてゆくなど、同盟・総連合側に一歩譲り、準備会参加に向けて一歩踏み込んだ見解を明らかにした。

そしてさらに一〇月五、一九、二〇日と三回にわたって総連合とのあいだで協議をすすめた結果、五項目補強見解のうち選別・排除問題については合意をみないまま、①これまでの経過を尊重し、準備会が円満に発足できるよう努力するは話し合いを継続する、②五項目補強見解については、「基本構想」を大筋理解というのは了解できない、絶対反対だとし、「資本、政組合について準備会参加を保証する、などの点について合意をとげ

た。

統一推進会の「これまでの経過を尊重」するかぎり、その選別主義を認めることになるので、この合意のもつ意味について、『週刊労働ニュース』（八一年一〇月二六日付）は、「基本構想反対を明確にしている統一労組懇系単産を切り離すタガをはめられた」ものと評しているが、総評指導部はこの合意をもとに一一月四日に設定した臨時大会に提案する「『統一準備会』発足にあたっての統一見解」をまとめた。

しかし総評顧問の太田薫（元議長）、市川誠（元議長）、岩井章（元事務局長）の三氏は八月二一日に、「労線統一に関する要望書」を総評指導部に提出、総評・総連合会談における槇枝議長の見解表明を「総評と日本労働運動そのものを崩壊させるもの」ときびしく批判し、「基本構想は全的統一を目指すものではなく、明らかに選別である」として、五項目の厳守を要求した。これは指導部のゆき方にたいして総評主流左派内に強い反対が存在することのあらわれであり、かつその反対をいっそうあふるものであった。事実、一〇月五日には東京都内の総評左派組合――都教組、都職労、全国一般東京地本、全印総連東京地本など統一労組懇系や中小左派組合の委員長、書記長ら八人が呼びかけ人になって「基本構想とニセ行革に反対する集会」がひらかれ、さらに同月一九日には総評三顧問を呼びかけ人とする「総評五項目補強見解を厳守し総評運動を強める討論集会」が、建設一般、全造船、国労、動労、全港湾、都労連、都高教、全国一般などの委員長・副委員長らの出席のもと約一二〇〇人の参加をえて開催された。

この間、統一推進会は、総評幹部や傘下単産の動きをにらみつつ、九月五日開催の第一五回会合で「基本構想で打ちだした、本年中に準備会発足」の線に沿って、統一準備会を一二月一四日に発足させることを決定していた。

総評第六四回臨時大会

一一月四日総評第六四回臨時大会がひらかれた。執行部はつぎの五点を骨子とする「『統一準備会』発足にあたっての統一見解」案を提示した。①基本構想がまとめられるまでの経過を尊重する、②基本構想に大筋理解の立場に立ち団体間協議を通じていくつかの問題点を五項目補強見解にそって補ってきた。未解決の問題について今後も協議をつづける、③準備会に総評民間単産は統一して参加する、④基本構想に異なった意見をもつ単産も、準備会に参加を保証させねばならないという基本的立場を貫く、⑤準備会への参加を決定した単産の参加を保証し、参加を決定した単産が選別排除される場合は、全体として参加を留保し、民間単産は統一して対応する。

これにたいして、統一労組懇加盟四単産は七月の大会と同じく、①基本構想は労資一体化、反共主義路線であり、統一の名をかりて右翼的再編をはかろうとするものである。総評は基本構想に反対の立場を明確にする、②基本構想を前提とした統一準備会には参加しない、③労働戦線統一は労働者の利益と団結を守るためにおこなうものであって、特定の理念による結集であってはならない、などを内容とする修正案を提出した。

大会では準備会参加を志向する私鉄、全国金属、合化労連など約一一単産がここで準備会参加のケリをつけることを執行部にたいして強く要求した。しかし、一一月一日のテレビの政治討論会で槇枝議長が「統一労組懇系の準備会参加は考えられない」との趣旨の発

言をしたこと、前日の日教組中央委員会で「民間単産が一つでも反対または留保した場合日教組は準備会発足に反対する」との決議が採択され、これが主流左派組合の多くにも影響を与えていたことなどもあって、原案を採決にかければ留保にまわる単産が最多数を占めることになることは明らかであった。そこでこの大会でも原案、修正案ともに採決せず、つぎのような方策をとることで執行部は大会をのりきった。すなわち、「これまでの経過の確認」と「五項目堅持」の二点についてまず挙手採決にもちこみ、原案にもられたその他の点については事務局長集約のかたちで提案して大会の承認をとりつけ、準備会参加にかんする具体的方針は一二月上旬拡大評議員会をひらいて決めることにしたのである。

総評第三回拡大評議員会

臨時大会で原案を採択にもち込めなかった総評執行部は、一一月七日の第三回拡大評議員会には主流左派の見解を大幅にとりいれた原案をもってのぞんだ。原案はこれまでとはちがって、基本構想への評価にはふれず、①労戦統一の目的は労働者の利益の増進と権利の拡大をはかることにある。そのため民間先行の労戦統一と共同行動をすすめ、今後の団体間協議を通して全的統一をすすめる、②準備会は労戦統一に賛成するすべての単産に門戸を開放する。参加を決定した単産が選別排除された場合は全体として参加を留保し、民間単産は統一して対処する、③準備会へは五項目補強見解を堅持して参加し、各単産の討議結果を踏まえて自由な討議を保証する、④将来発足する協議会は一致できる要求・課題を追求し共同行動を積み重ね、一致できないものは独自行動を認め合う、などを骨子とするもので、このうえに立ち、①各単産は拡評終了後、準備会参加を決定し、可能なかぎり八二年一月末までに手続きを終了する、②組織事情によって討議を継続する単産も、遅くとも三月末までに手続きを完了する、③一二月一四日にはすでに参加を決定している五単産（鉄鋼労連、全日通、合化労連、全鉱、電通労連）が出席する、などの統一準備会への参加方法を示したものであった。

また宇佐美同盟会長が一二日三日の同盟第四八回中央評議会で戦線統一問題にふれ、「基本構想を機関で了解」することが準備会参加の条件だと発言したことに全港湾など主流左派が強い反発を示していたことから、総評執行部は、「準備会参加については団体間協議で一致するまで留保する」との一項と、また太田薫元議長が統一労組懇加盟組合と執行部とのあいだに接点を見いだそうとして主張した内容をもった、「原案に賛成できない組合は、団体間協議の推移を見守る、①基本構想を支持できない、②基本構想に対する五項目補強見解およびその他の意見について団体間協議でつめる、③その結果をみて参加の対応をきめる」との一項を、原案にたいする追加補強案として、拡大評議員会に提示した。

統一労組懇加盟四単産は前二回の大会にひきつづきここでも修正案を提出したが、執行部はこれを採決にもちこみ、賛成四票で否決、原案については左派組合の発言要求をおさえ、賛成の拍手を求めることでこれを可決した。終了後、統一労組懇加盟四単産は記者会見し、「総評が統一準備会参加の方向を決定したことは、今後の日本の労働組合運動の前進に重大な障害をつくりだした。また議案の強引な採決が強行され、その決定の効力には重大な疑義がある」との声明を発表した。

労戦統一準備会の発足

一二月九日の統一推進会の会合では、七日の総評拡評で採択された「基本構想」棚上げや全単産の門戸開放を謳った方針にたいして同盟傘下組合は難色を示した。しかし結局、総評五単産をスムーズに参加させ統一準備会を予定どおり発足させたいという電機労連の主張がとおり、①統一推進会は六単産がそれぞれ各団体をカバーする立場で基本構想をまとめ、準備会への参加を呼びかけた、②統一準備会は一四日に発足させることを最終的に決定した。他方総評は総連合を介して同盟と接触し、四日の準備会発足直前に宇佐美会長から総評・総連合間の合意を尊重するとの確認をとりつけた。

こうして一二月一四日、総評傘下五単産を含む三九組織三七八万三〇〇〇人を結集した、新しい民間労組協議会結成のための労戦統一準備会が発足した。参加したのは、鉄鋼労連、合化労連、全日通、電通労連、全鉱(以上総評)、ゼンセン同盟、全金同盟、造船重機労連、海員組合、一般同盟、交通労連、全化同盟、全食品同盟、紙パ総連合、航空同盟、建設同盟、資源労連、凸版労組、全炭鉱、基金労組、石油同盟、日本港湾(以上同盟)、電機労連、食品労連、全電線、全窯連、全石油、全国ガス、全国セメント(以上中立労連)、全機金、新化学・京滋地連、新運転(以上新産別)、自動車総連、電力総連、商業労連、運輸労連、ゴム労連、全国自労(以上純中立)であった。

発足した準備会は翌八二年一月八日に第二回会議をひらき、会の運営方法をきめ、鉄鋼労連、合化労連、全日通(以上総評)、ゼンセン同盟、造船重機労連、全化同盟(以上同盟)、電機労連、食品労連、全機金(以上総連合)、自動車総連、電力総連、商業労連(以上無所属)の一三組合を幹事組合に選出した。

同盟の態度と総評ならびに総評傘下組合の動き

しかしこの間同盟は、一二月一一日の三役会議で、①門戸開放反対、②基本構想棚上げ反対、③宇佐美発言撤回拒否をきめ、準備会発足直後の一七日ひらかれた執行評議会で、①基本構想をふまえて準備会が新たな民間労組協議会の結成における準備をすすめることを期待する、②同盟構成組織は一致して民間先行統一は右翼的再編などと誹謗し反対している勢力と対決するの二点を骨子とする声明を発表し、ついで翌八二年一月二六～二八日開催の同盟第一八回全国大会でも宇佐美会長の口を通じて、「門戸開放、選別反対、基本構想棚上げをいう総評を批判し、「基本構想に反対の組織や統一推進会の経過を無視する組織の統一準備会への参加は認められない」ことを強調した。

こうした同盟の態度表明は、当然のことながら総評と総評傘下組合内の統一準備会参加反対の動きをつよめた。このため総評では、二月二～三日開催の第六五回臨時大会の席上、槇枝議長が冒頭あいさつのなかで同盟大会での宇佐美発言をとらえ、選別排除などについての総評・総連合の「合意事項が一つのナショナルセンターによってご破算にされることは許されない。合意確認が言葉でなく現実に踏みにじられる事態になれば、総評は重大な決意をもって対応せ

ざるをえない」と反論したが、統一労組懇加盟四単産はこれに満足せず、「宇佐美発言は、同盟が総評・総連合の合意を了解したという総評幹事会決定の前提が崩れたことを意味しており、総評は準備会参加の方針を取り消すべきだ」とする緊急動議を提出した。大会運営委員会は臨時大会の態勢固めのためのものであることを理由にこの動議を取り上げることを拒否し、富塚事務局長は総括答弁のなかで「準備会参加についてはすでに決定しており、もとに戻す気はない」と四単産の主張を退けることで臨時大会を乗り切ったものの、執行部が準備会参加を予定していた第二陣単産内での混乱はおさえがたいものがあった。

一月二九日の私鉄総連中央委員会は、大手の京成、東武や中小の京福などの反対を押し切って参加方針を決定した。全国金属は二月一六～一七日の臨時大会で準備会参加をきめたものの、参加賛成一三八票に対して反対七五票、保留一八票で執行部批判票が約四割を占めた。二月一九～二〇日の全造船機械の中央委員会ではこの問題について結論をだせなかった。日放労も三月九日の臨時大会で参加決定ができず、夏期大会まで決定を見送った。

こうしたところから、はじめ総評執行部は第二陣として一一単産の準備会参加を予定していたが、三月初めにはこれが九単産にへり、四月二六日に実際に参加申請をしたのは七単産にとどまった。

総評第二陣七単産の加盟

総評は三月二五日に民間単産三役会議と幹事会をひらいて、私鉄総連、全国金属、炭労、全自交、繊維労連、紙パ労連、全電力の七単産を第二陣単産として統一準備会に参加申請させることをきめ、七単産は翌二六日に一括して参加申請をおこなったが、申請書に添付された各単産の統一問題に関する方針書のなかでは「基本構想」にはまったくふれず、ただ「団体間協議の経過と結論を尊重し、総評拡大評議員会の決定に基づき準備会に参加する」との統一見解を入れていた。

翌二七日開催の統一準備会幹事会では、たちまちこのことが問題になった。同盟系単産は「基本構想」の承認を明記すべきだと主張、総評加盟単産代表が「団体間協議の経過と結論の尊重」には「基本構想」を前提としたものだとして、一括加盟の承認を要請したが、同盟系は個別審査の必要を主張し、結論はでなかった。そこで鉄鋼労連が団体間協議の経過内容を整理し、総連合、同盟、総評と折衝しとりまとめに努力するとともに、競合単産についても接触をはかることによって前向きに結論をだせるよう努力することになり、四月一日に予定された次回の準備会は四月一七日に延期することにきまった。このあと準備会幹事会は四月一日、一六日、三〇日と三回ひらかれ、その間鉄鋼労連による折衝がつづけられ、統一準備会の会合もひらくことができなかった。そして五月八日になってようやく準備会第五回会合がひかれて、総評第二陣七単産の準備会参加が承認され、統一準備会の構成は四七単産約四四〇万となった。幹事単産はこれにともないこれまでの一三単産に私鉄総連、全国金属、海員組合の三単産を加えて一六単産とすることに決定をみた。そして準備会は五月一九日の第六回会合から運動方針、運営要綱、予算案の本格的準備にとりくむことになった。

しかし、同盟系単産が総評七単産の参加を承認したのは、七単産が、①「準備会の事実経過を尊重する」こと、②参加申請書から「総評第三回拡大評議員会の決定により」という統一文言を削除す

ることを承認したためであった。というのは、準備会はすでに三月一日の第四回会合で、年内発足が予定される民間協議会結成にむけての準備とは「基本構想に基づく協議会結成への準備である」ことを口頭提案をもとに確認していたから、「準備会の事実経過の尊重」とは事実上、「基本構想」の承認を意味しており、七単産のうち世界労連加盟の全自交にとってはこの国際組織からの脱退を意味していたのである。

こうした、原則上の譲歩による七単産の準備会参加は総評およびその傘下単産内の準備会反対派の動きをさらに強めることになった。事実、五月一三日に全国金属反主流派を中心とする二三支部は連名で声明をだし、これは「基本構想には問題点があるとしてきた全国金属の重大な態度変更であり、同盟主導の右翼的再編への完全屈伏である」と全国金属の準備会参加を非難した。そして声明の趣旨に賛成の支部は三〇〇に及ぶとものべていた。

全国一般は五月二七日の中央委員会で、有効投票四二のうち賛成二六票で準備会参加をきめたが、中央委員会の終了後、東京、千葉、神奈川、宮城、京都の六地方組織は三月にすでに脱退をきめた高知一般とともに「準備会参加に断固反対し労戦統一の正しい発展のため奮闘する」との声明を発表、組織分裂の可能性すらでてきた。

総評三顧問と統一労組懇の動き

右のような状況のもとで太田、市川、岩井の総評三顧問は五月二〇日に新たな活動にのりだした。すなわち総評主流左派に属する一六単産の幹部、一九県評の代表者の出席受諾のもとに（実際に出席したのは一〇単産、一〇県評の代表）、この日懇談会をひらいたうえで、六月一四日には三顧問の呼びかけで「労働戦線の右翼的再編に反対し、たたかう総評の再生をめざす6・24集会」が東京の千代田公会堂でひらかれ、三顧問のほか左派系組合幹部、活動家や統一労組懇の春山事務局長をふくむ約一二〇〇人が参加した。岩井総評顧問は席上総評が力を失っている理由として、①春闘や経済諸闘争への対応の不充分、②全野党路線をとるべきなのに社公路線に執着している、③右寄り統一へ参加の三点をあげ、「①槇枝総評議長は準備会になだれこむ以外にないといっているが、なだれ込みの道は内部分裂を招くだけで総評の再生にはつながらない、②ここまできたら左派の組織体をつくる以外ない。すぐ組織結成とはいかなくても研究会でもいい。この研究会で運動のゆくすえを分析し、どういう連絡機関をつくればいいか話をつめていきたい」と訴えた。集会が採択した「総評全労働者へのアピール」は、①JC・同盟主導の民間先行による労戦統一の基本構想に反対の立場をあらゆる機関で決議すること、②全的統一の保障のない民間協議会の年内発足には同意できず、総評および各単産は不参加を決議すること、③

総評指導部がすすめてきた団体間の話し合いの経過には多くの疑惑が残されており、承認できない、すべてを大衆のまえに公開すべきだ、④総評の労戦統一綱領草案は基本構想と統一準備会を前提にしており、認めるわけにはいかない、との立場を明らかにしていた。

統一労組懇は六月二八日に一一単産二九地方組織の代表を集めて第六回全国代表者会議をひらいたが、席上春山事務局長は、八一年にはじまる総評三顧問の動きについて、「当初は全的統一への橋渡し役を果たすのではないかとの懸念があった。その後三顧問が意思統一し、右翼的再編の動きと手を切ると声明し、準備会不参加を拡大していくとの考えを示すなど多くの点で(統一労組懇の考えと)共通していると判断し、その積極面を評価して六・二四集会に統一労組懇を代表してあいさつした」と報告した。この時点まで総評主流左派は統一労組懇と一線を画していたが、総評第二陣七単産をめぐる事態は、両者を接近・結集させる方向へ作用したことが注目される。

統一準備会、「全民労協」の年内発足の方針を確認

労戦統一準備会は五月二〇日に第六回会合をひらき、協議会移行に向けての運動方針、運営要綱、予算案などについて本格的な討議を開始し、六月二日の第七回会合で実質討議をほぼ終了、七月五日の第八回会合以後事務局で草案起草にとりかかった。この起草作業期間中に、組織の性格と目的について「基本構想にもとづき」との文言をいれるかどうかで同盟系と総評系の単産代表のあいだに対立がうまれたが、結局、この協議会は、「統一準備会での討議経過をふまえ、相互信頼のうえにたって……」と、基本構想について言及を避けた政治的配慮の強いものとなった。こうして労働戦線統一準備会は、七月五日の第八回会合で、①年内発足をめざす民間協議会の名称を「全日本民間労働組合協議会（略称・全民労協）」とする、②全民労協への参加単位は産別組織を原則とするが、例外事項については機関にはかって決定する、③機関としては総会、代表者会議をおき、機関を補足するものとして三役会議、書記長会議をひらく、④議決は合議制を原則とするが、運営上の民主制と慎重を尽くしても合議制が障害となった場合には多数決制も採用する、⑤役員は議長一人、副議長若干名、事務局長一人、幹事ならびに会計監査各若干名とし、事務局一〇～一五人程度とする、⑥会費は組合員一人につき年二〇円とし、財政規模は年間約八八〇〇万円とする、などを最終的に決定した。

しかし、こうして準備会では新しい民間労組協議会の年内発足にむけて準備活動がすすんでおり、総評指導部は「もはやあとには退けない」との態度を示しているものの、他方で総評や中立労連内の左派組合やすでに準備会に参加した総評加盟単産のなかでは、以上の経過にみるとおり、反対勢力の動きが活発化しており、さらに七月一三～一五日開催の合化労連大会では、四六組合の代表が大会をボイコットしたため、大会は不成立となるなど、全民労協結成に向けて事態はなお流動的である。

(注)「労働戦線統一問題」についての本年鑑記載以前の動きについては、『日本労働年鑑』第五二集・一九八二年版所収の「特集・労働戦線統一問題」を参照されたい。

【参考資料】(1)労働省「昭和五六年労働組合基本調査報告」および「昭和五〇年労働組合基本調査報告」、(2)総評第六六回定期大会資料、(3)同盟第一七回定期大会資料、(4)『総評新聞』、(5)『同盟新聞』、(6)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(7)日本労働協会『労働運動白書』昭和五七年版

II 主要な労働組合の大会

概要□総評の大会――総評第六三回定期大会／総評第六四回臨時大会／総評第六五回臨時大会／同盟第一八回定期大会――中立労連、新産別、総連合、金属労協の大会――中立労連第八回定期大会／新産別第三四回定期大会／総連合第四回総会／金属労協（IMF・JC）第二〇回定期大会／主要労組の大会――電機労連第二九回定期大会／日教組第五六回定期大会／全逓第三五回定期大会／私鉄総連第四五回定期大会／国労第四三回定期大会／動労第三七回定期大会／全電通第三四回定期大会／全国金属第四八回定期大会／造船重機労連第一二回定期大会／自治労第四〇回定期大会／ゼンセン同盟第三七回定期大会／鉄鋼労連第六五回定期大会

概要

一、一九八一年七月～八二年六月の一カ年間に開催された労働組合中央組織の大会は、①八一年七月二〇～二三日の総評第六三回定期大会、一一月四日の同第六四回臨時大会および八二年二月二・三日の同第六五回臨時大会、②八二年一月二六～二八日の同盟第一八回定期全国大会、③八一年九月一六日の中立労連第八回定期大会、④八一年一〇月二六～二八日の新産別第三四回定期大会、⑤中立労連と新産別とで「全体の統一を展望しつつ両組織の統合をめざす」として七八年三月に結成された総連合の第四回総会の七つであった。

一、総評第六三回定期大会は、平和と民主主義を守る闘争を重点に〝財界主導、福祉削減〟の行革に反対する内容の新運動方針を決定したが、提案された方針中の労働戦線統一に関する部分については、統一推進会の「民間先行による統一基本構想」に反対する立場からの修正案とともに事実上継続審議となり秋の臨時大会にその結論をもちこすことになった。これをうけた一二月一四日に発足する統一準備会への対応のための第六四回臨時大会でも、九項目からなる本部提案のうち、①これまでの経過を尊重する、②統一基本構想にたいする五項目の補強見解を堅持するの二点は賛成多数で確認さ

れたものの、提案そのものは採決されるにいたらなかった。こえて第六五回臨時大会では一〇%、二万円を下回らない賃上げ要求基準をもりこんだ春闘方針を決定し、労戦統一問題については八二年七月の定期大会までにとりまとめるとした労働戦線統一綱領づくりの中間報告にとどまり、さらに春闘後の論議にゆだねられることになった。

一、同盟第一八回定期全国大会で決定された八二・八三年度運動方針では、行革の推進による福祉社会をめざすとする一方では、「わが国は西側の一員として、防衛のための共同責任と分担で一定の役割を果たしていかなければならない」とはじめて防衛力整備を是認する立場がもりこまれ、また政治課題について「中道諸政党とともに次期選挙に備えて多面的な選挙対策を推進する」として民社党を軸とした中道結集をめざす姿勢がうちだされている。

一、中立労連第八回定期大会は、行革推進の立場で積極的に対応するとしながらも、人事院勧告や公労委の仲裁裁定については官公労働者の労働基本権の問題と不可分であり、その完全実施を強く求める姿勢を示し、また労戦統一問題では統一推進会の基本構想を支持し、加盟単産の参加と将来の全的統一を展望する方針を決定した。新産別第三四回定期大会、総連合の第四回総会で決定された方針でも労戦統一問題についてほぼ同じ方向が示されている。

一、八一年の主要労組の大会論議ではとりわけ労働戦線統一問題が焦点となったほか、人事院勧告・仲裁裁定の完全実施、行政改革問題、春闘総括および来春闘のたたかい方などが主な論点としてとりあげられた。労戦統一問題をめぐっては同盟、中立労連傘下の民間単産がほぼ足並みをそろえて統一準備会への参加を決定したのにたいし、総評傘下単産ではその対応にかなりの差異がみられ、私鉄総連をはじめ多くの単産で最終決定が先送りとなった。すなわち鉄鋼労連が準備会参加を、合化労連、全鉱、全日通などが民間単産の統一的対応を条件としながら同じく参加の方針を決定し、私鉄総連、全国金属などは総評民間単産が一致した行動をとるためには時間的余裕が必要と最終決定を保留、その他多くの単産が態度を保留した。また運輸一般、医労協、全印総連などが準備会に参加しないとの方針を決定した。

1　総評の大会

1　総評第六三回定期大会

開会と槇枝議長のあいさつ　日本労働組合総評議会（総評）の第六三回定期大会は、一九八一年七月二〇日から四日間の日程で東京・厚生年金会館で開催された。槇枝議長は冒頭のあいさつで、①改憲阻止、②核廃絶・非核三原則堅持、③教育の権力支配排除の課題を軸に民主勢力の結集をよびかけ、とくに軍事増強、行政改革、教科書攻撃などは「財界が一団となって八〇年代を企業型管理社会にもちこむねらい」のものである

とし、これへの国民的反撃を訴えた。また労働戦線統一問題では政治路線などによる組合の選別を否定しながらも、鉄鋼労連など統一推進会の基本構想にたいしては「理解を示しつつ、今後の実現の過程を通じて弱点を補い、総評として足並みをそろえて積極的に対応すべきだ」との見解を示し、これに関連して官公労の統一と地域の未組織労働者対策への具体的とりくみの必要性を強調した。大会はこのあと竪山中立労連議長、富田新産別書記長が労働団体を代表して、さらにひきつづき飛鳥田社会党委員長、竹入公明党委員長がそれぞれ来賓としてのあいさつをおこなった。

なお、中立労連の竪山議長はそのあいさつのなかで、大会直前の総評幹事会が「民間先行による戦線統一の基本構想」にたいし、①戦後労働運動の基調となった春闘の評価と継承・発展、②反自民の結集と全野党の協力、③選別方式は絶対にとらない、④中小企業、未組織労働者対策の明確化、⑤企業主義の克服からなる五項目の補強見解を正式決定したことにふれ、「政党との関係は同盟の主張もふまえて論議したもので、その経過を理解してほしい」とのべ、〝反自民・全野党結集〟の項目は調整がむずかしいとの見通しを間接的に示した。

運動方針提案

大会第一日目の午後、富塚事務局長は平和闘争の推進、総評の主体制強化などをもりこんだ八一年度運動方針を提案した。そのなかで同事務局長は八〇年度運動の総括のあと内外情勢の特徴として、レーガン新政権の登場と東西緊張の激化を背景に日米軍事同盟が強化されつつあることを指摘し、核戦争と軍拡レースを防がねばならないと強調した。そして〝自立・連帯・改革〟をめざす運動の基調としては、①中期的展望にたって自立と連帯の精神をもとに連合政権づくりの再構築と同時に、実質賃金の維持向上をもとに内需の拡大、福祉型社会の実現につとめる、②横断的共闘の充実と地域春闘との結合をはかり、あわせて産別機能の強化また下請、未組織労働者、パート、家内労働者の社会的規制を求める。とくに地域運動強化のため地域代表者交流集会をひらく、③労働戦線統一問題では原案とともに基本構想へは五項目の補強見解を提案する、④行財政改革では国民の税の公平負担問題で追求していく、とくに労働者の賃金抑制、定員制限、福祉、医療、教育など国民生活にかかわる問題での後退は認められないと呼びかけた。

採択された同方針は、一、闘いの総括、二、内外情勢について、三、運動の基調、四、主要課題についての闘い、および「当面する労働戦線統一への対応」と「八一年秋期年末闘争方針の骨格」により構成されているが、そのうち、三、運動の基調の骨子はつぎのとおり（なお、1のA《新たな合理化問題》は本年鑑Ⅱ―Ⅴ「合理化反対闘争」を、四の9「国際連帯活動の強化」については、本年鑑Ⅱ―X「国際労働組合運動と日本」を参照されたい）。

【総評・一九八一年度運動方針】

1、八〇年代労働組合の要求課題

われわれは、実質賃金の低下というかつてない事態においこまれた。また、急速な高齢化社会の到来、財政難を理由にした行政改革の強行、さらには危険な軍事化が急テンポで進められている。こうした状況下において、さまざまな社会的格差が拡大し、労働者、国民は分断され孤立化させられつつある。われわれは、これに対抗してわが国の政治・経済・社会の枠組みを質的に改革し、労働者、国民の生活に根ざした「公正と連帯」にもとづく平和で福祉的な社会の実現を目指して運を動進めていく。現在、

労働者が直面している困難さは、長年にわたる保守支配体制、輸出主導型の経済成長、さらには国際的な経済秩序を無視した対外経済戦略などの当然の帰結である。この改革のため、長期的かつ国際的な視野をもって、国民の大多数が合意する社会づくりを展望しながら、以下でのべるような具体的な要求課題を追求するねばり強い闘いを積み重ねていく。

中期的な展望の中で、われわれが立ち向うこの一年、国民春闘路線の強化・発展がことさら重要になっている。これまで国民春闘で掲げてきた国民生活改善のための諸課題への取組みを強化するとともに、核戦争の危機に反対する平和運動と、軍国主義化・国家統制の強まりに反対し、民主主義を守る運動を徹底していかねばならない。また、財界主導の路線が明らかになった行政改革に対抗するわれわれの側の態勢の確立が緊急に必要になっているのである。国民生活改善の闘い、平和と民主主義を守る闘い、国民本位の行政改革へ転換するための闘い、この三つのさし迫った課題に対応するために、運動の輪を広く国民各層、知識人に広げていかなければならない。国民生活改善への諸課題や平和と民主主義を守る強力な闘いを積極的・主体的に闘っていく中で、国民の多数派を形成していくこと、それが行政改革への対応に当っても、われわれの態勢の孤立化を防ぎ、真に国民本位の行政改革をすすめていくことが出来るのである。

以上で述べたような中期・短期の闘いの一つの結節点として、一九八三年の闘いを位置づけ、そのための主体的運動の強化と国民の多数派の形成に最大限の力を注いでいく。こうした運動の筋道こそが、われわれの重大な課題である労働戦線統一の発展にとっても重要な意味をもっている。われわれの生きた運動への取り組みの中からこそ、労働者の待ち望んでいる労働戦線の統一が実現していくのである。

A　賃上げ、労働時間など協約闘争の前進

労働者の実質生活を総合的に向上させていくためには、賃上げ、時短、定年延長などの協約闘争を強化していくことが必要である。こうした闘いのなかでわれわれが特に注目しなければならないのは、男女、雇用身分、働く企業の規模などにもとづく社会的に不当な格差が目下拡大しつつあることである。したがって、われわれは、この格差をいかにすれば具体的に是正していくことが出来るかを、それぞれの闘争のなかで真剣に取り組んでいかなければならない。

《賃金闘争》

まず賃金闘争では、実質賃金の維持、向上を目指して生活に根ざした要求を組み上げていくことが出発点である。このためには、労働者の生活や賃金に対する率直な意見をまず確認し、これを賃金闘争を組織化していく原点としていく。こうした意味で、十分な機関討議をおこなった上で、「生活・賃金アンケート調査」を実施する。そして、この要求を実現していくためには、国家と資本とが一体となった春闘の管理体制を打ち破っていかねばならないのであり、そのためには、「産別自力」を基礎にしたあらゆる場での労働組合の緊密な共闘態勢を築き上げることが絶対に必要である。

われわれは、国民春闘共闘会議を基軸に四団体の歩調をそろえ、さらに業種別、地域別のあらゆる共闘態勢の強化を追求していく。今春闘で採用した、春闘前段での闘争力の結集をはかる「第一グループ方式」を強化する方向で討議していく。また政府、自民党による官公労賃上げの不当な取り扱いを許さず、完全な民間連動を勝ち取る運動を進めていく。こうした賃金闘争で総労働態勢を築いていくなかでこそ、社会的な賃金格差の是正を具体化していくことも出来るのである。この観点から、最低賃金制の統一した闘いを重視していく。

《労働時間短縮闘争》

次に労働時間短縮闘争では、貿易摩擦が激化するなかでわが国の二、〇〇〇時間を越える実労働時間はその原因である週休二日制の立ち遅れ、長い残業時間など、および先進国にふさわしくない長時間労働が国際的非難の的になっている。われわれは、労働時間短縮闘争の取り組みの弱さを率直に反省し、ゆとりのある生活を実現していくための闘いを強めていかなければならない。この労働時間短縮闘争は、低成長下で一五〇万人にも達する構造的失業者を抱えている今日、「仕事のわかちあい」を図っていくためにも重要な意味をもっている。

《行政改革》

まず行政改革は、今日構造的な財政赤字対策としてクローズアップされており、重大な政治課題となっている。財界や自民党の行革論の本質は、国民生活において「自助努力」を押しつけ、現代国家が負っている社会的公共サービスや福祉に対しての政策責任を回避するというタイプの「小さな政府」である。われわれも、八〇年代に入って行政改革の必要性が高まっていると考えるが、それは、現代社会における国家のあり方がシステムとしていかなる役割りを果すべきか、という極めて根本的な問題としてとらえているのである。すなわち、国民にとって生活上のさまざまな新しい必要性をいかにして実現するかが基本でなければならない。したがって、行政改革にあたっては国民サービスを向上させ、そのための効率化を図り、その具体化にあっては当事者の権利や労働条件を保障し、国民諸階層の民主的な参加のもとにおこなわれるべきだと考えている。われわれはまた、現在の国家企業のゆ着の実情を明らかにし、財界主導の行政改革を国民的なものへと転換していく。（以下略）

2　労働組合の組織強化と労働戦線の統一をめざして（略）

3　平和と民主主義の闘い

米ソ核戦略の危険な対抗関係が異様に強まりつつあるにもかかわらず、わが国の自民党政権は、日米の軍事的同盟関係を強めることで、危機の増幅に加担している。こうしたなかで、世界で唯一の原爆被爆国であるわが国において国民の悲願である非核三原則が侵されてきていることが明らかになりつつある。われわれは、この非核三原則を世界にひろげていくことで、核兵器のない世界を実現していく運動の先頭に立っていかなければならない。われわれはいまこそ、平和憲法を守り、軍事同盟の危険な実態を国民の前に明らかにし、軍拡と核戦争の脅威に反対し、軍縮と緊張緩和を目指す闘いを広く国民諸階層と連帯して強めていかなければならない。

こうした闘いの発展の中から、日米安保条約を解消させ、積極的、非武装中立の輪を広めていく。われわれの運動の当面の到達点を一九八二年の「国連軍縮特別総会」に向けるとともに、国内的には八三年に予想される総選挙、地方統一選挙において、国民の大多数の結集を図ることで、日本の平和を求める新たな政治的選択をかちとっていく。（以下略）

4　国際連帯活動の強化（略）

5　政党と労働組合の協力関係（略）

運動方針案をめぐる討論経過

大会第二日目から労働戦線統一を中心に運動方針をめぐる質疑討論がおこなわれた。統一推進会の有力メンバーとしての立場から鉄鋼労連の中村委員長は、〝反自民・全野党結集〟など基本構想に関する五項目の補強見解について「すでにこの構想をもとに、かなりの単産が統一準備会参加をきめている。補強問題は統一準備会の中で話しあうべきだ」と統一準備会発足前に統一推進会として補強論議に応じる意思のないことを明らかにし、統一準備会参加への見切り発車も辞さない態度を示した。合化労連、全日通からも積極推進の立場が表明された。一方、統一労組懇系単産は「部分的な補強修正をしても、労使一体、右翼的再編成の路線はかわらない」（運輸一般）と執行部の姿勢を批判し、基本構想に総評として反対の立場を明確にする趣旨で国公労連、医労協、建設一般全日自労、運輸一般四単産による修正案が提出された。これにたいし主流派単産の多くは「補強見解にもとづいて構想の修正を求め、総評として一致した対応をしよう」と団結の必要性を強調したが、労働運動そのものだけでなく反原発、公害闘争など大衆運動の手足となっている地方県評代表からは「基本構想は中小労組、地域闘争への視点が欠けている」（静岡県評）、「ビッグユニオン主体の労働戦線統一」（福岡県評）などと、春闘の位置づけ、中小企業・未組織労働者対策、地域闘争のあり方をふくめて基本構想に強い不満と不安を示す発言が目立

ち、また戦線統一の母体となるべき地方組織の結成に乗りだしていることから、総評系の県評と組織競合問題がおきはじめていることが訴えられた。

大会三日目は、前日の労働戦線統一問題の論議をふまえ行政改革、平和闘争、春闘問題などに意見が集中した。とくに第二次臨調の第一次答申にたいしては官公労を中心に「労働条件の切り下げ、国民生活の破壊」ときびしい批判が相次ぎ、「政府・財界・官僚の立場でかかれたものであり、職場労働者の感情としては各論はもちろん、総論もふくめて全面反対という空気だ」（全電通）との発言に代表されるように反対一色で終始していた。総評は〝民主的行革〟の立場から臨調審議に協力するという方針をとって丸山副議長（自治労委員長）を臨調委員としておくりこんでいるが、「今後の臨調の出方によっては、対応の再検討も考慮すべきだ」との強硬論も出され、また臨調答申反対運動の展開をめぐっても路線論争がからみ、統一労組懇系単産を中心に「答申に賛成している同盟や民社などと共闘しても無意味。四団体共闘、社公路線を見直せ」など執行部の対応を批判した。

統一準備会参加問題と事務局長の総括答弁

大会最終日、総括答弁にたった富塚事務局長は総評民間単産が戦線統一問題にまって対応することを前提に、①運動方針案のうち労働戦線統一については原案支持が大勢である、②修正案の趣旨は基本構想に現状では反対だが、五項目の補強意見を否定していない、③さらに今後大会で討議を単産、地域ですすめ臨時大会で総評の最終方針を決定するとの見解をまとめ、これをもとに戦線統一方針と修正案を事実上採決せず、継続審議とすることで新運動方針が満場一致で承認され、統一準備会参加問題の結論は秋の臨時大会にもちこされることになった。大会はこのあと「沖縄闘争に関する決議」ほか七決議を採択し、大会宣言をもって閉幕した。

2　総評第六四回臨時大会

大会の課題—労働戦線統一への対応

労働戦線統一への対応をきめる総評第六四回臨時大会が、八一年一二月四日東京・九段会館で開催された。春闘の態勢固めをのぞいて冒頭あいさつにたった槇枝議長は「総評の組織を守り、労働者の利益を前進させるためにも、総評加盟単産が統一的積極的に準備会参加を方向づけることが適切な道である」とのべ、とくに選別問題にふれて「イデオロギーや戦術上の違いを口実に、〔特定の組合を〕選別や排除する論理をとるべきではない。基本構想にたいする意見に違いがあろうとも参加を希望するすべての組合が参加を保証され、自由な討議が保証されるのは当然のことだ」として全民間単産の参加を強調した。また去る一六日の北炭夕張新鉱惨事で亡くなった労働者の冥福を祈り、「炭労北炭夕張新炭鉱災害対策支援に関する特別決議」が満場の拍手で確認された。

「全民間単産の統一準備会参加」を基調とする執行部提案と修正案

ひきつづき富塚事務局長が、①当面する労働戦線統一への対応、②一一月～一二月段階

の具体的闘争展開について、③反核・平和大集会の組織化について、④八三年政治決戦勝利における政治活動の強化と選挙態勢の確立については、一二月一四日発足の統一準備会参加問題で「統一の基本構想を大筋で理解しつつも、異なった意見をもつ単産も準備会参加を保証する」などとした統一見解を基礎につぎの事項をふくむ九項目からなる傘下全民間単産の準備会参加を提起した。

【総評・傘下全民間単産の統一準備会参加の統一見解】

一、労戦統一は路線論争だけでなく労働者、勤労国民の要求のため、中・長期の展望をもって運動や闘いを着実に展開し、すべての労働組合との共同行動をつみ重ねていく中で達成しなければならない。そのため幹事会はさまざまな議論を保障する。

一、一国一ナショナルセンターを目指し、準備会への参加を決定した単産の参加を保障する。参加を決定した単産が選別・排除される場合は全体として参加を保留し、民間単産は統一して対応する。

一、準備会への統一的な参加は全的統一への第一歩と位置づけ、民間労働組合の共同行動の発展を当面の目標におき、総評としてこれに統一的に参加する。

一、準備会への統一参加のための具体的対応や協議体移行段階の措置などは、民間単産会議で統一的方針をうちだしていくが、総評幹事会はこれを尊重すると同時に必要な措置と援助を強めていく。

一、壮大な労戦統一を実現するため、来年度定期大会で「労戦統一基本綱領」を討議決定する。

しかしこれにたいしては、統一労組懇系医労協、国公労連など四単産共同で、①基本構想は露骨な労働・資本一体化、反共主義路線であり、総評は反対の立場を明確にする、②基本構想の承認を前提とした統一準備会には参加しない、③労戦統一は特定の理念による結集であってはならないなどを内容とする修正案が提案され、執行部提案と修正案をめぐって折衝がつづけられた。執行部は統一労組懇系労組にたいし、①これまでの事実経過を確認する、②統一基本構想にたいする五項目の補強見解を堅持し、労働中央団体間の協議を継続する、③路線などによる選別は絶対に許さず、総評は統一的に対応する、④具体的対応は改めて拡大評議員会を招集するなどの新提案を示したがなお調整はつかず、原案趣旨のうち①これまでの経過を尊重する、②統一基本構想にたいする五項目の補強見解の二点を挙手採決による賛成多数で確認した。

事務局長の集約答弁

さらに修正提案については電通労連、合化労連が反対、一方医労協、建設一般全日自労が賛成の立場からそれぞれ意見表明をおこなった。最後に富塚事務局長による集約答弁のかたちで、本部原案と修正案の採択をせずに、①準備会の対応については一切の選別を認めず、民間単産が統一して対処する、②団体間協議の進展状況をみて別途拡大評議員会を招集し、総評としての具体的対応について意見統一をはかる、③当面する秋闘、八二春闘などについては積極的に共同行動できるように努力するとのまとめがおこなわれ、結局「全民間単産の統一準備会参加」を基調とする執行部原案と統一労組懇系労組の修正案を、双方ともに採決せずに大会は閉幕した。

3　総評第六五回臨時大会

大会の課題——春闘賃上げ「一〇%、二万円以上」

春闘の態勢固めをはかるための総評第六五回臨時大会は、八二年二月二・三日の両日、東京・日本青年館で開催され、①賃上げ「一〇%、二万円以上」完全獲得、②一兆円減税の実現、③第一グループと地域春闘のたたかいの結合、④反核・平和闘争の積極的推進などを内容とした八二年国民春闘方針を決定した。はじめにあいさつした槇枝議長は、鈴木内閣が「低福祉・軍事大国化をめざす政治路線をおしすすめている」と同時に、経済政策についても「賃上げ抑制と実質増税によって悪循環をますます深めつつある」として、今春闘では「賃上げ、減税と反核、反戦を固く結合して闘うことが重要」と政治・経済両面にわたる鈴木内閣との対決姿勢を訴えた。また「政党や団体の中に軍縮を唱えながら軍事費の削減にちゅうちょする向きもあり、ごまかしだ」と名指しこそさけたものの、一兆円減税の財源対策で防衛費削減に消極的な民社、同盟ブロックを暗に批判し、さらに最後に労働戦線統一問題にふれ、宇佐美同盟会長が一月末の同盟大会で「統一基本構想に反対の組織の参加は認めない」と発言したことについて、「〔選別の排除などを申しあわせた総評・総連合の〕合意確認がふみにじられる事態がおこるなら、総評は重大な決意をもって対応せざるをえない」と総評のこれまでの立場を改めて強調し、宇佐美発言に反論した。

国民春闘方針ほかの提案と質疑討論

ひきつづき富塚事務局長から国民春闘方針、反戦・反核・平和闘争方針、民主的行政改革のたたかいについての提案がおこなわれた。

そのなかで賃金闘争では①一〇%、二万円以上の要求、②第一グループは三月中旬までに、三月三〇日を統一回答指定日とする要求を提出、③第一次回答後ただちに追い上げのストライキ態勢に入り、四月第二週、第三週に最大の力点をおいた官民総がかりで〝管理春闘〟を打破する。また前段のたたかいとして減税闘争に最大の力をそそぎ労働四団体、全野党が一致して政府に要求の実現をせまる。そのため二・二八減税メーデーを組織するなどの方針を明らかにした。これにたいし統一労組懇系医労協、運輸一般、国公労連、建設一般全日自労四単産が修正案と労働戦線統一問題についての緊急動議を大会運営委員会に提出。修正案は賃上げ要求基準に関する労働四団体合意を削除し、アンケート調査結果をふまえて「各単産は積極的な賃上げ要求を自主的に決定すること、その上にたって総評としての独自の要求基準を拡評で決定すること」、「軍事費の大幅削減」の明確化・安保条約の廃棄などを内容としたものであり、また労戦問題についての緊急動議は、同盟第一八回大会での宇佐美会長あいさつなどから、同盟側が総評・総連合の合意事項を了解したとする一二月一四日の総評幹事会決定の前提がくずされており、「総評は統一準備会参加の方針をとり消すべきである」とするものであったが、緊急動議は大会運営委員会の決によりとりあげられるに至らなかった。これをうけた質疑討論では、きびしい経済情勢を背景に経営側が主導権をにぎる〝管理春闘〟を打破する立場から「官民一体の闘争態勢をもりあげるべきだ」（電通労連）、「満額回答をひき出すため、組織の存亡をかけたストを打たなければならない」（全国金属）など代議員および特別代議員からの闘争強化を求める意見が相次いだ。

事務局長の総括答弁と諸決議

総括答弁にたった富塚事務局長は「行革とからんで官公労にたいする

批判が高まっている現状から「官民分断に乗じられることのないよう、官公労の要求基準を可能な限り民間要求と合わせてほしい」と呼びかけ、具体的な闘争戦術については「共闘部門や各産別などの今後の論議をまって最終的に決定する」とだけのべ明言をさけたが、春闘相場の底上げをはかるため民間の先行グループに多数結集を要請した。また賃上げ前段の闘争として、総評は同盟、中立労連、新産別とともに労働四団体共闘で一兆円減税にとりくむが、「不発におわるようだと、春闘とは何かを問いなおされる。国会内に総評の闘争本部を設置して野党共闘強化につとめ、大衆行動も二月二八日の減税メーデーを頂点に盛りあげていく。地域での減税ストも辞さない」と減税実現に向けての決意を強調した。さらに四単産から提出された修正案のうち、国民春闘方針の重点課題のなかに、①軍事費削減を独自の課題として明確に位置づける、②安保条約廃棄をかかげるという二点をとり入れる意向を明らかにし、採決の結果同修正案を少数否決、春闘方針など本部原案を賛成多数で承認した。大会はこのあと「国鉄再建をかちとる特別決議」、「北炭夕張炭鉱再建闘争に関する支援決議」、「前川忠夫現知事〔香川県〕を推せんする決議」の三決議および大会宣言を採択して二日間の日程をおえた。

2　同盟第一八回定期大会

開会と宇佐美会長あいさつ

日本労働総同盟（同盟）の第一八回定期全国大会は、東京・新宿の厚生年金会館において八二年一月二六〜二八日三日間の日程で開催された。最初にあいさつにたった宇佐美会長は、まず九％、一万七〇〇〇円の八二賃闘要求基準を内容とする賃金問題について、「今春闘の賃上げで誠意ある回答を示さぬ場合、実力行使に訴える態勢をつくらなければならない」と訴えると同時に、野党各党と労働四団体が調整を急いでいる一兆円減税の財源対策について「政府予算案を二％削減すればできる」とし八二年度実施を迫る姿勢を示した。また本大会に提出される一九八二・八三年運動方針案には同盟としてはじめて防衛力整備の必要性がもられていたが、同会長はそれにはふれず同盟がすすめようとしている核軍縮・平和運動について「東西のバランスのとれたものでなくてはならない。わが国の平和運動がとかく反米運動に利用されている実態を見極め正しい運動を強力に展開したい」と、同方針案にある「西側の一員」としての役割を強調した。さらに労働戦線統一問題については、「基本構想に反対の組織や、統一推進会の経過を無視するような組織は統一準備会への参加を認めることはできない」とのべ、総評が実質的に基本構想を棚上げしようとしている態度を改めて批判し、同盟主導による労戦統一をめざす考えを明らかにした。

このあと来賓として出席した初村労相、佐々木民社党委員長、竹入公明党委員長、山口新自ク幹事長、田社民連代表、岡村中立労連事務局長、河合新産別副委員長が、また海外からはP・P・ナラヤナン国際自由労連会長らがあいさつをおこなった。

八二・八三年度運動方針提案――防衛力整備と中道四党の結集

大会第二日目、田中書記長が「変化と改革への挑戦」と題し、第一部運動の基調と目標、第二部一九八二・八三年度運動方針総合的な生活向上のたたかいをめざして、第三部活動の充実と行動提案をおこなった。同方針は の強化の三部からなっている。そのうちはじめて防衛力整備の必要性や中道四党結集のための選挙協力を打ち出した第一部運動の基調と目標の要旨つぎのとおり。

【同盟・一九八二・八三年度運動方針】

第一部　同盟運動の基調と目標

一、国際情勢の特徴とわれわれの姿勢

1　緊張する国際政治の中にあって

一、二、三、六（各略）

四、緊張する国際政治の中にあって、経済面を中心に大きく国力を伸張させたわが国は、西側の一員として、その防衛のための共同責任と分担を一層強く求められているが、自由と民主主義と平和を守るうえからも、また、わが国の安全確保の立場からも一定の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、核を「持たず、持ち込まず、作らず」の非核三原則を堅持して、核兵器の禁止を世界に訴え、平和国家を宣言した憲法を有するわが国が果たしうる役割には、自ら限界がある。したがって国際協力を通じて、総合的な均衡ある安全保障政策の推進に、一層の努力を傾けることが必要である。

五、わが国の安全を確保し、世界の平和に寄与するためには、日米安保体制を維持するとともに、防衛力の整備について①あくまで平和憲法のもと、専守防御の枠内で②シビリアンコントロール体制を充実するとともに③国民生活の安定とのバランスを保つ、ことを基本に国民合意を形成しなければならない。

2　停滞する世界経済（略）

3　共産圏における自由化の波（略）

二、活力ある福祉社会への前進

1　当面する経済情勢（略）

2　活力ある福祉社会を築く経済基盤の確立

一、二、三、四、六、七、八（各略）

五、政府、自民党の意図した一般消費税導入による財政再建の道は、各界からの激しい反撃をうけ、〝増税なき財政再建〟、そのための〝行財政改革〟への第一歩を踏み出す情勢となった。われわれは、これまでも行財政改革について積極的に取り組んできたが、第二臨調の発足を機に代表を送り、各界各層の幅広い支援体制を確立して積極的に意見反映してきた。そして、八一年七月の第一次答申については、年金、医療、社会福祉関係や立法・司法府の改革案が示されていないことなどいくつかの問題はあるが、大筋賛成というのが、われわれの立場である。われわれの求める活力ある福祉社会を築くには、高度成長を通じて肥大化してきた行政全般に大胆にメスを入れ、行政機構の簡素化・効率化、無駄な経費の徹底した節約、補助金の整理統合など 行財政改革を推し進め、地方分権の確立と民間の活力を活かす〝簡素で効率的な行政〟の実現をめざすことが必要である。

3　生活・雇用の安定をめざす闘い

一、われわれは、これまで賃金要求を設定するに当っては、①過年度の平均物価上昇率と望ましい経済成長率などを勘案して、労働者の実質賃金水準を引き上げるとともに、②経済構造の望ましい姿を展望しながら、整合性のある要求を提起してきた。

今日の内外の経済環境のもとで、わが国経済が内需主導型の成長パターンを定着させるとともに、景気の回復基調を持続的安定成長路線に確実に乗せるためには、ここ当分の間、望ましい実質成長率にほぼ見合う実質個人消費の伸びを確保するに足る賃上げを実現することが不可欠となっている。経済環境の厳しさを背景に、賃金闘争をめぐって産業間や企業規模による格差が拡大する傾向にある一方、政府、財界の賃金決定に対する締め付けが強まっている。したがって、社会的に公正な賃金相場を形成するために、産業別、業種別の共闘や統一的対応が強化されるとともに、ナショナル・センターすなわち同盟としての強力かつ有効な戦術配置が求められ

ており、これに応える体制を確立しなければならない。さらに、名目賃金の引き上げが、税金、社会保険料等の負担増により、実質的な生活の充実に結びついていないことから、物価、税制、福祉など賃金闘争と表裏した政策要求を、総合的な生活闘争として一層強化する。

二、資源エネルギーの制約、エレクトロニクスの進歩などを背景に労働者を雇用不安にさらす危険をはらんでいる。このため、雇用保障協定の締結を促進するとともに、事前協議を通じてこれを予防し、排除する活動を強化する。また、雇用の拡大をはかるため、六十歳定年の実施、高齢者の雇用率の引き上げ、労働時間の短縮、官庁や銀行を含む週休二日制の完全実施、年次有給休暇の完全消化や連続休暇取得の徹底、時間外労働の縮小などに一層努力を傾けなければならない。特に、労働時間については海外からの批判が集中しており、国際公正労働基準を確立するうえからも、ワーク・シェアリング（仕事の分かち合い）の立場からも重視しなければならない。

三、（略）

三、変化と改革への挑戦

1　政治の革新

一、二、三、四、五、六、七、八（各略）

2　労働戦線の統一推進（略）

3　参加体制の推進（略）

4　同盟の役割と使命（略）

右の方針提案をめぐる質疑討論では、とくに防衛問題にかんし沖縄同盟の代議員などから全国の米軍基地の五三％、沖縄本島の二〇％が米軍基地である実態をふまえて「軍事基地の提供と、軍事基地からの脱却による平和産業への切りかえはどちらが主で、いずれが従であるのか」と本部の考えをただすとともに、非核三原則が守られているのかどうかの真相究明をおこなうよう訴えられた。また「軍拡阻止、核廃絶のためのアピールを発表すべきだ。外敵脅威論にとらわれ性急な対策をもつべきではない」（全金同盟）との危惧も表明された。これにたいしては田中書記長は「沖縄問題や軍縮に積極的にとりくむのはもちろんだが、国際情勢が緊張していることも理解してほしい」とのべ、基地の整理・縮小をうたった六九年度方針は今回の運動方針の中でも貫いているとの答弁がおこなわれた。

また同方針では、同盟が民社党支持を堅持するとともに中道勢力との協力関係を促進していく構えであり、大会には新自クの代表がはじめて来賓としてあいさつするなど、同盟と公明、新自ク、社民連の連携が強まってきていているが、こうした動きを批判する声も根強く、「政権交代の論理は力が存在してはじめて生きる。社会党の健全グループとの連携なしには考えられないのではないか、なぜ公明、新自ク、社民連なのか、中道とは一体何か」（全金同盟）との疑問もだされた。これにたいして田中書記長は社会党との連携について「政治路線、政策問題で一致するものが多い場合は、おおいに社会党との間の協力関係を深めていきたい」とのべたが、「向坂協会派の考え方である社会党の〝道〟が党の路線の一環であるかぎり協力は難しい」と一線を画していくことを明らかにした。大会はこれらの討論をへて向こう二年間の同方針を原案どおり満場一致可決した。

三決議の採択と役員選挙

大会は最終日、前日採択された「第一三回参議院選挙の必勝決議」にひきつづき、〝九％、一万七〇〇〇円〟の賃上げ基準と労働時間短縮をめざした「労働諸条件引き上げの闘い決議」および「ポーランド〝連帯〟の支援決議」を採択したあと、役員改選では宇佐美会長（ゼンセン同盟）、田中書記長（全化同盟）、七人の副会長をふくむ現執行部全員を再選、八人目の副会長に本田広市氏（全化同盟副会長）を

新たに選出して三日間の幕を閉じた。

3　中立労連、新産別、総連合、金属労協の大会

1　中立労連第八回定期大会

中立労働組合連絡協議会（中立労連）の第八回定期大会は、八一年九月一六日東京駒場・国民年金中央会館で開催された。大会冒頭常任幹事会を代表した中山副議長から「①中央と直結して活動している地方組織については運動方針の徹底に参画してもらう意味で特別代議員の資格で大会に出席させる、②代議員定数については、一三六万組合員とを対比し結成二五周年を契機に選出基準のあり方を検討した結果、現行定数を約二倍増とする結論をえた」ことから運営要綱改正の提案がおこなわれ、これが承認されたのをうけてあらためて田中資格審査委員長が「定数変更後の総数二〇一名にたいし、代議員は一〇時一〇分現在一三六名が出席」と報告し大会の成立が確認された。このあと総連合の議長でもあり、労働戦線統一をまとめる立場にある竪山議長はそのあいさつのなかで、民間の統一推進会がまとめた「民間先行による労働戦線統一の基本構想」にたいする総評の「反自民・全野党の結集」など五項目からなる補強見解については、「五項目を統一準備会参加の前提として基本構想を修正することはできないが、官公労をふくめた労働戦線統一のための重要課題ということならば、準備段階や単年度の活動方針の中で消化できるものもあると思う」とのべ、今後準備会のなかで五項目の趣旨をもりこむよう努力することを明らかにした。また行政改革問題にふれて、中立労連としてはあくまで行革推進の立場で積極的に対応するとしながらも、人事院勧告や公労委の仲裁裁定については、官公労働者の労働基本権の問題と不可分でありその完全実施を強く求める姿勢を示した。

岡村事務局長から提案された八一年度運動方針では行革の推進がとりあげられ、また労働戦線統一問題では、統一推進会の基本構想を支持し、加盟単産の積極的な対応がうち出されている。一、情勢と運動の基調、二、運動の具体的進め方の二部からなる同方針の「運動の基調」骨子はつぎのとおり。

【中立労連方針・運動の基調】

一、賃金引上げ、労働条件の改善など労働組合にとっての本来的な運動課題については、賃上げ闘争において労働者側の総意を結集し、これを院内の野党共闘の強化に連動させ、さらに国民的運動を組織して要求を実現する。

一、行政改革については、労働基本権ならびに労働諸条件の擁護を前提に、行政の効率化、民主化、福祉サービスの向上を原則に第二次臨時行政調査会の答申の実施を要求し、その積極的推進をはかっていく。

一、中立労連のナショナル・センター機能をより強化するために、政策能力と行動力の強化につとめる。また労働戦線統一については、民間先行統一に向けた努力をおこない各単産にも協力を訴え、労働側の総意づくりと将来の全的統一を展望し、総連合を通じた団体間の話しあいも推進して

いく。

一、われわれの政策を支持する政党との相互関係を強化するとともに、野党第一党である日本社会党を中心として各野党と交流・提携し相互理解を深めていく。

右の方針提案をめぐる質疑討論のなかで、行革問題については「第二臨調の答申内容では、国民生活にしわよせされる部分が七割ときいているし、これには基本的に反対していくべきではないか」(生保労連)、「行革がムダを省くという点では賛成だが、内実は軍事費を別ワクで増強する一方、保育所への補助金をカットしたり、大企業の租税特別措置法についてはふれずじまいで国民に全面攻撃を加えている。反対の態度を表明すべきだ」との発言がおこなわれ、また政治課題や労戦統一問題についても映演総連の代議員から、①日米安保にふれていず残念だ。非同盟・中立こそがわれわれの生きる道であり日米安保はやめるべきだ。②基本構想を大筋で認めたり賛同することがない組合、団体は統一準備会に入れないのかどうか、③国際自由労連との連携強化というが、分裂している一方とだけ交渉するのはまずい、国際的にも全的統一の立場をとるべきだとの疑問、批判があったが、これらにたいして岡村事務局長は「たしかに答申には、社会保障に関しては児童手当の縮小、厚生年金の支給開始年齢のくりのべなど見のがすことのできない点もある。しかし、現在の政治情勢のもとで国民本位の行政改革をすすめるには、ある程度臨調答申を是認して運動の中で改善していくことが必要ではないか」、「統一準備会の構成については〝基本構想〟、〝参加呼びかけ文書〟、〝重要確認事項〟の三点について支持し、協力してくれる組合によって準備会を構成しようというのが呼びかけ内容であることだけを申しあげておきたい」と答弁し、同方針案は賛成多数で原案どおり採択され、役員選出では竪山議長、岡村事務局長ほか全役員を再任して閉会した。

なお、大会翌日の九月一七日中立労連結成二五周年祝賀会が歴代三役や藤尾労相、飛鳥田社会、佐々木民社、田社民連の各党党首、労働団体代表ほかの出席によって東京上野・池之端文化センターでひらかれた。

2　新産別第三四回定期大会

全国産業別労働組合連合（新産別）第三四回定期大会は、八一年一〇月二六日から三日間東京・上野の池之端文化センターで開催され、八二年度運動方針を決定した。大会冒頭あいさつにたった小方委員長は「左右の問題にこだわる必要はない。それよりも単組・単産の団結を基本にしていくべきだ。最も大切なことは民主的な手法が保障されているかどうかだ。少数意見や批判的な立場のものも団結と統一の中に正当な地位をもつことが必要だ」とのべ、また来賓としてあいさつした富塚総評事務局長が「思想・信条のちがい、組合の生いたちで差別すべきでない」としたのにたいし、浅野同盟副会長、竪山中立労連議長はいずれも基本構想に反対するものの統一準備会への参加は認められまいとの立場を示した。

提案された運動方針は、一、運動の基調と課題、二、組織の強化拡大と共闘の推進、三、戦線統一の推進からなり、とくに戦線統一に

関しては、これまで確認してきた統一の原則を基調として、①新産別が一致して統一準備会に参加し全的統一をめざして努力する、②統一の目的は運動の主体性確立、危機の克服にある、③多様性を相互に認めあう、④基本構想には官公労のスト権など問題点があり、このため討議を保証し一致した目標については共闘をくむなどを柱としている。これをめぐる大会論議では「今のままで統一した場合、春闘をはじめ生活向上に役立つのか、統一組織は組合員の期待にこたえ闘う組織になるのか、先を急ぐだけが統一ではない」（全機金）など疑念がだされたほか、「統一労組懇についても統一懇は地域に根をはった運動を具体的、着実におこなっている。具体的には一企業の組合を二重加盟もふくむ方式へというように推進していく。地域住民と活動をまきおこしていくというものが必要ではないか」（全機金）との意見がだされた。これにたいして富田書記長は「多様性を認めることが必要だ。統一懇のやり方についても学び、熱心さというものを生かしてゆかねばならない」とのべ柔軟な姿勢を示した。このほか方針では生活と雇用確保という視点からパート、派遣労働者の問題がとりあげられており、下請・外注、パート・臨時労働者の大幅導入、外部要員など本来組合員である労働者がになっていた仕事が未組織労働者によって代替されている状況にたいする対策の問い直しを提起している点が注目される。大会は同方針案を原案どおり決定するとともに「福祉切り捨ての行政改革に反対し、仲裁裁定および人事院勧告等の完全実施に関する決議」、「政治反動化を阻止し、平和と民主主義を守る闘いに関する決議」を採択して閉幕した。

3　総連合第四回総会

労働戦線統一の触媒役を果たすとして七八年三月に発足した全国労働組合総連合（総連合）の第四回総会は、八一年一一月一一日東京・池之端文化センターで開催され、八二年度運動方針などを提案どおり決定した。総会の冒頭あいさつにたった竪山議長は、さきの総評臨時大会が統一準備会参加をめぐる方針調整をみおくる事態になったことで、「すでに参加を決定している単産が統一準備会に参加し、また参加の方向で努力してきた単産が早い時期に参加できるようにしてほしい」と総評の柔軟な対応への決断を求めた。これにたいし来賓として出席した総評の槇枝議長は総評がかかげている統一的対応について、「同時・一括参加だけをさすものでなく、解釈はいろいろある」としたうえで、「同じ方向にむけて努力するということが確認できるなら、参加時期が多少おくれたり時間差があってもそれは〝統一対応〟の解釈のハンチュウであり、いま模索・調整している段階」とのべた。一方同盟として来賓あいさつした金杉副会長は「総評のトップが労戦統一のこれまでの経過を確認しようと努力したことは評価したい」としながらも、「四極構造ともいわれるのが総評の実態であるなら、これに即した対応をすすめるしかないのではないか」と指摘し、「参加表明したところから漸次入る方法をとるべきだ」と強調した。

決定された運動方針は、①労働戦線統一のために果たしつつある

総連合の使命と責任を自覚しその実現に向けてあらゆる努力をすすめる、②民間先行による労働戦線の統一を実現し、それを全的統一に発展させるため努力をすすめる、③政策・制度課題のとりくみは四団体共闘として政策委員会での討議をすすめ、政府予算に関連する共同要求、共同行動の強化につとめる、④総連合の今後のあり方については、民間先行による労働戦線統一の動向をふまえながら、中立労連、新産別ならびに参加組織間で話しあいをすすめるなどを内容としており、大会では同方針を決定した。また役員選出では堅山議長、藁科事務局長ら三役全員が再選された。

4　金属労協（IMF・JC）第二〇回定期大会

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協＝IMF・JC）の第二〇回定期大会は、八一年九月一〇日東京・池之端文化センターで開催され、前年の大会で承認された八一・八二年度運動方針のうち新たな情勢をふまえた共闘体制の強化、時短闘争の展開を内容とする八二年度活動方針を本部原案どおり決定した。大会冒頭のあいさつで宮田議長は労働戦線統一問題にふれて「今後は統一を推進する動きに積極参加し、影響力を行使していきたい。そのことは来年の賃金闘争での金属労協の主導性を増すことにもなろう」とのべ、また第三次産業革命ともいわれる技術革新について「雇用への影響がないはずがなく、国際的な連帯行動を通じて労働側の態勢づくりを急ぐ必要がある」と訴えた。

このあと提案された活動方針の骨子は、①来春の賃上げ要求も、実質賃金の維持を基本に経済との調和のとれたものとする、②欧米からの批判が強い〝働きすぎ〟の状態を改善するため、労働時間の短縮につとめる、③労働戦線の統一問題では、一二月一四日に発足予定の統一準備会にJC加盟単産が一致して参加するなどからなっており、とりわけ労働時間の短縮では超過労働時間の減少に重点をおくとしている。事務局がまとめた「金属産業の労働時間制度の実態」によってみても、八〇年一年間の労働者一人当たり所定内労働時間はJC平均で一八九八時間、しかも超過労働も平均二六八時間あり総労働時間は約二二〇〇時間に及んでいた。このため超過労働を一人月最高三〇時間以内、年間二〇〇時間以内に抑え、有給休暇の消化とあわせて総労働時間を欧米並みの二〇〇〇時間以内に近づけていきたいとしている。なお、大会では役員のうち三木事務局次長の辞任が諒承された。

4　主要労組の大会

電機労連第二九回定期大会　一九八一年の民間主要単産のトップをきって七月八～一〇日、愛知県蒲郡市・市民会館で開催された。さきに「民間先行による労働戦線統

一の基本構想」を発表した統一推進会のメンバーでもある堅山委員長は、冒頭のあいさつで「基本構想は合意形成のために最善をつくしたもので、〔各組合は〕これを基本に統一準備会へ積極的に参加してほしい」とよびかけるとともに、総評にたいし「構想を出発点として割りきり、その後の共同行動の積みあげの中で運動方針を補強するといった弾力的な対応を要望する」と注文をつけた。決定された運動方針は、①労戦統一について統一準備会に参加し、民間労組協議会の結成を推進する、②八二春闘では個別賃金要求の強化、標準労働者要求方式について検討を深めるとともに金属労協内において要求方式の統一化がはかられるよう努力する、③完全週休二日制の実現について八二春闘で決着をつける決意でたたかいをすすめる等の内容となっている。

日教組第五六回定期大会

八一年七月一四～一七日熊本市・市民会館で開催された。冒頭のあいさつで太田委員長は、週休二日制を実現するため「国民の理解をうることを前提として貯金、保険部門の土曜休業や郵便部門の土曜休配を積極的に推進したい」と語り、財界、官僚主導の行革には反対していくとのべた。一方、労働戦線の統一問題については官公労をふくめた全体の統一に向けて努力するとしつつも、同盟系の全郵政が示している全逓敵視の態度を批判した。可決された運動方針は、①組織拡大に全力をあげる、②週休二日制の実現をめざす、③行政改革や郵便貯金制度の改悪に反対していくなどを骨子としたもので、その運動の基調において「反独占、反自民、反合理化、長期抵抗大衆路線」の基本を変更するものではないが、郵政当局との話しあいを重視する昨年来の柔軟路線を今後とも維持するとしたうえで、組織率が六割台に落ちこんでいる全逓としての発言権を高めるため組織拡大強化による労働戦線統一推進会が発表した「民間先行の基本構想」の評価をめぐってであった。日教組は運動方針や当面の闘争方針案のなかで、総評が提起する五項目補強見解を支持して戦線統一への努力を表明していたが、これにたいしては「同盟主導の右翼的再編」、「基本構想は官民分断、労使協調路線で貫かれている」との批判が相次ぎ、大阪教組などが提案した基本構想をきびしく批判し、大衆討議を組織するという修正案は無記名投票の結果、有効投票五〇六、賛成一九三、反対三一二、白票一で修正案賛成票が三八・一%を占め、本部提案の国民との教育共闘を打ちだした運動方針案のうち、基本構想については「問題と弱点をきびしく批判し」と手直して多数で可決して閉幕した。

全逓第三五回定期大会

八一年七月一四～一七日熊本市・市民会館で開催された。冒頭のあいさつで太田委員長は、週休二日制を実現するため「国民の理解をうることを前提として貯金、保険部門の土曜休業や郵便部門の土曜休配を積極的に推進したい」と語り、財界、官僚主導の行革には反対していくとのべた。一方、労働戦線の統一問題については官公労をふくめた全体の統一に向けて努力するとしつつも、同盟系の全郵政が示している全逓敵視の態度を批判した。可決された運動方針は、①組織拡大に全力をあげる、②週休二日制の実現をめざす、③行政改革や郵便貯金制度の改悪に反対していくなどを骨子としたもので、その運動の基調において「反独占、反自民、反合理化、長期抵抗大衆路線」の基本を変更するものではないが、郵政当局との話しあいを重視する昨年来の柔軟路線を今後とも維持するとしたうえで、組織率が六割台に落ちこんでいる全逓としての発言権を高めるため組織拡大強化

化対策委員会を設け、当面一万人の組合員増をめざし、組織関係ではこのほか参院、統一地方選挙がおこなわれる再来年の政治決戦に向けて、地域との結びつきが強い全逓、日教組、自治労三者の連絡共闘組織を中央、地方段階で設ける内容となっている。

私鉄総連第四五回定期大会　八一年七月一六～一八日の間石川県山中町で開催された。冒頭のあいさつで黒川委員長は、まず今春闘をふり返って「管理春闘といわれる政府、資本が一体となった賃金締めつけの壁を破れずにおわった」と総括し、鉄鋼労連などでつくっている七単産ブリッジ共闘については「回答が気にいらなければストライキで闘うという姿勢がとれない限り、共闘の成果はあがらない」として、現状では国労や動労などとの交運共闘を強化し、官民労組の橋渡し役をこれまでどおり果たしていきたいとのべ、また行政改革に関連しては運輸政策審議会が去る六日にだした総合交通政策に関する答申にふれてバスやタクシーを都市周辺に限って存続させ、過疎地の交通はマイカー中心に切りかえていくという内容は今後すすめられようとしている行革の一環、国鉄赤字ローカル線廃止の〝私鉄版〟だとうけとめ、ストをふくむ反対闘争を構える考えを明らかにした。さらに労戦統一問題について「準備会の中で討議の自由が保証されるなら、私鉄総連が中心になって総評民間単産の意見をまとめていく」とこれまでの態度をかさねて表明した。決定された運動方針は、①八二春闘では総評とは別に独自のアンケート調査をおこなって、賃上げ要求をきめる、②国労や動労との交運共闘を軸とし、鉄鋼労連などとつくっている七単産ブリッジ共闘については参加単産を増やしたり、事務局を常設して共闘態勢を強化するよう提案する、③組織関係では私鉄・バス産業の経営多角化がすすんでいる半面、関連事業の労働者の組織化がおくれているためその組織化と私鉄総連への加盟を推進するなどとしている。

国労第四三回定期大会　八一年七月二七～三一日釧路市・市民会館で開催された。森影委員長は冒頭のあいさつで三公社五現業職員の賃上げに関する公労委の仲裁裁定を政府が秋の臨時国会で完全実施しなければ「公労協の仲間と共にストライキをもって立ちあがり、実施までたたかいぬく」との決意を示し、労戦統一問題にふれて「基本構想については それなりに理解するとしても、そのままではうけ入れることができない。全的統一への過程と展望に確信がもてないままでは、官民分断の固定化を意図している政府、財界の戦略にはまりこんでしまう」とのべた。決定された運動方針は、①職員七万四〇〇〇人の削減など国鉄再建にともなう大合理化や二〇二億円の損害賠償請求訴訟にたいするたたかい、②たたかう労働戦線の統一、③国民春闘路線の再構築を当面の主要課題に、反合理化や損害賠償請求訴訟をめぐるたたかいでは利用者本位の国鉄をめざす諸要求とからめて、秋から春闘に向けて運動を盛りあげ、節々でストライキを構えるほか、ここ数年来自粛していた順法闘争の復活にふみきる内容となっている。また民間労組の統一の動きに対応してすべての官公労による統一協議会（仮称）の設置をよびかけるとしている。

動労第四七回定期大会　八一年七月一四～一八日神奈川県箱根町で開催された。八鍬委員長はそのあいさつで、「基本構想は労使協調路線というよりは資本のための労働組合化、戦前・戦中の産業報国会化であり、反対だ」と強い調子で批

判するとともに、「左派組合の結集」をめざし、労働運動とはなにのかという本質的な討議を組織内外や地域にまきおこしていかねばならないとのべ、また二〇二億円損害賠償請求や地方交通線廃止、三五万人体制への合理化、賃上げの仲裁裁定の未実施、行政改革などに反対し、九月以降状況に応じたたかいを展開する決意を示した。大会では、①民間先行の統一をめざす統一推進会の基本構想に反対し、最低でも富塚総評事務局長私案を基本構想に盛りこませる、②8・15や10・21の反戦闘争に積極的に参加する、③国鉄合理化にともなう組織減にそなえ、役員や大会代議員の二割減をふくむ組織体制を整備する内容の新運動方針を決定した。これにともない新執行部は二〇人から一六人に減り、動労内の主流である政策研究会（政研）派が非主流（労運研）に本部役員五人を出すようはたらきかけたが労運研はこれに応ぜず、動労執行部は二年前にひきつづき政研派中心の〝片肺〟となった。

全電通第三四回定期大会　八一年七月二九日～八月一日の間盛岡市・岩手県民会館で開催された。及川委員長は冒頭のあいさつで労戦統一問題をとりあげ、総評幹事会が「統一の基本構想」を補強する五項目の見解をきめたことについて「反自民・全野党の結集や中小企業、未組織労働者問題をとりあげている点で、五項目には疑問をもっている」と批判し、全電通は五項目にはこだわらず、民間主導の基本構想を支持する立場を明確にした。また第二次臨時行政調査会が電電公社の経営形態見なおしをとりあげていることに関連して、臨調の立場は資本の論理を前提にした民営化をねらうものであり、そうした考え方には同調できないとの意向を示した。決定された運動方針は、①仲裁裁定の早期完全実施要求、②福祉切りすての行革反対などを中心としたもので、とくに電電公社の民営化問題については、「公共企業体の骨組みはあくまで堅持する」として経営形態の変更を拒否する構えである。全電通ではこれまで「公開・分権・参加」を原則とした公社制度改革を主張し「公企体のワクにとらわれずに、賃金など労働条件の向上をはかるには、経営形態の変更によって公社の当事者能力を強め、スト権など労働基本権回復をはかるしかない」との考え方もあって、完全な民営化ではなく特殊法人的な形態なども検討されてきていた。しかし臨調の論議を通じ「利潤追求のための民営化」の側面がうきぼりとなり、このままでは全電通の公社制度改革が悪用されるおそれもあることから、運動方針では経営形態は現状のままとし民間の資本参加の道を否定している。ただ情報産業部門における民間企業との競争激化に対応するため、民間経営手法の長所を積極的に導入する方向も示されている。

全国金属第四八回定期大会　八一年八月二六～二八日長野県上山田町で開催され、①経営側に抑えこまれている〝管理春闘〟を打破することを重要課題として、八二春闘では賃上げ相場の形成に影響力の大きい金属労協の回答前に、高水準の回答を引き出すようつとめる、②分裂している金属労働者を結集するため他単産との共闘を強化し、未組織労働者の組織化をすすめる、③労戦統一については準備会発足後も補強の討議ができるようにし、総評民間単産が可能なかぎり統一的に対応していくため時間的余裕をもって討議を重ねたうえで最終的態度をきめるなどを内容とする運動方針を決定した。なお本部原案にたいし東京地本などから基本構想に反対するとの修正案がだされたが、書記長が総評

民間が一つでも選別されるなら断固反対していく旨の答弁をおこなったことで同修正案はとりさげられた。

造船重機労連第一二回定期大会　八一年八月二七～二九日静岡県修善寺町で開催され、金杉委員長はそのあいさつのなかで「総評の五項目補強見解が準備会参加のゆずれぬ最低条件というのは、つきつめるところ統一に反対だということだ」とのべ、総評の態度を批判した。大会では、①労戦統一については基本構想に賛同し、統一準備会に参加する、②秋闘では要求を定年六〇歳制実現の一本にしぼりたたかいを展開する等を内容とする運動方針を決定した。

自治労第四〇回定期大会　八一年八月二六～二九日新潟市で開催された。第二次臨調委員で総評・公務員共闘の議長でもある丸山委員長はそのあいさつで、二五日に閣議決定された政府の行革大綱を「弱者切りすて」と全面批判するとともに、「住民の被害」にかんする具体的資料にもとづいた行革反対の国民運動をおこすよう提起した。また人事院勧告の完全実施を求めるため、公務員共闘統一ストでたたかう決意を明らかにした。委員長のこの決意表明をもりこんで地方自治の民主的確立をめざすたたかいを展開するとした新運動方針のうち労戦統一問題については、反主流派から「統一推進会の戦線統一基本構想にたいする態度があいまいだ」とする修正案がだされたため、「総評の五項目補強見解を支持する」との本部原案の頭に「基本構想に反対しながら」との表現がとり入れられた。

ゼンセン同盟第三七回定期大会　八一年九月一六～一八日岐阜市で開催され、宇佐美会長はそのあいさつで、総評が統一推進会の基本構想に関し提起している五項目の補強見解について「多くの矛盾があり、受け入れることはできない」との態度を改めて表明し、また私鉄総連が準備会参加にあたって「特定労組を選別しないこと」を主張しているのにたいして、「この主張に固執するなら私鉄総連の準備会への参加はむずかしい」とのべた。大会では、労戦統一については基本構想に賛同し統一準備会に積極的に参加する、臨時・パートの組織化をはじめ未組織の組織化をすすめ当面五〇万人組織への復活をめざす等を内容とする運動方針が決定された。

鉄鋼労連第六五回定期大会　八一年九月一七～一九日石川県加賀市・文化会館で開催され、冒頭あいさつにたった中村委員長は基本構想にもとづく統一準備会について「まだ態度をきめていない総評民間の立場を配慮するより、決議ずみの単産の主体性を尊重し結束と連帯の強化をはかることがより重要だ」と強調し、「この運動を成功裏に推進するため」として金属共闘、七単産ブリッジ共闘などこれまでの共闘関係を「一元化し、準備会ベースで試行的に共闘を組む方向で検討してみたい」とのべ八二年春闘を〝準備会春闘〟としてとりくむ構えを示した。大会で決定された新運動方針は、来春闘でも金属労協の共闘を軸に物価や成長率など経済との整合性を重視した賃上げをはかるなどを骨子としたもので、また〝経済整合性論〟や隠しベア問題などで鉄鋼労連を批判している国労への反発もからんで、官公労主流の総評離れの姿勢をこれまでよりさらに強めている。具体的には、①総評の提起している秋季年末闘争に参加しない、②総評が来春の賃上げ要求に予定しているアンケート調査にも加わらない、③総評を中心に組織

する国民春闘共闘会議に参加するかどうかは、当面態度を留保する、④一二月一四日に発足する統一準備会には総評の決定いかんにかかわらず単独でも参加するなどである。さらに大会で承認された執行部提案の「八〇年代の鉄鋼業の進路と政策」は、これからの鉄鋼産業のあるべき姿について労組としての考え方をまとめたもので、労組の経営参加の推進、技術開発の強化、都市再開発や海洋開発への進出をふくむ経営の多角化、大手と中小企業の賃金格差の是正などをまとめていくとしている。

【参考資料】　(1)総評『総評新聞』、同盟『同盟新聞』、中立労連『中立労連』、新産別『新産別』、総連合『総連合ニュース』、金属労協『IMF・JC金属』各機関紙および大会議案書、同付属資料、(2)日本労働協会『週刊労働ニュース』および『労働運動白書』、(3)「特集・総評第六三回定期大会」(『月刊総評』二八五、八一年九月号)、(4)「特集・総評第六四回臨時大会」(同二八八、八一年一二月号)、(5)「労組大会からの報告」(『労働運動』一九一・二、八一年一一・一二月号)、(6)「特集・労働戦線の右翼的再編成攻撃下の労組大会」(『社会主義』一九〇、八一年一一月号)、(7)小松茂「総評臨時大会をどう見るか」(『経営と労働』二六—一〇、八一年一〇月号)

III 労働争議

概要□争議の概況――争議件数・参加人員と労働損失日数／月間争議行為参加人員の推移と春闘の動向／産業別規模別にみた争議――主要要求別争議と解決状況――主要連合団体別にみた争議

概要

一、一九八一年におけるわが国の労働争議のうち争議行為をともなう争議件数は七〇三四件、その行為参加人員二九一万四〇〇〇人で、これを前年にくらべると件数で八八・二%（三二九七件）、行為参加人員で六四・八%（一一四万六〇〇〇人）を増加し、一九七五年以来減少をつづけた総争議、争議行為をともなう争議とも八〇年を転機にこの年には前年水準をいっそう上回る増加となっている。

一、労働争議の行為参加人員を月別にみると、春闘時と秋闘時に二つのピークをもつという特徴を示した。前年との対比では春闘のヤマ場で公労協が一七年ぶりにストライキを回避したことにより四月には減少したが、一〇月、一一月に大幅な増加を示しとくに一一月には例年のピークである四月の水準をも上回った。秋闘における二次臨時行政調査会が七月に提示した中間答申にもとづく行革関連特例法案、公務員二法案および仲裁裁定議決案件、人事院勧告の取り扱いなどをめぐって労働団体が反発し、春闘規模を上回る運動を展開したことによっている。

一、産業別の争議行為をともなう争議では公務、製造業、サービス業および運輸・通信業で多く、これを前年とくらべると公務、サ

1　争議の概況

争議件数・参加人員と労働損失日数

労働省統計情報部「昭和五六年労働争議統計年報告」（一九八二年五月刊・第81表）によると、一九八一年のわが国における総争議件数は七六六〇件、総参加人員一〇四一万四〇〇〇人で前年にくらべ件数で七五・〇％（三二八四件）、総参加人員で九〇・九％（四九五万八〇〇〇人）の大幅増加となった。このうち争議行為をともなう争議件数が七〇三四件、行為参加人員二九一万四〇〇〇人で同じく前年比件数で八八・二％（三一九七件）、行為参加人員で六四・八％（一一四万六〇〇〇人）増加し、一九七五年以来減少をつづけていた総争議、争議行為をともなう争議とも八〇年を転機にこの年には前年水準をいっそう上回る増加となっている。この増加についてはとりわけ秋闘段階における「半日未満の同盟罷業」によるところが大きい。すなわち争議行為をともなう争議を形態別にみると「半日未満の同盟罷業」は六四四〇件、行為参加人員二七四万五〇〇〇人で前年にくらべ件数で一一二・〇％（三四〇二件）増、行為参加人員で一〇二・四％（一三八万九〇〇〇人）増といずれも前年の倍以上の水準となったのにたいし、一方「半日以上の同盟罷業」は九五五件、行為参加人員二四万七〇〇〇人で前年にくらべて件数で一五・

第81表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議							怠業	
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業			
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1972年	5,808	9,630	4,996	2,657	2,498	1,544	5,147	3,531	1,553	91	81
1973	9,459	14,549	8,720	4,929	3,326	2,236	4,604	6,667	3,227	117	253
1974	10,462	14,319	9,581	5,325	5,211	3,621	9,663	6,378	2,724	77	37
1975	8,435	10,261	7,574	4,614	3,391	2,732	8,016	5,475	2,449	55	11
1976	7,974	7,178	7,240	3,400	2,720	1,356	3,254	5,717	2,459	70	9
1977	6,060	6,160	5,533	2,413	1,712	692	1,518	4,522	1,925	35	5
1978	5,416	5,351	4,852	2,083	1,517	660	1,358	3,887	1,480	50	96
1979	4,026	4,540	3,492	1,476	1,153	450	930	2,743	1,023	58	103
1980	4,376	5,456	3,737	1,768	1,133	563	1,001	3,038	1,356	37	12
1981	7,660	10,414	7,034	2,914	955	247	554	6,440	2,745	29	3

〔備考〕 1)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

2)　総争議には，ここで表示されていない争議行為をともなわない争議をふくみ，それには公労委による係属事件（公労委において取扱中のもの）も計上されてきていたが，1977年集計以後除外されている。

3)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。以下同じ。

第6図　半日未満および半日以上の同盟罷業の件数ならびに行為参加人員の推移

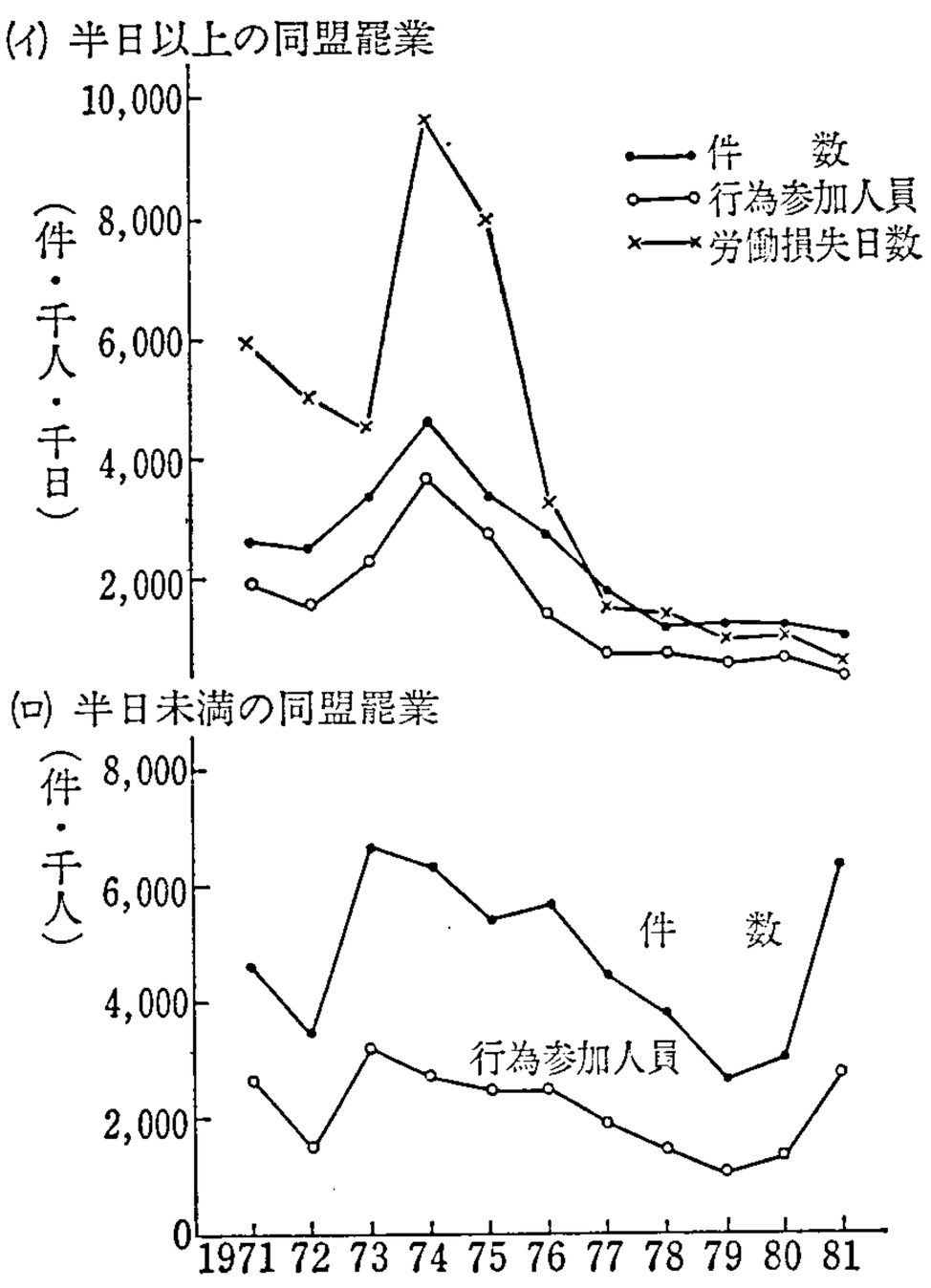

八%（一七八件）減、行為参加人員で五六・一%（三一万六〇〇〇人）減といずれも前年を下回り、労働損失日数も五五万四〇〇〇日で前年比四五・六%（四四万七〇〇〇日）の減少となった。この結果「半日以上の同盟罷業」は、件数で一九六〇年以来、行為参加人員でも一九四八年以来最低の水準となり、また労働損失日数では一九四六年の調査開始以来の最低の水準となった（第6図）。

月間争議行為参加人員の推移と春闘の動向

八一年の労働争議行為参加人員を月別にみると、春闘時に集中する例年の姿とは異なり、春闘時と秋闘時に二つのピークをもつという特徴を示した。これを前年とくらべると春闘のヤマ場

第7図　月間行為参加人員の推移（1980・81年）

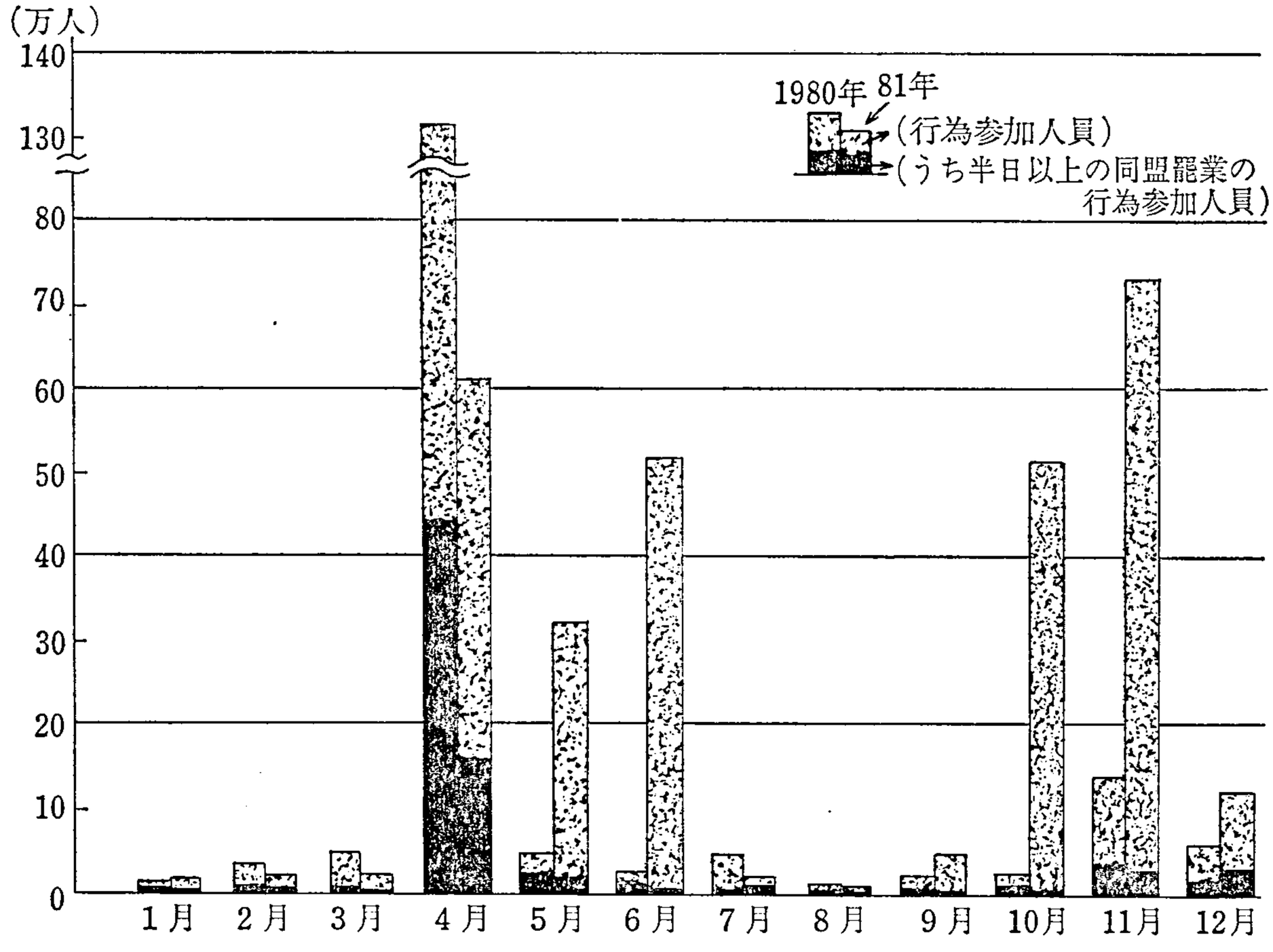

である四月には減少したが、一〇月、一一月には大幅な増加を示し、とくに一一月には例年のピークである四月の水準をも上回った（第7図）。秋闘におけるこのような行為参加人員の大幅な増加は、第二次臨時行政調査会が七月に提示した中間答申にもとづく行革関連特例法案、また春からもちこされた公務員二法案および仲裁裁定議決案件、人事院勧告の取り扱いなどをめぐって労働団体が反発し春闘規模を上回る運動を展開したことによっている。そうした経過のなかで総評では一二年ぶりに秋闘本部を設けて〝一〇・二九年金・福祉スト〟など統一ストライキ、大衆行動を実施した。

春季賃上げ争議（二月～五月に発生した争議で要求項目に「賃金増額」をふくむものをいう。以下同じ）は総争議件数一九四七件、総参加人員二六七万六〇〇〇人で前年にくらべ件数で三四・〇%（一〇〇五件）減、総参加人員で二二・六%（七三万九〇〇〇人）減といずれも減少した。また争議行為をともなう争議件数も一八五四件、行為参加人員六三万人で同じく前年比件数で三五・二%（一〇〇六件）減、行為参加人員で五五・三%（七八万人）減と大幅に下回った。これは前年五年ぶりにストライキをおこなった電機労連がストライキをおこなわなかったほか、公労協が春闘のヤマ場で一七年ぶりにストライキを回避したことなどによっている。この春季賃上げ争議の年間争議に占める割合をみると、総争議では件数で二五・四%、総参加人員で二五・七%、また争議行為をともなう争議件数で二六・四%、行為参加人員二一・六%となっており、いずれも春季賃上げ争議が年間争議の過半数を占めてきた例年にくらべてその比重低下がいちじるしい。とはいえこれを争議の形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」は例年にくらべてそれほど変化がみられず件数で五八・五%、行為参加人員で六九・四%、労働損失日数の六二・九%といぜんとして大部分が春闘時に集中していることを示し

第82表　春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議					
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員				労働損失日数
				計	半日以上の同盟罷業	半日未満の同盟罷業	怠業	
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1977年	3,055	3,034	2,997	1,327	504	971	2	1,014
1978	3,218	3,377	3,149	1,311	449	968	3	898
1979	2,617	2,772	2,518	1,019	331	749	4	551
1980	2,952	3,415	2,860	1,410	449	1,077	10	652
1981	1,947	2,676	1,854	630	171	522	1	341
年間争議に占める割合								
1977年	50.4	49.2	54.2	55.0	72.8	50.5	41.8	67.7
1978	59.4	63.1	64.9	62.9	68.1	65.4	3.3	66.4
1979	65.0	61.0	72.1	69.1	73.7	73.3	4.3	60.0
1980	67.5	62.6	76.5	79.8	79.7	79.4	89.6	65.0
1981	25.4	25.7	26.4	21.6	69.4	19.0	19.0	62.9

〔備考〕 1) 本特別集計は2月～5月に発生し要求項目に「賃金増額」をふくむ争議を抜き出して特別に集計したものである。
2) 労働損失日数は半日以上の同盟罷業の日数である。

ている（第82表）。

2 産業別規模別にみた争議

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第83～85表）、公務、製造業、サービス業および運輸・通信業で多い。これを前年とくらべると公務、サービス業では件数、行為参加人員とも増加、たが、製造業ではいずれも減少、運輸・通信業では件数で増加、行為参加人員は減少となった。そのほか電気・ガス・水道・熱供給業ではいずれも前年を大幅に上回っている。また労働損失日数は製造業、運輸・通信業およびサービス業で多く、前年比で製造業と運輸・通信業でほぼ半減した一方、サービス業、鉱業での増加が目立っている。労働組合員一〇〇〇人当たりの行為参加人員および労働損失日数をみると、全産業ではそれぞれ二三四人（前年比六三・六%増）、四四日（同四五・七%減）となっており、産業別に行為参加人員の多いのは公務（一一三七人）、サービス業（四〇二人）、鉱業（三一二人）、電気・ガス・水道・熱供給業（三〇八人）の順であり、労働損失日数は鉱業（六六九日）、運輸・通信業（八〇日）、製造業（五九日）、サービス業（五六日）となっている。これを前年とくらべ行為参加人員、労働損失日数とも増加したのは鉱業（一六八人増、四七三日増）、サービス業（一八三人増、一五日増）、電気・ガス・

第83表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

産業	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
全産業	5,533(100.0)	4,852(100.0)	3,492(100.0)	3,737(100.0)	7,034(100.0)
鉱業	52(0.9)	42(0.9)	18(0.5)	21(0.6)	19(0.3)
建設業	48(0.9)	43(0.9)	27(0.8)	27(0.7)	33(0.5)
製造業	1,531(27.7)	1,375(28.3)	1,004(28.8)	1,022(27.3)	837(11.9)
卸売・小売業	98(1.8)	75(1.5)	66(1.9)	51(1.4)	46(0.7)
金融・保険・不動産業	64(1.2)	40(0.8)	35(1.0)	31(0.8)	24(0.3)
運輸・通信業	498(9.0)	422(8.7)	375(10.7)	358(9.6)	406(5.8)
電気・ガス・水道業	231(4.2)	176(3.6)	134(3.8)	145(3.9)	441(6.3)
サービス業	803(14.5)	672(13.8)	498(14.3)	500(13.4)	721(10.3)
公務	2,195(39.7)	1,984(40.9)	1,326(38.0)	1,560(41.7)	4,488(63.8)
その他	13(0.2)	23(0.5)	9(0.3)	22(0.6)	19(0.3)

〔備考〕 1)「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。

第84表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

	産業	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
行為参加人員		千人	千人	千人	千人	千人
	計	2,413(100.0)	2,083(100.0)	1,476(100.0)	1,768(100.0)	2,914(100.0)
	鉱業	35(1.5)	33(1.6)	10(0.7)	7(0.4)	15(0.5)
	建設業	16(0.7)	15(0.7)	7(0.5)	7(0.4)	9(0.3)
	製造業	472(19.6)	365(17.5)	228(15.5)	416(23.5)	186(6.4)
	卸売・小売業	20(0.8)	11(0.5)	10(0.6)	6(0.3)	6(0.2)
	金融・保険・不動産業	16(0.7)	15(0.7)	10(0.7)	11(0.6)	10(0.4)
	運輸・通信業	400(16.6)	486(23.3)	403(27.3)	258(14.6)	204(7.0)
	電気・ガス・水道業	36(1.5)	27(1.3)	27(1.9)	24(1.4)	72(2.5)
	サービス業	501(20.8)	386(18.5)	266(18.0)	364(20.6)	676(23.2)
	公務	884(36.7)	693(33.3)	507(34.3)	650(36.8)	1,724(59.2)
	その他	32(1.3)	52(2.5)	9(0.6)	25(1.4)	11(0.4)
労働損失日数		千日	千日	千日	千日	千日
	計	1,518(100.0)	1,358(100.0)	930(100.0)	1,001(100.0)	554(100.0)
	鉱業	53(3.5)	62(4.6)	16(1.7)	10(1.0)	33(6.0)
	建設業	9(0.6)	22(1.7)	14(1.5)	13(1.3)	11(2.0)
	製造業	691(45.5)	507(37.3)	354(38.1)	547(54.7)	240(43.3)
	卸売・小売業	23(1.5)	11(0.8)	8(0.9)	3(0.3)	4(0.8)
	金融・保険・不動産業	4(0.2)	9(0.7)	20(2.2)	25(2.5)	2(0.4)
	運輸・通信業	523(34.4)	505(37.2)	435(46.8)	302(30.2)	162(29.2)
	電気・ガス・水道業	5(0.3)	5(0.3)	3(0.3)	6(0.0)	1(0.2)
	サービス業	163(10.8)	192(14.1)	71(7.6)	69(6.9)	94(17.0)
	公務	29(1.9)	3(0.2)	7(0.7)	9(0.9)	2(0.3)
	その他	18(1.2)	41(3.0)	2(0.3)	22(2.2)	4(0.7)

〔備考〕 1)「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。

第85表　産業別半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖労働争議件数，行為参加人員および労働損失日数（1981年）

産業	合計			半日以上の同盟罷業			作業所閉鎖		
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数
	件	人	日	件	人	日	件	人	日
全産業	955	247,114	553,726	950	246,792	542,505	14	845	11,562
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業・狩猟業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業・水産養殖業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	16	14,636	33,236	16	14,636	33,236	—	—	—
建設業	20	5,392	11,198	19	5,352	11,118	1	40	80
製造業	466	106,242	239,875	466	106,225	239,011	4	372	1,050
卸売業・小売業	21	2,440	4,458	21	2,440	4,458	—	—	—
金融・保険業	10	1,255	1,659	10	1,255	1,659	—	—	—
不動産業	2	336	576	2	336	576	—	—	—
運輸・通信業	186	65,281	161,843	184	65,197	154,314	6	224	7,684
電気・ガス・水道・熱供給業	10	462	1,021	10	462	1,021	—	—	—
サービス業	212	47,434	94,348	210	47,253	91,600	3	209	2,748
公務	1	1,400	1,540	11	1,400	1,540	—	—	—
分類不能の産業	11	2,236	3,972	8	2,236	3,972	—	—	—

第86表　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員（民営企業のみ）

企業規模	企業数			行為参加人員		
	1980年	1981年	対前年比	1980年	1981年	対前年比
				千人	千人	
計	2,549 (100.0)	2,766 (100.0)	217 (8.5%)	720 (100.0)	469 (100.0)	△ 251 (△34.9%)
1,000人以上	328 (12.9)	373 (13.5)	45 (13.7)	457 (63.5)	215 (45.7)	△ 243 (△53.1)
300～999人	481 (18.9)	470 (17.0)	△ 11 (△2.3)	127 (17.6)	120 (25.5)	△ 7 (△ 5.5)
100～299人	775 (30.4)	797 (28.8)	22 (2.8)	83 (11.5)	80 (17.1)	△ 2 (△ 3.0)
99人以下	892 (35.0)	1,054 (38.1)	162 (18.2)	29 (4.0)	35 (7.4)	6 (20.1)

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2) （ ）内は構成比。
3) 対前年増減数の（ ）内は対前年増減率。

第87表　企業規模別，労働組合員1000人当たり行為参加人員および労働損失日数の推移（民営企業のみ）

企業規模	労働組合員数（組合基本調査による）		労働組合員数1000人当たりの行為参加人員		労働組合員数1000人当たりの労働損失日数	
	1980年	1981年	1980年	1981年	1980年	1981年
	千人	千人	人	人	日	日
計	8,628	8,740	83 (19.7)	54 (△ 34.9)	109 (3.8)	62 (△ 43.1)
1000人以上	4,867	4,930	94 (42.6)	44 (△ 53.2)	118 (24.8)	37 (△ 68.6)
300～999人	1,369	1,398	98 (△ 12.9)	86 (△ 7.5)	134 (△ 13.7)	117 (△ 12.7)
100～299人	1,026	1,027	80 (2.0)	78 (△ 2.5)	95 (△ 10.7)	105 (10.5)
99人以下	533	533	54 (4.7)	65 (20.4)	99 (△ 17.0)	127 (28.3)

〔備考〕 1)　(　)内は対前年増減率。
2)　企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。

第88表　労働争議の主要要求事項別件数の推移

要求事項	1980年	1981年	対前年比
	件	件	%
要求事項総数	6,813 (100.0)	13,409 (100.0)	96.8
組合保障および労働協約	185 (2.7)	205 (1.5)	△ 10.8
賃金および手当	4,174 (61.3)	6,596 (49.2)	58.0
賃金増額	3,236 (47.5)	4,749 (35.4)	46.8
臨時給与金	722 (10.6)	642 (4.8)	△ 11.1
給与以外の労働条件	245 (3.6)	235 (1.8)	△ 4.1
休日・休暇	65 (1.0)	40 (0.3)	△ 38.5
経営および人事	295 (4.3)	1,075 (8.0)	264.4
解雇反対・被解雇者の復職	112 (1.6)	107 (0.8)	△ 4.5
事業の休廃止・操業短縮	26 (0.4)	26 (0.2)	0.0
その他の経営および人事	157 (2.3)	942 (7.0)	500.0
その他	1,914 (28.1)	5,298 (39.5)	176.8

水道・熱供給業(二〇五人増、三日増)、いずれも減少したのは製造業(五六人減、七五日減)、運輸・通信業(二六人減、六八日減)となっているが、公務は行為参加人員で七〇四人を増加し労働損失日数は五日減となっている。

民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数二七六六企業、その行為参加人員四六万九〇〇〇人の企業規模別数(第86・87表)は一〇〇〇人以上規模で三七三企業(前年比一三・七%)増、二一万五〇〇〇人(同五三・一%減)、三〇〇～九九人四七〇企業(同二・三%減)、一二万人(同五・五%減)、一〇〇～二九九人七九七企業(同二・八%増)、八万人(同三・〇%減)、九九人以下では一〇五四企業(同一八・二%増)、三万五〇〇〇人(同二〇・一増)と、前年にくらべて一〇〇〇人以上と九九人以下での発生企業数の増加と、一〇〇〇人以上での行為参加人員の減少が目立っている。また労働組合員一〇〇〇人当たりの行為参加人員および労働損失日数でみると、一〇〇〇人以上の大規模企業で四四人(前年比五三・二%減)、三七日(同六八・六%減)と減少が大きいのにたいし、九九人以下の小規模企業では六五人(同二〇・四%増)、一二七日(同二八・三%増)と増減の対照がいっそうきわだっている。

3　主要要求別争議と解決状況

労働争議統計調査年報告では、多くの要求事項をもつ争議については原則としてそのうち「もっとも重要なもの一つをとりあげて」分類集計してある。そこでその主要要求別争議件数をみると(第88表)、「賃金および手当」関係が六五九六件(前年比五八・〇%増)で要求事項総数の約半数を占めており、なかでも「賃金増額」要求が四七四九件(同四六・八%増)が全体の三五・四%ともっとも多く、ついで「退職金」要求一〇七〇件(同一九五七・七%増)の比重が高くいずれも前年にくらべて大幅に増加した。「経営および人事」関係の増加も大きく、そのうち「その他の経営および人事」要求が九四二件(前年比五〇〇・〇%増)となっているのは秋闘における公労協、公務員共闘による争議を反映したものである。一方「休日・休暇」、「その他の賃金・手当」、「労働時間の変更」等の要求は前年を下回った。

また第89・90表によると、八一年の総争議件数七六六〇件のうち解決および解決扱い(争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議、たとえば政策制度要求争議、支援スト等で統計上では解決扱いとして処理したもの)となった件数は七五四五件(全体の九八・五%)であった。この要求事項別継続期間でみると「賃金増額」、「退職手当」、「その他の経営および人事」要求は五日以下で解決したものの割合が圧倒的に高く、前年にくらべてもさらにその割合を高めている。一方「解雇反対」、「事業の休廃止等」に関する要求は三一日以上の継続期間となるものの割合が高い。

さらに解決方法別には労使直接交渉により解決したものが一六五四件(解決件数の二一・九%)、第三者関与により解決したものが二六一件(同三・五%)、その他(解決扱い)が五六三〇件(同七

第89表　要求事項および継続期間別労働争議解決件数　　(単位：件)

要求事項	計	5日以下	6～10日	11～30日	31日以上
解決争議件数	7,545	5,133	493	1,306	613
	(100.0)	(68.0)	(6.5)	(17.3)	(8.1)
解決要求事項総数	13,256	9,850	720	1,891	795
	(100.0)	(74.3)	(5.4)	(14.3)	(6.0)
組合保障および組合活動	128	22	14	35	57
	(100.0)	(17.2)	(10.9)	(27.3)	(44.5)
労働協約の締結および改訂	39	8	5	9	17
	(100.0)	(20.5)	(12.8)	(23.1)	(43.6)
労働協約の効力	10	—	—	6	4
	(100.0)	(—)	(—)	(60.0)	(40.0)
賃金および手当	6,537	4,351	469	1,195	522
	(100.0)	(66.6)	(7.2)	(18.3)	(8.0)
賃金増額	4,732	3,144	322	883	383
	(100.0)	(66.4)	(6.8)	(18.7)	(8.1)
臨時給与金	612	181	126	223	82
	(100.0)	(29.6)	(20.6)	(36.4)	(13.4)
退職手当	1,065	1,003	5	40	17
	(100.0)	(94.2)	(0.5)	(3.8)	(1.6)
その他の賃金・手当	128	23	16	49	40
	(100.0)	(18.0)	(12.5)	(38.3)	(31.3)
賃金以外の労働条件	218	64	24	70	60
	(100.0)	(29.4)	(11.0)	(32.1)	(27.5)
労働時間の変更	38	5	7	14	12
	(100.0)	(13.2)	(18.4)	(36.8)	(31.6)
休日・休暇	39	5	6	20	8
	(100.0)	(12.8)	(15.4)	(51.3)	(20.5)
その他の労働条件	141	54	11	36	40
	(100.0)	(38.3)	(7.8)	(25.5)	(28.4)
経営および人事	1,032	757	35	139	101
	(100.0)	(73.4)	(3.4)	(13.5)	(9.8)
解雇反対・被解雇者の復職	91	6	13	23	49
	(100.0)	(6.6)	(14.3)	(25.3)	(53.8)
事業の休廃止・操業短縮	19	2	4	2	11
	(100.0)	(10.5)	(21.1)	(10.5)	(57.9)
その他の経営および人事	922	740	18	114	41
	(100.0)	(81.2)	(2.0)	(12.4)	(4.4)
その他	5,292	4,648	173	437	34
	(100.0)	(87.8)	(3.3)	(8.3)	(0.6)

第90表　労働争議の解決状況　　(単位：件)

年	総争議件数	当年中解決または解決扱件数									翌年への繰越し件数
		計	解決							その他(解決扱)	
			労使直接交渉		第三者関与						
				うち第三者関与有り	計	うち労働委員会関与					
						小計	あっ旋	調停	仲裁		
1980年	4,376	4,253 (100.0)	1,958 (46.0)	224 (5.3)	318 (7.5)	299 (7.0)	277 (6.5)	5 (0.1)	17 (0.4)	1,977 (46.5)	123
1981	7,660	7,545 (100.0)	1,654 (21.9)	242 (3.2)	261 (3.5)	249 (3.3)	228 (3.0)	5 (0.1)	16 (0.2)	5,630 (74.6)	115

〔備考〕 1) (　) 内は構成比。
2) 「その他（解決扱）」には争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議，たとえば政治ストおよび支援ストなどがここに区分される。
3) 「労使直接交渉」のうち「うち第三者関与有り」とは労使の直接交渉に基づいて解決したものであるが，その過程においてあっせんや調停等を第三者にゆだねたことのあるものをいう。

四・六%）であった。これは前年にくらべて労使交渉、第三者関与によるものが減少し、その他（解決扱い）が大幅に増加している。なお第三者関与により解決したものの内容では、労働委員会のあっせんによるものがもっとも多く二二八件で、第三者関与により解決したものの八七・四%を占めている。

4　主要連合団体別にみた争議

争議行為をともなう争議を主要連合団体別にみると（第91・92表）、行為参加人員では総評が二七六万二〇〇〇人で全体の約九割を占めており、以下同盟一万九〇〇〇人、中立労連一万七〇〇〇人、新産別九〇〇〇人の順となっている。また「半日以上の同盟罷業」による労働損失日数では総評が三七万四〇〇〇日で全体の七割弱、ついで同盟の二万五〇〇〇日、中立労連一万九〇〇〇日、新産別一万二〇〇〇日であり、前年とくらべて総評と同盟では「半日以上の同盟罷業」で行為参加人員、労働損失日数ともに減少したのにたいし、「半日未満の同盟罷業」はいずれも増加した。中立労連の場合には「半日未満の同盟罷業」のいずれも減少し、とくに労働損失日数の減少が目立つのは既述の電機労連の動向を反映している。

第91表　主要団体別労働争議件数の推移　（単位：件）

主要団体		1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
総争議	合計	6,060(100.0)	5,416(100.0)	4,026(100.0)	4,376(100.0)	7,660(100.0)
	総評	4,576(75.5)	3,988(73.6)	2,890(71.8)	3,180(72.7)	6,659(86.9)
	同盟	203(3.3)	192(3.5)	184(4.6)	222(5.1)	164(2.1)
	新産別	38(0.6)	26(0.5)	26(0.6)	20(0.5)	25(0.3)
	中立労連	145(2.4)	109(2.0)	97(2.4)	114(2.6)	82(1.1)
	その他	1,098(18.1)	1,101(20.3)	829(20.6)	840(19.2)	730(9.5)
争議行為をともなう争議	合計	5,533(100.0)	4,852(100.0)	3,492(100.0)	3,737(100.0)	7,034(100.0)
	総評	4,309(77.9)	3,705(76.4)	2,635(75.5)	2,879(77.0)	6,285(89.4)
	同盟	125(2.3)	103(2.1)	89(2.5)	97(2.6)	101(1.4)
	新産別	38(0.7)	25(0.5)	26(0.7)	20(0.5)	24(0.3)
	中立労連	136(2.5)	104(2.1)	92(2.6)	101(2.7)	72(1.0)
	その他	925(16.7)	915(18.9)	650(18.6)	640(17.1)	552(7.8)

第92表　主要団体別争議行為をともなう争議の行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移

主要団体	行為参加人員			半日以上の同盟罷業						半日未満の同盟罷業		
				行為参加人員			労働損失日数			行為参加人員		
	1980年	1981年	対前年比	1980年	1981年	対前年比	1980年	1981年	対前年比	1980年	1981年	対前年比
	千人	千人	%	千人	千人	%	千日	千日	%	千人	千人	%
計	1,768 (100.0)	2,914 (100.0)	65.8	563 (100.0)	247 (100.0)	△ 56.1	998 (100.0)	543 (100.0)	△ 45.6	1,356 (100.0)	2,745 (100.0)	102.4
総評	1,373 (77.6)	2,762 (94.8)	101.2	252 (44.7)	169 (68.7)	△ 32.7	524 (52.5)	374 (69.0)	△ 28.6	1,188 (87.7)	2,641 (96.2)	122.2
同盟	24 (1.4)	19 (0.6)	△ 22.5	21 (3.6)	15 (5.9)	△ 28.5	59 (5.9)	25 (4.6)	△ 57.8	5 (0.4)	7 (0.3)	35.5
新産別	4 (0.2)	9 (0.3)	151.5	1 (0.2)	3 (1.2)	163.2	2 (0.2)	12 (2.1)	408.3	2 (0.2)	7 (0.3)	219.0
中立労連	239 (13.5)	17 (0.6)	△ 92.8	218 (38.7)	12 (4.8)	△ 94.6	259 (25.9)	19 (3.5)	△ 92.7	80 (5.9)	8 (0.3)	△89.9
その他	129 (7.3)	107 (3.7)	△ 17.3	71 (12.7)	48 (19.4)	△ 33.2	154 (15.4)	113 (20.8)	△ 26.8	80 (5.9)	81 (3.0)	1.2

〔備考〕 1) （ ）内は構成比。

【参考資料】 (1)労働省統計情報部「労働争議統計調査年報告」、(2)労働省『労働白書』および『労働運動白書』、(3)東京都労働経済局「東京の労働」、(4)日本労働協会『年報　日本の労使関係』

IV 賃金闘争

概要□八一年秋季年末闘争――闘争をとりまく情勢／総評・秋季年末闘争方針／高齢者大集会／九・二五秋闘宣言中央集会／一〇・一三秋闘決起集会／仲裁裁定実施問題決着へ／八年ぶりの年金スト／総評第四次秋闘統一行動／人事院勧告実施問題決着へ／年末一時金闘争／年末一時金妥結状況／八二年春季闘争――八二年春闘の背景／国民春闘共闘会議の発足／八二賃闘対策民間労組会議の成立／春闘共闘会議の春闘白書／同盟の賃金白書／金属労協（IMF・JC）の白書／八二年春闘諸要求とその特徴／春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の八二年賃金闘争／八二年春闘妥結状況／八二年春闘総括

概要

一、八一年年末一時金妥結額は、労働省調べで、五一万六九五四円となり、対前年同期を五・二%上回る結果となった。なお政労協の年末一時金交渉は、人事院勧告内容とのからみで難航した。

一、八二年春闘は、八一年一二月に「統一準備会」が発足するなど、労戦再編がらみの中で展開された。同盟、JCのリーダーなど、〝準備会春闘〟の展開を志向するなかで、国民春闘共闘および総評の春闘・労働運動における役割、意義が問われた。他方、統一労組懇独自の春闘行動も、前年以上に強化された。

一、労働四団体の共同歩調は、一兆円減税問題、賃上げ要求基準（九%、一万七〇〇〇円）などで見られたが、前者は〝成果〟はほとんど不十分のままに終わり、後者は、総評、新産別の一〇%、二万円基準が別に生きていたため、事実上は二つの基準が存在したことになった。

一、金属労協への一斉回答は四月八日におこなわれたが、鉄鋼一万三一〇〇円、六・三六%であり、電機、自動車では率では七%をクリアーした。だが前年よりも率ではダウンした。

一、私鉄は、中央集団交渉で、鉄鋼回答を上回る回答を得て、ストなしで妥結した。私鉄のストなし決着は、六八年いらい一四年ぶ

1　八一年秋季年末闘争

闘争をとりまく情勢

八一年秋季年末闘争における政治的背景、国会状況としては、第一に、臨調第一次答申にもとづく行政改革、具体的には行革関連特例法案が、定年制導入など公務員二法案、仲裁裁定および人事院勧告の実施問題とともに、重要争点となった。これと並んで、野党間では、〝中道結集〟の動きも活発化し、さしあたり新自由クと社民連のあいだで院内統一会派が結成された。

他方、経済基調は、物価は鎮静気味にあるものの、個人消費のひきつづく停滞、住宅建設をはじめ内需の相変わらずの低迷がつづいた。それらを補うかたちで輸出の伸長がつづいたが、いわゆる貿易摩擦も激化した。企業収益は、前年同期にくらべ減益決算となったが、先行き予想は悪くはなく、全体として高収益水準は維持されていた。さらに、いうまでもなく、一二月一四日に発足した民間先行の統一準備会をはじめ、〝労戦がらみ〟であった。

そうした状況のもと、秋季年末闘争が展開されたが、行革問題をはじめ、国会内外で論議と行動が展開された。

総評・秋季年末闘争方針

七月末の総評定期大会で、秋季年末闘争方針の骨格がきめられたのち、九月七日の幹事会で、さらに具体的な行動計画が固められた。それによると、八一秋闘を「国民生活擁護、反戦・平和・民主主義を守る」たたかいと位置づけ、とくに行革反対を中心にすえつつ、闘争態勢を固め、臨もうとした。具体的な行動計画としては、まず臨時国会の開会にあわせ九月二五日を全国統一行動日とすること、その後、国会審議がヤマ場に入る一〇月第四週、第五週を集中行動期間とすること、さらに一一月中～下旬を第二次集中行動期間とし、これら

に諸大衆集会を織りこむこととした。なお国会審議のヤマ場では、仲裁裁定、人勧完全実施、年金などでストライキを配置し、要求の実現をはかるとの方針もきめた。

高齢者大集会　敬老の日の九月一五日、高齢者大集会が東京（都体育館）でひらかれ、全国から一万人以上が集まった。この集会は、今年で一一回目であり、年金改善や老人医療無料化の実現へ向けてなど大きな力を発揮してきたが、今年はとくに、〝行革反対、福祉切り捨てを許すな〟が重点となった。

集会ではまず、実行委員会を代表して槇枝総評議長が基調報告。〝福祉切り捨て行革阻止〟へ向け、決起を訴えた。つづいて、社会、公明、共産、新自クの各党代表が決意を表明した。そのあと、全国各地の高齢者組織の代表によって、福祉灯油獲得運動（北海道）、民間企業退職者の組織化（中国）、老人保健法反対署名運動（老地連）などが報告された。そして、「怒りのこぶしを突きあげよう」との集会アピールと行革国会への緊急アピールを採択した。

九・二五秋闘宣言中央集会　行政改革を最大の焦点とする臨時国会が、九月二四日に召集されたが、翌二五日、総評は東京・明治公園に二万人の組合員を集め、「くらしと福祉を守る八一秋闘宣言、全国統一行動中央集会」を開催した。総評はすでに秋闘本部を設置し、闘争を強めることにしており、この日が秋闘突入の日となった。

集会の冒頭、あいさつに立った槇枝議長は「自民党の行革路線を絶対に認めることはできない。労働者の生活、権利の確保と国民の利益を守るため、あえてストも辞さない構えで立ちあがろう」と決意を表明。つづいて各団体代表が発言し「行革の中には老齢年金の削減があげられているが、これは将来に年金の低下の中で主婦は家計のやりくりに頭を痛めている。政府の行革はこれに拍車をかけるもの」（新井主婦の会会長）、「福祉の切り捨ては、障害者に死ねということだ。我々も要求をかかげて闘う」（今岡障害連事務局長）、「政府が行革を手はじめに大型消費税の導入をもくろんでいることは明らか」（名東不公平税制をただす会代表）など、〝反国民的行革〟への怒りの声をあげた。

つづいて社会党、公明党、共産党の代表がそれぞれ決意を表明。最後に行革法案審議の重要段階で年金、福祉ストを決行するとの宣言を満場一致で採択した。

一〇・一三秋闘決起集会　行革国会召集以降、総評傘下の各組合は、連日の行動にとりくんできたが、審議の本格化にともない、公務員共闘、公労協が全国動員による請願デモを展開、また高退連、障害連、全生連などの諸団体も、ヤマ場にむけて国会行動をおこなった。

冒頭あいさつに立った槇枝議長は、財界主導の行政改革を批判、また〝人質〟とされた仲裁、人勧問題について、「官公労働者の賃金が値切られれば、民間賃金にも悪影響がでることは必至。官民を問わぬ闘いを組織しよう」と力説した。この後、社会、公明、共産の各党代表があいさつ。つづいて民間単産、公労協、公務員共闘、全交運の代表が、それぞれ決意表明をおこなった。同日昼には、公務員共闘、公労協が全国動員により、衆参両院議員全員に要請をおこなうなど、終日、国会行動を展開した。

公務員共闘はさらに一五日から二三日にかけ連日、大衆動員をお

こない、国会へデモをおこなった。公労協も二七日から三〇日を集中行動期間に設定、連日、国会請願をくりひろげた。

このほか、全日自労は一〇月九日から一一月一一日にかけて全国キャラバンを実施。全生連（一五、一六日）、高退連（二六、二七日）、障害連（二七、二八日）などの諸団体も、独自に政府交渉をおこなった。

仲裁裁定実施問題決着へ

八一年春闘の際の三公社五現業にかかわる仲裁裁定は、秋の第九五回臨時国会に、いわゆる議決案件として提出され、行革関連特例法案、人事院勧告実施問題とからみ、重要問題化していた。この取り扱いは、一〇月六日、行革特別委が設置され、行革審議が軌道にのりはじめるとともに、前へ動きだした。

総評、公労協は、一〇月二九日に「年金・福祉スト」とともに、裁定完全実施を迫る統一ストを設定、それに向けて決着を意図した。この間、公労協による「八一秋年闘争勝利一〇・二七総決起集会」（六〇〇〇人、日比谷野外音楽堂）、翌二八日には総評による「八一秋闘勝利第三次一〇・二八中央総行動」「くらしと福祉を守る八一秋闘勝利第三次一〇・二八中央総行動」（八五〇〇人、日比谷野外音楽堂）などの決起集会、国会請願等がおこなわれた。

一方、裁定実施問題は、一〇月二七日から二八日にかけ国対委員長会談で合意に至り、二九日、衆院社労委で議決された。最後まで難航した国鉄、林野につ、ては、〝経営改善努力を強く期待する〟との申し合わせがつけられた。

八年ぶりの年金スト

裁定実施問題が決着に向かったため、当初、総評の「年金・福祉スト」に合わせ、強力なストを予定していた公労協も、戦術ダウンの方針を決めた。一〇月末は、行革一括法案の審議もヤマ場にきていたが、年金、医療など〝福祉切り捨て〟にたいし、一〇月二九日、「年金スト」を決行することを総評は決めていた。そして年金問題をはじめ、人勧完全実施、その他組合独自の要求をかかげつつ、「年金スト」が実施された。主な突入組合とストライキ規模は、つぎのとおり。

政労協、全港湾＝一～二時間スト。国労、動労の非乗務関係＝二時間スト。自治労、都市交、全水道＝二時間スト。日教組、国公の一部＝三〇分未満のスト。全金、全国一般、全造船等の一部＝時限ストあるいは時間内職場集会。

ストライキ規模は、七三年春闘の盛りあげをはかるため総評傘下人）には及ばなかったが、八年ぶりの「年金スト」であった。

総評第四次秋闘統一行動

秋闘の各単産は一一月一七日を第四次の統一行動日に設定。終日、各単産ごとに中央行動にとりくんだ。

政労協は一八日の一時金回答日を前に全国から三〇〇〇人を中央に動員、各省交渉をはじめ夕刻からは独自の中央総決起集会を開催し、行革、〝政治の右傾化〟に反対の声をあげた。また私鉄総連も終日、運政審に対し統一行動を展開、新聞労連も一時金の上積みを求めて統一行動を構えた。

一方、総評、東京地評も夕刻から東京・港区の芝公園で「秋闘勝利第四次中央総決起集会」をひらいた。集会には約二〇〇〇人の組合員が参加。各政党のあいさつの後、「人事院勧告の実施を要求し一一月二五日に再度、統一行動を組む」（公務員共闘）などの決意が表明された。

人事院勧告実施問題決着へ

は、行革がらみできわめて難航していた。このため、公務員共闘は一一月二五日、最高二時間のストを実施した。

一一月二七日、行革特例法案が参院本会議で可決成立するに及んで、政府は人勧の取扱いについて閣議決定をおこなった。内容は、①俸給表は人勧どおり四月実施（調整手当は一年凍結）、②期末・勤勉手当は旧ベースで凍結、③指定職、管理職の引き上げは一年凍結というものであり、組合側にきびしい内容となった。とくに調整手当をふくめて、民間に準拠していたのが、その凍結で、民間準拠は内容上、くずれたことになる。

公務員共闘、全官公とも、抗議声明を発したが、事実としては、うちに、一一月末には解決に向かった。

ただ政労協の交渉は、前年同様に難航した。年末一時金交渉に入る前にも、早期賃金確定を要求して、九月三〇日、一〇月二九日と二波の統一ストを実施したが決着に至らず、以後は年末一時金闘争に比重を移した。だが人事院勧告の実施、とくに期末・勤勉手当の旧ベースでの実施にともない、政労協関係の夏、冬の手当も新ベースとするか、旧ベースのままかが一大争点となった。この交渉は、その後、迂余曲折をたどったが、法廷闘争をかまえた一単組をはじめ（その後とりやめ）、一部の単組については夏のみ新ベースで実施、他は夏、冬とも旧ベースでの支払いに終わった。

年末一時金闘争

民間の年末一時金交渉は、一〇月末から一一月上旬にかけて要求が提出され、おおむね平穏のうちに、一一月末には解決に向かった。

ただ政労協の交渉は、前年同様に難航した。年末一時金交渉に入る前にも、早期賃金確定を要求して、九月三〇日、一〇月二九日と二波の統一ストを実施したが決着に至らず、以後は年末一時金闘争に比重を移した。だが人事院勧告の実施、とくに期末・勤勉手当の旧ベースでの実施にともない、政労協関係の夏、冬の手当も新ベースとするか、旧ベースのままかが一大争点となった。この交渉は、その後、迂余曲折をたどったが、法廷闘争をかまえた一単組をはじめ（その後とりやめ）、一部の単組については夏のみ新ベースで実施、他は夏、冬とも旧ベースでの支払いに終わった。

年末一時金妥結状況

まず労働省調べによる民間主要企業の年末一時金要求、および妥結状況をかかげておこう。第93表がそれである。

要求額平均は、五七万九三七二円と前年（五五万八〇五〇円）を二万一〇〇〇円強、上回っている。妥結額は、五一万六九五四円と、前年（四九万二六三六円）を二万四三一八円上回り、対前年伸び率は五・二%であった。ただし八〇年の対前年伸び率が七・四%であったから、それにくらべれば二・二ポイント下回ったことになる。

産業別に妥結額をみると、高いのは新聞・放送（八三万一二一八円）であり、それに水産・食料品、証券、卸・小売が六四～六五万円台でつづいている。反対にもっとも低いのは繊維（三五万八一八二円）であり、鉱山（四〇万五〇七五円）がそれにつづいている。また対前年伸び率では、紙・パルプ、石油製品、化学がマイナスを記録し、反対に造船二八・一%、証券一九・一%が際立った伸び率を示した。いずれにしても、バラツキが目立っている。

なお同じく労働省調べで、年間臨給実施状況の推移を見てみよう（第94表）。まず実施率（B／A）では、八一年五五・八%と前年を上回り、七四年をボトムにして、年々増加傾向にある。なかでも、冬夏型（D／B）にたいし、夏冬型（C／B）優位の傾向が、七五年いらい引きつづいている。

第93表　1981年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況（単純平均）

（1981年12月23日）

産業	調査企業数	平均年齢	要求額		妥結額		対前年伸び率	1980年 妥結額	1980年 対前年伸び率
	社	歳	社	円	社	円	%	円	%
	287	35.3	(111)176	579,372	287	516,954	5.2	492,636	7.4
鉱山	10	41.0	10	528,100	10	405,075	5.7	383,050	9.8
水産・食料品	19	36.1	(12) 7	757,012	19	650,648	5.6	616,064	3.2
繊維	23	32.0	23	398,308	23	358,182	4.8	341,444	6.7
パルプ・紙・紙加工品	12	37.3	12	511,060	12	425,417	△ 5.7	432,750	5.3
印刷	3	32.9	(1) 2	481,387	3	469,189	7.6	426,143	9.8
化学品	49	35.7	(6) 43	601,136	49	515,937	△ 0.3	520,515	5.7
石油製品	8	34.5	(8)		8	476,525	△ 3.0	496,938	7.0
ゴム製品	4	35.5	4	501,514	4	457,125	3.4	441,944	6.0
セメント	5	37.6	(1) 4	554,000	5	495,900	9.4	453,400	0.2
鉄鋼	15	36.8	(13) 2	540,000	15	486,607	9.3	445,000	14.8
電機	6	35.4	6	478,025	6	430,392	8.7	396,105	5.9
機械	29	35.6	(13) 16	613,652	29	522,353	5.7	487,629	9.8
金属製品	28	34.1	(3) 25	546,792	28	528,039	8.0	488,968	8.0
造船	7	37.4	(7)		7	461,735	28.1	360,391	28.8
車両	2	39.0	(2)		2	475,000	4.4	455,000	5.8
自動車	9	34.8	(9)		9	533,591	5.8	504,402	7.2
卸・小売	19	29.5	(13) 6	1,059,600	19	644,187	5.8	614,414	4.1
証券	4	28.0	(1) 3	675,000	4	644,500	19.1	541,250	6.0
陸運	18	39.1	(17) 1	597,321	18	551,053	6.4	518,074	6.0
新聞・放送	5	37.2	(2) 3	1,186,904	5	831,218	6.7	801,079	8.5
電力	9	35.8	9	565,000	9	519,000	4.8	495,000	8.2
ガス	3	34.3	(3)		3	479,333	7.1	447,667	4.5

〔備考〕 1) 調査対象企業は，原則として，東証または大証一部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1000人以上の企業であって，労働組合のある企業287社である。

2) 要求額欄の（ ）内数値は，年間臨給「夏冬型」により，1981年夏季一時金と合わせて要求がおこなわれた企業と月数要求などで要求額が不明な企業の合計数で，外数である。

3) 本年年末一時金の対前年伸び率は，調査対象企業が一部前年と異なるため，同一企業比較による対前年伸び率を算出した。

4) △は減

5) 労働省労政局労働組合課調べ。

第94表　1981年年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移

年	A 調査企業数	B 年間臨給実施企業数	Aのうちに占める割合（B/A）	C Bのうち夏冬型実施企業数	Bのうちに占める割合（C/B）	D Bのうち冬夏型実施企業数	Bのうちに占める割合（D/B）	E BのうちCおよびD以外の企業数	Bのうちに占める割合（E/B）
	社	社	%	社	%	社	%	社	%
1970	286	159	55.6	49	30.8	105	66.0	5	3.1
1971	280	152	54.3	52	34.2	95	62.5	5	3.3
1972	279	177	63.4	49	27.7	120	67.8	8	4.5
1973	279	151	54.1	53	35.1	95	62.9	3	2.0
1974	275	89	32.4	35	39.3	52	59.4	2	2.2
1975	271	101	37.3	49	48.5	47	46.5	5	5.0
1976	273	125	45.8	71	56.8	51	40.8	3	2.4
1977	279	132	47.3	81	61.4	49	37.1	2	1.5
1978	281	134	47.7	81	60.4	50	37.3	3	2.2
1979	283	146	51.6	87	59.6	54	37.0	5	3.4
1980	287	158	55.1	93	58.9	58	36.7	7	4.4
1981	287	160	55.8	97	60.6	56	35.0	7	4.4

〔備考〕 1） E欄の数値は，夏冬型および冬夏型の企業以外で2期分以上の一時金を合わせて決定している企業（2年協定等）である。

2） 労働省労政局労働組合課調べ。

2　八二年春季闘争

八二年春闘の背景

八二年春闘は、春闘を中心としてみれば、第二八回目の春闘となる。なお同盟、新産別は、春闘共闘とほぼ時期を同じくして、賃金引き上げなど諸闘争を展開した。この八二年春闘の背景として、おおむね以下のことが指摘されよう。

第一に、政治的には自民党の〝安定多数〟の持続のもと、他方で〝中道結集〟の論議も盛んであるばかりか、安保、防衛問題をはじめとする民社、公明の〝右寄り〟の方針転換が目立った。このため、野党間では、社共対立はいぜんとして解消しないが、社公間の関係も以前ほどの緊密さは失われ、そのうえで〝中道結集〟的動きが活発化した。

第二に、そうした政治状況のもと、労働戦線では、八一年一二月一四日、民間先行の「統一準備会」が発足し、労働戦線再編の動きはここに新たな段階に達した。この問題では、総評、同盟間で重要な意見の違いをみせつつも、賃上げ要求、四団体の共同歩調は前年にひきつづき、維持されていた。他方、共産党の影響力の強い統一労組懇の活動も、いっそう活発化した。

第三に、労働戦線の動向、とくに「統一準備会」の発足にともない、同盟、JCの指導部のなかには、八二年春闘をいわば〝準備会春闘〟としてリードし、一定の実績づくりをおこなうという思惑が働らいたことは否めない。それは、ここ数年つづい〝た管理春闘〟のいっそうの強化にもつながるものである。このことは別にいえば、春闘共闘、とくに総評の春闘＝労働運動の主導性自体が問われていることを意味していた。マスコミによって、〝戦国春闘〟とさえ称されていた。

第四に、経済基調の点では、景気はゆるやかな回復過程にあるとはいえ、内需のいちじるしい停滞、貿易まさつなどをつうじ、国民総生産の伸びも、政府の八二年度見通し五・二%達成は、とうていおぼつかないという見方が支配的であった。もっとも企業収益は、大企業では高収益水準が維持されていた。

第五に、雇用・失業情勢には、いぜんとして改善の動きには足踏みがみられ、他方、個人消費の伸び悩みは深刻であった。とくに可処分所得が二年連続で目減りしたことは、たとえ物価動向が鎮静気味だとしても、勤労者の実質所得向上のためには、たんに消費者物価を上回る程度の賃上げでは不十分なことを示していた。

そのほか、いわゆる第二臨調の急テンポの行革審議の動きも無視できない。とくに八二年に入ってからは、マスコミを動員して、三公社とくに国鉄批判、とりわけさまざまの職場諸慣行や〝たるみ〟、規律問題に意図的とも見えるほどに批判が集中した。そのことが、国労、動労をはじめ、官公労の戦闘的部分の力を春闘に集中させることを非常に妨げたことも否めないであろう。

おおむね、そうした背景のもと、八二年春闘が展開されることになった。総じて、労戦、行革がらみのもと、しかも生活悪化のもとで、〝管理春闘〟なるものの存在があらためて問われはじめようとしている。

1　国民春闘共闘会議の発足

八二国民春闘共闘会議の発足

八二国民春闘共闘会議が八一年一一月一〇日発足した。共闘会議には総評、中立労連、純中立の一〇一単産と地方共闘加盟組合の計八〇〇万人余が結集した。第一回総会では、「八二国民春闘の課題と闘いの基調」を確認、また共闘会議の役員を選出した。

「課題と闘いの基調」では、賃金要求は労働四団体の統一要求基準に準拠するとしながら、考え方として「実質可処分所得の増大をはかり、実質生活の維持・向上をめざすものでなければならない」と強調。また、年齢による個別賃金要求を重視する考えを明らかにした。制度・政策要求では、国民生活全般にかかわる政策課題として、①物価の安定、②減税、③住宅対策を。労働条件改善のための制度課題として、①最低賃金、②六〇歳定年延長を中心とする雇用対策、③労働時間短縮を課題とし、労働四団体のとりくみを基本にたたかいをすすめることとした。

戦術面では、金属労協の前に回答を引き出す第一グループのたたかいを重視、参加組合の拡大などその強化をはかるとともに、四月中に闘争を終結できるよう全力をあげるとともに、官公労働者は民

間賃上げを確実に反映させることを基本とし、官民分断攻撃をはね返していくとしていた。

春闘共闘の発足は、例年より半月から一カ月遅れた。これは、労働戦線問題での総評の対応に、中立労連が強い不満をもち、一時参加凍結を主張したことにかかわっていた。総評と中立労連が発足に合意したのは、一〇月九日の会談であったが、これには一一月四日の総評臨時大会で、「統一準備会」参加問題にケリをつけるという含みでの合意であった（実際はそこではケリがつかず）。また国労との賃金論争で、春闘共闘参加を留保している鉄鋼も顔を見せないなど、いずれにしても波乱ぶくみのスタートとなった。

労働四団体、賃上げ要求基準問題

労働四団体の賃上げ要求基準は、八〇年春闘（八%、一万三〇〇〇円）、八一年（一〇%）と、ここ二年統一されてきた。八二年春闘では、すでに春闘共闘発足時点で、同盟が九%、一万七〇〇〇円とすることを内定し、労働四団体の統一要求基準づくりの調整との関係が問題になった。

一一月一九日の労働四団体の事務局長、書記長会談では結局、〝九%アップを基準とする〟ことが確認されたが、総評、新産別は一〇%を主張し、同盟、中連は九%を主張したため、春闘共闘会議自体としては、具体的な数字では、基準を設定できない状況となった。それ故、総評自体は、一一月二四日の幹事会で、〝今春闘を下回らない方向（一〇%、二万円以上）〟で、各単産が自主的に決定する〟ことを決めた。かくして、労働四団体間では、九%アップが〝統一〟基準とされたが、春闘共闘、総評の内部事情をみるかぎり、その〝統一〟の内実は過去二年と異なる結果となった。

八二賃闘対策民間労組会議の成立

八二年一月一四日、総評、中立労連、同盟などのワクを越えて、民間単産が時限共闘を組む八二賃闘対策民間労組会議の発足総会がひらかれた。同会議については、すでに前年一二月一四日の準備会議で、①現参加組合二三単産、②その後政推会議に参加した建設同盟、③統一準備会に参加する組合、とすることを確認するとともに、統一準備会に時間差をおいて参加する組合で、参加希望があるときは、代表者会議で決めることにした。

発足時の参加組合は、三〇単産とオブ加盟五単産の計三五単産、約三七〇万人となり、前年の二三単産からさらに拡大した。発足時の参加組合はつぎのとおり。

現参加組合＝鉄鋼、合化、ゼンセン、全金同盟、造船、海員、電力、全化、交通労連、全食品同盟、紙パ総連合、一般同盟、全機金、新化学、電機、食品労連、全石油、全国ガス、自動車総連、商業労連、ゴム労連、日電工労連、以上二三単産。

新規加盟組合＝建設同盟、石油同盟、全炭鉱、凸版労組、日本港湾、全日通、電通労連、以上七単産。

オブ加盟＝運輸労連、全鉱、全国セメント、全窯連、日建協、以上五単産。

ところで、前年、賃闘対策会議参加四単産とブリッジ共闘を組んだ私鉄と全金の取り扱いについては、次回の代表者会議で検討することになったが、私鉄等の準備会参加が当初予定より大幅にずれこんだため、三月一五日、私鉄、炭労、全金のオブ参加を承認し、オブ参加だった全鉱を正式参加とした。いずれにしろ、労戦問題が色濃くからんでいた。

労働四団体の賃上げ要求基準問題とは別に、八一年春闘で初めて「三万円以上」という自からの要求基準を決め、〝階級的ナショナルセンターの確立〟を展望しつつ、独自の春闘行動を強化してきた統一労組懇は、八二年一月一八日の代表者会議で、今年は「三万円基準」とすることを決めた。これは昨年初めておこなった傘下組合員のアンケート調査を根拠にしたものだが、「以上」ではなく、「基準」としたのは、統一要求と各単産の要求との調整を考慮して変更したといわれている。

また春闘での独自行動についても、従来以上に力を入れ、対政府交渉、街頭宣伝など四次にわたる全国統一行動を展開、闘争のヤマ場には、〝勤務時間内外の職場集会を含むストなどの統一行動〟を予定するなど、一段と方針を強化した。

2　春闘共闘会議の春闘白書

八二年国民春闘白書の発表

春闘共闘会議の八二年国民春闘白書は、一二月二日の総会で確認された。

白書はまず、日本経済は根強い消費停滞のなかで、外需依存の成長をつづけたが、そうしたパターンは、もはや限界に達しているとくに賃上げについては、八一年春闘で規模別格差がでたことを重視し、「社会的に公正な賃金」の実現へ向けて努力すべきことを強く打ちだした。また、経営者側の賃金抑制論にたいしては、①賃金が物価上昇の原因でないことは明らかであり、②交易条件悪化の下では所得の伸びが成長率より低いのは当然」だとする理論は成り立たないと反論した。いずれにしろ、「日本経済の発展タイプを内需中心の福祉型のものに転換」すべきことが、白書の主張の基本となっている。

以下、同白書の要旨をかかげておく。

【八二年国民春闘白書・要旨】

石油危機からの回復過程＝八一年の経済白書では、国際的にみて日本経済は「良好なパフォーマンス(対応)」を示したと自賛した。しかし、八一年以後、回復の様子はおかしくなってきた。それは何といっても、内需こそに消費が予想以上に落ち込んだままだからである。

この根本的原因が、賃金や自営業者の所得の伸び悩みにあることはいうまでもない。石油価格が大幅に値上がりしたとき経営者や政府は国民全体の応分負担を主張したが、その現実の帰結は労働者がより多く負担させられたのだ。

また、産業や企業規模、さらには地域ごとに大きなバラツキのあることも見逃せない。日本経済の「二重構造」が再び拡大するという重大な問題が生じている。

日本経済の対外摩擦の激化を考え合わせると、日本経済の「良好なパフォーマンス」が実現された反面には、多くの矛盾が累積されているといわねばならない。

根強い消費停滞＝政府の経済見通し改訂でもっとも目立つのは、民間最終消費支出が当初の四・九%の伸びから二・七%に落ち込むと予想されて

いる点だ。

この消費停滞の原因は春闘賃上げ率が過年度消費者物価の上昇率ギリギリ程度に終わったことがあげられる。それだけでなく、これまでにない今回の特徴は、家計の実収入や可処分所得が春闘賃上げ率の三分の二程度しか伸びていないということだ。

こうした消費停滞は消費・サービス関連の設備投資の停滞となり、景気低迷の様相が明らかになっている。これは住宅産業に典型的にみられ、住宅や消費サービスなど国民生活に密着し、雇用吸収力の大きい分野の不振は、今後の経済のあり方として重大な問題をかかえている。

日本経済の常識では内需が停滞すると公共支出や輸出の増大がカバーして、成長が維持されることになっていた。しかし今日、財政が経済を引っぱることは期待できない。ところが、輸出は拡大の一途をたどっており、八一年度の経済成長は大きく外需に依存したものになりそうだ。

日本経済の国際的立場＝八一年秋の稲山使節団の結論である「欧州の日本の輸出急増に対するいらだちは爆発点に達している」にも明らかなように、外需にのみ依拠した経済成長のタイプは限界点にきている。日本はGNP三位の経済大国になっており、対外経済政策も世界的視野に立った相互的な、秩序ある発展に主体的に関わっていくことが求められている。

そのためには、まず「南」の諸国への開発援助拡大と先進国間での労働基準の平準化が必要だ。

生活向上と内需拡大＝もっかの日本経済は根深い消費停滞が成長の制約条件になっている。それは景気循環上の問題だけでなく、今後の産業構造の問題も含めて、中期的な日本経済の発展にとっても重要な問題だ。内需ことに消費のもつ意義は、これまでとは比較にならないほど重要になっている。

日本経済の根強い成長力を、国民生活の向上に結びつく形の消費や内需の拡大に向けていくべきだ。そのためには賃上げや格差是正を図っていくことで、全体としての所得上昇をはかることが基本である。それとともに大幅減税、住宅建設の活発化も重要な意味をもっている。また、経済成長が内需中心に転換していくことは、対外経済摩擦を解消していく根本的な政策だ。こうした内外のバランスのとれた成長こそが、福祉型経済発展の内実なのだ。

賃金が物価上昇の原因になっていないことは、さまざまな分析で明らかにされている。また、政府・経営者は石油値上がりによる交易条件の悪化をとらえて、所得の伸びが経済成長率よりも低いのは当然だ、ということを賃金抑制の論拠としてきた。しかし、交易条件が急速に好転しつつある現在では、この理屈はまったく成り立たなくなっている。

もっかの物価動向は沈静基調にあり、生活安定のための実質賃金の向上を実現する好機だ。わが国経済には、われわれの要求を実現する可能性は十分存在しているだけでなく、経済成長を生活向上に結びついたものに転換していくには、賃上げや大幅減税、住宅建設などによる内需拡大が絶対に必要だ。

賃金格差の拡大＝八一春闘の結果で最も注目すべき点は、組織労働者の賃上げ率が中小未組織労働者に十分波及していないことだ。年齢別賃金格差も初任給水準抑制などで拡大しており、平均的にみた男女別格差も同じ傾向になっている。

こうした状況が固定化していくとすれば、春闘がもっていた社会的性格が薄められていくのは間違いないし、春闘の相場形成自体も困難になっていくおそれもある。

賃金格差是正をはかっていくには、産業や地域の共闘態勢を強化する中で、目的意識的に社会的諸格差の是正に取り組んでいくことが必要だ。個別賃金要求や最賃制闘争の重要性が著しく高まっている。

労働時間、職場と雇用の問題点＝西欧の動きに比べ、わが国の時短のテンポは著しく遅れている。しかも、規模別に大きな格差のあることに注目する必要がある。

時短は現代生活に不可欠のゆとりを広げていくためだけでなく、低成長下の雇用問題に対応するためにも求められているし、貿易摩擦をめぐって問題にされている長時間労働の非難にこたえる意味ももっている。

雇用情勢は景気の動向にかかわりなく、遅々として好転していない。最近の特徴は中小企業での労働力需給が一層緩和していることや、中高年の世帯主、女子の失業が目立っていることだ。

マイコン導入などによる新たな技術革新が進みつつある。これは労働態

様や労働編成、さらには雇用問題ともかかわって、さまざまな問題をはらんでおり、労働組合がいかに対応するかが新たな課題になりつつある。

賃上げ要求の統一態勢の意義＝政府と経営者の結束した危険な方向に立ち向かうには、労働組合側が総結集した態勢が絶対に必要である。このためには、すべての労働組合が可能な限り要求の考え方や基準について、合意を形成していくことが必要であるし、それを土台にして、あらゆるレベルでの連携強化を図り、共同闘争の態勢を強めていくことが求められている。

こうした総結集の態勢の中で獲得した春闘相場を、未組織労働者の賃上げや最低賃金の引き上げ、年金や生活保護など国民生活の最低基準の引き上げに影響を及ぼしていくことに、統一した力を注いでいく必要がある。

基本賃金の引き上げ＝八一年に比べ各団体、産業の自主的な決定の幅をもたせている。これはバラツキが拡大している中で、厳密な賃上げ率による統一化では、必ずしも格差是正につながらないという状況が存在しているからだ。

基準になる数値については、要素ごとに細分化して積み上げる方法をとっていない。今年の場合は過年度物価上昇率はもちろんのこと、物価沈静の絶好機をとらえ、経済成長分や可処分所得低下の埋め合わせ、産業の実情に応じて定昇分や格差是正分をも、総合的に勘案して決められるものだと考えている。

3　同盟の賃金白書

同盟、八二年度賃金白書の発表

同盟の白書は、「実質賃金引上げ・時短へ向けて新たな挑戦を」と題し、八一年一二月一一日付の『同盟新聞』に発表された。同盟は、七九年度より昨年まで、白書のタイトルを『賃金・政策闘争白書』としていたが、八二年度は以前の『賃金白書』に戻っている（それについて説明はない）。

同盟の白書は、賃上げ要求の理論的根拠を示すものであるが、とくに日本経済を内需中心の安定成長軌道にのせるために、「ここ当分の間、望ましい実質成長率にほぼ見合う実質個人消費の伸びを確保するに足る賃上げを実現することが不可欠である」と強調し、日経連・生産性基準原理を批判している。そして白書は、九%賃上げが、五%台の成長の条件であると強調、九%の賃上げを完全に実現しても、八二年度の消費者物価上昇率を五%程度に抑えることは可能であり、一・五%程度の雇用拡大を図る条件ができる——全体として、そうした〝経済整合性〟を描いている。

さらに白書は、新たな賃金闘争に挑戦するため、ナショナルセンターとしての闘争体制を従来以上に強める構えを打ちだした。すなわち、産別、単組を先行、中盤、後段に配置、各段階ごとにストライキも辞さない強力な闘争で、全体の相乗効果を高めるとしている。

以下、白書の骨子をかかげておこう。

【同盟・八二年度賃金白書・骨子】

要求基準とその考え方＝物価については、これまでと同じく過年度の平均上昇率を今年度も採用する。なぜなら、これは実績に基づくものであり、誰にも理解しやすく、議論の余地のないものだからである。

物価上昇により実質的に低下した賃金水準を回復することは、最低限の必要条件である。しかし、実際の賃上げがこの水準にとどまるならば、決定的に不十分である。賃金闘争がその目的を果たすためには、この物価上昇による目減りの回復に加えて、実質賃金水準の引き上げを実現しなければならない。

八二年度賃闘に当たっては、生活水準の低下をくいとめて生活向上の道

を開くとともに、個人消費の拡大を通じてわが国経済を内需主導の安定成長軌道へ誘導する条件を形成することが要請されている。そのためには、実現すべき成長率に比べた実質賃金引き上げ率を、これまでよりも高目にすることが必要である。

一方、四～五％といわれるわが国経済の潜在成長力を考慮するとき現在の悪化しつつある雇用情勢を改善し、完全雇用実現へ向けた展望を開くためには、実質五％台の成長を実現する必要がある。以上の観点に立って、八二賃闘に当たって実質賃金引き上げ分を四％程度とする必要があると判断した。

九％とはナショナルセンターとしての立場から、あくまでも日本の全労働者の賃金水準に着目して、その全体の平均賃金水準を九％引き上げることを意味している。

名目賃金の九％引き上げというこの要求基準を完全に実現した場合にも、八二年度消費者物価の上昇率は、物価抑制の政策努力を含めて五％程度に抑えることは十分に可能である。その結果、個人消費支出を中心とした内需の拡大により、雇用についても一・五％程度の雇用拡大を図る条件を作り出すことができる。九％の要求基準を完全に達成することによって、われわれは労働者生活と国民経済の双方の側面から要請されている課題を果たすことができる。

実際の年度間物価上昇率は今後の物価動向により、変動する可能性がある。しかし、その場合でも予想を大幅に超える変動がない限り、要求基準の九％は変えないものとする。

八二賃闘に当たっての個別賃金目標は①三十五歳、二十三万円②十八歳、九万円である。

三十五歳の金額は今ただちに到達できなくとも、各年の賃闘を通じて、それに接近するよう努力を重ね、運動を強化していくことにより、全体の水準を高めながら平準化を実現していくための目標である。

十八歳ポイントの九万円という金額は、個別賃金の最低目標として設定されている。同盟はこれまで十八歳ポイントについても、標準的到達目標を示してきたが、八二賃闘に当たっては、最近における規模間賃金格差の拡大が深刻な様相を呈し始めていることを考慮して、むしろ最低目標を設定することとした。

要求基準の根拠＝九％の要求基準が完全に達成された場合、定昇の扱い、景気回復に伴う一時金や時間外手当の増加などを総合して、労働者一人当たりの賃金総額が平均九％上昇するものとする。また、五％台の成長を前提とすれば、各地の雇用開発センターの機能強化、時間短縮の推進等による雇用機会拡大の努力を合わせ行うことにより、一・五％程度雇用者数を増加することができる。

したがって、全労働者の賃金総額は、約十・五％増加することになるが、現行の税・社会保険制度を前提とすれば税、社会保険負担率も同時に一ポイントほど上昇するので、可処分所得総額の伸びは九・五％程度となる。

このような所得の増加に支えられて、消費性向もわずかながら上昇することを見込めば、個人消費支出は名目で一〇％程度伸びることとなる。また、八二年度の消費者物価は五％程度の上昇にとどめることが十分に可能である。したがって、実質でみた個人消費は五％程度の拡大をみることになる。

かくして九％の賃上げ要求基準を完全に達成するならば、実質個人消費を五％程度拡大することが可能となり、この需要が住宅や投資など他の最終需要に対しても拡大促進力として働くことになり、わが国経済は過度に外需に依存することなく現在の景気停滞を脱却して、内需を柱とした安定成長へ向かう出発点に立つことができるわけだ。

実質五％成長は名目では九％強の成長となり、そのとき名目国民総生産は二百八十兆円程度となる。一兆円はこの国民総生産の〇・三％強に相当する。この減税額、つまり個人所得の増加分の約八割が消費に回るとすれば、成長率は〇・三％弱押し上げられる。

一兆円減税の実施によって、実質五％台の成長条件はより一層確実なものとなり、全体の景気動向と雇用情勢の改善テンポを早めて、完全雇用達成への展望をより確かなものとすることができる。

4　金属労協（IMF・JC）の白書

金属労協（IMF・JC）は、八一年一二月一八日の協議委員会で、「八二年闘争の推進」の方針（いわゆる白書）を決定した。すなわち、同方針では、「八二年闘争の最重点課題である内需拡大」にむけて、「一万七〇〇〇円または九%を基準」とした賃上げ、および減税にとりくむとしている。賃上げ闘争の進め方としては、三月一五日までに要求を提出、ヤマ場を四月上・中旬に求める方向で検討している。

さらに、八一年から設定した統一交渉ゾーンを前段、後段の二つに分け、金属労協内の交渉テンポの調整をはかるとともに、事後対処をふくめた戦術討議を強化するとともに、化学エネルギー労協（ICEF・JAF）との共闘を強めることも強調している。

金属労協の「方針」（白書）の骨子はつぎのとおり。

【金属労協・白書・骨子】

当面のわが国経済の動向＝一、五十六年度実質経済成長率の当初見通し四・七%は達成可能とみられていたが、産業・業種・地域などの不均衡、所得の伸び悩み、可処分所得マイナスなどによる個人消費支出の低迷、内需不振の問題があり、達成は難しい状況になっている。

わが国経済の内需を中心とした経済体質への移行、貿易収支の大幅黒字解消は、国際経済の中にあって当面する緊急課題となっている。そのためには、内需拡大を最優先した思い切った政策遂行が必要となっている。

一、消費者物価上昇率は八一年度に入り沈静化し、年度平均では四%台になる見通しにある。今日の国際経済環境の中では、海外要因による影響を度外視することはできないが、国内要因については上昇率をゼロに近づけることに重点を置いた、より安定への取り組み強化が必要だ。

一、わが国の失業率は先進工業国間で極めて低い水準で推移してきたが、一年前に比べ失業者数、失業率、有効求人倍率とも悪化している。中期的には安定的に推移すると見られているが、企業の省力化が進み、ロボット導入・エレクトロニクス化など技術革新が進む中で楽観できない情勢にある。八〇年代中ごろから加速的に進むと見られる技術革新の下で、国全体の立場に立った抜本的な雇用政策の確立が必要となっている。

一、産業・業種・規模・地域別の経済活動の不均衡が、そのまま企業収益に反映し格差が拡大している状況にある。八一年度前半には緩慢ながらも景気回復への期待を持った収益見とおしも、内需停滞の長期化、貿易収支の大幅黒字からくる輸出環境の変化などにより、下方修正を迫られている。

マイクロエレクトロニクス化に関連した輸出加工型産業・業種は、引き続き堅調に推移していくものと思われるが、今後の輸出環境に左右される状況であり、内需拡大による転換が大きな課題となっている。一方、素材産業は最悪の状態は脱したといわれるものの、産業の国際環境から回復への見とおしは、なお厳しいものがある。

省力化・技術革新による企業体質強化の結果、労働生産性は上昇したものの、労働分配率は停滞もしくは低下の状況にある。こうした傾向を踏まえ、その是正のための闘いを強めていく必要がある。

八二年闘争の要求＝一、八二年闘争を当面するわが国経済の実態を踏まえ、国民的緊急課題である個人消費支出の拡大、内需拡大を図るための総合的生活闘争として位置づけ、生活の質的向上をめざして、可処分所得の引き上げを基調に取り組む。

要求にあっては、インフレ抑制、雇用安定・確保を実現するうえで国民経済との均衡を図り、安定した経済成長を持続させるために経済との整合性を重視する。八二年闘争の最重点課題である内需拡大のため、賃金引き上げ、所得減税、不公平税制の是正、物価抑制に強力に取り組む。

労働諸条件改善は賃金引き上げとともに時短、定年延長などを要求して

いく。

一、賃上げは経済との整合性を基調とし、実質生活の向上を図るための要求をすることとし、具体的には過年度消費者物価上昇率プラスアルファとして①一万七千円または九%を基準とする②最低賃金は十八歳で十万円以上、二十五歳（二人世帯）で十二万五千円以上――とする。

5　八二年春闘諸要求とその特徴

春闘共闘会議、同盟、金属労協などの白書、方針等の発表ののち、各単産もまた、春闘諸要求、方針の提起へむかった。

賃上げ要求基準　労働四団体の賃上げ要求は、九%、一万七〇〇〇円を基準とすることになったものの、総評自体は一〇%、二万円を下回らない方向で、各単産の自主決定としたこと、別に統一労組懇が三万円基準を設定したこともあり、各単産の賃上げ要求基準も、それぞれの上部団体の方針に沿い、一定の相異がみられた。

まず率で表示の基準をみると、九%がいちばん多く、その前後をふくめて九%基準が要求の中心となっている。他方、金額表示では、一万七〇〇〇円と二万円に分かれる。なお要求表示の方法は、「率」「金額」「併記」に三分されているが、とくに中小の格差是正のためか、八二年春闘では金額を表示する単産が増えている。

なお総評系の単産のなかには、先の総評の意向をうけ、紙パ、合化、全金、私鉄など、いずれも二万円基準と、前年と同じところが目立つ。別に、金属労協四単産をみると、鉄鋼が三五歳・一五年標準労働者のベア一万五〇〇〇円に平均定昇を加えた一万七二〇〇円（八・四%、造船は鉄鋼に金額を合わせて一万七二〇〇円（八・七%）、電機と自動車は、率九%基準でそろえている。

その他の諸要求　賃上げ以外の要求では、項目はほぼ例年どおりである。産業別・年齢別の最低賃金、年齢別の標準者賃金、初任給、同時要求の年間ないし夏季一時金、その他、賃金要求以外では時間外割増率、退職金、労災上積み補償、社会保険料負担割合、定年延長（六〇歳）、時間短縮などとなっている。

定年延長六〇歳では、大手はかなり前進しているが、中小ではまだこれからである。また時間短縮では、年間二〇〇〇時間以下が一般的目標であるが、同時に完全週休二日制、残業減など総労働時間の短縮がめざされている。

社会保険料負担割合は、ほとんどが労三対使七で、長い間変わっていない。労災補償は、死亡、一～三級で二〇〇〇万円要求など、要求金額がここ数年、一〇〇〇万円台から大幅に上がっていることが目立つ。とくに従来から最高水準の要求となっていた合化では、死亡三〇〇〇万円、一級四〇二〇万円、二級三五七〇万円、三級三一五〇万円、六級でも二〇一〇万円となっている。

退職金は、これも重要性を増しているが、五七歳、勤続三二年定年者で一三〇〇万円基準（鉄鋼）、また合化では三〇年勤続者で二〇〇〇万円をめざし、当面一五〇〇万円を要求している。

6　春闘前段のとりくみ

労働四団体、日経連報告に反論

八二年一月一三日、日経連は恒例の『労働問題研究委員会報告』を発表、生産性基準原理による賃金決定を強調、賃上げ要求にたいし、きびしい抑制態度で臨むことを明らかにした（詳しくは、本年鑑Ⅲ—Ⅴ「経営者団体の労働政策」参照）。

これにたいし、労働四団体は共同で反論を提起した。労働四団体共同は、今年がはじめてである。「報告」では「日本経済が著しい内外の不均衡に陥っているという構造的認識は完全に欠落している」と指摘。この困難を打開する唯一の方策は、「労働者・勤労諸階層の所得引上げ」を中心とする積極的な内需拡大であり、日経連が破綻した「生産性基準原理」を持ち出して賃上げ抑制を主張することは、わが国経済の混迷をいっそう深めることになる、と批判した。

「反論」はさらに、①物価スライドによる賃金決定の排除は、賃上げ要求に対する真っ向からの挑戦であり、賃金をコストの面だけでとらえ国民経済における購買力としてみていない、②誤った統計利用によってわが国の労働時間が国際水準にくらべて長くないかのように強弁し、労働時間の長さを〝国民性〟によって正当化しようとしている、③雇用不安についてひとことも触れていない、④高齢化社会の到来にたいし、社会保障を「自助努力の補完」としか考えないのは福祉切り捨ての暴論である、などの点を指摘、労働者・勤労国民の生活と、日本経済の存立基盤を脅かす日経連の主張を排除し、内外ともに均衡ある安定成長軌道への展望をひらくことが、労働組合の社会的責任だとしている。

春闘共闘——八二春闘戦術構想

春闘共闘は二月八日、第一回戦術委員会をひらき、八二年春闘の具体的たたかい方について協議。労働四団体共闘を重視しつつ、前段は一兆円減税、後段は賃上げを軸にたたかいを進め、四月上～中旬には、官民一体の集中決戦態勢をとることを確認した。

具体的なたたかい方では、まず前段の焦点である一兆円減税について、二月一五日から連日、国会行動をくりひろげ、二月二八日の〝減税メーデー〟を中心に大衆行動を盛りあげること、国会内に減税闘争本部を設置することにした。

賃上げについては、昨年に引きつづき第一グループのたたかいを重視、私鉄と金属労協を除く全民間単産と地域共闘がこれに参加する方向を打ち出すとともに、ことしは第二グループと第三グループを結合し、金属労協への回答時期にあわせて官民一体の集中決戦態勢を敷くことにした。具体的な日程は、①各組合は三月中旬までに要求提出を完了、ただちに交渉に入る、②第一グループは三月二九日～四月二日に回答を引き出し、以後はストライキ態勢をふくむ追い込みに入る、③金属労協への回答時期にあわせて四月上～中旬に最大のヤマ場をつくり、各労働組合はストライキ態勢を柱に決戦をはかる。

なお、統一行動日としては第一次＝二月一七日、第二次＝二月二八日（減税メーデー）、第三次＝三月三一日を設定、四月段階につ

いては次回以降の戦術委員会で決めることにした。

春闘共闘、二・一七第一次行動

八二春闘の行動の開始を告げる第一次統一行動が二月一七日にとりくまれた。東京地評、炭労などを中心に展開された昼間の中央総決起集会（春闘共闘主催）がひらかれ、「職場・地域・産別のあらゆる場で、減税闘争の強化をはかり、その力を自らの賃上げ闘争に継続発展させることを強く訴える」との集会決議を採択した。

中央総決起集会には、五〇〇〇人が参加。冒頭あいさつに立った槇枝議長は、今春闘の戦略を、①賃金抑圧、増税路線とたたかうこと、②軍拡政策と対決する、③これを結びつけ八三年政治決戦の基盤を創りだすこと――を提起した。社会党、共産党の代表は院内闘争の報告をおこなうとともに、一兆円減税へ粘り強くたたかう決意を表明。つづいて、民間、公労協、公務員、全交運の代表も決意を表明した。なお昼間には東京地評を中心に争議団支援の総行動、炭労の北炭夕張再建闘争がそれぞれとりくまれた。八二春闘はこの日をもっていよいよ行動の段階に突入した。

労働四団体、一兆円減税闘争スタート

労働四団体は、一月一三日の事務局長・書記長会合をもって、新年度予算案にたいする要求について協議した。そのなかから、一兆円の所得税減税をはじめ、雇用対策、社会保障対策などの要求の実現を求め、とりくむことを決めた。

なお総評は二月一五日、国会内に「減税闘争本部」を設置した。これ以後、二月二八日の〝減税メーデー〟まで、国会内外で行動が展開された。

ただ国会内での野党共闘問題では、民社、公明などが共産党との共闘排除を強く主張、社会党も結局、その主張に同調したため、共産党抜きの五野党共闘のかたちがとられた。そのうえで、自民党と五野党、労働四団体間の〝合意〟の道が模索され、二月末以降、〝決着〟まで、国会空転をふくみ、国民にはきわめてわかりづらい経過がつづいた。

二・二八減税メーデー

一兆円減税を大衆行動の力で勝ちとろうと、二月二八日〝減税メーデー〟が全国各地でひらかれた。二年つづきの実質賃金の低下と、実質増税がつづくなかで、今年の春闘は、賃上げとならんで減税要求が大きな目玉で、減税メーデーは政府・自民党に決断を迫るとともに、国会内共闘の五野党（共産を除く）を後方から支援しようと労働四団体が共同でとりくんだもの。この日の集会は全国の三四都府県でとりくまれ六二万人が参加。このうち東京の中央集会をはじめ石川、長野、愛知、広島など一六県では労働四団体レベルの統一集会としてひらかれた。労働四団体の共同行動は、メーデーを除き、さる七四年二月の「反インフレ・生活危機突破集会」以来のことであった。

東京・代々木公園でひらかれた「一兆円減税・賃上げ完全獲得メーデー」は、近県の神奈川、千葉、埼玉からの参加者もふくめて二〇万人の人で埋めつくされた。主催者を代表して槇枝議長は「とりやすい勤労大衆からの税金収奪ではなく不公平な税制を正すことが緊急の課題だ」と政府・自民党を批判、三団体の代表もそれぞれたたかいへむけ決意を表明した。つづいて社会党、公明党、民社党、共産党、新自由クラブ、社民連の代表が国会情勢を報告した。

労働四団体は、この日の集会を契機に院外のたたかいをさらに強

めることにし、三月三日にも共同行動を実施した。また、総評と春闘共闘は二日から一週間、連日の国会行動に入った。

一兆円減税問題、〝玉虫色〟の決着

一兆円減税問題は、曲折をたどりながら三月六日に至り、一応の〝決着〟がついたかたちとなった。『朝日新聞』三月七日付の報道を引用しておこう。

この日、自民党と野党五党（共産党を除く）の幹事長・書記長会談を軸に公式、非公式の折衝が続いた。その結果、与野党間で①所得税減税はできるだけ早い時期に実現できるよう、最大限の努力を払う②五十七年度予算成立をまって、衆院大蔵委員会に小委員会を設置し、中長期的な観点に立って財源などについて検討する――の二項目で合意した。そして、福田衆院議長が、この内容を議長見解の形で与野党に示した。野党側は小委員会での減税の検討事項について、五十七年度中の減税も含むとしているが、自民党は「表現通りで、それ以上何も約束はない」としており、玉虫色の解釈を許す形になっている。

与野党折衝は六日午後二時から夜八時半ごろまで、幹事長・書記長会談を断続的に開き、そのあと政調・政審会長会談に切りかえた。

協議の中心になったのは、自民党が五日に提案した①五十七年度予算の減税はできない②五十八年度について検討する③衆院大蔵委に小委員会を設け、長期的に検討する――という三項目提案。五十七年度減税の余地を少しでも残したい野党は「五十七年度から五十八年度にかけて、速やかに減税実施に努力」といった表現を妥協案に盛り込もうとした。一方、自民党は五十七年度減税の含みを残すことには強く反対し、調整は難航した。

夜八時半からの政調・政審会長会談で、最終的に「できるだけ早い時期の実現」「衆院大蔵委の小委員会で、中長期的な観点に立って財源などを検討」との表現で合意することになった。

席上、野党側は「五十七年度中の減税問題は、小委員会での検討事項の中に含まれると理解する」と発言、自民党は「そう解釈するなら、それでもよい」と答え、具体的内容については、あいまいさが残ることになった。

この合意事項は、福田衆院議長が共産党を含む与野党の国対委員長を七日午前零時すぎ、国会内の衆院議長サロンに招き「議長見解」として示し、各党の合意を最終的に取りつけた。

〈衆院議長見解〉

五日、私が各党国対委員長に対し、国会審議の正常化を要請したところ、各党は、その後精力的に努力され①所得税減税問題については、国民の強い要望を認識し、諸般の条件を整備して、今後できるだけ早い時期にこれを実現できるよう、各党協調し、誠意をもって、最大限の努力を払うこと②このため五十七年度予算成立をまって、直ちに衆院大蔵委員会に小委員会を設置し、中長期的な観点に立って、所得税減税を行う場合における税制の改正並びに適切な財源等について検討を行うことの二項目が、自民党、社会党、公明党、民社党及び新自連で合意されたとの報告を受け、議長としては誠に喜びにたえない。つきましては、各党は今後とも審議の促進に努力され、国民の期待にこたえられることを切望する。

『朝日新聞』で、〝玉虫色で自民に実〟と皮肉られた〝決着〟であり、減税の保障の不明な結末となった。

内職・パートの春闘決起

国民春闘共闘会議、総評主婦の会の共催による「第一八回内職・パート大会」が三月一三、一四日の両日、東京・品川の南部労政会館でひらかれた。大会には全国から二〇〇人の婦人が参加し、パート、内職の労働条件の確立のために、①家内労働手帳の完全交付、②全県に「家内労働審議会」の設置、③パートに健康保険・厚生年金などの加入義務づけ、④パートの課税限度額を一〇〇万円に引き上げる――などの実現にむけたとりくみの強化を確認した。

大会の討論の中では「〝労働者〟としての権利意識をもたない人が圧倒的に多い」との声が数多く聞かれ、働く婦人の自覚を高める

運動の必要性が強調された。また「労働組合としてパート、家内労働者に対する位置づけがはっきりしていない」、「本工の組合員の理解が足りない」などの組織労働者への注文も出され、これを克服するために「婦人労働者がまず立ち上がろう」の発言に会場から大きな拍手があった。

大会は最後に「家計の赤字は増える一方。減税、反核、ニセ〝行革〟反対のたたかいを広げ、平和と民主主義、国民生活を守ろう」との大会宣言を採択した。

7 春闘の本格的展開

春闘共闘戦術委、四月決着を確認

春闘共闘は三月二三日、東京芝のパークホテルで第二回戦術調整委員会をひらき、民間第一グループは四月第二週、官公労も第三週に決着をめざして闘争態勢を固めることを確認した。

春闘共闘はすでに三次にわたる闘争集中期間（第一次＝三月二九日～四月二日、第二次＝四月六～九日、第三次＝四月一三～一六日）を設定していたが、この日の会議では、①第一次闘争集中期間には民間第一グループの各組合は「昨年の妥結実績以上」を目標にたたかいを進め、回答がそれに到達しない場合は「一時間以上のストライキ」を実施する（ストは三月三一日に集中）、②第二次集中行動期間に民間第一グループは最終決着を迫って最大限の闘争態勢を固める（七日を全国統一行動日とする）、③第三次闘争集中期間には民間の未解決組合と公労協、公務員共闘、政労協の各組合が一丸となって総がかりで決戦、決着をめざす――との富塚事務局長の提案を満場一致で確認した。

また「春闘に参加する全組合が四月中に闘争を終結できるよう」にするため、中小企業関係労組の統一闘争の推進、合理化がらみの組合への支援をいっそう強めることもあわせて確認した。

金属労協戦術委、四月八日に回答指定

金属労協は三月二五日、第五回戦術委員会をひらき、集中回答指定日を四月八日（木）とするなど、春闘ヤマ場へむけた方針を確認した。

金属労協は三月第四週を八二賃闘の第一次統一交渉ゾーンに設定し交渉を進めていた。

この日の戦術会議は、①第二次統一交渉ゾーンを三月二九日からの週に設定する、②集中回答指定日を四月八日とする、③三月三〇日の「JC拡大労組代表者交流集会」、金属労協・化学エネルギー労協・82賃闘対策民間労組会議の共催による「82賃闘勝利中央総決起集会」を成功させる――ことを確認。要求獲得への相乗効果を高めつつ各単産、単組段階で追い上げをはかることにした。

春闘共闘、三・三一スト実施

三月下旬に至り、第一次回答が出はじめたが、全体として昨年実績前後の金額回答であった。これに抗議して、三月三一日に集中）、②第二次集中国一般、新聞労連、民放労連など民間第一グループに属する単産を中心にストライキが実施された。またこれに呼応して、中央総決起集会をはじめ、各地域で総決起集会がひらかれた。

【三・三一スト実施状況】

《民間単産スト実施状況》
新聞労連　二三組合が三〇分から三時間のスト（第二波）。
民放労連　五〇組合（六〇〇〇人）が三時間以上のスト。うち二〇組合は二四時間、中国放送は四八時間。
出版労連　五〇組合（二一〇〇人）が三〇分から二時間のスト。
全印総連　一七組合が三〇分から一時間のスト。
全国金属　約三〇〇支部が一時間から二四時間のスト。
全造船　二八分会（五九〇〇人）が一時間以上のスト。他は時間外職場集会。
全国一般　約三〇〇組合（二万人）が一時間から半日のスト。
全港湾　四一支部（二万五〇〇〇人）で二時間を基本に最大二四時間のスト。
繊維労連　一七組合が三〇分から一時間のスト。
全皮労連　一〇組合（一四〇〇人）が一時間以上のスト。
全自交　地域ごとにストを実施。
《地域統一スト実施状況》
群馬　全金（五支部）、印刷（五）、一般（五）、化学一般など一七組合が三〇分から最高半日スト。
埼玉　全金を中心に六組合が二時間から半日のスト。
神奈川　全港湾二〇分会が半日、全金、全国一般などが一時間程度のスト。
石川　全金（二〇）、全国一般（二〇）、全自交（八）、運輸労連（八）、ハイタク、食品、新聞の各組合が一時間から半日のスト。
長野　全金（半日）、全国一般（半日六、全日一）、全印総連、繊維労連、農団労、マスコミ、地区共闘に自治労、動労も加わって八単産一四七組合二万五〇〇〇人が統一スト。公労協は全林野が三〇分、動労は減産闘争。公務員は自治労が三〇分。参加計一一単産九〇組合二万〇九八一人。
島根　自治労、農協労連、私鉄、都市交、電産、繊維の六単産と地場中小の九六組合一万六〇〇〇人がスト。
富山　全金、全造船、全港湾、マスコミ、食品、農協労連に自治労、全水道が加わって八単産九〇組合一万七九一八人がスト。規模は三〇分から全日まで。
香川　全港湾（半日）、全造船、全水道の三組合五八〇人がスト。
新潟　全金（三支部が全日）、全港湾、全国一般、マスコミ、自治労の五単産三二組合八〇〇〇人がストや時間内くいこみ集会。
佐賀　自治労、全日自労、国労、動労、全水道、ガス、民放、全国一般などに地場組合もまじえ一五単産一万五〇〇〇人が三〇分以上、最大二四時間のスト。
福井　全港湾、全国一般、私鉄の各組合がストや時間内くいこみ集会。

第一グループへ回答、昨年実績確保微妙

春闘共闘では、第一グループのたたかいを昨年以上に重視し、三月三一日から四月二日までを第一次闘争集中期間として、回答の引き出しと追い上げをはかってきた。

事務局の集約によると、四月二日までに回答のあった組合は三六単産、二一三八組合。昨年は四月三日までに回答を引き出したのは二三単産、二〇〇五組合で、組合数ではやや上回っているものの、単産数が増えているわりには、伸び悩んだといえる。

回答があった組合のうち、コンピューターへの登録が予定され、平均賃金などが明らかになっている三〇一組合についてみると、回答・妥結（妥結は出版労連の一組合のみ）は、単純平均で一万四六三七円（六・七%）、加重平均で一万四四四一円（六・四%）。

昨年の単純平均一万四一〇二円（七・一%）、加重平均一万四四四円（七・一%）と比べ、今年は率と加重平均の額でやや下回っているが、単純平均の額では五〇〇円以上上回っている。

また、同盟も同時期に二二四組合を対象にコンピューター集計をおこない、単純平均一万三一〇六円以上上回っている。

三一一円（七・二%）と、春闘共闘とほぼ同水準の第一次回答を引き出し、追い上げをはかっている。

このあと四月六日、春闘共闘は中央総決起集会をひらき、四月六～九日の第二次闘争期間中の盛り上げをはかったが、そのなかで八日の金属労協回答が、最大の焦点となった。

金属労協に一斉回答――四月八日

春闘相場に大きな影響力をもつ金属労協傘下の大手組合に鋼管、住金、川鉄、神鋼）の回答は定昇込み一万三一〇〇円（賃上げ九五〇〇円、定昇三六〇〇円、六・三六%）、ほかに交替手当五〇〇円（一人当たり原資約三〇〇円）、退職金、特別弔慰付加金の増額など。造船大手七組合も鉄鋼と同額の一万三一〇〇円（賃上げ九五〇〇円、定昇三六〇〇円）と退職金引き上げ、電機は中闘一四組合平均で一万三〇二二円（七・四二%）プラスαの賃上げと時短休日一日増の回答。自動車では、トヨタに一万三八〇〇円（七・四%）、日産に一万三五五〇円（七・二八%）の回答が出ている。

これらの回答について関係各組合では、「要求との対比において……不満なもの」（鉄鋼労連）、「組合員の期待からすれば決して満足できるものではない」（電機労連）などとしつつも、当初の経営側のきびしい姿勢からしてある程度の譲歩をかちとったものとみており、今後は翼下の中小労組のたたかいに全力をあげるとした。

一方、春闘共闘も同日、富塚事務局長が談話を発表、各組合の回答押しあげの努力を評価しつつも、昨年の妥結実績を下回った点で「きわめて不満である」と表明。春闘共闘に結集する各組合に「既定方針どおり〝昨年実績プラスα〟以下では妥結しない方針を堅持」するよう訴えたが、一三日からの第三次闘争集中期間の官民総がかりのたたかいにたいし、金属回答は事実上、厚いカベとなった。

賃上げ水準は六%台――四月一二日現在

民間単産の賃金交渉は、四月第二週に金属労協、電力、一三日には私鉄大手が決着したものの、多くの組合が第三週にたたかいをもちこし、〝昨年実績〟をめぐる攻防がつづいた。

春闘共闘は一二日、二回目の賃上げコンピューター集計結果を発表したが、妥結組合はまだ全体の一割以下で、大半は追い上げ中。妥結が多い単産は、先行した新聞労連、出版労連に観光労連など。妥結水準は七七組合の単純平均で一万七八三一円、八・三%、加重平均で一万八九一八円、八・一%とかなりの水準。一方、未妥結一〇六三組合の平均は金額で一万二〇〇〇円台、率で六%台とまだ低く、「昨年実績プラスα」をめざして各組合は懸命に追い上げをはかった。

集計日時が異なるので単純には比較できないが、昨年（四月一四日）とくらべて妥結平均は額・率とも上回っているものの、組合数では約半数となっており、各組合の安易に妥結しない姿勢が反映しているとみられた。また主要二七一組合についてみると、平均回答額は一万三一八二円、率にして六・四四%で、前年とくらべて額で一八八円、率で〇・五%とわずかながら下回っていた。

私鉄、ストなしで決着

一三日からの交通スト、を背景にした私鉄大手の賃金交渉は、一二日夜の中央集団交渉で経営者側が賃上げ一万四五〇〇円に加えて一〇月から生活関連手当一〇〇〇円の支給を回答、組合側もこれを受け容れてストライキを中止した。

ことしの私鉄の賃金交渉は例年になくスムーズに運んだ。九日に示された第一次回答は鉄鋼回答を上回る一万三九〇〇円。しかし私鉄総連は可処分所得の増大、他産業との格差是正を主張してさらに上積みを要求、大手は一三日から、中小は一四日から四八時間の統一ストを構え、公労協、公務員共闘も同調して交通ゼネスト態勢がしかれるなかで、一二日夜の中央集団交渉に臨んだ。交渉の席上、経営者側は、①四月以降の賃金は平均一万四五〇〇円引き上げる、②年間臨時給は昨年同月数とする、③一〇月以降、生活関連手当として一〇〇〇円を増額する——と回答。中央集団交渉に加わらなかった大手他組合にも同様の回答がおこなわれた。これにたいして私鉄総連は、不満は残るものの「主要な民間産業に出された回答を上回り、昨年実績の大幅削減（という経営者側の）意図を阻止した」（中執見解）として受諾することを決め、午後一一時三〇分、スト中止を指令した。

私鉄大手の賃上げ一万四五〇〇円は大手一三組合の組合員平均で七・四五%に当たり、鉄鋼回答を一四〇〇円上回った。加えて、経営側の強い抵抗を押し切って昨年に引きつづき生活関連手当を獲得、これを月平均にならすと実質一万五〇〇〇円の水準に達する。

なお春闘共闘は私鉄の賃金交渉合意をうけて一三日午前0時三〇分から三役会議を開催、①私鉄の収拾を認める、②公労協はストを中止する、③公務員共闘は都市交の車両関係現業を除いて既定方針どおりストを敢行する——ことを確認した。

「民賃準拠」確約で公労協もスト中止

民間労働者のあとを追って一五日から統一ストを構えていた官公労働者の賃金闘争は、「民間賃金準拠」（公労協）、「人事院勧告完全実施」（公務員共闘）などの要求が確認されたため、組合側はストを中止、八二春闘は最大のヤマを越した。

公労協の賃金交渉は一三日、組合側がいっせいに調停を申請して公労委に舞台が移されていたが、統一ストを前にして一四日、公労委が「民間賃金準拠の基本原則による調停作業」を確認。さらに「公企体間で経営状況を理由とした格差をつけない」、「仲裁裁定が完全実施されるよう対処する」など組合側の要求についても、中西会長が受け容れる態度を表明した。賃上げの調停委員長見解は、基準となる民間賃上げの資料が不足しているため一七日以降に提示されることになったが、公労協は「厳しい状況の中で成果があった」としてストライキの中止を決めた。

一方、公務員共闘も一四日午後から政府（総理府、労働省）や人事院と交渉。人事院総裁からは「民間賃金の実態に基づき、給与改定財源にこだわらず勧告する」、「勧告を値切らせないよう努力する」との回答を引き出し、政府からも「誠意をもって人事院勧告の実現に努力する」との回答を得、年間闘争の礎石をきずいたと判断してストライキを中止した。

四月二〇日、賃上げ状況

春闘共闘は二〇日、民間組合の賃上げ状況のコンピューター集計をおこなったが、妥結六八九組合の賃上げ水準は単純平均で一万三八四九円、七・二%、加重平均で一万三五九八円、七・一%となっている。これを昨年同時点の集計とくらべてみると、金額で八五五円（単純平均）～四六八円（加重平均）、率にして〇・九～〇・八%下回っている。

この時点ではなお九五二組合が未解決のままで、その回答水準は

単純平均で一万一九八六円、六・三%、加重平均で一万二一三六円、六・四%。企業規模別にみると、一〇〇〇人以上の大企業では八〇%近くの組合がすでに妥結しているのにくらべて、三〇〇人以上の中規模企業では半数以上、三〇〇人以下の企業では約七割が未解決となっている。産業別にみても、中小企業を主体とする全国一般、化学一般や医労協などの遅れが目立っている。逆に仕上がりが早いのが電機労連、私鉄総連、新聞労連などであった。全国金属も六割以上がすでに妥結し、順調に運んだ。

すでに妥結した組合とまだ回答段階にある組合の総平均をとってみると、単純平均で一万二七六六円、六・七%、加重平均で一万三〇五円、七・〇%となるが、今後、未解決組合の最後の追いあげが期待されたとはいえ、今春闘の賃上げ相場が七%台に乗るのは微妙な状況となった。

未解決組合支援、四・二三東京総行動

春闘の追い込み段階に入った四月二三日、各争議組合や春闘未解決組合を支援しようと東京総行動がおこなわれ、背景資本本社の立ちならぶ丸の内のオフィス街は、抗議のシュプレヒコールで終日わきかえった。

早朝の駅頭宣伝や地区レベルの行動をおこなった各組合は午後一時に日航本社前に集結。六グループにわかれて、大和、東海、東京の各銀行や三菱重工、日本鋼管、東芝、丸紅本社などに押しかけ、「中労委の命令を守れ」、「交渉のテーブルにつけ」と迫ったが、パリケードで排除しようとしたり（気象庁）、代表団の交渉に応じない（三菱商事）ところもあった。行動を終えた各組合は石播重工本社前に再集結し、東京郵政局前でしめくくりの決起集会をおこない、解散した。

五月連休後にさらに統一行動を

春闘共闘は四月二八日朝、都内のホテルで三役会議を開いて八二春闘情勢を点検。中小企業労組を中心にかなりの組合が連休後にたたかいを持ちこすと見込まれたところから、五月一一～一四日を第五次闘争集中期間に設定、賃上げ解決促進に全力をあげるとの方針を決めた。

春闘共闘が集約したところでは、中小組合では四月二四日現在まだ五〇%が未解決状態にあり、小規模になるほど未解決組合が多い。未解決組合にたいする回答状況をみると、申し合わせたように六・四～六・五%に抑えられており、これを大企業並みの七%水準に引き上げるためにかなりの組合が連休後までたたかいを継続する見込みとなった。これを全体で支援するため、春闘共闘は新たに第五次闘争集中期間を設定した。

五月下旬、中小労組未決着多し

春闘共闘は五月二五日、民間各組合の賃上げ状況について第六回目のコンピューター集計をおこなった。

この時点での妥結組合は、登録二一一七組合中一八〇〇組合（八五・一%）で、三一七組合がなお妥結に至っていない。未妥結組合の大半（二六〇組合）は三〇〇人以下の規模に集中している。四月決着をめざした八二春闘だが、四月下旬以降、中小企業やアルミ、石油など一部素材産業で労使交渉が難航し、昨年より最終決着は長びいている。

全体の妥結水準は、単純平均で一万三三一三円、加重平均で一万三四二六円、率ではともに七・一%。昨年実績とくらべて金額で六

〇〇～八〇〇〇円、率で〇・六～〇・八ポイント低くなっているが、消費者物価上昇率が過年度全国平均で四%とかなり鈍化しているこから、実質賃金の向上は、一応、実現したといえる。しかし一兆円減税が事実上、見送りとなり、実質増税、社会保険料の負担増が進むなかで、「可処分所得の上昇」という所期の目標からすれば、きびしい結果だといわざるをえない。

なお未解決の組合も、五月下旬から六月にかけて解決していった。かくして、八二年春闘も終息にむかった。

8　同盟の八二年賃金闘争

同盟の八二年賃闘方針

同盟の八二年賃闘方針の基本は、前にふれた「賃金白書」に述べられている。すなわち同盟は、八二年の賃金要求基準を九%、一万七〇〇〇円と設定した。八一年一二月一七日の第三五回執行評議会では、この賃上げ要求基準の設定とともに、中央闘争委員会の設置を決め、八二年二月九日の第一回中央闘争委員会で、八二賃闘の推進策を確認した。

【八二賃闘の推進について】

(イ)　二月二十八日、『一兆円減税・賃上げ完全獲得二・二八メーデー』を実施する。

(ロ)　要求基準貫徹へ向けて全組織の決意を結集するため、三月二四日に『賃闘勝利決起集会』を開催する。

(ハ)　大会決議に示された八二賃闘の戦略配置にもとづき、各産別ごとに昨年の六百組合を上回る先行組合を選定し、三月十日までに中闘委事務局に報告する。

(ニ)　先行組合は、三月末ないし四月第一週までに高額の一次回答を引き出し、最大の山場へ向けて妥結水準まで押し上げる。

(ホ)　四月初・中旬に賃闘最大の山場を設定し、相乗・波及効果を最大限に発揮する。回答いかんによってはさらに強力な闘争を継続する。

(ヘ)　経営側の抵抗を排除し、目標を達成するため、以上の闘争展開にあたっては、実力行使も辞さない。実力行使組合に対しては、同盟全体で物心両面から強力に支援する。

(ト)　民間友誼組合との連携を強化し、民間賃闘の総力を結集する。

そして、二月二八日、労働四団体共同の「一兆円減税、賃上げ完全獲得、二・二八メーデー」を経て、三月二四日、「同盟八二賃闘勝利決起集会」（東京・日比谷野外音楽堂）を開催、「八二賃闘宣言」を発し、同盟の賃闘はここにいよいよ本番をむかえた。

とくに今年も先行組合方式を採用し、三月一〇日の第三回戦術委員会では、七五〇の先行組合を確認した。

同盟、争議対策委員会を設置

同盟は、八二賃闘で、今賃闘の要求基準完全達成へ向けたたかいぬくためには、全体の闘争態勢を飛躍的に強化することが要請されているとの認識に立って、中闘委のもとに『八二賃闘争議対策委員会』を設置し、ストライキ態勢に入る組合にたいして、支援オルグの派遣、ストライキ資金の調達等、以下の内容の物心両面での支援をおこなう態勢をとることを決定した。

【八二賃闘争議対策委員会の設置について――三月二五日、第四回中闘】

(イ)　八二賃闘最大の山場を四月第二週に設定する同盟戦術方針にもとづき、先行組合は三月末から遅くとも四月二日までに高額一次回答を引き出し、賃闘全体の突破口をひらくべく強力な交渉態勢にはいった。この闘いを受けて、四月第二週には中核的組合が相乗効果を最大限に発揮し

て高額相場を形成し、八二賃闘全体の展望を切りひらく。

(ロ) 強まりつつある経営側の抵抗を排除し、要求貫徹をはかるためには、闘争各段階において実力行使をも含む強力な闘争体制をもって臨む必要があり、各組合の闘争展開に、同盟は物心両面の支援体制をとる。そのため中央闘争委員会のもとに『八二賃闘争議対策委員会』を設置する。

(ハ) 争議対策委員会は、中闘戦術会議の構成組織代表をもって構成し、委員長に田中書記長、事務局長に高橋副書記長をそれぞれ選任する。また同盟書記局からは、組織局長、調査局長および財政局長が委員として加わる。

(ニ) 争議対策委員会は、産別、地方同盟を通じて実力行使体制組合から実情報告を受け、支援オルグの派遣、争議資金の融資等、具体的支援を検討、実施する。

(ホ) 争議対策資金については同盟連帯基金より支出するものとし、具体的手続きは争議対策委員会で決定する。(連帯基金の発議は別途行う)

八二賃闘対策民間労組会議

八二賃闘対策民間労組会議は、八二年一月一四日に発足した(本年鑑二四八ページ参照)。

その勢力は、前年とくらべ一段と増大したが、これには八一年一二月一四日、「統一準備会」が発足したことが大きく作用している。それだけに、〝準備会春闘〟として八二春闘をリードしようという思惑が、同盟、JCの指導部にあったのは否めなかった。

先行組合、昨年実績の出足

二月中に要求案の策定、検討をつづけていた各組合は、三月下旬までには相ついで要求を提出した。とくに先行組合の場合、四月二日をメドに一次回答引き出しに努めてきた。その結果、二日現在で、二六六組合が前年の実績とほぼ同額の一万三三一一円、七・二%(加重)の回答を得ていた。

この実績をふまえつつ、二日にひらかれた同盟第五回戦術会議では、最大のヤマ場となる四月第二週にむけて、つぎのとおり方針を確認した。

【第五回戦術会議確認事項】

(イ) 中闘事務局への報告によれば、四月二日午前までに先行二六六組合が、平均で、前年妥結額とほぼ同額、七・二%の回答を引き出しており、賃闘序盤において、経営側の激しい賃上げ抑制の動きをある程度打ち破ることができた。

(ロ) 先行組合は最大の山場までに、強力な実力行使、実力行使体制のもとに、さらに回答を積みあげる。

(ハ) 四月八・九日の最大の山場に結集する組合は、先行組合の成果のうえに立って、強力な団体交渉を継続し、昨年妥結額を上回る回答を引き出すよう全力を傾注する。

金属労協へ一斉回答

八二賃闘最大のヤマ場となった四月八日、金属労協へ一斉回答がおこなわれた(なお回答内容は、本年鑑二六九ページ参照)。

これらの回答内容にたいし、同日、田中同盟書記長は、つぎの内容の談話を発表した。

【金属労協回答に対する同盟田中書記長談話】

(イ) 本日、金属労協の集中回答グループに対し、昨年妥結額をやや下回るが、大勢として実質上七%を越える回答が出された。

(ロ) この回答は、賃闘前段における民間労組の強い闘争決意の表明、先行組合の成果、金属労協の努力等が相まって、回答を一定程度押し上げることができたものと評価できる。

(ハ) とはいえ、労働者の実質生活水準の向上、内需中心の経済成長達成の観点からみれば、きわめて不満足なものであり、この回答がもたらす諸結果に対する責任はあげて経営者にある。

(ニ) われわれは、金属労協の一応の成果をふまえ、強力な闘争体制の下に、今後に続く闘いに全力を傾注し、少なくとも昨年妥結額を上回る成

果をかち取る決意である。

同盟系各組合に相つぐ回答

一方、八日から九日にかけては、ゼンセン大手、全金同盟の都市部の組合、電力労連各組合などへ回答がおこなわれた。九日現在の回答、妥結集計では、五八九組合が、単純一万二七〇二円(七・〇%)、加重一万三四四九円(七・一%)と、ともに七%台を保った。このうち九四組合が、単純一万二九四八円(七・七%)、加重一万二二一一円(七・五%)で妥結した。

こうした状況をふまえ、同盟は九日の第六回中闘戦術会議で、当面の闘争方針をつぎのように決定した。

【第六回中闘戦術会議確認事項】

(イ) 四月八・九日の最大の山場を越えた段階における回答・妥結平均は、中闘事務局に報告のあった五八九組合について、一三、四四九円、七・一%(加重)である。

(ロ) これは、昨年の最終妥結結果を、額においてほぼ二〇〇円上回る水準であり、賃闘前段におけるわれわれの強い闘争決意の表明によるムードの盛り上げ、先行組合のかつてない強力な闘い、最大の山場における効果的な相乗効果の発揮が相まって、経営側の壁をある程度打ち破ったものということができる。

(ハ) われわれは、これまでの成果をふまえ、実力行使もあえて辞さない強力な闘争体制のもとに、昨年妥結額を上回る水準、月内決着をめざして、今後の闘いに総力を結集する。

電力、一発回答で妥結

電力労連の回答指定日の九日、電力経営者側は、定昇こみ一万三八〇〇円(九電労平均六・三〇%)の回答を提示、これをうけて各組合は妥結した。電力が、一発回答方式で決着したのは初めてのことである。なお組合は、今年も個別賃金方式で要求を提出していたが、経営側は平均方式で回答を示した。

一万三八〇〇円の回答について、主要単産の水準に十分見合うものだと評価した。

ゼンセン大手、ストを構え妥結へ

ゼンセン傘下の綿紡、化繊など大手組合にたいしては、八日、あいついで五%台の回答がだされていた。組合側はこの回答にいっせいに反発、一五日から第一波四時間スト突入を経営側に通告し、さらに交渉で上積み回答を求めた。

この結果、一五日のスト突入前までに、化繊、綿紡とも解決に至った。化繊七社七組合では、帝人一万四二八六円、七・一二五%などで妥結した。綿紡大手八社八組合の交渉では、四日から九一〇〇円、六・六三%、一一月から九〇〇円上積み、合計一万円、七・二九%という二段階ベアで妥結した。

なお一六日にストを構えていた地織関係の三八五組合のうち、一組合がストに突入、他はすべて解決した。

全金同盟先行組合、集約方向へ

全金同盟は一五日、先行・中核組合が平均一万一六九八円、六・六%の回答・妥結結果を引き出し、遅くとも四月中に解決するよう闘争を展開することとした。年実績を上回る水準で解決することを決めた。一四日現在、五三〇組合は遅くとも二〇日までに昨しているが、このうち九四組合が集二八二二円、七・三%となっている。

このため、二〇日に回答を引き出し、遅くとも四月中に解決するよう闘争を展開することとした。

電力労連野田書記長は、「JC。精いっぱい交渉した結果だ」

八二年春闘における賃上げ妥結状況を、各種調査（労働省、国民春闘共闘、同盟、日経連）別にかかげ、主として労働省調査（第95表）を中心にしつつ、若干の特徴点を指摘することにしよう。

賃上げ水準

まず労働省調べによれば、民間主要企業二八八社の単純平均は、妥結額一万三六八一円、七・〇%となっている。これは前年の二八八社、一万四一五八円、七・七三%に たいし、それぞれ四七七円、〇・七三%、下回る結果となった。この点、日経連調査でも、八二年の妥結額一万三三五七円、六・九一%であり前年（一万三八〇八円、七・五一%）を下回っている。もっとも、要求額も前年を下回ったのであり、要求の低下に対応して、妥結も低下したといえよう。

つぎに、賃上げ妥結状況を産業別にみると(労働省調べ)、妥結額の高い産業は、新聞・放送一万九二七七円、卸・小売一万七一八七円であり、低いのは繊維一万一三〇七円、鉱山一万二四二二円であり、その他はほぼ一万二〇〇〇円～一万三〇〇〇円台にそろっている。

賃上げ率を産業別にみると、高い産業は卸・小売八・二三%、証券七・八二%、新聞・放送七・六三%、印刷七・五七%であり、低いのは電力六・三〇%、石油製品六・三三%、鉄鋼六・三九%となっているが、大きな差はみられない。

同盟で今年、新たに設置された争議対策委員会は、各構成産別、地方同盟の協力を得て、実力行使組合にたいする激励、支援活動を積極的に展開した。

今賃闘においては、三月下旬から実力行使に突入した組合があるが、集中した時期は四月中旬から下旬であり、五月末現在で二四時間以上の全面ストライキを実施した組合数は一一五（一万八〇九名）である。これを産別にみると、ゼンセン同盟三三組合（五一九名）、全金同盟六組合（七二三人）、全化同盟一五組合（二八〇人）、交通労連五九組合（四四一三人）、一般同盟二組合（二七四人）となっており、争議対策委員会は地方同盟の協力も得て、これらの組合にたいし、激励オルグ、陣中見舞をおこなった。

賃闘、大勢終結へ

同盟賃闘は、五月連休明けには急速に、妥結に至る組合が増した。連休後に中闘委事務局に報告のあった妥結組合は、五月一一日までに二四三五組合をかぞえ、前年最終妥結時点の組合に匹敵する組合が妥結した。

妥結二四三五組合のうち、賃上げ前平均賃金と組合員数が明らかな二一八三組合（約一二七万二〇〇〇人）の平均妥結水準は、単純平均一万一七四四円(七・一六%)、加重平均では、一万二七六二円(七・〇六%)となっており、平均賃金の相対的に低い中小規模組合の妥結が増えた結果、金額そのものは低下傾向にあるとはいえ、アップ率はいぜん七%を上回る水準を維持した。

第95表　労働省調査による民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

（6月11日発表）

産業	調査企業数	1982年 平均年齢	1982年 現行ベース	1982年 要求額	1982年 妥結額	1982年 賃上げ率	参考（81年賃上げ状況） 社数	参考（81年賃上げ状況） 金額	参考（81年賃上げ状況） 賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
産業計	288	35.5	195,578	(2)18,990	13,681	7.00	288	14,158	7.73
鉱山	10	41.1	183,932	20,187	12,422	6.75	10	13,025	7.53
水産・食料品	19	36.2	206,948	17,641	13,672	6.61	19	13,769	7.04
繊維	23	32.1	159,806	17,462	11,307	7.08	23	11,576	7.69
パルプ・紙	12	37.7	192,685	18,123	12,922	6.71	12	13,042	7.19
印刷	3	32.8	169,034	17,234	12,798	7.57	3	13,250	8.35
化学	49	35.9	201,673	20,149	13,444	6.67	49	14,478	7.60
石油製品	8	35.0	215,017	19,255	13,602	6.33	8	15,136	7.63
ゴム製品	4	35.3	188,768	18,134	13,091	6.93	4	13,323	7.50
セメント	5	37.9	194,187	16,924	13,600	7.00	5	14,000	7.75
鉄鋼	15	37.0	201,094	16,967	12,847	6.39	15	13,273	7.14
電線	6	35.4	181,735	17,920	12,750	7.02	6	12,764	7.47
機械金属	29	36.1	193,944	19,625	13,692	7.06	29	14,299	7.81
電気機器	28	33.8	185,946	18,080	13,753	7.40	28	14,204	8.10
造船	7	37.9	197,446	17,100	13,100	6.63	7	13,557	7.27
車両	2	39.1	190,171	18,000	13,400	7.05	2	13,900	7.66
自動車	9	34.6	180,827	16,277	13,344	7.38	9	13,742	8.01
卸・小売	19	29.6	208,800	(1)19,979	17,187	8.23	19	17,225	9.22
証券	4	28.5	177,331	15,900	13,875	7.82	4	13,000	8.13
陸運	18	39.3	201,967	20,111	14,522	7.19	18	14,733	7.81
新聞・放送	6	39.0	252,678	(1)36,764	19,277	7.63	6	19,999	8.60
電力	9	35.9	219,062	18,000	13,800	6.30	9	14,300	6.93
ガス	3	34.5	201,633	18,000	13,800	6.84	3	13,900	7.36

〔備考〕 1） 調査対象企業は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業である。
2） 要求額欄の（ ）中の数値は，具体的な要求額が不明な企業数であり，したがって，要求額算出の基礎とした企業数は286社である。
3） 労働省労政局労働組合課調べ。

第96表　日経連調査による主要企業賃上げ妥結状況（加重平均・最終集計）

（6月15日現在）

業種	1982年					
	社数	組合員数	基準内賃金	要求額	妥結率	アップ率
	社		円	円	円	%
総平均	313	1,993,000	193,244 (197,533)	17,938 (19,775)	13,357 (13,595)	6.91 (6.88)
鉱山	5	11,000	176,555	19,907	9,981	5.65
食品	21	68,000	206,119	17,385	13,489	6.54
生糸	5	6,000	142,117	15,455	10,204	7.18
紡績	10	53,000	143,050	17,392	10,023	7.01
化繊	7	58,000	196,656	18,155	13,906	7.07
紙・パルプ	18	42,000	190,360	19,331	12,803	6.73
印刷	3	17,000	168,813	17,244	12,870	7.62
新聞	13	31,000	256,609	41,877	19,861	7.74
硫安	10	39,000	181,220	16,053	11,091	6.12
化学	41	111,000	210,987	20,404	14,643	6.94
ゴム	7	38,000	197,376	17,717	13,309	6.74
石油	10	24,000	231,634	25,960	13,069	5.64
セメント	11	13,000	193,715	19,886	13,600	7.02
鉄鋼	16	204,000	206,143	17,214	13,055	6.33
				（大手5社平均標 13,100円， 6.36%）		
電線	7	32,000	181,981	17,371	12,717	6.99
機械金属	23	87,000	199,904	19,451	13,809	6.91
重電機	13	201,000	179,445	16,901	13,259	7.39
通信・家電	14	224,000	171,639	16,269	12,846	7.48
自動車	18	268,000	181,547	16,421	13,259	7.30
車輌	4	8,000	204,306	18,118	13,387	6.55
造船	17	161,000	198,184	17,335	13,097	6.61
商業	5	37,000	201,872	14,835	13,489	6.68
私鉄	13	83,000	204,965	20,085	従14,538	7.09
				（集団交渉8社平均14,500円， 7.06%）		
通運	1	50,000	197,790	20,000	14,000	7.08
電力	9	121,000	219,753	18,000	13,800	6.28
ホテル	4	2,000	188,149	年齢別要求	14,384	7.65
民放	8	4,000	280,346	年齢別要求	20,228	7.22

〔備考〕 1） 調査対象は主要27業種大手325社。上記の妥結313社以外に5社が未解決，7社が平均金額不明のため集計より除外。
2） 要求額，妥結額，基準内賃金とも原則として組合員平均。要求額，妥結額とも定昇込み。基準内賃金は賃上げ前のもの。
3） 2段階賃上げは，年間にならして集計。昨年末賃金カットがあり，今春賃上げもおこなった事例については，カットと賃上げ部分両方を含め，集計した。
4） 解決金等の一時金は集計より除外。
5） 総平均欄（ ）内は，単純平均。

第97表　国民春闘共闘会議・傘下単産別賃上げ妥結状況（1982年5月25日現在）

単産名	合計						1,000人以上（妥結）			300～999人（妥結）			299人以下（妥結）		
	妥結			回答			組合数	金額（円）	率（%）	組合数	金額（円）	率（%）	組合数	金額（円）	率（%）
	組合数	金額（円）	率（%）	組合数	金額（円）	率（%）									
全体計	1,800	13,313 13,426	7.1 7.1	317	11,110 11,487	6.2 5.9	272	13,519 13,482	7.0 7.1	396	12,998 13,086	7.0 7.1	1,132	13,373 13,400	7.2 7.1
全体計（回答・妥結）	2,117		12,983 13,345		7.0 7.0		286	13,391 13,427	7.0 7.0	439	12,894 13,005	7.0 7.0	1,392	12,927 13,079	7.0 7.0
電機労連	154	11,872 12,898	7.4 7.4	2	7,365 7,604	6.5 6.5	52	12,574 12,996	7.4 7.4	61	11,682 11,824	7.4 7.4	41	11,264 10,869	7.4 7.3
鉄鋼労連	48	11,924 12,973	6.4 6.4				20	12,715 13,040	6.7 6.4	18	12,028 12,182	6.4 6.5	10	10,156 10,057	5.9 6.0
全国金属	167	13,407 14,097	6.7 7.1	1	13,500 13,500	6.3 6.3	24	14,938 14,909	7.4 7.4	58	13,008 13,116	6.8 6.8	85	13,247 13,148	6.4 6.4
全電線	37	11,780 12,522	6.9 7.0				7	12,286 12,589	7.0 7.0	9	12,417 12,387	7.1 7.0	21	11,339 11,797	6.7 6.9
全造船機械	36	12,072 12,654	7.1 7.1	2	11,400 11,911	6.7 6.7	2	12,927 12,953	7.1 7.1	5	13,413 13,341	7.3 7.3	29	11,782 11,662	7.0 6.8
合化労連	100	13,490 13,504	7.0 6.7	12	11,957 9,680	6.5 4.9	23	13,275 13,422	6.5 6.5	27	13,740 13,705	7.0 7.0	50	13,455 13,722	7.1 7.2
合化・化学一般	105	13,735 13,618	7.1 7.1	10	10,811 11,183	6.2 6,4				18	13,353 13,301	7.3 7.2	87	13,813 13,893	7.0 7.1
食品労連	101	11,261 12,947	6.5 6.5	14	9,133 9,914	5.1 5.0	18	13,334 13,383	6.6 6.5	13	11,224 11,242	6.4 6.4	70	10,735 10,907	6.5 6.5
紙パ労連	52	11,943 12,478	6.8 6.6	2	12,160 12,312	6,5 6.6	6	12,877 12,911	6.6 6.6	11	11,346 11,408	6.4 6.5	35	11,970 12,071	6.9 7.0
全国セメント	29	13,144 13,455	7.1 7.0	6	11,772 7,528	6.3 3.8	6	13,533 13,559	6.9 6.9	6	13,143 13,299	7.3 7.4	17	13,007 13,142	7.1 7.0
全石油	27	11,829 11,617	6.7 6.2	1	15,055 15,055	5.5 5.5	8	12,090 11,790	6.2 6.2	6	10,386 9,993	6.1 5.9	13	12,335 12,573	7.3 7.1
全国ゴム共闘	20	10,990 12,627	6.3 6.7				5	12,367 13,025	6.5 6.7	7	11,429 11,594	6.6 6.7	8	9,746 9,571	6.0 5.8
全国ガス	20	13,713 13,744	7.3 6.8				3	13,800 13,800	6.9 6.6	9	13,575 13,498	7.2 7.2	8	13,835 13,778	7.5 7.5
全窯連	27	11,455 12,585	6.7 6.9	1	11,100 11,100	6.0 6.0	5	13,136 13,378	6.8 6.9	8	11,375 11,509	7.1 7.1	14	10,902 10,591	6.5 6.4
全電力	3	13,800 13,800	6.4 6.1				1	13,800 13,800	6.0 6.0	1	13,800 13,800	6.5 6.5	1	13,800 13,800	6.7 6.7
私鉄総連	40	14,318 14,430	7.4 7.4				31	14,419 14,457	7.5 7.5	9	13,967 13,929	7.3 7.3			
全日通	1	14,000 14,000	7.1 7.1				1	14,000 14,000	7.1 7.1						
運輸労連	10	10,819 11,165	6.3 6.4	1	6,700 6,700	4.0 4.0	8	10,774 11,178	6.3 6.4	2	11,002 10,898	6.2 6.2			
全港湾	44	12,705 13,942	6.5 6.6				6	15,054 15,289	6.9 7.0	15	13,193 13,681	6.5 6.6	23	11,774 11,293	6.3 6.1
全倉運	23	13,349 13,044	6.9 6.7	1	13,600 13,600	6.0 6.0	1	10,276 10,276	5.3 5.3	7	13,697 13,807	7.2 7.1	15	13,392 13,417	6.9 6.8
鉄弘労	1	11,815 11,815	7.0 7.0				1	11,815 11.815	7.0 7.0						
新聞労連	71	17,443 19,263	8.3 7.8	5	8,118 7,816	5.9 5.9	8	20,140 19,668	8.0 7.7	18	19,469 19,630	7.9 7.9	45	16,153 16,935	8.6 8.4

単産名	合計 妥結 組合数	合計 妥結 金額(円)	合計 妥結 率(%)	合計 回答 組合数	合計 回答 金額(円)	合計 回答 率(%)	1,000人以上(妥結) 組合数	1,000人以上(妥結) 金額(円)	1,000人以上(妥結) 率(%)	300～994人(妥結) 組合数	300～994人(妥結) 金額(円)	300～994人(妥結) 率(%)	299人以下(妥結) 組合数	299人以下(妥結) 金額(円)	299人以下(妥結) 率(%)
日放労	1	18,110	7.8				1	18,110	7.8						
		18.110	7.8					18,110	7.8						
民放労連	61	19,592	7.9	10	18,124	7.0				5	23,386	8.1	56	19,253	7.9
		21.306	7.9		19,286	7.0					23,579	8.2		20,042	7.8
全印総連	20	12,947	7.2	1	10,696	6.6	5	12,919	7.7	5	13,219	6.9	10	12,824	7.0
		12,881	7.6		10,696	6.6		12,862	7.7		13,099	7.0		12,880	7.0
出版労連	141	16,517	7.1	18	12,835	5.4	1	13,286	6.4	6	17,426	5.8	134	16,501	7.2
		17,325	6.6		14,184	5.2		13,286	6.4		20,395	6.4		17,474	6.9
映演共闘	11	13,666	7.6	15	13,679	7.9	1	13,000	6.9	1	13,773	7.0	9	13,729	7.8
		13,429	7.1		14,674	7.7		13,000	6.9		13,773	7.0		13,802	7.8
広告労協	24	14,564	7.6	9	13,191	5.8	1	21,930	7.7	2	11,446	5.5	21	14,511	7.9
		17.564	7.4		13,909	6.2		21,930	7.7		11,635	5.4		16,256	8.1
観光労連	7	15,749	7.9				5	16,676	8.0	2	13,433	7.7			
		17,498	8.0					17,752	8.0		13,381	7.7			
全農協労連	35	12,085	7.9	4	11,580	8.0	2	11,532	7.1	24	12,083	7.9	9	12,212	8.2
		12,007	7.7		11,655	8.1		11,842	7.2		12,045	7.8		12,167	8.2
ホテル労連	14	13,364	7.6				1	14,700	7.8	4	12,782	7.9	9	13,474	7.5
		13,705	7.8					14,000	7.8		13,265	7.9		13,392	7.5
全損保				15	12,075	4.9	* 6	12,222	5.4	* 1	7,000	2.8	* 8	12,599	4.3
					12,771	5.3		12,866	5.4		7,000	2.8		13,943	4.3
政労協	12	15,417	7.6	9	15,463	5.9	1	13,700	6.6	1	12,587	6.8	10	15,872	7,8
		13,622	6.7		16,825	7.2		13,700	6.6		12,587	6.8		15,480	7.5
医労協	48	11,110	6.9	91	9,932	6.0	4	11,022	6.8	13	10,755	6.8	31	11,271	6.9
		10,915	6.8		10,516	6.4		10,884	6.8		10,847	6.8		11,157	6.8
生協労連	3	14,788	7.2	2	11,805	7.0	1	13,000	6.4	1	17,668	7.8	1	13,696	7.6
		13,336	6.5		11,504	6.9		13,000	6.4		17,668	7.8		13,696	7.6
炭労	1	13,100	6.7				1	13,100	6.7						
		13,100	6.7					13,100	6.7						
全鉱	2	12,800	7.2				2	12,800	7.2						
		12,800	7.1					12,800	7.1						
電通労連	83	11,339	6.8				7	12,534	6.8	18	12,127	6.5	58	10,951	6.9
		12,392	6.9					12,865	7.1		12,132	6.5		11,300	7.1
全国一般	194	12,246	7.4	64	9,896	6.3	3	15,137	7.2	4	10,700	6.1	187	12,233	7.4
		13,197	7.2		10,128	6.0		15,301	7.1		10,906	6.1		12,102	7.4
建設一般	8	12,849	8.0	15	9,600	6.2							8	12,849	8.0
全日自労		13,230	7.3		10,351	6.5								13,230	7.3
建設関連労協	19	16,011	8.4	6	15,183	7.9				2	19,667	9.2	17	15,581	8.3
		17,086	8.6		14,779	8.0					19,726	9.2		15,590	8.3

〔備考〕 1) 上段；単純平均，下段；加重平均。
2) * は全損保の規模別のみ回答段階水準。

第98表　同盟・傘下単産別妥結状況（最終集計）

(1)　民間、全報告組合　　（1982年5月20日現在）

単産名	全報告組合 組合数	全報告組合 平均額（円）	組合数	組合員数（人）	単純平均 妥結額（円）	単純平均 率（%）	加重平均 妥結額（円）	加重平均 率（%）
民間計	2,837	11.597	2,506	1,321,583	11,642	7.13	12,691	7.05
1,000人以上			203	950,821	12,469	7.11	13,085	7.01
300～999人			377	197,285	11,877	7.19	11,959	7.22
299人以下			1,926	173,477	11,509	7,11	11,368	7.13
ゼンセン同盟	770	10,523	733	342,273	10,594	7.33	11,573	7.33
全金同盟	887	11,787	845	267,735	11,821	6,96	12,454	6,94
造船重機労連	48	12,322	48	167,321	12,322	7.24	13,038	6.64
自動車労連	26	11,515	26	91,554	11,515	7.43	12,844	7.33
電力労連	12	13,675	12	125,543	13,675	6.37	13,790	6.29
海員組合	1	12,530	1	29,563	12,530	7.39	12,530	7.39
全化同盟	282	12,490	250	77,347	12,446	7.25	13,705	7.34
交通労連	285	13,315	161	45,171	14,339	7.07	11,908	6.35
一般同盟	381	10,981	292	47,486	11,063	7.16	11,681	7.44
紙パ総連合	23	12,129+α	19	24,846	12,440+α	6.89+α	12,900+α	6.78+α
三菱自工労組	1	13,000	1	21,865	13,000	7.01	13,000	7.01
全食品同盟	66	10,794	64	39,690	10,891	6.95	11,262	6.92
航空同盟	9	11,694	9	14,895	11,694	6.62	15,323	6.65
資源労連	11	10,821	11	1,344	10,821	6.51	11,598	6.37
建設同盟	10	15,940	9	8,607	16,100	7.70	16,271	7.97
全炭鉱組	2	13,100	2	5,187	13,100	6.93	13,100	6.93
凸版労組	1	12,882	1	6,020	12,882	7.44	12,882	7.44
石油同盟	4	19,460	4	1,896	19,460	7.58	20,146	7.59
日本港湾	18	14,486	18	3,240	14,486	6.77	14,024	6.66

〔備考〕 1)　回答・妥結が金額で明らかなすべての組合の平均を全報告組合とし，そのうち平均賃金，組合員数の明らかな組合について単純・加重のアップ率を算出した。
2)　海員組合の金額は外航2団体標準船員（35歳17年勤続）のもの。

(2)　民間組合規模別妥結結果

単産名	1,000人以上 単純平均 妥結額（円）	1,000人以上 単純平均 率（%）	1,000人以上 加重平均 妥結額（円）	1,000人以上 加重平均 率（%）	300～999人 単純平均 妥結額（円）	300～999人 単純平均 率（%）	300～999人 加重平均 妥結額（円）	300～999人 加重平均 率（%）	299人以下 単純平均 妥結額（円）	299人以下 単純平均 率（%）	299人以下 加重平均 妥結額（円）	299人以下 加重平均 率（%）
計	12,469	7.11	13,085	7.01	11,877	7.19	11,959	7.22	11,509	7.11	11,368	7.13
ゼンセン同盟	11,735	7.49	12,111	7.35	10,773	7.33	10,850	7.32	10,435	7.31	10,276	7.23
全金同盟	12,337	6.84	12,744	6.89	12,400	7.00	12,451	7.02	11,682	6.96	11,759	7.00
造船重機労連	13,035	6.96	13,093	6.61	12,083	7.24	12,134	7.14	12,123	7.38	12,226	7.52
自動車労連	11,992	7.37	12,995	7.32	11,382	7.50	11,328	7.48	9,150	7.43	9,149	7.44
電力労連	13,800	6.34	13,800	6.29	12,300	6.84	12,300	6.84				
海員組合	12,530	7.39	12,530	7.39								
全化同盟	13,689	7.33	14,643	7.37	12,637	7.22	12,812	7.28	12.312	7.25	12,495	7.32
交通労連	11,811	6.36	11,262	5.94	13,757	7.56	13,749	7.46	14,611	7.09	13,054	7.22
一般同盟	11,980	7.58	11,937	7.69	11,918	7.48	12,266	7.54	10,952	7.12	11,158	7.21
紙パ総連合	12,963+α	6.84+α	12,981+α	6.77+α	12,188	6.68	12,327	6.80	11,987	7.09	12,319	7.05
三菱自工労組	13,000	7.01	13,000	7.01								
全食品同盟	11,834	7.09	11,462	6.92	11,098	7.02	11,064	7.00	10,486	6.86	10,356	6.81
航空同盟	14,072	6.58	15,799	6.65	12,677	6.67	12,677	6.67	10,737	6.63	10,625	6.70
資源労連					12,574	6.25	12,567	6.25	10,437	6.58	10,455	6.55
建設同盟	16,984	8.09	16,935	8.23	15,020	7.23	14,716	7.45	16,937	8.07	18,029	7.62
全炭鉱組	13,100	6.93	13,100	6.93								
凸版労組	12,882	7.55	12,882	7.55								
石油同盟					20,515	7.60	20,550	7.60	16,294	7.50	16,294	7.50
日本港湾					11,800	6.95	11,880	6.95	14,640	6.76	14,615	6.60

〔備考〕 1)　(1)で「単純平均」「加重平均」の計算可能な組合について規模別集計をおこなったもの。
2)　紙パ総連合のαは金額が300円，率は0.16である。

なお、労働省調べによる賃上げ分散係数は、三年連続〇・〇六という数値を示し、七三年の〇・〇五につぐ水準である。すなわち、低成長下にあって、賃金決定はその賃上げ額について高い集約性を示している。

規模別妥結状況

つぎに、企業規模別妥結状況を主として春闘共闘、同盟調べによって見ておこう。まず妥結（賃上げ）率では、小規模ほど高いという従来みられた傾向は、ここ三年くらい、大いに薄らいでいる。単純平均でみると、春闘共闘調べでは、一〇〇〇人以上七・〇%、三〇〇～九九九人七・〇一%、二九九人以下七・二%、同盟調べでは、それぞれ七・一%、七・一九%、七・一一%となっている。妥結額では、春闘共闘調べで、単純平均、一〇〇〇人以上一万三五一九円、三〇〇～九九九人一万二九九八円、二九九人以下一万三三七三円、同じく同盟調べでは、それぞれ一万二四六九円、一万一八七七円、一万一五〇九円となっている。

いずれにしても、規模別妥結状況の動向には、今後とも注目する必要があろう。

10　八二年春闘総括

八二年春闘結果にかんしては、日経連が大槻会長のあいさつで、「賃上げ率は高すぎる」と批判、「この結果がこれからの経済運営に悪影響を及ぼさざるを得ないだろう」と指摘した（本年鑑Ⅲ―Ⅴ「経営者団体の労働政策」参照）。

一方、労働側は、統一労組懇系、総評左派を除き、「概ね妥当」の評価を下している。内容は、「七%賃上げは昨年を下回りはするものの、実質賃金と可処分所得の目減りには歯止めをかけた」とするものである。しかし大手と中小の格差は、今春闘でも拡大したことを認めており、今後に問題を残すことになった。

さらに先行グループ方式を強めたものの、鉄鋼主導のパターンは変わらず、〝管理春闘〟揺がずということができる。その他、私鉄、国鉄等、春闘はじめてのストなし終結、官公部門の賃金決定問題など、多くの論点が残された春闘であった。

総　評

総評の総括は、七%賃上げはまずまずの成果であるが、内需拡大への効果、格差拡大への容認を考えると、きびしく総括しなければならないとしている。もともとの総括案は、五月二一日の第四回拡大評議員会に提出された。だが、総括のなかで〝官民分断政策に歯止めをかけた〟との評価に批判が相つぎ、また民間の賃上げ動向についても、〝まずまず〟との総括に異議がだされた。

このため、総評大会を前にした拡大評議員会に再度、総括案を提出したが、そこでは、〝官民分断に歯止めをかけた〟という表現は姿を消した。そして春闘相場波及力の弱まりが改めて指摘されている。以下、修正された総括文をかかげておこう。

【総評・八二年春闘総括（拡大評議員会）】

賃金引き上げについて＝賃金引き上げはほぼ七%であり、八一年度物価上昇率は約四%であるから、実質賃金の確保という点では一定の成果をあげた。しかし、実質可処分所得の低下を防ぐには八%程度の賃上げが必要という定説からみるなら、決して十分とはいえず、最終的にかけた〝昨年

実績確保〟を実現し得なかった点でも、組合員と家族の不満を残すことになった。

中小企業でも七%前後の引き上げを確保しているが、組織されていない中小零細企業労働者やパート労働者の賃上げは未確定のところが少なくない。このことは、これらの労働者の賃上げが景気の停滞によって低く抑えられることを物語っており、格差の縮小、社会的不公正の是正の目標は、昨年に続いて十分に達成されなかった。

未組織労働者が組織労働者と同じ水準の賃金引き上げを実現できない事態が、二年間も引き続くということは、長年にわたって築きあげてきた春闘相場の波及力が弱まっていることを意味する。

そこでは低成長下での賃金闘争のあり方が根本的に問い直されている。組織労働者、とりわけ大企業労働者の賃上げが確定すれば、それが春闘相場として中小零細企業労働者にも波及していくという、賃金闘争パターンが低成長経済のなかで、なしくずしにされつつあるのに対し、新しい質の賃金闘争を構築するまでに至っていない現実をきびしくみつめ、来春闘に向けて本格的な討議をはじめなければならない。

一兆円減税について＝大衆行動も盛り上がっただけに、職場に失望や不満がうずまいていることは否定しがたい。国会において自民党が絶対多数を占め、財政再建が予想を超える歳入欠陥の表面化によって、いっそう厳しさを加えている現実を考えると、要求を実現するためには、なお大きな力が必要であったことを厳しく反省しなければならない。

闘争態勢と戦術について＝第一グループへの結集は、その取り組みに不均等性はあり、不十分さはあったが、各単産・県評は積極的に取り組み、昨年を大きく上回る規模となった。業種別レベルではナショナルセンターの枠を超えた共闘も前進した。また果敢なストライキで低額回答を打破する単産、単組も昨年に比べ増加した。この闘いが、金属労協はじめ民間大企業の闘いにも一定の影響を与えていることは回答の推移が物語っている。

さらに、集中決戦態勢が官民総がかりの半日統一ストの設定と粘り強い交渉によって、公労協は民間賃金準拠と赤字を理由とする格差を許さない回答を引き出し、公務員共闘も一定の前進した回答を引き出すことに成功した。しかし、仲裁裁定が一括議決案件となり、人事院勧告とその実施も臨調基本答申を受けて、きびしい抑制攻撃にさらされようとしている現状では、闘いはさらに強化されねばならない。

賃上げ、減税いずれの要求についても、組合員と家族の期待に十分応えうる成果をあげえなかったのは、闘う力を十分に引き出せなかったことに原因がある。総評の指導の弱さ、不十分さがきびしく問い直されることは当然だ。同時に単産、県評もまた深く掘り下げた点検と総括を行い、前進のための問題をえぐり出していくことが必要ではないか。

地域格差がさまざまの不均衡を生み出し、それが地域共闘の発展を困難にしているなど、複雑な問題もでている。このような地域の実態を十分に分析し、地域春闘、地域労働運動強化の新しい発展方向を打ち出さねばならない。

官民総がかり体制についても、単純な官民統一スト論だけでなく、それぞれの単産が自らの闘争力を最大限に発揮する態勢を固めたうえで、その効果を最大限に発揮するための集中化、統一化の立場で臨まねば〝もたれあい〟傾向を克服することはできない。

春闘なくして、労働者・勤労国民の生活を守ることはできない。多くの面で弱点や欠陥があるとはいえ、すべての労働組合が同じ時期に賃上げ要求に立ち上がり、一斉に交渉をすすめていく日本独特の春闘方式が、起伏はあっても毎年賃金を引き上げていくことを、大切にしなければならない。

同盟　同盟の総括は、〝一応の成果〟と評価はできるが、八割弱の獲得率にとどまり、整合性確立のうえでは不十分であったとしている。以下、五月二一日、中闘委で確認された「八二賃闘総括」をかかげておこう。

【同盟・八二春闘総括（中央闘争委員会）】

1　同盟賃闘の最終集約によれば、中闘事務局に報告のあった二、八三七組合のうち組合員数および平均賃金、賃上げ額の分る二、五〇六組合の妥結平均は、加重（組合員一名当り）で一二、六九一円七・〇五%、単純で一一、六四二円七・一三%であり、いずれも七%をわずかではあるが上

回った。

2　要求基準の決定後に景気が一層冷え込むなかにあって、過年度物価上昇率を三%強上回る水準を獲得したことは、これまでの賃闘に一定の転換をもたらしたものであり、その意味では、今次賃闘は一応の成果を収めたものということができる。

このような成果をもたらした要因は、主として、次の点にある。

第一は、同盟が早くから、団交重視を基本としながらも、経営側の対応いかんによっては、断固たる実力行使をもって臨む強力な闘争姿勢を打出し、それが傘下組合員の今年こそは実質賃金の停滞を打破しようという強い意欲と相まって経営側に一定の譲歩を余儀なくさせたことである。

第二は、同盟賃闘体制がより一層充実、強化され、一定の質的転換を遂げたことである。すなわち、今次賃闘においては、先行グループのより一層の拡大と統一回答指定日の早期設定、最大の山場における中核的組合の連携と相乗作用の強化、後段においての社会的相場への到達闘争など、戦術配置を一段と発展させ、さらに各闘争段階ごとに的確に目標を提示するなど、同盟本部、傘下産別の意志統一のもとに、同盟賃闘体制を大きく前進させたことが、経営側の厚い壁にクサビを打ち込むことを可能にした。なかでも、先行グループの額で前年実績を越える高額相場の形成が、その後の闘争展開に与えた波及効果、止むに止まれず整然たるストライキに突入した組合が、闘争の盛り上げに果した役割は、高く評価されるべきである。

等三は、同盟が中心となって主張した実質可処分所得の引き上げによる内需中心の経済成長の必要、そのための整合性ある積極的な賃上げの必要が広く世論の支持を受け、一方、賃上げ抑制のための口実に過ぎない日経連の生産性基準原理が全く世論から無視され、個別企業の経営者さえ、それを支持しなかったことである。

かくして、今次賃闘は同盟主導、民間主導を一段と定着させ、また、明年度以降における過年度物価上昇率を上回る賃上げ獲得の基盤を形成したものということができる。

3　今次賃闘において一応の成果を収めた反面、なお不十分であった点、問題とすべき点がいくつか存在する。それらを克服し解決することは、われわれに課せられた重要な課題である。

第一は、過年度物価上昇率を上回る賃上げを獲得したとはいえ、全体として、最終的には前年妥結額を下回ったうえ、内需主導型の安定成長を定着させるに十分な、実質可処分所得の上昇を実現しうる水準には到達できなかったことである。賃闘時点における一時的な支払い能力に規制されることなく、労働者生活の向上を柱とした望ましい経済の整合性を確立するに足る賃上げを、着実に実現するためには、われわれの闘う力を一層充実、強化させなければならない。そのためには、先行方式の役割を再確認すると同時に、相場形成に影響力のある組合の先行グループへの参加、回答指定日の繰り上げ等、先行方式の有効性を真に発揮させるための一段の工夫、努力が必要である。

また、今次賃闘において始めて実施した同盟連帯基金による争議支援、争議対策委員会の役割が、さらに充実されなければならない。

総じて、昨年、今年と年々強化されてきた同盟の指導性、同盟と傘下産別との一体的行動をさらに前進させることが必要である。

第二は、今次賃闘においては始めて、組織労働者の間において、賃上げ率に規模間格差が発生したことである。圧倒的多数を占める未組織の中小・零細企業においては、昨年すでにこのような傾向が明確に現われており、それが労働者全体の賃金上昇率を低下させることともなった。労働条件格差の縮小は、中小・零細企業に働く労働者の生活向上にとってはもとより、わが国経済の成長条件の確保、激化しつつある国際的な経済摩擦の緩和のためにも、力を尽して着実に解決していかなければならない課題である。そのためには、未組織労働者の組織化、業種あるいは地域ごとの集団・統一交渉によるグループ別賃金決定等の組織内努力、ナショナル・センター、産別、地方を通ずる最低賃金への取り組み、二重構造解消のための政策的対応等を、総合的にねばり強く展開していくことが必要である。

第三は、ナショナル・センターの賃金白書ないし運動方針の発表と三月下旬の回答引き出しまでの間において、経営側や評論家から流される情報が優勢を占め、労働組合側の情報に空白がみられたことである。この間の情報いかんは、賃闘全体のムードに大きな影響を与えるものであり、とくにナショナル・センターを中心として、これを克服することに一層の注意

と努力が傾注されなければならない。

第四は、今次賃闘においては、従来にないほど賃金と経済政策選択とのかかわりが議論の対象となったが、第二次石油危機後の調整が一応終った今日の段階において、あらためて、内外両面からみたわが国経済の正常な発展に占める賃金の位置と役割を検討、確認し、かつ、政策要求との関連を明確にしながら、中期的な展望に立った賃金政策を打ち樹てるべき段階にきていると判断される。そのため、われわれは経済社会政策研究所の協力を得ながら、総合的視野に立った中期賃金計画を策定し、明年度以降の賃闘は、それに依拠して展開することとする。今次賃闘が提起した問題点、課題は以上の通りであるが、さらに今後あらゆる機会において同盟賃闘をより強化・充実するための方策を論議、検討していく。

4　今次賃闘は、ほぼ終結したが、引き続き取り組むべき目標がいくつかある。

第一は、組織労働者の賃上げを未組織労働者に波及させるための最賃闘争の強化である。われわれは、労働四団体の共同歩調を一層前進させるなかで、中央、地方、産別が一体となり、賃金格差を縮小するに足る法定最賃の引き上げを実現しなければならない。

第二は、時短、定年延長である。賃闘に引き続き、各産別・単組の時期設定に従って、有給休暇の完全取得、残業規制をはじめとして、年間総労働時間を早期に二、〇〇〇時間以下にする時短闘争、六〇歳以上定年をすべての単組で確立する闘争に、総力を挙げて取り組まなければならない。

第三は、一兆円減税の実現に向けてのより一層強力な運動の継続、展開である。すでに指摘したように今次賃闘の結果は、十分な実質可処分所得の上昇を保障するものではなく、労働者の生活にとっても、安定成長の実現にとっても、一兆円減税の実現は是非とも必要である。われわれは、労働四団体の共同歩調のもとに国民世論を一段と盛り上げ、政府・与党を窮地に追い込むことによって、所得減税の実施をかち取らねばならない。

第四は、物価の安定である。政府の今年度物価見通しは四・七%であるが、最低限必要な可処分所得の上昇を確保するためには、これを四%以下にとどめさせることが必要である。われわれはそのための政策闘争を引き続き強化していく。

金属労協

金属労協（ＪＣ）の賃金闘争は、従来にないほど賃金と経済政策選択とのかかわりが議論の対象となったが、第二次石油危機後の調整が一応終った今日の段階において、あらためて、内外両面からみたわが国経済の正常な発展に占める賃金の位置と役割を検討、確認し、かつ、政策要求との関連を明確にしながら、中期的な展望に立った賃金政策を打ち樹てるべき段階にきていると判断される。そのため、われわれは経済社会政策研究所の協力を得ながら、総合的視野に立った中期賃金計画を策定し、明年度以降の賃闘は、それに依拠して展開することとする。今次賃闘が提起した問題点、課題は以上の通りであるが、さらに今後あらゆる機会において同盟賃闘をより強化・充実するための方策を論議、検討していく。

4　今次賃闘は、ほぼ終結したが、引き続き取り組むべき目標がいくつかある。

第一は、組織労働者の賃上げを未組織労働者に波及させるための最賃闘争の強化である。われわれは、労働四団体の共同歩調を一層前進させるなかで、中央、地方、産別が一体となり、賃金格差を縮小するに足る法定最賃の引き上げを実現しなければならない。

第二は、時短、定年延長である。賃闘に引き続き、各産別・単組の時期設定に従って、有給休暇の完全取得、残業規制をはじめとして、年間総労働時間を早期に二、〇〇〇時間以下にする時短闘争、六〇歳以上定年をすべての単組で確立する闘争に、総力を挙げて取り組まなければならない。

第三は、一兆円減税の実現に向けてのより一層強力な運動の継続、展開である。すでに指摘したように今次賃闘の結果は、十分な実質可処分所得の上昇を保障するものではなく、労働者の生活にとっても、安定成長の実現にとっても、一兆円減税の実現は是非とも必要である。われわれは、労働四団体の共同歩調のもとに国民世論を一段と盛り上げ、政府・与党を窮地に追い込むことによって、所得減税の実施をかち取らねばならない。

第四は、物価の安定である。政府の今年度物価見通しは四・七%であるが、最低限必要な可処分所得の上昇を確保するためには、これを四%以下にとどめさせることが必要である。われわれはそのための政策闘争を引き続き強化していく。

金属労協（ＪＣ）の賃金闘争は、従来にないほど賃金と経済政策選択とのかかわりが議論の対象となったが、第二次石油危機後の調整が一応終った今日の段階において、あらためて、内外両面からみたわが国経済の正常な発展に占める賃金の位置と役割を検討、確認し、かつ、政策要求との関連を明確にしながら、中期的な展望に立った賃金政策を打ち樹てるべき段階にきていると判断される。そのため、われわれは経済社会政策研究所の協力を得ながら、総合的視野に立った中期賃金計画を策定し、明年度以降の賃闘は、それに依拠して展開することとする。今次賃闘が提起した問題点、課題は以上の通りであるが、さらに今後あらゆる機会において同盟賃闘をより強化・充実するための方策を論議、検討していく。

4　今次賃闘は、ほぼ終結したが、引き続き取り組むべき目標がいくつかある。

第一は、組織労働者の賃上げを未組織労働者に波及させるための最賃闘争の強化である。われわれは、労働四団体の共同歩調を一層前進させるなかで、中央、地方、産別が一体となり、賃金格差を縮小するに足る法定最賃の引き上げを実現しなければならない。

第二は、時短、定年延長である。賃闘に引き続き、各産別・単組の時期設定に従って、有給休暇の完全取得、残業規制をはじめとして、年間総労働時間を早期に二、〇〇〇時間以下にする時短闘争、六〇歳以上定年をすべての単組で確立する闘争に、総力を挙げて取り組まなければならない。

第三は、一兆円減税の実現に向けてのより一層強力な運動の継続、展開である。すでに指摘したように今次賃闘の結果は、十分な実質可処分所得の上昇を保障するものではなく、労働者の生活にとっても、安定成長の実現にとっても、一兆円減税の実現は是非とも必要である。われわれは、労働四団体の共同歩調のもとに国民世論を一段と盛り上げ、政府・与党を窮地に追い込むことによって、所得減税の実施をかち取らねばならない。

第四は、物価の安定である。政府の今年度物価見通しは四・七%であるが、最低限必要な可処分所得の上昇を確保するためには、これを四%以下にとどめさせることが必要である。われわれはそのための政策闘争を引き続き強化していく。

金属労協　金属労協（ＪＣ）の賃金闘争は、従来にないほど賃金と経済政策選択とのと不十分であるが、

をかけ向上につながるものとして評価できるとしている。しかし大手と中小の格差は拡大したと問題を指摘している。全体として、ＪＣ総括は相場主導、パターンセッターとしての〝自信〟に裏づけられている。

【金属労協・八二賃闘総括】

回答評価

(1)　ＪＣ回答は、賃金決定が物価との関わり合いを強く持ち、物価沈静化と不況色が強まる状況下にあって、経営側の厳しい賃上げ抑制姿勢に対し、ＪＣとして賃金決定を終始マクロの視点でとらえ、内需主導による景気回復を強く主張し、共闘強化を図る中で、単産、単組の相乗効果の発揮により、経営側から引き出したものである。

この回答は、切実な要求からみて不十分さが残るものの、実質賃金確保はもとより、八二年闘争の重要課題であった実質可処分所得の減少に歯止めをかけ、向上につながるものであり、評価できる。

(2)　回答は、ＪＣ共闘集計対象組合でみると、昨年に引き続き格差が圧縮され、平準化が進んだが、金属産業全体の回答状況では、大手と中小との格差は依然として解消されず、一部には拡大する状況もみられる。

賃金決定のパターンセッターとしてのＪＣの役割は、民間主導の定着とともに、さらに重みを増す状況にあり、その期待に応えるべく、中小の格差解消問題も含め、単産、単組の要求主張を生かした回答引き出しへの努力をさらに強めていかなければならない。

ＪＣ共闘の推進について

第二四回協議委員会の決定を踏まえ、各単産、単組段階では、要求提出日の繰り上げ、単産としての交渉ゾーンの設定などの取り組みを行い、中央討論集会の開催、集中回答指定日に向けた二次統一交渉ゾーンでの交渉追い上げ、一斉職場集会の開催など相乗効果の発揮、水準引き上げに、ＪＣ共闘強化はさらに前進した。

諸共闘会議とＪＣ共闘

(1) 化学エネルギー労協との共闘は、対政府、経営側への共同行動をはじめとして、相互に共闘充実への努力が行われ、共闘強化が図られてきた。今後、日常活動を含め連絡を密にするなど連帯を強めていく。

(2) 八二年闘争において、労戦統一への準備会発足も相まって、賃闘対策民間労組会議の拡大、強化が図られ、賃金闘争における民間主導が一層強化されることとなった。今後、賃金闘争における民間労組の結集がさらに重視される中にあって、各単産はJC共闘を軸に取り組んでいく。

統一労組懇　統一労組懇は、八二春闘で、前年に増して独自行動に力を入れた。八月三～四日の統一労組懇八二年度年次総会でも、やや詳しくふれている。その部分はさておき、八二春闘全体についての総括を紹介しておこう。

【統一労組懇・八二春闘総括】

八二春闘での賃上げの率・額は、全組合規模で、大手組合は六・九一%一三、三五七円（日経連六月一八日）、あるいは、七%を僅か上回る結果（労働側）となっています。このような賃上げ結果は、労働者の生活の実情と要求に照してみるならば、きわめて不十分なものです。実質的には、日経連などが主張していた「四%台」の賃上げ抑制政策の枠内に止まったことからすれば、敗北というべきです。

そのような結果は、労働者の生活に根ざす切実な要求とたたかいの意欲に依拠して闘争の大衆的全国的発展をめざす方向ではなく、「経済整合性」論に立って、大幅賃上げ路線を投げ棄てて、同盟路線の枠内での四団体共闘で、賃金抑制政策への協力路線をすすめた結果です。本来、八二年春闘では、労働者、国民の生活困難が大きくすすんでいるもとで、所得税減税や核兵器禁止をめざす国民的規模の要求と運動発展の大衆的基盤があり、また、賃上げ、減税で、不況に活を入れる消費需要の拡大をもとめるという春闘を押しあげる条件も拡がっていました。その情勢と条件を最大限活かす方向ではなく、逆に、大衆的高揚の条件を、それぞれの課題ごとに分離して、それらの統一的発展を、阻み抑えこんでしまったものです。

総評も、国民春闘とはいっても、そのためには軍拡・大企業奉仕の臨調路線とのたたかいを国民的規模で推進してこそ文字どおりの国民春闘の展開となるのに、それを回避して、同盟主導の四団体路線を積極的にすすめ、賃上げ抑制に途を開きました。

こうした事態は、階級的ナショナルセンター確立をめざす統一労組懇の活動と組織の強化をいっそう緊急のものとしています。

【参考資料】(1)春闘共闘「国民春闘白書」、同盟「賃金白書」、金属労協「白書」、統一労組懇「八二年 度年次総会資料」、同盟「第五二回中央評議会報告書」、(2)総評教宣局「労働ニュース」、同盟「中闘情報」、春闘共闘「国民春闘情報」、「JC金属ニュース」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』、(4)日本労働協会編『昭和五七年版・労働運動白書』

V 合理化反対闘争

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針――総評／同盟／主要組合の「合理化」反対闘争――電機労連／紙パ労連／全金同盟／全国金属／私鉄総連／全日通／北炭夕張新鉱・日航機事故とホテル・ニュージャパン火災――労災・職業病をめぐる闘争――労災職業病をなくす交流集会／労災・職業病にたいする春闘共闘のとりくみ／全逓のバイク振動病のとりくみ／全労働の労働基準行政制度検討委員会報告／労働時間短縮闘争――春闘共闘の時短闘争年次方針／金融・公務員の週休二日制実現のたたかい／三六協定の適正化と時間外労働の上限設定／各種実態調査の実施／時短に関する労働四団体の対政府交渉

概要

一、総評、同盟とも、雇用保障とともに、マイコン、ロボットなどの〝新たな合理化〟に目を向けはじめている。

二、電機労連では中小企業の一部で景気後退による工場閉鎖、人員整理の攻撃がなされた。また、IC、マイコン、ロボットによる技術革新の急進展に対応して「合理化対策指針」のうち交替制勤務に関する項を改定した。

一、全金同盟はマイクロエレクトロニクスの雇用への影響に対処するために、「技術革新協定基準案」を策定し、これを各単組に普及促進することを決定した。

一、全国金属では社会一般の争議件数の減少のなかにあってたたかうべきところはきちんとたたかって工場閉鎖や倒産に対抗している。また新たな機械や新しい生産システムの導入に対しては、計画の公開、雇用保障協定の締結、配転・出向に対する本人の同意、職種の転換にともなう教育訓練、技術革新の成果を労働条件の向上に結合すること、などを会社に要求するという方針をもっている。

一、私鉄総連では八二春闘時に地方中小私鉄組合でバス部門を中心とした赤字を理由に賃金抑制や賃上げ引き換えの合理化案の提示がなされた。当該労組を中心とした闘争によって合理化案はタナ上

げにされたが、賃上げは抑制された。合理化をめぐる攻防は春闘後にもちこされた。

一、紙パ労連では昨年に引きつづき構造不況のなかで中小企業で工場閉鎖や倒産にともなう人員整理がすすめられた。会社解散に追い込まれた企業が多かったが、ほかには規模を縮小して再建に向けた闘争が軌道に乗った会社もあった。

一、日通では東北地区にたいして大合理化案が出されたが、全日通の組織をあげた闘争体制の確立により会社案は撤回され、代わって労使合意のもとで特別派遣と配転が実施された。

一、労災・職業病をめぐる闘争では、春闘共闘が独自に「安全衛生闘争強化月間」を設定し、全逓もバイク振動病のとりくみを強化している。

一、労働時間短縮闘争は、金融機関の当面月一回土曜休業が焦点になってきている。また時間外労働の上限設定もとりくみの課題になっている。

一、企業の生産第一主義により北炭夕張新鉱の大災害がひきおこされ、また、日航機事故、ホテル・ニュージャパンの火災も企業の労務政策を背景にしているなど、大惨事と経営・労務政策との関連がひろく注目された。

1　総評、同盟の「合理化」対処方針

総　評　総評は八一年七月の第六三回定期大会で、八一年度運動方針を決定した。大会では、とくに臨調答甲を批判、地域運動の強化とともに、幅広い国民運動の展開を提起した。すなわち、「国民生活改善の闘い、平和と民主主義を守る闘い、国民本位の行政改革へ転換する闘い、この三つのさし迫った課題に対応するために、われわれは職場・地域からの運動の盛り上りをはかっていくとともに、運動の輪を広く国民各層、知識人に広げていかなければならない」と指摘した。

そうした前提に立って、賃上げ、時間短縮、定年延長、雇用など労働者の実質生活の総合的向上のためのとりくみが重要であるとしている。ここでは、雇用をめぐる闘争方針とともに、とくに〝新たな合理化問題〟として、一項をおこしていることに注目し、以下にかかげておこう。

【総評運動方針より】

新たな合理化問題

職場の合理化問題では、減量経営の強行の下で、職場災害の多発が続いている。それが、ことに下請、社外工や中小未組織労働者や中高年労働者に集中していることを重視し、安全問題や職業病などへの取組みを強化しなければならない。また職場では、「マイコン革命」や産業用ロボットの急

速な普及などに象徴される新たな技術革新の進行にともなって労働強化や疎外、さらには労務管理体制の強化などの深刻な問題が生じてきていることに注目しなければならない。ポーランド「連帯」労組のレフ・ワレサ議長は「機械が人間を使っている職場では働きたくない」という感想をもらした。われわれは管理体制に対する有効な規制を加える方策を今後真剣に検討し、労働の場における「人間」の回復を目指した運動に取り組んでいく。

また、欧米との貿易摩擦が激化し、産業構造の変動が続く中で、その被害は二重構造の底辺部に位置している農業、中小零細企業とそこに働く労働者に集中してきている。低成長下での雇用闘争の重点課題は、これらの産業に働く労働者、なかでも下請、臨時工、パート・タイマーや中高年労働者など極めて不安定な状態に置かれている労働者の雇用保障をいかに確立していくかになる。

雇用闘争

一、一九七九年まで量的には改善傾向をみせてきた雇用失業情勢は、昨年度に至って一転し、悪化方向をとった（企業倒産の増加、完全失業者数は最悪だった七八年度に次ぐ一一八万人、有効求人倍率の低下など）。この主要な要因は景気後退にあるが、それにしても雇用構造自体の量質両面での、脆弱性があらためて問われなければならない。

二、わが国の雇用失業問題の中心課題が、①高齢化社会への急速な移行に伴う中高年齢者問題、②臨時、パート、下請関連などにみられる雇用形態の重層性・不安定性、③跛行的な地域雇用問題にあることは依然として変らない。こうした課題に対応するには、雇用確保（解雇制限）、失業者の生活保障、雇用拡大（創出）の各分野を、労使関係（企業内と経営者団体）、地方自治体、国の行政・法制のそれぞれの活動領域において、さらにはそれらの連動性、総合性を考慮して取り組む必要がある。

三、労使関係上の当面の重点課題は定年延長である。定年延長闘争はここ二年来、顕著な前進をみせているがなお、改善すべき問題点も残されている。特に、①民間における六〇歳定年制の一般化を早期に達成するとともに六〇歳以上への多様な雇用延長展望をきり開くことを目指し、②産業別業種別闘争の強化、地域における具体的到達目標による相場化をはかり、③併行して高齢者雇用率（中高法）、定年法制定をふくむ促進諸措置への総合的、集中的な取り組みである。

四、雇用関係の制度・行政面でもなお強化・改善を要するいくつかの課題をかかえている。たしかにこの一～二年の間に、労働側の要求によって中央・地方の雇用開発委員会の設置、シルバー人材センターの設置、雇用関係諸給付金の整備統合などが行われたが、これはいずれも七〇年代半ばの構造不況の際に拡大された制度の部分的な補充にすぎず、雇用法制の基幹的部分にはまったく手がつけられていない。したがってわれわれは制度・政策活動をいっそう強め、現行の諸制度の積極的な活用・改善をはかるとともに、中期課題としての中高法、身障者法（国際障害者年施策と関連させて）、不安定雇用の法的規制、技術革新（産業ロボット、ＯＡなど）に伴う雇用対策などに取り組んでいかなければならない。

五、当面の重点課題として次の四つがあり、われわれは引続きかついっそうその取り組みを強めていく必要がある。

①労働者派遣事業問題＝現在労働省・労働者派遣事業問題調査会で検討されているが、今年の総評臨時大会決議でも示されているように労働者の雇用および労働基本権、労働組合組織問題に深い関わりを持つので、さらに関係組合と協力し、また他の労働団体とも連携して対策活動を行っていく。

②現行失対事業の改善・存続と直接的雇用創出制度の設定＝総評はほぼ三年間この闘いを継続してきたが、昨年一二月には労働省・失対調査研究会が「事業の終身段階」報告を出し、本年七～九月には六五歳以上就労者を対象に引退特別措置を実施しつつある。われわれはこの措置が強制解雇の側面を持っていることを重視し、各県共闘会議と協力して、目下集中的に、特別措置対策に取り組んでいる。今後もこれらの課題が高齢化社会に向けての雇用制度の主要な一環をなすとの認識のもとに、引続き対策活動を行っていく。

③職業訓練対策の策定とその運動化＝労働省・第三次職訓基本計画が決定した。今後の経済社会の変化（技術革新・高齢化・高学歴化など）への対応、労働者の顕在的潜在的ニーズに労働組合が応えるためにも、職業訓練対策が注目されなければならない。総評としてもいままでの職業訓練対

策のたち遅れの克服を目指し、対策策定とその運動化をはかっていく。

④沖縄雇用基金制度の制定＝沖縄は来年五月復帰一〇年を迎える。しかし全国の五三%を占める巨大な基地の存在と全国水準の三倍にも及ぶ高い失業率は、地域社会の根底をゆるがす要因となっている。総評は沖縄対策委員会内に雇用プロジェクトを設け、沖縄県労協と協力して、沖縄第二次振興計画に対応した総合的な雇用基金制度制定のための作業を行ってきた。今後はこの作業を土台に、要求化とその運動づくりを積極的に進めていく。

同盟　同盟は、八二年一月の第一八回定期大会で、当面の運動方針を決めた。そのなかで、生活、雇用の安定が重視されているが、とくに完全雇用をめざす諸政策、たとえば総合雇用対策法(仮称)、雇用機会の開発、マイクロ・エレクトロニクス化対策などが盛り込まれている。ここでは、マイクロ・エレクトロニクス対策をふくむ雇用政策について、かかげておこう。

【完全雇用をめざす諸政策（同盟運動方針より）】

一、総合雇用対策法（仮称）の制定

完全雇用の達成は、福祉社会における基本的な条件であり、国の施策の究極の目標とすべきものである。

今日、産業の知識集約化や経済のサービス化が進行し、これにともなう産業、職業構造の変化と高齢化、高学歴化あるいは女子労働の進出など労働力の需給関係は、質量ともに大きく変化し、雇用情勢も悪化する傾向にある。なかでも労働力人口の高齢化にともなう中高年齢者の雇用問題は、すでに今日的な課題であり、早期に、これに対応する基盤整備を行うことが必要とされる。そのためには、高度経済成長期を背景に制定された雇用対策法や関連諸法規の抜本的見直しを行い、そのうえに立って現行の複雑多岐にわたる雇用対策の再編、整備をはかることが緊要である。

われわれは、以上の諸点をふまえ、完全雇用達成をめざす総合的な雇用対策を推進するため、その基幹法として「総合雇用対策法」（仮称）の制定をはかる。なお、この法律の制定を期すため、関係審議会の検討を求める。

二、雇用開発委員会の充実強化と雇用開発センター（仮称）の設置要求

同盟は、七八年「雇用創出機構」の設置を政府に要求し、積極的な運動を展開してきた。その結果、雇用開発委員会が設置され、全国一五道県(八一年度現在)において、地域での雇用創出のための着実な調査研究の成果をあげてきている。したがって、今後ともこれの設置拡大と、その調査、研究活動への指導、助成の強化をはかっていく。一方、中央雇用開発委員会は、早急に調査研究に基づく政策提言をまとめるとともに、地方雇用開発委員会と密接な連携をはかり、地方への指針を提示するよう諸活動を強化する。

さらに同盟は、この調査、研究の成果を着実に具体化させつつ、われわれの提唱する雇用創出機構の一部役割を担うことを目的として、県レベルの雇用開発委員会の指導を前提に、市町村地域に「雇用開発センター」(仮称)を設置するよう要求する。すなわち、このセンターの設置構想は、既存の雇用行政関係機関、あるいは地域産業振興施策等産業政策との関連性を明確にしながら、雇用創出機構へ結実させることを眼目としたものである。

三、マイクロ・エレクトロニクス化対策

わが国においては、マイクロコンピュータを内蔵したＮＣ（数値制御装置）、ＭＣ(多面加工型)工作機、産業用ロボット、オフィス・オートメーション機器の導入による技術革新が急速に拡大しつつある。このエレクトロニクス化の進展は、今後あらゆる産業、社会に浸透すると予測されており、まさに「第三次産業革命」ともいわれるものである。この技術革新の進展は、すでに、第二次産業における、生産部門からサービス部門の外部化やこれに関連する派遣事業の拡大、さらには、職種転換、配転、人間性の疎外等が懸念される他、とくに中高年齢者の適応性など雇用の量、質に及ぼす影響がきわめて重視されるところである。

われわれは、こうした事態の進展と重要性を認識し、雇用にかかる諸問題に対処するため、同盟の雇用対策委員会で具体的実態の究明と対応策を前向きに検討する。同時に企業レベルにおいては、労使の事前協議を条件とする労使協議制の確立および機能強化をはかることとする。さらに、政

府に対しては、雇用への影響把握と合わせ、職業訓練のあり方、新たな事業分野の拡大を目的とした雇用創出政策、さらにはワーク・シェアリングに積極的に取り組むよう求めていくとともに、政・労・使・学識経験者による協議機関の設置を要求する。

四、雇用における男女平等の促進

(1) 婦人労働者は石油ショックによる不況で一時減少したものの、その後の長期不況のなかで一貫して増えつづけ、八〇年には、女子雇用者は全労働者の三四%を占めるにいたっており、今後も増加の傾向にある。婦人労働者の経済社会に果たしている役割はきわめて大きく、また婦人の生涯における労働との関わりも切り離せなくなってきているが、いまなお女性に対する偏見や差別が職場や社会に残存している。

(2) 国連はこうした婦人に対する差別をなくす運動として、七五年の国際婦人年につづく一〇年間を、国連婦人の一〇年と定め活動を展開してきた。さらに七九年には「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」を採択している。

(3) 同盟は「婦人の地位向上をめざす同盟一〇カ年行動計画」を定め、活動を展開してきたが、婦人に対する差別をなくし、働きつづけられる職場、社会条件の確立をめざし、次の活動を展開していく。

①政府に対し、国連の婦人差別撤廃条約の批准と、ＩＬＯ一一一号（雇用と職業における差別撤廃）、八九号(夜間労働)、一〇三号（母性保護）、家族的責任をもつ労働者条約の批准を要求する。

②募集、採用における男女平等と差別を救済するための雇用平等法の制定と、労働基準法の改正を要求する。

③総合的母性保障のために母体保障法の制定、育児休業制度の普及のための法整備を要求する。

(4) これら政府に対する要求と同時に、職場における男女差別をなくし働きつづけられる条件をつくるために、母性保護に関する労働協約の統一目標の獲得、初任給、教育訓練、定年を重点に、労働協約における男女差別規定の一掃をめざして活動を推進する。

五、中高年齢者の雇用拡大方策の確立（略）

六、パートタイマー対策の促進（略）

七、身障者の雇用対策（略）

八、労働者派遣事業対策

労働者派遣事業が増加してきた経済的、社会的な背景の解明と検討を急がなければならない。検討にあたっては、派遣事業に対するきびしい規制措置および労働者保護を前提とした現行法（令）の見直しが緊要であり、あわせて労働組合が行う労働者供給事業の範囲の拡大をはかることを基本に、労働者派遣問題作業委員会を中心に、ひきつづき取り組む。

九、職業訓練の充実（略）

一〇、雇用労働行政の一元化（略）

2　主要組合の「合理化」反対闘争

電機労連　中小企業の一部で景気悪化に伴う工場閉鎖、「減量経営」にもとづく希望退職の募集、一時帰休の発生がみられた。

〔長谷川製作所労組〕　長谷川製作所は経営不振のため七五年三月に二九〇人の希望退職者を出し、蒲田工場の土地・建物を売却し、一時経営は立ち直ったが、第二次石油ショック前後からふたたび経営不振に陥った。そこで会社は一九八一年一一月に所定就業日数の月二一日から二三日への増加、労働時間の一日一〇分の延長、時間外割増率の三〇%から二五%への引き下げを提案した。組合はやむなくこれを認めた。

会社はさらに、八二年三月末に、ゲルマニウム・ダイオードの生

産が七〇%から七五%減少し、福島工場は毎月約三七〇〇万円の赤字であり、現状では回復できる見通しがない、として福島工場の閉鎖および従業員の横浜工場または大分長谷川エレクトロニクスへの配転または希望退職の募集を提案した。組合は、福島工場の従業員一四〇人のうち一一〇人は、地元の主婦ら女性で転勤不可能であるので、この会社提案は事実上の解雇通知であるとして、工場閉鎖反対の態度をとった。そして操業継続のため社長との交渉、福島県への支援の申し入れ、発注業者への協力要請をおこなった。しかし、事態は少しも好転しないので五月はじめに条件闘争にきりかえることとし、再就職斡旋の完全実施と希望退職者の退職金に関しての要求を会社に提出し、交渉に入っている。電機労連福島地協は七四万七〇〇〇円のカンパを集めて当該労組に渡し、電機労連本部は雇用と権利を守る連帯基金より五万円を給付した。

このほか、精工社、栗田電機、ラックスでも希望退職者募集がなされた。さらに、日本楽器、船井電機で一時帰休が発生し、トリオ、東北パイオニアで休日振替えが発生し、パイオニア、マルコン、オンキョー、東北パイオニアでパートの解約が発生した。

〔合理化対策指針の改定〕　電機労連は、以上のような人員合理化対策とならんで機械化・合理化対策も新たにうち出している。とくに、七六年六月に制定した「合理化対策指針」のうち、交替制勤務については、その後「IC、マイコン、ロボットなどをはじめとして急速な進展、中堅、中小企業の部品関係も自動化がすすみ、減価償却の面から、交替勤務は増大の傾向にある」ので、改定することになった。

【電機労連の新勤務体制（新交替制勤務）にたいする当面の方針】

一、基本方針

①合理化対策指針のなかで、交替制勤務は㈠社会的に連続操業の必要があるもの、技術的必要により、中断の困難なもので、労働組合が認めたものについては付加条件を整備された場合にはこれを認める。㈡技術的にも社会的にも必要ないが、減価償却や納期の関係あるいは、生産増強のために行うものについては原則として認めない。ただし各組合がやむを得ないと判断し、具体的条件が整備された場合は、対象業務を限定しこれを認めるものとするとしている。

②上記二点からみたとき、新勤務体制は、従来型の交替制勤務の変形となっている。技術革新の進展にともなって、設備の稼働時間を上げ、設備償却を促進し、また品質と生産効率をあげるために行われることを目的としていることは明瞭である。

③新交替制勤務体制の特徴点と問題点をみた場合週労働時間は三三時間と一般よりも短縮されるが、一日の拘束時間乃至実労働時間が長く、夜間勤務による健康上の面からは問題がある。また、休日が週四日と増加し、交替制手当による賃金の増加があるが、夜間専門労働や週労働日の片寄りから、一般的な社会生活及び日常生活の営みに問題が生じる。

④本来的に交替制勤務は、変則生活を強制し、夜間、深夜労働は、身体の生理的なリズムが昼と夜が調和し得ないことから、労働者の健康について問題があることは指摘されてきているところである。従って、交替制勤務と夜間専門勤務の最大の問題は、労働者の健康維持と職場の安全衛生にあることはいうまでもない。

⑤新交替勤務体制の問題点を充分考慮に入れ、なおかつ、半導体製造の技術的な特殊性から考えた場合、全て否定することはできない面もある。また新交替制勤務は、試行期間を含めて、実施当該労組においては、一定の年数を経て実績をもつ制度として定着している。現実には肯定せざるを得ないが、未だ解明されない健康上の問題もあるので、基本的に制度として是認するのは時期尚早である。

⑥当面その対策は、交替制勤務、特殊勤務（夜間専門）は「労働者の健康保持や人間としての生き方から考えても好ましいものではないので、極力対象業務を限定し、一定の規制を強めていくことが必要である」ことを

基調とし、具体的な付加条件整備のもとに対策指針をつくり、現行合理化対策指針を補完するものとする。

二、具体的な整備事項（略）

全金同盟　マイクロ・エレクトロニクスの進歩に伴い、その技術革新の雇用にたいする影響が時代の関心事になっている。このなかで金属機械産業の各単産はこれに対応する方針を検討中である。こうした動きのなかで全金同盟は一足早く、八二年五月の第八回中央委員会で「技術革新協定基準案」を策定し、今後新技術を導入する際の歯止めとして、これを普及促進することを決定した。全金同盟は、各単組で現在締結されている労働協約と今回の「基準案」との関係をつぎのように考えている。

前者には生産性条項、労使協議会に関する条項があり、そのなかに「事前協議」「解雇制限」「配置転換の原則」「技能訓練」「成果の確認」「安全衛生・職場環境」等があり、その条項を基本とする。しかし、後者には、イ既存協約にうたわれていない項目、ロ既存協約にうたわれているが、とくに「新技術および新システム設備」に関連して、修正が必要な項目、ハ既存協約にうたわれているが、とくに原則的に重要項目があるので、この点に配慮する必要がある。

【全金同盟の技術革新協定基準案】

○○会社（以下単に会社という）と全国金属産業労働組合同盟○○地方金属○○組合（以下単に組合という）は、「労働の人間化」と「労働者生活の向上」という理念のもとに、マイクロエレクトロニクスに代表される「新技術」と「生産性向上および公正な分配問題」が「職場の労使関係」と「人間労働」に依拠していることを確認し、相協力して、この社会的使命を果たしていくことを目的として、次のとおり協定する。

（事前協議制の確立）

第1条　会社は、新技術およびシステム設備の導入または新たな稼働体制を決定する場合、その計画を提示し、新技術およびシステム設備が労働者に及ぼす影響について、事前に組合と協議しなければならない。

（企業の中・長期的生産計画および労働力構成計画の検討）

第2条　会社は、新技術およびシステム設備の導入によって、将来影響を受けることが予想される労働力の量的・質的な変化に対応するために、中・長期的な生産計画および労働力構成計画を労使協議会において検討しなければならない。

（配置転換・職種転換の原則）

第3条　配転・職転を行う場合は、次の各号に基づいて組合と事前に協議しなければならない。

1、本人の意思を尊重すること。

2、本人の賃金およびその他の労働条件を低下させないこと。

3、配転・職転後、本人に苦情がある場合は、優先的に取り上げること。

（新技術教育・訓練コースの設置）

第4条　会社は、新技術・新システム設備を導入する計画がある場合、必要に応じて初級・中級・上級の各級クラスの「教育・訓練コース」を設ける。この教育・訓練コースの期間は、新技術の技能を習熟するために必要なものとし、教育・訓練期間中は従来の賃金および労働条件を低下させてはならない。

なお、会社は、この教育・訓練コースの実施に当たっては、生涯職業訓練促進給付金制度（職業訓練法第9条2項）を積極的に活用することとする。

（中高年齢者のための新技術・新システム設備の開発）

第5条　中高年齢者に対しては、新技術・システムの導入に当たって、能力の再開発と並行して、中高年齢者のための運転容易な新技術・新システム設備の開発等の対策を考える。

（有給教育訓練休暇制度の設置）

第6条　会社は、今後予想されるマイクロエレクトロニクス技術の進展に伴い、組合員が自発的に外部の教育・訓練を受けようとする場合に対応

するために、継続的な有給教育訓練休暇の制度を設けることとする。
（安全・保健査定基準の設定）
第7条　会社は、新技術およびシステム設備を導入する場合、それらが労働者に与える肉体的および心理的影響を考え、労働科学的観点に立った安全・保健査定基準を設ける。
（安全・保健査定委員会の設置）
第8条　第7条の安全・保健査定基準を検討するため、委員会を設ける。
（生産性の向上による成果配分の確認）
第9条　新技術およびシステム設備の導入による生産性向上の成果は、労使の相互理解と協力から生まれるものである。このような認識の上に立って、生産性の向上による成果は企業、労働者、消費者へ正当に還元するものとする。
（協定の優先）
第10条　この協定は、会社の諸規定に優先し、労働協約と同等の効力を有する。
昭和　年　月　日

会社代表者　氏　　名
組合代表者　氏　　名

全国金属

全国金属は八一年八月の第四八回全国大会で争議に関してつぎのように分析した。

近年、新しい労働争議係争事件（労働委員会や裁判所への申立、提訴）がめっきり少なくなったが、その原因は、以前ほど資本の側に組織的攻撃、合理化攻撃をしかける直接的必要性のないこともあるが、むしろ労働組合側に、資本の攻撃と闘う姿勢、体制の欠如、力量の低下があるからである。全国金属の場合、争議の減少は、社会一般と同様であるが、少なくとも闘うべきところはきちんと闘ってきている。この一年間も、対経営との闘いにおいて、また労働委員会、裁判所の命令、判決において成果をあげ、自らの生活と権利を確保し、仲間にたいして貴重な教訓を残し、激励を与え、全国金属の財産をつくりあげてきている。今日の政府、独占の産業再編成政策と急速な技術革新は、中小企業の経営危機、倒産を引きおこしているが、全国金属でも、この一年間におきた新しい争議は、その大半以上が工場閉鎖、倒産関連である。

全国金属の争議には南部製鋼（八一年三月、自主廃業申入れ）、東洋製鋼（八一年一月、川崎工場の工場売却提案）、利根産業（八一年三月、工場閉鎖・全員解雇提案）、新日飛興業（八一年五月、同上）、昭和起重機（八〇年一〇月、会社更生法申請）、三越金属（八一年三月、同上）、伊都工業（八一年三月、同上）、大阪メーター（八一年四月、同上）、ジェコー（組織攻撃）、東京計器（同上）などがある。このうち、利根産業では経営者が替わってほぼ全員の雇用がはかられた。また、昭和起重機、三越金属、伊都工業では更生手続開始決定が出されている。

また、八一年八月の第四八回全国大会で全国金属は「雇用、労働条件、権利確保の闘いと産業再編、技術革新への対応」のなかで雇用合理化にたいしてつぎの方針を出した。

【全国金属の雇用合理化にたいする方針】

①支部は経営の監視とチェック（企業の経理内容、背後資本、金融関係、産業動向、抵当権の状況などの把握と分析）を行ないながら、日常的に企業に対する労働組合の発言力を強めておく。

②新たな機械（NC、MCなど）や新しい生産システムの導入が急速に拡大している。これへの対応は単なる反対闘争ではすまされない。新たな機械の導入や新生産システムの採用などがなされる場合、支部は、まず企業に計画の全ぼうを明らかにさせ、雇用保障協定の締結や配転・出向に対する本人の同意、職種の転換に伴う教育訓練、賃金・労働条件など必要な条件が確保され、現行労働条件にマイナスにならない限り前向きに対応

し、技術革新の成果を労働時間の短縮や危険な労働の機械への代替など労働条件の向上、環境の改善などに積極的に結びつけるようにする。同時に支部末端における職場組織の強化をはかることが重要である。

④「構造不況業種」や「技術革新」への立遅れによる企業不振の根本原因は独占本位の産業政策にある。従って、我々は雇用確保を中心に「独占によってとりつぶされようとする企業を存続させる闘いもまた反独占の闘いである」との観点から企業不振におちいっている企業に対して積極的な提言・要求を行っていく。

④エレクトロニクス化の進行に伴って、産業が軍事化する危険が高まっている。また、今日の政府・独占の産業政策はもっぱら労働者への犠牲を強要するものである。従って、政策制度プロジェクトを中心に行ってきた業種分析、個別企業・業種対策を早急に総括して、金属機械産業のあるべき姿を明らかにして、その実現を求める闘いを組織しなければならない。しかし、なお我々の金属機械産業政策を明らかにするには時間がかかるので、当面は業種毎の政策づくりに取り組みながら、「構造不況業種」等の転換にともなう対策を制度要求（失業保険や、最低賃金制の確立、公的機関による職業訓練制度の拡充など）の闘いと結合させて強化する。

私鉄総連　私鉄総連の八二春闘は大手のストなし春闘をはじめとして大手・中小をふくめ二一四組合が五月一二日までに解決した。ところが全国一三組合で賃上げと合理化問題がからんだことなどにより解決は五月後半にずれ込んだ。今回の合理化の特徴は地方の中小私鉄で会社側が「行政改革」とからんだ補助金カットや赤字経営を理由として低賃金を押しつけたことである。

北海道では会社側は生活路線への補助金が打ち切りになれば経営は赤字となり大手との大幅な賃金格差は当然であると主張して「北海道独自賃金の第一年目」と位置づけて低賃金を押しつけてきた。このため、夕張、士別、北都、近藤、てんてつ、名士、美唄の七組合が長時間ストをおこない、解決が五月後半になった。岩手県交通では会社が三五〇人の人員整理を条件として賃上げ一万円、臨時給年間一・五カ月（昨年二・五カ月）を認めるとして、五月一日から一五日の間に希望退職者を募集し、それが目標に達しないときは指名解雇する、と提案した。組合は会社提案に抵抗し長期争議に突入している。また私鉄沖縄では、賃上げと引き換えに合理化案を提案してきた。とくに県経営協の指示をうけた会社側は、経営基盤が弱いとして大手並み賃上げを拒否し、同時に赤字路線の廃止、変更などバス部門の合理化計画を提示した。このなかで会社提案に反対して第三波四八時間ストを決行中の琉球バス労組にたいして会社側が観光バスを運行させるために業務妨害禁止の仮処分をたてにとって機動隊を導入してピケ隊を排除するという事件（復帰後はじめての事件）が発生した。結局、春闘は県地労委あっ旋によって、大手並み妥結、以下会社側の合理化案はたなあげというかたちで収拾された。合理化をめぐる攻防は今後に残されている。

このほか、中国地方の井笠で人員合理化、備北バスで貸切り部門の分離合理化、南海交通（ハイタク）で営業所分離による全員解雇と新会社への再雇用という合理化をめぐる争議が発生した。ここでは八二春闘時最大の合理化争議である高琴の争議をみておく。

〔高琴の合理化争議〕　高琴（六八〇人、そのうちバス部門は三四〇人）では、八二春闘中の四月一二日にバス部門を分離して高松バス（八〇人、高琴資本が九〇%を占める高琴の系列会社）と合併して新会社をつくるという会社提案が出された。この提案について会社はつぎのように説明した。

（分離・合併の理由）

①高琴バス部門は赤字続きで一九八一年度決算で約三億三〇〇〇

万円の赤字である。このため、四国の殆んどの会社が得ている補助金も受けられず、早急に対策を講じなければ企業存続も危うくなる。②高松バスも、このまま推移すれば給料、燃費の支払いも不能となる。③この苦境を打開するためには高琴・高松バスの自動車部門を分離合併して補助金導入体制を整え、一方で合併のメリットを生かして経費の節減を図る以外に手だてはない。

（提案内容）

①地方バス路線維持の補助金導入、②業務の集約、統合による経費の節減、③路線ダイヤの転換・効率化、④貸切部門の見直しを図る。合併期日は九月三〇日とする。

この会社提案にたいして、組合は賃金交渉がすでに着陸態勢に入った矢先であり、組織を二分する大提案をわずか一日の間に論議を求めてきたやり方に怒りを燃やすとともに、つぎの理由で、白紙撤回を要求した。

①赤字部門同士の合併であり、その後に路線切捨てや配置転換、希望退職者が出ることは必至である。②新会社の規模、資本金などが不明で、雇用保障がはっきりしていない。③文字通りの組織分断の提案であり、いままで互いに助けあってきた本業部門を分離するなどは、交通事業者としての責任を放棄したにひとしい。

こうして組合は四波にわたるストを背景に連日交渉をおこなった。これにたいして会社は「労組側が合理化案に応じなければ賃金回答はしない」との態度を固執した。ようやく五月一四日の夕方から直ちに反撃し、六月一日の集会で紙パ労連を脱退するか否かの討論をおこない無記名投票をおこなった。その結果、会社の再建案の受け入れを賛成九、反対四八で否決し、紙パ労連脱退を否決した。

が成立した。高琴労組は「合理化案の白紙撤回はできなかったものの〝労組の同意がない限り実施しない〟との歯止めを約束させた。これからが本当の意味での組織をかけた闘いとなる」と総括し、今後のたたかいにむけて組織固めに入っている。

紙パ労連　紙パルプ産業の構造不況により八〇年春以来、多くの組合に倒産攻撃、人員削減提案がなされており、企業再建闘争や人員整理反対闘争が繰り広げられている。大和商店、大西登製紙、三星紙業、平和製紙、鶴崎製紙、出水製紙、オリエンタル製紙、三善加工、東洋製紙、佐賀製紙などの争議があるが、ここでは三星製紙の争議について紹介しておく。

〔三星紙業の争議〕　三星紙業（高知県伊野町）は八〇年六月末に不渡り手形を出し、七月一日に会社更生法適用の申請をおこなった。同社の経営危機の原因は、大型抄紙機の導入や古紙処理設備および排水処理設備の投資が過剰投資となり、しかも原材料等の高騰を製品価格の引上げによって吸収することができなかったことにあった。会社再建をめぐって会社側は組合組織破壊攻撃をおこなったので、労使は激しい攻防に突入せざるを得なかった。

更生法適用申請がなされる以前、五月三〇日に開かれた再建委員会で、社長は「資金繰りが苦しい、これを解決するためにある商社に援助を受けなければならない。その商社は、紙パに入っていると頭をタテにふらないように思う。みなさん、わかって下さい、お願いします」と発言した。組合は会社の紙パ労連脱退工作にたいして

会社は更生法申請後も組織破壊攻撃をおこなったが、組合はこれにたいして反撃し、逆に、①会社再建に全力をあげよ、②雇用、労働条件を保障せよ、③労働債権を譲渡せよ、④組合活動の自由を保障せよ、⑤職場滞留を保障せよ、と要求して会社側から協定書を勝ちとった。こうして、長期争議に向けて組合側に有利な条件が確保されたのである。

しかし、深刻な紙パ産業の不況の中で更生計画案の作成とその認可は容易には達成されなかった。再建計画の中軸になると予想された日清紡と西日本地区との生産販売協力が中途で中止になり、適材の更生管財人の引受け手がなかったからである。組合は更生法適用申請中に操業を停止していると、更生手続開始決定が出されにくいとの判断で、会社に操業再開を申し入れて四国パルプの協力によるティッシュの賃加工操業を再開させた。また、紙パ労連および三星再建共闘会議の支援のもとで、裁判所への要請、伊野町当局へのはたらきかけ、町議会での再建促進決議などの活動をおこなった。一年半のねばり強いたたかいの結果、八一年一二月二五日に更生手続開始決定が出され、更生計画の提出期限である八二年一二月二七日に向けて再建計画の立案をめざして闘争を継続中である。

全日通

日通東北支店は業績悪化を理由に大幅な人員合理化を提案したため、これに反対して全日通労組は合理化反対闘争をおこなった。

二年続きの冷夏などによる農作物の凶作や国鉄の貨物合理化による影響、公共事業の縮小ないし終了、といった原因によって日通東北支店は八一年上期に経常利益が六億円の赤字となり、業績が悪化した。そこで八一年一二月五日、東北支店は全日通東北地区本部にたいして、このままでは東北支店の存立が危ぶまれるとして自立再建のため、①戦力構造を再構築し、あわせて雇用の受皿づくりに寄与する諸政策の推進、②地域の実情と店所経営の実態に即した勤務の弾力化、労働諸条件見直しなどの緊急避難措置、を実施したいと申し入れた。

これにたいして組合は、会社経営をとりまく経済環境が厳しいこと、国鉄再連の進展状況から、東北の場合は通運主体の経営から脱皮し、自動車を軸とした経営の展開を強化する必要があることなどを認めつつも、今回の申入れが過剰戦力の是正、戦力構造の見直し、勤務の弾力化が中心であり、全従業員が将来に確信をもてる施策の提言が少ないと批判するとともに、①解雇の強制は認めない、②事前協議を経ない会社の一方的実施は認めない、万が一、会社が強行する場合は組織の総力をあげて阻止するための諸行動を展開する、③勤務の弾力化、労働条件の見直しは、中央労使間協定に抵触するものであり、現地で協議決定できないし、既得労働条件の切り下げは認めない。④提案の内容から判断して、中央本部の指導のもとに対応するが、地区管内全域に及ぶ施策であり、できるだけ地区で統一して対処する、と主張した。その後労使の交渉がもたれたが、会社は「現状から脱出するには、この途以外にない」として提案に固執したので、労使は激しく対立することになった。そこで全日通東北地区では一二月二八日にストライキ投票をおこない、圧倒的多数でスト権を確立した。

八二年一月一六日に全日通本部は日通本社にたいして、①組合員の雇用をおびやかし、生活不安を助長するような施策は容認できない、②現地交渉中であるが、提案内容に固執せず十分に協議に応じ

られたい、③一方的に実施されるならば、現地はもちろん、全国的な規模での争議行動を設定する、と申し入れた。そして、同年一月一八日に中央執行委員会は全組合員を対象に労調法第三七条に基づき、関係官庁へ争議予告手続をおこなった。その内容は一、事件、①首切り、不当配転、退職強要絶対反対、②組合員の犠牲による企業内合理化反対。二、日時、昭和五七年一月二九日零時以降本問題の解決に至るまで。三、場所、全日通労働組合に所属する組合員の従事する全職場またはその一部、沖縄県を除く全国。四、概要、前項記載の職場において、ストライキを含む一切の争議行為の一部または全部を、単独または併用して実施する。

中執はこの争議予告を具体化して、一月二一日に、一月二九日午前六時から東北地区内は二四時間ストライキに突入し、これに呼応して、同日に全国一斉定時退社を実施することを全国に指令した。これにたいして会社側はストライキ突入前の団交のなかで先の会社提案を撤回すると回答したので、組合はストを中止し、争議は終結にむかった。争議の解決の要点はつぎのとおりである。

一、会社は、当初提案による人べらし退職強要などの事項について撤回し、雇用保障を確約する。二、組合主張による経営全般にわたる改善策については、労使の委員会を設置し、引きつづき協議する。三、雇用保障の具体策として、①管外への配置転換、②中央・本社間の手続きを経ての管内関係会社への特別派遣、③現地協定による、その他の労働条件の見直し。以上の具体的取扱いは、対応組合と十分協議する。

争議終結後、東北運輸工場、福島日通運輸、岩手運輸梱包、青森港運などにたいする特別派遣（原則として三カ年）および一七人の域外配転が三月一日から実施された。また、「自立再建対策委員会」が設置され、①国鉄合理化による通運業務の在り方、②新しい商品づくりのための営業体制、③自動車事業の拡大と収支の改善、④拠点配置、⑤関係会社の育成強化策、について協議することが決定された。

3　北炭夕張新鉱・日航機事故と ホテル・ニュージャパン火災

北炭夕張新鉱の大災害

一九八一年一〇月一六日、北海道・北炭夕張新炭鉱で発生したガス突出事故は、九三人におよぶ炭鉱労働者の生命を奪ったガス突出事故は、井鉱山三池三川鉱炭塵爆発、六五年六月の山野鉱業ガス爆発につぐ戦後三番目の惨事となった。同炭鉱は、七五年に操業を開始した新鉱で、最新鋭設備を装備しているが、これまでにも二度事故をおこしていた。今回の事故は坑口から三〇〇〇メートルの地点でガス突出がおこり、坑内に取り残された労働者を救出するため救護隊が送られたが、火災の第二次災害が発生して最悪の事態となった。炭労は現地に災害対策委員会を設置し、会社側との交渉で坑内残留者六〇人の早期救出と遺族にたいする万全の補償、災害原因と責任の明確化、ヤマの再建と組合員の就労の保障などを申し入れた。総評も「政府ならびに石炭資本の生産第一主義、保安・人命軽視の経営方

針と石炭政策の結果」との責任を追及する声明を発表した。また総評は、八二年二月三日の第六五回臨時大会で支援決議をおこなった。

【北炭夕張炭鉱再建闘争に関する支援決議（要旨）】

昨年、一〇月一六日、北炭夕張新炭鉱ガス突出災害はついに九三名の犠牲者を出す大惨事となった。そのうち四四人の遺体が、いまなお坑底深くに残されている。しかも、涙をこらえて決死の救出作業を続けている労働者に何らの相談もなく、一二月一五日、会社は会社更生法の適用申請を行った。遺体収容を残したまま経営を放棄する行為は、まさに暴挙といわざるを得ない。しかし、北炭夕張炭鉱の実態をみるとき、再建に向けての大きな期待は、会社更生法につなぐ以外にないことも明らかである。

それは第一に、どんなことがあっても仲間の遺体を完全に収容すること、第二に、炭鉱に働く労働者と家族の生活と職場を守り抜くこと、第三に、炭鉱と運命をともに盛衰を繰り返してきた夕張地域住民の生活、経済不安の解消を図ること、第四に、日本のエネルギー、とりわけ石炭政策を確立するためにも、夕張炭鉱の再建は絶対必要である。しかし、再建のかぎを握る労働者の賃金すら危ぶまれている今日的情勢を踏まえて、われわれは組合員とその家族を激励し、炭鉱労働者の闘いを包み込み、中央・現地における支援共闘体制を一層強めるとともに、政府並びに石炭資本に対する要求など、強力に推進することを決議する。

一九八二年二月三日

総評第六五回臨時大会

なお、会社更生法の適用でない新鉱再建を要求する統一労組懇は、一二月一八日の臨時総会でつぎの決議をおこなった。

【北炭夕張新鉱大災害の責任を糾弾する決議（要旨）】

一、北炭は十二月十五日に行なった会社更生法適用申請を直ちに撤回すること。

一、遺体を肉親の許に返すために全力をあげること、遺族への補償、生活対策、遺族への教育などに万全を期し、速やかに実施すること。

一、新鉱再建のため、保安無視、生産第一の現在の再建計画を抜本的に見直し、保安の抜本的改善、労働条件改善を柱とする人命と安全優先の夕張新再建計画を、政府の責任で確立すること。

一、大災害の責任と原因を徹底的に究明し、万全な保安体制と作業現場改善を確立するため、関係法規の改正、保安技術の開発をあわせて行なうこと。この中で労働者の緊急避難権、法違反個所や危険個所での作業停止権を明確にすること。

一、現在の石炭政策を転換し、労働者の人命安全優先、国の石炭資源重視を基本とする石炭産業の民主的復興をすすめること。

一九八一年十二月十八日　　統一労組懇一九八一年度臨時総会

日航機事故と労務政策　八二年二月九日に発生した日本航空機の羽田沖の墜落事故は、二四人の死者と一五〇人におよぶ重軽傷者を出す惨事となった。今回の事故の直接原因はともかく、その背景に日航経営者の労務政策がひろく指摘された。日本航空労働組合は、機長全員管理職制度や日航労組への賃金差別政策などを強く批判し、会社側につぎの要求を提出した。

【日本航空労働組合・DC18羽田沖事故についての要求（要旨）】

私たちは、昭和四〇年の分裂以来「安全軽視の分裂差別をやめろ」と声を大にして、会社の経営方針に警鐘を鳴らし続けてきました。この警鐘を会社は無視し続けたばかりか、私たちへの過酷な差別で応えてきたことは、都労委命令の中でも明らかになっています。今回の事故は、改めて、私たちの主張の正しさを証明したと同時に、力不足をも又、痛感させられました。分裂以降「世界で最も安全な航空会社」の名声は、連続事故で地に堕ちました。特に機長全員管理職制度が導入された昭和四五年以降は、大小一〇件もの事故を引き起こし、死者二一四名、負傷者二〇九名の多大な犠牲をもたらしています。今回の事故では日本航空の分裂差別の経営政策そのものの問題点が、社会的に明らかにされ、その是正は今や、日航の社会的責任ですらあります。

現場の意見を重視して、再発防止の対策をとること。そのためにも、現場の声を封殺してきた分裂差別政策を改め、労使関係を正常化すること。①日航労組に対する、賃金差別を撤回し、中労委の場での早期解決をはか

ること。
②乗員の職場や、航空関係者からの批判が強い「機長全員管理職制度」を廃止し〝異常に長い期間にわたる機長養成制度〟についても再検討すること。
③客乗組合への分裂介入を改め、労使関係を正常化すること。
④各労組から出されている安全要求に誠意を持って応えること。又、航空安全推進連絡会議からの要望にも応えること。
⑤社内に、各労組の代表も参加した安全推進の為の論議の場を設置すること。
⑥全社で、従業員意識調査、安全に関するアンケートを実施し、その結果を公表するとともに、必要な対策をとること。

ホテルニュージャパンの大火災と全員解雇

一九八二年二月八日の未明に発生した東京都千代田区永田町二丁目にあるホテルニュージャパンの火災は死者三三人を出すという大惨事となった。この大惨事の原因については、東京消防庁警防部の中間報告や東京理科大学火災研究所の燃焼実験等により建物の構造上の欠陥、加湿装置の停止、避難放送設備の故障などの点が指摘され、多くのマスコミが「人災」であると報じた。とりわけ、横井社長の防災対策無視の経営政策についてマスコミが驚きをもって多くの事実を伝えた。

ホテルニュージャパンには、総評ホテル労連、千代田区労協加盟のホテルニュージャパン労働組合が組織されているが、横井英樹氏が一九七九年五月、社長に就任以降、同労組にたいする会社の攻撃が強まった。

同社長就任後の会社の不当労働行為については、「組合は認めない」「団体交渉は行わない」「ストライキに参加した者には一時金を支給しない」などの言動による支配介入を禁じた一九七九年三月四日付都労委命令、委員長以下七人の解雇の撤回、ユニオン・ショップ協定破棄を利用した脱退慫慂の言動の禁止等を命じた一九八一年五月二六日付都労委命令などが明らかにしているところである。

会社が組合攻撃を続け、労使関係が緊張しているなかで大惨事は発生することとなったわけであるが、会社は三月になって一三八人の従業員全員解雇の方針を打ち出し、四月二七日組合員を含む従業員全員にたいし解雇予告を通告した。この解雇について組合側は事前協議を定めた労働協約違反、不当労働行為などの点を主張し、東京地方裁判所に地位保全の仮処分を申請し、係争中である。

社会的に大きな関心を集めたホテルニュージャパンの大惨事であったが、火災を契機とする組合員全員解雇攻撃に抗してたたかうホテルニュージャパン労組の今後のたたかいの推移が注目される。

4　労災・職業病をめぐる闘争

労災・職業病をなくす交流集会

一九八一年一〇月一〇日、「第三回騒音性難聴と振動病をなくす全国交流集会」が神戸市勤労会館で開かれた。この集会は、仕事で難聴や白ろう病になった人たちが、全国規模で交流を図ろうというもので、約四〇団体一〇〇人が参加した。参加者は、各地の情報、意見の交換のほか国や企業の責任追及の進め方などについて話し合った。一

一月一三日には全都の「労災職業病交流集会」が総評会館で開かれ、四九団体が参加した。ノイローゼの業務上認定闘争（建設関連労協）、労基法一九条解雇を撤回させるたたかい（大田労職共闘）、リハビリテーションと職場復帰のたたかい（メールオーダー労組）、白ろう病をなくすたたかい（全林野）、職業ガンを認めさせるたたかい（日本化学クロム被害者の会）などの闘争報告を受けたあと、各分野のたたかいをどう統一闘争にしあげていくかについて討論がなされた。

全逓のバイク振動病のとりくみ

一九七三年頃から、郵政外務員のなかに振動病症状があらわれるようになり、全逓は、バイク使用の関連で研究・調査を進めてきた。日本産業衛生学会内部に設置された振動障害委員会の「振動障害委員会報告」（八〇年九月）のなかで、モーターバイクが振動障害を発生させる機械のひとつであるとの指摘がなされた。全逓は、これまでもバイクの振動病に関して対策の強化を求める要求を出していたが、この「報告」を契機にあらためて郵政大臣に要求書を提出した。八一年七月六日に出された要求書の要旨はつぎのとおりである。

【バイク振動病対策の抜本的強化を求める要求書（要旨）】

モーターバイクが振動障害を発生させる機械であることが、学術的にも立証された今日、振動障害を根絶させ、今後発生させないための郵政省の基本的な姿勢を明らかにすること。郵政省における、この問題をめぐる公務災害認定の状況は他産業（公企体を含む）における認定のケースに比して著しく劣悪である。その原因のひとつは、「認定基準」の中に、モーターバイクが振動障害を発生させる機械であることが明示されていないことにある。現に振動障害に罹病している郵政職員が、他の企業（官庁を含む）の職員と比較して、不利な状況下におかれていることが明らかなとき、モーターバイクを日常的にかつ大量に使用する最大の企業体として、郵政省は、このことに関して、これまでどの様な対策を講じて来たか、また、今後どのように対策を強化して行く方針であるか具体的に示すこと。

全労働の労働基準行政制度検討委員会報告

労災・職業病は国の労働基準行政と密接なかかわりをもっている。労働行政を進める労働省の労働組合・全労働省労働組合は、これまでも基準行政の現状について問題を提起してきたが、このたび、労働基準行政制度検討委員会を設置し、八一年五月に報告をまとめた。労働基準行政全体についての総合的な検討は全労働としても初めてのものであった。以下は、報告のなかの監督指導業務にかかわる提言の抜粋である。

【全労働・労働基準行政制度検討委員会報告（抜粋）】

①監督指導業務の一元的運用体制の確立

現状は、労働災害防止にかかわる監督指導については、監督課、安全衛生課（又は安全課、衛生課）が相互に関連して業務を行なっており、監督課が総合調整機能を有していますが、有機的な調整機能が十分果されていません。したがって監督指導業務を一元的に運用する体制を確立すべきであると考えます。そのためには、労働災害防止にかかわる監督指導については監督課に一元化し、管内の産業事情に応じて、行政目的別に建設、化学、放射線、運輸などの専門監督官を配置する必要があります。また、司法処分プロジェクトチームを設置し、司法処分専門監督官は、県内各署の司法処分事案を一元的に処理するのが効率的です。

②安全・衛生指導業務の強化

安全衛生に関する行政の分野は、単に臨検監督とそれに附随した指導のみにとどまらず、機械設備、工法等の本質的安全化、作業環境の改善などについての技術的研究および指導の必要性が高まっています。したがって、安全衛生に関する技術の研究、指導を担当する安全衛生専門官を充実強化すべきです。

③専門監督官、安衛専門官の職務の明確化

専門監督官および安全・衛生専門官についてはその職務を明確にし、専門職務に専念できるよう内部体制を強化することが必要です。

④地方監督官制度の見直し

定員削減と引きつづく業務量増大、業務の複雑化のなかで、適切な監察と指導は、きわめて困難であると考えます、したがって、現在の地方監察官制度のあり方について見直す必要があります。

⑤労災保険審査官制度の民主化

労災・職業病にたいする春闘共闘のとりくみ

春闘共闘と日本労働者安全センターは、官製の「安全週間」とは別に、八二年の三月、四月を「安全衛生闘争強化月間」として独自に設定した。初めての試みである「月間」では、職場点検闘争の強化や安全標語の募集、ステッカー作りなどのとりくみがすすめられた。

5 労働時間短縮闘争

春闘共闘の時短闘争年次方針

春闘共闘の課題別通年共闘である時短共闘は、八一年一〇月一五、一六日の両日、定期総会を開催し、時短闘争の方針を確認した。方針では、①週四〇時間、週休二日制の定着、②年間総労働時間最低二〇〇〇時間以内への到達、③年次有給休暇二〇労働日以上への拡大と計画的、集中取得による完全消化、④一日二時間、二週につき一〇時間、年間一五〇時間をこえない残業規制、⑤経済的理由による夜勤・交替制労働の禁止、制限と有害業務なみの保護措置確立、以上の五つを全産業規模での実現をはかる基本目標に設定した。そして、金融・公務員の週休二日制、労働時間法制の改正、労働行政指導の活用、国際公正基準への早期達成、年次有給休暇の全産業調査と完全取得運動、を重点課題としてとりくむこととした。

金融・公務員の週休二日制実現の闘い

八一年通常国会で新銀行法が成立し、「銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日」と改正されたことにより、金融機関の週休二日制実現の運動は、具体的な内容を獲得する段階に達した。八一年一〇月の時短共闘の総会では「八二年度中に金融機関の完全週休二日制を実現することをめざし、当面新銀行法が施行される八二年四月までに、政令に土曜日を休日とする趣旨をもりこませる」との目標を設定し、その実現をめざしてとりくんできた。この目標は達成できなかったが、郵便局・農協を含めて「当面八三年四月から月一回の土曜休業を実現する」方向に固まりつつある。したがって時短共闘としては、郵便局・農協をふくむ全金融機関が当面月一回第二土曜日を休業することで合意するよう積極的に働きかけ、業界の合意次第「第二土曜日休業」の政令をただちに出すようにとりくみを強めることにした。

公務員の週休二日制は、八一年四月から交替制による四週五日制としてスタートした。公務員共闘は八二年春闘要求として「完全週休二日制の早期実現を目ざし、当面隔週週休二日制の早期勧告、土曜閉庁方式の採用」をかかげた。四月一四日の人事院総裁交渉では「金融機関の土曜閉店方式の政令化とその動向についても、充分配意する」との回答を得た。

三六協定の適正化と時間外労働の上限設定

労働省は、時間外労働規制の行政指導を強化するために、時間外労働の限度時間について、ガイドライン（目安）を設定して、三六協定の改善を促進する方針を決めた。そして、このための実態調査をおこなったのち、時間外労働の上限時間設定をふくむ「三六協定の適正化」の指針案をまとめた。時短共闘会議は、八二年四月三〇日に労働省の説明を受け、これにたいする単産の意見を集約するとともに、六月八日、労働省交渉をおこなった。交渉のなかで、①時間外規制の上限目安が下限目安に転化されて実態が後戻りすることのないように、目安を超える残業については、強力な行政指導をおこなう、②目安の下限転化を防ぐ手だてについて、「三六協定適正化の指針」の基本的な考え方の中に文書で挿入する、③目安達成の指導は、過長な時間外労働を実施している事業にたいして重点的におこなう、などの点が確認された。この「労働基準法第三六条の協定における一定期間の延長に関する指針」は八三年一月一日より実施されることとなった。

各種実態調査の実施

時短共闘会議は、八二年の主要課題として全産業規模で休日・年次有給休暇の調査をおこなうことを決め、年休調査作業委員会を設置した。単組調査は労働時間、休日、休暇、年次有給休暇の実態と運用、協約・協定の制度上の内容、運動について、職場組合員には年次有給休暇の取得状況と年休にたいする意識調査を中心におこなうことになった。

時短に関する労働四団体の対政府交渉

労働四団体は八一年一二月一一日に政府予算編成の申入れをおこなった。申入れは、「ワークシェアリングを通じて雇用機会の確保、拡大と、国際労働基準の平準化をはかる観点から、労働時間の短縮と週休二日制の実現は、緊要の課題である」として、六点を要請している。①八二年四月新銀行法公布と同時に、銀行の週休二日制を実現し得るよう、八一年度内に必要な環境整備を完了し、同法公布後、ただちに政令で土曜日を銀行の休日に指定する措置を講ずること、②国家公務員について、人事院勧告の四週五休をさらに前進させ週休日の拡大をはかること、③現行労働基準法における労働時間に関する規定は、今日の新しい環境条件に対応して、根本的に見直すべき段階にきていることから、週休二日制の規定を含む労働基準法の改正にただちに着手すること、④年次有給休暇の法定日数の改正およびその完全付与の義務化等について検討に着手すること、⑤夏期休暇については、長期連続して付与することを制度として定着させるよう特段の指導、奨励措置を講ずること、⑥すべての企業における年間総労働時間を八五年までに二〇〇〇時間以内、八七年までに一九〇〇時間以内に短縮するよう、格段の行政指導をおこなうこと。八二年一月一九日の政府予算修正の要請でも、労働四団体は同趣旨の申し入れをおこなっている。

【参考資料】(1)総評第六三回定期大会資料、第六五回臨時大会資料、(2)同盟第一八回定期大会資料、(3)総評第六六回定期大会各局報告書、(4)統一労組懇臨時総会資料（八一年一二月一八日）、(5)電機労連第三〇回大会資料、(6)全同金盟『全金同盟』、(7)全国金属第四八回大会資料、(8)私鉄総連『私鉄新聞』、(9)紙パ労連第七〇回大会資料、(10)全日通第三七回大会資料、(11)日本航空労働組合資料、(12)全労働・労働基準行政制度検討委員会報告、(13)『労働法律旬報』、(14)『賃金と社会保障』、(15)総評「労働ニュース」、(16)『月刊いのち』

VI 権利闘争

概要□国鉄労働者と労働組合にたいする攻撃――国労、動労等にたいする集中攻撃／国鉄四組合の対応／自民党国鉄基本問題調査会の報告／**スト権立法**提言／第二臨調第四部会の報告／**スト権立法**と国鉄二〇二億損害賠償請求訴訟の動向――四野党の「公労法等の改正に関する覚書」／国鉄二〇二億円損害賠償請求訴訟の新段階／**不当労働行為の審査の迅速化等について**――労使関係法研究会の報告／報告の内容／労働基準法研究会が再開

概要

一、国鉄労働者と労働組合にたいする自民党、民社党、一部マスコミの攻撃が集中的におこなわれた。自民党国鉄基本問題調査会が八二年四月一六日にまとめた「管理経営権及び職場規律確立に関する提言」は管理体制の強化、現場協議の是正、ヤミ協定、悪慣行の破棄等を労使関係是正の方策として打ち出している。一方、第二臨調の第四部会も五月一七日に発表した部会報告において、国鉄経営悪化の要因のひとつとして、労使関係をあげ、分割・民営までの間における緊急措置として、職場規律の確立等ほぼ右自民党提言と同旨の労使関係の是正を求めており、今後国鉄の労使関係は緊張を増すものと思われる。

一、スト権回復の立法化については各政党がそれぞれ作業をすすめているが、八一年一〇月一三日、社会党、公明党、民社党、社民連の四野党間において「公労法等の改正に関する覚書」が作成され、「労働基本権確立のための基本要綱」について合意が成立した。国鉄二〇二億円損害賠償については政府自民党の介入がいちだんと激しくなり、これを受けた国鉄当局は、六月一日の第二三回口頭弁論において損害賠償額に関する証人申請をおこなうとともに、裁判所にたいし訴訟の促進方を申し入れた。あらたな様相を示しはじめ

た同訴訟の今後の動向が注目される。

一、労働大臣から不当労働行為の審査促進のための施策について諮問を受けていた労使関係法研究会は、八二年五月二二日「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」をまとめ、労働大臣に答申した。

一、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会が再開され、八二年五月二八日第一回会議を開いた。研究会は八五年を目途に、労働契約、労働時間、賃金について調査、研究をおこなうことになっており、作業の進展状況によっては労働契約法など新たな立法措置が講じられる可能性がある。

1　国鉄労働者と労働組合にたいする攻撃

国労・動労等にたいする集中攻撃

一九八二年の年明けとともに国鉄労働者と国労、動労等にたいする集中的な攻撃が噴出した。一月二三日、朝日新聞が東京機関区の運転検査旅費を「ヤミ給与」として大々的に報道して以降、全国紙、地方紙、週刊誌、テレビなどあらゆるマスコミが四カ月以上にわたって連日のごとく「職場規律の乱れ」「労使関係の荒廃」を報じ、「国鉄労働者悪玉論」を展開した。

第二臨調による行政改革の目玉とされている国鉄労使関係に多くの国民、マスコミの目が向けられるなかで、国鉄労働者、国労、動労は集中攻撃をあびた。

自民党からの攻撃については後に詳述するが、民社党も国労、動労にたいする攻撃をおこない、二月二日の衆議院予算委員会では塚本三郎書記長が行政改革に関連する国鉄問題にふれ、「国鉄がこんなに悪くなったのはマル生反対の国労、動労のドウカツに管理者が屈し、人民管理的な運営になったからだ」「諸悪の根源は現場協議にあり、現場長が命令権、人事権をしっかり持っていないことだ」「違法ストで首を切った者を相手にしているのはけしからん」「国鉄職員にもまじめな者がおり、国労や動労でもナラズ者でないのもいる」とのべ、「四十六年の覚書を破棄せよ」と高木国鉄総裁に労使協定の一方的破棄を求めた。

国鉄当局はこのような反国労・動労キャンペーンが強まるなかで三月五日「職場規律の総点検および是正について」と題する総裁通達を全国に出し、その中で、①ヤミ慣行、ヤミ協定の是正、②現協制度の本旨にもとづく改善、③業務管理の適正化、服装・接客・サービス等の改善を三月末日目途に総点検し報告せよ、と指示した。

国鉄四組合の対応

国鉄四組合（国労、動労、全施労、全動労）は三月九日「国鉄再建問題四組合共闘会議」を発足させた。そして第二臨調の国鉄民営・分割、二〇万人体制などの策動に反対し、真の国鉄再建をめざして四組合の統一要求実現のため諸行動を強化するとの方針を全会一致で確認、全国鉄労働者と国民に訴えるアピールを発表した。

四組合共闘は三月一九日国鉄本社にたいし、職場総点検通達に抗議を申し入れ、また三月二四日付で「すべての国鉄労働者への訴え」と題する緊急アピールを発表し、国鉄労働者のたたかう組織である労働組合の変質と破壊をねらう自民党・民社党・一部マスコミの攻撃にたいしては「日本労働運動の産報化をねらう支配層の意図を見抜き、今日の事態の中で新たな前進のために、自らの戦線をととのえるために、いっそう団結を強め奮闘しよう」と呼びかけた。

自民党国鉄基本問題調査会の提言

自由民主党国鉄基本問題調査会交通部会は四月一六日に「管理経営権及び職場規律確立に関する提言」をまとめた。この提言は、自民党の国鉄基本問題調査会の「国鉄再建に関する小委員会」（座長三塚博）が八二年二月二日に発足以来おこなった審議の結果をまとめたものであるが、同報告によると「二月五日に初回の審議を行って以来、国鉄の経営者、退職ならびに現役管理者、関係労働組合責任者等からの聴取を中心に二〇回に及ぶ審議を重ね、加えて全国一七四の問題職場の全管理者（三二五七名）に対して、アンケート調査を行うとともに、小委員会の委員自らが現場に赴き現場管理の実態を体得することをも試みた」という。

提言の審議にあたっての基本的な考え方は、「国鉄の再建に関しては、従来より、主として財政的角度から幾多の論議が重ねられて来ているが、いかなる施策もこれを実現し、達成する為の鍵を握るのは、現実に推進に携る人的要素である。即ち、全ての施策の大前提となるのは、国鉄職員の士気であり、働き度であり、職場の秩序及び規律である」という点におかれている。そして提言は、国鉄の経営改善計画の推進にあたっては、「人的要素の基礎となる労使問題、規律問題」の「徹底的な究明と打開が緊要である」とのべ、「国鉄再建問題の検討に際し、先ず、労使問題、職場規律問題に取り組み、この問題を徹底的に検討し、解決の方策を明らかにすることを目的として審議を進めて来た」とする。

右のような立場に立って提言は「労使関係是正の方策」として、①管理体制の強化、②現場協議、③ヤミ協定、悪慣行、④処分に関する問題、⑤違法ストに対する刑事罰、⑥職員に対する求償権の行使、⑦昇給・昇格、⑧紛争対策委員会の覚え書、⑨合理化の促進、⑩配転、⑪採用と採用時教育、⑫便宜供与、⑬兼職議員の禁止、⑭乗車制度の見直し、⑮二〇二億円裁判の促進、の一五項目を指摘している。右一五項についてのべられている内容の要旨はつぎのとおり。

【提言の要旨】

一、管理体制の強化

労務指揮、施設管理等の管理権は殆んど行使されていない現状にある。今、労使関係の是正を考えるとき、原点に立ち返って、業務命令、時季変更権、施設管理権を適正に行使し、従わない者に対しては厳正な勤務認証、現認を行い、賃金カット・昇給カット・処分などの措置をとることが必要である。

従来ややもすれば、管理権の行使が列車の運行を阻害することを恐れて組合の不法な要求に屈した例が多いが、このため、多くのヤミ協定を残し、国鉄の存立を脅かす結果となっている。列車の正常運行は長期にわたって確保されるべきものであり、そのためには一時的な混乱を恐れないで筋を通す覚悟が必要である。

二、現場協議

現場協議は、国労の職制麻痺闘争の場を提供した結果となり、管理者の大きな負担と業務遂行の障害となっている。現協協定をまずいったん破棄し白紙に戻したうえで、現場における業務遂行上必要な現場長と職員の意

思疎通をはかる制度を新たに検討、制定すること。

三、ヤミ協定、悪慣行

国鉄の職場には数多くのヤミ協定、悪慣行が存在するが、これらのほとんどは、現場長の責任と権限を超える事項についての確認、または社会常識を著しく逸脱したものであり、集団的な威嚇行動のもとにつくられたものであるから、そもそも無効であり、当局を拘束する力を持っていない。即刻無効であることを宣言し、正規の運用とすること。

四、処分に関する問題

一般に処分に当たっての量定が軽過ぎる。とくに違法な闘争に参加した職員に対して公労法一八条により厳正に解雇を行うべきである。また、常習的な規律違反者に対しては、日鉄法二九条の活用も検討すべきである。さらにビラ貼り・落書き等の行為については、現認体制を強化し少なくとも戒告以上の処分を課するとともに、原状回復に要した費用については組合に請求すべきである。

五、違法ストに対する刑事罰

郵便事業においては郵便法に刑事罰の規定があり、違法ストに対する有効な抑止手段になっているが、国鉄関連法規には類似の規定は見当らず抑止効果は期待しえないものである。国鉄の違法スト抑止、職員の遵法精神回復のためには国鉄関連法規の改正により違法ストに対する刑事罰を法定することが有効である。

六、職員に対する求償権の行使

職員の故意又は重大な過失にもとづく事故等により、国鉄に損害を与えた場合の求償権の行使を厳正に行うこと。

七、昇給・昇格

昇給協定については社会的な常識に反するほど甘い点を早急に是正すること。昇給協定の三項八号（昇給カット）ならびに四項（抜てき昇給）の活用は現場の信賞必罰の有効な手段であるので厳正に適用する。

八、紛争対策委員会の覚え書等

紛対処理覚え書をはじめ、生産性運動挫折時の約束事については、当時の異常状態における臨時の措置であったことにかんがみ、現時点では不必要であるばかりか有害なものであると認められるので、ただちに破棄の手続をとること。

九、合理化の促進

公労法八条により、管理運営事項は団体交渉の対象からはずされている。管理運営事項については団交を行うなどの曖昧な取り扱いは絶対に排し、当局の責任において実施することを明確にすべきである。

一〇、配転

国鉄では配転協定の存在により、本人の同意が無ければ配転はできないことになっていると言われている。しかし、社会常識からみて、およそ企業の中で経営側の意志による配転ができないような協定は在りえない。国鉄の配転協定及びその附属了解事項をよめば、本人の意志に反した配転が行われ得ることは明白である。ただちに配転協定の正しい理解を管理局に徹底し、経営側の判断により円滑に配転を行わしめること。

一一、採用と採用時教育

職員の新規採用について、組合側からの熾烈な推薦合戦が繰り広げられており、合否の判定に重大な影響を与えるような実態になっている。この採用の実態は、人事権の権威を失墜させると同時に現場における「組合支配」を助長する事態もみられる。採用にあたっても、当然のことながら公正妥当な人事権を確立すべきである。また、採用時には新人社員教育を実施し、社会人、企業人としての責任感と使命感を徹底させることが必要であり、組合員である前に国鉄職員であるという心構えを確立しめること

一二、便宜供与

「職員の組合活動に関する協約」により、組合活動に参加するための勤務解放について定められているが、この中には現下の経営状態の中で妥当性を欠くものも含まれており、全面的に見直しを行い改定すること。組合事務所以外にも現場の事務室の一部または全部を組合が占拠し、あたかも組合事務所の如き様相を呈しているものが見受けられるが、即刻是正すること。

一三、兼職議員の禁止

徹底した要員削減に取組むなかで、国鉄の要員事情もきわめて逼迫した状態にあり兼職議員の承認を与えることは到底許されないことである。緊

急の措置として、政府より国鉄総裁に対し兼職議員の承認を与えないよう指示すること。

一四、乗車制度の見直し

国鉄のおかれている状況、世間の強い批判にかんがみ、乗車証等については誤解を招くことのないよう厳正に見直す。

一五、二〇二億円裁判の促進（後述の「スト権立法闘争と二〇二億円損賠請求訴訟の動向参照）。

第二臨調第四部会の報告

一方、第二次臨時行政調査会第四部会は、五月一七日に部会報告を発表したが、「国鉄改革を進めるにあたって労使関係上の問題点を多岐にわたって指摘した。

報告は国鉄経営悪化の原因として、①国鉄の役割の変化、②企業性の欠如、③労使関係、④その他、として四点に分けて指摘し、③について、「労使関係の不安定、職場規律の乱れは、前から指摘されていたが、最近明らかにされた実態は、国鉄の職場の多くが荒廃した状態にあることを示している。ヤミ協定、悪慣行等がまん延し、合理化が進まず、その結果生産性の低下をもたらし、今日の国鉄の赤字の大きな原因となっていると考えられる」とのべている。

第四部会報告は、三公社・特殊法人のあり方を検討したものであるが、国鉄の労使関係に集中的批判を向けており、報告では、それが「赤字の大きな原因」とまで指摘されている。

部会報告は、国鉄の経営形態について現行公社制度を改め、分割・民営論を打ち出し、右新形態移行までの間に「緊急にとるべき措置」を明らかにしているが、労使関係に関するものとしては、①職場規律の確立、②新規採用の停止及び要員合理化の促進、③無料乗車証制度の廃止、④給与の抑制、⑤兼職議員の禁止等があげられている。

なお、右部会報告は、総理府に行政委員会として「国鉄再建監理委員会」を設置し、強力な実行体制を整備するとしているが、「新形態移行までの間緊急に措置すべき事項」の執行の監督、その他国鉄の業務の管理・運営に関する重要事項等の承認等が右委員会の任務・権限とされるところからすると、右委員会が設置された場合、国鉄労使関係の諸問題について国鉄当局の当事者能力がこれまで以上に奪われ、労働組合の団体交渉権が形骸化される可能性がきわめて強い（なお、第二臨時行政調査会の答申とこれにたいする組合の動向は、本年鑑の「特集」を参照）。

2　スト権立法闘争と国鉄二〇二億損害賠償請求訴訟の動向

四野党の「公労法等の改正に関する覚書」

スト権奪還闘争の一環としてスト権立法闘争がここ数年官公労各組合、とりわけ公労協各組合において重視されてきたところである。スト権回復の立法化については各政党においても検討作業が進められているが、社会党、公明党、民社党、社民連の四野党間での協議の結果、一九八一年一〇月一三日に合意が成立し、「公労法等の改正に関する覚書」が作成された。

右覚書の「労働基本権確立のための基本要綱」はつぎのとおりで

ある。

【労働基本権確立のための基本要綱】

一、憲法に保障された労働基本権を回復し健全な労働運動の発展と近代的な労使関係の樹立のため、法改正を行なう。

二、三公社五現業のストライキが国民生活に重大な影響を及ぼす場合の一定の制限（必要最小限）を法制化する。

三、右の制限はストライキに至るまでの民主的な手続と緊急調整制度を骨格として立案する。

四、当事者能力の拡大をはかるが、国会の審議機能は承認する。

五、以上の点から法体系としては、

(1) 労組法、労調法に基盤をおき

(2) 公労法は公共企業の特殊性をいかす立場とする。

(3) その他、公労委を充実して存置、民事免責条項明記、関連法規整備所要の改正

六、地方公営企業は右に準じる。

七、スト規制法は廃止する。

国鉄二〇二億円損害賠償請求訴訟の新段階

七五年秋のスト権回復要求のいわゆるスト権ストにたいして七六年二月一四日に国鉄当局が国労、動労にたいして提起した二〇二億円損害賠償訴訟は、八二年初めから強まった反国労、動労キャンペーン、国鉄を目玉とする行革推進の中でひとつの転機をもたらす様相を示しつつある。右訴訟における現在の大きな争点は「運行可能論」であるが、国労、動労側が主張する具体的な「運行可能論」にたいし、国鉄当局側は具体的に反論するかのごとき趣旨の主張をしていた態度を変え、八一年一〇月以降の裁判においては「運行可能論」についての具体的な反論をおこなわない立場をとり出し、六月一日の二三回の裁判においては、損害賠償額算定に関する証人申請をおこない、裁判所にたいし、訴訟促進の上申書を提出するに至った。

このような国鉄当局側の態度の変化には政府自民党の強い圧力があったとされているが、四月一六日に発表された自由民主党国鉄基本問題調査会交通部会の報告書「管理経営権及び職場規律確立に関する提言」（内容の要旨は前述のとおり）はこのような圧力を公然と認めたものとなっている。

二〇二億円裁判に関する右報告書の指摘部分の要旨はつぎのとおりである。

一、二〇二億円訴訟は端的にいって、国鉄の自発的意思によってではなく、このような国民の批判の高まりを背負った我が党の強い要請によって提起されたものであった。従って、訴訟の経緯を見ても原告である国鉄が訴訟の促進に決して熱心でなかったことが一目瞭然である。我が党は「運行可能論」には反論の必要がないと考え、運行可能論に終止符を打ち、訴訟を促進するよう当局に要望した。

二、二〇二億円訴訟についての基本的かつ重要な問題は、従来の国鉄当局が二〇二億円訴訟を労使関係の一要素として促えていることであるが、これはきわめて誤った考えである。二〇二億円訴訟は労使の問題ではなく、法と秩序の問題である。公労法で禁止されているスト権を、実力により奪取しようとした行為は、いわば暴力革命思想の発露であり、民主主義の否定である。従って、違法行為の責任を追求する為の二〇二億円裁判は、正義の為の訴訟であり、いやしくも取引すべきものではない。

三、国鉄の全職員が動きを注視しており、二〇二億円訴訟が当局側の勝訴になれば、今までイヤガラセを恐れて沈黙していた多数の直面目な職員の意見が、国労、動労の改革を求めて顕在化していくことは必至である。今こそ訴訟を全力で推進することが何より必要である。この訴訟を放置することは、それだけ赤字が増大することになり、その負担を国民に回すことになる。

二〇二億円訴訟以降、度重なる違法ストに対し何ら損害賠償請求がなされていないが、これは違法ストに対する国鉄の姿勢が一貫していないこと

を示すと同時に、二〇二億円訴訟を促進する決意をも疑わせるものであり、今後のストライキに対しては断固として損害の請求を行うこと。

驚くべき率直さで二〇二億円損害賠償のねらいを語っているが、前述したような国鉄労使関係の緊張化のもとで訴訟促進へ向けて政府自民党の圧力が今後ますます強まるおそれがある。

3　不当労働行為の審査の迅速化等について

――労使関係法研究会の報告書

労使関係法研究会の報告

一九七八年四月、労働大臣から不当労働行為の審査促進のための施策について諮問を受けていた労使関係法研究会（会長・石川吉右衛門東大名誉教授他一五人の委員で構成）は、八二年五月二二日「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」をまとめ、労働大臣に答申した。労使関係法研究会は、労使関係法の運用の実情および問題点についての調査研究を目的として、一九五九年一一月から労働大臣の依頼に基づいて開催され、一九六六年一二月には、民間部門の労使関係に適用される諸法規について報告をおこない、一九七七年九月には、公共部門の労使関係に適用される諸問題に関し、三九回に及ぶ会合と各方面からの意見聴取、実地調査をおこなって検討を重ねてきた結果をとりまとめたものである。

一九六〇年代後半以降の不当労働行為事件数の著しい増加と事件の複雑化・多様化は、審査の甚しい遅延と救済の実効性欠如を浮き彫りにすることとなり、労働委員会関係者、労働法学界、労働界等において不当労働行為審査制度のあり方をめぐってさまざまな論議を呼んできたところである。とりわけ、審査の遅延は「不当労働行為はやり得」ということになりかねず、団結権侵害を受けた労働者、労働組合にとっては深刻な問題であり、労働委員会の改善・民主化闘争は団結権保障の実質的担保を求める権利闘争の課題として位置づけられてきた。

報告の内容

報告は、不当労働行為事件の処理状況等の実情の分析と問題点を詳細に検討しており、今後不当労働行為事件審査の運用や制度の改革について検討するに際して重要な素材となるものと思われる。

報告は、「Ⅰ　はじめに」「Ⅱ　実情」「Ⅲ　問題点の検討」「Ⅳ　まとめ」により構成されている。

「Ⅰ　はじめに」は、不当労働行為事件の審査の迅速化等のための施策を検討するに当たっての研究会の基本的な考え方をのべたものである。

報告の基本的な考え方は、現行制度の基本的枠組みを前提とした法律、規則または運用上の方策を内容とするものであり、部分的に現行制度を改めるべきとする点（取消訴訟における審級省略及び新証拠の提出制限）があるが、全体として現行制度について根本的な再検討を加える立場はとらないとするものである。その理由につい

て、報告は、第一に研究会の各委員がそれぞれ持つ「あるべき審査手続」についてのイメージや「不当労働行為制度の本質」についての見解が大きく異なっていることと、第二に、答申の内容たる施策の実現可能性を配慮したこと、をあげている。

「Ⅱ　実情」は、不当労働行為事件の処理状況を統計資料により明らかにするとともに労働委員会において審査に長期間を要している原因を分析したものである。

「Ⅲ　問題点の検討」は、不当労働行為事件の迅速な処理に係る問題点を具体的に検討したものである。

「Ⅳ　まとめ」は、検討結果の要点をのべたものである。

報告の概要は以下のとおりである。

【不当労働行為の審査の迅速化等について（要旨）】

㈠　ア　労働委員会における不当労働行為事件の係属件数及び処理日数は、全体的に増加しているが、その状況は、労働委員会によって、また、事件の内容によって大きな差異がみられる。すなわち、東京、大阪の各地労委及び中労委においては、他の労働委員会と比較して係属件数が特に多く、処理日数も多くなっている。また、同一企業内に複数の労働組合が存在する場合における昇給・昇格等差別事件などのように複雑な内容をもつ事件の処理日数は、他の事件のそれと比較して特に多く、他方、団交拒否事件のように比較的単純な内容の事件の処理日数は少ない。

労働委員会が命令を発した事件のうち少なからぬものについては、再審査が申し立てられ、あるいは取消訴訟が提起されていて、解決までに更に長時間を要している。

イ　労働委員会において事件処理に長時間を要している原因としては、次のようなものがある。

①　不当労働行為事件の係属件数が昭和四〇年代に飛躍的に増加し、高い水準にあること。

②　昇給・昇格等差別事件などの複雑な内容をもつ事件が昭和四〇年代以降に増加していること。

③　労働委員会の審査が争点・証拠の整理、証人尋問の指揮等の点において必ずしも効率的に進められていないこと。

④　労働委員会の審査手続において不当労働行為事件の当事者が、その迅速な進行の要請には必ずしも合致しない態度をとる場合があること。

㈡　不当労働行為事件の審査の迅速化のため、今後、以下の諸点について検討すべきである。

①　調査の充実

調査においては、争点・証拠の整理等の審問準備を十分に行い、事件処理の見通しを立てることが肝要であり、そのためには、労働委員会は、例えば現地調査や事務局調査の一層の活用を図るべきである。

②　審問における主導的な審査指揮の行使

審問においては、審査委員が証人尋問等の手続の進行を主導的に指揮すべきである。また、証人尋問の際に、主尋問と反対尋問とを原則として同一期日に行うことも必要である。

③　団交拒否事件の迅速な処理についての特別な配慮

団交拒否事件は、その性質上、他の事件と比較してより迅速に処理されるべきであり、労働委員会は、その迅速処理について特別に配慮すべきである。また、中労委は、労委規則上、団交拒否事件について、審査委員が調査開始後速やかに被申立人に対して、口頭により答弁することを求める途を新たに開くことを検討すべきである。

④　労働委員会の事務局の強化

労働委員会の審査体制については、事務局の強化が必要不可欠であり、国及び都道府県は、審査事務について専門的な知識・経験を有する職員を必要数確保し、専門職として事務局に配置することにより、これらの職員が公益委員を十分に補佐することができるようにすべきである。また、労働委員会は、担当職員が審問において制度上審査委員の指揮のもとに自ら発問・尋問を行うことができるようにすべきである。

⑤　取消訴訟における審級省略及び新証拠の提出制限の制度の導入
労働委員会の命令に対する取消訴訟の早期決着を図るため、中労委の審査体制の強化と併せて、その再審査命令に対する取消訴訟について審級省略及び新証拠の提出制限の制度を導入することは十分に検討に値する。

⑥　罰金等の額の見直し
救済命令の実効を確保するため、現行の罰金及び過料の額を再検討すべきである。

㈢　不当労働行為事件の処理日数は、労働委員会により、また事件の内容に応じて異っており、したがって審査の迅速化のための取り組みも、そのような状況の多様性に応じてなされなければならない。この意味において、各労働委員会が従来から試みてきた運用上の種々の工夫は貴重なものであり今後とも一層の努力を積み重ねることが要請される。
また、労働委員会ばかりでなく、当事者その他の関係者も過去の慣行にとらわれず、それぞれの立場においてできる限りの努力をし、審査の充実と迅速化のために努力することが強く望まれる。

4　労働基準法研究会が再開

労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会（総合座長石川吉右衛門東大名誉教授）が再開され、八二年五月二八日に第一回会議を開いた。同研究会は二四名からなる委員をもって構成され、労働契約（第一部会）、労働時間（第二部会）、賃金（第三部会）の三部門に分かれ、一九八五年を目途に調査・研究を開始した。

労基法研究会は一九六九年に設置されて以来、「安全衛生関係」（七一年）、「労働時間・休日・休暇」（七一年）、「労働債権の履行確保関係」（七五年）、「女子関係」（七八年）、「労働契約・就業規則関係」（七九年）、賃金関係（七九年）――とすでに六つの報告書をとりまとめ労働大臣に提出している。

このたび再開された研究会では前述の三つのテーマについて研究・検討がおこなわれることになるが、労使双方から現行労基法に関する改正要求や要望などがなされており、研究会の今後の作業の進み具合に関心がもたれる。

労働契約問題では、①契約の成立から終了までの契約に関する一般的問題、②契約をめぐる紛争の簡易迅速な解決手続のあり方、③使用者性・労働者性、④複雑な契約関係にある労働者及び労働者類似の就業者の保護、⑤パートタイマーの保護――が具体的な検討課題とされている。

労働時間については、①第三次産業労働者の増大、就業形態、雇用形態の複雑多様化などに伴う労働時間・休憩・休日・年次有給休暇に関する解釈運用上の問題、②マイクロエレクトロニクス化の進展に伴う労働時間管理に関する解釈運用上の問題――が検討の対象とされている。

さらに、賃金問題については、高齢化など社会・経済事情の変化に伴い、退職手当の年金化が普及しつつある動きにたいし、①退職手当（退職年金をふくむ）の法的性格、②退職手当の受給権の保護、③退職手当の保全措置のあり方――について検討される。

一九四七年に制定された労働基準法は、就業構造や形態の多様化、パートタイマーの増大、技術革新の進展、高齢化社会の到来な

ど最近の社会経済情勢や就労実態の著しい変化に十分に対応し得ない状況になっていることは否定しえないところであるし、また国際的労働基準からみても労働時間や年次有給休暇など著しい立遅れが目立つ。研究会の今後の作業の進展状況によっては労働契約法など新たな立法措置が講じられる可能性も強く、研究会の検討結果が注目される。

【参考資料】(1)『国労法対時報』、(2)国労第四四回全国大会方針(案)、(3)「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」、(4)「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」、(5)労使関係法研究会報告書に関する意見書、総評弁護団労働委員会部会〔八二・七〕

VII 公害反対闘争

概要□概況――ナイロビ宣言と環境白書／公害・環境破壊の深刻な実態／公害・環境行政の後退につぐ後退／第二次臨調・行革と公害・環境行政／公害反対運動の発展――環境週間・第七回全国公害被害者総行動デー／労働組合の公害反対運動／第三回日本環境会議／大気汚染公害闘争――川崎公害訴訟など／騒音公害闘争――大阪空港公害訴訟の最高裁判決など／水質汚染公害闘争――土壌汚染公害闘争――食品公害カネミ油症闘争――薬害スモン闘争――水俣病闘争――志布志湾開発反対闘争――原発反対闘争

概要

一、公害・環境破壊の現状はいぜんとして深刻である。とりわけ、大気汚染、騒音、水質汚染などの公害による被害は増大し、自然環境破壊も進行している。

一、これにたいして、公害・環境行政は、一九七八年の二酸化窒素環境基準の大幅緩和を頂点として、環境アセスメント法案の完全骨抜き、公害健康被害補償制度の廃止にむけての運用面での改悪、湖沼環境保全法案の流産などにみられるように、後退につぐ後退をかさねている。さらに第二次臨調・行革路線によって、公害・環境行政の後退にいっそう拍車がかけられようとしており、経団連は、この行革路線に乗って、公害闘争の成果を根こそぎ奪い取ろうとしている。

一、公害反対運動は、環境週間・第七回全国公害被害者総行動デーに代表されるような、公害被害者を中心とする公害根絶をめざす運動、労働組合による公害反対運動や独自の公害反対運動、あるいは第三回日本環境会議のような公害・環境問題の専門家の活動といったように、被害者、弁護士、研究者、労働組合などの連帯が深まりながら着実に発展している。

一、大気汚染公害闘争では、大気汚染による公害患者の全国組織

として「全国公害患者の会連合会」が一九八一年五月に結成されて活動を展開し、川崎公害訴訟も一九八二年三月新たに提起され、大気汚染公害訴訟の戦列に加わった。

一、騒音公害闘争では、大阪空港公害訴訟の最高裁判決（一九八一年一二月）と横田基地公害判決（一九八一年七月）の二つの重要判決が言い渡された。いずれも夜間飛行の差止め請求は却下されたが、損害賠償請求は認められた。

一、水質汚染公害闘争では、全水道などの労働組合や消費者団体による合成洗剤追放運動が広がっており、流域下水道計画反対運動も、下水道法の改正運動と結びつきながら展開されている。

一、土壌汚染公害闘争では、加害企業の故意責任を認めた安中公害判決（一九八二年三月）が言い渡され、それをテコにした直接交渉によって安中公害防止協定が締結された。

一、食品公害カネミ油症第二陣訴訟判決（一九八二年三月）は、被告国の法的責任を認めなかったが、PCB製造企業の鐘淵化学の責任を三たび明らかにした。国の責任を追及するカネミ油症の運動を一つのきっかけとして、食品衛生法の改正と食品被害者救済制度の制定を求める運動が盛り上がった。

一、薬害スモン闘争では、〝一人の切捨ても許さないたたかい〟が発展し、スモン訴訟もいよいよ最終局面を迎えている。

一、水俣病闘争では、患者切捨てとのたたかいが続けられているが、新潟水俣病では、一九八二年六月、国を被告にした第二次訴訟が提起された。

一、志布志湾開発計画にたいしては一九八一年一〇月、一万人総決起集会が開かれるなど反対運動が盛り上がった。

一、放射能汚染の危険性のある原発建設計画にたいしては反対運動として、各地で公開ヒアリング阻止闘争が展開された。

1　概　況

ナイロビ宣言と環境白書　一九八二年五月一〇日から一八日まで、世界各地から一〇〇カ国を超える国の政府代表が参加して、国連環境計画特別会議がケニヤの首都ナイロビで開催された。その際に採択された「ナイロビ宣言」は、その冒頭で「世界全体の環境の現状に対し重大な懸念を表明し、世界の環境保全および改善のためには全世界、地域および国のレベルで努力を一層強化する緊急の必要性があることを認識する」として、「地球的規模の環境悪化」にたいして強い警告を発した。

ところが、環境庁編の「昭和五七年版環境白書」は、第一部第一章「環境の現状」のなかで、「環境庁が設置されるなど行政体制が整備され、環境政策がより強力に推進され、環境の状況は一時期の危機的状況からは一応脱することができ、近年、全般的には改善を示してきている」とのべ、ここ数年の白書とほぼ同様に「環境の全般的な改善」を自賛している。しかし現実はどうであろうか。

白書も、これに引き続いて、「しかし、汚染因子の中にはその改善状況が頭打ちになっているものもあり、特に人口、産業の集中し

た大都市等では、環境汚染の改善の進んでいないところが多い。また、環境基準の維持・達成のためには更に一層の努力が必要な汚染因子も多い状況にある。このような中で、自動車交通に起因する騒音等の交通公害あるいは湖沼などの閉鎖性水域の水質の汚濁など緊急に対策を要する問題も生じている」とのべている。環境庁自ら認めざるをえないほど、環境破壊はいぜんとして深刻な状況にあり、緊急対策を必要とする問題もふえている。

公害・環境破壊の深刻な実態

大気汚染では、硫黄酸化物にかわって汚染の主役となった窒素酸化物による汚染状況は、いっこうに改善されていない。二酸化窒素の濃度の推移は、五、六年前から横ばい状態にある。発ガンの危険性も指摘されている浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、一九八〇年度においても、二九・二%でいぜんとしてきわめて低い水準にすぎない。降下ばいじん（大気中の粒子状物質のうち、重力または雨によって降下するばいじん、粉じん等）も、おおむね横ばいで推移して改善の動きがなく、一部地域ではその量が増加さえしている。その結果、公害病認定患者も毎年増加し続け、公害健康被害補償制度発足時の一九七四年九月には、被認定者数は一万四三五五人であったものが、一九八一年一二月末現在では、八万二五六六人となった。

騒音公害は、振動、悪臭公害ともども、日常生活に密着した公害として増加を続けている。とりわけ、自動車交通騒音はその環境基準達成率が一六・六%と著しく低く、自動車交通量の増大により、問題は深刻化している。空港周辺の航空機騒音や新幹線鉄道騒音も、一部で不十分ながら発生源対策や周辺対策がとられつつある。

水質汚染では、琵琶湖、霞ケ浦などの湖沼や東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などの海域、いわゆる閉鎖性水域においては、水質の改善の兆しさえなく、汚染の度合いが著しい。そのため、漁業被害や水道源水の着臭などの被害が続いている。

土壌汚染、食品公害、薬品公害、水俣病などにおいても深刻な被害が長期間にわたって放置されている。また、自然環境についても、志布志湾、むつ小川原、金武湾などにみられるように、自然海岸の環境を破壊する形での臨海工業地帯の開発が進行している。さらに、各地で原子力発電所建設計画がすすめられているが、放射能汚染による被害の危惧も増大している。

公害・環境行政の後退につぐ後退

環境庁は、一九七八年、国民の激しい抗議を無視して、二酸化窒素の環境基準の大幅緩和を強行したが、それを一つの頂点として公害・環境行政は後退につぐ後退をかさねた。

環境アセスメント法案については、一九七六年以降毎年流産を繰り返しそのたびごとに内容的にも後退していったが、ついに対象事業から発電所を除外して特定の公共事業のみを対象とする完全骨抜き法案として、一九八一年四月、国会に上程され、その後継続審議になった。

公害健康被害補償制度については、究極的には制度の廃止が目標にされながら、新規患者の認定制限、認定患者の障害等級の引下げなど、段階的に運用面での改悪がなされてきた。また、湖沼の浄化と自然環境保全のための湖沼環境保全法案についても、産業界をバックにした通産省や建設省の圧力に屈して後退したうえ、一九八二

年四月、環境庁は、国会への提出さえ断念するにいたった。

そのほか、窒素酸化物総量規制の一部地域（愛知県）での見送り、地下水の揚水規制を中心とした地盤沈下防止法案のたびかさなる流産、水俣病患者の切捨て、自動車排ガス規制の延期など、公害・環境行政の後退は目にあまるものがある。

第二次臨調・行革と公害・環境行政

一九八一年三月発足した第二次臨時行政調査会は、同年七月に「行政改革に関する第一次答申」を鈴木首相に提出した。その基本理念の一つに、「活力ある福祉社会の実現」があげられているが、それは「民間の創造的活力を生かす」ことであり、福祉も民間に委ねて、国や自治体に福祉から手を引かせることを意味する。公害・環境行政の後退は、第二次臨調・行革路線によっていっそう拍車がかけられようとしている。

果たして、経団連・環境安全委員会は、一九八一年一二月一一日、「環境行政の合理化に関する要望」と題する書面を臨時行政調査会に提出した。それは、以下のとおり前文において、「経済との調和」論を公然と展開したうえ、具体的には、公害闘争によってかちとられてきたさまざまな成果を根こそぎ奪い取ろうという姿勢を明らかにした。

【環境行政の合理化に関する要望】（経団連・環境安全委員会）

わが国の環境行政に最も望まれるのは、科学的合理性のある環境政策の確立である。また、環境政策、環境行政といえども、総合的な国政の一環をなすものであって、それ独自に存在し得るものでなく、他の関連政策との整合性のあるものでなければ、国政の中に歪みを生じ、所期の効果もおさめられない。環境政策と広い意味での経済政策とのバランスを図るべき時期に来ている。

一、個別行政施策について

（以下は個別行政施策の項目のみかかげておく）。

(一) 公害健康被害補償制度の見直し
(二) 産業廃棄物対策の推進
(三) NOx 総量規制の合理化
(四) 生活排水対策の推進
(五) 環境アセスメントの立法化問題
(六) 蓄積公害に係わる行政措置の見直し

二、許認可、届出等についての要望

(一) 届出の一元化
(二) 届出の簡素化
(三) 届出事務の迅速化
(四) 届出に係る実施制限期間の短縮
(五) 法基準等の明確化
(六) 不合理な規制等の見直し
(七) 過重規制の排除
(八) 自治体による独自規制の見直し

2　公害反対運動の発展

環境週間・第七回全国公害被害者総行動デー

全国のさまざまな公害による被害者が総決起し、公害根絶をめざして統一行動をする住民運動として最大なものは、環境週間・全国公害被害者総行動デーである。一九七六年以来、毎年環境週間の時期に東京で統一行動がもたれてきたが、第七回総行動デ

ーは、一九八二年六月六日、七日の二日間にわたり展開された。

第七回総行動デーの特徴は、①メインスローガンとしては、「公害根絶」と「平和」の二本柱となり、最大の環境破壊である戦争を阻止するための国民的運動と結合したこと、②事前に、各地で総行動デーにむけての集会が連鎖的にもたれ、そこで確認された要求をもって中央に攻めのぼったこと、③第二次臨調・行革の動きにたいして、臨時行政調査会へ三〇〇人規模で要請抗議行動をおこない、公害被害者の立場から申入れをしたこと、などである。とくに、この大衆申入れ行動は、第二次臨調・行革路線によって、公害・環境行政のいっそうの後退がもたらされようとしているときだけに、高く評価された。総行動デーにおいて、内閣総理大臣あての要求書が提出されたがその内容はつぎのとおりである。

【日本から公害をなくし、国民の生命と健康、環境をまもり、公害行政の拡充・強化をもとめる要求書(前文略)】

一、公害行政の一層の後退につながる第二臨調・ニセ「行革」をやめ、公害根絶と被害者完全救済をめざす国民本位の公害行政をすすめること。

二、NO_2新環境基準を撤回し、総量規制および自動車公害対策に万全を期すこと。また、指定地域解除、等級格下げなど補償法改悪の策動をやめNO_2を認定要件に加えてすべての大気汚染被害者を完全救済すること。

三、国は水俣病の発生・拡大についての責任をみとめ、水俣病の新次官通知をすみやかに撤回し、すべての水俣病の被害者を早期に救済すること。

四、カドミウム汚染地域について、加害者の責任で汚染された環境の復元をすみやかに行うこと。

五、騒音・振動など空港や新幹線、道路公害について、抜本的な発生源対策をとるとともに周辺住民の静穏な生活を確保すること。

六、食品公害や薬品公害、予防接種による被害をなくし、製造者と国の責任ですべての被害者の救済と恒久対策をすみやかに確立すること。

七、真に住民本位の環境アセスメント法を制定し、公害まきちらしの大規模開発を規制すること。

八、不当な教科書検定をやめ、公害に関する正しい記述をおこなう。

労働組合の公害反対運動

労働組合の公害反対運動の態様としてはつぎのようなものがある。①カネミ油症闘争における総評、各県評、支援連絡会に結集する労働組合の活動、②スモン闘争における総評、各県評、国労などの単産、とりわけ千代田、中央、港、品川、荒川、大田などの各区労協、東京争議団などの活動、③安中公害闘争における中央区労協、千代田区労協、群馬地評などの活動、④名古屋新幹線公害闘争における国労・動労などの活動、⑤全国公害被害者総行動デーにおける東京国公の活動など、いずれも被害住民のたたかいを力強く支えた。

第二は、労働組合が主体となって、もしくは住民と一体となって、公害反対運動を推進する活動である。①合成洗剤追放運動における総評、全水道、自治労、日教組などの活動、②流域下水道計画反対運動における自治労の活動、③志布志湾開発反対運動や原発反対運動における総評、各県評の活動などである。

第三は、労働組合の立場から、公害問題について調査、研究、経験交流を深める活動である。その典型例は、日教組の教育研究全国集会にみられる。一九八二年一月二九日から二月一日まで広島で、日教組第三一次・日高教第二八次教育研究全国集会がもたれたが、そのなかの「公害と教育」分科会は、①公害と住民運動、②公害教育実践、③公害調査活動の三つのテーマについて、掘り下げた討議をおこない、参加者は公害・環境問題について教育問題と結合しながら、理論的にも実践的にも多くのことを学んだ。

第三回日本環境会議

問題について研究者が結集する日本環境会議の役割は大きい。

第三回日本環境会議は、一九八一年一一月一四日、一五日の二日にわたり名古屋で開催され、公害・環境問題の研究者を中心に、弁護士、被害者、住民運動家など約一〇〇〇名が参加した。今回のテーマ「自然環境の保全」で、基調報告は都留重人、吉田克己の両氏からなされ、三つの分科会（①海・湾・湖沼の再生にむけて、②都市と自然・景観、③被害の救済と予防）では熱心な討議がおこなわれた。自然環境の保全を追求した今回の日本環境会議は、最後に、「日本自然環境保全宣言」を採択した。その末尾はつぎのように結ばれた。

【日本自然環境保全宣言（抜すい）】

われわれは、身近かな自然、国土の自然、そして地球の自然を見すえ、自然環境がわれわれの世代だけの財産ではなく、損うことなく後代へ伝えられなければならない財産であることを十分認識し、その保全のために立上ることを、ここに誓うものである。

3　大気汚染公害闘争

「全国公害患者の会連合会」の結成と活動

大気汚染による公害患者の患者組織としては従来、各地域の公害患者会が中心となって活動し、全国的には「連絡会」として連携を強めてきたが、政府・財界による公害・環境行政後退の動きに総反撃するため、各地域の公害患者会三七団体（約二万五〇〇〇世帯）は、一九八一年五月一七日、全国組織である「全国公害患者の会連合会」を結成した。この連合会は、①公害根絶、②被害者の健康回復、③被害者の完全救済を要求運動の三本柱とし、当面「二酸化窒素の総量規制の実施や被害者健康回復事業」などに総力をあげることになった。

この連合会とそれを中心にした各地患者会の運動としては、一九八一年度は主につぎのようなとりくみがなされた。

(1)　公害をなくす運動

二酸化窒素の新環境基準の撤回と総量規制の完全実施を要求し、環境庁大気保全局との交渉をねばり強くすすめた。また、自動車公害が深刻になるなかで、ディーゼル自動車の排ガス規制、発ガン物質の対策などを強く要求した。さらに、二酸化硫黄の測定の正確を期すために、アンモニア濃度の実態調査を全国的におこなわせ、あるいは硫酸トラップの設置を指導するようにさせた。

(2)　公害健康被害補償法改悪に反対し患者の健康と生活を守る運動

「患者認定に際しての医学的検査・問診項目の見直し」による新たな患者認定切捨て策動が経団連の後押しをうけた環境庁によってはかられようとしたが、大衆的な運動の展開と審査委員会、医師会、学界などへの働きかけによって、ついにこの策動を断念させた。認定問題についても、大阪、大牟田、東京などで審査会や市、区との交渉がねばり強くおこなわれ、不服審査会へのとりくみもおこなうなどして、格下げされた障害等級を元に戻させたケースも出

させるなどしている。

(3) 第二次臨調・行革路線に反対する運動

公害・環境行政にたいしても重大な影響をもたらす第二次臨調・行革路線については、これに反対する各界とも協力して学習や抗議行動など反対運動をおこなった。

新たに提起された川崎公害訴訟

川崎の公害患者一〇〇名は、一九八二年三月一八日、日本鋼管、東京電力などの大企業一二社、国鉄、首都高速道路公団、国を被告として川崎公害訴訟を横浜地裁川崎支部へ提起した。

川崎における公害反対闘争は、一九七二年の四日市公害訴訟判決ころから大きく盛り上がり、企業との直接交渉や革新市政川崎市の努力により、一定の成果を得ていたため、これまで訴訟提起をせずに運動がすすめられてきた。いまにいたって、提訴に踏み切った理由として、原告団、弁護団は、つぎの点を強調した。

①川崎の公害は終わっていない。公害病認定患者は、毎年増加し、一九八二年三月現在で四五三四人、犠牲者は実に五四九人に達している。大気の汚染は、二酸化窒素では旧環境基準の四～五倍、浮遊粒子状物質でも、環境基準にほど遠い、という状況である。

②政府、大企業の「公害まき返し」策動の激化――二酸化窒素環境基準緩和、補償法全面見直し、骨抜きアセスメント法案の国会上程など――とこれにたいする反撃。

③日本鋼管の扇島進出の完了、東電の東扇島新火力発電所の建設計画など、大企業のなしくずし的進出・操業拡大を防止する。

川崎公害訴訟の特徴としては、川崎市臨海部にある二大石油化学コンビナート、これらに有機的に連関する大型訴訟であること、大気汚染公害訴訟としては初めて加害者としての国の責任を追及する裁判になること、などがあげられた。

また、川崎公害訴訟提起にいたるまで、患者、弁護団、専門家の努力はもとより、労働組合、市民団体などによる公害反対運動の大きな支えがあったことが指摘されている。

その一つとして、日教組第三一次・日高第二八次教育研究集会の「公害と教育」分科会では、川崎公害訴訟を支える調査活動として、川崎市内の高校の教師が中心となって、全校ぐるみ地域ぐるみで大気汚染測定活動を展開した模様が報告されたが、その活動は、一九八〇年代の公害・環境問題のこれからの一つの展望をさし示すものと高く評価された。

大気汚染公害訴訟は、川崎公害訴訟のほか従来から審理がすすめられている千葉川鉄公害訴訟、大阪西淀川公害訴訟、関西電力多奈川火力発電所差止め訴訟、近く提訴が予定されている倉敷公害訴訟など、全国各地でたたかわれている。一九八一年七月からは、これらの訴訟弁護団による定例的な研究会が発足し、各地のたたかいの連携が強化されるようになった。

4 騒音公害闘争

大阪空港公害訴訟の最高裁判決

大阪空港公害訴訟は、大阪空港に離着陸する航空機の騒音、振動等によって被害を受けた住民約三〇〇人が、空港の設置管理者である国を被告として提起したものである。控訴審の大阪高裁は、一九七五年一一月、原告住民の要求をいれて、①午後九時から翌朝七時までの夜間飛行の差止め請求を認める、②過去の精神的苦痛にたいする損害賠償請求を認める、③将来の損害賠償請求も認める、との原告全面勝訴の画期的な判決を下した。これにたいして上告審の最高裁は、異例にも三回も口頭弁論を開いたうえ、一九八一年一二月一六日、公害裁判として初めての最高裁判決を言い渡した。その内容は、①運輸大臣の航空行政権の行使の発動を求める夜間飛行の差止め請求は、訴えを却下する、②過去の損害賠償請求については訴えを却下する、③将来の損害賠償は、原審の大阪高裁が認めたとおりに認める、というものであった。

被害住民の悲願であった夜間飛行の差止め請求を認めなかったことは、国民の司法にたいする信頼を完全に裏切り、時代の動きに逆行するものとして批判された。マスコミも、こぞって、この判決が行政の優位を容認して、国民の権利救済という司法の役割を放棄したという批判を投げかけた。また、差止め請求を却下した判決の理由にしても、少数意見の四人の裁判官から厳しく批判されたように、法律論として、およそ説得力を欠くものであった。

しかし、他方で、この判決が、大阪空港のもつ重大な欠陥を指摘して、国の損害賠償請求を認めた点は、公共的要請の高い公共事業であっても、公害を発生することは許されないとしたものである。いいかえれば、四大公害裁判をはじめとする下級審が築いてきた判例の流れを確認し、発展させたものであって、他の公害事件にも大きな影響を与えるものとして評価された。

なお、この判決の出た当日と翌日において、運輸大臣をはじめとする運輸省側は、①この判決後も午後九時からの夜間飛行禁止措置は原則として変更しない、②発生源対策、周辺対策に関する住民の緊急要求については、訴訟団、弁護団と継続的に交渉をもつ、と約束した。また、大阪地裁に係属中の第四次訴訟（原告約三六〇〇人）については、第一回口頭弁論が一九八二年七月一四日におこなわれて審理が進行しはじめたが、原告側は、従前どおり差止め請求をかかげ、裁判官の良心を問うとした。

横田基地公害訴訟の判決

横田基地公害訴訟は、在日米軍横田基地での米軍機による騒音、振動等に苦しむ住民が、午後九時から翌朝七時までの夜間飛行の差止め請求と損害賠償請求を国にたいして求めたものであるが、大阪空港の最高裁判決に先立つ一九八一年七月一三日、東京地裁八王子支部で判決が下された。その内容は、夜間飛行の差止め請求にたいしては、「横田基地の管理運営は地位協定にもとづいて、いっさい米軍に委ねられており、国にはその権限がない」などの理由で、訴えを却下したが、他方で、横田基地の設置管理は違法として被告国に損害賠償責任を認めた。損害額をきわめて低く押さえるという不十分さは残しながら、米軍基地による被害住民に一定の救済の道を開いたことは、大きな意義をもつものとして評価された。

さらに、一九八二年七月二一日、横田基地周辺の住民六〇四人が原告となって、東京地裁八王子支部に第三次訴訟を提起したが、こ

れで第一次から第三次訴訟までの原告総数は七五六人となった。

その他の騒音公害闘争　騒音を主な原因とする公害事件が多発しているため、騒音公害訴訟も目白押しになっている。合成洗剤は、人体に有害であるばかりでなく、水質汚染の主要な原因になっているとの認識が広がっていったためであった。総評、全水道、自治労、日教組などの労働組合や各地の合成洗剤追放の住民運動グループ、消費者団体などで構成されている「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会」は、一九八一年一〇月三日、四日の二日間、「とりもどそう青い海！　無リン洗剤も追放しよう！」をスローガンにした合成洗剤追放第八回全国集会を香川県高松市で開催した。集会には全国の活動家や主婦など二〇〇〇人が参加した。

集会は今後の運動のすすめ方について、①石けんの全世帯への普及運動を強化する、②洗剤メーカーの無リン合成洗剤の大量販売攻勢にたいし、無リン洗剤の有害性を明らかにしてこれを追放する運動を強化する、③石けんに合成界面活性剤を混合したものを「改質せっけん」と不当表示することを認める通産省案に反対する、④学校給食の分野での石けんへの切替えは、給食労働者、教育労働者、PTA等が相互に努力してすすめる、⑤全国の水質汚染の進行に歯どめをかけるため、水源林から海にいたるまでのすべての水系で、きれいな水を守る運動を合成洗剤追放、自然保護、反公害運動と一体のものとしてすすめる、など九項目にわたって確認した。

よみがえれ霞ケ浦・合成洗剤追放霞ケ浦シンポジウム　一九七九年一〇月、滋賀県の「琵琶湖富栄養化防止条例」を制定させた運動が一つのはずみとなって、各地で合成洗剤追放運動がつぎつぎと発展していった。合成洗剤は、人体に有害であるばかりでなく、水質汚染の主要な原因になっているとの認識が広がっていったためであった。総評、全水道、自治労、日教組などの労働組合や各地の合成洗剤追放の住民運動グループ、消費者団体などで構成されている「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会」は、一九八一年一〇月三日、四日の二日間、「とりもどそう青い海！　無リン洗剤も追放しよう！」をスローガンにした合成洗剤追放第八回全国集会を香川県高松市で開催した。集会には全国の活動家や主婦など二〇〇〇人が参加した。

集会は今後の運動のすすめ方について、①石けんの全世帯への普及運動を強化する、②洗剤メーカーの無リン合成洗剤の大量販売攻勢にたいし、無リン洗剤の有害性を明らかにしてこれを追放する運動を強化する、③石けんに合成界面活性剤を混合したものを「改質せっけん」と不当表示することを認める通産省案に反対する、④学校給食の分野での石けんへの切替えは、給食労働者、教育労働者、PTA等が相互に努力してすすめる、⑤全国の水質汚染の進行に歯どめをかけるため、水源林から海にいたるまでのすべての水系で、きれいな水を守る運動を合成洗剤追放、自然保護、反公害運動と一体のものとしてすすめる、など九項目にわたって確認した。

よみがえれ霞ケ浦・合成洗剤追放霞ケ浦シンポジウム　環境破壊・水質汚染が深刻化している霞ケ浦について、一九八一年一二月、茨城県の「霞ケ浦富栄養化防止

5　水質汚染公害闘争

条例」が制定された。琵琶湖につぐ全国二番目の条例であり、県民の運動が実を結んだものとして評価された。この条例の施行（一九八二年九月）を前に、「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会」は、一九八二年六月一三日、茨城県土浦市で、「よみがえれ霞ケ浦・きれいな水といのちを守る合成洗剤追放霞ケ浦シンポジウム」を開催した。

合成洗剤追放運動を全国的に強化していくことを目的にしたこの集会には、一七都県八三団体三五〇人が参加し、きれいな水といのちを守る公害・環境運動と、人類滅亡に通ずる核戦争に反対する平和運動とを結合していくことを確認し合った。さらに、通産省などの圧力で流産した「湖沼環境保全法案」の制定促進を要求する特別決議と、霞ケ浦浄化をめざす「集会宣言」を採択した。「集会宣言」の一部につぎのような訴えがなされている。

【集会宣言（抜すい）】

地球に存在する水は有限です。水は大切にすれば私たちの生活を豊かにし、水の浄化を考えずにたれ流しを続ければ生態系を破壊し、生物を死滅させ、子供たちの未来までも否定してしまいます。私たちの時代に汚したものは、私たちの手できれいにして次の世代に受け継いでいかなければなりません。

流域下水道計画反対運動

一九七〇年の公害国会で下水道法が改正になり、流域下水道が公式に認められてから、各地で急速に流域下水道計画が立てられはじめた。一九八一年までに二九カ所が処理を開始し、七四カ所が建設中である。その計画のほとんどは、広い地域の下水を一カ所に集中させるとともに、工場廃水の大量受入れを前提としている（たとえば、愛知県刈谷市の境川流域下水道では、工場廃水が全体の六〇％を占める）。そのため、工場廃水のなかの有害物質や重金属による被害を流域下水道の処理場地域に集中させるばかりか、処理場を経て公共用水域へ公害を拡散させる危険も大きい。そのような理由などから、住民による流域下水道反対運動が、全国各地二〇カ所以上で起こっているが、国や県は最後の逃げ場を下水道に求めて、大規模な流域下水道計画を強引におしすすめようとしている。そこで、下水道改正問題が住民運動のなかで一九七九年から検討されるようになった。

自治労は、全国の下水道労働者の職場闘争と住民運動とを結合しつつ、住民のための下水道をつくるための下水道法改正運動を展開してきた。一九八一年一一月二八日には、自治労が中心となって下水道法改正全国決起集会を東京で開催した。この集会には、全国の下水道労働者、住民、学者、弁護士など二八〇人が参加したが、下水道法改正の柱として、①水の自然循環及び生態系との適合、②工場廃水受入れの原則禁止、③住民参加及び環境アセスメント手続きの保障の三点を確認した。

6　土壌汚染公害闘争

加害企業の故意責任を認めた安中公害判決

安中公害訴訟は、群馬県安中市の東邦亜鉛安中製錬所から四〇年余にわたって排出された鉱煙、廃水中のカドミウム等の

重金属、亜硫酸ガスによって田畑を汚染された被害農民が、農業破壊の責任を追及して前橋地裁に提起した訴訟である。農業被害と生活破壊にたいする損害賠償請求というかたちをとってはいたが、この判決をテコにした直接交渉によって安中公害問題の全面解決をはかることが主眼とされていた。そのため、判決前から全面解決をめざして運動を大きく広げる努力がなされた。

地元では群馬地評などの労働組合がこのたたかいを支援していたが、東邦亜鉛本社と監督官庁の通産省、農水省、環境庁のある東京都中央区と千代田区での運動づくりが急務とされた。被害農民の要請にこたえて、中央区労協と千代田区労協が中心となり、東京地評も加わって、東邦亜鉛本社要請抗議行動などの東京行動の支援活動を強力に展開した。

安中公害判決は、一九八一年三月三〇日に言渡されたが、被告東邦亜鉛の損害賠償責任を認め、公害裁判史上初めて故意責任により加害企業を断罪した。被害農民の画期的勝利は、全国の土壌汚染地域でのたたかいを大きく励まし、汚染土壌の復元事業を推進する足がかりになるとして歓迎された。しかし、判決は、他方で、損害額については、請求額のわずか五%しか認めなかった。あまりにも低額で、社会常識にも反する認容額にたいしては、マスコミも被害者の救済にはなり得ないと批判した。被害認定と損害評価の再検討は、控訴審の東京高裁でおこなわれることになった。

画期的な安中公害防止協定

安中公害判決後、その当日から翌日にかけて、被害農民、弁護団、研究者、支援団体は東邦亜鉛本社で社長と全面解決についての大衆交渉をもった。判決に向けて大きく広がった運動と世論の力、また、故意責任を認めた判決の力を背景にした交渉によって、被害農民の念願の公害防止協定が東邦亜鉛とのあいだで締結されるにいたった。公害防止協定は、つぎにかかげるように、原告らの指定する科学者をふくむ立入調査権を骨格とするものであり、発生源対策への大きな足がかりとなるものと期待されている。全国の公害闘争をみてもこの種の公害防止協定の締結は画期的なものと評価された。

【安中公害防止に関する基本協定】

安中公害裁判原告団、安中公害被害者対策協議会および安中公害弁護団（以下甲らという）と東那亜鉛株式会社（以下乙という）は、安中製錬所から発生する公害を防止するため、次のとおり公害防止に関する基本協定を締結する。

一、甲らおよびその指定する科学者は、安中製錬所に立入調査をすることができる。

二、甲らは、立入調査に関し、乙に対し資料の提出を求めることができ、また、自ら資料を採取することができる。

三、公害防止に関する調査費用は乙の負担とすることを、乙は基本的に了承する。

四、前三項に関する具体的細目については、甲らと乙は別途協議する。

勝訴した小野田セメント公害判決

小野田セメント公害訴訟は、小野田セメント株式会社藤原工場（三重県員弁郡藤原町）から排出されるセメント粉じん、重金属、亜硫酸ガスなどによって、田畑を汚染され、家屋を損傷された被害農民が、津地裁四日市支部にたいして、農業被害と家屋被害につき損害賠償を求めた裁判である。これは全国で初めてのセメント公害訴訟であり、各地のセメント公害被害者から注目されていたが、安中公害判決後の一九八二年六月二五日、判決が下された。判決は、「会社は、昭和七年の操業以来、セメント粉じんをまき散らし、原告ら

の家屋や農作物に多大の被害を与えてきた」として、セメント粉じんと家屋被害、重金属と農業被害との因果関係をともに認めたうえ、会社の故意責任は退けたものの、過失責任を認定し、損害は個別に算定した被害額とその慰謝料について、請求額のおおむね三分の一まで認めた。原告のほぼ全面勝訴といえる内容であった。

7　食品公害カネミ油症闘争

カネミ油症全国実行委員会の結成と活動

カネミ油症は、食用油に混入していた猛毒化学物質PCBによって一九六八年に西日本一帯に発生した食品公害である。届出患者は一万四〇〇〇人以上、そのうち認定患者は約一八〇〇人に及んだ。これまで、二つの判決によって被告鐘淵化学とカネミ倉庫の二つの加害企業の責任が認められていたが、食品公害にたいする国の責任をも追及する第二陣訴訟の判決期日が迫るにつれ、カネミ油症の全被害者救済と食品公害根絶をめざした運動が広がっていった。

第二陣判決を一カ月半後に控えた一九八二年二月一四日、「カネミ油症裁判の勝利と全被害者救済・食品公害根絶をめざす全国実行委員会」（略称・カネミ油症全国実行委員会）が結成された。これは原告団、弁護団、未訴訟被害者のほかに、総評や福岡県評をはじめとする各県評などの労働組合、東京や大阪、北九州などの支援組織、全国消団連、公害弁連など二一団体をもって構成する最大規模で幅広い支援共闘組織であった。その結成総会においては、①カネミ油症裁判の勝利、②全被害者の早期完全救済の実現、③食品公害の根絶、という目的を確認した。そして、この全国実行委員会のもとでその目的達成をめざして、第二陣判決前後の一連の共同行動が展開された。また、すべての被害者が団結して新たに作成した統一要求書を国、鐘淵化学、カネミ倉庫に提出し、とりわけ厚生省とのたびかさなる交渉を通じて、つぎにかかげる要求項目の実現を迫った。

【カネミ油症事件被害者の要求項目】

一、全被害者に請求金額を支払い、死亡被害者の遺族には、死者の慰謝料を支払うこと。また、被害者が死亡した場合は、死者の慰謝料と、すでに支払われた一時金との差額を支払うこと。

二、すべての被害者に継続補償金として、一人毎月五万円を支払い、被害者死亡の際は、葬祭料五〇万円を支払うこと。

三、すべての被害者が、和・漢・洋等一切の治療を無料で受けられるようにすること。また、介護、介添の必要な者には、その費用を支払うこと。

四、すべての被害者が、安心して病院に行ける体制をつくること。また、治療方法の調査研究に積極的に取り組むこと。

五、食品衛生法を改正し、食品被害者救済法を制定すること。また、PCB被害をすべて回復し、二度と被害が発生しないように、予防措置を講ずること。

カネミ油症第二陣訴訟判決

一九八二年三月二九日、福岡地裁小倉支部で、カネミ油症第二陣訴訟の判決が言渡された。判決は、食生活の安全を願う国民の期待に反し、食品公害における国の法的責任を認めなかった。この点は、加害企業が支払義務のある損害額を低くおさえたこととあいまって、被害者に大きな失望を与え、マスコミ論調も「行政に甘すぎる判

決」と評した。しかし、判決は、PCBの製造企業鐘淵化学の法的責任を三たび断罪した。これは、被害者との直接交渉を拒否してきた鐘淵化学の責任回避の道を封じたことになり、カネミ油症の全被害者の救済にとって大きな意義をもつと評価された。判決直後に開かれた厚生大臣交渉では、「裁判で国が勝訴しても、被害者救済の行政責任を否定するものではない。鐘淵化学の責任が三たび認められたことを重視して、鐘淵化学が被害者との交渉に応じるよう努力する」と約束した。

食品二法の立法をめざす運動の発展

食品公害における国の責任を追及するカネミ油症事件の運動の発展を一つのきっかけとして、食品の安全確保を国に対して要求する動きが、食品公害被害者、消費者、団体弁護士会、労働組合などのあいだに強まってきた。その一つのあらわれは、一九八一年一〇月二一日に東京・総評会館で開かれた日本弁護士連合会、東京弁護士会主催の「食品問題シンポジウム——食生活の安全と被害者の救済を求めて」の成功であった。

このシンポジウムには、弁護士、公害被害者、研究者のほか、主婦連、全国消団連、日本消費者連盟、東京都地消連、東京地婦連などの消費者団体、労働組合など約三五〇人が参加して会場を埋めつくした。討議は、食品添加物、食品衛生調査会、食品安全監視体制などについての現状と食品衛生法上の問題点や、食品公害被害者の実態と救済の問題点に及んだ。そして、日本弁護士連合会、東京弁護士会の提言した食品衛生法の改正と食品被害者救済制度法の食品二法について、その立法をめざして運動を大きく展開していくことが確認された。

8 薬害スモン闘争

スモン訴訟の早期全面解決をめざして

スモン訴訟は、一九六九年九月、九つの原告勝訴判決を踏まえた「全面解決をめざす確認書」が調印されて以来、各地裁で和解が進展した。一九八二年七月一七日現在、提訴済み原告患者数は、三一地裁合計で、六三三人にのぼり、そのうち和解済み患者数は、五五三六名で、和解終了率は八七%に及んでいる。その結果、まだ和解のできない原告患者は約八〇〇人となった。右時点までに、被告側(国と製薬会社の武田薬品、日本チバガイギー、田辺製薬など)の支払った賠償一時金の総額は、すでに一二五〇億円を超えた。

薬害スモンは、整腸剤キノホルムを服用したために発生したものである。被告製薬会社は、キノホルムを大量に製造販売して、スモン患者を発生させておきながら、病院からキノホルムの投薬証明書がとれない患者にたいしては、切捨てや解決引き延ばし、はては賠償金の値切りをはかろうとしてさまざまな試みをしてきた。スモン訴訟の和解成立の前提として、スモンであるとの鑑定を経ることになっているが、被告らは、まず鑑定の場での切捨てを主張し、つぎに、鑑定が通った患者については和解の場で解決を引き延ばそうとした。被告らが投薬証明書のない患者について救済を拒もうとしたが確認された。

のには、それなりの理由があった。これは、それらの患者に対して救済の道を開くと、埋もれている多くの未提訴患者がぞくぞくと提訴してきて、被告側の支払う賠償金の総枠を大幅に広げざるをえなくなるばかりか、他の薬害、公害や労災などの被害者救済にも大きな影響を及ぼすと考えたからであった。

それだけに、投薬証明書のない患者もふくめて早期全面解決を実現することは、原告側も並み大抵の努力ではできなかった。「確認書」調印後のスモン闘争の最大の課題は、スモン訴訟の全面解決をいかに早く実現するか、しかも一人の切捨ても許さずに、ということであった。

〝一人の切捨ても許さないたたかい〟の発展

スモン患者の全国的組織である「スモンの会全国連絡協議会」を中心にした「一人の切捨ても許さず、早期全面解決をめざすたたかい」は、和解のできない患者の数が減ってきて、全面解決の気運が熟してくるにつれ、ますます発展していった。とりわけ、一九八一年夏から八二年夏にかけて、このたたかいは、きわ立った特徴をもった。それはスモン闘争史上初めての大規模の集会をわずか一年のあいだに二回もやりぬいたことである。

一つは、一九八一年七月二三日、三〇〇〇人の参加者が東京・日比谷公会堂を埋めつくした「一人の切捨ても許さない、七・二三スモン全国総決起集会」である。もう一つは、その八カ月後の八二年三月一一日、一二〇〇人の参加者が東京・九段会館の会場を埋めつくした「一人の切捨ても許さない、スモン年度内全面解決を迫る三・一一大集会」である。総評のほか、社会・公明・民社・共産の各政党代表も連帯のあいさつをし集会は大きな盛り上がりをみせた。

この二つの大集会の成功をもたらすには、スモン患者、弁護団の努力はもとよりのこと、総評、東京地評や国労などの単産、千代田、中央、港、品川、荒川、大田などの各区労協、東京争議団など、東京を中心とする労働組合の熱烈な支援の力があった。

これらの大運動を軸としながら、スモン闘争は、厚生省と製薬三社にたいする抗議行動、裁判所や鑑定人団への要請行動などをかさね大きく盛り上がっていった。その結果、危惧されていたスモン患者の鑑定による切捨ては一応回避され、投薬証明書のない患者についても鑑定がしだいに通るようになり、和解も進展した。

恒久対策確立をめざすとりくみと中国はり治療

スモン患者が生涯を〝人間らしく生きる〟ことができるようになるためには、生活面でも治療面でも恒久対策を確立することが必要である。そのためのとりくみが「スモンの会全国連絡協議会」を中心にしてなされてきた。一九八一年度においても、重症者の介護手当について物価スライド（一九八二年度の増額分一五〇〇円）や、はり・きゅう治療費増額（一九八一年度一〇〇円増）などを確保した。また、スモン治療に効果があると考えられた中国はり治療を受けたいという希望者のために、スモン患者の訪中が総評や静岡県評の努力により二回も実現した。

第一回目は、一九八一年六月の一二日間、「スモン薬害被害者訪中団」（団長・福田勝総評国民生活局長。総数三四人のうち被害者一二名）が訪中し、治療を受けた。このときの治療によって著効のあった患者などについて、NHKテレビで三度にわたって報道され大きな反響を呼び、総評本部には四〇件もの照会があいついだ。第二回目は、一九八一年一一月の二週間、「スモン 薬害被害者 訪中

団」（団長は前に同じ。総数二〇人のうち患者八人）が訪中し、治療を受けた。いずれも医師団が患者に随行して、はり治療の前後にわたって医学的な検討が加えられた結果が貴重な報告書となった。

9　水俣病闘争

患者切捨てとのたたかい・熊本水俣病

水俣病は、チッソ水俣工場から排出された有機水銀の汚染魚介類を摂食して発病したものであるが、チッソの責任は、第一次訴訟の判決（一九七三年）によって明らかにされた。さらに認定を棄却された患者を中心に提起された第二次訴訟の判決（一九七九年）によって、認定審査会の認定業務が誤っていたために、水俣病患者であるのに水俣病でないとして棄却されていたことが認められて、行政の患者切捨ての責任が明らかにされた。しかし環境庁・県・認定審査会等の行政側はまったく反省の態度を見せず、認定審査会はごく限定された典型的で重篤な症例だけを水俣病と認定し、その他の大多数の患者の認定を拒否し従来どおりの棄却を続けてきた。

その結果、水俣病の認定申請処分状況は、未処分数と棄却数が圧倒的に多くなった。さらに、一九八一年度中に認定された患者は、わずか五七人であるのにたいし、棄却された患者は五八五人にものぼり、実に一〇倍以上の切捨てとなった。一九八二年三月末現在においては、認定患者総数は一八一四人であるのにたいし、未処分数は五四七六人にも及んでいる。

水俣病闘争は、このような行政側の切捨て政策とたたかっているが、被害者側は一九八〇年五月に、加害企業チッソの責任だけでなく、国・県の水俣病発生・拡大の責任をも追及し、水俣病問題の全面解決をはかるため第三次訴訟を提起した。訴訟は、一〇回の口頭弁論を経て一九八二年三月から原告申請の証人尋問に入った。

国をも被告にした第二次訴訟の提起・新潟水俣病

新潟水俣病は、昭和電工鹿瀬工場から排出された有機水銀によって新潟県阿賀野川流域で発生した第二の水俣病である。一九六七年、わが国初の本格的公害裁判として、昭和電工を被告とする損害賠償請求訴訟が新潟地裁に提起され、一九七一年、昭和電工の責任を明確に認めた判決が下された。さらに、被害者は一九七三年、昭和電工から被害者の要求を全面的にいれた補償協定をかちとった。

新潟水俣病の当面している課題は、①水俣病の発生機序、水俣病像の完全究明と水俣病の治療方法、治療体制の確立、②新潟水俣病の発生の根源となった阿賀野川の汚染の実態を完全に把握し、阿賀野川浄化のための抜本的措置を講ずること、③水俣病認定申請を棄却されている約一〇〇〇人にのぼる「未認定患者」とその周辺の潜在患者の発掘とその救済の問題、などである。

これらの課題の解決をめざして、一九八二年六月二一日、第二次訴訟が提起された。これは、昭和電工のほか、国をも被告にしたものである。被害者側は、この訴訟において、新潟水俣病の発生、被害の拡大、患者切捨てについての行政の積極的加担行為を明らかに

しその責任を問おうとしている。

10　志布志湾開発反対闘争

志布志湾を埋め立てる国家石油備蓄基地建設計画

一九七一年、鹿児島県は、日南海岸国定公園の一部の指定を解除し、志布志湾を沖合二キロにわたって埋め立てて大石油コンビナートなどを立地させるという「新大隅開発計画」を発表した。それ以来、地元住民を係地区労などが、ねばり強い反対運動を展開してきた。ところが、石油公団は、この一〇年にわたる九月七日、志布志湾の一部を埋め建設するとの発表をした。地元で公害反対連絡協議会、宮崎県串間児島・宮崎新大隅開発反対共闘会人をこえる抗議集会を開いた。宮崎両県の地元代表団一五人が上え、九月一七日、石油公団、環境油公団にたいしては、前記発表にの生命をかけても志布志湾を守りた、鯨岡環境庁長官との交渉におは、発表されているものをみる限り環境庁としては、基地建設計画に同意できないと回答した。

石油備蓄基地反対の一万人集会

一九八一年一〇月二五日、「志布志湾埋め立て、国家石油備蓄基地建設断固粉砕、一万人総決起集会」が、鹿児島県肝属郡東串良町の柏原海岸で開かれた。石油備蓄基地建設のために志布志湾が埋め立てられ、白砂青松の美しい自然が破壊されることに危機感をもった地元住民をはじめ、鹿児島・宮崎両県評、その他の九州各県評の労働者など一万人以上がこれに参加した。

ところが、一九八二年二月二五日、鹿児島県知事の要請を受けた原環境庁長官は、志布志湾埋め立てと国家石油備蓄基地建設にたいして、事実上これを認める態度をとるにいたった。このあと、鹿児島県知事は、三月県議会に石油備蓄基地建設のための諸方針を提出し、県議会に機動隊を導入して、予算などの強行採決をおこなったうえ、志布志湾岸部において、県のアセス調査を強行した。このような県の強行姿勢にたいして、住民側は対決姿勢を強めているが、中央段階でも、一九八二年五月、総評、日本社会党などが中心となって、「国定公園志布志湾を守る中央対策本部」が設置された。

11　原発反対闘争

巻原発公開ヒアリング阻止闘争

原発反対闘争では、一九八〇年から八一年にかけて、新潟県柏崎（一九八〇年一二月）、島根県（八一年一月）、静岡県浜岡（八一年三月）などで、原発建設を前提とした政府の公開ヒアリングにたいする阻止闘争がかつてない規模でおこなわれたが、その後も、引き続き労働組合も加わった阻止闘争が展開された。新潟県巻原発公開ヒアリング阻止闘争もその一つである。

東北電力が新潟県西蒲原郡巻町に建設をめざしている巻原発一号機建設計画については、通産省主催の第一次公開ヒアリングが敦賀原発事故などで政治的に延期されていたが、巻漁業協同組合が漁業権を放棄し、建設に同意したことから事態は急変し、一九八一年八月二八日第一次公開ヒアリングが巻町営体育館で開かれることになった。これにたいし、新潟県評議長が代表となっている「柏崎・巻原発設置反対新潟県民共闘会議」を中心に、全国から八五〇〇人が参加して、会場周辺デモなど、公開ヒアリング中止を求める抗議行動をくりひろげた。

玄海原発公開ヒアリング阻止闘争

九州電力玄海原発三、四号機増設計画に伴う通産省主催の第一次公開ヒアリングは、一九八二年七月一六日、佐賀県唐津市の都市青年の家で開かれることになった。その前日の一五日の夜、総評、社会党、玄海原発設置反対県民会議などで組織する「ヒアリング阻止現地闘争委員会」は、九州各県から一万人の組合員を動員し、徹夜で阻止行動を展開した。折りからの激しい雨の中を、一六日未明から九時間以上にのぼる座り込みやデモで会場を包囲し、明け方、これを排除した機動隊との小競り合いのなかで一人が逮捕された。通産省は、意見陳述人や傍聴人の一部を公開ヒアリング前日の一五日から会場に入れ、原発推進派だけからなる公開ヒアリングを強行した。

高速増殖炉「もんじゅ」公開ヒアリング阻止闘争

動力炉・核燃料開発事業団が福井県敦賀市白木に建設を計画している高速増殖炉「もんじゅ」についての原子力安全委員会の公開ヒアリングは、一九八二年七月二日、敦賀市文化センターで開かれることになった。総評、福井県評の現地闘争本部は、前日の一日午後一一時から一万人の総決起集会を開催した。引き続き、参加者全員がヒアリング会場付近に移動して、会場を包囲し、座り込みや周辺デモを繰り返した。そのため、公開ヒアリングは、機動隊の盾に守られ、反対派のシュプレヒコールがとびかうなかでの開催となった。

【参考資料】(1)「昭和五七年版環境白書」、(2)「公害弁連第一一回総会議案書」、(3)「公害弁連ニュース」各号、(4)「環境週間・第七回全国公害被害者総行動デー報告書・公害根絶と平和を求めて」、(5)「第六六回総評大会各局報告書」、(6)「日本の教育第三一集日教組第三一次・日高教第二八次教育研究全国集会（広島）報告」、(7)「公害研究」各号、(8)「全国公害患者の会連合会事務局だより」各号、(9)「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放第八回全国集会のしおり」、(10)「きれいな水といのちを守る霞ケ浦シンポジウム議案書」、(11)「とりもどそう青い海〈無リン洗剤も追放しよう〉」、(12)「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会ニュース」各号、(13)「全水道第三三回定期大会議案書」、(14)自治労中央機関紙「自治労」各号、(15)自治労、下水道法改正全国決起集会議案書」、(16)「カネミ油症全国実行委員会ニュース」各号、(17)公害弁連「公害と国の責任」

概要□臨調路線反対闘争――行革関連特例法反対闘争／八二年度予算要求闘争／老人保健法案反対闘争――老人保健法案成立へ／中央社保協、総評、中立労連のとりくみ／老地連の座り込み闘争／地方議会で請願採択／医師会、日歯会、健保連の見解／堀木訴訟闘争――堀木中対協を中心としたとりくみ／四・二八口頭弁論／堀木訴訟弁護団の上申書／大法廷判決／老齢保障闘争――九・一五高齢者大集会／全国高齢者・退職者の会の活動／同盟のゆたかな老後をつくる運動／政策推進労組会議の年金改革案／その他の社会保障闘争――国際障害者年へのとりくみ／保育運動／第一回社会保障・社会福祉総合シンポジウム／第一一回社会保障学校

VIII 社会保障闘争

概要

一、八一年後半から八二年前半にかけて、わが国の社会保障制度は、社会保険、福祉の分野全般にわたり、第二臨調第一次答申にもとづく見直しが進められた時期で、運動もこれらの動きに対応して進められた。

一、第二臨調第一次答申を実施するため、法律改正を要するもののうち七項目三六本の関係法律の改正案が行革関連特例法として国会に提出され、一一月二七日政府原案通り可決、成立したが、この動きに反対し、行革関連特例法反対闘争がすすめられた。

一、第二臨調第一次答申を具体化する八二年度政府予算案に反対し、福祉充実を要求する予算要求闘争がとりくまれた。

一、老人保健法案は、第九五臨時国会でも審議未了、継続審議となり、第九六通常国会で八月一〇日可決、成立したが、八一年前半にひきつづき老人医療有料化反対、老人保健法案の廃案を要求する闘争がすすめられた。

一、児童扶養手当と障害福祉年金の併給制限の違憲性を争う堀木訴訟は、最高裁大法廷に係属していたが、四月二八日口頭弁論が開催され、七月七日堀木さん敗訴の判決が言い渡された。堀木訴訟中央対策協議会を中心に、堀木訴訟支援闘争がすすめられた。

一、老齢保障の分野では、九・一五高齢者大集会が開かれ、全国高齢者・退職者の会の活動、同盟のゆたかな老後をつくる運動がとりくまれた。政策推進労組会議は年金改革案を発表した。

一、八一年後半には、前半にひきつづき国際障害者年に対するとりくみがすすめられた。

1 臨調路線反対闘争

行革関連特例法反対闘争

政府は、八月五日第二次臨調第一次答申を実施するための行財政改革に関する当面の基本方針を閣議決定し、法律改正を要するもののうち七項目三六本の関係法律の改革案を、行革関連特例法として第九五臨時国会に提出することを決定した。そのため行革関連特例法は、臨時国会の焦点となったが、一一月二七日参議院本会議で政府原案通り可決、成立した。このような臨調答申を具体化する法案に反対する闘争がとりくまれた。

九月一一日には、国公労連、医労協、全生連など六団体のよびかけにより、東京・文京区民センターで臨調答申に反対する労働組合、医療団体、障害者団体など一二八団体の代表二四二名の参加で「臨調路線反対、国民の生活と権利を守る各界連絡会議」が結成され、アピール「国民いじめの臨調路線に力をあわせて反対しよう」が採択された。一六日には、各界連絡会議の代表六名が参議院議長に、①政府に対し一括処理法案の提出中止を求める、②特別委員会の設置に反対の意思を表明するよう要望した。

日本患者同盟（日患同盟）は、九月二四日、「増税なき財政」再建の名のもとに政府がすすめようとして、国際障害者年に患者、障害者、高齢者、障害者、高齢者の生存権にかかわる法案を、政府が一括法案として国会に提出している「行政改革」はまったく弱い者いじめであるとして、国際障害者年に対するとして審議しようとすることに抗議し、行革関連特例法案に反対する声明を出した。

総評は、九月二五日東京・明治公園で「くらしと福祉を守る八一秋闘宣言中央集会」を約二万人の参加で開催し、国会審議の重要段階で「年金・福祉スト」を決行するという闘争宣言を採択した。一〇月二八日には東京・日比谷野外音楽堂で、一万五〇〇〇人の参加で「くらしと福祉を守る八一秋闘勝利中央総行動」の集会を開き、臨調答申にもとづく行革法案は財界優先の弱者切り捨て法案であり、このような法案が原案どおり成立することになれば国民生活はますます圧迫されざるを得ないとして、法案反対の統一行動を展開する決意を内容とする決議を採択した。翌二九日には公労協中心に「一〇・二九年金・福祉統一ストライキ」をおこなった。また、「福社、教育を切り捨てる行革反対署名」にとりくんだ。

一一月一二日には「軍事費を削ってくらしと福祉・教育の充実を」国民大運動実行委員会主催の国民中央大行動がおこなわれ、東京・日比谷野外音楽堂で約三万人の参加で六次にわたる集会、国会議員要請行動として展開された。

八二年度予算要求闘争

中央社会保障推進協議会（中央社保協）は、八月二〇日厚生省に対し大臣宛の「臨調第一次答申に抗議し福祉切り捨てを許さない五七年度予算拡充のための申入書」を手渡し、申入書の要求一〇項目について交渉した。交渉後、厚生省前で約三〇〇人の参加で決起集会を開いた。

民間社会福祉労働組合連絡会は、九月六日東京千代田区・全国町村議員会館で、一五都道府県から約二〇〇名の参加で「国民生活破壊の『行政改革』反対、社会福祉予算の拡充を要求する九・六決起集会」を開催した。翌七日には厚生省前で一七〇名の決起集会を開き、第二臨調のうち出している老人医療有料化、児童手当の所得制限強化、保育所、老人ホームからの費用徴収強化の方向を批判し、集会後各省庁、政党との交渉、要請行動を展開した。さらに「国民のくらしと福祉を切り捨てる『行政改革』反対、軍事費を削って社会保障・社会福祉予算の増額を求める全国署名運動」にとりくんだ。

「低所得者・失業者・高齢者、障害者のくらしと福祉、地方自治の危機打開、平和を守る予算要求国民大行進」は〝軍備より福祉を！平和を！〟をスローガンにかかげ、各地の集会や宣伝行動などに参加したり地方自治体への要請行動を行ないながら、一〇月一一日から一一月九日まで一カ月にわたって、北海道札幌と九州福岡を起点に東京へ向けてキャラバン大行進をおこなった。一一月一〇日には東京・日本教育会館で、行進をつづけてきた「予算要求国民大行進」の団員など約六五〇人の参加で「軍拡、いのちとくらし破壊の臨調路線粉砕を訴える集会」を開催し、翌一一日には午前中各省交渉、各党要請行動をおこない、午後には日比谷野外音楽堂で三五〇〇人が決起集会を開き、デモ行進した。

一二月一四日には、全国保育要求統一行動実行委員会、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）、民間社会福祉労組全国連絡会の三団体が「臨調粉砕、平和と福祉を守る決起集会」を一二〇〇人の参加で開催し、軍事費増額、福祉切り捨てに反対し、子ども、障害者、老人のねがいを実現する八二年度予算を要求して、宣伝行動、各省庁交渉、請願デモをおこなった。

八二年度予算大蔵省原案が一二月二日内示されると、中央社保協は翌二三日抗議と復活の申入れを厚生省にたいしておこなった。森下厚相宛の要請書は、①臨調行革路線による社会保障関連の各種補助金打ち切りの撤回、②公的年金スライド実施時期を前年度同様とする、③国民健康保険、児童扶養手当などの国庫補助削減、地方負担肩代わり計画のとりやめ、④臨調答申の主張する社会保険事務費の保険者負担肩代わりをおこなわないこと、⑤問題点の多い「老人保健法案」を高齢化社会にふさわしいものとするため通常国会で法案をとり下げる、⑥医療保険の保険外負担を廃止し、医療供給制度の充実をはかり、予防対策に重点的な予算配分をおこなうこと、⑥社会保険関係の補助金の増額をはかること、という内容からなり、厚生省首脳に手交された。

また、建設一般全日自労、全生連、全患連、老地連など失対労働者、低所得者、障害者、高齢者、患者・難病団体の代表約一〇〇人が、同二三日厚生省前で抗議集会を開き、二八日まで五日間の座りこみ闘争にとりくむとともに、①老人無料医療、公費医療の存続、②年金の充実、③医療保険差額徴収の廃止、④生活保護基準の引上げ、⑤児童手当の拡充を要求して厚生省交渉をおこなった。

八二年度予算政府原案が一二月二八日閣議決定されると、総評、

同盟、中立労連、新産別の労働四団体は、一月一九日、政府予算案は福祉後退など国民生活不安増大予算であるとして、所得税、住民税減税要請とともに社会保障拡充に関し、①年金物価スライドを物価上昇率五%未満でも六月から実施、②老齢福祉年金額を月額三〇〇〇円増額、③高齢者の疾病予防のための基盤整備費の計上、④医療保険の高額療養費自己負担限度額の引き上げをおこなわないよう、八二年度政府予算案の修正を要請した。

2 老人保健法案反対闘争

老人保健法案成立へ

第九四国会の閉会に伴い審議未了、衆議院で継続審議となっていた老人保健法案は、九月二四日開会の第九五臨時国会で再び審議されていたが、一一月一二日衆議院社会労働委員会で、一三項目からなる附帯決議の採択とともに一部修正のうえ可決され、翌一三日の本会議でも可決、参議院に送付された。しかし第九五臨時国会では成立せず、ふたたび一二月二一日召集の第九六通常国会で継続審議されることになった。そして八月三日、参議院社会労働委員会で一部再修正のうえ可決、一一項目からなる附帯決議もあわせて採択された。四日には参議院本会議で可決され、直ちに衆議院へ回付された。衆議院に回付された老人保健法案は九日社会労働委員会、翌一〇日、本会議で可決、成立した。第九五・九六国会での法案審議に対応しながら、医療費抑制対策の具体化として老人医療費有料化をはかる老人保健法案に反対する闘争がとりくまれた。

中央社保協・総評、中立労連のとりくみ

中央社保協は、第九五臨時国会開会以来、国会請願行動を中心に反対行動をすすめた。九月二四日の臨時国会開会以来、毎週木曜日衆議院議員面会所で毎回一五〇人から三〇〇人の参加で国会要請統一行動をおこなうほか、ハガキ要請、電報電話による要請などにとりくんだ。一一月五日には中央社保協、総評の共催で「老人保健法案の成立を阻止し、社会保障、福祉後退から国民生活を守る中央集会」を東京・清水谷公園で、約一〇〇〇人の参加で開催し、決議を採択、集会後参議院、衆議院、厚生省前をデモ行進した。

第九六通常国会で審議が継続されると、二月一六日には中央社保協、国民春闘共闘会議の共催で三〇〇人の参加で老人保健法案阻止国会要請行動にとりくみ、以後毎週火曜日、参議院議員面会所で要請行動が展開された。

四月二〇日には、国民春闘共闘会議が「老人保健法案の成立を阻止し、年金など社会保障の改善を要求する中央総決起集会」を日比谷野外音楽堂で、約八〇〇〇人の参加で開催し、国会にむけたデモ行進をおこなった。五月一〇日には、国民春闘共闘会議が清水谷公園で七〇〇人の参加で「老人保健法案成立阻止緊急中央集会」を開催した。集会は、有料化・保険料値上げによる国民負担増と、不十分な保健事業で地域住民や現場医療労働者に犠牲を強いる老人保健法案の成立を断じて許さないという「老人保健法案の成立を阻止し、社会保障の充実を要求する緊急アピール」を採択し、国会へ向

け請願、デモ行進した。

総評は、健康で安心できるくらしのために――老人保健法反対、国民のための行革推進――をスローガンに、地域保健医療福祉調査団を四月一日～三日、石川県七尾市に派遣し、①老人保健事業実施による市町村への影響、②成人病、慢性病の状況、③一人ぐらし、ねたきりの人びとの介護の状況、④救急医療の状況、⑤無医地区の状況を調査した。同調査にもとづき四月二六日、厚相に、老人保健法案は自治体が直面している緊急課題を克服できるまでとりあえず撤回するよう申し入れた。

老地連の座り込み闘争

老後保障地域団体全国連絡会（老地連）は、〝軍事費削って老後守れ〟〝老人医療を有料化するな〟と要求し、連日約一五名の参加で九月二四日から五〇日間にわたる厚生省前座り込み闘争にとりくんだ。

三月一五日には、①「原則無料」を「原則有料」にする老人保健法案を直ちに撤回すること、②地方自治体で独自に実施している老人医療費支給制度に干渉しないよう要望する要望書を厚相に提出するとともに、ふたたび三一日まで厚生省前座り込み闘争をおこなった。

地方議会で請願採択

地方議会で老人保健法案にたいし、反対決議、請願採択、意見書採択提出がおこなわれた。東京都議会、宮城県議会、大阪府議会、札幌市議会は意見書を全会一致で採択し、愛知県下八市（豊明、岡崎、高浜、新城、瀬戸、豊川、犬山、知立）二町（佐尾、清洲）議会でも意見書を採択し、関係大臣に提出した。山口県議会は請願書全会一致で採択し、神奈川県川崎市議会も有料化反対請願書を全会一致で採択、京都府下六市（京都、舞鶴、綾部、宇治、城陽、八幡）議会でも請願採択した。

医師会、日歯会、健保連の見解

日本医師会は、老人保健法案には反対の態度を表明してきたが、一〇月五日「日本の老人保健問題」を発表し、老人保健法案を全面的に批判し廃案を呼びかけた。また日本歯科医師会も、九月一七日「老人保健法案に対する見解」をまとめ発表した。「見解」は、法案が財政措置を主眼にした法案であり、老人の生命保持増進に失望を与えるものであるとして七項目にわたり否定的見解をのべている。

健保連は一〇月一五日、新制度発足の条件として、①老人の特性をふまえた合理的な診療報酬支払方式の導入、②保健事業実施に要する要員、施設について具体的計画と財政的裏づけ、③中間施設の充実、④各保険者の拠出金が著しく増大しないような調整措置、⑤保険外負担の解消、⑥老人保健審議会の構成を公平にするという六項目の意見をまとめ、発表した。さらに一月一二日には、「老人保健法案についての見解」をまとめ、新たな老人保健制度創設にあたっては老人医療費の適正化をはかることが不可欠の条件であるとして、①老人保健の医療費支払方式を根本的に見直すとともに医療費適正化対策を推進すること、②老人保健に関する審議は、政府原案通り老人保健審議会で一元的におこなうよう修正すること、③以上の二点が実現されない場合は廃案とすべきである、という見解を明らかにした。

3　堀木訴訟闘争

堀木中対協を中心としたとりくみ

児童扶養手当（改正前）が障害福祉年金との併給を禁止していたのは、憲法一四条（法の下の平等）、二五条（生存権）等に違反しないとして堀木さんの訴えをしりぞけた大阪高裁判決の破棄を求め最高裁で争われていた堀木訴訟は、上告後六年間の審理を経て八一年七月九日第一小法廷から大法廷へ回付された。堀木さんの訴えを支援する運動が、堀木訴訟中央対策協議会（堀木中対協）を中心にすすめられた。

堀木中対協は、審理が大法廷に回付されると直ちに口頭弁論開催要求署名にとりくみ、七月一一・一二日の両日堀木訴訟中央行動として約六〇人の参加で最高裁に口頭弁論開催と公正判決要請をおこなった。九月二〇日には、第一審勝訴記念統一行動として各地で集会、街頭宣伝、署名活動にとりくみ、二五日には、東京・全電通ホールで約二五〇人の参加で「全盲の母・堀木文子さんの裁判を勝たせるつどい」を開催した。さらに一一月一二日から一〇日間にわたり広島―東京間を、口頭弁論開催・公正判決を求める堀木訴訟キャラバン行進をおこない、各地でとりくまれた集会、学習会、街頭行動などで、〝ニセ行革反対、福祉拡充のために堀木訴訟を勝利させよう〟と訴えた。

最高裁での口頭弁論開催が決定されると、堀木中対協は、毎月第一、第三水曜日に最高裁へ要請行動にとりくむ方針を決定し、また四月二八日当日の弁論傍聴行動が円滑におこなわれるよう最高裁と協議した。とりわけ車いす障害者や視力・聴覚障害者の大法廷傍聴は従来例がなかったため、施設の不備を指摘し改善を講じて障害者の裁判傍聴権を守るよう要望した。

三月二七日には、中央社保協が主催して、シンポジウム「臨調路線と社会保障権利闘争シンポジウム――堀木訴訟口頭弁論成功めざして」を総評会館で約八〇人の参加で開催した。槇枝総評議長のあいさつにつづいてなされた報告テーマとパネラーはつぎのとおり。「臨調路線と社会保障の権利」小川政亮（金沢大）、「福祉裁判の勝利としての社会保障確立のために――労働組合運動と福祉闘争」茶山他家司（建設一般全日自労）、「朝日訴訟をひきつぐもの――民主団体と堀木訴訟」古川圭助（日患同盟）。

四・二八口頭弁論

口頭弁論日前日の四月二七日には、堀木中対協が厚生省前で決起集会を開き、同夜全電通ホールで弁論成功をめざす決起集会を開催、朝日訴訟の記録映画〝人間裁判〟を上映した。四月二八日口頭弁論の項目はつぎのとおり。①本件訴訟の意義と上告審の課題、②上告人ら障害・母子世帯の生活実態、③社会保障制度と憲法二五条、④憲法二五条下の立法裁量と司法審査、⑤併給調整の理念と現実、⑥児童扶養手当制度の性格・目的、⑦本件併給禁止の憲法二五条違反、⑧本件併給禁止の憲法一四条違反、⑨被上告人の答弁について。最後に上告人である

4　老齢保障闘争

九・一五高齢者大集会

九月一五日第一一回目の九・一五高齢者大集会が東京都体育館にて高齢退職者を中心に約一万人の参加で開催された。九・一五大集会の統一スローガンは、①高齢者と子どもの不幸は許せない、老人医療有料化と児童手当の後退を全国民の力でやめさせよう、②福祉切り捨て行政改革を阻止し、大企業本位、軍事優先の予算を、社会保障、福祉重点へ切り換えさせよう、③豊かな高齢化社会を築くため、雇用、年金、医療、老人福祉、税制など総合的な高齢者保障制度を確立しよう、という内容で、この三本の柱にそった二二項目の統一要求をかかげた。九・一五大集会を主催する「健康で安心できる老後をつくる大行動実行委員会」は、大集会に先立ち八月一九日、政府の軍事優先、福祉抑制の態度を改めさせるため統一要求二二項目を大蔵省、厚生省、労働省などに提出し対政府交渉をおこなった。

全国高齢者・退職者の会の活動

全国高齢者・退職者の会連絡会議（全国高退連）は、組織結成以来一一年たゆみない活動をおこなってきた。八一年から八二年にかけては総合的な高齢者保障制度の確立を求める運動をすすめ、健康で安心できる老後をつくる大行動実行委員会の構成メンバーとして、八月一九日の対政府交渉、九・一五大集会に参加し、大集会の翌日一六日には、初めて全国高退連独自の対政府要求行動を約一〇〇人でおこない、関連各省に要求書を手渡した。さらに老人医療有料化反対の一〇〇万人署名運動にとりくんだ。一二月一六日には国民春闘共闘会議と共催して「福祉切り捨て反対統一集会」を開催し、集会後①老人医療有料化反対、②年金スライド実施時期延長反対を内容とする請願書を国会へ提出した。

同盟のゆたかな老後をつくる運動

同盟は、国民運動の一環として「ゆたかな老後をつくる運動」を軸とする高齢者の福祉の向上をめざす運動を八一年度下半期の活動の中心として展開した。中央では、これまでの運動の成果と同盟の高齢者福祉政策をアピールしたビラ三〇万枚を作成配布し、高齢者組織づくりと「ゆたかな老後をつくる相談所」の設置促進にとりくんだ。地方では、地方同盟を中心に地方・地区集会、懇談会、街宣活動、地方自治体への申入れ、施設慰問等の活動を民社党と連携しつつとりくんだ。

また八一年七月一三日～一五日、一一〇名の参加で全国福祉研究集会を開き、講演「行財政改革と福祉」野口悠紀雄（一橋大）、「公的年金制度の現状と見通し」長尾立子（厚生省）、「企業年金制度の現状と課題」村上清（日本団体生命）、シンポジウム「高齢者医療のあり方」小山路男（上智大）、吉原健二（厚生省）、幸重義孝（同盟）をおこなった。

政策推進労組会議の年金改革案

政策推進労組会議は、六月一八・一九の両日にわたって討論集会を開き「昭和五七―五八年度政策・制度要求と提言」をまとめ、二一日の代表者会議で確認した。このうち年金の改革については、「五三―五四年度政策・制度要求と提言」で考え方を示してきたが、その後の情勢の変化に伴い年金政策案の変革が必要になってきたとして、これまでは公的年金の水準について加入期間三〇年で給与の六〇％を確保するとしていたものを、長期的には三五年を標準とするなど新しい方向を打ち出している。

【年金の改革について（構成）】

一、年金理念の国民的合意について＝①高齢者の生活保障は雇用、医療、老人福祉など総合的に保障されるべき、②年金支給開始年齢は引退年齢と連結させる、③老後の最低生活は年金によって保障されるべき、④年金額の実質的価値の維持、⑤公的年金は事業所規模によって左右されるべきでない、⑥社会保障としての公的年金は所得再分配機能を果すべき、⑦公的年金の運営と積立金運用は、被保険者代表の参加で公正を期すべき。

二、年金制度改革の必要性と基本的な構想＝①高齢化社会への展開と年金改革の必要性、②現行制度がもつ改革への必要性、③将来の年金制度の姿。

三、公的年金各制度の改革と段階的統合＝①年金行政の一元化、②各種年金制度の整備と制度間格差の解消、④各制度毎の整備と制度間格差の解消、④各制度からの共通部分の抜き出しによる基本年金確立についての考え方、⑤通算年金と併給調整の合理化、⑥婦人の年金権の確立、サラリーマンの妻の国民年金への加入の義務化。

四、厚生年金制度の第一期の改革――五九年改正でとりくむべき課題。

五、厚生年金制度の抜本改革――第二期以降の改革―①年金の標準、②年金の構成、③最低保障額、④年金水準の改定、⑤受給要件、⑥在職老齢年金、⑦障害年金、⑧遺族年金、⑨年金の実質的価値の維持、⑩厚生年金の適用範囲、⑪年金財政、保険料について。

六、国民年金制度の改革。

七、公的年金に共通する事項の改善。

八、企業年金制度の改善。

5　その他の社会保障闘争

国際障害者年へのとりくみ

八一年後半には、前半にひきつづき国際障害者年にたいするとりくみ

が、障害者団体、労働組合などですすめられた。国際障害者年日本推進協議会（民間障害者団体一一三団体）は、一一月二八・二九の両日東京・ＮＨＫホールで、障害者と家族など約三〇〇〇人の参加で「国際障害者年記念国民会議」を開催した。一一月七日には、全国一一三の加盟障害者団体代表による協議総会を開き、所得保障、就労保障、生活環境整備、医療、教育、早期療育などを柱とする「長期行動計画」を決定した。

障全協は、八月九日一〇日の二日間にわたり「たちあがろうすべての障害者、網の目リレー大行動中央行動」を開催した。一日目は東京・浅草国際劇場で、三〇〇〇人の参加で集会を開き、障全協独自の「国際障害者年一〇カ年行動計画(案)」を提案し、障害者の人権と生活擁護を唱えた決議、アピールを採択、二日目は、約六〇〇人の参加で厚生省前で座りこみ集会をおこない、集会後一三省庁に交渉団を派遣した。一一月三〇日には、八二年度大蔵省予算原案決定を前に、一〇〇人の参加で厚生省など八省庁と「障全協一〇カ年行動計画」実現要求のための交渉をおこなった。四月三日四日には〝すすめよう地域のすみずみから障害者運動を、学びあおう地域運動の成果を〟をテーマに富山県・富山県民会館で、約五〇〇人の参加で全国交流集会を開催した。六月一三日の第一六回定期総会では、障害者のしあわせを求めることと平和を守ることをひとつのこととして追求するという「平和アピール」を採択し、翌一四日には約六〇人で政府交渉をおこない、関係省庁に七〇項目の要求書を提出した。

障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）などで組織する一〇・二七、二八全国行動実行委員会は、障害者が地域社会の一員として生きられる所得保障制度の確立、居住の場の確保、行動の自由の保障とその拡大を求めて二七日、二八日の両日、厚生省前で座りこみをおこない、厚相に「脳性マヒをはじめとする幼い時からの障害者の所得保障新設に関する要望書」を提出した。

総評は、国際障害者年を契機に障害者の雇用、所得保障、移動の自由、共同保育、生活サービスの拡充をはかるために運動をすすめてきたが、一一月九日、東京・中野体育館で、七〇〇人の参加で初めての障害者と労働者の連帯全国集会を開催し、①障害者の雇用を拡大せよ、②障害者の所得を保障せよ、③障害者・児の共同教育・保育を促進せよ、④障害者の移動の自由を確保せよ、⑤障害者の医療・福祉など生活サービスを拡充せよ、⑥戦争に反対し、世界の平和を守ろう、をスローガンにかかげた。

同盟は、九月一〇月を障害者問題にたいする意識啓発を促進するための地域活動月間に設定し、障害者に関する資料集一万部、職場用かべ新聞二万部、シンボルマーク・シール五万部、宣伝用ビラ五〇万部を作成配布した。

日本学術会議は、一〇月二八日第八三回総会で、八一年が国際障害者年であることにかんがみ、国民全体に国際障害者年にたいする関心を喚起し、政府自治体にたいし、第六五回総会第七二回総会でそれぞれ採択した「社会福祉の研究・教育体制等に関する勧告」「リハビリテーションに関する研究・教育体制等に関する勧告」の実現をふくむ長期行動計画を早急に策定するよう要請した「国際障害者年に関する声明」を採択した。また一一月二七日には、東京・日本学術会議会館で「国際障害者年に関する学術シンポジウム」を開催した。

保育運動

一一月八日に保育関係団体、労働組合など一〇団体からなる実行委員会主催で、〝保育行政を切り捨てる臨調路線反対！　すべての子どもによりよい保育保障を！〟をスローガンに、「保育の危機から子どもを守る都民集会」が約三〇〇〇人の参加で開催された。集会は、①子どもの権利を奪う保育料値上げ反対、②保育内容の充実、③子どもの福祉を守れない国基準反対、都の水準の更なる充実、④ベビーホテル対策に名をかりた保育の切り捨て反対、⑤軍備を優先し国民にしわよせする「行政改革」反対を内容とする決議を採択した。

八月七日～九日の三日間、長野県山ノ内町で、全国から五〇〇〇人の参加で第一四回保育団体合同研究集会が開催された。分科会にわかれて経験交流がおこなわれ、閉会集会では「保育関係者の反核・平和アピール」と、臨調路線による保育攻撃をはね返し、日本の未来をになう子どもたちの保育をより創造的に発展させようとよびかけた「集会宣言」が採択された。

第一回社会保障・社会福祉総合シンポジウム

社会保障・社会福祉総合シンポジウム実行委員会（構成メンバーは社会保障研究所問題研究会、保育研究所、全国老人福祉問題研究会、地域福祉問題研究会全国連絡会、公的扶助研究全国連絡会、児童相談所問題研究会、雇用失業政策研究会、全国養護問題研究会、社会福祉文化集団など）主催のシンポジウム「臨調路線のもとでの国民生活と福祉の課題」が、五月三〇日東京千駄ヶ谷生協会館で、約一〇〇〇人の参加で開催された。雇用失業問題、医療保障、低所得層と公的扶助、老人問題、障害者福祉、地域福祉問題、児童問題について、シンポジウム実行委員会を構成する各研究会から報告がおこなわれ、福祉切捨て・否定政策のもとにおける福祉の全体像が明らかにされ、理論的課題が追求された。

第一一回社会保障学校

第一一回社会保障学校（八二国民春闘共闘会議、中央社保協主催）は、〝臨調答申と社会保障〟をメインテーマに、七月六日から四日間群馬県水上温泉で約三〇〇人の参加で開催された。講演テーマと講師はつぎのとおり。「臨調答申と社会保障」沼田稲次郎 東京都立大名誉教授、「高齢化社会と老齢保障」江口英一中央大教授、「ヨーロッパの医療制度――イタリアの医療改革を中心に」石本忠義健保連社会保障研究室長、「これからの医療保障」佐藤進日本女子大教授、「生きる権利と社会福祉」小川政亮金沢大教授、「職場の安全と労災・職業病」上畑鉄之丞杏林大教授。

【参考資料】(1)総評第六六回定期大会各局報告、(2)同盟第一八回年次大会資料、(3)『週刊社会保障』、(4)『週刊社会保険旬報』(5)『社保協ニュース』、(6)中央社保協『社会保障』、(7)老地連・都老協の機関紙『老後のくらし』、(8)『堀木訴訟中央対策協ニュース』、(9)医労協機関紙『医療労働』、(10)『障全協新聞』、(11)『保育情報』

IX 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動――金融同質化競争の渦中で厳しさを加えた経営条件／労働銀行創設構想の登場／新規業務の取扱い開始と全国オンネット・センター設立へ／財形個人年金制度創設問題／**労働者共済運動**――生・損保の事業伸長の鈍化と「業際対策」／経営発展計画の策定／年金共済の開発準備と自動車共済の全県スタート／八一年度の事業概況／西日本電算センターと全国オンライン化／**生活協同組合運動**――厳しさ増すくらしと平和、生協をめぐる状況／消費者運動の高揚／くらしと平和を守る活動の前進／生協規制の強まり／生協と連帯活動の強化／**労働者住宅運動**――住宅建設戸数の大幅減少／中古住宅流通市場の活発化／続く土地価格の高騰／困難性増す勤労者の自主的住宅建設事業／住宅生協など事業団体の対自治体交渉／勤住協「第二期中期計画」のスタート

概要

一、労働金庫運動は、この一年、労金法改正後の金融同質化競争の渦にまきこまれて経営的にもかつてない厳しい決算状況を経験するとともに、運動的にも総評など労働四団体側からの「労働銀行創設」構想に揺さぶられて、その運動、経営両面での主体性をいかに確保していくかが問われつつある。

一、労働者共済運動は、共済規制強化、競争激化の環境条件に対抗して事業自主権を守りとおすため経営発展計画を策定した。また年金共済開発と全国労働者福祉振興協会の設立準備に着手した。

一、生活協同組合は、流通業界の競争激化、生協規制の動きのなかで、消団連活動の一環として「物価」「行革」問題にねばり強い大衆的とりくみをおこなった。また「反核・草の根運動」を広げ、平和とくらしを守る運動を前進させ、組織・連帯活動をつよめてきた。

一、労働者住宅運動は、「住宅不況」のもとで、自主住宅事業も計画比実績は大幅に落ちこみ、在庫住宅も増えている。こうした状況にたいして事業の多角化、需要層の開拓、自治体対策など事態打解への模索をつづけている。また、勤住協では第二期中期計画をス

タートさせたが前途の困難が予想されている。

1　労働金庫運動

金融同質化競争の渦中で厳しさを加えた経営条件

一九八一年度の労働金庫の経営と運動は内外から厳しい局面に立たされることになった。一九五三年の法律制定以来、はじめての改正をみた労働金庫法は、八一年六月に施行され、労働金庫は、内国為替、国庫金・年金の取扱い、員外利用など新たな業務へのとりくみが可能となったが、反面、他金融機関なみ機能への同質化は、より厳しい競争の渦中に労働金庫をまきこむこととなった。すでに金融業界では、国際化の進展、大衆化の進展とともに新たな段階での銀行と信託・長銀・証券・生保までをふくむ長短同質化、直間同質化（銀行の国債窓口販売など）への競争のしのぎが削られ、内外の金利差や財政破綻を背景にした国債の大量発行、市中消化の要請のもとで金融戦国時代が訪れてきた。国際的な金融行政の自由化の圧力もふくめ、労働金庫の新たな橋頭堡の先を行く厳しい競争環境がつくり出されていた。

不況の浸透による設備投資の落ちこみ、勤労者の実質賃金の落ちこみによって市場そのものがせばまり、市場での競争は、金融機関の企業間格差、競争力の差をきわだたせ労働金庫も全体としてかつてない業績の悪化とその内部での業績格差を表面化させはじめた。

全国労金の預金ははじめて三兆円の大台をこえ、一九八一年三月末で三兆三六五八億円となった。年間預金増加額は三九七九億円、増加率は一三・四%で、率としては前年よりやや低下したもののまず前年並みの預金結集を維持したが、とりわけ住宅借入需要の減衰を反映して、貸出金は年間一三五六億、六・九%の増加にとどまり、額率ともに前年の増加からいちじるしい落ちこみを示した。預貸率は六三・六二%と前年よりさらに二・四四%の後退を示した。勢い預貸の差の資産運用を有価証券の購入にあてる傾向が強まり、単位労働金庫における有価証券保有が六九八八億円に達し、労働金庫連合会における保有とあわせると一兆一〇〇〇億円、実に預金の三分の一が有価証券保有にまわるところまでの変化を示した。こうしたなかで運用資金利鞘は全体としてもマイナスに転じた金庫が多く、全国労金の経常収支率は九五・五七%と前年よりさらに三・〇三%の悪化を招き、かつてない厳しい決算となった。

労働銀行創設構想の登場

一九八一年一一月二一日付『日本経済新聞』は「総評、相銀・信金と提携」と報じた。この記事は、総評富塚事務局長のあるセミナーでの発言をとらえたやや不正確な報道であったが、関係者のあいだに大きな波紋をまき起こした。富塚氏自身は同年一二月一一日付の『総評新聞』事務局長コーナーで「労働者銀行の創設を――社会変革への課題提起」と題してその構想を語ったが、その構想とは西ドイツのDGB（ドイツ労働総同盟）の経済研究所と労働者銀行（BFG）を視察した経験から、「労働者銀行を創ろう」としたもので、その理由として、現在の労働金庫の全国統合（これはかつて総評が意図し

第99表　労働金庫の組織現況

会員区分＼年度(末)	1980年	対前期増加	1981年	対前期増加
団体会員計	51,893	1,038	52,815	922
民間労組	30,087	591	30,515	428
官公労組	15,958	364	16,314	356
生協	980	5	992	12
その他団体	4,868	78	4,994	126
個人会員(人)	250,492	△2,654	236,434	△14,058
間接構成員計(千人)	9,542	49	9,590	48
民間労組	6,226	△16	6,231	5
官公労組	3,086	46	3,090	4
その他	230	19	269	39

第100表　労働金庫の主要事業勘定

(単位：億円，%)

科目＼年度(末)	1980年	対前期増加率	1981年	対前期増加率
出資金	367	7.57	396	7.99
預金	29,679	13.47	33,658	13.41
貸出金	19,605	10.28	20,961	6.92
総資産	33,729	14.03	38,264	13.44

第101表　労働金庫の年度間新規貸出および残高の使途別内訳

(単位：億円，%)

使途区分＼年度		＊ 1980年	1981年	対前期増加率	1981年残高
生活資金	＊	4,316	4,787	10.92	6,585
賃金手当資金	＊	307	286	△6.90	98
住宅資金	＊	4,995	5,093	1.95	13,481
福利共済資金	＊	687	834	21.40	486
生協資金	＊	862	539	△37.42	311
合計	＊	11,167	11,539	3.33	20,961

〔備考〕　＊1980年，前年度統計集計に誤りあり，上記に訂正。

第102表　財形貯蓄実施状況

（1982年4月末分）（単位：千人，百万円，千カ所，%）

項目 / 機関	契約者数	前年比	シェア	貯蓄残高	前年比	シェア	事業所数
		%	%		%	%	
都市銀行	3,550	13.8	27.0	1,269,643	28.1	23.8	438
地方銀行	2,152	25.8	16.4	510,081	37.2	9.4	286
信託銀行	1,957	4.5	14.9	1,588,904	16.7	29.1	72
長期信用銀行	382	8.1	2.9	364,662	20.2	6.7	5
相互銀行	787	12.0	6.0	150.799	30.9	2.8	166
信用金庫	310	22.8	2.4	71,994	39.6	1.3	77
商中	248	△ 5.2	1.9	69,974	22.1	1.3	22
信用組合	70	17.8	0.5	38,473	29.1	0.7	7
労働金庫	1,437	8.7	10.9	454,675	22.7	8.3	15
農中	34	1.8	0.3	22,495	20.0	0.4	3
農協貯金	36	27.0	0.3	12,362	29.6	0.2	*
農協共済	1	10.6	0.0	342	△ 28.5	0.0	0
生命保険会社	415	18.2	3.2	124,555	32.3	2.3	65
証券会社	1,008	△ 5.9	7.7	630,434	9.5	11.6	98
郵便局	744	15.9	5.7	142,726	60.5	2.6	130
貯金	732	15.5	5.6	139,500	60.9	2.6	125
簡易保険	12	47.5	0.1	3,226	44.1	0.1	5
その他	0	57.1	0.0	138	77.9	0.0	*
合計	13,131	11.4	100.0	5,452,257	22.8	100.0	1,384
参考 対前月増減(△)数	81			1,637			7

参考
1. 信用金庫・信用組合は，1982年3月末
2. 農協貯金・その他は，1981年9月末

前月比（契約者数 0.6%／貯蓄残高 0.0%／事業所数 0.5%）

〔備考〕
1) 信託銀行には，都市銀行の信託勘定分をふくめている。
2) 生命保険の残高は責任準備金・配当金の合計である。
3) 前年比は，前年同月比伸び率である。
4) 事行所数は延数である。
5) 「その他」は漁協等。
6) * 印は統計資料なし。
7) 大蔵省（銀行局，証券局），郵政省調べ。

求めたもの）が財界・大蔵省の抵抗で実現せず、かつ勤労者の預金が労働金庫に結集しきれないでいる実情から「労金と中小銀行が提携して労働者の預金を集中させ、将来の労働銀行に発展させよう」とのべている。

この富塚構想はその後総評が、平和経済国民会議の大内力東大名誉教授他八名の学者、研究者に委嘱した「労働者自主金融事業研究会」という形をとって八二年三月に具体化され、同研究会は研究課題として、①金融構造の変化と個人金融の位置付け、②個人金融の中での労働者金融の位置付け、③労働者金融における労働者自主金融事業のあり方、④労働者自主金融事業における「労働金庫」と全国統合化問題、⑤「労働金庫」全国統合化と地域金融機関（相銀・信金）との協力・提携、⑥「労働金庫」と西独「労働者銀行」（BFG）等の比較検討、⑦労働者福祉事業と労働者自主金融事業との関連、⑧労働者自主金融事業の課題と提言の八項目を設定し、一年ないし一年半で提言をまとめるとしている。

さらに、富塚氏はこの構想を労働四団体の事務局長、書記長会議にも提起し、前出研究会とは別に四団体と中央労福協による「事業団体検討委員会」を設けた。この委員会は七二年秋を目途に、月二回の割で検討を急ぐとした。このほか、この富塚構想は八二年五月二四日の〝社会党を支持し働者自主金融（銀行）づくりと福祉対策の強化」としてうたわれ、大きな話題として浮かびあがった。

しかし、事前に相談も予告も受けなかった労働金庫幹部が大きな衝撃を受けたことはいうまでもなく、提携を呼びかけられた中小金融機関でも寝耳に水という状態にある。

しかし、こうした一連の動きの背景に、政財界の賃金抑制と合理化攻勢に押された労働組合側の労働戦線統一の動きとからむ思惑があることももちろんだが、同時に労働金庫を中心とした労働者の自主福祉事業の現状にあきたらない思いをもつ労働中央団体幹部のいらだちも見受けられ、今後の動きが注目される。

一方、一九五一年一〇月に発足した全国労働金庫協会は、東京都千代田区神田駿河台に新築、移転して三〇周年を迎え、一二月には『全国労働金庫協会三十年史』を上梓した。同年史は単なる会史にとどまらず「労働金庫運動史」としての内容をもち、折から経営、運動両面で内外から転機を迎えた労働金庫に、その原点を再確認させる貴重な資料となった。また、労働金庫内部からもこの転換期に新たなビジョンをさぐろうとする全国理事長会議（八二年三月）などの動きがはじまってきた。

新規業務の取扱い開始と全国オンネット・センター設立へ

労働金庫法の改正、三〇周年を契機とした労働金庫の新規業務へのとりくみが各分野ではじめられた。まず、内国為替の取扱いは、八一年七月二九日の大蔵・労働両省の認可を得て、八月一日から開始された。実務的にはすでに連合会で扱っていた全国労金の当座集中決済制度を内国為替集中決済制度に切りかえただけであり、全国労金のすべての本支店がオンラインで結ばれたわけではない。したがって、労金連合会ではこれに先立ち、六月の理事会で全国労金の系統内為替のオンラインネット化構想と全国銀行内国為替運営機構＝全銀データ通信システムへの加入を決定、ただちに同機構の運営に当たっている全国（＝東京）銀行協会に加入を申入れした。

全銀データ通信システムは、労働金庫と相前後して加入申入れをした農業協同組合（農林中央金庫、県信連は既加入）と信用組合の三業界を除き、他のすべての民間金融機関が加入し、内国為替のデータをオンラインで結合したそれ自体社会的な一大機構となっており、内国為替取扱いの社会的水準は全銀加入抜きには考えられないといわれている。労金もふくめ未加入三業態はいずれも一九八三年度中には、全銀加入を果たしたいとしており、その前に加入の前提となるそれぞれの系統内の為替ネットを整備確立しようとしている。労金業界でも、一〇月には労働金庫連合会が日本銀行との当座勘定取引を開始し、一一月には日本電信電話公社に委託して全国為替オンライン・ネットシステムの開発に着手、八二年一月には全国ネットの中央での中継センターとなる労金中央事務センターの設立を決定、東京都港区の品川駅近くに用地を取得、同年五月には建設に着手し、一九八四年一月の全国ネット為替取扱い開始を目標に条件整備を開始した。

一方、新たに取扱い可能となった年金、国庫金の取扱いについても、日銀および各共済組合当局との折衝を開始し、一〇月の公立学校共済組合、一二月の地方職員共済組合、八二年六月、日銀指定による厚生年金等公的年金の取扱いなどそれぞれ指定、取扱いを開始した。もっともこの分野の取扱いで後発の労金は、まだ取扱い実績は小さく、受給者の利便にこたえる面でも体制整備の課題を残している。

財形個人年金制度創設問題

勤労者財産形成制度は、その誕生以来満一〇年を経たが、当初の柱としをかえた財形給付金制度（第二財形）せ、ひとり財形貯蓄制度のみは、順調に伸びつづけ、八二年四月末で契約者数で一三一万人（前年比一一・四%増）、貯蓄残高五四五二億円（対前年比二二・八%増）となった。

こうしたなかで、財形制度の見直しがおこなわれ、従来目玉の一つとされてきた住宅貯蓄控除制度が廃止され、高齢化社会到来を見越しての自助努力による老後生活安定化手段としての財形個人年金制度の創設（八二年五月成立）が励型への傾斜がすすんだ。

すでに銀行・郵貯戦争を契機として八一年六月から売りだされた期日指定定期預金などで開始された高利回り選好への大衆心理の誘導は、財形年金制度の創設によっていっそう拍車がかけられ、信託、生保、証券と銀行などとの商品開発競争を激化させてきた。こうしたなかにあって労働金庫の財形貯蓄も順調に伸びていたが、最大の契約者数をかかえる国鉄財形で最初の大口満期の到来を迎え、契約継続率九三%、残高継続率五六%という他の満期到来事例を上まわる成功をみたとはいえシェアー低下をはなく高利選好商品開発競争のなかで、金利負担とシステム開発コスト負担の増大が労働金庫の経営ポジションに及ぼす影響も深刻になってきていることも否定できない。また財形住宅制度が事実上、地価・建築費の高騰で破綻を来し、目先

2　労働者共済運動

生・損保の事業伸長の鈍化と「業際対策」

損保事業の主力は家計保険であり、自動車・火災・傷害保険がその中心であるが、そろって保険料収入が低下傾向にある。また生保においても今年度は料率引下げにより回復の兆しがあるものの、低率の基調は変わらないものと見られている。こうした状況もあって行政から経営体質の改善と効率化促進が強く指導され、生・損保は事態の転換をはかるため、競争条件強化策と「業際対策」（簡保・銀行・共済に対する対策）に力を入れている。そのうち共済にたいする規制策の特徴は、①これまで共済を保険業法等のもとで一元化することをねらっていたが無理と判断し、協同組合が実質的に保険を営むことは認めるが、保険業法とその監督規定との整合性がはかれる共済基本法のような単独立法をつくる。②共済事業の運営上の弱点を明らかにし共済行政の介入をはかる。③高度の引受技術により共済が及ばないような商品開発をおこなう、などであり、保険学会での共済基本法提起、臨時行政調査会にたいする共済行政の一元化申入れなどはその現われといえる。こうした動きにたいし、労済は事業自主権を守り通すため、事業運営の協同組合的強化の実態化にとりくんでいる。

経営発展計画の策定

統合事業の経営力を生かして組合員活動をいっそう促進するための経営発展計画が策定された。計画は、①県本部自主管理体制の強化をめざした予算制度改正、②経営活動の成果活用政策、③長期資金の運用政策、④支所づくり計画から成っている。そのうち経営活動の成果活用政策は、対策、法律相談、保健対策、高齢者・障害者対策、総合的調査研究で、社会還元・生活文化事業運営の強化のための資金活用となら活動などを推進していこうとするものである。また、支所づくりは、基礎生活圏単位に労済の拠点として設置を構想し、組合員の相互利用の場となることをふくめ計画推進中部で着手されている。

年金共済の開発準備と自動車共済の全県スタート

高齢化社会の急速な進行のなかで老後生活の経済的基礎である年金制度についての対応策を検討している。そのうち私的保険にたいして「今日の社会において将来の種々のリスクに対し、私的保障の協ついて、私的に備えることは欠かせない」と判断し、同組合的達成をめざすこととした。八二年三月「個人年金共済概要案」を作成し全国的討議に付した。仕組みの内容は、定額型および逓増型保証期間付終身年金の二種類であり、家族年金、重度障害年金が組み込まれている。制度開発にあたっての最大の問題は資金運用問題であり、このことが制度の優劣を決める要素となる。今日までの労済資金の大半は労金に預けられ、労働者の資金需要にこたえてきたが、年金資金にあっては、従来方法では制度維持が困難である。

労金運用の可能性を拡大しながら、限界を克服することが課題となっている。今後の労済活動が組合員要求にこたえて協同事業を拡大していく場合、「組合員による所有と管理の民主主義」を追求しながら、社会システムのなかにどう参入していけるのかが重要な問題となってきている。

自動車共済は八〇年八月に発足した全国労働者自動車共済連合会の会員となり、自動車共済連の元受事業である自動車共済制度を全労済が業務受託するという形式で取扱いをおこなっているが、八二年四月、東京、神奈川など七県本部で取扱いを開始しこれによって全県的とりくみがスタートした。同時にこれまで対人賠償限度五〇〇〇万円であったものを八〇〇〇万円に引き上げ、一般的補償必要額を満たした。料率（保険料）は損保の自動車保険と比較し標準で半額ということもあって注目されてきている。しかし、契約台数は損保の二二六五万台にたいし四五万台という実績である。

八一年度の事業概況

労済運動の基盤をなす労働組合の組織率は、一九八〇年六月末現在、前年と比較し組合数九一三、組合員数六万一〇〇〇人増加しているものの推定組織率は三〇・八%と前年（三一・六%）を下回っている。組合員数が増加している組織は、公務員関係が目立ち、しかもこれらの組織は独自に共済組織を持っていて労済とは競合関係にあるといえる。また、単産共済などの労働組合共済をはじめ共済多立化の傾向にあり、勤労者生活の生活条件のきびしさをふくめ、がいして労済運動をめぐる環境はきびしかったといえるが、予定した事業目標は達成された。

八一年度の契約状況は、全共済種目合わせ、二〇九三万件、契約高六五兆三五一四億円であった。これは前年度に比較し約八六万件（四・三%）、一一兆四三六億円（二〇・三%）の増加である。

他方、給付状況は、全共済種目で四三七億円と前年度に比較し、七三億円増加した。

西日本電算センターと全国オンライン化

八二年一〇月稼働を目標に西日本電算センターの建設準備をすすめている。この建設は八〇年八月決定した総合機械化計画の東西両センター構想にもとづき、西日本の集中事務処理をおこなおうとするものである。

また全国オンライン化の推進は、近畿地本（八〇年一〇月）、東北地本（八一年六月）、中央地本（八二年四月）、東海地本（八二年五月）で実施され、二二県本がオンライン化された。

全国労働者福祉振興協会の設立準備

労働組合をはじめ法人が所有する建物および動産の火災共済は、現行の自然人を対象とする消費生活協同組合法では、事業化できないこともあって、法人所有物の共済をはかることをふくめて財団法人「全国労働者福祉振興協会」の設立準備に入っている。当初出捐金額は、基本財産八億円、運用財産二億円、合計一〇億円、出捐団体は全労済、全国労金、日生協、勤住協の四団体であり、事業は団体建物火災共済をはじめ社会公共的活動を計画している。

第103表　全労済加入・給付状況

〔加入状況〕　　（単位：千件，億円）

共済種類＼事業年度		1980年度末	1981年度末	増加率（%）
火災共済	件数	7,065	7,308	3.4
	契約高	293,016	351,045	19.8
慶弔共済	件数	3,606	3,662	1.6
	契約高	10,219	10,472	2.5
交通災害共済	件数	4,304	4,389	2.0
	契約高	53,807	72,260	34.3
団体生命共済（特約ふくむ）	件数	4,872	5,339	9.6
	契約高	174,763	206,197	18.0
希望共済(特約ふくむ)	件数	224	230	2.7
	契約高	11,273	13,540	20.1
合計	件数	20,070	20,928	4.3
	契約高	543,078	653,514	20.3

〔給付状況〕　　（単位：千円）

共済種類＼事業年度	1980年度	1981年度	増加率(%)
火災共済	9,467,377	11,051,726	16.7
慶弔共済	1,431,232	1,565,187	9.4
交通災害共済	1,836,113	2,508,608	36.6
団体生命共済(特約ふくむ)	21,178,587	24,790,223	17.0
希望共済（特約ふくむ）	2,562,726	3,611,012	40.9
合計	36,476,035	43,777,822	20.0

〔備考〕 1） 1980年度は，80年6月1日～81年5月31日，1981年度は，81年6月1日～82年5月31日。
2） 積立金付生命共済は希望共済に含め表示した。

3　生活協同組合運動

厳しさ増すくらしと平和、生協をめぐる状況

この一年間、国民生活をめぐる情勢はいっそう深刻となり、生活の危機感が増大した。政府の「物価鎮静」論をよそに消費者米・麦価、国・私鉄運賃、厚生年金の掛金、健康保険料等々公共料金の値上げが相次ぎ国民の生活を直撃した。勤労者の実質収入は伸び悩み、調整減税なしの実質増税と社会保障費負担の増加によって家計は切り詰めを余儀なくされ、そのため国民の実質消費支出は、二年連続してマイナスを示した。

教育や文化の分野でも、国民に背を向けた政治の反動化とモラルの低下を反映して深刻な状況が広がっている。また技術革新により、電子技術が生活の隅々に浸透しているが、これらは生活の便利さを高める反面、消費者の自律性が失われるおそれもでている。国民の約九人に一人は病気で、とくに成人病は増えつづけている。そうしたなかで社会保障予算の削減と「受益者負担」が一段と強まり医療の営利化がすすみ、国民の健康をめぐる状況はいっそう深刻となっている。

財界主導の臨調路線による「行財政改革」は福祉切りさげ、赤字公共事業の民営化による「再建」で、国民へのサービス低下を招き地域コミュニティづくりの名のもとに大資本による地域支配がすすめられようとしている。

失業者の激増、貿易摩擦や通貨不安の増大など世界の経済が深刻な状況を迎えているなかで、東西対立はいっそうエスカレートし、アメリカの「戦域核兵器」の配備計画やレーガンの「限定核戦争」発言、ソ連の「SS20」のヨーロッパ配備やポーランドの軍政移行、アルゼンチンのフォークランド諸島進攻、中東紛争など平和の危機が高まっている。こうした状況のもとで、わが国やヨーロッパをはじめ世界各国で「反核兵器・平和」の運動が大きく高揚し、軍縮と平和を求める声は一段と高まっている。

低成長と消費の低迷は流通業界にも大きな影響を与え、収益の伸びも鈍りをみせるなかで流通業界に競争政策が持ち込まれたのもこの一年の特徴である。こうしたなかで大型店出店規制や生協への規制への動きも急速にすすんでいる。とくに大店懇が通産省に提出した報告書のなかで、「大型店出店抑制策を踏えた出店自粛の指導」や「員外利用の防止の徹底と実態把握のための努力」「生協・農協と中小小売商との話合いの場の設定」など生協にたいする規制、監督の強化がもり込まれたことは見逃せない。

消費者運動の高揚

生活を中心とする消費者運動、とりわけ消団連（全国消費者団体連絡会）の運動は、個別の値上げについての不当性を追及するばかりでなく、「財政再建の在り方」「行革の在り方」を問いながらとりくむという点で、従前に増してその力量が問われた一年であった。

灯油の前年比二〇%値上げに象徴される独占価格の吊り上げ問題については、「産業用は安く家庭用は高く」という価格体系づくり

にたいし、政府・業界のエネルギー政策を転換させる運動と同時に、不当値上げに反対する運動を強めてきた。「新一般消費税」についてもまた、ただこれに反対するばかりでなく、この問題を広く税・財政問題として捉え直して、民主的な財政再建を実現する運動へと発展強化していくことを重視し、そのなかで公共料金の値上げ問題やそのあり方を問うた。

この一年間の消団連の運動では、第一にくらしの場から問題を捉えることを重視して、学習活動を中心にした地道な運動をすすめ、政府・財界の「増税なき財政再建論」の欺瞞性が追及された。小売商団体など諸団体との共催による学習会が秋田などが一七都道府県で開催され、「行革が及ぼす県民生活」「わが家の税金調べ」などの調査活動や学習資料づくりがなされ、また愛知県では「行革問題キャラバン隊」を編成して県内を巡回し、地方自治体決議をさせていくというとりくみがなされた。こうしたとりくみは、各県単位の消費者大会、第二〇回全国消費者大会にも結びつき、「行革問題」をメインテーマにした大会資料づくりや、分科会・全体会議を成功させ、消費者団体間の団結と意思統一に大きな役割を果たした。

第二に、公共料金の値上げにたいしては継続して問題を掘り下げ、国鉄問題では、首都圏、愛知、北陸三県の各消団連が全国消団連と共催して、国労・国鉄当局を招いてパネルディスカッションを開催したり、関西の消団連が共催した民間公聴会のとりくみなどで企業や関係官庁を追及した。

第三には、灯油問題に象徴される独占価格問題にたいして、全国各地で各通産局および自治体交渉、署名活動（北海道では史上最高の三〇万人）、大衆集会（岩手二五〇〇人、宮城一〇〇〇人）をすすめる一方、エネルギー庁・元売り会社を地元によんでの大衆懇談会などが多彩にねばり強くとりくまれた。この結果、標準価格発動の阻止と九月の再値上げを事実上撤回させ、末端価格の便乗値上げに歯止めをかけることができた。

第四には、全国消団連と二七都道府県の場で、核兵器の廃絶と全面的な軍縮と世界平和・公共料金や新一般消費税・国民本位の行革や環境、医療など当面する国民的要求を五つの項目にまとめ、全国統一署名運動を実現し、一〇六万名の署名を集め、一人ひとりの消費者が運動に参加できる運動提起のあり方を示した。

くらしと平和を守る活動の前進

生協はこの一年「くらしと平和を守り築こう」の基本スローガンのもとに五つの柱と九つの重点課題を設定し活動をすすめてきた。

「平和とくらしを守る生活防衛年」一年目にふさわしく、商品を持ち込んだ班会の開催、生活必需重点商品を選定し、利用結果のなかで価格の引き下げや凍結をする活動は全国的に広がりを示した。組合員拡大でも過去最高の実績を示した生協も少なくない。医療生協でも組合員・班・活動家の拡大、増びを示し、健康運動は前進している。しかし一方で医療の公的責任が希薄にされていくなかで医療の営利化がすすみ、地域医療にふさわしい集団医療体制も、診療報酬体系がそれを認めない方向を強めるなかで厳しい経営状況にあり、健康運動にとってゆるがせにできない問題となっている。

平和運動へのとりくみも活発にすすめられた。全国一五〇〇カ所で開催された戦争・原爆展は二〇〇万人以上の参加をみ、第二回国

連軍縮特別総会（ＳＳＤⅡ）にむけた三〇〇〇万人国民署名では三二六生協で三八〇万と、従来の生協での署名活動の最高水準の署名を集め、ＳＳＤⅡに二〇〇名以上の代表を派遣した。また原水爆禁止の大会・集会や広島・東京での平和行動など全国各地でさまざまな活動がなされ、出版物も数多く出版された。これらは、くらしの場からの平和を守る活動として、地域の諸団体とも共同してとりくまれ、平和運動の全国的な発展と統一した活動に積極的な貢献を果たしてきた。

いっそうきびしくなった社会的、経済的環境のもとで、供給高の前年比伸び率は、従来急速に発展をみた共同購入生協もふくめて鈍化してきている。しかしそうしたなかにあって、経営基盤の確立や運営システムの改善に積極的にとりくんでいる生協が少なくない。この一年、いくつかの共同購入生協でＯＣＲ（光学自動読みとり装置）を導入し班長の労力を軽減させるとともに、これまで参加できなかった消費者まで組織の輪を広げる成果をあげている。また店舗運営でもＰＯＳ（販売時点情報管理）やＣＩＳ（統一イメージづくり）などを導入し改善をすすめたり、生活必需品に重点をおいて組合員自身が直接運営に参加していく小型店の運営の確立は特徴のひとつでもある。さらに大手チェーンストアの進出で、厳しい競合にさらされている生協が増加しているが、いくつかの生協では専従者を先頭に、組合員と一体となって生協を守り発展させていくとりくみがみられた。その一方では組合員の力を有効に組織しきれず、専従者の請負いと力以上の投資などによって困難な経営状況に直面する生協も現われている。

生協規制の強まりと連帯活動の強化

生協規制が強まるなかで、学習会の組織や署名活動、また行政や議員に働きかけ規制への歯止めをかけるとともに、積極的に自主基準を作成し活動をしていくこと、従来すすめてきた地域に根ざした活動をいっそう発展させていくことがめざされ、全国連帯は前進した。共同購入生協におけるシステム統一や施設の共同利用が数多くみられた。また統一商品部づくりから合併に発展する生協も増えているし、不振生協や被災生協への支援も積極的におこなわれた。県連集計の作成は全体として遅れているものの、これらの活動に県連が中心的な役割を果たした。

国際協同組合運動との提携・交流も深まった。「西暦二〇〇〇年の協同組合」の問題や平和問題にも積極的にとりくみ、各国の代表団の受け入れと各国への代表団の派遣が積極的にすすめられた。そうしたなかで各国との貿易も前進している。

大学生協は八一年九月現在、八二万二〇〇〇人の組合員、約九八〇億円の総事業高を示している。

職域生協の事業形態別の運営状況は、職域店舗九五％、共同購入八〇％、指定店六七％、展示会四八％、自動販売四一％、理美容三二％、食堂喫茶三一％、居住地店舗二四％、給食二〇％、ガソリンスタンド七％等、地域生協にみられない多彩な形態がとられている。損益面でも地域生協を上回っており、親会社の相次ぐ合理化によって困難がつづいた職域生協も、総体としては停滞を脱して上昇に向かっている。しかし一方で、組合員が増えないこと、親会社の盛衰に大きく影響されること、人材確保の問題などが出されている。

第104表　1981年度日本生協連購買・医療生協の総合概況

項目	単位	1979年度		1980年度		1981年度(推定)	
		数値	前年比	数値	前年比	数値	前年比
会員生協数	生協	657	100.9	658	100.2	663	100.7
購買		555	100.5	553	99.6	556	100.5
医療		102	103.0	105	102.9	107	101.9
組合員数	千人	6,375	104.8	6,723	105.5	7,074	105.3
購買		5,883	103.9	6,124	104.1	6,412	104.7
医療		492	117.4	599	121.8	662	110.6
総事業高	百万円	941,120	113.1	1,108,141	117.7	1,238,725	111.8
購買		885,745	113.7	1,041,145	117.5	1,165,041	111.9
医療		55,375	105.3	66,996	121.0	73,684	110.0
(供給高)	百万円	843,125	113.4	980,906	116.3	1,092,560	111.4
(利用高)	百万円	97,995	111.2	127,235	129.8	146,165	148.8
購買		42,687	119.3	60,250	141.1	72,481	120.3
医療		55,308	105.6	66,985	121.1	73,684	110.0
組合員1人当り月利用高	円	12,302	110.2	13,736	111.7	14,593	106.2
出資金	百万円	49,264	102.8	51,858	105.3	56,581	109.1
購買		44,859	100.7	46,757	104.2	50,638	108.3
医療		4,405	120.7	5,101	115.8	5,943	116.5
組合員1人当り出資金	円	7,728	98.1	7,714	99.8	7,999	103.7
購買		7,625	97.5	7,635	100.1	7,897	103.4
医療		8,953	102.5	8,516	95.1	8,977	105.4
組合員借入金	百万円	49,264	99.1	52,612	106.8	56,400	107.2
店舗数	店	1,792	103.9	1,846	103.0	1,892	102.5
売場面積	3.3m²	221,999	102.5	229,741	103.5	237,285	103.3
正規役職員数	人	34,179	102.9	36,063	105.5	37,397	103.7
日生協共同仕入高	百万円	77,068	117.2	95,939	124.5	115,802	120.7
結集率	%	11.2	—	11.5	—	12.3	—
CO-OP商品仕入高	百万円	57,576	116.9	73,364	127.4	86,000	117.2

〔備考〕 1) 生協数：会員生協数は単位数で連合会はふくまない。
2) 総事業高：供給高＋利用高。
3) 供給高：物品の供給額および大学生協の食堂部門の供給額。
4) 利用高：医療収入，理容・美容，大学生協以外の食堂喫茶，共済収入。
5) 結集率：会員生協での供給剰余率（G.P.R）を15%と考えて算出した。
結集率＝支所利用高÷{(単協での支所商品供給高×0.85)}×100。

教育・学習活動も活発におこなわれた。とくに組合員の活動から学ぶ姿勢が定着しつつある。また専従者が生協運動のリーダーにふさわしいものになるための教育・学習がすすめられ、教育強化の三重点も定着し、日生協の通信教育やアメリカ流通セミナーにも積極的な参加がなされた。

こうしたなかで、日生協創立三〇周年記念事業として「賀川記念全国生協教育基金」が設立され、「日生協厚生年金基金」も新しく法人としてスタートした。また賀川豊彦翁生誕一〇〇年を記念した「松沢資料館」の建設活動が積極的にとりくまれたほか「CO-OP共済」「役職員共済」に加え、「退職共済」「自動車共済」もとりくまれ、全国生協の組合員、役職員の助け合いの輪が広がりを示した。

4 労働者住宅運動

住宅建設戸数の大幅減少

一九八一年度の新設住宅の着工戸数は、一一四万二七三一戸である。これは前年同期比で五・九%の減少、建設省が当初見通していた一三〇万戸を大きく下回り、一九六七年以来の低い数値となっている。なかでもとくに、首都圏など三大都市圏以外の地方での落込みが目立ち、前年比で一一%減っている。また都市を中心にした新設マンションの建設戸数は一三万八六八四戸と前年比四・八%の減少で、年度別で前年を下回ったのは八〇年度の八・〇%減以来のことである。

このような新設建設戸数の減少の一方では建売り分譲住宅を中心にした売れ残り、つまり在庫住宅も大幅に増えており、その数は全国で一〇万戸（戸建て、マンション等）ともいわれており、第一次石油ショック直後の二万戸を大きく上回っている。とくに首都圏のマンション在庫数はすでに二万五〇〇〇戸、今年中には三万戸を軽くオーバーするだろうと関係者の間でいわれている。

住宅建設戸数の減少と在庫住宅の増加といった「住宅不況」の原因として、建設省では基本的には所得と価格の差が拡大する傾向にあることをあげ、また婚姻件数の減少による世帯数の伸びの鈍化や人口の地域間移動が小さくなったことなどの構造的要因も働いていることをあげている。

たしかに住宅価格と勤労者所得の乖離は大きく、とくに勤労者の可処分所得の実質増加率がマイナス状態にあるため、全国的平均分譲住宅価格二五〇〇万円は、勤労者の年平均収入の五・五倍から六倍にもなってしまっている。

中古住宅流通市場の活発化

新規住宅にたいする取得能力が低下しつつあることは前述したとおりであるが、これとあいまって一九八一年度の新規住宅の購入価格の高騰といった発化した。この原因は、勤労者の新規住宅にたいする質的向上意欲が高まり、住宅の買換えは、中古住宅流通市場が活たことが基本的にあるが、その背景としては勤労者の住宅にたいす業自体も新規需要の減退にともなう収益が増加したことと、住宅産低下を補うためにも、自ら

下取り等に積極的に乗りだざるをえないといった事情もある。とくにこの部門に大手の住宅供給業者が情報機器の発展を契機に乗り込みはじめ、この部門でも業者間のシェアー競争が一段と激化しはじめたのが一九八一年のひとつの特徴である。

続く土地価格の高騰

この一方では土地価格が八一年は前年より全国で一一・七%と続騰した。目立つことは地方中核都市の値上りが大都市圏のそれを上回っていることである。

このような地価の続騰を抑えるために、政府は、税制面で一〇年以上保有の個人土地譲渡税の軽減措置を八二年度から実施しているが、根本的な地価抑制策にはほど遠く実効性のないものとなっている。

住宅困窮世帯と潜在需要はいぜん存在

〝量から質へ〟といった住宅状況が声としてではじめてから久しいが、東京など大都市周辺では、いぜん三三〇万世帯の居住室数九畳未満の、建設省がいう「狭少過密居住世帯」や非住宅居住世帯が存在している。一方、大都市圏を中心に、空き家率は九・八%と高く、共同住宅で老朽化がすすんでいる。

このように住宅困窮世帯が多数存在し、質的にも満足できる住宅を求める声が、今日でも強くあるなかでは、勤労者を対象にした公的融資付住宅建設や、質的にも保障された低廉な賃貸共同住宅を建設してほしいという要求が、八一年以後強まってきている。

困難性増す勤労者の自主的住宅建設事業

日本勤労者住宅協会の八一年度事業は、当初計画では七六一三戸を組んだが、計画の実行を見合わすものが相次ぎ、また開発許可等の遅れによる一部計画の繰り延べもあって、実施戸数四九六一戸と、前年度実績の八六・三%に減少、計画の七〇%を割った。

公的融資別では、住宅金融公庫が五三二六戸と圧倒的に大きいが、財形融資住宅が公務員関係融資制度の改善が実現していないこともあって伸び悩み、前年度実績比では一〇・二%増加しているものの、対計画比の六二%（二〇一戸）にとどまった。また、在庫住宅が増加しつつあって、二月末現在約五〇〇戸（年建設戸数の八・九%）の在庫がある。このため協会内に「在庫対策特別委員会」を設置し、打開策を検討し緊急に解消していく方向で努力している。

つぎに建設用地の取得状況であるが、八一年度下半期に取得した土地は、四〇ヘクタール、建設戸数にして二二四一戸分にすぎず、用地ストックは大幅に減少した。

勤住協事業の受託団体であり、また全国住宅生活協同組合連合会（全住連）の傘下会員である全国の住宅生協の経営状況は、事業剰余金を欠損計上し累積している単協と、経営安定度の高い単協との分極化傾向が顕著になった。

このように勤住協や住宅生協といった勤労者の自主的な住宅建設事業は八一年度さらにその困難性が強まった。しかし、そのなかでもこれらが創立以来、一五年、二〇年を経ており、過去の実績をふまえ新たに事業を発展させようとしていることは特筆してよい。

そのひとつは、事業の多角化である。前述したように、今日住宅にたいする一般的なニーズは多様化し複雑化しているが、こうした

傾向を反映するように、全国の多くの住宅団体は事業の多角化にとりくんでいる。具体的には、中古住宅の仲介、賃貸住宅、個人住宅の増改築、教育、会館、小売、資材の加工供給、設備機器のあっせんなど、多岐にわたっている。なかでも中古住宅の仲介、斡旋は全国のほとんどの生協や団体が一九八〇年度以降とりくみはじめ、分譲住宅の販売促進の手がかりにしたり、これを契機に今後の事業方向を大きく変えていこうとしている。またこれらの事業が生協組織から独立した関連会社の設立によって事業化されようとしているのが特徴である。

このように多様化しつつある事業とあいまって、もうひとつの特徴は、おのおのの団体が会員組織、たとえば労働組合などとの提携によって、潜在化した住宅需要を掘りおこそうとする動きである。たとえば、北海道では八一年一一月に全北海道労働組合協議会を中心とする加盟単組から「住宅相談員」を選出し、その組織機構上に住宅相談員制度を位置づけることに成功している。また群馬県労住生協では、県下の勤労者などの住宅需要者を対象に、「需要者カード」の登録運動を生協総代選出組織や協力業者、労働者福祉事業団体等の協力をえて展開しはじめた。

住宅生協など事業団体の対自治体交渉

ここ数年来、生協などの事業団体がその公的位置づけを高めていこうとする運動が高まっているが、とくに八一年度はそのためなどが強まった。具体的には、自治体が主導する都市計画への参加や、「地域特別分譲制度」（年収四三〇万程度の低所得層に分譲する住宅にたいして地方公共団体が利子補給する制度）を、地方公社公団並みに生協にも適用させようとする活動が、全国的に活発になった。

そのほか、八一年度は、公的用地の確保や長期低利の公的融資、税の免・軽減などを要求する対政府・関係省庁・自治体交渉などもキメ細かにおこなわれた。その成果としては全国的に地方自治体から資金預託がなされたことがあげられる。

勤住協「第二期中期三カ年事業計画」のスタート

一九七九年度から一九八一年度までの勤住協第一期中期計画は、前半好調だったこともあって計画期間全体としては一万六二八九戸（単年度五四三〇戸）、達成率七八％と計画実施ベースでは、まずまずの成績を収めた。

この第一期中計に引き続いて、八二年度から八四年度の期間を対象にした「第二期中期三カ年計画」が、前述したような厳しい情勢のなかで、第一期計画を一五・七％下回る一万七〇〇〇戸を設定してスタートしたが、前期以上に計画の遂行は困難なもようである。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「社団法人全国労働金庫協会第42回総会議案書」、(2)「労働金庫連合会第26回総会議案書」、(3)『月刊労働金庫』〈労災関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会第32回総会議案書」、(2)『季刊労済』、(3)『労働者の共済』（月刊）、(4)中央労災『労災だより』（月刊）
〈生協関係〉(1)「日本生活共同組合連合会第32回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』（季刊）、(3)『消費者運動資料』（季刊）、(4)『生協運動』（月刊）
〈住宅関係〉(1)『日本勤労者住宅協会第25回評議員会資料』、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和57年度総会議案書」、(3)『月刊勤住協』

X 国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合□国際労働組合組織の諸形態／日本の労働組合の加盟状況／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議——世界労連系の会議／国際自由労連・国際産業別組織ＩＴＳ系の会議／その他の国際労働組合会議

概要

一、一九八一年七月～一九八二年六月の時期には、新たに全印刷が国際製版印刷労連にオブザーバー加盟を決定し、運輸労連も国際運輸労連への加盟を決定した。このほか、私鉄総連が国際運輸労連に加盟の方向で検討が進んでいる。また、日林労、建設同盟、紙パ労連が国際化学エネルギー一般労連に、全郵政は国際郵便電信電話労連に加盟を申請したが、まだ正式に承認されていない。また、ＦＩＥＴＴ日本加盟組合協議会の設立、国際交流センターの発足、総評アフリカ事務所の設置などの動きもあった。

一、総評はひきつづき積極的中立政策によって、資本主義国労組と社会主義国労組のいずれとも、活発な交流をおこなっている。資本主義国労組との交流では、オーストラリアのＡＣＴＵ軍縮会議に出席し、アメリカとフランスに代表団を派遣し、ＣＧＴ第一四回大会、ＣＦＤＴ第三九回大会、ＤＧＢ第一二回大会、ＣＧＩＬ第一〇回大会、ＬＯ第二〇回大会の各労働組合大会に代表が参加した。来日したＷＣＬの代表とも懇談した。社会主義国労組との交流では、中国、ベトナム、チェコ、ブルガリアに代表を派遣し、ＷＦＴＵ本部を訪問した。朝鮮、中国からは代表団が来日した。第一二回モン

ゴル労働組合大会、第一七回ソ連労働組合大会、第一〇回チェコ労評大会、第九回ブルガリア労評大会、第一〇回自由ドイツ労働総同盟大会、ポーランド労組〝連帯〟第一回大会に代表を派遣した。日ソ労働組合友好集会や日ソ労働組合交流委員会は、今までどおり開催されたが、日・ソ労働組合間の見解の相違は大きく、昨年につづいて今年も共同声明は採択されなかった。中立労連は、DGB代表団を招待し、総評も同代表団と懇談した。

一、同盟は、ICFTUの基調を支持する立場から、日本・韓国・台湾・香港四労組との定期会談、中華民国、西独、西欧諸国への代表団の派遣、〝連帯〟支援集会、第二回世界青年集会にとりくんだ。CFL全国大会、第二七回CWC大会、HISTADRUT年次大会、AFL・CIO一〇〇周年大会、DGB第一二回大会、TCO第一五回大会に代表を派遣した。また、中国からの代表団を招待し、来日したDGB代表団とも懇談した。

一、日本からの代表が出席した世界労連系の主要な会議には、WFTU第三二回総評議会（八一年七月、ブタペスト）、WFTU第二六回執行局会議（八一年一〇月、ブカレスト）、第八回運輸・港湾・漁業国際労働組合大会（八一年一〇月、ダマスカス）、多国籍製薬企業の横暴に関する国際労働組合会議（八一年一一月、モスクワ）、軍縮の社会的経済的諸問題に関する世界労働組合会議（八一年一二月、パリ）、第一〇回世界労働組合大会（八二年二月、ハバナ）などがあった。

一、日本からの代表が出席した国際自由労連ならびにITS系の主要な国際会議としては、IUF第一九回世界大会（八一年五月、ミュンヘン）、ICFTU第七七回執行委員会（八一年七月、コペンハーゲン）、ARO臨時執行委員会（八一年七月、シンガポール）、ARO経済専門家会議（八一年八月、バンコク）、PTTI第二四回世界大会（八一年九月、東京）、平和・安全保障・軍縮に関するICFTU特別執行委員会（八一年一一月、ブリュッセル）、ICFTU第七九回執行委員会（八一年一一月、ブリュッセル）、IFBWW第一六回世界大会（八一年一一月、マドリッド）、PSI世界大会（八一年一一月、シンガポール）、IFFTU第一三回世界大会（八一年一二月、パナマ・シティ）、ARO第四八回執行委員会（八二年二月、東京）、IMF第八回世界自動車会議（八二年四月、東京）、ICFTU第八〇回執行委員会（八二年五月、ブリュッセル）などがあった。

一、日本からの代表が出席したその他の国際労働組合会議としては、オタワ労組指導者会議（七一年七月、オタワ）、国際労連世界大会（八一年一一月、マニラ）があった。

1　国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

現在、国際労働組合組織には大別してつぎの三種類のものがふくまれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称・世界労連、ＷＦＴＵ）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）、国際労働組合連合（国際労連、ＷＣＬ）、②産業別・職業別の国際労働組合組織――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インタナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定をむすんでいる一五の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連（ＦＩＳＴＡＶ）のようにいずれにも所属せず、それらの枠を越えた国際産業別組織、③各国の労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した国際組織――アラブ国際労働組合連合（ＩＣＡＴＵ）、アフリカ労働組合統一機構（ＯＡＴＵＵ）、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（ＣＰＵＳＴＡＣ）、ヨーロッパ労働組合連盟（ＥＴＵＣ）。

日本の労働組合の加盟状況

以上の国際労働組合組織のうち、日本の労働組合が組織的関係をもってつながる国際産業別・職業別組織、およびこれら二つの組織につながる国際自由労連、および中立の国際産業別組織、それに中立の国際労働組合組織である。一九八二年六月末日現在における日本の労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係はつぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、建設一般全日自労、全国建設　②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交、運輸一般、③公共業務関連従業員労働組合インタナショナル――医労協、国公労連（準加盟）、④世界教員組合連盟――日高教（準加盟）

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ――金属労協ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動労、都市交、海員、交通公社、全日航、日航乗務、観光労連、運輸労連、③国際繊維被服皮革労連ＩＦＴＧＬＷ――ゼンセン同盟、④国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ・ＪＡＦ、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、全鉱、⑦国際食品労連ＩＵＦ――ＩＵＦ加盟組織連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣ、⑧国際自由教員連盟ＩＦＦＴＵ――日教組、⑨国際公務員労連ＰＳＩ――自治労、⑩国際商業事務技術専門職労連ＦＩＥＴ――ＦＩＥＴ日本加盟組合協議会ＦＩＥＴ・ＪＬＣ、⑪国際製版印刷労連ＩＧＦ――全印刷（オブザーバー）

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連ＦＩＳＴＡＶ――民放労連、映演共闘

一九八一～八二年におけるわが国労働組合の国際組織への加盟関係の動きはひきつづき活発だったが、国内での組合分立状況を反映して、加盟申請の凍結あるいは継続審議の状態も一部で生まれている。また、同一ＩＴＳへの加盟組合の増大から国内の連絡調整機関設立の動きも強まってきた。積極的中立主義をとる総評も傘下組合のＩＴＳへの加盟や国際労働組合組織との交流については積極的な姿勢を示している。

全印刷は八一年九月一日～四日の第四七回定期大会で国際製版印刷労連（ＩＧＦ）に一〇月からオブザーバー加盟することを決定し、全日通が中心となって構成する運輸労連も八一年七月一〇日～一一日の第一四回定期大会で国際運輸労連（ＩＴＦ）への加盟を決定した。これによって、全日通は運輸労連を通じてＩＴＦに加盟す

るという形になり、全日通独自の加盟関係は消滅した。私鉄総連は八一年六月の第五回中央委員会でＩＴＦ加盟方針を打ち出したが、七月一六日～一八日の第四五回定期大会で加盟決定には至らず、「加盟の方向で一年間職場討議を深め、明年度大会で決定」との方針を定めるにとどまった。前年来討論と根回しをおこなってきた紙パ労連も、七月の定期大会で「ＩＣＥＦ加盟について、今後研究と討議を積極的に進める」との方針を決定している。

他方、八〇年から八一年にかけて定期大会や中央委員会で国際建設林産労連（ＩＦＢＷＷ）への加盟方針を決定した日林労、建設同盟、全化同盟（合板部会）は、八一年一月以降ＩＦＢＷＷに加盟申請をおこなったが、いまだに正式に承認されていない。全郵政も、八〇年六月に国際郵便電信電話労連（ＰＴＴＩ）に加盟申請していたが、全逓の反対にあっていまだに継続審議の状態で凍結されている。ＰＴＴＩへの新加盟は、国内の加盟組合で構成する協議会が認めない限りできないことになっており、この全郵政の加盟凍結は日本加盟協議会の意向に従ったものである。

ゼンセン同盟は八一年九月一六日～一八日の第三七回大会でＦＩＥＴ日本加盟組合協議会（ＦＩＥＴ・ＪＬＣ）の設立方針を決定し、九月二八日、ゼンセン同盟、商業労連、自動車総連、損保労連の間でＦＩＥＴ・ＪＬＣの設立が合意された。ＦＩＥＴ・ＪＬＣ（登録人員二二万五千人）は一一月二六日の結成総会で正式に発足し、①ＦＩＥＴとの連絡調整、②調査・研究・教育情報活動、③加盟組織の拡大、④国内運動体とはしないなどの方針を定めた。

総評は、国際交流を強めるために、中立労連、新産別とともに、八一年七月から(財)日本勤労者旅行会の公益事業として国際交流センターを発足させ、隔月機関紙「国際交流 Workers World」を発行することになった。また、総評の富塚事務局長は、八一年六月五日、ジュネーブでＯＡＴＵＵ代表団と会談し、そこでの合意によって、六月一四日の総評幹事会はガーナの首都アクラに「総評アフリカ事務所」を開設することを決定した。海外での総評事務所の開設は、七九年のヨーロッパ事務所についで二番目である。

2　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動方針

総評は一九八一年七月二〇日～二三日開催の第六三回定期大会で、八一年度の国際連帯活動方針をつぎのように決定した。

【総評八一年度運動方針、(4)主要課題についての闘い、9 国際連帯活動の強化（全文）】

積極的中立の立場にたって、国際連帯を強化する具体的活動として、以下のような活動を展開する。

1、欧米主要国の労働組合との二国間交流を継続発展させる。またＯＥＣＤ－ＴＵＡＣや労働サミットを通して、先進国労働者に共通する経済問題の多国間の意見交換をおこなう。

2、アジア・太平洋地域の労働組合との交流・共同行動を発展させる。当面、労働基本権闘争への支援協力、技術研修生の受け入れ、アジア労働研究所を通じた情報収集と分析などをおこなう。

3、社会主義諸国の労働組合との関係では現存する社会主義諸国間の対立抗争にかかわりなく総評の主体性と自主性を堅持して、交流をすすめる。とりわけ、ポーランド「連帯」への支援交流活動を継続してすすめる。

4、国際産業別組織との連携強化をはかり、とくにＩＴＳへの加盟を促進する。本年九月東京で開催予定のＰＴＴＩ大会に協力する。

5、ＩＬＯの活動をひき続き重視する。とくにＩＬＯ条約批准の促進、批准した条約や勧告の適用状況の検討をすすめる。

6、南北問題にたいする取り組みの弱さを克服する。アジア地域労組とならんで、最貧状態にあるアフリカの労組との協力関係を強いものにする。

7、民族自決、主権をもとめる運動、人種差別反対運動への支持を強める。朝鮮の自主的平和的統一をめざす運動を強化し、パレスチナ解放運動を支持し、またチリ労働者やアパルトヘイト撤廃で闘っているアフリカの労働者と連帯する。

8、世界の平和とデタントの安定と拡大に向けたイニシアティブを発揮する。具体的には、「核兵器廃絶と全面軍縮のための世界労働組合指導者会議」の開催、国連軍縮総会への行動をおこなう。

9、労働省、外務省、通産省及び政府関係諸団体の国際政策や活動への参加・チェックを強め、労働組合の影響力を高めていく。

朝鮮職業総同盟代表団の来日　八一年九月二一日～一〇月五日、キム・ボンジュ総同盟委員長を団長とし、キム・リョンイル運輸水産職業同盟委員長、ヒョン・ソンジン教育文化職業同盟中央委員、リ・ミョンジェ総同盟国際部課長を団員とする朝鮮職業総同盟代表団が、総評、日教組、全港湾の招待で来日した。一行は招待三組織との会談のほか、中立労連、京都総評、兵庫県評、全交運など多くの労働組合との交流をおこなった。

中国労働安全・職業病調査代表団の来日　八一年一〇月一二日～二七日、江濤団長以下九名で構成される労働安全・職業病調査代表団が、総評、日教組、全港湾の招待で来日した。調査代表団は総評、加盟単産との話しあいをはじめ、熊本、水俣、岡山など各地を訪れ、工場、研究所、大学などで調査活動に従事した。

中華全国総工会代表団との懇談　同盟の招待で八一年一一月六日～一七日に来日した陳宇副主席以下八名の中華全国総工会代表団は、八一年一一月一七日、総評を訪問し幹部と懇談した。その際、代表団は八二年度の交流計画を提案し、この提案は総評側の調整を経て、八二年三月の中国側代表団来日の際、さらに具体的に話し合われることになった。

総評地方活動家訪中代表団　八一年一二月一〇～二〇日、森茂全国オルグを団長とする総評地方活動家訪中団九名が、中国を訪問した。代表団は総工会をはじめ多くの労働組合、労働者と意見を交換し、工場見学、地方訪問などをおこなった。

中華全国総工会代表団の来日　八二年三月二三日～四月二日、倪志福主席を団長とし、王継鈺国際部副部長を秘書長とする中華全国総工会代表団六名が、総評の招待で来日した。総工会主席の訪日は二十数年ぶりである。代表団は、総評はじめ労働四団体と懇談会食し、歓迎レセプションに出席するとともに、日中関係諸団体との懇談の機会をもった。また、代表団は、労働組合とも交流、職場訪問見学、職業訓練大学校の視察、農協の訪問など幅広い活動をおこなった。

総評・地評訪中代表団　八二年五月一三日～二二日、三嶋静夫組織局長を団長とする総評・地評代表団八名が、中国を訪問し友好を深めた。

総評代表団のベトナム訪問　八一年一〇月一四日～二三日、清水永一教宣局長を団長とする総評代表

団五名が、ベトナム労働総同盟の招待で、ベトナムを訪問した。代表団は、ベトナム滞在中、一〇月一五日～一九日、カンボジアをも訪れた。労組の招待を受け、カンボジアを訪れた。

モンゴル第一二回労働組合大会への出席　八二年五月二〇日～二二日、ウランバートルで開催された第一二回労働組合大会に、総評を代表して立花銀三副議長が出席した。

ACTU軍縮会議への出席　八二年六月九日、オーストラリア労働組合評議会（ACTU）は、メルボルンの本部で軍縮会議を開催した。会議には四二単産、約八〇名の代表が出席したが、八二年六月六日～一八日、オーストラリア教員連盟の招待でオーストラリアを訪問していた橋口日教組副委員長、伊藤同国際部長は総評の代表としてこの会議に参加した。

総評代表団のアメリカ訪問　八一年七月三一日～八月二一日、高橋武総評副議長をはじめとする総評代表団三名は、アメリカを訪問し、AFL・CIO本部、州組織、印刷組合、農場視察、都市交通組合などを訪れて交渉を深めた。

総評代表団のフランス訪問　八一年一一月二四日～三〇日、内山達四郎副事務局長と角田一夫山梨県労連事務局長がフランスを訪問し、セギ書記長他CGT幹部との懇談、ルノー自動車工場訪問などの活動をおこなった。

CGT第四一回大会への出席　八二年六月一三日～一八日、リール市で開かれたフランス労働総同盟（CGT）第四一回大会に、総評から筒井財政局長と新井国際部員の二人が出席した。

CFDT第三九回大会への出席　八二年五月二五日～二九日、フランス民主労働総連合（CFDT）第三九回大会に、総評を代表して蛯谷国際局長が出席した。

DGB代表団の来日　七月一八～二二日、フェッター会長とクリストファーセン国際部長からなるドイツ労働総同盟（DGB）代表団が、中立労連の招待で来日した。代表団は、七月二〇日、中立労連および総評の幹部と会談した。中立労連との会談の中では日本の戦線統一の重要性が指摘され、中立労連、総連合の新しい動きが注目された。総評の提唱する軍縮会議について、DGBは呼びかけは公平であるべきで、一方の陣営を非難するようなものであってはならないと強調した。また、国際自由労連の共産党系組織と同席しないとの方針については「障害になるところがある。東側との交流も重要だ」と批判的見解が示された。会談後中立労連とDGBはコミュニケを発表した。

【コミュニケ（要旨）】

一、中立労連は労働戦線統一に対する中立労連の立場や役割について説明し、資本主義国労組との連帯強化に努めると共に、社会主義国労組との交流を継続することを表明した。また、核兵器廃絶と軍縮促進のための労働組合の国際連帯強化への期待を表明した。

一、DGB代表団は中立労連の国際連帯方針に対し理解を表明し、ドイツ、朝鮮の平和的統一の重要性、ポーランドに対する経済援助の必要性を指摘した。

一、DGB代表団は、核兵器廃絶・軍縮のための国際会議の主旨に理解を示し、国際自由労連及びその傘下組合と相談して態度を決めることを表明した。また、DGB代表団はドイツにおける労働組合統一の歴史的経過を説明し、日本の労働組合統一の動きが重要であることを指摘した。

DGB第一二回大会への出席　八二年五月一六日から六日間、ベルリンで開催されたDGB第一二回大会に、総評から及川一夫副議長と本山ヨーロッパ事務所員が出席した。

CISL第九回大会への出席　八一年一〇月七日～一二日、ローマで開催されたイタリア労働組合連盟（CISL）第九回大会に、総評から本山ヨーロッパ事務所員が出席した。

CGIL第一〇回大会への出席　八一年一一月一六日～二一日、ローマで開催されたイタリア労働総同盟（CGIL）第一〇回大会には、総評を代表して内山副事務局長、角田山梨県労事務局長、田中ヨーロッパ事務所員が出席した。

LO二〇回大会への出席　八一年九月一九日～二六日、ストックホルムで開催されたスウェーデン労働組合連盟（LO）第二〇回大会に、総評から本山ヨーロッパ事務所員が出席した。

第一六回日ソ労働組合交流委員会　総評・中立労連と全ソ労働組合中央評議会は、八二年一月二四日～三〇日、東京・駿河台の総評会館で第一六回日ソ労働組合交流委員会を開催した。会議には、日本側から総評・江田副議長、立花副議長、岡村事務局長など四名、中立労連・田島副議長、田口副議長、富塚事務局長など五名、ソ連側からマツキヤビチュス全ソ労評常任幹部会員、モジャーエフ国際局長ら六名、計一五名が参加した。会議の中で、日本側は「労働基本権はどのような国家体制でも認められるべきであり、軍事力によって労働者、労働組合を弾圧、抑圧することは誤りだ」、とポーランド軍政を擁護するソ連の姿勢を批判。ソ連側は「戒厳令は止むを得ざる正当な措置だ。連帯は労組ではなく、国家経済に対する破壊活動をしていた」と反論。論議は平行線のまま終わった。昨年の会議で共同声明をきめることができなかったため、日本側は今回も初めから共同声明は無理と判断し、会議の終わりに際しては、経過説明に比重をおいた議定書が締結された。

【議定書前文（要旨）】

双方は、平和とデタントが後退し、軍備拡大競争が激化し、世界の平和がおびやかされ、人類が核戦争の危機にさらされていることに深い憂慮を表明した。

双方は、世界平和の擁護のためには、内政不干渉、主権尊重、領土不可侵という国際政治の原則がいかなる国によっても尊重され、労働組合はこの原則の確立擁護のために努力をつづけなければならないことを確認した。双方は、平和の維持と強化、緊張緩和政策の推進、核兵器の製造と使用の禁止、公平にしてバランスのとれた軍縮、ジュネーブにおける米ソ交渉の進展の必要性を指摘した。双方はそのための労働組合の役割の重要性を認識し、運動強化のための活動を発展させることを確認した。

日本とソ連の労働組合の間には、ポーランド問題などいくつかの問題について意見の相違もあった。しかし双方は、友好的に、かつ率直に意見を交換し、日ソ友好の強化のために、積極的に活動することを表明した。

日ソ労働組合友好集会　「第一三回日ソ友好と平和のための労働組合集会」は、九月三〇日～一〇月三日の福岡での本集会、一〇月五日～八日の東京での交流、一〇月九日～一一日の仙台での交流を中心として開催された。この交流集会にはソ連側からスボーチン団長以下一〇四名のソ連労評組合員が参加した。

ソ連労働組合大会への出席

合大会に、総評から蛯谷国際局長、浜田全林野四国地本書記長、岩崎公務員共闘書記局員の三名が出席した。

東欧諸国労組大会への出席

回ブルガリア労評大会（八二年四月一五日～一八日、プラハ）と第九山ヨーロッパ事務所員が、第一〇回自由ドイツ労働総同盟（FDGB）大会（八二年四月八日～一〇日、ソフィア）に本長と本山ヨーロッパ事務所員が、それぞれ総評から代表として派遣され、大会に出席した。

総評代表団のチェコ・ブルガリア訪問

槇枝議長を団長とする総評代表団三名は、八二年六月七日～一三日、チェコスロバキア、ブルガリア各労組中央評議会の招待で両国を訪問した。

六月七日～一〇日滞在したチェコでは、総評代表団はK・ホフマン議長はじめ四名のチェコ労評側代表団と会談し、プレス・コミュニケを発表した。六月一〇日～一三日滞在のブルガリアでは、デュウルゲロフ議長はじめ七名のブルガリア労評側代表団と会談し、同様にプレス・コミュニケを発表した。

【チェコ労評とのプレス・コミュニケ（要旨）】

双方の代表団は、平和の保持が重要な課題となったことを指摘し、原子・中性子兵器の開発に反対して軍拡競争の終結を求め、全面完全軍縮の闘いへの積極的な支持を確認した。双方は、多国籍企業の反労働者的政策、インフレ、失業に反対し、労働組合の基本的諸権利を含む民主的諸権利を擁護する重要性を強調し、民族の解放、自主独立と社会進歩のために闘っている人々への全面的な支持と連帯を表明した。

【ブルガリア労評とのプレスコミュニケ（要旨）】

総評とブルガリア労評の代表団は軍縮を目指し、核脅威の除去を目指し平和を擁護する闘いよりも一層重要で急務なものはないという一致した見解を述べた。両代表団は、第二回国連軍縮特別総会が積極的な成果をもたらし、戦争の脅威に反対する闘いにおいて新たな段階をもたらすであろうとの確信を表明する。両組織は、平和の擁護を求め、軍縮とデタントを求める共同戦線の創出を目指す闘いにおいて異った方向性と国際加盟関係を持つ労働組合組織間の統一行動を強化するために貢献する決意を強調した。

総評とブルガリア労評の代表団は、帝国主義と多国籍企業の搾取に反対し、新植民地主義とアパルトヘイトとファシズムに反対し、民主主義と社会の進歩を求め、労働組合の諸権利と自由を求めて闘っている諸国の働く人々と国民に対して彼らの組織の一致した連帯を述べた。

WFTU本部への訪問

チェコ滞在中の六月八日、総評代表団は世界労連（WFTU）本部を表敬訪問し、ザカリア書記長らと会談した。

ポーランド労組〝連帯〟第一回大会への参加

八一年九月五日～一〇日と九月二六日～一〇月三日の二つのセッションに分かれて開催されたポーランド労組〝連帯〟の第一回大会に、総評から富塚事務局長と小川国際部員が出席し、富塚事務局長が挨拶をおこなった。

【富塚事務局長の挨拶（要旨）】

皆さん方の組織が政府と党から自立して、国民との連帯を図り、ポーランド国民の生活と平和を守るための、〝改革の道〟の前途は容易でないように思われます。これから進むべき道に、いろんな意見や見解の相違があっても、「連帯」がひとつであることの自覚と誇りをもって闘う方針を打出していただきたいと念願します。この大会は堅い団結をさらに内外に示してほしいことを期待します。

いま世界は新たな緊張と対立を生み出そうとしています。すなわち、核兵器を中心とする軍事拡大がエスカレートし世界の人びとを破滅に陥し入れる危険がつくり出されようとしているということです。私たちは核兵器廃絶と全面軍縮に向けて、あらゆる国際的労働組合組織が話し合い、明年の「国連軍縮特別総会」にむけて共同の行動展開を呼びかけたいと考えています。ポーランドの皆さん方はアウシュビッツ、私たち日本は広島、長崎など唯一の被爆国として、共同して積極的に運動を進めるべきことを提案します。

WCL代表団の訪日　マニラでの大会のあと、八一年一一月一九日～二三日、国際労連（WCL）代表団がクラカウスキー書記長、グエン・バン・タン副書記長ら三名で、一一月一九、二〇日の両日、総評の槇枝議長、富塚事務局長その他の幹部と懇談した。

3　同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動方針　同盟は八二年一月二六日～二八日開催の第一八回定期大会で採択された一九八二～八三年度運動方針のなかで、国際活動に関する方針をつぎのように決定した。

【国際活動の強化、一九八二・八三年度運動方針、第三部のⅫ（全文）】

われわれは、社会正義を確立し、労働者の利益を守り、世界の平和と繁栄を実現するため、国際連帯活動を従来にも増して、より積極的にかつ高次に展開させなければならない。このため次の諸活動を進める。

①国際自由労連の基調を支持し、同労連及び友好組織との連帯を強化しつつ、同労連が進める三つの重点活動、すなわち、(イ)経済と社会政策に関する国際的な行動についての政策推進と調整を行い、関係各国首脳および国連、ILO、OECD等の各国際諸機関に民主的労働運動の政策を反映させる。(ロ)民主的労働運動の強化発展のための連帯活動、とくに発展途上国労組に対する組織強化、組合教育、共済事業等の諸活動に対して援助を行う。(ハ)自由な労働組合主義の推進、人権と労働組合権を守り、圧政に苦しむ労働者や、恵まれない人々に援助の手をさしのべる活動を強化する。

②国際自由労連と密接な関係にある国際産業別組織（ITS）への、関係構成組織の加盟を促進し、連携を深めながら共通課題に取り組む。

③国際自由労連へ復帰したAFL－CIOとの連携をさらに強め、定期会談を充実し、相互理解を深め、共通課題についての取り組みを強化する。

④民主主義勢力の一翼を担う西欧諸国労組との友好関係を強化し、交流を深める。

⑤経済の国際化に対応して、経済協力開発機構（OECD）、同労組諮問委員会（TUAC）の活動に積極的に参加し、経済政策等に関する立案、調整に協力する。また、先進工業国労組の社会・経済政策専門家を招へいし、国際会議を開催し、共通問題に関する相互理解の増進に努める。

⑥アジアにおいて、同盟の果たすべき役割はいっそう大きくなっており、次により行動を強化する。(イ)韓国FKTU、台湾CFL、香港HKTUCとの連携を密にし、定期会談を通じて共通の問題解決に取り組む。(ロ)国際自由労連アジア地域組織（ICFTU－AARO）の指導的役割を担い、同組織の活動を充実する。同組織事務局の健全化、国際化と、運営の改善をはかりつつその体質を強化する。(ハ)AARO企画・教育局の企画と運営を充実するため協力する。(ニ)アジア地域組織の連帯基金に協力するとともに、アジア各国労組の活動を支援し、交流を促進する。(ホ)現在、アジアの一部にみられる、労働運動に対する政府からの不当な干渉や労働基本権の侵害、国際労恵まれない人々への救援活動を推進する。(ヘ)働運動への参加を制限する動きに抗議し、当該国の労働組織の強化のため協力する。(ト)アジア各国労組の組織を拡大、強化するために、教育、調査等に対する、人的・経済的協力を推進する。

(チ)アジア各国労組の行っている協同組合、共済活動などの労組事業活動について援助、協力する。(リ)アジア、その他地域の経済開発の基礎となる技能者養成、海外技術協力について労働組合の立場から援助、協力する。

⑦その他の活動として、次の諸活動を進める。(イ)先進国、発展途上国への日本からの進出企業の実態把握に努め、経済進出、経済協力、労使関係等をめぐる諸問題について対策活動を進める。(ロ)南アフリカにおける労働組合指導者の拘留、労働運動の禁止、迫害、非人道的行為である人種差別政策に反対し、援助、連帯活動を強化する。(ハ)中南米、その他地域における、民主的な労働運動への弾圧に反対し、当該国の自由な労働運動強化のための支援、連帯活動を強化する。(ニ)ポーランドの自主管理労組「連帯」が、多くの困難を克服しつつ、勇気ある力強い闘いを進めていることに注目し、国際自由労連を通じての支援活動を強化する。

アジア四労組定期会談　八一年一〇月二四日、香港で、同盟、中華民国全国総工会(ＣＦＬ)、大韓民国労働組合総連盟（ＦＫＴＵ）、香港・九龍工団連合総会（ＨＫＴＵＣ）の第四回定期会談が開催され、同盟からは宇佐美会長、辻本副会長、井上国際担当が出席した。会談での主たる討議事項は、世界的なエネルギー危機、インフレ、雇用問題、保護貿易主義の傾向にたいしての対策などであった。会談は四労組の共同確認事項をとりまとめて終了した。

【共同確認事項（抜粋）】

一、政治情勢

(1)最近の世界的な政治的混乱状態は、共産主義の影響力が全世界に及んできていることにある。それ故、アフガニスタンやカンボジアからソ連、ベトナムの勢力を一掃するためのあらゆる可能な方法を用いて、圧力を加えるため自由世界のすべての強力な国家が一致協力することが重要である。また、世界平和のため、ソ連陣営の軍事力の拡大を阻止するため、アメリカを支持し、あらゆる努力をしていかなければならない。

(2)イスラエルとエジプトの国交回復は、中東における真の平和と安定をもたらすものであったが、しかし、サダト大統領の暗殺は中東の平和と安定にかげりをおとしている。サダト大統領の後継者が彼の意思を踏襲することが望まれる。

(3)中国の平和的統一は、中国国民の望みであり、アジアの平和と安定に寄与するものである。しかし、統一は中国の全国民が無条件で賛成するものでなければならないし、また自由と民主主義の基盤の上にのみ実現されなければならない。

二、経済情勢

世界経済の発展、全世界の人間関係の確立と相互理解を発展させるため、発展途上国と先進国は、特に労働組合のレベルにおいて、自由な通商貿易の擁護のために相互間の対話の機会を多く持たなければならない。また、日本、韓国、中華民国及び香港の労働組合はこの見地にたって、経済に関するあらゆる問題の解決のため、それぞれの政府へ働きかける等の共同行動を取るべきである。

三、国際労働運動（略）

四、結語（略）

中華全国総工会代表団の来日　八一年一一月六日～一七日、陳宇副主席を団長とする中華全国総工会代表団八名が、同盟の招待で来日した。代表団は七日と一四日の二回、同盟三役と会談したほか、加盟組合の工場見学をはじめ生産性向上運動、福利厚生問題、参加問題等について調査と視察をおこなった。

ＣＦＬ大会への出席　八二年三月二六日～二七日、台北で開催された中華民国全国総工会（ＣＦＬ）全国大会に、同盟から宇佐美会長が出席した。

同盟代表の中華民国訪問　ＣＦＬより、八二年五月一日のメーデー式典を中心に一週間、同盟代表が招待され、浅野副会長が訪台した。

CWC大会への出席　八二年三月一二日～一四日、スリランカのヌアラーエリアで開催されたセイロン労働者会議（CWC）第二七回大会に、同盟から井上国際担当が出席した。

HISTADRU T大会への出席　八一年九月八日～一〇日、テル・アビブで開催されたイスラエル・ユダヤ人労働総同盟（HISTADRUT）年次大会に、アジアおよび同盟を代表して福井副会長が出席し、挨拶を行なった。

HISTADRUTとの会談　八一年九月一一日、テル・アビブでHISTADRUTと同盟の会談がもたれた。会談には、同盟から福井副会長と井上国際担当が出席し、(イ)国際自由労連アジア地域組織（ARO）の機構と政策、(ロ)アジアにおける協力などについて話し合われ、結語が採択された。

【結語（要旨）】

一、一九八一年における世界の政治情勢は、不確実さと闘争に明けくれている。

二、世界をまきこんだ経済危機は、すべての国々そしてとくに発展途上国から負担をとり続けている。

三、世界経済危機はアジアの発展途上国で悲惨な結果をもたらし、自由な労働運動の確立を危機におとし入れている。

四、先進国と発展途上国間の理解に基づく新しい経済秩序の確立のみが貧困の根絶と繁栄の基礎となる。

五、インフレや失業の根絶は政府の責任であり、経済成長・完全雇用・社会正義を目的とする行動と政策によってのみ達成されるべきものであることが、われわれの強い信念である。（以下略）

AFL・CIO結成一〇〇周年記念大会への出席　八一年一一月一六日～一九日、ニューヨークで開催されたAFL・CIO結成一〇〇周年記念大会に、同盟から宇佐美会長、塩路副会長、井上国際担当、貝原国際対策委員が出席した。

DGB代表団との懇談　八一年七月二一日、中立労連の招待で来日したドイツ労働総同盟（DGB）のフェッター会長とクリストファーセン国際局長のDGB代表団と同盟三役との懇談会がおこなわれた。席上、(イ)EC、日本間の貿易問題、(ロ)国際労働問題、(ハ)DGBと同盟の今後の協力関係等が主に話し合われた。

西ドイツおよび西欧諸国労組への訪問　八二年二月一八日～二四日、DGBの招待で宇佐美団長、塩路副団長以下、藤原全金同盟書記長、牧野全郵政書記長、井上国際担当、幸重政策室長を団員とする代表団六名が西ドイツを訪問した。宇佐美団長と塩路副団長の二人はDGBとの懇談の後に帰国したが、残り四人の団員はオランダ労働組合運動連盟（FNV）、欧州労連（ETUC）、フランス労働者の力（CGT・FO）、イギリスTUCを訪問し、三月七日に帰国した。

DGB第一二回大会への出席　八二年五月一六日～二二日、ベルリンで開催されたDGB第一二回大会に、同盟から宇佐美会長が出席した。

TCO第一五回大会への出席　八二年六月二九日～七月三日、ストックホルムで開催されたスウェーデン俸給従業員中央労働組合連盟（TCO）第一五回大会に、同

盟から相原国際局長が出席した。

ポーランド労組〝連帯〟大会への出席　八一年九月五日～七日、グダニスクで開催された〝連帯〟大会に、同盟から福井副会長と井上国際担当が出席した。

ICFTU・LCの〝連帯支援集会〟　八二年一月三〇日、東京・千代田区の清水谷公園で、国際自由労連・日本加盟組織連絡協議会（ICFTU・LC）主催の「連帯」支援集会が開催された。集会には傘下組合員二八〇〇人が参加したほか、同盟大会出席のため来日中のナラヤナンICFTU会長、ケルステン同書記長、マツールARO書記長など約二〇人の海外代表も出席した。集会は、①ILO調査団のポーランド入国と調査報告、②政府と「連帯」との交渉の即時再開、③「連帯」組合員の即時全員釈放と戒厳令の即時撤回等を決議し、スコブロン・ポーランド臨時大使に手渡した。

第二回世界青年集会　八一年六月二三日～二九日、スペインのセビリアで第二回世界青年集会が開催され、日本から団長遠藤繁明（同盟）、副団長谷良三（同盟）、島之江美恵子（全電通）、前敏（自動車総連）以下、総勢九八名が参加した。集会では、文化行事やレクリエーションのほか、若年失業問題、多国籍企業と労働組合の国際連帯、人権と労働組合の自由、平和と軍縮等の問題が討議された。

2　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の会議

WFTU第三二回総評議会　八一年七月一日～三日、ハンガリーのブダペストで、世界労連（WFTU）第三二回総評議会が開催され、日本からは引間博愛運輸一般委員長が出席した。会議に提案された議案は、①第一〇回世界労働組合大会についての一般報告、②一般決議、③各国労組への支援連帯の決議、④第三一回総評議会でまとめられた宣言への補足、⑤「平和アピール」であり、このうち一般報告「第一〇回世界労働組合大会をめざして」は、イブラヒム・ザカリア臨時書記長によってなされた。会議は、㈠この総評議会で出す大会むけアピールを中心にした集会――映画、文化行事、募金、展示会、ラジオ・テレビを通じてのできるだけ広範な宣伝活動。大会で討議される問題について の会議、小集会、セミナー等の組織。㈡起草委員会で作成され、きたる一〇月の執行局会議で採択される文書草案を、組織幹部が、またできれば大衆的規模で討議すること」の二段階にわたる第一〇回

労働組合大会への準備活動を確認し、第三二回総評議会のアピール「世界の労働者諸君　君たちの大会だ」を採択して閉会した。

【アピール（要旨）】

アメリカ最初の解放都ハバナで第一〇回世界労働組合大会が開かれる。これは現状の大きな困難をのりこえる大会である。というのは、ほぼ一〇年間にわたって、深刻な危機が資本主義世界を揺るがし、有害な影響を及ぼしているからである。

危機は戦争への深刻な危険と結びついている。労働者と諸国民は地上に平和をもたらす手段をもっているだろうか。第一〇回大会はこれら焦眉の問題に答えを出し、これらの目的達成の道を探すだろう。

人類が調和のとれた発展をし、新国際経済秩序にむかって前進する方法は存在する。第一〇回大会はこれを決めることに貢献するだろう。植民地主義、新植民地主義、人種差別主義、ファシズムを一掃することが、第一〇回大会の中心課題である。科学と技術の激しい進歩、その他類似の多くの問題を検討し、大会は労働者の利益にかなった答えを出すだろう。大会はまた、今日労働者に苦しい状態をもたらしている張本人を明らかにするだろう。

よりよい世界に向かって前進するための統一と行動の必要性を十分認識したうえで、世界労連は、加盟系統、政治的哲学的宗教的見解にかかわりなく、あらゆる社会制度の労働者と労働組合に対し、第一〇回大会に積極的に参加してこれの成功に寄与するよう要請する。

WFTU第二六回執行局会議

八一年一〇月八日～九日、ルーマニアのブカレストで、WFTU第二六回執行局会議が開催され、日本からは中西五洲建設一般全日自労委員長が出席した。会議の主要な議題は、①第一〇回世界労働組合大会に提案する主要文書「労働組合と一九八〇年代の挑戦」（世界労連の今後の活動指針）の討議と採択、②第三一回総評議会で承認された世界労連新規約と社会保障憲章の改正草案の採択である。ここで採択された文書は、大衆討議のために配布され、大会でさらに検討され、最終的に採択される予定。会議の討論の中では、とくに戦争の危機の増大という驚くべき国際情勢、インフレの進行、失業の増大、労働者の生活水準の低下という資本主義の危機の激化等にたいして憂慮が示され、帝国主義による危険な核兵器戦略と軍拡競争に反対する民主的行動の高まりが指摘された。

第八回運輸・港湾・漁業国際労働組合大会

八一年一〇月二四日～三〇日、シリアの首都ダマスカスにおいて、運輸インター第八回大会が開催された。日本からは、遠藤運輸一般副委員長はじめ運輸一般二名、全自交五名、オブザーバーの国労二名、民航労連四名の計一三名が出席した。大会は、第七回大会以降の経過を総括し、運輸産業における最近の危機の影響、運輸労働者の闘争、労働組合の権利、新国際経済秩序、運輸政策の進歩的・民主的変革、緊張緩和・軍縮および平和、統一行動の見通しなどの問題を扱ったデブクマル・ガングリ書記長の基調報告に基づいて討論をおこなった。さらに、「要求綱領」を「運輸・港湾・漁業労働者の行動綱領」として今日にふさわしいものに改定し、諸決議を採択した後、新執行委員会の選出に移り、日本から引間博愛運輸一般委員長が、執行委員として再選された。

多国籍製薬企業の横暴に関する国際労働組合会議

八一年一一月一日～一三日、モスクワで六九カ国二二四人が参加して「多国籍製薬企業に関する国際労働組合会議」が開催され、日本からは、上田広蔵大阪医労協議長、金岡長英日本医労協医療研運営委員が出席したほか、研究者として儀我壮一

郎大阪市大教授と高野哲夫立命館大講師が参加した。また、この会議には国連、WHOのような政府間組織の代表一〇人も出席した。

会議では、まずはじめにCGT、CGILをはじめ、日本、ソ連、ハンガリー、ギリシャ、キプロスの労働組合とOATUU、国際アラブ労連（ICATU）、WFTU、WCL、化学インター、公務員インターなどの国際組織で構成される国際準備委員会からの挨拶と経過説明がなされ、ついで、多国籍企業の各国政府の政策への影響によって生ずる保健部門の状況、とくに発展途上国での国民の保健の状況に関する報告、および医薬の大手業者である多国籍企業の役割に関する報告が審議された。会議は、最後に世界の保健・製薬労働者へのアピールを採択して閉会した。

軍縮の社会的経済的諸問題に関する世界労働組合会議

八一年一二月一五日～一七日、フランス、イギリス、ブルガリアなど一四カ国の労働組合で構成される国際準備委員会の主催による「軍縮の社会的経済的諸問題に関する世界労働組合会議」が、フランスのパリで開催された。会議には、日本から、八幡建設一般全日自労広島県本部委員長、加藤同中央本部書記、遠藤全動労委員長をはじめ、全自交、自交総連、全印総連、日高教の代表が参加し、総評からも本山ヨーロッパ事務所員がオブザーバーとして派遣された。会議では核戦争の阻止と軍縮の実現が労働組合運動の最重要課題となっていることが強調され、労組としても軍事生産から他産業への転換の問題に注意を払い、そのための政策を前進させることの重要性が確認された。会議は、「軍縮と社会的経済的側面にかんする世界労組会議の宣言」を採択して閉会した。

【宣言（要旨）】

われわれは労働組合に対し、莫大な資源を浪費する危険で愚かな軍拡競争の中止のために闘うようよびかける。

一、平和はすべての諸国民と労働者の共通の所有物である。

二、現在の緊張の悪化と緊張緩和過程の停滞に対する深い憂慮を表明する。軍事力は安全を意味せず、軍備増強によって平和を達成することはできない。

三、軍拡競争は、平和時にさえ国民生活の様々な分野に否定的影響を及ぼしている。

四、軍拡競争は、巨額の物質的、人的資源を浪費している。

五、軍事支出の増大は民間産業部門への投資を制限し、経済成長へのブレーキとなっている。

六、軍事支出の増大は雇用機会の維持に役立たず、反対に失業を増大させる。

七、軍拡競争、経済の軍事化、軍事支出の増大によって、インフレーションも促進されている。

八、軍拡は増税に結びつき、労働者の負担を増大させている。

九、軍拡競争は発展途上国の社会的経済的進歩をスローダウンさせ、阻害する。

第一〇回世界労働組合大会

八二年二月一〇日～一五日、キューバのハバナで第一〇回世界労働組合大会が開催され、一三八カ国、三五一労組から二億六〇〇〇万人を代表する八三一人の代表が参加した。日本からは、中西建設一般全日自労委員長を事務局長とする、全建労、国公労連、医労協、日高教からの代表団八名、オブザーバーとして総評から高橋副議長、藤本国際部員の二名、民航労連二名、国労一名のほか、ジャーナリスト関係者二名が出席した。大会は四年間の活動報告、「八〇年代への挑戦」という大会基本文書、「社会保

障憲章」の改正案などを審議した後、「すべての国の労働者と労働組合へのアピール」「労働者と人民の闘争との連帯にかんする一般宣言」「キューバへのテロ行為をやめよ――キューバ労働者人民へのメッセージ」「ラテン・アメリカ、カリブ海の労働者、労働組合、人民へのメッセージ」「アラブ諸国の労働者と人民の闘争およびその主要な事業であるパレスチナへの連帯について」「東南アジアの平和と安定をめざす闘争について」などの大会文書、決議を採択した。大会は、会長にシャンドル・ガシュパール、書記長にイブラヒム・ザカリアを選出して閉会した。

【すべての国の労働者と労働組合へのアピール（要旨）】

第一〇回世界労働組合大会の参加者は、すべての国の兄弟諸君に心からの挨拶を送る。そしてわれわれは、国際連帯の旗を高く掲げてこの大会から諸君に統一のメッセージを送る。労働者の統一は国際労働組合運動の力の源泉であり、勝利の保障である。われわれはいっそうの力と決意をこめて活動するよう諸君によびかける。

＊　帝国主義と反動勢力の侵略的野望を抑え世界的な核の惨禍を阻止するため、軍拡競争をやめさせ、莫大な資源を経済社会の発展のためにまわし、多くの仕事を創り、大量失業問題を解決するために

＊　多国籍コングロマリットと独占に奉仕する政府の反労働者的、反社会的政策の転換と民主的代案を要求し、大量失業、インフレ、増税、その他に対する効果的措置を実施するために

＊　民族独立をめざし、植民地主義、新植民地主義、人種差別、シオニズム、アパルトヘイト、ファシスト軍事独裁、他国の内政への軍事干渉に反対し、国家主権と経済的独立に立つ新国際経済秩序をめざす闘争への連帯をさらに強めるために

＊　労働組合の国際協力を推進し、すべての国際的地域的労働組合組織に共闘するようよびかけるために

＊　全国的、地域的、国際的レベルで労働組合の組織的統一をきずき、一九八〇年代の挑戦に立ち向かうために

統一はわれわれの強力な武器である。連帯はわれわれの強力な盾である。統一と連帯でともに行動すれば、われわれは必ず成功する。

なお、日本代表団は基本文書と報告に対する不同意を表明し、ポーランド問題での特別委員会設置、アフガニスタン軍事介入反対などを主張した。

【採決にあたっての日本代表団の「不同意」再発言（要旨）】

①世界労連はポーランド問題から深刻な教訓をひきだしていない。特別委員会の設置を求める。②アフガニスタンへのソ連の軍事介入に賛成できない。③二つの軍事ブロックの軍拡競争の悪循環をやめさせるために、世界労連の新しいイニシアチブが必要である。④よって、基本文書については保留する。

2　国際自由労連・国際産業別組織ＩＴＳ系の会議

ＩＵＦ第一九回世界大会

八一年五月二八日～三一日、ドイツのミュンヘンで国際食品労連（ＩＵＦ）の第一九回世界大会が開催され、四六カ国、一一三組合の代表二二七人と一〇〇余名のオブザーバーが参加し、日本からも二〇名の代表団が出席した。大会は、ガリン書記長の報告「八〇年代のＩＵＦ」を中心に討議をおこない、「多国籍企業に関する決議」「南北問題に関する決議」「新技術に関する決議」、「世界飢餓／武器としての食糧に関する決議」「労働組合基本権に関する決議」など一〇の決議案とポーランド「連帯」への連帯声明、仏大統領選への声明を

採択した。大会はドウデイング（西独）新議長を選出し、ガリン書記長を再選して閉幕した。なお、執行委員として、日本から、久保田勇次、大堀訓啓の両氏が選ばれた。

ＩＣＦＴＵ第七七回執行委員会　八一年七月一日～二日、コペンハーゲンでＩＣＦＴＵ第七七回執行委員会が開催され、日本から同盟の塩路副会長、相原国際局長、貝原国際対策委員が出席した。会議では、(イ)ＡＦＬ・ＣＩＯ復帰問題、(ロ)トルコ労組連盟の資格停止問題、(ハ)セイロン労働者会議への勧告問題、が主に討議された。なお、執行委員会に先立って、六月二九日に教育政策委員会、六月三〇日に第三二回財政・一般目的委員会が開催されたが、これにも、塩路、相原、貝原の三氏が出席した。

ＡＲＯ臨時執行委員会　八一年七月二〇日～二一日、シンガポールでＩＣＦＴＵアジア地域組織（ＡＲＯ）の臨時執行委員会が開催され、日本からは、同盟の井上国際担当がＡＲＯのプロジェクト・プランナーとして、貝原国際対策委員がオブザーバーとして出席した。会議では、社会・経済・政治情勢の変化、それが労働組合運動に及ぼす影響並びにＡＲＯの戦略に関する問題が討議された。

ＡＲＯ経済専門家会議　八一年八月一八日～二〇日、バンコクでＡＲＯ経済専門家会議が開催され、日本からは、同盟の井上国際担当が出席した。会議は、各国報告を基に各国の経済の現況、工業化政策、開発計画と教育・訓練・雇用政策についてのとりまとめをおこない、「開発途上国における工業化の概念」「貿易政策」に関する報告書を作成した。

ＰＴＴＩ第二四回世界大会　八一年九月一六日～二一日、東京・日比谷の帝国ホテルにおいて八一カ国一三〇組織からの三三二人の代議員と八三名のオブザーバー、三二名の招待者が参加して、国際郵便電信電話労連（ＰＴＴＩ）第二四回世界大会が開催された。日本国内でＩＴＳの大会が開かれるのは、これが初めてである。大会には、日本から全逓太田委員長以下二〇名、全電通及川委員長以下二二名、電通労連七名、国際電電八名の代議員およびオブザーバーが出席したほか、全郵政など五組合からオブザーバー参加があった。また、槇枝総評議長と田中同盟書記長が開会式で挨拶し、富塚総評事務局長が日本の労働基本権回復闘争の歴史と現状について特別報告をおこない、日本加盟組合を代表して山岸全電通書記長が「日本政府に対するメッセージ」の提案説明をおこなった。

大会では、技術革新と労働基本権の問題が主に討議され、その内容は「新技術の影響に関する声明」「労働組合の諸権利に関する憲章と決議」に反映されている。大会はこのほか、「平和と軍縮のアピール」「日本政府に対するメッセージ」「自由および人権に関する決議」「失業、インフレおよび経済開発に関する決議」「ＩＬＯに関する決議」などを採択し、ブライト会長、ニジンスキー書記長を再選して閉会した。日本からは、及川一夫正執行委員、太田清治第一予備執行委員、依田哲夫第二予備執行委員が選出された。大会終了後、ＰＴＴＩ結成七〇周年記念式典が開催され、政府を代表して藤尾労働大臣が挨拶をおこなった。

平和・安全保障・軍縮に関する特別執行委員会

八一年一一月四日、ブリュッセルで、ICFTU第七八回特別執行委員会が開催され、日本から同盟の相原国際局長が出席した。会議では、ワルトハイム夫人国連軍縮代表、ボーリンILO事務局次長の講演、ケルステン書記長の問題提起につづいて討議がなされ、「平和・安全保障・軍縮に関するICFTUの提言」と「軍縮交渉の即時再開を訴えるアピール」が採択された。なお、執行委員会に先立って、一一月二日に経済社会委員会、一一月三日に財政・一般目的委員会が開催され、前者には同盟の相原国際局長、後者には貝原国際対策委員がそれぞれ出席した。

【軍縮交渉の即時再開を訴えるアピール（要旨）】

われわれ、自由な労働組合の労働者は、核兵器が専守防衛のものだという神話を拒否する。限定核戦争が可能だなどというのは、とんでもない幻想である。われわれは、核兵器依存と通常軍備の増強を弾劾する。各国政府は――東西、南北とを問わず――その自己破滅の政策が必ずいきつく結論を引き出さねばならない。各国政府は軍備を縮小せねばならない。さもなければ生きとし生ける命はことごとく抹殺されてしまうであろう。従って我々は、すべての関係国政府に次のことを訴えるものである。

核・通常戦力を増強すれば安全保障を達成できるという幻想を捨てよ。国際管理下の軍縮措置をもたらす交渉を即時再開せよ。信頼感を築き上げる措置を講じ、実施せよ。既存の諸条約とくに、核兵器の拡散防止に関する現行条約を完全に実施せよ。

東西間のデタントの促進、交渉と合意による紛争解決を誓約せよ。ソ連によるSS20ミサイルの撤去ならびに生産中止、米国とその同盟国による巡航・パーシングⅡミサイル生産と配備、強化放射能（中性子）爆弾生産を断念することに合意せよ。

ICFTU第七九回執行委員会

八一年一一月五日～六日、ブリュッセルでICFTU第七九回執行委員会が開催され、日本から同盟の相原国際局長が出席した。会議の主要な議題は、(イ)各委員会メンバーの変更、(ロ)オランダ労組連盟とAFL・CIOの加盟問題、(ハ)第一二回世界大会のフォローアップ、(ニ)地域報告、(ホ)第二回世界青年集会の報告、(ヘ)次期世界大会の問題であった。

IFBWW第一六回世界大会

八一年一一月二三日～二七日、スペインのマドリッドで、国際建設林産労連（IFBWW）の第一六回世界大会が開催された。大会には、四〇カ国一一〇組合の代表約三二〇人が出席し、日本からは、宇南山日林労委員長、永田建設同盟書記長、井河全化同盟国際部長ら六名が参加した。大会では、発展途上国援助の問題、失業問題、軍縮問題などが検討され、「人権及び労働組合権」「平和と軍縮に関する決議」「新経済秩序」「多国籍企業」をはじめ住宅、森林、林業等に関する一三の決議を採択した。大会は、閉会にあたってボイス会長、ルーフブラッド書記長を再選した。

PSI世界大会

八一年一一月三〇日～一二月四日、シンガポールで国際公務員労連（PSI）の世界大会が開催された。大会には、五五カ国一五二組織五三三名の代議員とオブザーバーをふくめて総勢六八八名が出席した。日本からは丸山自治労委員長、真柄同書記長はじめ代議員一七名をふくむ四〇名の代表団が大会に参加した。大会では、公務サービス、ILO、保健サービス、新技術の影響等が討議され、一九七七年から八一年までの経過報告、公務労働の防衛、民間委託、平等の権利、新技術の影響、

航空管制官支援、政治的権利と自由、労働組合権と団体交渉など二三の決議と九本の規約改正案、ポーランド「連帯」支援とトルコ情勢に関する二つの緊急決議が採択された。大会は、クルンカー会長を再選し、新たにハンス・エンゲルベルト（オランダ）書記長を選出した。なお、自治労のPSI加盟は満場一致で承認され、新執行委員として丸山委員長が選出された。

IFFTU第一三回世界大会

八一年一二月七日～一一日、パナマ・シティで国際自由教員連盟（IFFTU）の第一三回世界大会が開催された。大会には、四〇カ国四七組合一二一名の代議員、八カ国一一組合のオブザーバー、六国際団体の代表が出席し、日本からは、田中一郎日教組副委員長を団長とする一一名の代議員が参加した。大会では、①「教員の労働条件」、②「軍拡競争と教育への影響」が主なテーマとして討論され、文盲反対、世界中の労働組合権への差別反対、教師の職場訓練、人権に関する教育、情報および伝達問題、若年者初期訓練と社会生活への統合についてなど八つの決議と、軍備拡大競争と教育とのかかわりあいに関する四項目の決議が採択された。大会は、A・シャンカー会長、田中一郎、ケイシー、ポマトウの三人の副会長、死去した前書記長アンドレ・ブラコニエ氏に代わってルーウェン書記長をそれぞれ選出して閉会した。

ARO第四八回執行委員会

八二年二月一日～三日、東京の芝パークホテルで、ARO第四八回執行委員会が開催され、日本から同盟の宇佐美会長、塩路副会長、須藤都市交委員長などの委員が出席した。会議は、(イ)第四七回特別執行委員会議事録の検討、(ロ)活動報告および各国報告、(ハ)執行委員会メンバーの変更、(ニ)各種委員会報告などを主な議題とし、「太平洋地域における核兵器実験と核廃棄物投棄に反対する決議」など八つの決議を採択した。会議では、宇佐美同盟会長のARO会長就任と、井上国際担当のARO副書記長就任が承認された。

IMF第八回世界自動車会議

八二年四月二八日～二九日、東京・新宿の京王プラザホテルで、IMF第八回世界自動車会議が開催された。会議には、二六カ国の労働組合から約一一〇人が参加し、宮田金属労協（IMF・JC）議長、塩路自動車総連会長らが挨拶をおこなった。会議では、自動車産業の低迷による失業問題の深刻化、ロボット導入が雇用におよぼす影響、多国籍企業化による南北格差問題が主として報告・討議され、会議終了にあたって決議が採択された。なお、本会議に先立ち、四月二七日、日・米・欧の労組首脳による「自動車労組サミット」が開催され、日本からは塩路自動車総連会長ほか六名が出席した。

【世界自動車会議決議（要旨）】

一般情勢（略）

前向きな国際自動車戦略に向けて

一、われわれが最初になすべき課題は、右翼的・マネタリスト的・反労働者的政府を放逐して、労働者の利益を優先的に考える政府と交代させることである。

一、労働コスト面での大きな国際的格差を、低い方を押し上げることによって是正すべきだと考える。

一、われわれは週労働時間、年間労働時間を均一化すべきだと考える。

一、これらの目標を達成するためには、相互に比較可能な適切で正確な情報が必要である。

一、われわれは最もすぐれた実例によって雇用保障の基準をつくるよう要請する。

一、企業の意思決定に対するわれわれの発言力を強化していく。
一、強引に輸出の拡大をはかる企業に強く抗議する。
一、自動車産業と労働者の現在および将来の問題解決のため、ＩＭＦ事務局に対し、経営者、政府代表、組合代表の三者会議を開催するためのイニシアチブをとるよう要請する。

ＩＣＦＴＵ第八回執行委員会　八二年五月一三日～一四日、ブリュッセルで、ＩＣＦＴＵ第八〇回執行委員会が開催され、日本から同盟の宇佐美会長、塩路副会長、貝原国際対策委員が出席した。会議には、一九六八年七月の第四四回執行委員会以来、復帰したＡＦＬ・ＣＩＯの代表が初めて参加した。会議では、(イ)執行委員会の構成、(ロ)ポーランド問題、(ハ)人権および労働組合権担当局と同委員会の新設、(ニ)第一三回世界大会の開催日、場所、議題の決定、(ホ)各国、各地域の報告、(ヘ)フォークランド紛争等の問題が検討された。

なお、執行委員会に先立って、五月一一日、財政・一般目的委員会が開催された。

3　その他の国際労働組合会議

労組指導者会議　八一年七月二〇日～二一日にカナダのオタワで開催されるオタワ・サミット（先進国首脳会議）に労働組合側の提言を反映させるために、オタワ労組指導者会議が一三、一四の両日開かれた。これは、最初のロンドン労組指導者会議以来四回目。会議には、カナダ労働組合会議（ＣＬＣ）カナダ全国労働組合、イギリス労働組合会議（ＴＵＣ）、フランス民主労働総同盟（ＣＦＤＴ）、フランス労働総同盟・労働者の力（ＧＴ・ＦＯ）、ドイツ労働総同盟（ＤＧＢ）、アメリカ労働総同盟産別会議（ＡＦＬ・ＣＩＯ）、イタリア労働総同盟（ＣＧＩＬ）、イタリア労働組合連盟（ＣＩＳＬ）、イタリア労働同盟、（ＵＩＬ）が参加し、日本からは富塚総評事務局長、宇佐美同盟会長、堅山中立労連議長らが出席した。また国際組織からは、ＩＣＦＴＵ、ＷＣＬ、ＥＴＵＣ、英連邦労組評議会（ＣＴＵＣ）、ＯＥＣＤ労組諮問委員会（ＯＥＣＤ・ＴＵＡＣ）の各代表が出席した。

会議では、ＴＵＡＣ総会で採択された「労働組合声明」について、各国での政府への申入れと政府回答が報告された。これに基づいてトルドー・カナダ首相への申入れ内容が検討された結果、①失業、②高金利、③エネルギー、④南北問題、⑤時間短縮の五点にしぼることに決定。七月一四日、先進七カ国労組代表はトルドー首相と会見し、五項目の労組側提言を申し入れた。

国際労連世界大会　八一年一一月九日～一四日、フィリッピンのマニラで、国際労連（ＷＣＬ）第二〇回世界大会が開催され、日本から総評の大平国際部長が出席した。大会は「労働組合運動と連帯」等の議題について討論し、ジョニ・ダン議長を選出して閉会した。

パレスチナ、南ア・ナミビア連帯国際労組会議　八三年三月二四日～二七日、リビアの首都トリポリで、パレスチナ、南アフリカ、ナミビアの労働者・人民との連帯国際労働組合会議が開催され、日本から総評の田中ヨーロッパ事

務所員が出席した。会議の主催者は、OATUU、国際アラブ労連（ICATU）、リビア・アラブ・ジャマヒリア生産者連盟である。

【参考資料】 (1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』、(2)WFTU, Flasches From Trade Unions. (3)WFTU, Asian Workers. (4)ICFTU日本加盟組織連絡協議会『自由労連通信』、(5)ICFTU, International Trade Union News. (6)ICFTU, Free Labour World. (7)総評『第六六回定期大会報告』、(8)同盟『第一八回定期大会報告』、(9)同盟『第五〇回中央評議会報告書』、(10)日本労働協会編『昭和五七年版労働運動白書』、(11)『週刊労働ニュース』、(12)『総評新聞』、(13)『同盟新聞』、(14)『自治労第四一回臨時大会一般経過報告』、(15)全電通『第八四回中央委員会一般経過報告』、(16)PTTI『第二四回世界大会決議・決定集』、(17)『じかたび』、(18)『うんゆ一般』、(19)『日林労新聞』、(20)『IUFニュース』、(21)日教組『第五七回定期大会、経過報告』

XI 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向──農業情勢と農政の動向／農民運動の動向／主要な農民運動──行政改革反対運動／食管制度を守る運動／農畜産物輸入拡大反対運動／農畜産物政策・価格要求運動：葉たばこ価格と行革をめぐる運動／乳価その他の農畜産物価格運動／三里塚（成田）空港廃港闘争／農地課税反対運動／出稼ぎ農民・農村労働者の運動／農民団体その他──全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

概要

一、一九八一年後半から八二年半ばにかけての農民運動の特徴は、農畜産物の輸入拡大反対と臨調行革反対運動がメーンスローガンとなり、他の諸要求がそれと結合されて展開されたところにある。

一、全日農や全農総連など農民団体は、第二臨調発足以来、臨調行革を「農業つぶし財界主導行革」と規定し、農畜産物輸入反対や農産物価格運動と結合して反対運動を展開した。

一、八二年米闘は、臨調行革、過保護農政論の圧力のもとで受動的・消極的なたたかいをよぎなくされた。その特徴として農協が従来の要求米価方式を放棄したこと、米審闘争で据え置き米価諮問に抗議して生産者委員が辞表を提出し審議を拒否したこと、経団連・第二臨調への抗議行動が展開されたことなどがあげられる。公定された生産者米価は一・一%アップにとどまった。

一、麦価要求運動は食管制度を守る一環として農民団体共闘のもとで三麦価据え置き諮問抗議行動や低農産物価格政策を提言する財界への抗議行動として展開された。

一、エサ米運動は減反反対闘争の一環としてエサ米運動推進全国連を中心に展開された。おもな課題は組織化の推進と栽培技術・試

のもとで徴収猶予制度が実現した。

一、出稼ぎ農民をめぐる運動は出稼組合を中心に、農村労働者を大反対運動が全国的におこなわれた。農民団体共闘による独自の輸入拡大阻止行動、アメリカ大使館への抗議行動も展開された。また、アメリカ産果実に付着するチチュウカイミバエの侵入阻止運動が、外国産果実輸入即時停止要求運動としておこなわれた。

一、葉たばこをめぐる運動は葉たばこ対策共闘会議を中心に展開された。その結果、葉たばこ収納価格は据え置き諮問であったが、一・四七%の引き上げ答申となった。また、臨調行革の専売公社民営化案に対する反対運動も展開された。

一、乳価要求運動は全国乳価共闘会議が中心となり、加工・飲用乳一本要求価格、限度数量の増量などの要求をもって展開された。しかし、限度数量は据え置かれ、原料乳保証価格は〇・五%アップにとどまった。なお、畜産物価格運動は農畜産物輸入拡大反対運動と結合して展開された。

一、繭糸価格運動や畑作物政策価格要求運動は主に農協系団体により実施されたが、繭価は据え置き、畑作物基準価格は二・六%アップ（サトウキビ二・八%）であった。

一、成田空港反対闘争は反対同盟を基軸に一六年にわたり展開され、開港後の現在も二期工事阻止闘争と廃港闘争が結合されてつづけられている。西欧の軍事基地反対農民との国際的連帯も実現した。

一、八二年三月の農地の宅地なみ課税減額措置の期限切れと固定資産税評価替えを前に、農地の宅地なみ課税反対運動が都市圏の農民・農業団体を中心におこなわれた。その結果、宅地なみ課税実施

1　農業情勢と農民運動の動向

1　農業情勢と農政の動向

対米貿易摩擦と農業経済の低迷

一九八一年から八二年にかけての日本経済は大衆消費の伸び悩みを中心に国内商品需要の回復がはかばかしくなく、後半輸出にかげりがみられたものの、いぜんとして外需依存型の経済体質に支えられたものであった。この結果、七〇年代後半以来激化しているスタグフレーションに悩む主要先進国諸国、とくにアメリカと日本との貿易摩擦は激化した。以下、この時期の日本農業をめぐる内外の諸問題と農業経済の特徴をみよう。

第一に、日米貿易小委員会でアメリカ側は農産物非自由化品目の輸入制限の撤廃を要求、とくに牛肉・オレンジについての貿易交渉

の八二年一〇月繰り上げ実施と八四年完全自由化実施を要求、これにたいし政府は八一年末、欧米との貿易不均衡是正を名分に「関税引下げの一律二年分前倒し実施」と輸入検査手続きの改善、残存輸入制限など非関税障壁の緩和を決定、農産物貿易自由化要求の攻撃を一時的にせよかわした。しかし、八二年に入るや、アメリカ側は「農産物の残存輸入制限はガット違反」を理由に自由化を主張、日本側の姿勢と完全に対立状態がつづいた。この間、数次にわたる日米会談がつづけられたが、政府はパリ・サミットにむけた市場開放対策として、五月、日米農産物交渉の合意内容でもある豚肉調整品、ハイテストモラセス、パイナップル缶詰、ニシンの輸入拡大と一九品目におよぶ農畜産物の関税引き下げをよぎなくされた。

第二に、農産物輸入自由化の声は国内でも高まった。それは財界や研究団体による農業合理化要求、〝過保護農政〟批判にもとづく農政転換要求として展開された。主要な提言として国民経済研究協会会長・竹中一雄「日本農業に未来がある」（八一年五月）、総合研究開発機構（ＮＩＲＡ）「農業自立戦略の研究――日本農業生産構造近代化への新しい提言」（八一年八月）、経済同友会「これからの農業および農政のあり方」（八二年一月）、経団連「わが国農業・農政のあり方」（八二年一月）などがあげられる。なお、臨調（第二臨時行政調査会）の答申は、農政に決定的な影響を与えつつあるが、それは項をあらためて述べる。

第三に、八一年度の農業経済を農林水産省統計情報部「昭和五六年度の農家経済（概算）」によってみると、つぎのとおりである。全国農家平均一戸当たり農業所得は九五万四〇〇〇円で前年度にくらべ一・九%の増加にすぎなかった。これは昨年度の減少率が一六%と大きかったことを考慮すれば農業所得は大幅な低迷状態にあるといっても過言ではない。また、農業粗収益が前年度にくらべ五・五%増加したものの、農業経営費が七・九%の増加を示したため、農業所得を大きく圧迫することになった。この結果、農家所得の農業依存度は前年度の二一・一%をさらに下回る二〇・五%となった。農外所得に依存せざるを得ない農家経済の体質はますます強まっている。また同じ農水省統計情報部の「農村物価統計速報」によると、八一年度の農家の販売する農産物の総合価格指数は前年度水準の二・八%増にすぎなかったが、農家の購入する農業生産資材の価格指数は三・二%上昇した。この結果、農業の交易条件は前年度より悪化した。

臨調基本答申と農政の動向

臨調は八一年七月の第一次答申、八二年二月の第二次答申について七月三〇日、「増税なき財政再建」を根本原則とした行財政改革に関する基本答申を鈴木首相に提出した。それによると行政のめざすべき目標は自立・互助を基礎とした「活力ある福祉社会の建設」と「国際社会に対する積極的貢献」にあり、しかも西欧型高福祉・高負担による大きな政府は厳にいましめている。以上の行革理念を前提に第二部第一章「行政施策に関する改革方策」は、農業・農政に関して大要つぎのように述べている。

第一に、土地利用型農業の低生産性と財政負担、米需給の構造的不均衡を問題点としてあげ、産業として自立しうる農業の確立と経済性・効率性の観点からの農政の転換が要求されている。第二に、そのための具体的施策として、転作の定着化、需給を反映した米価の設定、転作作物の生産性の向上、さらには転作奨励金依存からの

早期脱却などを骨子とした水田利用再編対策が要求され、また市場原理の導入と財政負担の縮減合理化、とくに政府米管理にともなう赤字解消を中心とする食糧管理の今後のあり方をふくめ、食糧管理方式の見直しが要求されている。第三に、生産性の向上策として、①農用地利用増進法を柱にした経営規模の拡大、②農業生産性中心主義の農業基盤整備、③先端技術の開発、民間技術の活用など技術の研究開発と普及事業が要求されている。

この臨調答申が〝過保護農政〟批判の立場にたっていることはいうまでもない。農政当局にたいする臨調答申の影響は強く、それはさしあたり次年度の予算編成方針に現れるものと予想される。

農政審議会は一九八〇年一〇月「八〇年代の農政の基本方向」を政府に答申したが、(本年鑑一九八二年版参照)、八二年八月二三日、この具体化についての報告を田沢農水相に提出した。その骨子は、食糧の安定輸入と食糧自給の強化、国際競争力の強化、西欧なみ農産物価格水準を達成するために生産性向上に裏打ちされた農業構造の改善が必要であるとし、一九八〇年から九〇年の農業構造の変化を展望した。それによれば、農業従事者は四一三万人から二七〇万人に、農家数は四六六万戸から四一〇万戸に、農地賃貸借など流動化面積は六六万*ha*から九〇万*ha*に、中核農家は一〇三万戸から七〇万戸に、中核農家の経営耕地面積に占めるシェアは五〇%弱から六〇%程度になる、というのである。

最後に、第九六回国会に提出された政府の「昭和五七年度において講じようとする農業施策」の重点項目をあげておく。すなわち、①生産性の向上を基本とする地域農業の展開、②農業技術の開発・普及と農業情報等の整備、③農業生産基盤の整備、④需要の動向に即応した農業生産の振興、⑤住みよい農村の建設と農業者の福祉の向上、⑥農産物の価格安定、⑦食品産業対策、消費者対策の充実と農産物の消費拡大、⑧食料の安全保障の確保と国際協力の推進、⑨省エネルギー・省資源の推進、石油代替エネルギーの開発、⑩災害、公害対策の推進、⑪その他農政の推進に必要な措置、の一一項目である。

2　農民運動の動向

八一～八二年農民運動の特徴

一九八一年から八二年にかけての農民運動は臨調行革反対運動を基軸に農畜産物輸入拡大反対運動が加わり、各種農畜産物政策・価格要求運動がそれに結合されるという多様な形態をとって展開された。以下、この時期の農民運動の特徴をあげる。

第一に、米価運動に典型的にみられた価格闘争中心主義の運動形態はこの数年大幅に後退する傾向をみせていたが、八一年以来その傾向はさらに鮮明になった。このことは農畜産物価格要求が当面の課題であっても、そのための各種大会や集会が「農畜産物輸入拡大反対」とか「農業つぶし財界主導行革反対」といったスローガンのもとに開催されているところに端的に示されている。たしかに全日農の米麦運動を中心とする価格運動にあっては、早くからそれが「食管制度を守る運動」とか「国民食糧を守る運動」あるいは「農業危機を打破」する運動の一環として展開されてきたのであるが、

八一年以来さらにその傾向は強まった。農協にあっても米価運動を長期中期戦略の一過程と規定するにいたった。

第二に、運動目標が「日本農業を守る」とか「農業危機を打開する」といった抽象的なものから当面する具体的課題として財界行革反対とか農畜産物輸入拡大反対という形態をとらざるをえなくなったこと、このことは農産物価格運動が同時に行革反対運動であり農畜産物輸入自由化反対運動でなければならなかったことを示している。農民運動が単純に価格要求闘争に埋没しているかぎり、農民にとっての敵は明確でなかったが、臨調が財界の代弁者として合理化の名のもとに農産物価格を抑圧する姿勢を強めてくると、価格運動は反臨調行革運動になる必然性があったわけである。同じことは農畜産物輸入反対運動にも妥当する。

第三に、したがって農民にとっての敵、農産物価格運動にとっての第一関門は臨調であり財界ということになる。このことを反映し、行革反対運動はいうにおよばず今期の米麦価運動、輸入拡大反対運動、葉たばこをめぐる運動、畜産物政策価格要求運動のなかで、農民代表団の臨調座りこみ抗議行動や経団連への抗議行動が展開されたのである。農畜産物輸入枠拡大反対運動の一環としてのアメリカ大使館への抗議行動も同じ路線上にあった。

第四の特徴は、葉たばこ価格や畑作物価格など八一年産農産物価格は名目上若干引き上げられたが、八二年産農畜産物価格はほとんど据え置きないし実質引き下げになった。すなわち、生産者米価は一・一%アップ、麦価据え置き、加工原料乳価〇・五六%アップ、繭価据え置き、豚肉・牛肉据え置きなどで、物価上昇を考慮すると実質引き下げである。

第五に、エサ米生産推進運動が減反サ米運動推進連絡会議のもとで全国的に拡大したことである。八一年の冷害の影響によりアルポリオ系エサ米の生産成績は不調であったが、栽培技術や経験交流、エサ米運動組織の拡大などをつうじ徐徐に成果はあがりつつある。

第六に、三里塚（成田）空港反対闘争が三里塚・芝山連合空港反対同盟のもとで一六年にわたり展開されているが、この間反対同盟内部に一時分裂の危機もみられた。しかし組織のたて直しによりひきつづき二期工事阻止、廃港闘争が展開され空港はいぜんとして二期工事不能のまま欠陥空港としての域をでていない。

三大都市圏の特定市街化区域農地の固定資産税を周辺の宅地なみの水準に引き上げる宅地なみ課税の減額措置が八二年三月に期限切れとなり、同時に固定資産税評価替えがおこなわれるとあって都市圏を中心に全国的に宅地なみ課税反対運動が展開された。この結果、宅地なみ課税そのものは阻止できなかったが、長期間営農を継続すれば宅地なみ課税が免除される、との「猶予制度」が導入されることになった。

出稼組合連合会は、賃金の不払い問題や労災問題を中心に運動を展開、労災問題で裁判闘争をおこなうなど出稼者に対する基本施策の確立、出稼ぎ解消のための農村地域定住促進対策事業などの要求運動をおこなってきた。他方、農村労連は振動病の治療、予防対策を展開するなど振動病対策、強化運動で市町村議会に請願署名運動を展開するなどの成果をあげつつある。

以上、農民運動は多様な形態をとって展開されたものの、三里塚三省協定なみ賃金適用運動で成果をあげつつある。

以上、農民運動は多様な形態をとって展開されたものの、三里塚闘争をのぞきほとんど農民代表による要請運動、陳情運動に終始す

る農政運動の域をでなかった。

農民団体共闘の特徴と限界

八〇年の農民運動にくらべ、八一年より農民団体が共闘する機会が増大した。以下、その農民団体共闘の実態をみよう。

第一に、農民運動がすぐれて内外の圧力によって受動的防衛的運動の性格を強めざるをえなくなり、このことによって農民団体の共闘関係は促進された。また、すでにみたように、農業・農民にとっての敵がより明らかになるや、反動的団体といえども農民団体であるかぎり、それを無視しえなくなる。こうして、財界主導的行革反対運動にはじまり、米価・畜産物価格運動、農畜産物輸入拡大反対運動などにおいて、全日農・全農総連・全国農民同盟・開拓連・出稼連・乳価共闘会議など農民団体が、食管連（食管制度を守る全国連絡会議）や中央労農会議など労農団体の参加協力のもとに共闘して中央集結行動をおこなった。しかもそれが一日共闘にとどまらず二日～三日共闘とつづけられたことは、農民運動にとってそれなりに意義をもつものであろう。

第二に、しかしそのような農民団体共闘にも一定の限界があった。全日農は最近の米闘で独自の要求米価を明確にしなくなった。八二年米闘においても、全日農は要求米価を八〇%パルクラインによる生産費・所得補償方式により六〇キロ当たり四万六五二〇円と決定しながら、「共闘関係の配慮および政府買入れ米価据置き攻撃を打破する立場から最低生産費と労賃上昇に見合う一六・九%以上の引上げ」を要求せざるをえなかった。全日農は共闘するに当たり、この数年生産費所得補償方式による「あるべき要求米価」を決定しながらそれをスローガンにすることはさけてきた。情勢が変化したから「あるべき米価要求の提案」ではなかったのである。また、米闘にたのも共闘の限界といってよいであろう。全日農系農民団体と農協系農民団体がそれぞれ独自の大会をもち、共闘体制をとったのは米審会場前での要請・抗議行動にかぎられた。農民組合をバックとする農民団体と経営体である農協をバックとする農民団体との本質的差異が、共闘の限界をもたらしているといえども農民団体であろう。

第三に、八二年米闘における共闘の特徴として、米審会場で農民代表と農業団体との共同行動がとられたことである。すなわち全日農・全中・全国農業会議所・全農・生産者代表の各米審委員が、政府の据え置き米価に抗議して辞表を提出して米審会場から総退場した。これまで生産者委員が審議を拒否したことはあるが、今回のように辞表を提出し退場したのは米審開始以来はじめてのことであった。しかし、このような辞表提出と、ど効果があったかどうかは不明である。情勢が変化

2　主要な農民運動

1　行政改革反対運動

全日農の行革反対運動　全日農は第二臨調発足以来、行政改革に対する批判と要求を対置し、他の農民団体と共闘し財界主導行革反対運動を展開してきた（本年鑑一九八二年版参照）が、一九八一年一〇月一六日、全国代表者会議をひらき、①行革をめぐる動向とたたかい、②宅地なみ課税反対、③米価食管問題を協議、同時に「農業をつぶす財界主導の行政改革反対闘争の推進について」という本部提案の問題提起を検討のうえ、反対闘争を強化していくことを確認した。ついで、一二月八～九日に開催された全日農第二一回大会で「農業つぶす行革と軍事大国化反対に関する決議」を政府への要請特別決議として採択、翌一〇日、農水省に申し入れた。

一九八二年一月二二日、全日農は第一回中央常任委員会をひらき、農産物輸入自由化攻撃や農業つぶし行革をすすめる財界提言や第二臨調の動向など、当面する諸問題を協議、二月一日には全農総連・全農同・開拓連・出稼連と自由化反対・畜産物価格要求と結合して行革反対を五農民団体統一闘争として展開することを確認した。また、二月二六日、全日農と他の農民団体は連名で二月二四日にひらかれた財界五団体（経団連・同友会・日経連・日商・関西経団連）の「一日臨調」の農業過保護論、米価凍結・農産物市場開放要求に対し、「我々は財界の儲け主義こそ貿易摩擦の元凶である…財界エゴ丸出しの農業つぶしに対し心から怒りをこめて強く抗議する」との抗議声明を出した。

労農共闘としては、全日農・全農林などを主要メンバーとする中央労農会議が八一年一〇月二八日、農業つぶし財界主導行革反対をスローガンに「八一秋闘総行動労農共闘総決起集会」を東京・霞が関の農水省前で開催した。これは総評主催の「八一秋闘勝利第三波中央行動」の一環としてひらかれたもので農民と労働者約二〇〇〇人がすわりこみ、デモに参加した。

全日農の臨調基本答申反対声明　全日農は第二臨調の行革基本答申を前に財界主導の行革との対決姿勢を強化、「農業潰しの行革許すな」のスローガンのもとに「資源収奪型経済政策の転換」と「風土にあう農業の再建」を主張、当面のおもな要求として「輸出主導の経済を福祉型へ転換」と「食糧自給率引上げの道筋の明示」をもとにした農業再建への道の実現を要求した。一九八二年七月三〇日、第二臨調は行革に関する第三次答申（基本答申）を鈴木首相に提出した。全日農はこの答申に対しつぎのような反対声明を出した。

「第二臨調の〝基本答申〟は農産物市場の開放を前提に、日本農業の縮小合理化をめざそうとしている。しかも、その合理化農政の内容は、〝市

場原理導入〟の名において、食管制度つぶしと低農産物価格政策の強化を柱に補助金の削減から農業課税強化などをめざすものであってみれば、合理化はおろか日本農業を解体も同然に導こうとするものといわなければならない。

このことは、大資本本位の輸出主導型経済体制の拡大強化をはかりつつ、国民食糧の対外依存をいっそう強化しようとするものにほかならない。

核戦争の防止をはじめ、自然確保などが重大な国民的課題とされる今日、食糧の対米依存拡大や国土の保全さえあやうくする財界主導の行革は、ひとり農民だけの問題ではなく、全勤労国民に対する挑戦にひとしい。

このためわれわれは、〝基本答申〟に強く反対し、財界農政展開阻止にむけ、ひきつづき進むことを声明する。」

（全日農『農民新聞』一九八二年八月一五日号）

行革反対運動はこの反対声明に端的に示されているように、食管制度を守る運動、農畜産物価格要求運動、農畜産物自由化反対運動などと結合して展開されたことは明らかであり、このことは、さらにのちにみるとおりである。

2　食管制度を守る運動

全日農の米闘方針

全日農は一九八二年五月一七日、第三回中央常任委員会をひらき、「第二臨調批判と要求」を確認するとともに、八二年米闘を反行革・輸入拡大反対闘争と結合してすすめる方針を決め、要求米価を従来と同じ八〇％パルクラインによる生産費所得補償方式によることを決定した。翌一八日、全日農は食管連および中央労農会議と共催で「米闘推進東日本ブロック会議」を、六月一日、同「西日本ブロック会議」をひらいて、八二年米闘の具体的方針、負債整理問題、エサ米推進運動、減反反対運動について協議、ついで六月三日、要求米価を、六〇キロ当たり四万六五二〇円とすべきであるが、共闘関係の配慮および政府買入れ米価据え置き攻撃を打破する立場から、最低生産費と労賃上昇に見合う一六・九％以上の引き上げを要求することを発表した。また、全日農第四回中央常任委員会は、六月一八日、要求米価、農民団体共闘、麦価闘争、米審闘争、米闘後の活動などについて協議、とくに米闘として、①据え置き打破、②生産費所得補償方式の持続、③政府の算式改悪阻止闘争に焦点をおくことを確認した。この日、会議終了後、全中にたいし、農協要求米価算式の変更（後述）、据え置き諮問のさいの農協の対応、生産資材引き下げ要求の可否等生産者米麦価闘争についての問題を提起した。

農民団体共闘の米価運動

八二年産米をめぐる諸問題を事前に検討し、本番米審をスムーズに進展させることを意図した予備米審（米価審議会）が八二年七月五日、東京・九段南の農水省分庁舎でひらかれた。この米審にむけて、全日農・全農総連・開拓連・全農同・出稼連・乳価共闘・食管連・労農会議の中央農民・労農八団体の代表三〇〇人は米審会場前に集結し、田沢農水相に、①八二年産米生産者米価を生産費・所得補償方式により厳正に算定し、少なくとも労賃・生産資材などの上昇に見合う価格にし、品質格差はつけない、②二重米価制の堅持、売買逆ザヤの解消はおこなわない、③米の買い入れ制限の強化と超過米の買い入れ拒否はしないこと、などの要請をおこない、とくに農民に

納得できる生産者米価の諮問をおこなうよう強く要請した。

八二年産米政府買い入れ米価を審議する米審は七月一三日、農水省分庁舎で開催され、そこで田沢農水相は据え置き諮問をおこなった。当日、全日農や全農総連など農民・労農八団体の農民、支援労働者五〇〇〇人は、早朝から米審会場前広場で米審委員に要請行動を展開、据え置き諮問が明らかになると抗議行動にきりかえた。また、全日農・出稼連・乳価共闘・食管連・労農会議の五団体は東京・九段の九段会館で「米価要求貫徹、行革・輸入拡大反対総決起大会」（三〇〇〇人）をひらき、一六・九%以上の米価引き上げ要求を内容とする「昭和五七年産米政府買入れ価格と食管制度に関する件」、「農業をつぶす行革と農畜産物輸入拡大反対に関する件」、「据置き諮問抗議に関する件」を決議した。大会終了後、参加者全員は再び米審会場前に集結し抗議行動をつづけた。同日、八団体共催の全体集会（五〇〇〇人）が米審会場前広場でひらかれ、据え置き諮問粉砕を満場一致で確認、田沢農水相との再諮問要求交渉をおこなった。

生産者米審委員の辞表提出

全日農や全農総連など八団体の代表約三〇〇〇人は米審第二日目の一四日も前日にひきつづき早朝から米審会場前に集まり、「据置き諮問撤回」「農民殺し農政抗議」行動を展開、会場玄関に押しかけるなど警官隊とこぜり合いを演じた。この日、米審会場内でも生産者代表委員が農水相にたいし諮問撤回と再諮問を再三要求していたが拒否され、辞表を提出し総退場した。ちなみに生産者米審委員はすでに予備米審のさい「本番米審でゼロ回答諮問の場合は重大な決意で臨む」との意思統一をしていたものであり、このような退場は米審史上はじめてのことであった。なお、生産者委員は足鹿覚全日農会長・岩持静麻全中会長・石川正平全農会長・池田斉全国農業会議所専務理事・竹本平一石川県青少年指導農家の五人であった。

この生産者米審委員の退場にともない、農民八団体は抗議集会をひらき、つぎのような抗議声明を発表して散会した。

【農民八団体抗議声明】

われわれは、五名の生産者委員と一体となって、再三にわたり政府当局ならびに米価審議会に対し、生産者米価の引上げ要求を行うとともに、不当な据置き諮問の撤回と再諮問要求を行ってきたが、当局はついにこれを拒否した。よって生産者米審委員五名が米価審議会に辞表をたたきつけ退場したことは当然の帰結である。

この事態を招いた責任はあげて政府当局にあることを明らかにし、厳重に抗議するとともに、生産者委員のいない米価審議会はすでに機能を失っており、これ以上審議すべきでないことを要求する。

ここにわれわれは重大なる決意をもち、さらに団結を強め米価審議会の改組要求をふくむ要求貫徹に向けあらたな行動をおこなうものである。

右声明する。

昭和五十七年七月十四日

米闘八団体全体集会

（『農民新聞』一九八二年七月二五日号）

米審は翌七月一五日、生産者委員不在のまま審議を続行、「米の構造的な過剰、厳しい財政事情等米をめぐる諸事情から、また、稲作の将来のあり方を考え、これを据え置くことは賛成ないしやむをえない」との答申に準ずる「意見」を田沢農水相に提出した。以後、政府は自民党と折衝、七月二二日未明の持ち回り閣議で、八二年生産者米価を六〇キロ当たり一万七九五一円（前年比一・一%アップ）とし、自主流通米助成の良質米奨励金は据え置くが、流通促進奨励金は六〇キロ六〇〇円を二〇〇円に削減することを決定し

た。

全日農は同日、「しかし、その中身は、自主流通米助成費一八八億円を削って、そのうち一五八億円を一・一%の引上げに当てたものであって、引上げの名にあたいしない実質五年連続据置き米価である」との抗議声明を、全農総連は「到底われわれの容認出来ないものである」との抗議声明をだした。

全農総連の米価運動　全農総連は全日農とともに米麦価米審共同闘争に参加したが、七月一二日、開拓連・全農同共催で「五七年産要求米価貫徹・反農民的臨調行革反対・農畜産物貿易自由化阻止全国農民総決起大会」を東京・九段の九段会館で開催した。会場には一七〇〇人が参加、①農協米価と同じ六〇キロ当たり一万八二五一円を要求米価とする昭和五七年産生産者要求米価貫徹ならびに食糧基本政策確立、②農業破壊を企図する財界主導型臨調行革反対、③日本農業をつぶす農畜産物輸入自由化・ワク拡大・関税引下げ阻止の三件を決議、同時に農業過保護論と経済合理主義農政を主張する経済連にたいし無責任な主張であるとの「申し入れ」を確認した。大会終了後、東京・平河町の臨調に二〇〇人の農民代表がすわりこみ要請行動を、その他の参加者は東京・霞が関の農水省玄関前に移動、ついで外務、通産、農水の各省および経団連に要請をおこなった。

農業団体の米価要求路線の転換　全中は五月六日、これまでの生産費所得補償方式による米価算定方式は適切に機能しなくなっているとして、「国民の必要消費量を満たすための限界値生産費を確保できる米価」算定方式に転換すべきであるとの提言を「日本農業の展望と農協の農業振興方策」として発表、ついで六月三日、一九八二年産米要求米価を前年比四・三七%アップの一万八二五一円（六〇キロ）と決定した。すなわち農協の八二年度米価運動の特徴をみるなものと評価しながらも、その方式による要求米価は実現性が弱く、運動の迫力や説得力もなく、かつ生産費所得補償方式に変更したこと、と家族労賃」の上昇のみを配慮した米価算定方式に変更したこと、米価運動を中・長期的な戦略目標の一過程として位置づけ、稲作農業強化五カ年計画運動を前面に出したことである。

全中は七月六日、東京・日比谷の野外音楽堂に五五〇〇人の農協代表を集め「稲作農業の強化と国民の食料を守る全国農業者総決起大会」を開催した。大会スローガンは「国民の食卓を守る食料自給率の向上」、「内需を拡大させる経済政策の確立」、「物価・賃金にみあう要求米価の実現」であり、要求米価中心主義の従来の大会方式から自給率の向上をふくむ食糧・農業基本政策および米穀政策の確立要求など国民との合意を求める方向へ大きく戦術を転換した。大会終了後、参加者全員が街頭デモをおこない、農水省と自民党に要請した。

麦価要求運動　八二年産生産者麦価を審議する米審は六月二四日、東京・九段南の農水省分庁舎でひらかれ、田沢農水相はそこで小麦・大麦・裸麦三麦の据え置き諮問をおこなった。

同日、全日農や全農総連など農民・労農八団体の代表およそ三〇〇人は麦価米審会場前で「中央行動決起集会」をひらき、統一要求を確認のうえ、審議会委員個別要請をはじめ田沢農水相および食糧庁次長交渉、さらには経団連および第二臨調への申し入れ行動をお

こなった。政府と米審にたいする八団体統一要求は、①生産費・所得補償方式による麦買い入れ価格、②等外上麦の買い上げ、規格外麦価格補てんの麦振興特別資金の拡充、③自給率向上を旨とした麦の年次生産計画の樹立、外麦の輸入削減、④国内産麦の全量優先消化の積極的施策、⑤ビール麦の生産振興と麦芽製造施設の増強など八項目であった。また、臨調への申し入れは、農業の規模拡大を名分とした農政の安上がり合理化、低農産物価格政策の強化などの臨調部会報告は財界の代弁以外のなにものでもないと批判し、その再検討を要求し、経団連にたいしては、安上がり農業政策、市場原理の導入、農産物低価格等は農業圧殺の論理であり、財界の都合を一方的におしつけるものであると批判し問題提起をおこなった。なお、全中は麦価米審前日の二三日、東京・平河町の全国都市会館で「麦・なたね対策全国農協代表者集会」（二〇〇人）をひらき、八二年産麦買い入れ価格については奨励金相当額の減額はしない、などのほか上麦の政府買い上げ、飼料用麦の長期基本施策の確立などを重点要求項目として確認、大蔵省・農水省・自民党農林関係議員に要請した。

米審は、据え置き麦価は逆算方式によるもので反対との意見もあったが、大勢は「やむをえない」との政府案支持の答申をおこない、翌二六日、昭和五七年産政府買い入れ麦価は原案通り決定された。ちなみに小麦二類二等六〇キロ当たり一万一〇四七円、大麦三類二等五〇キロ当たり八三二八円、裸麦三類二等六〇キロ当たり一万一三九六円であった。

エサ米運動推進全国連の運動

全日農は米の減反反対闘争の一環としてエサ米運動を展開、その成果の一つとしてエサ米運動推進全国連絡会議（八一年結成、本年鑑一九八二年版参照）が結成された。同連絡会議は、八一年六月二五日、東京の社会文化会館で全国代表者会議をひらき、①技術問題をふくむエサ米運動の当面する課題、②エサ米運動の組織化、③今後のとりくみなどについて協議、翌二六日、同会議の決定に基づきつぎの諸項目を農水省に申し入れた。すなわち、①飼料穀物の自給向上をはかるため、米作農家が安心してエサ専用米の栽培、給肥実験および生産、販売活動ができる行財政上の措置、②減反の必要のない農業確立をはかるため、米と畜産の結合をはじめ、食用・工業用アルコール化など米の多用途利用をはかる施策の確立、③配合飼料の原価公開、自給飼料のための対策、④エサ専用米の技術研究体制の拡充と補助、助成など。ついで一〇月一五日、第二回全国代表者会議をひらき、本年作付けしたエサ米の作況、栽培状況と運動の実績を集約、肥培管理などの技術的課題について協議、①収穫種子の確保と管理、②栽培希望農家はエサ米栽培組合に参加させるなどの組織化問題、③地区、県、全国の各段階における組織の活動、について意思統一をおこなった。

エサ米連絡会議は、一九八二年三月一〇日、東京の社会文化会館で第二回総会をひらき、八一年の活動の集約と八二年度の活動方針を決定した。それによると八一年は栽培実験地の拡大、市町村によるエサ米実験田への助成、エサ米実験田の転作栽培面積へのカウントなどの成果を得たが、他方、アルポリオ系品種が冷害・風水害・病虫害により不成績であったこと、その意味で八二年度の成否はエサ米運動にとって重大な意義をもっていることを確認のうえ、八二年度の活動方針として、①地域に適した栽培技術の確立、②有畜農

家を中心にした実験活動、③エサ米にたいする転作奨励金の実現とエサ米の多目的利用、④エサ米農家の組織化を転機に運動を展開する、ことを決定した。

3　農畜産物輸入拡大反対運動

全日農の農畜産物輸入拡大反対闘争方針

日米貿易摩擦と農畜産物輸入に対する内外の圧力の高まる中で、農畜産物自由化反対闘争も高揚した。全日農は第二一回大会(八一年一二月八～九日)において、貿易摩擦を農畜産物の輸入拡大によって解消しようとする誤りを指摘、農畜産物輸入拡大反対およびチチェウカイミバエ侵入阻止に関する特別決議をおこない、農水省と交渉をおこなった。一九八二年三月二三日、全日農第二回中央常任委員会は、日本農業をつぶす農畜産物自由化・枠拡大反対闘争についての闘争方針を決め、その基本方向として、①作目ごとに問題点を明らかにし、米の減反反対やエサ米運動とも結合しつつ、業種別、地域別とりくみで農民全体のたたかいに発展させる、②農業をつぶす行革反対闘争と結合する、③農民団体、農協などとの提携、共闘を強化することを決定し、農畜産物価格要求運動を展開した。

農畜産物輸入自由化阻止農民総行動

全日農・全農総連・全農同・開拓連・出稼連の農民五団体は中央労農会議参加協力のもとで、八二年三月二四日の畜産物価格要求・農畜産物輸入拡大反対の中央行動(後述)にひきつづき、四月二三日、東京・霞が関の農水省玄関前広場に全国から農民代表、支援の労働者一五〇〇人を結集し「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止農民総行動」を展開した。この総行動は六月の先進国サミットを控え、アメリカの自由化圧力、政府の農畜産物輸入枠拡大の検討に対し実施されたもので各県、各団体代表者会議、ついで「総行動確認集会」をひらき、①農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する要請、②日米貿易摩擦の主要因は日米両国の「経済構造と経済運営上の問題にある。その基本問題にメスを入れずに、日本農業へ犠牲を転嫁するのは、弱い者いじめであるばかりか、いたずらに矛盾を拡大再生産するにすぎない。よって、われわれは、アメリカ政府に対し猛省をうながし、強く抗議する」とのアメリカ政府にたいする抗議行動を確認した。集会後、通産・外務・農水の各省および自民党交渉およびアメリカ大使館にむけて抗議行動を展開した。

農業団体の農産物輸入自由化反対運動

全中は八一年一二月一五・一六日の両日、日米貿易摩擦の解消を理由に農産物の自由化や関税引き下げなど日本農業に犠牲を転嫁すべきでないとして、「非関税障壁の撤廃・関税引き下げ反対」に関する要請を農水省と自民党に申し入れ要請した。ついで同月二四日、全国農協代表者集会で同主旨の農産物輸入自由化拡大阻止の緊急決議をおこない、関係機関に要請行動をつづけた。

一九八二年二月一八日、全中は全国都道府県農協中央会・連合会会長合同会議をひらき、単協・都道府県・全国の各段階に「農産物輸入自由化・枠拡大阻止対策本部」を設置し本格的に自由化阻止行動をしていくことを確認し、三月四日、東京大手町の農協ビルで第一回農産物輸入自由化・枠拡大阻止中央本部委員会を開催し、国内

対策として、①五〇〇万人署名活動の強力な推進、②運動のヤマ場に全国一斉一〇万人集会をひらき要求実現を、③広報活動の展開を、また対外対策としては、①日米両国の農業生産者団体間の意思疎通と相互理解の交流、②米国政府・議会に対する積極的活動を展開していくこと、を決めた。全中と同阻止対策中央本部は、三月一七日、東京の九段会館で「農産物輸入自由化・枠拡大阻止、畜産物政策・価格要求実現全国農協代表者大会」（一五〇〇人）を開催、①農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する要請、②畜産・酪農経営の改善強化に関する要請、③昭和五七年度畜産物政策価格等に関する要請を決議し、田沢農水相、自民党三役に要請するとともにブロックごとに地元選出国会議員に陳情した。この間、地方の農業団体は反対署名運動や地方自治体・議会へのはたらきかけをすすめていた。全中は農産物輸入自由化反対運動の一環として消費者団体との懇談（四月一九日）、東京の各地で街頭演説（四月二〇日）を展開、ひきつづき四月二三日、東京・日比谷の野外音楽堂で「農水産物輸入自由化・枠拡大阻止全国農林漁業者総決起大会」（八〇〇〇人）をひらき、農水・外務両省とアメリカ大使館へデモ行進、同時に経団連と政策推進労組会議にむけて集団要請をおこなった。このほか、全国農協青年組織協議会や畜産関係農業団体による「牛肉自由化阻止対策協議会」、果実関連農業団体による「オレンジ果汁輸入自由化・枠拡大阻止対策中央本部」による自由化阻止要請集会や要請行動が日米農産物協議にむけておこなわれた。

ミバエ侵入阻止運動

八〇年六月、アメリカのカリフォルニア州やサンフランシスコ周辺でチチュウカイミバエ（以下ミバエと略）が発見されて以来、農業農民団体は、ミバエ侵入のおそれのある外国産果実の即時輸入停止を要求する運動を展開した。

全日農は第二一回全国大会で「植物防疫法第七条の規定にもとづいてアメリカ合衆国を汚染地区に指定し、米国産果実等の輸入の禁止」を求める特別決議をおこない政府に要請した。また、全中・全農・日園連（日本園芸農業協同組合連合会）はミバエ侵入措置のいっそう厳重なる防止対策を農水省に要請してきたが、八二年一月二一日、日米植物検疫専門家会議のレモンの検疫規制大幅緩和の確認（二〇日）にたいし、「理由薄弱な検疫条件の大幅緩和は絶対に反対であり撤回を求める」との反対声明をだした。

4　農畜産物政策・価格要求運動

(1)　葉たばこ価格と行革をめぐる運動

葉たばこ対策共闘会議の運動

全国葉たばこ対策共闘会議は、八一年八月二四日、東京・三宅坂の社会文化会館で「財界主導行革・たばこ民営化粉砕・国産葉を守る総決起大会」を開催した。大会には葉たばこ耕作農民、全専売労働者約一〇〇〇人が参加、①財界主導行革による専売民営化攻撃に反対し、専売制度維持に関する決議、②出血減反を阻止し、耕作面積確保と葉たばこ価格引上げに関する決議、③農業つぶしの財界主導行革に反対し、農業と農民生活を守り、食糧自給確立の農政転換に

関する決議、をおこなった。大会後は日本専売公社への大衆行動による原専売公社総裁との大衆団交、経団連本部への四〇〇人の抗議行動、大蔵・農水・行管庁など関係省庁に要請した。

たばこ耕作審議会は八月二五日から三日間の予定で東京・虎ノ門の葵会館でひらかれ、専売公社はそこで八一年産葉たばこ収納価格の据え置きと八二年度の耕作面積五万三八七〇haの減反案を諮問した。これにたいし、葉たばこ共闘に結集する農民は対審議会行動を展開した。この結果、審議会は会期を一日延長のうえ、八月二八日前年なみの算定方式により収納価格を全種類平均一キロ当たり一・四七%アップの一六九四円九五銭と五万四〇七七haの耕作面積（減反八・四%）の答申をおこなった。

専売公社民営化反対集会

葉たばこ共闘会議は、八二年二月一二～一三日、第二一回定期総会を開き、①臨調行革の民営化攻撃にたいするたたかい、②行革の合理化促進勧告にたいするたたかい、③中期経営計画にたいするたたかい、④出血減反反対と葉たばこ価格引上げのたたかい、⑤税金のたたかい等の課題を重点目標として採択した。同会議は第二臨調第四部会が専売民営化方針報告（五月一七日）をまとめたのにたいし、抗議のため六月四日、東京・三宅坂の社会文化会館で「六・四財界主導行革粉砕・専売制度維持・民営化反対総決起集会」（一六〇人）をひらき、「財界主導臨調による民営化に反対し、専売制度を守り、その民主的発展を求める要請書」を確認のうえ、民営化方針全面撤回を求めて第二臨調に抗議行動を、専売公社と大蔵省に要請行動をおこなった。

全国たばこ耕作組合中央会と全国たばこ耕作者政治連盟はたばこ耕作者の初日の八月二五日、東京・平河町の日本都市センターで「全国たばこ耕作者大会」（一〇〇〇人）をひらき、①耕作面積は耕作者の経営安定をはかる長期安定面積の確保、②収納価格は生産費・所得補償方式を堅持する、との二項目を決議した。大会後、自民党本部前に移り自民党関係議員に要請した。また翌二六日、同耕作組合中央会は全国たばこ耕作組合長会議をひらき、「公社の算定方式の改悪と減反」反対を決議、自民党に陳情した。

(2) 乳価その他の農畜産物価格運動

乳価共闘会議の運動

乳価共闘（全国乳価共闘会議）は八一年一〇月二一日、衆院第一議員会館で拡大幹事会をひらき、飲用牛乳問題、負債整理対策についての方針を確認、この後、飲用牛乳の乱売是正、負債整理対策の確立、エサ米のホールクロップ利用の転作奨励金交付等について農水省畜産局に要請した。また、この日、同共闘は牛乳の最低保証価格の宣伝、卸売価格の統一、乳業メーカーに宣言乳価の履行をせまる酪農振興対策についてのアピールをだした。

乳価共闘は八二年二月一〇日の拡大幹事会で、加工原料乳保証価格決定期にむけての運動方針を協議、①生産者手取り乳価の引き上

げ、②国内外の過剰要因の除去、③牛肉自由化反対、④生産資材の引き下げ、⑤負債整理対策の実施などについて農水省に要請、また三月一一日、全国代表者会議をひらき、八二年度の全国統一要求乳価（飲用・加工原料乳同一価格）をキロ当たり一二六円以上と決定、農水省に価格・限度数量引き上げ要求行動をおこなった。同共闘は三月一五日、畜産審（畜産振興審議会）総会にむけ、乳価保証価格の引き上げ、限度数量の増量、酪農経営打開策について要請行動を展開、全委員に要請した。ついで三月二三日、田沢農水相に保証価格・基準取引価格の引き上げ、限度数量の拡大を要求、大衆団交をおこなうとともに衆院第一議員会館で「酪農危機突破・乳価要求実現全国酪農民代表者集会」（一〇〇人）をひらき、①キロ当たり一二六円以上と全国統一要求、飲用・加工一本乳価など昭和五七年度乳価要求実現等に関する決議、②輸入乳製品の削減など生産調整に直結する施策を実施するとともに飲用原料乳価格問題の早期解決に関する決議を採択した。

農水省は三月二五日、畜産審酪農部会を東京・九段の農水省分庁舎でひらき、加工原料乳保証価格キロ五〇銭引き上げ（〇・五%アップ）八九円三七銭と限度数量一九三万トンの据え置きを諮問した。当日、乳価共闘代表者は会場前で乳価引き上げ要請行動を展開したものの、同日、畜産審は「諮問通りやむを得ない」と答申した。三月二六日、加工原料乳保証価格、限度数量ともに政府試算通り決定した。

農民団体共闘畜産対策

全日農・全農総連・全農同・開拓連・出稼連・乳価共闘の農民六団体は中央労農会議参加協力のもとに三月二四日、畜産審食肉部会のひらかれている東京・九段の農水省分庁舎前庭で「農業つぶす農畜産物輸入拡大と行革反対、畜産物価格・政策要求全国農民総決起大会」を開催した。大会には各団体代表八〇〇人が集まり、①農畜産物輸入拡大反対に関する決議、②農業をつぶす財界主導行革反対に関する決議、③畜産物価格・政策要求に関する決議、を採択した。大会後、農水・大蔵・通産の各省、第二臨調・政策推進労組会議・経団連に要請ないし抗議行動をおこなった。とくに経団連には五〇〇人が大挙押しかけ財界行革、農産物輸入策に抗議した。また、畜産審要請行動は二四・二五日の両日、片柳畜産審会長、石川畜産局長、各部会長にむけて展開された。

農業関係団体の畜産対策

日本酪農政治連盟は三月一〇日、東京・麹町の東条会館で「内外圧排除・保証価格等絶対引き上げ全国酪農民総決起大会」（六〇〇人）をひらき、①加工原料乳保証価格キロ九八円五四銭以上、限度数量枠二〇二万五〇〇〇トン引き上げならびに政策要求、②乳製品・ロングライフ牛乳ならびに牛肉の輸入自由化・枠拡大阻止要求を決議した。大会後、農水省など関係省庁に要請するとともに地元選出国会議員に陳情した。また、同連盟は七月一日、東京・虎ノ門のニッショーホールに全国の酪農民代表一〇〇〇人を集めて「全国酪農民代表者大会」をひらき、①飲用向け乳価水準を七八年七月時点に引き上げる、生乳取引正常化・乳価水準回復のための強力な行政指導の実施、②バターや偽装乳製品などの輸入絶対阻止を決議、このあと乳業メーカー・国会・農水省に要請した。

全中は三月二〇日、東京・平河町の全共連ビルに農協畜産酪農対策本部を設置、「農畜産物輸入自由化を絶対阻止しよう」、「畜産・

酪農経営の安定対策を確立させよう」、「畜産物の要求価格を断固実現させよう」をスローガンに対畜産審要請行動に備えた。ついで二三日から特別運動に入り二六日の畜産物政策価格決定まで連日、三〇〇人程度の代表による要請行動をつづけた。

全日本開拓者連盟（開拓連）・全国開拓農協連・全国畜産政治連盟・全国畜産農協連は三月二三日、東京・赤坂の三会堂ビルで「畜産物輸入拡大阻止・畜産政策確立要求・全国生産者代表大会」（三〇〇人）をひらき、①畜産物の輸入自由化阻止ならびに輸入抑制対策、②畜産物政策価格、③需給調整ならびに経営安定対策、④生産基盤強化対策、⑤流通合理化と消費拡大対策、⑥金融対策の強化等の政府要求事項を決議した。大会後、農水省・衆参農水委員長および片柳畜産審会長に要請した。

繭糸価格運動

全養連（全国養蚕農協連合会）は八二年三月九日、東京・有楽町の電機ビルで全国会長会議をひらき、生糸価格決定にむけて、①繭、生糸、絹織物等の輸入停止、②生糸、絹織物等の需要拡大、③再生産可能な繭糸価格の実現と繭糸価格中間安定制度の堅持など政策要求を決定した。全養連など蚕糸関係七団体は東京・九段の九段会館で「蚕糸政策要求全国蚕糸生産者大会」をひらいた。大会には群馬、長野など主産県代表を中心に一五〇〇人が参集、「再生産可能な繭糸価格の実現」、「事業団の在庫を政府の責任で処理せよ」、「二国間協定数量を大幅に圧縮せよ」とのスローガンのもとに繭糸価格、繭糸・生糸・絹織物の輸入停止、生糸・絹織物の需要拡大などの要請事項を決議し、大会後、農水省や各政党に要請行動を展開した。なお、本年の要請内容の特徴は蚕糸事業団の生糸在庫が適正水準になるまで輸入の全面停止を訴えた点にあった。

農水省は三月二六日、蚕糸業振興審議会繭糸価格部会を東京・九段の農水省分庁舎でひらき、五七年度の生糸基準糸価（キロ一万四〇〇〇円）、最低繭価（キロ一九三三円）などを、いずれも据え置きを試問をおこなった。当日、全養連代表一〇〇人が審議会にむけて要請行動を展開したものの、同日、同審議会は据え置きもやむをえない、との答申をおこなった。

畑作物価格要請運動

全農総連は八一年一〇月五日、第一一六回中央委をひらき八二年畑作要請運動方針を協議、テンサイ最低生産者価格トン当たり二万一〇〇〇円、奨励金全額基本価格に織りこむ、馬鈴薯基準価格トン当たり二万二四四二円、サトウキビ、大豆価格は生産費所得補償による再生産可能な価格にすることなどの要求価格を決定、一〇月一四日、東京の九段会館で「畑作中央集会」をひらき、「昭和五六年産畑作農産物の価格引上げ、畑作基本政策確立等に関する要請」を決議、一六日まで農水省交渉など中央要請行動をつづけた。

全中は九月三〇日、甘味資源作物・大豆主産道県農協中央会・経済連会長合同会議をひらき、昨年要求と同じく「適正に所得を補償し再生産が十分確保できる」八一年産甘味資源作物・大豆生産者価格と政策確立に関する要請事項を決定、一〇月一四日、東京・平河町の全国都市会館で「甘味資源作物・大豆主産道県農協代表者集会」（二〇〇人）をひらき、関係国会議員や自民党本部への中央行動を展開した。政府は一〇月一六日、テンサイ、ダイズなどの基準価格をいずれも前年比二・六%のアップに、キビ手取価格二・八%の引き上げを決めた。

5　三里塚（成田）空港廃港闘争

二期工事阻止・廃港闘争

千葉県成田市の成田空港建設反対闘争は一九六六年の閣議決定以来、一六年にわたり現地反対農民による三里塚・芝山連合空港反対同盟とこれを支援する千葉動労などの労組、全国の軍事基地・公害反対組織と学生によってつづけられている。八一年九月現在、二期工事予定敷地内反対派農家は一二戸、空港反対運動のシンボル的存在の一坪運動の地主は約五〇〇人といわれ、空港周辺三七の団結小屋に支援学生など常駐者約一〇〇人とともに廃港闘争を展開している。このため成田空港は七八年五月にA滑走路のみの欠陥空港として開港したものの、いぜんとしてB・C滑走路のための二期工事建設のめどもたたず、しかも空港内外は厳戒体制下におかれ異常な情勢にある。航空燃料輸送のための本格パイプラインの建設工事も進行中であるとはいえ遅延に遅延をかさね、現在なお、暫定的に列車で輸送している状態である。

三里塚・芝山連合空港反対同盟は八一年一〇月一一日、千葉県成田市の三里塚第一公園で「二期工事着工阻止全国総決起集会」を開催した。集会に反対派農民など一万一五〇〇人（千葉県警調べ六二六〇人）が結集、農家切り崩し工作と八二年に予想される二期工事の断固粉砕を確認し、集会後、空港南側周辺約四キロをデモ、同時に古タイヤを燃やして反対闘争をもりあげた。この日、千葉県警は機動隊員九〇〇〇人を動員、警戒体制をとった。

空港廃港闘争と国際的連帯

反対同盟は成田空港の開港を延期させた管制塔襲撃事件（七八年三月二八日、「政府・公団の話し合い攻撃粉砕、二期工事阻止、空港廃港、暫定開港粉砕四周年三・二八全国総決起集会」を現地の三里塚第一公園で開催した。集会には一万四三〇〇人（六五〇〇人）が結集、このなかには西独・フランクフルト空港拡張反対派や仏・ラルザックの軍事基地反対派の農民一三人も参加し国際的反戦闘争の連帯を訴えた。集会は「県がすすめる空港周辺農家振興策の成田用水にからまる公団用地貸し付けを断固拒否し、闘う農業・農民闘争」の展開を確認、デモに移った。千葉県警はこの日も九五〇〇人の機動隊員を動員し警戒にあたった。ついで七月四日、反対同盟は、成田空港建設計画閣議決定日（六六年七月四日）に合わせて三里塚第一公園で「七・四成田空港反対総決起集会」をひらいた。集会には九三〇〇人（四一〇〇人）が参加、「二期工事阻止、空港廃港をかちとるために一六年前の空港絶対反対の原点に立ち戻る」ことを確認した。集会後は県警機動隊九五〇〇人の警戒体制のなかをデモ、そして古タイヤ三〇〇〇本を燃やし、花火・バルーンを打ち上げ闘争勝利を誓った。

一六年にわたる三里塚空港反対闘争の過程で多くの脱落者がでた。八一年末、反対同盟の幹部数人が運輸省当局と秘密取引をおこなった問題で同盟内部は一時分裂状態におちいった。八一年二月九日、石橋反対同盟委員長代行、内田反対同盟行動隊長は反対同盟幹部会に、「話し合い拒否路線という同盟の基本路線を逸脱した」との自己批判書を提出、現職の辞任を申し出、受理された。翌一〇日

拡大幹事会、一一日、三里塚第二公園で組織のたて直し報告集会を開催し、反対同盟は危機をのりきった。

反対同盟の間断のない廃港闘争とは別に、これまでと同じく二期工事着工阻止ゲリラ闘争も展開された。八二年三月一三日の未明から早朝にかけ茨城県の国鉄成田・鹿島線、総武本線の計七カ所でTC（列車集中制御装置）のケーブルが切断されたり、送電線が焼かれ、三線合わせて列車二六三本が運休となり二五万人が直接影響を受けた事件、三月一六日午後の成田市空港公団土屋燃料基地西側県道でのワゴン車炎上事件などはその一例である。

6 農地課税反対運動

農民団体の宅地なみ課税反対運動

全日農第五回中央常任委は八一年八月二一日、宅地なみ課税撤廃に関する基本方針を確認、あくまでも撤廃をつらぬくことを決定した。それによると宅地なみ課税の誤りは、①近代税制を逸脱するまちがい、②街を住みにくくするまちがい、③都市農業を潰滅させるまちがいをおかしているとし、「農地はあくまでも農地として、収益還元方式によって評価すべきである。市街化区域内の農地も、他の一般農地と同じく農地として評価し、課税すべきである」と規定、都市農業確立振興法案要綱を対置した運動を展開していくことにした。ついで九月三日から五日にかけ京都市左京区のカンポール京都で第一八回西日本研究集会をひらき、「都市近郊における農民運動と宅地なみ課税反対運動」、「農産物価格、高圧線下補償問題」をメーンテーマとして協議、検討した。

全日農は全農総連とともに一〇月六日、東京・千代田区の参議員会館で「宅地なみ課税撤廃全国代表者会議」を開き、宅地なみ課税反対第一次中央行動を展開した。この日決議された要請事項は、①市街化区域農地に対する固定資産税等の宅地なみ課税を撤廃すること、②一般農地の固定資産税の評価・課税を据え置くこと、③農業用施設用地および施設にかかわる課税の大幅軽減をはかること、④都市農業を発展させるための法的措置を早急に講じること、の四点であった。会議のあと代表は各政党への要請行動を中心に自治省と国土庁に申し入れをした。農民団体の第二次中央行動は一二月一〇日に実施され、自民党および自治省にたいして宅地なみ課税の撤廃要請をおこなった。また、要請後の集約集会で、ひきつづき中央組織による交渉を継続し地方税法改正案にむけて国会闘争を強化していくことを決定した。

農業団体の農地固定資産税対策

全中と全国農業会議所は一〇月一六日、東京・大手町の農協ビルで「農地固定資産税農協・農委代表者集会」（四五〇人）をひらき、①一般農地の課税額据え置き、②宅地なみ課税はおこなわない、③都市農業の確立をはかることなどを決議、集会の後、国土・建設・農水の各省庁と自民党三役に陳情した。ついで一一月三〇日、同団体は東京・北の丸公園の日本武道館で「農地固定資産税据え置き・宅地並み課税反対全国農協・農委代表者大会」（八〇〇〇人）をひらき、要請事項を確認後、関係省庁に要請した。宅地なみ課税に関する建設、国土両省庁案が自民党土地問題小委員会に提示

7　出稼ぎ農民・農村労働者の運動

出稼連の運動

全国出稼組合連合会（出稼連）は八月二一・二二日の両日、山形県鶴岡市で「第三回農業出稼問題全国研究集会」をひらき、不払い問題や労災問題等出稼者をめぐる多様な諸問題を協議、ついで一一月四日、東京銀座のヤマハホールで「農地固定資産税据置き、宅地並み課税反対政党要請集会」（六〇〇人）をひらき、関係省庁に要請行動を、ついで一二月八日東京・紀尾井町の清水谷公園で「農地固定資産税据置き・宅地並み課税反対全国農協青年大集会」（二〇〇〇人）を開催し、国土庁などの徴税猶予制度に惑わされることなく、あくまでも宅地並み課税反対、農地の農地課税を要求していくことを確認、大集会後、国会周辺をデモ、二万人の反対署名を農水・建設・自治・大蔵・国土などの関係省庁に提出、要請行動をおこなった。

市街化区域農地の宅地なみ課税問題は一二月九日、自民党税制調査会で最終的に決定された。それによると、宅地なみ課税は実施するが、猶予制度を導入し、長期間営農を継続すれば宅地なみ課税分は免除することを基本に、①C農地固定資産評価額三・三平方メートル当たり三万円未満の農地は除外、②徴収の猶予期間の営農期間は一〇年、ただし税務上は五年ごとに確認する、③猶予制度の経営面積は団地で〇・一*ha*以上、経営単位で約〇・一*ha*以上（同一行政区域内）というもの。

出稼連は一九八二年二月七日、東京・永田町の社会文化会館で「第一八回全国出稼者大会」（八〇〇人）をひらき、①出稼者の諸要求に関する決議、②農林漁業政策の確立に関する決議、③出稼者の脳卒中など病死に対する労災保険の適用等に関する決議、④故柴田、小笠原両氏の労災認定をかちとり、柳井建設宿舎火災の遺族補償の早期解決に関する決議を、いずれも満場一致で採択、また、毎年内外に明らかにする最低賃金宣言（一日八時間労働、技術的土建・特殊土建労働一万七〇〇〇円、一般土建労働一万二五〇〇円、単純工場出稼労働一万五〇〇〇円）を採択した。翌二月八日、第一二回定期全国大会をひらき、出稼ぎに関する諸政策要請事項を確認のうえ、関係官庁に要請行動をおこなった。すなわち労働省に積雪給付制度の継続と拡充、違法宿舎の一掃、出稼ぎ中のすべての事故、災害、傷病死に労災保険の適用を要求、農水省に農村地域定住促進対策事業の出稼ぎ解消策、エサ米サイレージを転作奨励金の対象と

すること、農畜産物輸入阻止を、建設省に三者協定賃金（公共事業の設計労務単価）の公表、元請・下請関係指導要綱の徹底、建設業附属寄宿舎規定の徹底、建設業退職金共済制度の加入促進を、東京都にたいしては、事業への行政指導の強化、出稼相談所の充実、出稼センターの設置要求などの諸要求を要請し交渉した。他方、「第一八回全国出稼者西日本大会」（一五〇人）は二月二一日、大阪府の労働センターでひらかれ、東京大会とほぼ同じ政策要請事項を確認、翌二二日、代表団は大阪府・市、大阪労働基準局交渉をおこない出稼者対策の強化を要請した。

農村労連の運動

農村労働組合連合会（農村労連）は全国各地の農村労組を基盤に「三省協定なみ賃金と建設業退職金共済の全員適用運動」と「振動病の治療・予防対策強化運動」を展開、宣伝、署名運動、対自治体、対労働基準局・署交渉をつづけてきた。

八一年八月一八～一九日の両日、農村労連は委員長・書記長会議を東京勤労福祉会館でひらき、三省協定なみ賃金要求と振動病対策の運動と組織強化、請願署名運動のいっそうの推進を協議・確認し、労働省交渉をおこなった。また、農村労連は全国労災職業病対策実行委員会主催の「第一五回全国職業病交流集会」（九月一二～一四日）、「第四回全日本振動病（障害）研究会（一〇月一六～一七日）、「労災職業病単産単組交流集会」（一一月五～六日）、「振動病の治療認定などの通達に関するシンポジュウム」（一一月二八～二九日）、「東北地方農村労組、民医連振動対策会議」（一二月一二～一三日）、「職業復帰制度対策関係府県会議」（八二年八月一七～一八日）などに主催ないし協力のかたちで参加した。

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　足鹿覚、副会長　亀田得治、松沢俊昭、書記長　谷本たかし、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　川俣健二郎、鈴木清、菅原源吉、石川重一郎、阿部昭吾、飯野栄儒、日野市朗、相沢金之、八百板正、渡部行雄、戸板辰男、上原義信、加瀬包男、加瀬勉、下山田虎之介、早川定一、北野元一、鶴巻辰次郎、目黒吉之助、田畑政一郎、山中高吉、小池昭吾、宮尾重信、野坂浩賢、湯山勇、岡田厚美、小川洵、高野啓吾、三浦光雄

会計監査　新妻忠直、阿部助哉、荻原貞一

統制委員　中沢厳、佐藤末吉、米山繁男、矢後嘉蔵、池谷昭二、日下博、小山永久、渡辺慎一、田中積、山村慶次
顧問　上林与一郎、黒田寿男（一九八〇年一二月二九・三〇日、第二〇回定期大会で選任）
【機関誌・紙】『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（ただし一九八一年一月以降休刊）

(2)　全国農民総連盟（全農総連）

【役員】　中央委員長　中村吉次郎、副委員長　松崎弘喜、紺野富夫、外岡佐近、麻生伝兵衛、西谷語、救仁郷義房、書記長　梶原壮、監査委員　石田徳三郎、山田初男、藤田善治（一九八二年七月七日、第二〇回代議員総会で選任）
【機関誌】『全農総連情報』（週刊）

(3)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】　委員長　小野栄太郎、副委員長　望月新一、常任委員　原七郎、吉野正太郎、黒瀬彰義、遠山謙、土田浩、青柳喜好、大森節、広本隼人、武藤誠作、監事　沢田仁雄、藤瀬健児（一九八二年五月二一日、第三七回通常総会で改選）
【機関誌】『開拓情報』（月刊）

(4)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】　会長　栗原三郎、副会長　野坂浩賢、対馬孝見、細谷昭雄、佐藤詛、事務局長　坂口建夫、事務局次長　御地合二郎（一九八二年二月八日、第一二回定期大会で選任）
【機関紙】『出稼通信』

(5)　農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】　中央執行委員長　藤ノ木利一、副中央執行委員長　森田幸彦、書記長　丸山富治（一九八二年四月二四・二五日、第一八回定期大会で選任）
【機関紙】『農村労働者』（月二回刊）

(6)　中央労農会議

【役員】　議長　江田虎臣、副議長　栗林三郎、三嶋静夫、小原毅、阿部保吉、後藤英雄、事務局長　高野啓吾、事務局次長　金敷孝之（一九八二年一月現在）

【参考資料】　(1)全日本農民組合連合会機関紙『農民新聞』、(2)全国農民総連盟機関誌『全農総連情報』、(3)全日本開拓者連盟機関紙『開拓情報』、(4)全国出稼組合連合会機関紙『出稼通信』、(5)農村労働組合連合会機関誌『農村労働者』、(6)全国新聞情報農業協同組合連合会『日本農業新聞』、(7)新日本出版社『あすの農村』、(8)全国農業会議所『全国農業新聞』、(9)日本共産党機関紙『赤旗』、(10)日本社会党機関紙『社会新報』、(11)農民運動史研究会『農民運動研究』、(12)農業農民協会『農業・農民』、(13)『毎日新聞』、『日本経済新聞』、『朝日新聞』

XII 政治的大衆行動と平和運動

概要□第五三回メーデー――原水爆禁止運動――原水爆禁止一九八一年世界大会／被爆三六周年原水禁大会／原水禁運動長崎全国集会／被爆者援護ヒロシマ集会／全国戦争犠牲者国家補償要求長崎大会／被災二八周年三・一ビキニデー／反核・平和運動――国民署名運動推進連絡会議の発足／平和のための国民集会／横浜平和集会／八二年・平和のための東京行動／反ロシマ行動／同・平和のための東京行動／反核グループの結成と決議・声明の発表／SSDⅡへの代表派遣と入国拒否問題／核軍縮をすすめる連絡協議会の活動／反戦闘争――八・一五反戦全国統一行動／分裂した国際反戦デー／下町反戦集会／反軍・反基地闘争――沖縄復帰一〇周年――その他の運動

概要

一、第五三回メーデーは、五月一日、代々木公園の中央会場に三〇万人、全国一二二四会場で約四〇〇万人が参加した。

一、原水爆禁止八一年世界大会は、八月三日～四日国際会議、八月四日東京集会、八月九日長崎大会という日程で開かれ、長崎大会には一万二〇〇〇人が参加した。

一、原水爆禁止八一年世界大会にむけて、原水禁、原水協はそれぞれ、被爆三六周年原水禁大会（八月五日～六日、広島、八月七日、長崎）、原水爆禁止運動長崎全国集会（八月七日、長崎）を開催した。

一、被爆者援護法の制定に向けて、一九八一年原水爆禁止、被爆者援護ヒロシマ集会が、八月六日、広島で開かれ、五〇〇〇人が参加した。また、全国戦争犠牲者国家補償要求長崎大会（八月七日、長崎）も開催された。

一、三・一ビキニデーは、二月二七日、前年にひきつづき統一集会として開かれ、二〇〇〇人が参加した。

一、第二回国連軍縮特別総会にむけて、かつてなく反核・平和運動が盛り上がり、国民署名運動推進連絡会議など反核運動団体の結成や反核アピール、決議の発表が相次いだ。このようななかで、平

和のための国民集会（八一年一一月二一日～二二日、東京）、横浜平和集会（八一年一二月八日、横浜）、平和のためのヒロシマ行動（八二年三月二一日、広島）、平和のための東京行動（五月二三日、東京）などの集会がもたれた。

一、反戦闘争は、八・一五全国統一行動や三・八下町反戦集会など新たな展開を示す一方で、一〇・二一国際反戦デーがついに分裂集会になるなど複雑な様相を示した。

一、反軍・反基地闘争としては、反基地全国集会（八一年九月一九日～二〇日、三沢）、東富士日米陸上合同演習抗議行動（八一年一〇月一一日、八二年二月一五日～一九日、御殿場）、P3C配備阻止集会（八一年一二月一〇日、大和）、米空母入港反対集会（八一年一二月一二日、佐世保）、リムパック反対集会（八二年三月一三日、横須賀）などの集会がもたれた。

一、沖縄復帰一〇周年にあたる八二年には、復帰一〇年平和な島をつくる県民大会（五月一五日、那覇市）、真の〝本土並み〟を実現する沖縄集会（六月二八日、那覇市）が開かれた。

一、その他の運動としては、金大中氏救出、日韓連帯運動、教科書とマスコミへの権力介入に反対する運動、刑法改悪・保安処分阻止をめざす運動、ロッキード疑獄追及運動などがとりくまれた。

1　第五三回メーデー

第五三回メーデーは、「働くものの団結で、生活と権利、平和を守ろう」のシンボル・スローガンのもと、中央メーデー会場の三〇万人（主催者側発表、以下同じ）をはじめ、全国一二四会場に約四〇〇万人が参加して開かれた。

中央メーデーでは、竪山中立労連議長の開会挨拶、宇佐美同盟会長の議長団挨拶につづいて、主催者七団体を代表して槇枝総評議長が挨拶をおこなった。この中で槇枝議長は、「春闘はヤマ場を越したとはいえ、地場・中小組合ではまだ激しい闘いがつづいている」と指摘。さらに、自民党、政府、財界、官僚が一体となって賃金抑制、大企業優先の政策を進めようとするのに反対し、「労働組合が統一して要求実現に向かおう」とよびかけ、「核兵器廃絶、完全軍縮のために奮起し、闘いつづけよう」と訴えた。

このあと、来賓として参加した社会党・飛鳥田、公明党・竹入、民社党・佐々木、共産党・宮本、社民連・田の各政党党首と生協連の中林会長が祝辞をのべた。集会最後に、「メーデーを国民の祝日に」という特別決議と「メーデー宣言」が採択され、六コースに分かれて参加者のデモ行進がおこなわれた。

なお、統一集会が開かれたのは、東京、福島、群馬、栃木、埼玉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、広島、香川、高知の計一九都県で、昨年より福島、香川の両県が増え、史上最高となった。

【メイン・スローガン】

憲法改悪を阻止し、核兵器完全禁止・全面軍縮の実現、一兆円減税の実施、国民生活の向上、内需拡大・福祉優先への経済転換、すべての労働者の雇用と生活の保障、公平な社会の確立のため、国民各層との提携を強

め、労働戦線統一を実現させ、反動保守政治体制を打破し、政治の革新をかちとろう。

【第五三回中央メーデー宣言（要旨）】

われわれは、内外のきびしい情勢のもとで生活と権利を守る多くの課題に立ち向うあらたな決意をこめて、一九八二年メーデーに結集した。

いま、わが国経済は、消費の停滞からくる内需不振と、外には貿易摩擦が激しくなりつつある。消費の停滞は経済成長をも大きく制約しており、それが生活を圧迫し、失業や雇用不安を増大させている。このような矛盾の解決のためには、実質所得を引上げ、個人消費を中心に積極的な内需拡大をはかり、それを通じて貿易摩擦の解消に努めることである。

にもかかわらず鈴木内閣は、国民の熱烈な要求である大型減税の、五七年度当初予算での実施をかたくなに拒否している。われわれは、一兆円減税と実質賃金の向上を中心に国民生活擁護の闘いをおしすすめ、国民生活優先の公正と連帯に基づく福祉型経済への転換を強く要求するものである。

戦略核兵器の配備や限定核戦争の脅威に対して、核兵器廃絶・平和擁護の運動が、ヨーロッパをはじめ世界各国で高揚し、わが国においても反戦・反核の運動が広く発展している。わが国政府に対し非核三原則の堅持を強く要求するとともに、「広島」・「長崎」の被害の恐ろしさ、被爆者の苦しみを全世界の人々に知らせ、「核兵器完全禁止・全面軍縮」のための平和の闘いを強力に推進しなければならない。

われわれは、ポーランドの〝連帯〟労組と国民に対する権利侵害に重大な関心をよせるものである。われわれ労働組合はいかなる社会体制下にあろうとも、労働者と労働組合の権利は常に保持され擁護されなければならないことを強く主張するものである。

われわれの社会的責任はますます重大なものとなっている。いま労働組合が共通の課題として追求している労働戦線の統一は、そのために重要な意義をもっている。

われわれは、反動化する保守勢力の政治支配体制を打破して政治の革新をかちとるため、八三年政治決戦を勝利するための態勢を強化しなければならない。

第五三回メーデーに結集したすべての労働者と労働組合は、一致団結し、総力をあげて奮闘することをここに宣言する。

一九八二年五月一日

第五三回中央メーデー大会

【特別決議・「メーデー」を国民の祝日に（抜粋）】

われわれは第五三回メーデーの名において次のことを決議し、その実現を政府に強く求め、あわせて野党各党に実現にむけた努力を要請するとともに、われわれ自身も運動を展開するものであることを表明する。

一、働くものの祭典としてのメーデーである五月一日を国民の祝日とすること。

一、全国で展開されるメーデー会場ならびにデモ行進にかかわる交通規制等について弾力的な運用をはかること。

右、決議する。

一九八二年五月一日

第五三回中央メーデー大会

2　原水爆禁止運動

原水爆禁止一九八一年世界大会

八一年の原水爆禁止世界大会は八月三日から九日まで東京の国際会議（三～四日）、東京集会（四日）、長崎大会（八～九日）という日程で開催された。

八一年八月三日～四日、三二カ国一三国際組織から一四一名の海外代表をはじめ、五〇〇人が出席して、国際会議が開催された。八

月三日、日本教育会館で開催された開会総会は新村猛名大名誉教授の開会挨拶ではじめられ、議長団を代表しての槇枝総評議長の挨拶の後、大友よふ地婦連会長が主催者報告をおこなった。ヤン・モーテンソン国連軍縮センター所長の来賓挨拶の後、マグブライド国際平和ビューロー会長、坂本義和東大教授、評論家の加藤周一氏、大羽綾子国際婦人連絡会代表委員が問題提起をおこない、つづいてイギリス・ＣＮＤ（核軍縮運動）のブルース・ケント書記長ら一六人が運動報告をおこなった。この後、国際会議は四会場の分科会に分かれて討議を続行し、四日の閉会総会で東京宣言を採択して閉幕した。

原水爆禁止一九八一年世界大会・東京集会は、四日夜、東京・日比谷の野外音楽堂で、各地の平和団体・労働組合など六〇〇〇人が参加して開催された。紀平悌子婦人有権者同盟代表の挨拶で開会した集会は、歌や太鼓を交えながらなごやかな雰囲気の中で進行し、ロペティ・セニトウリ（トンガ）、ブルース・ケント（英ＣＮＤ）、藤井日達（日本山妙法寺）、山西きよ（百里基地訴訟）の各氏の訴えも、盛んな拍手と歓声に迎えられた。席上、富塚総評事務局長も、核兵器廃絶労組指導者会議を開く考えを明らかにした。「東京宣言」を発表した後、集会はデモ行進に移り、参加者は提灯を手に銀座通りを行進した。

【東京宣言（要旨）】

原水爆禁止一九八一年世界大会に参加したわれわれ三二カ国一三国際組織の代表は、人類の生存を保障する措置の一環として以下の行動をとるべきことに合意した。

(1)　第二回国連軍縮特別総会が、第一回総会の合意にもとづき、全般的完全軍縮に至る道筋と具体的タイム・テーブルを明らかにし、拘束力ある軍縮のための条約を実現しうるよう要求すること。

(2)　核兵器の使用を禁止すること。

(3)　核兵器その他の大量殺戮兵器の時モラトリアムを実施すること。

(4)　核実験全面禁止条約を締結する自らの実験を一方的措置としてやめること。

(5)　非核武装地帯の設定、拡大及び諸国政府に働きかけること。太平洋諸基地、核実験および核廃棄物の海洋投る活動を発展させること。また、日本実現など、核の傘による安全保障を育などにおいて一層普及するため、創を活発にすること。

(6)　ヒバクシャの苦しみを、あらゆ

(7)　原子爆弾被害者援護法の実現を推進するとともに、核実験や核開発の犠牲者を含む世界のヒバクシャを援護する活動を強化すること。

(8)　核エネルギー開発が核兵器拡散につながるあらゆる可能性を阻止する活動を強化すること。また、この面でのまたウラン採鉱に伴う先住民たちの被害をなくすこと。

われわれは核兵器完全禁止、ヒバクシャ援護のための共同事業を、みのり豊かに発展させるべきである。第二回国連軍縮特別総会に向けて、われわれは各国政府と国連が以上の諸要求を実施するよう全力をあげてはたらきかけることを誓い、ここに宣言する。

一九八一年八月四日

東京にて

原水爆禁止一九八一年世界大会は、八月八日～九日の両日、長崎で開催された。世界大会が長崎を主会場に開かれるのはこれが初めて。海外代表の参加も、一四一人と統一以来最高となった。大会は八月八日、(1)核兵器完全禁止・第二回国連軍縮特別総会にむけて何をなすべきか〔四会場〕、(2)被爆者援護法実現と世界にヒバクシャを

つくらぬために〔三会場〕、(3)軍縮・平和教育の前進のために〔四会場〕、(4)原子力開発と核拡散の諸問題をめぐって〔三会場〕の四分科会一四会場に分かれての集会で幕を開けた。翌九日には、長崎・国際体育館を会場に全体集会がもたれ、一万二〇〇〇人が参加した。大会では、草野原水協理事長の開会挨拶、中林生協連会長の主催者代表挨拶の後、国際会議と分科会での討議の模様が報告され、国連軍縮総会に向けたとりくみ、被爆者援護法実現、平和教育、原発問題などの課題の重要性が指摘された。つづいて、各地からの運動報告がなされた後、この大会期間中に核実験をおこなったアメリカとフランスに抗議する決議が提案され、採択された。さらに、モーテンソン国連軍縮センター所長、本島長崎市長、富塚総評事務局長、櫛田婦団連会長、ノエルベーカー卿の挨拶と決意表明を受けた後、大会は最後に「長崎アピール」を採択して閉会した。

【長崎から世界の人々に呼びかける（要旨）】

平和を願う世界の五つの大陸と太平洋の国々、日本各地から集まったわれわれは核軍備競争の呪わしい状況を断乎として拒否することを、ここ長崎から世界に向けておごそかに宣言する。

われわれは、核兵器の使用・実験・製造・貯蔵・配備・拡散のすべてをただちに禁止すべきことを要求する。われわれは、民族自決と独立を尊重し、核戦争の目的に使われている土地を本来の持主に返還する事を要求する。われわれは、効果的な包括的軍縮計画を通じての核および通常軍備の撤廃にむけて、第二回国連軍縮特別総会が、崩れぬ平和の実現を求めるわれわれの切望に必ずやこたえるべきことを厳しく要求する。われわれは、核軍拡競争に浪費されている人的・物的資源を、世界の食糧・医療・教育をめぐる諸問題の克服にふり向け、そして、新国際経済秩序を確立するよう強く要求する。われわれは、国家補償の精神に立つ原爆被害者援護法の制定をはじめ世界中のヒバクシャに対して責任ある政府が、必要な援護措置をただちにとるべきことを要求する。

われわれは、われわれ自身とわれわれに続く世代のために、まだ間にあう今のうちに、核兵器廃絶をめざして世論と行動を総動員しよう。そして、そのために、核軍拡競争の実態や被爆の実相、さらには核燃料サイクルと核拡散をめぐる問題などについて、われわれ自らを十分に教育しよう。

きょう長崎の日から第二回国連軍縮特別総会までの九カ月の間に、世界中で、核兵器禁止と軍縮のためにわれわれが自国政府と国連に対してどれだけのことを成し遂げることが出来るか、そこに生か死かのすべてはかかっている。

統一と連帯のなかで叫ぼう。ノーモア・ナガサキ！　ノーモア・ヒロシマ！　ノーモア・ビキニ！　ノーモア・ヒバクシャ！

一九八一年八月九日

原水爆禁止一九八一年世界大会

被爆三六周年原水禁大会

原水禁国民会議が主催する被爆三六周年原水禁大会は、八一年六月一七日～八月一日の国際連帯会議を経て、八月五日～六日広島で開会総会、八月七日長崎で閉会総会を開催した。八月五日、広島市の県立体育館で開かれた開会総会には、一七カ国三六人の海外代表をふくめて約八〇〇〇人が参加し、吉岡総評副議長、飛鳥田社会党委員長、二宮公明党副委員長らが挨拶をおこない、「いかなる国のいかなる核をも否定しつくす 核廃絶の運動を強めよう」との「広島アピール」を採択した。翌六日は、被爆者援護法制定、太平洋の非核化、反原発運動の全国化などのテーマで分科会討論がおこなわれた。八月七日、長崎市民会館で開かれた閉会総会には、七カ国一八人の海外代表など五六〇〇人が出席した。総会は一〇月を反核月間として、国連軍縮総会や援護法制定に向けて運動を強化することを確認し、大会宣言と七項目の行動に関する決議を採択して閉会した。

原水禁運動長崎全国集会

持たなかったが、昨年から独自集会を持つようになった。原水協主催の八一年原水爆禁止運動長崎全国集会は、八月七日、長崎市で開かれた。集会は四つの共通テーマと課題によって開かれた一二の分科会の討議と、原爆ホーム・原爆病院・被爆者家庭への訪問、基地の調査、抗議行動の後、六五〇〇人が参加して、国際体育館で全体集会を開催した。全体集会では、草野原水協理事長の挨拶、被爆者の訴えの後、分科会討議と行動をふまえた「三つの国民運動」と「原水協組織の確立強化」の報告、国連軍縮特別総会にむけての「日本原水協の行動提起」がおこなわれ、全国集会決議が採択された。

被爆者援護ヒロシマ集会

核兵器廃絶と被爆者援護法制定を要求して「一九八一年原水爆禁止・被爆者援護ヒロシマ集会」が、八月六日、広島県立体育館で開催された。これは、ヒロシマ集会地元実行委員会が主催し、世界大会準備委員会が協賛したもので、三〇カ国一〇九人の海外代表をはじめ、五〇〇〇人が参加した。集会は、主催者を代表した依実広島大学長の挨拶や海外代表の訴えをうけた後、特別決議「被爆者援護法の即時制定を」と「真に平和で豊かな世界を築くために決意を新たにして立ちあがりましょう」と呼びかけた「ヒロシマ・アピール」を採択した。

【被爆者援護法の即時制定を（一部省略）】

厚生大臣の諮問機関、原爆被爆者対策基本問題懇談会は、昨年十二月、被爆者の痛切な願いを裏切り、国民のうけた戦争被害はひとしく受忍すべきとの論理に立って、国家補償の精神にもとづく援護法制定の必要性を否認しました。政府は、この意見書をうけて援護法制定の発議をひきつづきかたくなに拒みつづけています。こうした政府の態度は、国民生活を犠牲にして軍備の増強に努め、平和憲法の趣旨にそむいて軍事化のみちを突きすすむその政治姿勢と軌を一にするものといわざるをえません。

被爆後三六年を経た今日、被爆者の高齢化はさらに進み、苦難はいっそう深まって、援護法の実現は一刻の猶予もゆるさぬものとなっています。援護法の制定を求める被爆者の運動は、被爆者が負った過去の損害の補償、現在の健康と生活の保障に加えて、三たび被爆者をつくらない未来の保証をする運動です。それは、広く戦争犠牲者にたいする損害補償への道をきりひらき、核戦争の阻止や核兵器の廃絶を求める運動と直結するものです。

被爆者のみなさん、県、市民のみなさん、国民のみなさん！　ここヒロシマで被爆者を中核に、全国民の意志が力づよく結集した第一回原水爆禁止世界大会の決議をあらためて想起し、原水爆禁止運動と被爆者援護運動を車の両輪として、いまこそ一大国民運動を盛りあげようではありませんか。そして真に国家補償の精神に立脚した被爆者援護法をすみやかに制定させましょう。

一九八一年八月六日

全国戦争犠牲者国家補償要求長崎大会

八月七日、長崎県被爆者手帳友の会、原水禁国民会議、全国戦災傷害者連絡会などの共催で、全国戦争犠牲者国家補償要求長崎大会が開かれた。これは、前年、被爆者対策基本懇が援護法制定を退けたことにたいし、一般被災者との共闘で国家補償による援護法制定の新たな運動を起こそうとしたもので、一五〇〇人が参加した。集会では、①すべての戦争犠牲者の国家補償要求、②平和運動への参加などの共同綱領を作成し、近く全国戦災犠牲者連絡会（仮称）を発足することが確認された。

被災二八周年三・一ビキニデー全国集会

八周年一九八二年三・一ビキニデー全国集会が、原水爆禁止一九八二年世界大会準備委員会と地元県実行委員会の主催する「ビキニ環礁水爆実験被災二化会館で開催された。集会には全国から二〇〇〇人が参加し、主催者を代表して大友よふ全国地婦連会長が挨拶をおこなった。また、昨秋来盛りあがってきた反核・平和運動の高まりを反映して、海外、各界、各団体の代表の挨拶と並んで文学者、新劇人会議、美術家からのメッセージなどがよせられ、「反核・日本の音楽家たち」の代表として日本歌手協会会長のディック・ミネ氏も出席し、挨拶をのべた。最後に集会は、アピールを採択して閉会した。全国集会の閉会後、同会場では学習交流集会がもたれ、全国の経験交流がなされた。

なお、全国集会に先立って、二七日午前、故久保山愛吉さん墓前祭と追悼平和行進がおこなわれ、全国から約一〇〇〇人の代表が参加した。

【ビキニデー全国集会のアピール（要旨）】

私たちは二回目の国連軍縮特別総会を、核軍拡競争のおそろしい勢いをくいとめ、逆転させる機会としなければなりません。地球の上には、核兵器が蓄積され、とどまることを知らない増強がつづいています。戦域核兵器や中性子爆弾が核兵器庫に加えられ、核戦争をたたかって勝つという考え方が軍人や政治家の間でひろがっています。先制核攻撃や「戦域」核戦争の危険が高まっています。軍拡は、全世界に不公正を拡大し、世界人類の五人に一人を飢餓・疫病・文盲などにおとしいれ、人間の生存をおびやかし、人間の尊厳を傷つけています。

被爆国日本の国民と政府は、この人類の危機を克服するために、世界諸国に先駆けて全力を尽くす歴史的使命を課せられています。

ところが、日本政府は、昨年の国連総会で、核兵器の使用禁止・核軍縮の決議に反対しました。このことによって、第二回国連軍縮特別総会の準備に困難な状況が生まれています。私たちは、日本政府に対し非核三原則を実現・厳守し、国連で率先して核兵器の使用禁止・完全禁止と軍縮、アジア・太平洋をはじめとする世界の非核化を推進するよう要求します。日本政府は直ちに国家補償の立場にたつ被爆者援護法を制定し、三たびの原水爆被害の実相を世界に訴えなければなりません。

三月一日には久保山さんの遺言を守る誓いを、国民みんなの決意とするよう、国のすみずみまで行動をくりひろげていきましょう。「八二年平和のためのヒロシマ行動」に、「東京行動」にこぞって参加しましょう。職場から、家庭から、学校から、世論と行動をもりあげ、政府と国連を動かしましょう。

3　反核・平和運動―SSDⅡにむけて

国民署名運動推進連絡会議の発足

八一年一一月四日、中野好夫、大友よふ、中林貞男氏ら一〇〇氏は、第二回国連軍縮特別総会（SSDⅡ）にたいし、核兵器完全禁止と軍縮を要請する「国民署名のよびかけ人会議」を開くよう訴える文書を発表した。

一一月一四日午後、この訴えにこたえて東京・神田の労金会館で国民署名運動のよびかけ人会議が開かれた。会議は、一〇氏の訴えに賛同してこの日までによびかけ人となった七五氏らで「第二回国

連軍縮特別総会に核兵器完全禁止と軍縮を要請する国民運動推進連絡会議」を発足させることを確認。同連絡会議として国民署名運動と国連軍縮特別総会への国民代表派遣運動にとりくむことを決め、一五人の調整委員による作業グループを設置した。

【第二回国連軍縮特別総会に核兵器完全禁止と軍縮を要請する国民署名運動の呼びかけについてのお願い（全文）】

核戦争の危機が一段と不気味に私たちの目の前に迫ってきています。一九七八年に国連史上はじめて開かれた第一回国連軍縮特別総会が、核兵器の存在そのものを人類の生存への脅威として断罪し、軍縮、わけても核兵器撤廃を諸国家が取り組むべき最優先の課題としてその実施を迫りました。それにもかかわらず、以来四年近く情勢はこの国連総会の合意にまさに逆行し、私たち人類は生き残るか絶滅するかの淵に立たされています。

私たちは、私たち自身の子々孫々のためにも、何としても現世代の内に、あらたに台頭しつつある欧米その他の核兵器撤廃運動とも呼応しつつ、核兵器廃絶というこの共通の大義のために、従来からの努力を倍加しなければならないことを痛感します。そして、このような努力のための多様な運動の一環として、第一回軍縮特別総会の際にも増して、私たちは自国政府にむけて、また第二回国連総会にむけて、国民的な要請署名の一大運動を起こすべきであると考えます。

この新しい国民署名の要請項目としては

一、広島・長崎および核実験による被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界の人びとに知らせること。

二、核兵器の使用を人道に反する犯罪として禁止する国際協定をすみやかに実現すること。

三、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず、核攻撃を認めない非核地帯を世界各地に広げること。

四、軍縮のための条約をつくり、期限をきめてきびしく実施すること。とりわけ、核兵器の完全禁止を最優先させること。

などとすべきかと考えます。

本来ならば、国民各界各層を代表する全ての方々にもれなくこの国民要請署名運動の呼びかけ発起人となっていただく手続きをとるべきですが、欧米などの同種の運動に連帯しつつ、前回の二〇〇〇万余の署名数を上回る目標を達成するためには、何分にも国連総会の開会が七カ月足らずに迫っていることでもあり、とりあえず下記の私どもが発起人となっていただく多くの方々にお願いすることにいたしました。

何とぞ事情をご賢察下さり、この意義ある行動を代表する呼びかけ人として実りある成果を生むようご援助下さるようお願い申し上げます。なお、呼びかけ人になっていただくよう要請した方々の第一次分リストは別紙（略）の通りでございます。各位のご推薦により呼びかけ人は、今後とも一層広範な方々の参加をお願いすることにいたしたいと存じます。

つきましては、主旨にご賛同いただいた方々にお集まり願い、各位のご意見を伺いながらこの国民署名運動を発展させたいと存じますので、下記により第一回の国民署名呼びかけ人の会議を開催いたしたく存じます。ご多用中とは存じますが、お繰合せの上是非ご出席下さり、ご高見をたまわりたく存じます。

記

日時　十一月十四日（土）一六・〇〇～一八・〇〇

場所　労金会館九階大会議室

一九八一年十一月四日

伊東　壮　大友　よふ
小川　岩雄　小野　周
城　吉信　新村　猛
関屋　綾子　中野　好夫
中林　貞男　藤井　日達

平和のための国民集会

八一年一一月二一～二二日の両日、日本平和委員会、安保破棄諸要求貫徹中央実行委員会、統一労組懇などで構成される集会推進委員会の主催で、「平和のための国民集会」が開催され、三五都道府県から五〇〇人をこえる代表が出席した。集会では、一一日夜に「はてしない核軍

拡競争と〝核のカサ〟」など五テーマで学習交流集会、二二日午前には「第二回国連軍縮特別総会をめざして」など五テーマで討論集会＝分科会、午後には東京・武蔵野市の法政一高体育館で全体総会がもたれた。全体総会では、小笠原英三郎日本平和委員会会長の主催者代表挨拶、全国各地の運動の代表六人の報告と五つの分科会のまとめ報告の後、「アピール」と「私たちの行動への決意」が採択され、日本周辺への戦域核ミサイル配備計画等にたいして、米・日・ソの各政府にそれぞれ抗議・要請電を打つことが確認された。

なお、この「国民集会」と結んで、二〇日夜には「米軍・自衛隊による被害者の叫びを聞くつどい」が、二一日午後には「いま、平和を考える国民の広場」が開かれた。

横浜平和集会

太平洋戦争開戦四〇周年にあたる八一年一二月八日、「核戦争への道を許さず、核兵器廃絶、全面軍縮を要求する一二・八横浜平和シンポジウム」が横浜の国際会議場で開催された。これは、核軍拡競争と核戦争への道を許さず、欧米での反核運動に連帯し、第二回国連軍縮特別総会に向けて大きく運動を盛り上げようと、総評のよびかけで開かれたもので、各地の平和団体など六三団体二〇四人が参加した。シンポジウムは、新村猛名大名誉教授の挨拶の後、藤井治夫、平那覇市長らパネラーの報告と討論に入った。この中で、富塚総評事務局長は、(1)核戦争と憲法改悪に反対する、(2)SSDⅡに向けて三千万署名を必ず達成させ、(3)米・ソに代表を派遣し、核軍縮交渉に入るよう要請する、(4)新しい平和運動体を組織する。(5)全国の市町村にたいして反核・軍縮決議を採択させる。そのために三月末に広島で二〇万人、五月に東京で三〇万人の集会を開催する。東京集会に向け全国から平和行進をおこす――との五点にわたる運動目標を提案し、シンポジウムではそのための実行委員会を発足させることが確認された。

シンポジウムに引き続いて、八日午後六時から横浜・大通り公園で、「核兵器廃絶と全面軍縮を求める横浜平和集会」が開催され、労働者・市民ら一万人が参加した。集会では、主催者を代表して槇枝総評議長が「この集会を出発点に、来年六月の国連軍縮特別総会に向けて反核・反戦の一大闘争を生み出そう」と訴え、社会党の飛鳥田委員長も「時間はない。まず行動に立ち上がることだ」と挨拶した。

「横浜平和アピール」の採択の後、集会参加者はキャンドルやちょうちんを手に伊勢佐木町商店街をデモ行進した。

八二年・平和のためのヒロシマ行動

人類初の被爆地・広島から、世界に核兵器廃絶を訴える「八二年・平和のためのヒロシマ行動」は、〝世界から核兵器をなくそう〟〝ヒロシマ・ナガサキの心を世界へ〟のスローガンの下、三月二一日午後一時から、広島・平和記念公園など六会場で開かれ、わが国原水禁運動としては空前の一九万四〇〇〇人が参加した。第二回国連軍縮特別総会に核兵器完全禁止と軍縮を要請する国民運動推進連絡会議と広島実行委員会が主催するこの集会は、原爆犠牲者のめい福を祈る黙とうで始まった。メーン会場では、今堀広島女子大学長の開会宣言のあと、評論家の中野好夫氏が主催者挨拶。つづいて国際軍縮議連顧問の宇都宮徳馬参院議員、日本山妙法寺の藤井日達山主らが登壇して訴えをおこなった。「メーン会場」と並行して、「語り部の広場」「若者の広場」「ちびっこ広場」「スピーチの広場」「歌の広

場」の各会場でも、被爆者、大江健三郎氏らの作家、菅原洋一氏らの歌手、そして一般の市民が、原爆の恐ろしさと平和の尊さを語り、唄った。「ヒロシマ行動」は、最後に「ヒロシマ・アピール」を採択して、四時間にわたる行動の幕を閉じた。

【ヒロシマ・アピール（全文）】

国民のみなさん！　全世界のみなさん！

いま、一発でも核ミサイルが発射されたなら、あるいはどこかで核戦争が起こったなら、かならずや地球をおおう核戦争へとすすむでしょう。それはわずか二四時間で、平和も愛もいのちも、また美しい山河もすべて消してしまうのです。

わたしたちは、考え方や国のちがいを超え、またお互いの信頼をきずいて、核戦争を防ぎ、核兵器をなくすという大きな目的にむかい、力を合わせなければなりません。

今日ここ広島に集ったわたしたちは、ヒロシマ、ナガサキの心をこめて、日本政府に、各国政府に、国連に、また全世界に次のことを強く訴えます。

一、ヒロシマ、ナガサキの原爆および核実験による被害の恐しさ、被爆者の苦しみを世界の人びとに知らせること。

二、核兵器の使用を人道に反する犯罪として禁止する国際協定をすみやかに実現すること。

三、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず、核攻撃を認めない非核地帯を世界各地に広げること。

四、軍縮のための条約をつくり、期限をきめてきびしく実施すること。とりわけ、核兵器の完全禁止を最優先させること。

以上のわたしたちの要求は、アメリカ・ソビエトをはじめ核を持つ国が、人間の良心を持って世界の人びとの願いにこたえ、みずから核兵器へらすという決断をすれば、実現へむけて大きくすすむでしょう。またわたしたちは、被爆国日本の政府が、ことばだけでなく、しんけんに核兵器禁止のために努力することも、強く要求します。

第二回国連軍縮特別総会を成功させましょう！　ノーモア・ヒロシマ！　ノーモア・ナガサキ！　地球の破滅を防ぎましょう！　人類の未来にさいわいあれ！

八二年・平和のための東京行動

六月のSSDⅡを目前に、政府と国連、世界各国に核兵器の廃絶と軍縮実現を求める「核兵器廃絶と軍縮をすすめる八二年東京行動」が、五月二三日、東京の代々木公園、上野公園、明治公園など九会場で開かれ、終日多彩な行事を繰り広げた。「核戦争への道を許さずヒロシマ・ナガサキの心を世界にひろめよう」のスローガンのもと、この集会には、代々木・上野両公園でのメーン会場をはじめ、ロック・コンサートや反核バザール、展示コーナーなどもふくめて「ヒロシマ行動」を上まわる四〇万六〇〇〇人が参加し、史上空前の盛り上がりが示された。

代々木公園のメーン会場では、主催者を代表して中林生協連会長が「人類の未来のためにも、いまリーダーシップをとるのは被爆国日本の責任」と、力を込めて挨拶。総評の槇枝議長も「核の傘ではなく、平和と幸せの傘を広げよう」と基調報告した。また、「国民運動推進連絡会議」を代表し、SSDⅡで演説することが決まった山口仙二日本被団協代表委員が、「明日の地球をヒロシマ、ナガサキにしてはいけない。いまこそ、核兵器ノー、戦争ノーを世界に叫ぼう」と訴え、大きな拍手を受けた。このほか、代々木会場では被爆者、東京大空襲被災者をはじめ、大石武一軍縮議連会長、永井道雄元文相、武者小路公秀国連大学副学長らが、上野会場では大友よふ地婦連会長、宇都宮徳馬軍縮議連顧問、来日中のマクガバン元米民主党大統領候補らも挨拶した。集会は、最後に「日本政府に対する要請決議」と「東京アピール」を採択し、SSDⅡ開幕前日の六

月六日から一二日までを国際行動週間として、欧米各国の反核運動と呼応し、国内でもさまざまな行動に取り組むことを確認した。

【日本政府への要請決議（要旨）】

私たちは、日本政府が次の努力を積極的に行なうよう要請する。

①日本政府が、レーガン米政権の核軍拡政策を支持する姿勢は認めることができない。米ソ中心の核軍拡競争に反対し、核兵器廃絶のために努力するよう要求する。

②政府は〝核の均衡〟〝核のカサ〟という恐怖の下に国民をおくのではなく、核戦略体制から離脱するための平和政策をとるよう要求する。

③非核三原則に基づき、核戦争反対非核化を求めた地方議会決議を積極的に推進するよう要求する。

④政府は国連での核不使用決議に対し、わずか一〇数カ国とともに反対してきた。被爆国政府にあるまじきこの態度に抗議し、核兵器不使用に賛成するよう要求する。

⑤いかなる国のものであれ、日本周辺への核巡航ミサイル、戦域核ミサイル、中性子爆弾などの配備に反対し、非核武装地帯をつくるよう要求する。

⑥軍事費突出と外国の核戦略体系への組み込みに抗議する。政府は平和憲法の精神に戻り、世界平和を築く具体的行動をとるよう要求する。

政府は国民の負託を受けた代表として、国民が核戦争の恐れを抱いて生きるのではなく、真に平和で安全な将来を保障する責任を負っている。政府は核軍拡への協力・加担を直ちにやめ、期限を切り時間枠を設けた核兵器廃絶と全面完全軍縮のためのプログラムを呈示するよう強く要請する。

反核グループの結成と決議・声明の発表

SSDⅡに向けて大きく盛り上がった反核・平和運動のなかで特徴的なものは、多彩な反核グループの結成と、反核決議・声明・署名などの発表である。八二年に入ってから結成された反核グループや反核をよびかけた決議・声明・署名にはつぎのようなものがある。

「核戦争の危機を訴える文学者の声明」（一月二〇日発表、四月三日現在五三五人署名）、「第二回国連軍縮特別総会に向けての婦人の行動を広げる会」（二月三日結成、その後三八団体参加）、「核兵器全面廃絶と戦争防止を訴える美術家の声明」（二月九日発送、よびかけ人二六人）、「安保体制打破新劇人会議反核アピール」（二月一六日発表）、「国際軍縮促進学生連盟」（二月二一日準備会）、「反核・日本の音楽家たち」（二月二一日準備会、三月二〇日設立総会）、「反核・写真運動」（二月二六日声明発表、三月一九日現在賛同者五〇七人）、「平和をつくる沖縄百人委員会」の「沖縄の町や村を核戦争のために提供しない非核地域の宣言決議」運動（三月六日）、「核兵器の廃絶を求める法律家運動」、「核兵器の廃絶と戦争防止を訴える科学者の声明」（三月一八日現在一八四人）、「日本青年への呼びかけ」（三月五日、六団体）、「いわさきちひろ絵本美術館の反核・軍縮運動」（三月七日）、「核兵器廃絶・軍備縮小・文民統制の堅持をもとめる旧軍関係者の会」（三月二八日発足総会）、「浄土真宗本願寺派平和宣言」（三月六日）、「戦争への道を許さない学生の会」（三月四日第一回学生の集い）、「日本ジャーナリスト会議・反核アピール」、「核戦争に反対する医師の会」（四月一日結成）、詩人会議「日本の詩人のみなさん」（四月二〇日）、「核兵器の完全廃絶と軍縮を求める小児医師の会」、「核兵器の完全禁止と軍縮の実現をめざす医師、医学者のみなさんへの訴え」（五月二〇日現在よびかけ人一二七人）、日本学術会議「核戦争の危機と核兵器廃絶に関する声明」（五月二〇日）、「今こそ核兵器廃絶を求める映画監督の会」の声明（五月二〇日現在二四四人）、立正佼成会「平和宣言」（五月二三日）、「反核平和を願うキリスト者合同祈とう集会」（五月三〇日、一五〇

○人)、「核兵器の廃絶を求める高校生の平和アピール」(六月五日、広島、長崎、埼玉の各県平和ゼミナールと広島県・呉「高校生平和の集い」の連名)。

また、各地方議会での核兵器廃絶・軍縮促進を求める決議や意見書、非核宣言の採択が相次いだのも、今回の反核・平和運動の特徴の一つである。二、三月定例議会がほぼ終了した四月一日現在、全国で大阪、京都、広島、長崎など三一府県議会、長崎など三九五市議会、四〇七町村議会、計八〇二議会が決議や意見書、宣言を採択しており、これは全国の地方自治体のほぼ四分の一にあたっている。

SSDⅡへの代表派遣と入国拒否問題

日本国内で高まった反核・平和・軍縮を求める声をSSDⅡの論議に反映させようと、「国民運動推進連絡会議」に結集する各団体代表一二一二人が、六月四日からのニューヨークを中心とする行動に参加した。このうち、総評・中立労連などから派遣される「原水禁・労働代表団」約四〇〇人は、五月二四日、総評会館で独自に結団式を開いた。日本代表団の出発に際して、アメリカはマッカラン・ウォルター法(一九五二年制定)の適用による各国代表団の一部へのビザ発給拒否を明らかにした。日本代表団で入国を拒否された者は二一四名で、原水協二〇三人、原水禁八人、朝鮮人被爆者二人、法律家一人。このほか日本機関紙協会の六人もビザ発給を拒否された。原水協代表団二三七人は急ぎ、行先きをヨーロッパとカナダにきりかえて出発することになった。

ニューヨークに到着した日本代表団は、各国国連代表部への要請、国連公使との懇談、平和音楽会や文化祭典への出席、国連総会の傍聴、各種の平和行進、軍縮集会への参加、市民団体や住民運動団体との交流など精力的な活動をおこなった。この中で六月一〇日には、集められた署名の国連事務総長への伝達式をおこない、六月一二日には、一〇〇万人が参加した「生存のための国際大デモンストレーション行動」にも日本代表団として加わった。なお、日本から国連に提出された署名は「推進連絡会議」の二八六五万五七〇八人をはじめ、「核軍縮連絡協議会」の一六一八万八二四七人(六月一日現在)、新宗連の三六七四万五三九五人(五月一六日現在)、日本カトリック司教団の四八万四〇〇〇人(五月二五日現在)など、全部で八〇〇〇万人分を超え、日本をふくむ九カ国一七団体が国連に提出した署名は、約一億に達した。

ニューヨークでの行動に参加した「推進連絡会議」の各界代表は、六月一〇日、現地で会議を開き、ニューヨーク行動の成果をひきつぎ国内の運動をさらに広範な国民運動へと発展させていくなどの五項目を決定し、帰国後、ただちに各団体・個人によびかけていくことを確認した。

【五項目の確認事項(要旨)】

一、「推進連絡会議」の国民署名で掲げられた四項目(略)の具体化を図るため、草の根市民運動を柱に国内行動の発展を期す。

二、当面、SSDⅡに提出した署名を持ち返り、署名運動を拡大すると共に、政府に要求して署名の保管場所を作り、永久に保存して核廃絶、軍縮運動のシンボルとしていく。

三、今年の原水爆禁止世界大会に草の根市民の参加をよびかけ、「反核アピール」を出した全てのグループ、個人に参加を要請していく。

四、一〇月下旬の国連軍縮週間にむけて、広範な国民運動として各都道府県単位に行動が展開できるよう努力する。

五、各団体は「推進連絡会議」の四項目を基本とし、その目的達成のた

め、それぞれの独自行動を相互に認めあい、その積みあげにより、一大統一行動に発展させるよう努力する。

核軍縮をすすめる連絡協議会の活動　二月一二日、同盟と公明・民社・新自ク・社民連の「中道四党」代表は、東京・ヒルトンホテルで、「第二回国連軍縮特別総会に向けて「核軍縮・軍備縮小を求める署名運動」を独自に展開することに合意した。

三月一三日、「連絡協議会」の主催で、「〃広島の心を世界に〃平和の集い」が開催され、会場の広島公会堂には約二五〇〇人が参加した。「集い」では宇佐美同盟会長、田社民連代表、河野新自ク代表代行、佐々木民社党委員長、竹入公明党委員長がそろって挨拶をおこない、国連への提言などが採択された。この午前、「集い」に先立って、中央と同様に広島五団体による連絡協議会発会式がおこなわれ、広島連絡協議会が発足した。

また、同じ三月一三日、長崎県でも、「核兵器禁止・世界平和をめざす長崎県連絡会議」が発足し、この「連絡会議」と中央の「連絡協議会」との共催で五月二一日に、「核禁・軍縮・平和促進長崎集会」が開催された。長崎市平和会館で開かれた集会には約八〇〇人が参加し、井上同盟副書記長、石田公明党副書記長、塚本民社党書記長、楢崎社民連書記長ら四氏（山口新自ク幹事長は街頭行動に参加したが緊急公用で帰京のため集会は不参加）の挨拶をうけた。

「連絡協議会」は、SSDⅡを目前に控えた六月一日、「国連軍縮特別総会派遣代表歓送六・一東京集会」と代表団の「結団式」を開催した。一日夜、日比谷公会堂で開かれた集会には約二〇〇〇人が参加し、「派遣代表団」一八人の紹介、派遣代表の抱負、各党代表の激励の挨拶などがおこなわれた。この集会に先立って、同日夕刻から、日比谷公園松本楼で代表団の結団式が開かれ、各団体関係者が出席した。

4　反戦闘争

八・一五反戦全国統一行動　愛国心や民間防衛を強調した「防衛白書」の閣議了承、閣僚の靖国神社参拝や「戦没者追悼の日」制定などの動きの中で、社会党、総評、中立労連、新産別、護憲連合の五団体は、三五回目の終戦記念日である八月一五日に、「戦争犠牲者追悼、靖国神社公式参拝反対、反戦平和の誓いを固める八・一五中央集会」を東京・永田町の社会文化会館で開催した。集会では、主催者を代表して飛鳥田社会党委員長が挨拶。つづいて総評の槇枝議長、キリスト教政治連盟の伊藤義清氏、平民会議の日高六郎氏などが決意表明した後、「軍国主義反対に共に立ち上がろう」との「八・一五集会アピール」が採択された。また、この集会に先立ち、はじめての戦争犠牲者追悼式典が千鳥ケ淵の戦没者墓苑で開催され、飛鳥田社会党委員長、槇枝総評議長ら五団体代表を先頭に参列者一五〇〇人が献花をおこない、反戦の誓いを新たにした。

分裂した国際反戦デー

ってついに分裂集会となった。一〇・二一国際反戦デーは、八一年に至国実行委員会と安保破棄中央実行委員会の両実行委員会共催のかたちで開催されたが、定期大会において総評は、八二年の一〇・二一集会を、総評の主体性の中で中立労連、新産別の労働組合ナショナルセンターの主催とすることを決定した。これまでの主催形式の変更に反発した安保破棄中央実行委員会が、都内の会場を押さえ、話し合いを要求したが進展せず、結局、総評など三団体は一〇月二〇日に日をずらし、安保破棄中央実行委員会は一〇月二一日に、それぞれ独自に集会を開くこととなった。

総評・中立労連・新産別三団体主催の「安保条約廃棄、非核三原則堅持、全面軍縮、憲法改悪阻止、福祉切捨ての行革反対、国民生活防衛、アジアの平和確立、一九八一年国際反戦デー一〇・二〇中央集会」は、一〇月二〇日、明治公園で開催され、四万人が参加した。集会では、主催者を代表して富塚総評事務局長が開会挨拶をはじめたとたん、最前列にいた「労働情報」などの旗を掲げた一団が騒ぎ出し、竪山中立労連議長の議長団挨拶にたいしてもヤジと怒号がくり返された。主催者側は対応策を協議する一方で槇枝総評議長の挨拶の強行をはかったが、途中で労働戦線の統一反対を叫ぶ一部組合員が壇上に押し寄せたため、中断のやむなきに至り、集会は壇上での激しいもみあいと混乱の中、宣言を読みあげて閉幕した。

以上の事態にたいし、総評幹事会はつぎのような統一見解を発表した。

【総評幹事会の統一見解（部分）】

総評は一〇・二〇集会に対し、各政党、民主団体、青年、婦人等広汎に呼びかけ、多くの民主団体が参加した。一〇・二〇中央集会とは別個に反戦集会を独自に開催することに対し、相互批判をしない方針で対応してきた。

しかし、一〇・二〇中央集会は「労働情報」を名のる一部のグループ集団の妨害によって、残念ながら集会を一時中断し、大きな混乱が発生したことは、いかなる理由、いかなる事情があろうとも、反戦・平和集会の妨害、破壊行動は断じて許すことはできないグループは、多くの主催者団体傘下の組合員が参加している事実も明らかであり、全単産は組織的に厳しく、対応する必要がある。一〇・二〇中央集会を結果として妨害「演壇破壊」をした「労働情報」を名のるグループに対し、総評は組織をあげて糾弾する。

他方、安保破棄諸要求貫徹中央実行委員会が主催する「安保条約廃棄、核兵器もちこみ糾弾、基地撤去、憲法改悪反対、臨調路線粉砕、国民生活擁護一〇・二一全国統一行動中央集会」は、一〇月二一日、明治公園で開催され、二万八〇〇〇人が参加した。集会では、主催者を代表して近藤一雄事務局長が挨拶。つづいて、宮本顕治共産党委員長が決意をのべ、統一労組懇、平和委員会など一七団体代表もつぎつぎと挨拶をおこなった。集会は、「われわれは、10・21の革新的伝統をひきつぐこの中央集会を新たな跳躍台として、国会の内外で大きくたたかいをもりあげ、国民的な世論と行動をいっそう広範に結集するために、力をつくして奮闘することを宣言する」との「宣言」と、「ヨーロッパ諸国の平和集会へのメッセージ」を採択したのち、都内をデモ行進した。

なお、一〇月二一日には全国の道府県段階でも、集会やデモがとりくまれ、北海道、青森、秋田、岩手、宮城、福島、新潟、長野、埼玉、富山、石川、山梨、静岡、滋賀、島根、愛媛、高知、香川、

奄岡、熊本、佐賀、大分、長崎の二三道県や地区段階で、社会党、共産党、県評、民主団体が共闘して統一集会が開催された。

下町反戦集会　一夜のうちに一〇万人という広島、長崎に匹敵する人命が奪われた東京大空襲から三七年後の八二年三月八日、東京・浅草の国際劇場で、「再び許さぬ大空襲、下町反戦・平和の集い」が開かれ、五〇〇〇人が参加した。この集会は、作家の早乙女勝元氏、東京空襲を記録する会の橋本代志子さん、東部ブロック地区労共闘の小林基悦議長を代表よびかけ人として実行委員会が発足。江戸川地区労を事務局に、下町七地区労の協力などによって被災状況アンケート活動などにとりくむ中で、一〇八人のよびかけ人、九〇余人の賛同人を得て開催された。集会には、荒川少年少女合唱団や日本フィルも参加。空襲体験者の貴重な証言も語られた。集会は最後に、戦没者に黙とうをささげ、「下町から戦争反対、平和の行動を」「反核軍縮三〇〇〇万署名の成功を」などのアピールを採択して閉会した。

5　反軍・反基地闘争

反基地全国集会　対潜哨戒機P3Cが常駐し、近く早期警戒機E2C配備も予定されている米軍三沢基地の所在地三沢市の市公会堂で、八一年九月一九、二〇日の両日、「核もち込み糾弾、日米合同演習反対、安保条約廃棄、基地撤去、自衛隊をなくす全国集会」が開催され、全国の反基地闘争の代表一八〇〇人が参加した。集会は、総評、社会党、反安保実行委員会、護憲連合などの主催によるもの。一九日の全体集会では、隈元総評国民運動局長の集会基調提案、全国の反基地闘争一〇組織の報告、評論家の山川暁夫氏の記念講演などがおこなわれた。通信所や射爆場の視察のあとに開かれた二〇日の閉会集会では、集会決議が採択された。

東富士日米陸上合同演習抗議緊急統一行動　八一年一〇月一一日、東富士演習場でおこなわれようとしている陸上自衛隊と米軍の初の合同陸上演習に反対して、静岡県御殿場市で、「東富士日米陸上合同演習抗議緊急統一行動」がとりくまれた。この行動は、社会党静岡県本部、共産党静岡県委員会、静岡県評、静岡県平和委員会の四団体の主催によるもので、全国から二五〇〇人が参加した。キャンプ・フジ前に集まった参加者は、東富士演習場、陸上自衛隊滝ケ原基地にたいして抗議デモをおこない、御殿場駅前への自動車パレードや平和行進など、多彩な活動を展開した。

P3C配備阻止県民集会　八一年一二月一〇日、新型対潜哨戒機P3Cオライオンの厚木基地への第一次配備（三機）の強行（一二月二五日）に反対して、P3C厚木基地配備阻止現地闘争本部（労組・地元住民団体）は、大和市の引地台公園で「核戦争につながるP3C配備阻止神奈川県民集会」を開き、約六〇〇〇人が参加した。参加者は、集会終了後、基地周辺をデモ行進した。

米空母入港反対佐世保集会

アメリカ第七艦隊の核空母ミッドウェイが、八一年一二月一二日、佐世保港に入港し、同日、総評、社会党はこの寄港に反対して「米空母ミッドウェイ入港反対佐世保集会」を、佐世保市内の松浦公園で開催し、約三三〇〇人が参加した。集会では、総評を代表して挨拶した谷木国民運動部長が「今回の寄港は弾薬のつみこみが目的。非核三原則の日本を承知の上で核を公然と持ちこむものだ」とミッドウェイの入港を激しく糾弾した。

日米合同演習抗議統一行動

八二年二月一五日から一九日まで、陸上自衛隊と米陸軍の初の合同指揮所（図上）演習が、静岡県御殿場市の陸上自衛隊滝ケ原駐屯地でおこなわれた。これにたいし、二月一四日、社会党静岡県本部、共産党静岡県委員会、静岡県評、静岡県平和委員会の四団体主催による「日米合同陸上演習抗議・核安保体制打破二・一四県民統一行動」が、滝ケ原基地で開催され、一〇〇〇人が参加した。デモ行進のあと、主催四団体代表は基地内に入り、陸上自衛隊東部方面隊の担当者に抗議文を手渡した。一四日には、総評、社会党、護憲連合、静岡県評主催の抗議集会ももたれ、三五〇〇人が参加した。

また、日本平和委員会など五団体主催の「日米合同陸上演習反対、安保条約廃棄・富士基地行動」は、一五日の第一波デモをはじめ、一六日から一九日にかけての「有事（戦時）総動員計画反対・階層別波状デモ」などにとりくみ一九日には主催五団体代表が防衛庁を訪れ抗議した。

リムパック反対集会

三月中旬から四月下旬にかけて中部太平洋で実施される環太平洋五カ国の海軍合同軍事演習リムパック82に反対する「82リムパック反対・核兵器禁止・全面軍縮、安保条約廃棄、基地撤去三・一三集会」が、三月一三日、神奈川県横須賀市臨海公園で開催された。この集会は、総評、社会党、護憲反安保神奈川県実行委員会などの主催によるもので、一二〇団体八〇〇〇人が参加した。集会では、主催者を代表して社会党の岩垂議員が挨拶。馬場社会党書記長、谷木総評国民運動部長、露木神奈川県評議長とともに、各地の反基地運動団体の代表も決意を表明した。このあと、集会決議と「核兵器禁止、全面軍縮をめざす国連軍縮総会にむけて」の特別決議を採択、横須賀市内をデモ行進した。

6　沖縄復帰一〇周年

復帰一〇年平和な島をつくる県民大会

本土への復帰から満一〇年を迎えた八二年五月一五日、政府の沖縄施策を糾弾する「復帰一〇年平和な島を つくる 県民大会」が沖縄・那覇市の与儀公園で開催された。大会は沖縄県労協、革新諸政党、民主団体等二八団体で構成する復帰一〇年沖縄闘争県民会議（議長・宮城沖縄県労協議長）が主催したもので、二万五〇〇〇人が参加し、復帰後最大規模の集会となった。大会では、冒頭、主催者挨拶に立った宮城沖縄県労協議長は「復帰から一〇年。しか

し、基地は一層強化され、失業率は全国一。県民所得の本土との格差も是正されていず、とても祝うことはできない」と県民無視の政府を厳しく糾弾。つづいて、槇枝総評議長、馬場社会党書記長、瀬長共産党副委員長ら各界代表が決意表明をおこなった。大会は、平和な島づくりをめざす「沖縄アピール」を採択したあと、国際通りをデモ行進した。

真の〝本土並み〟を実現する沖縄集会

八二年六月二八日、沖縄同盟は、那覇市勤労福祉会館に傘下組合員九〇〇人余を集めて「核軍縮・平和・自由、真の〝本土並み〟を実現する沖縄集会」を開催した。集会では、伊佐順光沖縄同盟会長の主催者挨拶のあと、同盟本部を代表して宇佐美会長、来賓として西銘知事がそれぞれ決意をのべた。集会の最後に、「基地の整理・縮小と経済の自立的発展に関する決議」「核兵器禁止・平和建設沖縄県民会議結成促進に関する決議」、集会宣言が採択された。

7　その他の運動

金大中氏救出、日韓連帯活動

総評は、「在日韓国人〝政治犯〟を支援する全国会議」「在日韓国人政治犯を救援する家族・僑胞の会」が進める、「金大中氏ら全ての韓国政治犯の釈放と在日韓国人『政治犯』死刑確定者五氏の死刑執行中止を要求する署名」に協力してとりくみ、一九県評が集めた二万三〇〇〇人分の署名を日韓両政府と国連人権委員会に提出した。また、総評は社会党、日朝国民会議などとともに、「朝鮮統一支持、日米韓軍事一体化反対、韓国民主化闘争連帯、七・一七中央集会」実行委員会を結成し、八一年七月一七日、「日本の政治反動・軍国化と朝鮮問題を考える」講演会などを開催し、約四〇〇人が参加した。

教科書に真実を　言論に自由を

教育とマスコミに押しよせる反動化に反撃しようと、八一年一一月一三日、東京・九段の日本武道館で「教科書に真実を、言論に自由を――そして平和を。〝音楽と文化〟わたしたちの集い」が開催された。この集いは、教育への権力介入、マス・コミへの政治的圧力やNHKの国営化策動などの危険な動きに危機感を強めた作家の大江健三郎、野坂昭如、松本清張、学者の家永三郎、都留重人ら三七人の学者、文化人がよびかけ人となり、これに総評、中立労連、日教組、マスコミ文化共闘、日本子どもを守る会などが加わって開かれたもので、二万人が参加した。集会では、主催者を代表して槇枝総評議長が挨拶。フォーク歌手の小室等さんの歌、俳優の岸田今日子さんの詩の朗読、東京ヴォードヴィルショウ、ゆーとぴあ、小柳トムらのコント、「大きなかぶ」や「かさこじぞう」の劇や唄の上演など、多彩な催しがくりひろげられた。

刑法改悪・保安処分阻止全国総決起集会

政府・自民党が保安処分の新設などをもりこんだ「刑法改正」法案を通常国会に上程しようとする動きを強める中で、八一年一一月一八日、東京・一ツ橋の日本教育会館で「刑法改悪・保安処分

阻止全国総決起集会」が開催された。集会は、総評、護憲連合、部落解放同盟、刑法改「正」――保安処分に反対する百人委員会の主催、日本消費者連盟や障害者団体など一〇団体の協賛で開かれ、約一〇〇〇人が参加した。集会では、田口総評労対局長の挨拶、全国「精神病」者集団の大野朋子さん、水島晃社会文化法律センター事務局長らの発言のあと、「奥野法相に対し、刑法全面改悪の来春国会上程を放棄させる」旨の決議が採択された。

ロッキード疑獄追及　橋本登美三郎、佐藤孝行の政治家被告にたいして第一審で有罪判決の出た、八二年六月八日、ロッキード疑獄追及、金権腐敗政治一掃をめざす「緊急各界代表者会議」が、衆院第二議員会館で開かれた。会議は、総評、社会党、護憲連合、反安保実行委員会などの主催によるもので、国会議員や労働組合幹部ら二〇〇人が参加した。会議は、当面の行動として、①佐藤孝行議員の辞職を要求し、政府・自民党の政治責任追及の活動を院内でおこなう、②ロッキード事件調査特別委員会の復活、政治倫理委員会の設置、国会議員の資産公開法と議員証言法の改正を要求する、③ロッキード事件関係議員の選挙区で責任追及を中心とした活動を展開する、④各地から総理大臣と関係議員への抗議、追及の決議、電報を集中する、⑤全国的な国民的統一行動を展開し、中央では効果的な時期をみて大衆集会とデモをおこなう――の五点を確認し、ロッキード疑獄追及アピールを発表した。

【ロッキード疑獄追及アピール（部分）】

ロッキード疑獄全日空ルートに関与した元運輸大臣・橋本登美三郎と元運輸政務次官・佐藤孝行に対し、今日東京地裁は受託収賄罪に関し、有罪判決を下した。

この判決は、六年前の事件発覚以来事件の徹底解明とこれに関与した者の政治的道義的責任を一貫して追及してきた世論の正しさをあらためて確証したものである。同時に、この判決は閣僚等として国政に責任をもつ政治家が、公正な政策の立案、決定、運用という国民の負託を裏切り、特定の者の利益のためにその地位と影響力を悪用して政策展開を行い、代償として多額の金円を収賄するという自民党政治の金権的体質に初めて法の鉄槌を下したものであり、執行猶予の不備があるとはいえ、妥当な判決である。

裁判所はまた判決のなかで、橋本、佐藤のみならず、田中角栄、二階堂進、佐々木秀世、福永一臣、加藤六月らと事件の関わりあいも触れ、ロッキード疑獄の全容をほぼ明らかにした。

これらの政治家は、この判決を謙虚に受けとめ、自らの出処進退を明確にし、その政治的道義的責任を全うすべきである。とりわけ有罪判決を受けた佐藤孝行議員は即刻辞職すべきであり、私たちはそのことを強く要求する（以下略）。

橋本、佐藤両被告にたいする有罪判決を受けて、六月二三日、ロッキード疑獄糾弾、政治責任追及中央総決起集会が、東京・清水谷公園で開催された。これは、総評、社会党、護憲連合、東京地評の主催によるもので、約一〇〇〇人が参加した。集会では、馬場社会党書記長、隈元総評国民運動局長などが、各界の決意表明につづいて、「政財官ゆ着構造の打破をめざして広範な国民的運動を展開しよう」との決議を採択。国会に向け、デモ行進をおこなった。

【参考資料】(1)総評「第六六回定期大会・各局報告書」、(2)総評「労働ニュース」、(3)総評「総評新聞」、(4)同盟「第一七回定期大会報告」、(5)同盟「第五〇回中央評議会資料」、(6)同盟「同盟新聞」、(7)日本社会党「社会新報」、(8)日本共産党「赤旗」、(9)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(10)日本原水協「原水協通信」、(11)日本平和委員会「平和新聞」

XIII 政党

概要□国会と各党の動向――第九五国会＝行革国会／仲裁裁定・人事院勧告実施問題／中道結集問題／「新自由クラブ・民主連合」／第九六国会／一兆円減税で労働四団体・野党共闘／F4ファントム改修問題／減税〝玉虫色〟決着／選挙――知事選／市長選／東京都議選／日本社会党――概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動など／公明党――概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／労働組合との関係／国際活動／民社党――概況／組織・機関紙・財政／大会／政策・方針／国際活動その他／日本共産党――概況／組織・機関紙・財政／中央委員会総会／政策・方針／国際問題

概要

一、この一年間の国内政治の焦点は、不況の深刻化にともなう大幅な歳入欠陥を背景とした〝行財政改革〟問題であった。また、九五国会では参議院選全国区に拘束名簿式比例代表制を導入する法案が提出され、重大な政治問題となった。

一、国会では自民党が安定多数を確保し、数の力を背景とする国会運営をおこなった。〝伯仲国会〟時代には比較的同一歩調をとることが多かった野党各党は、中道四党、社会党、共産党の三極にわかれる傾向を示した。ただし、中道四党も「院内統一会派」の結成には成功せず、各党の対応は問題ごとに大きく異なるケースが少なくなかった。

一、社会党が選択した「社公中軸路線」は〝非武装中立政策〟をめぐる社公両党間の対立で早くも行き詰まりを見せている。党内では委員長公選、書記長人事をめぐり、派閥対立が再び激化した。飛鳥田・馬場体制には右派ばかりでなく、総評指導部をはじめとする労働組合側が強い反発を示している。

一、公明党は、七八年の第一五回大会における〝竹入提言〟以来、徐々にすすめてきた安保・防衛政策の「現実化」を、党の公式の政策として確立した。竹入委員長の初訪韓など、外交政策でも自

民、民社両党などとの距離は縮まった。連合政権構想の一方のパートナーである社会党にたいしては、非武装中立政策の放棄など政策の「現実化」を迫っている。

一、民社党は中道新党まで展望した中道勢力の結集に全力を注ぎ、合同国会対策協議会の設置など一定の成果はあげたものの、当面の目標とした院内統一会派の結成は不成功に終わった。同盟系労組の全面的な支援により、党勢の伸びはつづいているが、特定地域にかたより、バラツキが大きい。

一、共産党は創立六〇周年を迎えた。〝躍進につぐ躍進〟で迎えた五〇周年と異なり、その後の一〇年は、党勢の伸びにかつての勢いはなく、国政選挙でも一進一退をつづけている。ポーランドの軍政をきびしく非難し、『平和と社会主義の諸問題』誌の廃刊を提唱するなど、〝自主独立〟の立場での国際的な発言が目立っている。

1　国会と各党の動向

第九五国会＝行革国会

第九五臨時国会は八一年九月二四日に召集され、一一月二八日に閉会した。会期は当初五五日間であったが、一一月一七日に一一日間の延長が議決された。この国会の焦点は行財政改革問題で、いわゆる「行革国会」であった。政府は補助金の削減など三六件の法律改正案を一括した「行革関連一括法案」を提出し、特別委員会を設けていっきょにその成立をはかった。行革法案のほかにも前国会からの継続法案である国家公務員の退職金引き下げ、地方公務員にたいする定年制導入の公務員二法案があり、また老人医療一部有料化の老人保健法案、公労協各組合にたいする仲裁裁定、さらには人事院勧告の取り扱い、参議院全国区の選挙方法の改革などの重要法案が提出された。「行革一括法案」にたいし、公明、民社、新自由ク、社民連の中道四党は行革推進の立場から一部修正のうえ賛成との態度をとったが、社会、共産両党はこれに反対した。結局、会期延長後の一一月二七日、「行革一括法案」は、自民、公明、民社、新自連の賛成、社、共両党の反対で成立した。公務員二法も社・共両党は反対、自民、公明、民社、新自連の賛成で成立した。

仲裁裁定・人事院勧告実施問題　公労委の仲裁裁定実施については、新自クを除く野党側が完全実施を要求したのにたいし、自民党は「行革法案」などとの〝取引材料〟に使ったといわれる。結局、一〇月二八日の与野党国対委員長会談で、共産党を除く各党がつぎの申し合わせをおこない、完全実施が確定した。

「仲裁裁定完全実施に当っての申合わせ

財政再建に取り組む立場から三公社五現業とも現下の厳しい社会経済情勢、公企体職員に対する国民世論などを十分認識し、更に経営上の努力をはかるよう要請する。特にきびしい経営状況にある国鉄、林野の労使は一層努力してその合理化、近代化をはかり経営改善に努めることを強く期待する。」

人事院勧告の取りあつかい問題は、参議院での「行革法案」審議

とからんで会期末国会の焦点となり、一一月二四日から連続して参議院の与野党国対委員長会談がひらかれ、折衝がつづけられた。その結果、二五日夜の会談で、①一般職の給与引き上げは四月から完全実施、②期末・勤勉手当にはハネ返らせない、ことで共産党を除く各党のあいだで合意に達した。これを受けて二七日の与野党国会対策委員長会談で、自民党が「人事院勧告については勧告の趣旨を最大限に尊重しつつ、次期通常国会の冒頭に給与法改正案を提出し、年内に差額の精算ができるよう必要な措置を講ずる」と約束し、いちおうの決着をみた。参議院全国区制改革の公選法改正案および老人保健法案は継続審議となった。

第九五国会は会期を一日残した一一月二七日に事実上閉幕し、政局の焦点は内閣改造、自民党役員の改選問題へと移った。一一月三〇日、鈴木首相は内閣改造をおこない、第二次鈴木内閣が発足した。問題となったのは党人事で、ロッキード事件の〝灰色高官〟二階堂進氏が党運営のカナメである幹事長に就任して注目された。

中道結集問題

第九五国会で法案審議とは別に注目されたのは、「統一会派」結成をめぐる中道各党の動きであった。この問題でもっとも熱心に他党にはたらきかけたのは民社党である。同党は八一年七月九日の中央執行委員会で、「院内統一会派の設置問題をふくむ中道勢力結集を前向きに検討する」との方針を決め、同月二一・二二の両日、公明、新自由ク、社民連の三党と個別に会談して各党の意向を打診した。民社党の構想は九月四日の電力労連の大会における佐々木委員長のあいさつのなかで具体的に示されたが、それによれば、①第一段階として院内統一会派を結成する、②八二年前半では国会対策、政策、選挙対策について四党間で原則的な合意に達するよう努め、選挙綱領的な政策をつくり、候補者の発掘、選考にあたる、③八二年後半には四党のほか社会党右派、自民党良識派にも参加を呼びかける、④八三年政治決戦では野党第一党の位置を確保する、というものであった。

この民社党の呼びかけにたいし、公明党は「民社党内の意見がまとまり、四党の足並みが揃うこと」を条件に賛意を表明した。しかし新自由クは「党内で十分検討してみたい」と慎重な態度をとり、その後九月四日になって田川代表が、①防衛、対韓政策などで民社党との隔たりが大きい、②民社党、新自由ク内に創価学会を支持母体にした公明党へのアレルギーが強い、ことなどをあげ、統一会派への不参加を表明し、翌五日、正式に民社党に回答した。社民連は当初、民社党の呼びかけに積極的に応ずる構えを見せていた。しかし、四党の統一会派実現が困難となるや、新自由クラブとのあいだで二党間の統一院内会派結成の方針に転換した。九月二一日にこの新会派は正式に発足したが、同日、民社党の常任中央執行委員会は「新会派は中道結集のワン・ステップと理解し、統一会派実現にお努力する」ことを確認した。その後、中道三会派は国会対策委員長会談をはじめ、九月二四日には中道四党首会談をひらいて結束の強化につとめ、「行革法案」の修正要求などでは統一歩調をとった。

「新自由クラブ・民主連合」

八一年九月二一日、新自由クラブと社民連は合同代議士会をひらき、衆議院内の統一会派「新自由クラブ・民主連合」を結成することで一致した。「新自連」の発足にあたって、両党は共同で、要旨つぎのような声明を発表した。

【新自連発足にあたっての共同声明（要旨）】

新自由クラブと社会民主連合は第九十五臨時国会で衆院に統一会派「新自由クラブ・民主連合」を結成する。われわれには共通の政治目標がある。

一、われわれはともに自社両党から決別、政治に新風を吹き込むことに努力してきた。多極化する国際情勢と多様化する国民意識からみて、観念的な保守対革新のイデオロギーの対決はすでにその意味を失った。五五年体制を打破し、政権交代可能な政治勢力の結集をめざすとともに、金権腐敗の政治、巨大な圧力集団の利益にのみ奉仕する政治を刷新する基本姿勢に立つ。

一、憲法の基本理念である自由で公正な社会をつくるという共通目標を掲げ、分権と参加、教育の改革、充実した福祉の実現を期す。

一、簡素で効率的な政府をめざし、国民の納得する行財政改革、増税なき財政再建を進める。

一、外交努力によって国際的緊張緩和に貢献、安易な軍拡傾向と右傾化に歯止めをかける。非核三原則を誠実に守る。政治、経済、外交、防衛の面の総合的安全保障政策を求める。

一、統一会派を必ず立派に機能させ、国民のためには政党もまた大同につくことができることを示す決意である。

注目されたのは、新会派の結成にあたってまとめられた両党の合意メモで、防衛政策について、①安全保障の基本を平和外交の推進に置く、②核をはじめ国際的軍縮に努力する、③歯止めなき軍備拡張は認めない、という条件はつけながらも、社民連が従来の方針を転換して、自衛隊と日米安保条約の承認を明記したことであった。

第九六国会

第九六通常国会は八一年一二月二一日に召集された。会期は八二年五月一九日までの一五〇日間であったが、最終日になって八月二一日まで九四日間もの大幅会期延長が議決されたため、本年鑑執筆時点ではまだ終了していない。この国会は福祉・教育抑制、防衛費突出の昭和五七年度予算案の審議を中心とした国会で、行財政改革、大幅減税問題、Ｆ４ファントム爆撃装置の予算復活、歳入欠陥などが問題となった。予算案のほか論議の的になったのは、参議院全国区制改革問題、老人保健法など第九五国会からの継続法案、さらに会期中に有罪判決のあったロッキード事件の〝灰色高官〟の辞職勧告、証人喚問問題、公共事業の入札をめぐる建設業界の談合問題などであった。国会の勢力分野は第105表のとおりで、自民党が衆参両院で安定多数を確保し、数の力を背景とする国会運営をおこなったのにたいし野党陣営は、中道四党三会派、社会党、共産党の三つにわかれ、問題ごとに各党が異なった対応を示し、〝伯仲国会〟時代とは大きく様相を異にした。

一兆円減税で労働四団体・野党共闘

第九六国会における予算案審議の焦点となったのは、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体が一致して要求した「一兆円減税」であった。この一、二年来、労戦統一問題とも関連して労働四団体

第105表　国会の勢力分野

（81年12月21日現在）

党派	衆院	参院
自民党	287	135
社会党	104	47
公明党・国民会議	34	27
民社党・国民連合	32	11
共産党	29	12
新自連	13	—
新政クラブ	—	7
二院クラブ	—	3
一の会	—	3
無所属	7	3
欠員	4	4
計（定数）	511	252

〔備考〕　参議院の自民党は「自民党・自由国民会議」

の共同歩調が目立っているが、なかでも雇用、物価、減税等の政策・制度要求では、四団体が統一要求をまとめ、野党ばかりでなく政府・自民党にもはたらきかけを強めている。とくに四団体と共産党を除く野党五党との共闘は、昭和五六年度予算案を審議した第九四国会ではじめて成立したものであるが、第九六国会でも、労働四団体が「一兆円減税」の実現にむけて、共産党を除く野党五党の共闘態勢の確立をはたらきかけた。八二年一月一九日には労働四団体の事務局長・書記長と社会、公明、民社、新自ク、社民連の野党五党の書記長・幹事長会談が、ついで一月二五日には、同じく労働四団体と五野党の委員長・議長・会長等のトップ会談がひらかれ「一兆円減税」実現で一致したのである。ただ問題は財源面で、総評・社会党が防衛費の削減を主張したのにたいし、公明党などは「防衛費問題は安全保障、外交姿勢のあり方の問題であり、財源問題としては意味がない」とし、結局、「財源確保に当たっては聖域をつくらず、すべてを対象とする」ことで合意した。

一方、総評、中立労連、新産別の労働三団体は、これとは別に共産党に一兆円減税での協力を要請した。これにたいし、共産党は、①軍事費の削減、②大企業助成にメスを入れる、③臨調路線に反対し、国民本位の行革、など六項目の方針を示して、協力を約束した。

F4ファントム改修問題

この間、国会ではF4ファントム戦闘機を改修して爆撃装置をつける予算が、首相や国防会議にも報告されないまま昭和五六年度予算に計上されていたことが明るみに出て、これが一九六八年に増田防衛庁長官が国会で、「どの機種にも爆撃装置は施さない」との見解を表明したこととの関連で問題となっていた。二月一〇日、社会党は、「F4試改修のための昭和五六年度予算一三億円の執行は停止すべきである」と主張し、自民党もこれを受けいれた。しかし、中道三会派は、これを〝自社なれ合い〟と反発し、国会審議は空転した。民社党は「政府は増田見解を変更したことをはっきりせよ」と防衛政策の変更について政府が明確な態度をとることを主張した。社会党もまた、閣議で防衛庁長官が約束をほごにするような発言をしたことを問題とし審議を拒否した。結局、この問題は二月一五日になって、先の自社合意の線に沿い、「F4改修予算の執行は停止し、取り扱いは今後国会で審議する」ことで一応の決着をみた。しかし、この審議には民社、新自連は欠席し、中道内部が対立したかたちとなった。

減税〝玉虫色〟決着

共産党を除く五野党は一兆円減税要求の大筋では一致したものの、その後、社会党大会で左派主導の役員人事がおこなわれたことに公明党が反発して社公両党の国会対策定期協議を凍結するなど共闘態勢づくりは難航した。さらにF4ファントム問題での民社、公明の対立もあって、一部では共闘の成立をあやぶむ向きもあった。しかし、労働四団体側は共闘の実現に向けて各党にはたらきかけ、二月二五日になって、社会、公明、民社、新自ク、社民連の五野党は、書記長・幹事長会談、政策責任者会談を相次いでひらき、所得税七〇〇〇億円、住民税三〇〇〇億円の減税を実施するための共同要求をまとめた。減税財源については、不公正税制の是正、行政経費の節減、税外収入によってまかなうことになっていた。これに先立つ二四日に、中道四党は、中道三会派としての共同要求をまとめていたが、五野党の共

同要求も、ほぼこれに沿ったもので、ただ、行政経費の節減のうち中道案にあった「国鉄助成費の見直し」を削り、「地方公務員給与の適正化」を「地方公共団体の経費の合理化、効率化による経費節減」というぼかした表現に改めたものであった。五野党はこの共同要求をもって政府に迫り、二月二八日には減税メーデー、三月一日には五野党と自民党の幹事長会談、三月三日には労働四団体と五野党首脳会談、さらに三月四日には五野党の議員が院内で「一兆円減税実現議員総決起集会」をひらくなど異例の行動をとり、気勢をあげた。政府・自民党は減税要求を拒否し、三月一日以降国会審議はストップした。

この間、与野党の折衝がつづけられ、三月六日になって自民党と野党五党のあいだで、つぎの二点で合意が成立した。①所得税減税はできるだけ早い時期に実現できるよう最大限の努力を払う、②五七年度予算成立をまって衆院大蔵委員会に小委員会を設置し、中長期的な観点に立って財源などについて検討する。これをうけて福田衆院議長が、この二項目を「議長見解」のかたちで示した結果、国会審議は再開され、九日には五七年度予算案は衆院を通過した。この結果について労働四団体は、「一兆円減税が実現できなかったことは納得できないが、労働四団体と連携した五野党の結束により自民党の強行採決を抑え、予算成立後、減税の検討、不公正税制の是正に国会が取り組むことを約束させた意義は大きい」との声明を発表した。一方、終始、この減税折衝から排除されていたかたちの共産党は、「この合意は軍事費突出、福祉・文教切り捨ての予算成立を前提とするもので、国民の切実な要求にこたえるものになっていない」として、「合意は受け入れられない」との態度を表明した。

2　選　挙

知事選

八一年七月以降の一年間に八府県で知事選がおこなわれた。当選者を支持政党別に見ると、自民、公明、民社を軸とする保守・中道連合が五府県（山形、広島、長崎、鳥取、京都）と過半を占め、自民の公認が二県（新潟、静岡）、あと一県は対立する保守どうしの一方を社会、公明、民社が推薦したものであった。現職が敗れたのは五選をねらった徳島県だけで、あとの五県で再選（京都）または三選（山形、鳥取、新潟、静岡）された。一方、これと対決したのは共産単独公認候補がもっとも多く四県（山形、徳島、長崎、鳥取）、社共統一候補一（新潟）であった。静岡）、社共統一候補一（新潟）であった。

目立ったのは公明、民社が保守系の現職を推すケースが増えたこと、社会党が多くの県で立候補を見送りの態度をとったことであった。

市長選

八一年七月から八二年六月までの一年間に実施された市長選は、京都、神戸、横浜の三政令指定都市をふくむ一五〇であった。当選者は圧倒的に無所属が多く、党公認は自民一一、社大（沖縄）一の一二だけであった。支持党派別で当選者を見ると、前年につづき自民・公明・民社（時に新自ク・社民連

も参加）連合が二九ともっとも多く、これに自民・公明型三、自民・民社型二を加えると保守・中道連合が四分の一近くを占めている。自民単独も公認一一、推薦一〇の二一でいぜんとして強味を見せている。これにたいし、社共共闘（時に民社または公明も参加）は六にとどまった。これを上回るのは保革相乗りで、自・社・公・民（時に新自ク・社民連も参加）型九、自・社・公・民・共（時に新自ク・社民連も参加）型四に達している。とくに三政令指定都市はすべて保革相乗りで、なかでも神戸は七党すべてが与党という大連合となった。京都は六党連合対新自由ク、横浜は六党連合対共産という対決となり、多数派が勝利をおさめはしたが、低投票率のもとでの辛勝であった。

東京都議選　八一年七月五日におこなわれた東京都議選についてはすでに本年鑑八二年版に記録したので、詳細はそれを参照されたい。各党が国政選挙なみの〝全力投球〟でのぞんだこの選挙の結果は第106表のとおりで、自社両党および新自由クは後退、公明、共産、民社の三党が議席を伸ばした。

第106表　1981年東京都議選党派別結果

党派	改選前議席	候補者数	当選者数	前回当選者数	今回(1981.7) 得票数	今回(1981.7) 得票率	前回(1977.7) 得票数	前回(1977.7) 得票率
						%		%
自由民主党	55	68	52	56	1,500,330	34.5	1,832,205	36.1
公明党	24	27	27	25	862,847	19.8	748,327	14.7
日本共産党	11	41	16	11	704,869	16.2	722,497	14.2
日本社会党	18	29	15	18	550,364	12.6	771,419	15.2
新自由クラブ	8	18	8	10	288,461	6.6	515,764	10.2
民社党	4	11	5	3	170,174	3.9	174,300	3.4
諸派	0	9	0	0	35,082	0.8	100,227	1.9
無所属	1	30	4	3	241,413	5.6	213,268	4.2
計	121（欠員5）	233	127	126	4,353,541	100.0	5,078,007	100.0

〔備考〕 1）前回より定員1名増。
2）前回の諸派は社会市民連合と革新自由連合，今回の諸派は社会民主連合を中心とする「自治と参加民主主義をめざす市民の会」をふくむ。

3　日本社会党

1　概　況

「社公合意」〝たな上げ〟状態

一九八〇年一月、社会党はそれまでの「全野党共闘」路線を事実上変更し、「社公中軸」路線にふみきった。公明党とのあいだで「八〇年代前半に樹立が想定される連合政権」に限ってではあるが、共産党の排除を明記した連合政権構想で合意したのである。しかし「社公合意」を基盤にした社公、さらには社公民、公民の選挙協力にもかかわらず八〇年六月の「衆参両院同時選挙」は自民党の圧勝に終わり、「連合政権」の夢は遠のいた。その後、社会、公明両党とも、公的には「社公合意」の尊重をくり返している。だが、公明党は〝保革連合〟を展望し、党として安保条約の存続、自衛隊合憲論を主張するまでにいたり、「非武装中立」は非現実的であるとして、社会党に政策のいっそうの〝現実化〟を迫った。これにたいし社会党内では、「社公合意」の推進を主張する右派といえども、「非武装中立」路線の堅持をとなえており、公明党の「現実主義」路線には批判的である。大会で採択された「八二年度運動方針」は公明党を名指しで批判し、大会論議では「社公合意」の破棄や凍結が主張された。「行革」や「参院選全国区改革」でも両党の方針は対立しており、「社公中軸」路線は早くも行き詰まりを見せている。

初の委員長公選で飛鳥田圧勝

八一年一二月、三回目の委員長公選がおこなわれ、飛鳥田委員長、下平副委員長、武藤政審会長の三人が立候補した。これまでの二回の公選は飛鳥田委員長のほかには立候補者はなく、第一回は信任投票、第二回は投票もおこなわれなかったから、実質的にはこれが最初の委員長公選であった。飛鳥田氏を支持したのは左派の社会主義協会（向坂派）、同（太田派）、旧三月会、それに八〇年一一月に若手の国会議員によって結成されたばかりの新生研究会であった。また、ポスト飛鳥田の有力候補と目される石橋前書記長を擁する勝間田派も最終的には飛鳥田支持にまわった。反社会主義協会派は候補の一本化に成功せず、社会主義研究会（旧佐々木派）から下平氏、政権構想研究会から武藤氏が立候補した。はじめ政権構想研究会のなかには堀昌雄前政審会長を推す動きもあった。しかし、堀氏が反協会派の一本化を条件とする一方、下平氏の立候補の決意がかたく、自派内の説得をもふり切って立候補したため実現しなかった。このため、政権構想研究会は一一月二〇日の告示後に急遽武藤氏の擁立を決定、選挙は三つどもえの争いとなった。飛鳥田氏が「非武装中立、反独占民主改革という党の主体性を鮮明にする」ことを強調したのにたいし、武藤氏は「党の路線や政策に具体性を持たせ、政権担当能力をつけること」を主張した。また下平氏は「政権担当能力を秘めた活力と魅力ある政党への脱皮」を呼びかけた。投票は一二月二〇日、二一日の両日おこなわれた。有権者の九二・八%、

五万七八六人が投票、二二日に開票がおこなわれた。その結果、飛鳥田候補が三万九三七九票（六八・〇％）と他の二候補をひきはなして当選した。次点は武藤候補で一万四七二一票（二五・四％）、下平候補は三四二五票（五・九％）であった。各候補の府県別の得票数、得票率は後掲の第107表にあるが、飛鳥田氏は武藤、下平両候補の地元である栃木、長野の両県と右派勢力の強い大阪を除くすべての都道府県で二候補をおさえ圧勝した。

書記長人事で紛糾

委員長選で圧勝した飛鳥田氏は、〝自前の執行部〟づくりをめざして、八二年二月の第四六回大会にのぞんだ。政権構想研究会や旧佐々木派、さらには総評、中立労連など労働組合幹部は〝挙党体制〟の名のもとに主要ポストに反主流派が加わることを要求した。焦点となったのは多賀谷氏が衆院選で落選したため交代必至となった書記長人事であった。大会前の下馬評で反主流派の書記長候補にあがっていたのは、政権構想研究会の田辺誠、山口鶴男の両氏、社研の平林剛氏らであった。これにたいし飛鳥田氏らは、書記長ポストは絶対にゆずれないとして新生研究会の馬場昇氏を立て、右派に対し田辺誠副委員長、平林剛政審会長、山口鶴男国対委員長、河上国際局長といった案を非公式に示して妥協点をさぐった。しかし右派は、馬場氏の党務経験のなさ、知名度の低さ、若さなどをあげて抵抗し、非議員の専従中執を除き執行部入りを拒否した。また総評幹部もこの人事に強い不満を表明した。

しかし、大会代議員の多数をおさえ、公選で全党員の七〇％近い支持を得た飛鳥田氏とその支持グループは、これらの抵抗を押し切って馬場書記長を実現した。一方、この大会では、右派が強く主張してきた「道」の見直しが、中執原案どおり承認された。

役員　社会党の現在の役員のうち、飛鳥田委員長は八一年一二月の委員長公選で三選され、他は八二年二月の第四六回大会で選出されたものである。大会選出役員の飛鳥田支持グループ、反飛鳥田派別の氏名はつぎのとおりである。

〈飛鳥田支持〉

▽副委員長　石橋政嗣（勝間田派、新）、田中寿美子（無派閥、現）、▽書記長　馬場昇（新生研究会、新）、▽機関紙局長　山本政弘（社会主義協会、現）、▽企画担当中央執行委員　大塚俊雄（同、現）、▽地方政治局長　志苫裕（旧三月会、新）、▽財務委員長　山崎昇（同、新）、▽選挙対策委員長　角屋堅次郎（勝間田派、新）、▽国会対策委員長　村山喜一（同、新）、▽国際局長　八木昇（同、新）、▽中小企業局長　長谷川正三（同、現）、▽国民運動局長　館林千里（同、現）、▽政審会長　嶋崎譲（新生研究会、新）、▽教宣局長　矢山有作（同、新）、▽総務局長　加藤万吉（同、前労働局長）　▽委員長指名中央執行委員　山花貞夫（無派閥、現）、船橋成幸（同、現）

〈反飛鳥田系〉

▽組織局長　森永栄悦（政権構想研究会、現）、▽労働局長　笠原昭男（旧佐々木派、前総務局長）、▽農漁民局長　山口太郎（同、現）、▽青少年局長　深田肇（同、現）、▽企画担当中央執行委員　曽我祐次（同、現）

〈その他〉

▽国民生活局長　横山泰治（無派閥、現）、▽婦人局長　山下正子（同、現）

▽中央統制委員長　島上善五郎（無派閥、現）

なお、大会で空席のままに残された副委員長二ポストは、八二年四月の第六〇回中央委で、田辺誠（反飛鳥田、政権構想研究会、新）、小柳勇（十日会、新）の両氏が補充された。

党長老のあいつぐ死去　この一年間、社会党の長老の訃報があいついだ。すなわち、八一年七月二七日には元代議士神近市子氏（九三歳）が、同八月一日には元代議士石田宥全氏（八〇歳）、八二年五月二三日には元党副委員長、元衆議院副議長三宅正一氏（八一歳）が、それぞれ死去した。

2　組織・機関紙・財政

党員数　社会党の党員数は一九八一年一一月末現在で六万二三七八人である。これは、同年一二月に実施された委員長公選の過程で発表されたものである。都道府県別の党員数は第107表のとおりである。最大の党員数を有する北海道が五一四八人、以下東京五〇二九人、大阪四四八二人、神奈川三三五二人、新潟三三〇七人、福岡二七七九人となっている。一方、党員数が最も少ないのは福井県で二八四人、ついで滋賀二八九人、このあと三〇〇人台に和歌山、奈良、沖縄、徳島がある。七七年一二月末現在の党員数は四万三九一八人であったから、四年間で一万八四六〇人の増である。このときの府県別党員数は本年鑑一九七九年版四八四ページにある。なお、主要単産別党員数は後掲第108表参照。

機関紙　社会党の中央機関紙『社会新報』は八ページ建、週二回（火、金曜）刊である。定価は八一年一月以来、一部六〇円、一カ月五〇〇円である。発行部数は長いあいだ公表されていないが、八二年一月現在で三二万部前後と推定される。その根拠は、第四六回党大会の「『社会社報』日刊化準備委員会報告」に、「党員数の五倍を超える読者」、あるいは「全読者の八割以上を占めるに至った非党員読者」と記されていることによる。いずれにせよ、第四六回大会時点で、機関紙読者数は過去の最高を記録したこと、八一年度において「党史上第二位の拡大実績をあげ」たことが報告されている。なお「党史上第一位の拡大実績」をあげたのは七三年度で、実部数で七万部、四〇%をこえる実績であった（本年鑑七五年版、四六七ページ）。

定期刊行物　社会党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『社会新報』（週二回刊、八ページ建）
②中央理論誌『月刊社会党』A5　一部五〇〇円（八二年三月まで四〇〇円）
③社会主義理論センター編『現代社会主義研究』（月刊）B5　一部二七〇円
④政策審議会発行『政策資料』（月刊）B5　一部三〇〇円
⑤農漁民局編『農業農民』（月刊）B5　一部三〇〇円
⑥地方政治局編『地方政治』（月刊）A5　一部五〇〇円
⑦中小企業局編『中小企業』（月刊）一部四〇〇円
⑧『社会新報壁新聞』（月二回刊）一カ月五〇〇円
⑨『社会新報写真ニュース』月二回　一カ月二〇〇円
⑩『社会新報点字版』（年四回）一部一五〇円
⑪『国民政治年鑑』（年刊）B5　一部一万四〇〇〇円
⑫『国民自治年鑑』（年刊）B5　一部一万三〇〇〇円
⑬『プレスサービスニュース』一年四万円
⑭『ジャパン・ソーシャリスト・レヴュー』（英文・月刊）一年二万五二〇〇円

第107表　社会党都道府県別党員数および委員長選挙結果

県本部	81.11.30 党員数	投票総数	投票率	内訳（得票率）		
				下平正一	飛鳥田一雄	武藤山治
北海道	5,148	4,877	94.73	61 (1.25)	3,683 (75.52)	1,106 (22.68)
青森	704	635	90.20	24 (3.78)	560 (88.19)	50 (7.87)
岩手	1,425	1,359	95.37	23 (1.69)	1,254 (92.27)	82 (6.03)
秋田	1,145	1,075	93.89	18 (1.67)	901 (83.81)	148 (13.77)
宮城	999	932	93.29	62 (6.65)	654 (70.17)	210 (22.53)
山形	951	892	93.80	116 (13.00)	698 (78.25)	77 (8.63)
福島	1,721	1,562	90.26	247 (15.81)	1,201 (76.89)	56 (3.59)
群馬	1,187	1,144	96.38	9 (0.79)	604 (52.80)	523 (45.72)
茨城	812	783	96.43	20 (2.55)	589 (75.22)	170 (21.71)
栃木	1,443	1,389	96.26	1 (0.07)	195 (14.04)	1,187 (85.46)
埼玉	1,294	1,189	91.89	35 (2.94)	931 (78.30)	217 (18.25)
千葉	1,278	1,164	91.08	115 (9.88)	752 (64.60)	289 (24.83)
神奈川	3,352	3,189	95.14	40 (1.25)	2,690 (84.35)	458 (14.36)
山梨	645	571	88.53	17 (2.98)	359 (62.87)	190 (33.27)
東京	5,029	4,549	90.46	263 (5.78)	3,185 (70.02)	1,080 (23.74)
新潟	3,307	3,172	95.92	169 (5.33)	2,632 (82.98)	358 (11.29)
長野	1,979	1,828	92.37	874 (47.81)	758 (41.47)	192 (10.50)
富山	756	706	93.39	193 (27.34)	425 (60.20)	86 (12.18)
石川	495	461	93.13	11 (2.39)	380 (82.43)	69 (14.97)
福井	284	211	74.39	64 (30.33)	117 (55.45)	29 (13.74)
静岡	1,226	1,071	87.36	32 (2.99)	849 (79.27)	183 (17.09)
愛知	1,222	1,151	94.19	267 (23.20)	459 (39.88)	418 (36.32)
岐阜	686	645	94.02	37 (5.74)	366 (56.74)	242 (37.52)
三重	505	450	89.11	45 (10.00)	308 (68.44)	94 (20.89)
滋賀	289	261	90.31	5 (1.92)	206 (78.93)	48 (18.39)
京都	1,371	1,187	86.56	86 (7.25)	727 (61.25)	367 (30.92)
大阪	4,482	4,327	96.54	53 (1.22)	1,105 (25.54)	3,160 (73.03)
兵庫	1,891	1,767	93.44	20 (1.13)	1,021 (57.78)	720 (40.75)
奈良	329	305	92.71	4 (1.31)	139 (45.57)	158 (51.80)
和歌山	322	307	94.34	6 (1.95)	176 (57.33)	120 (39.09)
鳥取	566	535	94.52	4 (0.75)	408 (76.26)	123 (22.99)
島根	1,173	1,057	90.11	44 (4.16)	625 (59.13)	387 (36.61)
岡山	1,425	1,180	82.81	20 (1.69)	754 (63.90)	384 (32.54)
広島	1,125	1,037	92.18	22 (2.12)	867 (83.61)	147 (14.18)
山口	631	562	89.06	10 (1.78)	377 (67.08)	172 (30.60)
香川	806	742	92.06	15 (2.02)	682 (91.91)	41 (5.53)
愛媛	632	576	91.14	56 (9.72)	411 (71.35)	106 (18.40)
徳島	378	332	87.83	38 (11.45)	202 (60.54)	87 (26.20)
高知	852	807	94.72	56 (6.94)	634 (78.56)	114 (14.13)
福岡	2,779	2,586	93.06	28 (1.08)	2,321 (89.75)	185 (7.15)
佐賀	478	462	96.65	6 (1.30)	430 (93.07)	26 (5.63)
大分	784	741	94.52	10 (1.35)	558 (75.30)	171 (23.08)
宮崎	827	798	95.41	12 (1.52)	688 (87.20)	86 (10.90)
熊本	1,223	1,132	92.56	44 (3.87)	957 (84.54)	119 (10.51)
長崎	693	655	94.52	11 (1.68)	602 (91.91)	40 (6.11)
鹿児島	1,359	1,254	92.27	129 (10.29)	687 (54.78)	432 (34.45)
沖縄	370	270	72.97	3 (1.11)	253 (93.70)	14 (5.19)
計	62,378	57,876	92.78	3,425 (5.92)	39,379 (68.04)	14,721 (25.44)

〔備考〕 1) 投票総数57.876のうち有効票57,525
2) 投票率および得票率の小数点下3桁は四捨五入。
3) 『社会新報』1981年12月25日付による。

財　政

政治資金規正法により社会党が自治省に提出した八一年分の収支報告（その要旨は『官報』号外八二年九月九日付）によれば、社会党の収入総額は五五億八二〇五万九〇八七円であった。ただし、これには前年からの繰り越し七億〇六三二万七一〇八円がふくまれており、これを差し引いた八一年一年間の収入は四八億七五七三万一九七九円で、前年より二億三四〇三万円余の減であった。収入の内訳では機関紙『社会新報』関係が一九億三五二〇万円（三九・七%）で、前年より四億六七〇四万円の増であった。『月刊社会党』が二億一一七六万円（四・三%）、その他の出版物や資料頒布、催物開催などで一億九七八八万円（四・一%）で、以上の「事業による収入」が収入全体の四八・三%を占めている。なお、納入人員は六万三七三九人で、前年より七一八二人の増であった。このように、機関紙と党費で前年より七億三三一六万円もの大幅な収入増でありながら総収入で減となったのは、前年が〝同時選挙〟の年で借入金六億円、寄附金三億〇七一四万円にも達したのにたいし、八一年は大きな選挙がなかったため借入金はなく、寄附金も総評からの一億円を除けば、個人、団体をあわせても三五〇万円余に過ぎなかったためであった。

一方、支出面を見ると、総額は四四億九九〇四万円余で、前年比一一億二二七五万円の大幅減であった。支出の内訳では、例年のように各都道府県本部への交付金などが二一億八四三三万円（四八・六%）ともっとも多く、ついで機関紙誌の発行事業費が一二億〇九二二万円（二六・九%）、人件費四億四七九四万円（一〇・〇%）、組織活動費一億四一五五万円（三・一%）などとなっている。

3　大会・中央委員会

第四六回大会　日本社会党第四六回定期全国大会は八二年二月四日から六日までの三日間、東京・九段会館でひらかれた。この大会でもっとも注目されたのは、書記長をはじめとする執行部人事であった。八一年暮れの委員長公選で対立候補を大差で破って三選された飛鳥田委員長は、初めて「自前」の執行部をつくることをめざし、その要となる書記長に新生研究会の馬場昇氏の起用を押したが、右派はこれに強く反発し、大会の舞台裏では人事折衝がつづけられた。

冒頭あいさつに立った飛鳥田委員長は、まず「自民党と鈴木内閣の反動性、その施策の反国民的性格はますます露骨になっている」と指摘し、「かれらは今年を〝軍拡元年〟にしようとしているが、平和、護憲のわが党は逆に今年こそ〝軍縮元年〟の年としなければならない」と訴え、世界の反核、軍縮運動との連帯を呼びかけた。ついで「革新連合」の問題について、野党や労働界の一部が安保・防衛問題などで、支配層がつくっている「現実」にすり寄る傾向があらわれているのは遺憾であると述べ、名指しは避けながらも公明党などを批判した。そして「革新連合」の構築にあたっては、①政党レベルの組み合わせだけを優先すべきでない、②社会党が軸とならぬ限り強大な革新連合は成り立たない、③現状では、まず党の主

体性を強め、連合への牽引力を強くすることが先決だ――との「確信」を表明し、党の主体強化によって、八三年政治決戦に勝利し、八〇年代の政治転換への道を切り開くことを呼びかけた。

労組代表〝挙党一致〟を要望

長、小方新産別委員長、大内力平民会議代表委員、歌手の新谷のり子氏、落語家の三笑亭笑三氏ら一八人の来賓あいさつがあった。槇枝総評議長はそのなかで、「新聞紙上いろいろとり沙汰されているが、総評は党の人事に介入したり、干渉したりする意思は全くありません」と表明しつつも、「挙党一致の執行体制の確立」を要望した。また岡村中立労連事務局長も、減税実現等の政策、制度要求にたいする社会党の努力を要望すると同時に、八三年政治決戦を前に「道」の見直しに努め、挙党体制をつくり上げるべきことを要望した。

大会経過

来賓あいさつにつづき、朝鮮労働党、朝鮮社会民主党、中日友好協会、ソ連共産党など海外からのメッセージをはじめ、革新首長や民主団体からの祝電が紹介された。ついで議事に入り、多賀谷書記長の一般党務報告、村山財務委員長の八一年度財務委員会報告、会計諸報告、福岡会計監査委員の会計監査報告、島上統制委員長の中央統制委員会報告があり、ひきつづき各報告にたいする質疑討論が一括しておこなわれた。一二人の代議員から質問が出され、執行部の答弁ののち各報告はいずれも異議なく承認された。このあと次の諸議案の提案説明がおこなわれ、第一日の議事を終えた。①一九八二年度運動方針案（多賀谷書記長提案）、②八二年度財政方針及び中央本部一般会計予算（村山財務委員長）、③八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線（多賀谷書記長）、④選挙闘争方針案（宮之原選対委員長）、⑤百万党建設推進委員会報告（下平副委員長）、⑥新報日刊化推進委員会報告（多賀谷書記長）。

第二日は小委員会討議で、「運動方針」「組織・財政・機関紙」「政策」の三つの小委員会に分かれて議案の審議がおこなわれた。

第三日は、前日の三小委員会における質議討論のまとめが各小委員長から報告され、選挙闘争方針で若干の修正をおこなったほかは、各議案ともすべて原案どおり承認されたことがつたえられ、大会はこれを拍手で承認した。このあと、つぎの七決議案が採択された。①八二国民春闘を推進する、②貿易摩擦にともなう農畜産物の輸入拡大反対、③ポーランド問題、④夕張新炭鉱の復旧・再建闘争への支援、⑤新潟県知事選勝利、⑥復帰10周年5・15沖縄闘争の全国化、⑦戦域核の極東配備中止を求める。ついで百万党建設運動に関する表彰があり、党員の倍加を達成した栃木、群馬、鳥取の三県、および五割増を達成した鹿児島、新潟、滋賀、山口の四県本部が表彰された。次は機関紙表彰で、機関紙拡大等に成果をあげた分局、総局および通信活動で実績のあった通信員が表彰された。以上で大会は人事案件を除くすべての議事を終え、正午をもって休憩に入った。当初は午後二時に役員立候補の届出を締め切ることにしていたが、馬場書記長の実現を阻止しようとした右派が国会議員の中調整がつかず、飛鳥田支持グループが空いたポストを埋めるかたちで執行部を構成し、全ポストに対立候補がないため投票を省略し、執就任を見送るというかたちで抵抗したため、受付時間を午後四時まで、さらに五時まで延長して折衝がつづけられた。しかし結局、

大会は拍手をもってこれを信任した。最後に大会宣言、大会スローガンが採択され、新旧役員のあいさつをもって大会は終了した。

主要な大会論議　党務報告にたいする質疑や運動方針小委員会における討議で主として問題になったのは、①「八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線」（いわゆる「道」見直し）のとりあつかい、②社公合意に関連し、公明党にたいする対応、③労働戦線統一問題、④参議院選全国区に拘束名簿式比例代表制導入にたいする賛否、⑤党大会の代議員の選出方法、などであった。なお、大会論議の詳細は『日本社会党第46回定期全国大会速記録』（あたご速記・印刷発行）または『月刊社会党』八二年四月臨時増刊号参照。

「道」見直し問題　前回の大会では、理論センターの「中間報告」として提出された「八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線」が、今大会では修正のうえ中央執行委員会原案として提案された。この「中執原案」に対し左派系の代議員は、①討議が十分になされていない、②多数提出された下部からの意見書の趣旨が原案作成にくみ上げられていない、③内容上でも国家の階級的性格があいまいにされている、などの批判的見解を述べ、原案の廃棄や書き直し、凍結を要求し、この大会での決定に反対した。一方、右派系代議員は、原案に賛成の立場から、「日本における社会主義への道」の廃棄を明確にすることを要求した。発言者の数からいえば原案にたいする反対論がもっとも多く、この大会での決定に反対する「慎重論」までふくめれば二〇人余の発言者の四分の三を占めていた。そして、福岡県本部からは、この議案を継続審議とする動議が、また香川県本部からは、国家の階級性や社会主義対資本主義の基本矛盾の確認、さらにこの議案では運動論等が不十分であるので、今後随時補強するといった趣旨の附帯議案が提出された（決議案の全文は『旬刊社会通信』八二年三月一日号にある）。しかし執行部とのあいだで協議の結果、質疑応答を通じて問題点を明らかにすることになり、動議はとりさげられた。そして、多賀谷書記長は、福岡県本部の竹村委員の質問に答えるかたちで、連合政権構想について、一つ、連合政権は一般的規定であって、とくに社公合意をベースにしたものでない。二つ目として、潜在的成長能力については合理化肯定論ではない。第三、「社会主義の構想」については十分な下部討議を保証するとともに、その作業を経た段階で本案を調整する必要があるときは、これをおこなうことを否定するものではない。重要方針にたいする全党員の一票投票制については現行規約にはない。したがって、設置予定の機構改革検討委員会で検討したいとの執行部見解を表明した。さらに香川県の三野代議員の質問にはつぎのようにほぼ附帯決議の趣旨にそった答弁をおこなった。

①現代資本主義といえども資本主義である以上、企業は利潤原理に基づいて活動しており、労働力は商品化され搾取がおこなわれている階級社会である。本案は国家の階級制を否定するものではない。

②国際情勢の分析に当たって多極化の立場をとっているが、これは資本主義の陣営においても社会主義の陣営においても、主導的、中心的国家が一つでないことを分析しているのであって、社会主義対資本主義という二つの社会体制に存在する基本的矛盾を否定するものではない。また、現在は歴史的に見れば資本主義から社会主義への移行の時代であり、それは同時に社会主義対資本主義の基本矛盾の

であることを明らかにしている。

③本案が決定された暁には、執行部はこれをもとに組織論、政策論、運動論の具体化に努力する。そのための討論を保証しつつ八三年政治決戦をたたかいぬき、その成果を踏まえさらに発展させる。

〔労働戦線統一問題〕　この問題では社青同の代議員から、①統一推進会の基本構想や議事録の内容にふくまれている危険性や問題点について党としての考えを明らかにする必要がある、②運動方針で「官民の全的統一への展望を明らかにし、積極的に推進していくことを期待し、側面的に協力する」としているが不十分である。総評の「補強五項目提案」にふれずに期待、協力では問題である、との意見が出された。また新潟県の代議員は、労戦統一を主導しているのはJCであり同盟である。かつては左派の拠点であった鉄鋼の中小労組で社会党系の活動家が首を切られ、組合が右傾化するという事態が発生し、これに抗してたたかっている。統一準備会を評価するというのでは、こうしたJC、同盟路線を支持することになる、と発言した。これにたいし加藤労働局長は、①社会党は労働運動にたいし指導する態度はとらない。したがって、統一推進会にたいしても、できる限りの共闘、お互いの自主性を尊重するという立場をとる、②一般論としては労戦統一は門戸をすべて開放すべきである。党としては官公労働者と民間労働者の接点をつくることに力を入れる。中央労対で民間と官公の部会をつくったが、これをブリッジにする、あるいは党の影響力のある組合を通じて準備会の課題にするなどを考えてもらいたい、③民間産業では党の影響力は弱い。これを強化することが重要である、などと答弁した。

公選法改正方針で修正

運動方針小委で審議された選挙闘争方針で問題となったのは参議院選の全国区制改革にたいする賛否であった。執行部原案では「国会で審議中の全国区制度を抜本的に改める公職選挙法改正案（拘束名簿式比例代表制の導入）については、基本的に賛成の立場に立って対応する」となっていた。これにたいし代議員のあいだからは強い批判の声があがり、①今回の改正案は小選挙区制導入の布石である、②自民党案は自党の議席増をねらったもので、社会党に議席増の展望はない、③無所属の立候補を締め出すなど違憲の疑いがある、④この案が通れば各党は地方区に必ず立候補させる。それでは地方の一人区で社会党は議席をとれない、⑤すべての野党が反対しているのに賛成では、これからの野党共闘はできない、⑥党内論議が不足している、などの理由をあげて反対した。これにたいし宮之原選対委員長は、①自民党案そのものに賛成ではない、拘束名簿式比例代表制という基調に賛成なのだ、②金がかかる選挙が問題なら完全横割りにすればよいという意見だが、縦割りは少ないとしてもやはり金はかかる、③地方区へのはね返りも検討した。厳しくなるところもあるが、乱立のほうがプラスの県もある、などと答弁した。そして最終的には、さきに引用した部分を、つぎのように修正した。「国会で審議中の全国区制度を抜本的に改める公職選挙法改正案（拘束名簿式比例代表制の導入）に対するこれまでの対応の経過はこれを了承する。わが党は、速やかに公職選挙法に対するわが党案を作成し、下部討議に付した上で、四月を目途に中央委員会を開き決定する。」

第六〇回中央委　日本社会党第六〇回中央委員会は八二年四月一二日、東京・平河町の都市センターでひらかれ

た。この中央委員会は二月の党大会で決定を延期した参議院選全国区制改革問題にたいする社会党案を決定すること、また右派のボイコットで欠員となっていた二つの副委員長ポストを埋めることが主たる課題であった。飛鳥田委員長は冒頭のあいさつで、八三年政治決戦にむけて挙党の必勝態勢確立のため、機構改革の検討をふくむ大胆な党改革を、機関の民主的手続きに従って推進したいと述べるとともに、参議院選全国区制改革問題については「拘束名簿式比例代表制の採用は、政党政治における民主的かつ合理的な方式として、わが党が従来から一貫して主張してきた」ものだと指摘し、「参議院全国区選挙という最も不合理で莫大なカネのかかる部分について抜本的是正を行ない、公職選挙制度民主化の突破口を切りひらきたい」のが本意であるとして、中執案への支持を訴えた。

このあと馬場書記長が、「書記長党務報告」として一兆円減税要求闘争、反核・軍縮・平和運動、党建設など、党大会後二カ月間の主な闘争について報告し、また当面の運動課題についての提起をおこなった。この党務報告にたいする討論では、八三年政治決戦の必勝態勢づくりについて論議が集中、とくに首長選のたたかいについては、①京都知事選のような「見送り」は最悪の選択だ。反自民の勢力を結集して共闘態勢をつくっていくべきで、自民・中道連合にたいしては、共産党とも大胆に共闘していくべきだ。党中央はもっと指導性を発揮せよ、②知事選候補者を党独自で擁立する場合、国会議員クラスでないとだめだ。党中央は「原則として国会議員は首長選に出さない」という方針だが、弾力的に対応してほしい——などの意見が相次いだ。

これにたいし馬場書記長は、党中央の指導性、とりくみの不十分さを認め、第二の革新自治体高揚期をめざして今後は党中央が指導性を発揮していく意向を示し、国会議員の知事選出馬については「原則として出さないということだが、絶対出さないということではない。真剣に努力する」と前向きにとりくむ姿勢を示した。また挙党態勢づくりに関連して、機構改革について、角屋選対委員長から「十分検討する」と答えた。

このあと問題の参院選全国区制改革について、角屋選対委員長からつぎのような提案があった。「基本的態度」として、①参議院全国区制改正案を党中央執行委員会の提案通り党案として採択する、②今次国会に党案にもとづく「公職選挙法改正案」を提出し、その実現をはかる。また、新制度実施の場合の対応措置としては、①党中央本部に名簿登載候補者選定委員会を設置する。その構成は党中央執行委員会で決定する、②選定委員会は公正な立場から総合的に検討して名簿登載候補者およびその順位を決め、党の機関の承認を受ける、③八三年選挙の場合は、現に全国区一〇名の候補者の決定を進めてきた経過を尊重し、過渡的措置をとる——などの方針を説明した。

これにたいする討議では、制度改革の必要性については一致したが、①反核・軍縮・平和運動をすすめているときに、他の野党を敵に回し自民党と手を組んで成立をはかるのはどうか、②日弁連や婦人団体などが憲法違反の疑いがあるとして反対している。違憲の疑いをもたれ、それを弁解して回るような選挙はゴメンこうむりたい、③議員立法は与野党が一致しないと成立させないことにしており、議員立法を無理押しするのは問題がある、④名簿登載候補者の選定方法などがはっきりしない——などの意見が多く出された。

このため執行部は中執委をひらいて対応を協議したうえで、「基本的態度」の第二項を、「……を提出し、その実現に当たっては中央委員会の意見を踏まえ慎重に行なうこととする」と一部修正することを提案。その際に馬場書記長は「この法案の国会の取扱いは、衆・参の国対の合意を得て行なうのは当然である」との見解を表明しようやく満場一致で承認された。

中央委員会はまた、副委員長の補充として小柳勇参議院議員、田辺誠衆議院議員の二人を選任することを中執委の提案どおり承認した。このほか、馬場書記長を委員長とする「十億円カンパ推進委員会」の設置を決めるとともに、①八二国民春闘推進、②香川県知事選勝利、の二つの決議を採択した。

4 政策・方針

八二年度運動方針

日本社会党第四六回大会で決定された一九八二年度運動方針は、その副題「反核・平和・改憲阻止、反鈴木行革、減税・福祉・人間復権の運動をすすめ、八三年政治決戦の勝利をめざそう」が示すように、反核平和の運動を一年間の最重点課題とするものであった。運動方針はこの立場から政府・自民党の防衛力増強路線をはげしく非難しただけでなく、連合政権構想で合意している公明党にたいしても、「公明党は、現実路線と称して〝日米安保条約の存続〟や〝合憲とする自衛隊構想〟を大会で決定しました。これは、自民党の軍事増強に手をかし、さらに自民党の企図する明文改憲に利用されるおそれがあります」と、公然と批判していた。ただし、その一方では「わが党は、公明党が立党の精神である憲法三原理のもとに、危険な軍事大国化への道を阻止するため、こんごとも幅広い戦線を組んでいくことを期待」していた。また、民社党にたいしては「保守・中道政権をめざし、最近、防衛・行革問題で野党の立場を忘れ自民党に同調している」と攻撃し、一方、共産党にたいしては「統一労組懇などの活動を通じて労働運動における分裂行動を強め、革新勢力の団結を乱して」いるとして、これに反省を求めていた。

「たたかいの目標」ではつぎの四つの柱を提起していた。①反核・平和運動を展開し、アジア・太平洋非核地帯創設をめざし、日本の政治反動・軍事大国化・改憲の動きを阻止する、②減税と福祉拡充を柱に、地域生活闘争を推進し、財界主導の行革と対決して、国民のための行革をめざす、③金権・腐敗政治を一掃し、教育・文化を振興し、人間復権と民主主義の確立をめざす、④八三年政治決戦勝利をめざし、今日から全力をあげて運動にとりくもう。②の生活闘争のうち、労働運動に関する部分はつぎのとおりである。なお、運動方針の全文は『月刊社会党』八二年四月臨時増刊号にある。

【日本社会党一九八二年度運動方針（抜粋）】

4、八二春闘を闘いぬき、広範な労組との協力関係の強化

八二年春闘では、労働者の統一行動、共同闘争を背景に賃金抑制政策を打ち破り、実質生活の向上をかちとり、不況の克服をはかります。また、一兆円減税、総合雇用政策、地域最賃、時短、週休二日制、スト権など労働者要求の実現にとりくみます。とくに未組織・中小零細企業労働者、急増するパート、婦人労働者など不安定雇用労働者の雇用安定などの闘いをすすめ、未組織労働者の組織化をはかります。

昨年十二月発足した統一準備会は、民間労働者の今日的な要求の実現をめざすものとして評価するとともに、官・民の全的統一への展望を明らかにし、積極的に推進していくことを強く期待し、側面的に協力します。

党は、中央・地方における労働者の共通の政策・制度要求の共同行動に積極的に協力し、さらに新たに形成される労働戦線統一が、全労働者が結集し、政府・資本と対決する力を強化することを期待しつつ、広範な労働組合との協力関係の緊密化をはかり、労働者要求の実現や権利の確立をめざす闘いなど日常的な活動を強化し、党と労働組合との支持協力関係を再構築し、中小未組織労働者に党の影響力を拡大して他党との競合にうちかつ党の強大な基盤を構築しなければなりません。

八〇年代の政治路線

いわゆる「『道』見直し」に関連して、第四六回大会は「八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線」と題する方針書を採択した。この方針書は、「綱領および綱領的文書で定めた政治路線とその運動を継承しつつ、それらをより現実的に新たに発展させた八〇年代の政治路線」（同方針書冒頭の文書作成にいたる〈経過〉）と位置づけられている。内容的には第四五回大会（八〇年一二月）で承認された社会主義理論委員会の中間報告（本年鑑八二年版四二四～四二五、四二九～四三〇、四三四～四三五ページ参照）を土台としてまとめられたものであった。同方針書の構成はつぎのとおりである。全文は『月刊社会党』八二年一月号に収録されている。なお、「主要な大会論議」の項参照。

〈経過〉

一、国際情勢　①はじめに　②戦後体制の崩壊と国際関係の新しい組織化　(i)先進資本主義における戦後体制の崩壊と新しい組織化　(ii)いわゆる第三世界における多極化と新しい組織化　(iii)社会主義体制内の対立の激化と社会主義の多様性　(iv)多極化傾向と集団安保体制の再編　③日米安保体制と対外路線の展開　④平和の積極的創出と安全保障

二、国内情勢　①現代資本主義の特徴と国民意識の変化　(i)政治的条件について　(ii)経済的条件について　(iii)国際的条件について　(iv)階級階層の分析　②参加・介入の大衆運動と改革戦略　③民主主義の徹底と社会主義運動　④連合政権の樹立をめざして

〈結び〉　社会党の任務と課題　①反転攻勢をどこから切り開くか　②創造的運動を担いうる党の建設

5　労働組合との関係

単産別社会党員数

周知のように、社会党員の圧倒的多数は労働組合員である。『朝日新聞』八一年一一月二八日付が「ある内部資料による」として報じたところでは、社会党員五万八五〇〇人のうち、四万九〇〇〇人（八四%）は労働組合員であるという。次ページの第108表は『改革者』八二年七月号に紹介された「出身別社会党員数表」である。前掲の『朝日』の記事が報じている主要単産別党員数と一致するので、これが「ある内部資料」そのものであろう。

社会党・総評第一回協力委

八二年四月七日、社会党と総評のあいだで設けられた協力委員会の初会合が東京都内のホテルでひらかれた。社会党側からは飛鳥田委員長、石橋副委員長、馬場書記長ら、総評側からは槇枝議長、富塚事務局長ら二四人が出席した。この委員会は、二月の党大会での書記長人事をめぐって対立、不一致が目立った両者の関係を修復するた

第108表　出身別社会党員数

出身組織		党員数	党員数
			組合員(千名)
官公労	全農林	1,285	30.31
	全林野	1,225	25.75
	全専売	525	16.06
	国労	5,516	22.04
	動労	1,223	27.00
	都市交	3,365	65.50
	電通	5,161	15.50
	全逓	6,735	35.74
	国公	131	1.44
	全駐労	93	6.80
	政労協	122	6.38
	自治労	7,602	6.06
	全水道	616	15.99
	教組	2,645	3.93
	小計	36.244	
民間労		12,767	
自営	漁業	68	
	農林業	2,821	
	小売	491	
	卸製造	234	
	その他	1,231	
	小計	4,845	
無職		2,068	
その他		2,531	
計		58,455	

〔備考〕　1981年6月現在。

めにひらかれたものであった。話し合いの結果、両者は〝挙党態勢〟確立など、つぎの五点で合意した。①八三年政治決戦勝利のため、党機構改革を通じて挙党態勢を確立する。そのため中央委員会後、機構改革検討委員会を発足させ、可及的すみやかに成案をえる。②当面、各種委員会構成などを通じて党の指導体制を強化し、春闘、減税、行革、反核、反戦・平和の運動をすすめる。③現在すすめている民間先行による労戦統一の方針を支持し、協力する。④八三年政治決戦前に、「道」の再検討の作業をすすめる。また社公政権合意は大会決定に従い従来の方針を堅持する。⑤参院選挙については、早急に候補者を確定し、両者は協力して具体的選挙対策をすすめる。

社会党を支持し強める会

八一年三月に発足した「社会党を支持し強める会」は、総評、中立労連、新産別の労働三団体が、自主的な立場から社会党の百万党建設運動を側面から支援し、協力する団体として構想されたものであった。この会の目的は、従来、主として単産党員協によってすすめられてきた入党運動に加え、「強める会」としての「会員」を大量に獲得（当面の目標一〇万人）し、これを基盤に党員化をはかること、同時に選挙など党の活動を支援することである。百万党建設の入党運動が県本部を軸にした地域的、横割りの運動であるのにたいし、「強める会」の登録運動は単産を軸にした縦割りの運動である、と位置づけられている。

八二年五月二四日「強める会」は第二回総会を東京・芝公園のパークホテルでひらき、二五単産・団体の六四人が参加した。この会合は、当初、三月六日に創立一周年総会としてひらかれる予定であったが、二月の社会党大会での人事に労働組合側が強い不満を示

し、延期されていたものであった。その後「強める会」と社会党とのあいだで挙党態勢の確立について話し合いをすすめることなどで合意が成立し、総会開催にいたったものであった。総会は、①八三年政治決戦に向けた重点政策をふくむ「当面の方針と行動」を決めた。重点政策は、①反核兵器、軍縮、護憲運動の推進、②経済の質的転換による低成長の克服、③高齢化社会への体系的政策の確立、④労働諸条件のミニマムの確立、⑤労働者自主金融（銀行）づくりと福祉対策の強化、⑥参加と分権の推進――の六項目であった。単に〝反核〟でなく〝反核兵器〟としたのは、中立労連の主張をとりいれたものといわれる。また、社会党の機構改革については、①政策形成能力を高める、②政策と組織・運動の二つの分野で一元的指導ができる態勢を確立する、③読まれる『社会新報』づくり、などを提言していた。

6　国際活動など

国際活動の概況

日本社会党の国際活動は、社会主義諸国の共産党、労働者党との交流と資本主義諸国では社会主義インター加盟の社会民主主義政党との交流が中心である。代表団の派遣、招待の数でいえば、社会主義国とのあいだの交流が頻繁である。とりわけ、ソ連共産党、朝鮮労働党との交流はさかんである。しかし、飛鳥田委員長になってからは社会主義インター加盟の諸党、とりわけフランス社会党との交流につとめている。この一年間で、社会党がもっとも力を入れたのは飛鳥田委員長を団長とする訪欧代表団の派遣であり、反核・東京国際会議の開催であった。また八一年七月には、社会主義理論センター西欧調査団（団長・勝間田センター所長、団員・嶋崎同事務局長ら）をフランス、西ドイツ、イギリス、スペイン、イタリアに派遣し、ミッテラン仏大統領、ブラント独社民党党首、ゴンザレス・スペイン社会労働党第一書記、カリリヨ・スペイン共産党書記長、ベルリングェル・イタリア共産党書記長らと会見している。

飛鳥田訪欧

八二年三月二二日から四月四日まで、飛鳥田委員長を団長とする日本社会党訪欧代表団の一行六人は、フランス、スウェーデン、イギリス、西ドイツの四カ国を訪問し、社会主義インター加盟の各国の社会主義党の幹部と会談した。この訪欧は、日本社会党が五月にひらいた「反核東京国際会議」（別項参照）の準備活動の一環としておこなわれたものであった。各党との会談で、日本社会党側は、核軍縮の具体的プロセスとして、①非核武装地帯の設置、②一方的軍縮への決断などを提案したが、「各国のおかれた複雑な事情のために、直ちに完全な合意には達しなかった」。このほかでは、日欧経済摩擦をはじめとする国際経済問題が主な話題であった。各党との会談のほか、四月一日、二日には西ドイツのボンでひらかれた社会主義インター幹部会に飛鳥田委員長が副議長の一人として出席し、演説した。一行の主な日程はつぎのとおり。会談内容等の詳細は『月刊社会党』八二年六月号参照。

○三月二三日　ミッテラン仏大統領と会談、○二四日　フランス社会党のウンチゼル国際担当執行委員らと会談、○二五日　スウェーデン社民党のヘルストロス執行委員らと会談、○二九日　イギリ

ス労働党のレスター国際委員長らと会談、〇三〇日　イギリス労働党のフット党首と会談、〇三一日　西ドイツのコルティエ外務担当国務大臣と会談、〇四月一日　ブラント西独社民党党首・社会主義インター議長と会談。

ソ連共産党との交流　社会党の国際交流で目立つのはソ連共産党とのあいだでの代表団の相互派遣である。

一九八一年中には、党全体を代表する代表団の交流はなかったが、中央レベルでは、八一年八月から九月にかけて社会党ソ連友好訪問代表団（団長・長谷川正三代議士）、一一月に第一三次訪ソ活動家代表団（団長・八木昇代議士）、一二月に日ソ特別委員会代表団（団長・岡田利春代議士）が訪ソし、一方、ソ連共産党からは八一年六月理論活動家代表団が理論センターの招待で、一二月にはソ連共産党活動家代表団が社会党中執委の招待で来日した。また府県本部レベルでの訪ソ、来日はつぎのとおりである。①八一年四月　ソ連共産党カリーニン州委員会代表団、千葉県本部の招待で来日、②六月　京都府本部代表団、キエフ州委員会の招待で訪ソ、③七月　岩手県本部代表団、リヤガン州委員会の招待で訪ソ、④七月　モスクワ州委員会代表団、東京都本部の招待で来日、⑤九月　神奈川県本部代表団、オデッサ州委員会の招待で訪ソ、⑥レニングラード州委員会代表団、大阪府本部の招待で来日、⑦一二月　ボルゴグラード州委員会代表団、広島県本部の招待で来日。

海外への代表派遣　このほか社会党が八一年中に海外に派遣した代表あるいは代表団はつぎのとおりである。

①二月　オーストラリア・シドニー・アジア太平洋地域会議」に河上国際局長ら出席、②三月　第六次訪朝代表団（団長・飛鳥田委員長）、③四月　ブルガリア友好訪問代表団（後藤茂議員）、⑦九月　朝鮮問題対策特別委員会代表団（団長・大原亨）訪朝、⑧九月　河上国際局長、社会主義インター幹事会（パリ）、イギリス労働党八〇回大会に出席、⑨社会主義インターナショナル軍縮委アメリカ訪問団に横路孝弘代議士参加。

ソ連共産党に返書　八一年八月二七日、社会党中執委は、五月二二日にソ連共産党中央委員会から送られた書簡にたいする返書を決め、同日、河上国際局長が駐日ソ連大使に手交した。ソ連の書簡は八一年二月のソ連共産党第二六回大会でブレジネフ書記長が提起した国際問題に関する内容を、あらためて書簡のかたちで世界の共産党、社会民主主義政党に送り、平和とデタントに関する共同行動を呼びかけたものであった。社会党の返書は「最近の米ソ両国を中心とする軍備拡大競争が人類破滅につながりかねないとの危機感に立って、改めて非武装・非同盟・積極中立の重要性を強調するとともに、アフガニスタン、ポーランド問題などが緊張激化の原因になっていることを指摘し、ソ連の勇断を求め」ていた（詳細は『社会新報』八一年九月一日付参照）。

反核・軍縮東京国際会議　八二年五月一四日、一五日の両日、日本社会党の主催による「反核・軍縮――非核地帯設置のための東京国際会議」が、東京・内幸町の日本プレスセンターでひらかれた。会議には海外一六カ国の一三政党、

四団体の二四人の代表のほか、日本からは槇枝総評議長、富塚総評事務局長、森滝原水禁代表委員の三人が代表として、また岡村中立労連事務局長、小方新産別委員長ら一七人がゲストとして出席し、発言した。外国代表はフランス社会党、ドイツ社会民主党、イギリス労働党などの西欧および大洋州の社会民主主義政党から、ソ連、東ドイツ、朝鮮など社会主義国の代表、アメリカの市民団体代表など、多様な構成であった。

はじめに主催者を代表して飛鳥田委員長が基調報告をおこない、核軍縮がもっとも緊急な課題であることを強調し、各国の地理的歴史的事情や政治経済社会状況の相違から、核軍縮をめざす具体的方法論ではただちに一致しえない点はあるが、現状を一歩でも改善するための方策を討議し、一致点を広げたい、と会議の趣旨を説明した。ついで、問題提起として、①核軍縮促進のための具体的方策、②軍縮のための話し合い、共同作業の推進、③軍事費の削減と発展途上国への強化について――の三点についていくつかの提案をおこなった。第一の核軍縮促進の具体策としては、①非核武装地帯の全世界的拡大、②核不使用協定の締結、③核兵器の先制不使用宣言、④核実験の全面禁止、⑤戦域核兵器の廃棄、⑥中性子爆弾、生物化学兵器の製造禁止の六項目を提唱した。会議はこのあと、各国代表およびゲストの発言、討論とつづき、最後に「人類はかつて経験したことのない生存の危機に脅かされている。核戦争の脅威を除去し、軍縮を促進するため、あらゆる努力をすることを決意する」として、意見が一致した①核兵器削減に関する米ソ間協定締結促進、②南太平洋非核地帯など非核武装地帯の設置、③核兵器の先制不使用宣言、④国連軍縮委の交渉締結、⑤植民地主義反対、⑥放射性廃棄物の海洋投棄禁止、などをふくむ「東京宣言」を発して、一五日夕閉幕した。なお、『月刊社会党』八二年七月号は、この会議に関する特集号である。

都本部分裂問題　八一年一〇月三日、社会党東京都本部は都議選での敗北を総括することなどを主題とする定期大会をひらいた。ところが、この席上で社会主義協会派の代議員から提出された「党務報告承認に当っての付帯決議」が可決されたことをきっかけに、都本部は分裂した。「付帯決議」の内容は、集団入党した全電通関係の新入党員の党費が規定に反して割り引きされたことを批判し、差額の支払いを求めたものであった。これにたいし、全電通出身の大木正吾委員長ら都本部執行部の多数派は「事実上の不信任だ」として退席し、これを支持する反協会派代議員は二日目の大会をボイコットするとともに「都本部再建をめざす代議員会議」をひらき臨時執行部を選出し、社会党東京都本部は完全に分裂した。事態を重視した党中央は、多賀谷書記長を責任者に都本部所属の国会議員、専従中執による「東京都本部問題対策委員会」を設け、双方から事情を聴取したうえで、まず自主的統一を勧告した。さらに一一月二一日には、中央としての調停案を示し、曲折のすえ、両派ともこれを受諾し、八二年一月三一日、統一大会をひらいて、四カ月ぶりに分裂状態に終止符を打った。調停案の主な内容は、①分裂の契機となった「付帯決議」はとりさげる、②「明るい革新都政をつくる会」は解散するなどで、社会主義協会派に大きな譲歩を求めるものであった。

4 公明党

1 概況

竹入・矢野体制の一五年

一九六七年一月、公明党が衆議院に初進出してから一五年が経過した。竹入委員長、矢野書記長が池田創価学会会長の指名によって就任したのも、この〝黒い霧〟選挙の時であったから、竹入・矢野体制も一五年間継続したわけである。この一五年間に六回の総選挙があったが、公明党の当選者数は二、四七、二九、五五、五七、三三と二回の浮き沈みを見せているにすぎない。七二年暮れにおきた最初の後退は、明らかに〝言論妨害問題〟と〝政教分離〟の影響によるものであった。その打撃から立ち直るために公明党がとったのは、「革新」色の強調で、七三年一月の一〇中委では日米安保条約の即時廃棄まで打ち出したのである。しかし、道を修正し、右寄り傾向を強めていった。その一つの契機は、七八年の第一五回大会における竹入委員長あいさつで、安保・防衛問題を中心に政策の「現実化」を提唱したのである。この段階ではまだ党の運動方針や政策では、「外交交渉による合意をふまえた廃棄」の方針であり、自衛隊についても「違憲の疑い」があるとして「国土警備隊への改組」を要求していた。その後、七九年暮れの民社党との「中道連合政権」構想では安保条約の「当面存続」、自衛隊の「差し当り保持」で合意するなど、路線の手直しは進んだ。八〇年の〝同時選挙〟の敗北後、この「現実主義」志向はいっそう強まり、八一年暮れの第一九回大会では安保条約の存続、自衛隊の容認を公式に党の政策として決定したのである。

他党との関係

他党との共闘、連合についての公明党の方針は、公式には、これまでどおり「大枠としての社、公、民三党に新自由クと社民連を加えたもの」とされている。しかし、公明党が安保・防衛政策で「現実主義路線」を強調し、対米、対韓政策でも「西側の一員」としての立場をとって政権参加への意欲を見せたのにたいし、社会党側では非武装中立、党の主体性堅持を強調する飛鳥田委員長が「社公連合」推進派をおさえて三選されたことにより、両党関係は冷却、対立しつつある。公明党内では「社公合意」廃棄の声もあがっているが、執行部は、「社会党内や労働界にいる社公路線推進派がもうダメだといわない限り、われわれの方から社公合意を破棄するようなことはしない。連合再構築に努力はするが、政策面では妥協しない」との態度をとっている。社公両党は、単に安保・防衛政策で不一致であるだけでなく、当面の政局の焦点である行政改革でも、公明党は推進、社会党は反対と大きくくいちがっている。また、参議院選全国区制改革問題でも両党の利害関係は対立し、社会党は改革推進、公明党は絶対反対を打ち出している。これにたいし、中道三党、とくに民社党とは国会の内外

で共闘関係にあり、党首会談や合同国会対策会議などをしばしばひらいて提携を強化している。政策面でも、民社党とは安保・防衛問題でのへだたりがなくなったうえに、竹入委員長の初訪韓など外交政策でも両党は接近した。しかし、民社党の提唱による中道四党の院内統一会派結成のくわだてが、新自由クラブの反対で成立しなかったことに見られるように、他党の公明党アレルギー、創価学会を基盤とする宗教政党にたいする不安、不信感は根強いものがある。

役　員　公明党の本部役員の任期は二年である。現在の役員は八〇年一二月の第一八回大会および大会直後の中央執行委員会で選出されたものである。

▽中央執行委員長　竹入義勝、▽中央執行副委員長　二宮文造、浅井美幸、多田省吾、▽書記長　矢野絢也、▽副書記長　石田幸四郎、鈴木一弘、田代富士男、▽議会局長　鈴木一弘、▽総務局長　長田武士、▽組織局長　田代富士男、▽議会局長　鈴木一弘、▽宣伝局長　矢追秀彦、▽広報局長　坂井弘一、▽機関紙局長　市川雄一、▽青年局長　大久保直彦、▽婦人局長＊柏原ヤス、▽国際局長　黒柳明、▽労働局長　石田幸四郎(新)、▽文化局長　多田省吾、▽教育局長　浅井美幸、▽中小企業局長＊北側義一(新)、▽農林水産局長＊藤原房雄(新)、▽国民生活局長＊渡部通子、▽政策審議会長　正木良明、▽財務委員長　一二宮文造(新)、▽国会対策委員長　大久保直彦、▽選挙対策委員長　大野潔、▽選挙対策事務局長　大川清幸、▽国民運動本部長　渡部一郎(新)、▽公害対策本部長＊小平芳平▽中央執行委員　伏木和雄、三木忠雄、藤井富雄、藤原行正、笠間肇、二見伸明、土師進(新)(以上＊をのぞき中央執行委員)

▽中央統制委員長　白木義一郎、▽中央統制副委員長　竜年光、▽中央統制委員　星野義雄、宮崎正義、山田太郎(新)、▽会計監査委員　沖本泰幸、渋谷邦彦(新)、松尾正吉

2　組織・機関紙・財政

党　員　数　公明党が自治省に提出した八一年中の収支報告書(『官報』号外八二年九月九日付)によれば、八一年の同党の「党費・会費」の納入人員は一六万六九九七人である。これは、前年の報告書の納入人員とまったく同一である。前々年の七九年が一六万六九七八人、七八年は一六万五九七九人であったから、この四年間、党員数の変動はほとんどないといってよい。なお、七七年は一四万二〇二二人であった。

議　員　数　第四〇中委での党務報告(『公明新聞』八二年三月二五日付)によれば、八一年一月三一日現在の公明党の各級議員数はつぎのとおりである。

衆参両院議員	六一人	(うち国民会議二)
都道府県議会議員	一九六人	(うち推薦二)
政令指定都市議会議員	一二三人	
東京特別区議会議員	一七〇人	
一般市議会議員	一、六二九人	(うち推薦五)
町村議会議員	一、二四〇人	(うち推薦六三)
計	三、四一九人	

定期刊行物　公明党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『公明新聞』(日刊、八ページ)一部五〇円、一カ月一二〇〇円
②『公明新聞日曜版』(週刊、八ページ)一部五〇円、月二〇〇円
③政治理論誌『公明』(月刊)一部三〇〇円

④『公明グラフ』（月刊）一部一二〇円
⑤『公明月報』（月刊）一部一五〇円
⑥『公明新聞縮刷版』（月刊）
⑦『点字こうめい』（年二回刊）一部二五〇円

『公明新聞』創刊二〇周年

八二年四月二日公明党の中央機関紙『公明新聞』は創刊二〇周年を迎えた。一九六二年四月二日、月二回刊二ページ建でスタートした同紙は、同年一〇月から週刊、六四年八月には週三回刊、さらに六五年六月からは日刊となったのであった。六九年一〇月には本紙とは別に日曜版も発行している。現在は本紙、日曜版とも八ページ建で、発行部数は本紙は八〇万部、日曜版は一四〇万部に達している（『公明新聞』八二年四月二日付）。なお、八一年四月現在の発行部数も本紙八〇万部、日曜版一四〇万部であったから、この一年間で部数の増減はまったくないわけである。

財　政

公明党の八一年の収入総額は一〇九億八九六三万一五九九円、このうち前年からの繰り越し二〇億九七一八万円弱を差し引いた八一年中の収入は八八億九二四五万二七三〇円であった。これは前年比五億〇四六六万円弱、六・〇%の増であった。収入の内訳では『公明新聞』日刊紙が五三億六六〇三万円（六〇・三%）で前年比五億四五八〇万円の増、同日曜版が一一億三三二〇万円（一二・七%）で前年比七九九七万円の増、『公明月報』三億八一九八万円（四・三%）で六一一二万円の増、『公明グラフ』三億一七一〇万円（三・六%）で一億二七八七万円の減、『公明』八四二四万円（〇・九%）で一五九七万円の増などとなっている。機関紙誌、書籍、パンフレットの発行等にかんする収入だけで七四億五七八〇万円と総収入の八三・九%を占めている。あとは党費が一三億三一四〇万円（一五・〇%）で前年比七七九〇万円の増である。

支出総額は八六億六二七五万二三二九円で前年比六億二五八二万六二五八万円（二五・〇%）で一億八九七三万円の増、寄付・交付金四億二六二八万円（四・九%）で一億二〇六六万円の減、宣伝事業費八七八二万円（一・〇%）で六一七四万円の減となっている。

3　大会・中央委員会

(1)　第三八回中央委員会

現実的な安保政策の確立を提唱

公明党第三八回中央委員会は一九八一年九月七日、東京・新宿区南元町の公明会館で開かれた。この中央委は、八〇年同時選挙で敗北した公明党が、党再建の第一歩として重視した東京都議選で全員高位当選をはたした後をうけ、〝八三年政治決戦〟に向けて、さらに党勢の拡大をはかることをめざしたものであった。冒頭のあいさつのなかで、竹入委員長はつぎのように述べた。①この一年間党再建はすすみ、党勢は着実に上向いた。しかし主体的力量はまだ不足しており、同時選挙に耐えうる組織づくり、後援会づくりを推進していただきたい。②この中央委でとくに申し上げたいのは安保政策に

関する党内論議を深めることである。私が第一五回大会でこの問題を提起してから三年経ったが、この間国際情勢は激動し、現実に立脚した政策展開の必要性は高まった。今日、国民は現実の情勢に対処できる政策をもち、いつでも自民党単独政権に代わりうることを野党に求めている。そのなかで当面重要なものは「安全保障」政策であり「自衛隊」問題である。わが党は現憲法のもとでも自衛権は認められ、領域保全のための必要最小限の能力は必要であり、合憲であるとの立場をとってきた。また当面の対応として「八〇年代連合政権要綱」で、自衛隊の「さし当り保持」、日米安保条約の「当面存続」の考えを明確にしている。しかし「安全保障」政策としては問題がないではない。一定の条件を満たせば自衛隊を認めるというのは「連合政権」下においてのみであって、そうでない場合は認めてはいない。また、「領域保全能力」も抽象論にすぎるので、「装備論」として具体的に展開する必要がある。③初訪韓によって感じたことは、日韓関係は新しい段階にある。いつまでも過去の経緯にこだわらず、正確な相互理解、新しい日韓関係の段階にふさわしい国民レベルでの友好関係が必要である。④「行財政改革」は国民の側に立って、強力かつ積極的に推進する。臨調答申には不満はあるが、全面的な反対はしない（委員長あいさつの全文は『公明新聞』九月八日付にある）。

「自衛隊合憲論」で質疑

中央委はこのあと、矢野書記長の「党務報告」、長田総務局長の「昭和五十六年度補正予算」の説明を受けたのち、質疑をおこなった。質疑では、安保・自衛隊問題をはじめ、日韓関係、行財政改革、連合路線問題などが討議された。自衛隊問題では千葉県の森田中央委員が、従来違憲の疑いがあるとしてきた自衛隊を合憲であるというように急に変えるのは問題がある。現在は「違憲の疑い」は解消されているのか否か、とただしたのにたいし、執行部はつぎのように答えた。①かつては自衛隊は違憲の疑いがあり、公明党の努力によってその違憲性を薄める、という「違憲性希釈論」をとっていたが、七四年ごろから「違憲の疑い」という表現はいっさい使わなくなった。現在は、これこれしかじかの前提が満たされたものは合憲であるという「前提つき合憲論」に変わった。抜本的に党の政策の論理構造が変わったので、こういう状況下、条件下のこういう自衛隊は違憲か否かであって、そもそも自衛隊は違憲か合憲かという論議はわれわれの論理構造になじまない。自衛隊の是非論でなく、自衛隊のあり方はいかにあるべきかという中身論に発展しなければならない時代である（矢野書記長）。②「憲法のワクは」領土、領海、領空を保全する能力、つまり領域保全能力である。その能力、装備は国際情勢の影響を受けざるを得ないので、固定したものではない（竹入委員長）。なお、質疑討論の要旨は『公明新聞』九月九日付参照。

(2)　第一九回全国大会

竹入委員長、非武装中立政策を強く批判

公明党第一九回全国大会は八一年一二月一日から三日間、東京・九段会館でひらかれた。この大会は八〇年六月の総選挙で大きく後退した公明党が、〝党再建元年〟として全国各地の地方選に全力を投入し、都議選をはじめ主要な地方選でかなりの成果をあげた一年余の活動を総括し、八三年の「政治決戦」に向けて態勢を固めるための大会であった。大会冒頭のあいさつで、竹入委員長は、八

三年決戦をひかえ、八二年は党の基盤を確たるものにする重要な一年であるとのべたあと、この大会で「外交・防衛という重要政策の改定を提案する」として、つぎのように説明した。①政策の大前提として、反戦平和の路線を堅持する公明党の決意をまず確認したい。②社会主義が平和勢力であるという考えは説得力を失った。その意味で、非武装イコール平和という図式は現実政策として成り立たない。③自衛隊の存在は既定の事実と化しており、有権者の八割は自衛力の必要を認める一方、その多くは際限なき軍拡路線には反対している。〝急迫、不正の侵害を水際で撃退する〟という公明党の基本方針は、国民の大多数の声を代表する画期的提案である。④〝急迫不正の侵害への対応〟とは「国際政治情勢や軍事情勢の間隙をぬって瞬時的に日本への侵害を図ろうとする意図を未然に阻止する」ことで、それ以上の事態を想定することには反対である。これが軍拡路線を阻止する有効な歯止めである。また竹入委員長は〝中道結集〟について、従来の「大枠としての社・公・民三党に新自由クと社民連を加えた形」を「新しい政権の構成基盤勢力」とするという路線を堅持することを表明した。最後に、行財政改革の積極的推進に党の総力をあげ、また参院選挙制度の拘束名簿式比例代表制に断固反対すると主張した。

政党・労組の来賓祝辞

このあと来賓祝辞があり、佐々木民社党連代表、富塚総評事務局長、福井同盟副会長、岡村中立労連事務局長、橋本政策推進労組会議代表世話人、鈴木都知事、菊地昌典東大教授があいさつした。このなかで民社党の佐々木委員長は「八三年政治決戦」では中道四党がそろって全国民に訴える選挙をやりたいとし、そのための「選挙綱領」づくりを提唱した。その骨子は、①議会制民主主義の上に立ち、平和憲法を踏まえて平和戦略をすべてに優先し同時に安保・自衛隊を正当に位置づける、②経済政策では市場競争原理を原則とし、独占と過当競争を排除し、計画性を持たせた混合経済体制をめざす、③将来の国家像として福祉国家を描き、着実にこれに近づく努力をする、の三点であった。また総評の富塚事務局長は、今回、自衛隊を領域保全に限定したうえで合憲としたことは、政府のあいまいな専守防衛にくらべ戦争を厳しく拒否するものだと思うとのべ、反核・平和運動への協力を訴えた。同盟の福井副会長は、公明党が中道四党の盟主的存在としての活躍を期待したいとあいさつした。また岡村中立労連事務局長は、平和憲法の擁護、軍縮による平和維持を強調するとともに、公明党が社会党との関係を大切にすることを要望した。

大会出席の労組代表

この大会には、多くの労働組合の代表が来賓として出席した。祝辞をのべた総評、同盟、中立労連、政策推進労組会議のほか、つぎの単産、単組が出席した。

鉄鋼労連、全逓、政労協、自動車労連、電力労連、交通労連、全郵政、鉄労、国税会議、海員組合、生保労連、全建総連、全施労、全トヨタ労連、全衆労、道南労協。また、新産別の小方委員長がメッセージを、全鉱、資源労連、全日本ゴム労連が祝電を寄せた。

大会経過

大会第一日目の午後はつぎの四議案の趣旨説明がおこなわれた。①党務報告（二宮副委員長）、②活動方針（矢野書記長）、③八二年基本政策（正木政審会長）、④昭和五

七年度予算（長田総務局長）。

二日目は分科会討議で、第一分科会では活動方針と党務報告が、第二分科会では基本政策と予算が、それぞれ審議、可決された。

三日目は、両分科会の主査によって、四議案の審査経過および結果が報告され、質疑を省略してただちに議案別に採決がおこなわれ、起立多数でそれぞれ原案どおり可決された。ついで、つぎの八つの決議案が採択された。①「反戦平和」をつらぬき、軍縮を促進し、軍事大国化に反対する、②国民本位の行財政改革推進、③老齢化社会へ対応する福祉確立、④農林漁業の危機打開、⑤所得税減税の早期実施を求める、⑥教育の充実と青少年非行防止、⑦中小・小規模企業の経営危機打開、⑧参議院全国区拘束名簿式比例代表制に反対する。このあと優秀党員五〇〇人の表彰、各都道府県本部大会で選出された六三人の中央委員の承認、大会宣言の採択とつづき、三日間の日程を終えた。なお、大会の詳細は『公明新聞』八一年一二月二日付から五日付にある。

主要な大会論議

二つの分科会の審議では、さまざまな問題が討議されたが、注目されたのは、社公合意や連合再構築をめぐって、代議員から社会党にたいする強い批判の声があがったことであった。また、新しい安保・防衛政策についても多くの疑問が提出された。

〔対社会党問題〕　社公合意については、北海道の乙川代議員から、「いつまでも非武装中立では」との意見も多くなっていると聞いており、八三年決戦までに連合の再構築を可能にする選択をしてほしい。われわれも無期限に待つわけにはいかない。

また、埼玉の山田代議員は、「社公民で本当に政権がとれるのか。社会党の現状や将来を展望するとパートナーとしては悲観的にならざるを得ない。社会党にたいする決断は次の党大会には明確になるのか」と質問した。また、福岡の吉永代議員、熊本の沼川代議員からは、このへんで社会党との関係に決着をつけるべきだとの意見が出された。こうした質問にたいし矢野書記長は、社会党内にも、総評など労働界にも、社公路線のためにたたかっているグループがある。この人たちが「もうダメだ」というのでないかぎり、われわれの方から社公合意を破棄するようなことはしない。ただ八三年政治決戦の前までには必ず解決をつける。来年二月の社会党大会が終わる段階までは待ってもらいたい、などと答えた。

〔防衛政策〕　防衛問題では、山梨の大森代議員が、政府自民党の右傾化、防衛力増強路線が云々されるこの時期に、なぜ新しい安保政策を出したのか、と質したのにたいし、市川政審副会長は、公明党が安保政策の見直しに着手したのは、すでに四年前の第一五回大会での竹入提言からで、今回ようやく一つの結論を得たのだと答えた。また、宮城の高橋代議員は、防衛力整備の費用をGNPの一%内におさえるとしている根拠について、また新技術開発のためには一%でおさまらないのではないかと質問した。これにたいし市川政審副会長は、一%にとくに根拠はないが、軍拡にたいする歯止めという政治的意味がある。他に適切な歯止めはないと答えた（質疑討

論の詳細は『公明新聞』一二月四日付参照)。

(3) 第三九回、四〇回中央委員会

第三九回中央委　公明党第三九回中央委員会は第一九回党大会で承認された中央委員による最初の委員会で、八一年一二月三日、党大会終了直後の正午すぎから九段会館でひらかれた。同中央委は議長に峯山昭範（参議院議員）、副議長に草野威（衆議院議員）、沼川洋一（熊本県議）の各氏を選出した。

第四〇回中央委　公明党第四〇回中央委員会は、八二年三月一九日公明会館に中央委員六三人中四二人が出席してひらかれた。この中央委は、党大会後三カ月間の「党務報告」「昭和五七年度県本部活動方針」などの四議案を審議し、八三年政治決戦をひかえて、八二年中の連動方針を再確認するためのものであった。冒頭のあいさつで竹入委員長は、第九六通常国会で問題となった所得税減税問題をめぐる与党と共産党を除く野党との合意にいたる経過と内容について説明し、「与野党合意」の解釈が与野党間でくいちがい〝玉虫色〟だと批判されていることについて、「減税の実施時期や規模については口頭了解事項として確認されており、大型減税は五七年度内実施を含めて実施への道が明確に敷かれているし、財源として大型消費税の導入はしないことも約束されている」と言明し、今後は「与野党合意を実施に移すよう努力する」ことを強調した。また、竹入氏は参議院選全国区改革のための公選法改正について、自民党案はもとより、社会党案にたいしても反対であり、断固として導入を阻止するとの決意を表明した。また、F4ファントム戦闘機問題をめぐる国会空転の収拾時に、公明党と民社党、新自連との足並みが乱れたことについて、「審議の再開を要求し、その条件が満たされたなら、再開に応ずるのが筋であり、結束を裏切ったとか、背信行為だとする見方は当たらない」とのべ、同党がとった態度の正当性を強調した。竹入委員長はさらに、六月の第二回国連軍縮特別総会に向け核軍縮の「一千万署名」をすすめることを八二年前半の党活動の中心とし、後半は八三年政治決戦に向けてのたたかいを中心とすることを呼びかけた。

〝社公合意〟で論議　委員長あいさつのあと、①党務報告（矢野書記長）、②人事承認の件（浅井副委員長）、③昭和五七年度県本部活動方針（二宮副委員長）、④昭和五六年度決算報告（長田総務局長）の報告、説明があった。そのあと直ちに質疑に移り、国会空転の収拾問題と中道結集、社公合意をめぐる問題、グリーン・カード問題、国鉄再建問題、今後の平和連動のとりくみ方などについて討論がおこなわれた。このうち社公合意については、矢野書記長から、「合意をこちらから破棄する考えはない」としたうえで、①合意締結後の飛鳥田委員長らの発言に疑問がある、②真意を確かめるため社・公書記長会談をいずれひらくが、参院選全国区制問題での社会党の動向をみきわめるまでは会談はひらかないほうがよい、③書記長会談は党首会談の予備会談とは考えない――との見解を明らかにした。質疑のあと、中央委は四議案をいずれも起立多数で採択した。本中央委の経過、委員長あいさつの全文などは『公明新聞』三月二〇日付、党務報告の全文は同三月二二日、二五日付にある。

4　政策・方針

第一九回大会活動方針

公明党第一九回全国大会で採択された活動方針は、自民党単独政権に代わりうる状況を、政策面と政治勢力結集の両面でととのえ、八三年政治決戦にのぞむ必要性を強調していた。注目されたのは、同時に採択された「82年基本政策」において自衛隊を合憲であるとして存続する方向を明確にし、さらに日米安保条約も「存続はやむを得ない」と明記したのにたいし、活動方針では、それと矛盾する内容をもつ「八〇年代連合政権要綱」をそのままもりこんだ点にあった。すなわち、前大会で採択された「八〇年代連合政権要綱」では、自衛隊は「さしあたり保持」、安保条約は「当面存続」と、それぞれ限定つきで認めていたのであった。要するに、政策面では安保・防衛政策でより現実路線を打ち出す一方で、政治勢力の面では野党第一党の社会党抜きの〝中道結集〟では、自民党単独政権を終わらせるには「力量不足」であるとして、これまでどおり「大枠としての社公民路線」を維持するため、社公合意を尊重し、「社会党との連携を維持するための配慮」として「連合政権要綱」を残したものであった。その一方では、社会党にたいし、「現実を重視し、政権担当政党としての現実的政策を用意する努力」を「強く期待し」、中道四党の結集が、社会党の現実路線への転換の大きなインパクトを与えることになる、との見とおしを示していた。活動方針は、Ⅰ内外の諸情勢、Ⅱ新しい政権への展望と課題、Ⅲ「八〇年代連合政権要綱」、Ⅳ党勢拡大をめざして、の四章から成り、Ⅱにおいて「現実に立脚した政策展開の必要性」を強調するとともに、「社会党にたいし、公明、民社両党のみならず、さらに広範な勢力の糾合を可能にするような」、「政策選択に踏み切ることを繰り返し要請して」いた。ここでは、「Ⅳ党勢拡大をめざして」の「二、党発展を支える活動」のうち「4、労働運動」の部分を紹介しておこう。なお、活動方針の全文は『公明新聞』八一年一〇月二六日付にある。

【公明党第一九回大会活動方針（抜粋）】

4、労働運動

八一年春闘の賃上げ結果は七・六八％と、昨年の消費者物価上昇（七・八％）に及びませんでしたが、本年度に入ってからは物価が鎮静化しているものの、実質賃金の向上についてはまったく予断を許しません。しかも、総理府の労働力調査にも明らかなように、八一年上半期の完全失業率は三年ぶりに上昇し、雇用情勢の悪化が問題となっております。その上、政府は、行政改革の推進と絡めて福祉の後退を図るなど、勤労大衆の生活は不安定な状況にさらされております。

これらの状況を打開し、労働者の幅広い諸要求を前進させるために、労働界においては、民間先行による労働戦線の統一が具体化しております。われわれは、この動きについては、「連合」の再構築に大きなインパクトを与えるものとして、その進展に期待を寄せるものであります。

一方、中小の未組織労働者の労働条件は、ともすれば組織労働者から取り残されがちであります。わが党は、議会内外を通じて、この問題に力を入れなければなりません。以上の観点から、党の労働運動として、次に掲げる運動を推進します。

（1）労組との友好・信頼関係の深化

①各種労働団体との定期協議（党本部段階）や政策協議会を通じて、労働界との意見交換を行います。

②メーデーをはじめ、労働団体が主催する大会および集会へ参加し、働

く人々との友好・連帯を深めます。

（2）働く人々の生活擁護

①労働者の福祉、労働条件を維持、改善する活動に対し、各級議会における活動を通じて取り組みます。

②「労働相談」をさらに充実させてまいります。

（3）労働運動体制の整備

①各総支部に労働部長を配置するなど、組織の充実を図ります。また、労働界の要望にこたえるとともに、党勢拡大に、その機能が発揮できるような体制づくりに努めます。

②議員、党員に対する学習として、「党労働講座」を実施します。

「新しい安全保障政策」　公明党第一九回大会で採択された「82年基本政策」は、外交、安全保障、地方自治、経済、福祉、女性、スポーツ、都市、交通、中小企業、農林漁業など一四の柱から成っていたが、もっとも重視し、強調したのは安全保障問題での新たな対応であった。すなわち、①現憲法を将来ともに擁護する、②軍事大国化には反対する、③非核三原則は厳守する、との従来の立場は堅持することを強調する一方で、自衛隊、安保条約といった具体的な問題では、新たな主張を打ち出していた。自衛隊については、かつてはこれを違憲の疑いがきわめて濃厚であるとしていたが、今回は「領海、領空、領土の領域保全に任務限定した領域保全能力」は合憲であるとし、現在の自衛隊は「領域保全能力にふさわしくないとみられる要素もある」としながらも、「公明党の領域保全能力と共通する要素が多い」として、大筋では自衛隊の存在を合憲とする判断を示した。また、日米安全保障条約は、これまでは「廃棄」を基本としてきた。しかし不安定な現在の国際情勢のもとでは、また国連の国際紛争解決の能力が十分でないところでは、安保条約は一定の抑止的役割を果たしており、「日米間の友好を維持し、わが国の平和と安全を確保するために現実的な対応として」、その「存続はやむを得ない」としたのである。「82年基本政策」の全文は、『公明新聞』八一年一〇月二六日付～三〇日付にある。また「新らしい安全保障政策」に関しては『公明』八一年一二月号、同八二年二月号参照。

5　労働組合との関係

労組と頻繁に定期協議　この数年来、公明党と労働組合の関係はしだいに緊密化しつつある。とくに注目されるのは労働組合中央組織との「定期協議」である。これは七六年九月に総評とのあいだで始まり、七八年一一月には政策推進労組会議、八一年一月には同盟とのあいだでもおこなわれるようになった。この一年間では同盟とのあいだの協議が比較的活発で、第三回から第六回まで四回の定期協議がひらかれた。また出席者も、公明党は委員長、同盟は会長をはじめとするトップレベルの会談となっている。これにたいし、総評とのあいだでは二回、書記長・事務局長レベルの会談である。また、政策推進労組会議とは第一三回から第一六回まで四回の定期協議をおこない、公明党側からは正木政審会長ら政策担当者が出席し、物価問題、税制改革、行政改革などについて意見を交換した。

同盟との定期協議　(1)　八一年八月二四日、第三回定期協議。公明党側より竹入委員長ら、同盟側より宇佐美

会長ら出席。院内統一会派をふくむ中道政治勢力結集、労働戦線統一問題、行政改革などにつき意見を交換した。また、人事院勧告、仲裁裁定については完全実施の方向で一致した。

(2)　同一〇月二二日、第四回定期協議。公明党側から竹入委員長、矢野書記長ら、同盟側から宇佐美会長、田中書記長らが出席、行財政改革や仲裁裁定、人事院勧告の取り扱い、中道結集問題につき意見を交換。席上、同盟側から、「公明、民社、新自ク、社民連と同盟との間で政策や選挙について協議するための体制をつくってもらいたい」と〝五者会議〟の設置の提案があった。これにたいし公明党は四党の書記長・幹事長の話し合いの場での協議を約束した。また、同盟が、国会対策強化のため国会内に連絡室を設けたことが報告された。

(3)　八二年一月二〇日、第五回定期協議。公明党側から竹入委員長、矢野書記長ら、同盟側から宇佐美会長、田中書記長らが出席。反核・軍縮運動、減税、選挙協力などを中心に意見を交換した。その結果、公明党と同盟は反核・軍縮運動について双方のあいだで連絡機関を設けることで合意した。詳細は『公明新聞』にも発表されていない。

(4)　同三月三一日、第六回定期協議。

総評との定期協議

(1)　八一年一〇月六日。公明党側から矢野書記長、正木政審会長ら五人、総評側から富塚事務局長ら七人が出席。行政改革問題、人事院勧告、仲裁裁定の取り扱いなど国会活動を中心に協議した。その結果、つぎの四項目についての申し合わせを確認した。①行革について不公平税制、年金、医療制度改善などを積極的に推進するとともに、高齢化社会に向けてのビジョンづくりを協議する、②仲裁裁定、人事院勧告による公務員給与法案については、今国会で早期完全実施を図る、③憲法改悪阻止、軍縮、非核三原則を堅持し、新たな軍拡に反対して反戦平和、民主主義を守る体制の拡大に努める、④八三年政治決戦の勝利をめざし、再び野党連合政権を展望し、公明党と総評の選挙協力について協議する（詳細は『公明新聞』一〇月七日付参照）。

(2)　八二年一月二六日。公明党側から矢野書記長ら六人、総評側から富塚事務局長ら六人が出席し、反核・軍縮運動の推進、減税問題、春闘情勢などについて意見を交換した。

労組大会への出席

八一年七月以降の一年間に公明党が代表を出席させた労働組合の大会や集会などはつぎのとおりである。

炭労第九四回大会（7・1）、電機労連第二九回大会（7・8）、全逓第三五回大会（7・14）、日教組第五六回大会（7・14）、合化労連第六五回大会（7・17）、総評第六三回大会（7・20）、政推会議中央集会（7・24）、国労第四三回大会（7・27）、全逓東海地本大会（7・29）、全電通第三四回大会（7・29）、全国セメント第三六回大会（8・4）、全施労祝賀会（8・7）、全施労第一一回大会（8・22）、全労済総会（8・27）、全造船第四六回大会（8・31）、電力労連第二八回大会（9・2）、鉄労一四年次大会（9・8）、全トヨタ労連（9・12）、ゼンセン同盟第三七回大会（9・16）、鉄鋼労連第六五回大会（9・17）、全施労大阪地本大会（9・25）、新聞販売労組第二回大会（10・4）、日産労組大会（10・13）、国民金融公庫労組一五回大会（10・15）、新産別第三四回大会（10・26）、全施労中央委（11・11）、海員組合第四二回大会（11・16）、同盟第一

六回大会（82・1・26）、全施労中央委（3・3）、全電通中央委（3・4）。

6 国際活動

初の韓国訪問　一九八一年八月二五日から二九日までの五日間、竹入委員長を団長とする公明党代表団は初めて韓国を訪問し、全斗煥大統領をはじめ政府首脳と会談をおこなった。帰国後、竹入委員長は、①初訪韓で韓国および韓国民にたいするこれまでのイメージが若干、現実的でなかったことを感じた。②朝鮮半島の分断は厳然たる事実である。こうした情況のなかで韓国国民はよりいっそうの民主主義の発展と自由な社会の建設に全力でとりくんでいる、と初訪韓の印象をのべた（『公明新聞』八月三〇日付）。また在韓中の記者会見で、北朝鮮との関係を問われ、「敵対関係にあるわけではないが、九年前の訪朝以降、相互理解は深まっていない」とのべた。

公明党の朝鮮半島政策は、これまで南北等距離を基本としながらも、政府が韓国とのみ国交をもち、利権や人権抑圧などで日韓ゆ着という疑惑や不信を招いてきたことを批判し、朝鮮民主主義人民共和国との相互交流を積極的に推進することをうたっていた。しかし、初訪韓後にまとめられた「82年基本政策」では、「朝鮮半島は朝鮮民主主義人民共和国の軍事的優位がいわれており、軍事的緊張の存在することは否定できません。このことはアジアの平和と安全に影を落としており、わが国の安全保障についても無関係ではありません」との認識が示され、「日韓関係は、新しい段階にきており、国民レベルの幅広い交流を通じて、相互理解を深め、真に両国国民が納得できる新しい友好関係を築くべきです」といった方針が加えられた。

第一〇次訪中団他　八一年九月八日から二一日にかけ、竹入委員長を団長とする公明党第一〇次訪中団一行二五人は、北京、ハルビン、長春、瀋陽、大連などの中国各地を訪問するとともに、鄧小平副主席をはじめ、趙紫陽首相ら中国の党、政府の主脳と会見した。このほか、八一年一一月一六日から二六日にかけ、青年党員による「公明党訪中青年の翼」一行一五〇人（団長・鶴岡洋参院議員）が北京をはじめ中国各地を訪問した。

また八二年一月一九日から二九日にかけて、コムソモールの招待による第五次公明党青年訪ソ団がモスクワ、ミンスクなどを訪問した。

外国代表団の招待　八一年一月以降の一年間に公明党が招待した外国の代表団はつぎのとおりである。

○八一年一月一五日～四月一四日　中日友好協会訪日団（第二次）一行二人。

○二月二八日～三月七日　コムソモール（全ソ連レーニン共産主義青年同盟）代表団一行四人。

○五月一三日～一九日　ユーゴスラビア社会主義勤労人民同盟代表団

○七月二八日～八月二日　ハンガリー愛国人民戦線代表団

○一一月二日～一一月一九日　第三次中日友好学者訪日代表団一行

二人。

5　民社党

1　概　況

民社党は佐々木委員長、春日常任顧問を先頭に〝中道結集〟の実現に向け、さまざまな努力をおこなった。この一年間でもっとも力を入れたのは、衆議院における中道四党の統一院内会派の結成であった。すなわち、一九八一年七月の中執委で、中道勢力結集の第一段階として院内統一会派の結成をはかることを決め、ただちに他の三党に申し入れたのである。佐々木委員長の構想では、①八一年秋の臨時国会で院内統一会派を結成、②八二年前半には四党の統一選挙綱領をまとめ、共同で候補者の発掘にあたり、③社会党右派、自民党良識派にも参加を呼びかけ、④八三年政治決戦では野党第一党の位置を確保する、というものであった。しかし、中道新党まで展望した佐々木構想は、その第一歩でつまずいた。新自由クラブが、民社党とは防衛政策、対韓政策でだたりが大きく、党内に公明党アレルギーが強いことを理由に、会派をつくることを決め、すぐに実行に移したのである（詳細は別項、四〇八～四〇九ページ参照）。

中道四党の〝院内統一会派〟不成立

八一年九月二一日の「新自由クラブ・民主連合」の発足で、第九五臨時国会では四党の統一院内会派の成立の見とおしはなくなった。しかし、民社党は、同日常任中執委をひらき「新会派は中道結集へのワンステップ、と理解し、通常国会で四党統一会派を実現するため、党首会談や国対委員長会談をひらいて連絡を密にする」との方針を決めた。中道四党首会談は九月二四日、一〇月一四日とひらかれたが、中道結集の進め方については四党の書記長・幹事長会談で話し合うことを決めるにとどまった。結局、四党の統一会派は第九六通常国会でも実現しなかった。かわって民社党が推進したのは、同党がかねてから提唱していた四党間の「合同国会対策委員会」、「合同選対委員会」、「政策協議の場」の三機関の設置であった。「合同国対」については八二年一月二二日の四党書記長・幹事長、国会対策委員長会談で、民社党が希望した合同国対委よりゆるやかな「三会派合同国会対策協議会」の設置で合意し、国政レベルの選挙協力についても協議を開始することで一致した。この「合同国対」を通じて中道三会派は減税問題などで統一要求をまとめるなど、共同歩調をとった。しかし、八二年二月には、F4ファントム戦闘機の爆撃装置問題で空転していた国会収拾をめぐって、公明党が民社、新自連と異なる対応を示したため、中道結集に亀裂が入った。佐々木委員長、春日常任顧問らは、公明を非難する党内をおさえ、関係修復に懸命の努力をおこなった。

党勢の現状

〝中道結集〟と並行して民社党が力を入れているのは党勢の強化である。七〇年代前半では二万人台に過ぎなかった党員数は七七年以降、七次にわたる党勢拡大運動の結果、六万人台に達し、その後も増勢をつづけ、社会党を追い抜く勢いである。しかし機関紙では、社会党が週二回刊であるのにたいし週刊、部数も社会党の半分以下の約一五万部である。さらに問題であるのは、民社党の党勢は地域的なバラつきが大きいことで、党員五〇〇人未満の県連が、八一年一一月現在で一五もある。社会党の場合は八県と約半数である。一方、一〇〇〇人以上の県連は社会党の二三にたいし、民社党の一八である。これは、民社党の党勢拡大が同盟系の労働組合に依存してすすめられていることを反映している。特定の〝企業城下町〟ではかなりの党勢を有しているが、まったくの空白地帯も少なくないのである。

西尾末広初代委員長死去

一九八一年一〇月三日、民社党の創立者ともいうべき西尾末広顧問が脳再出血とその後の腎不全で死去した。九〇歳であった。西尾氏は一九五九年に日本社会党を離党し、六〇年一月民主社会党を結成、初代委員長に就任、以後六七年に西村栄一氏にその座をゆずるまで七期、その地位にあった。七二年暮れの総選挙に出馬せず政界を引退したが、間もなく七四年に病に倒れ、闘病生活を送っていた。一一月六日、東京・青山葬儀所で民社党の党葬がとりおこなわれた。また、同党中央理論誌『革新』八一年一二月号は「追悼　西尾末広初代委員長」と題する特集をくんだ。また、八二年四月二三日には衆議院議員で総務局長の渡辺武三氏が、六月一二日には民社党顧問で元同党国会議員団長の吉田賢一氏が死去した。

役　員

民社党の役員の任期は二年である。現在の役員は八一年二月の第二六回大会および大会直後の第一回中央執行委員会で選任されたもので、次のとおりである。ただし、顧問の和田春生氏は「ラジオ日本」の政治評論を担当することになったため、顧問の辞任を申しいで、第二七回大会で承認された。

なお、三役、局長、委員長、政審会長、春日常任顧問、栗林、一木両中執によって常任中央執行委員会が構成されている。

▽中央執行委員長　佐々木良作、▽副委員長　塚本三郎、▽書記長　中村正雄、▽会計監査　神田厚、木下淳美、▽常任顧問　国会議員選挙対策委員長　宮田早苗、農林漁業対策委員長　渡辺武三、▽組織局長　柳沢錬造、▽教宣局長　吉田之久、▽機関紙局長　西田八郎、▽国際局長　渡辺朗、▽選挙対策委員長　藤井恒男、▽地方議会対策委員長　米沢隆、▽青年婦人対策委員長　木島則夫、▽市民団体対策委員長　田淵哲也、▽国民運動委員長　柄谷道一、▽国会対策委員長　永末英一、▽政策審議会長　大内啓伍、▽政権ビジョン委員長　竹本孫一、赤木省三、一木香告樹、小沢貞孝、栗林卓司、中村弘、永江一仁、西村章三、本田広市、宮田早苗、山本悌二郎、和田耕作（以上、中央執行委員）▽統制委員長　安里積千代、▽統制委員　井上計、加藤正蔵、小西博行、小山寿雄、玉置一弥、戸部卯吉、橋詰又一郎、部谷孝之、三浦隆、和田一仁、▽会計監査　神田厚、木下淳美、小林利、中井洽、福島政男

▽常任顧問　国会議員選挙対策委員長　宮田早苗、農林漁業対策委員長　渡辺武三、総務局長　井上計、中地熊造、村尾重雄、門司亮

▽組織局内の対策委員会　労働対策委員長　稲富稜人、▽中小企業対策委員長　春日一幸、▽顧問　稲富稜人、滝井義高

なお、八二年四月二三日、渡辺武三総務局長が急逝したため、五月一二日の中執委は総務局長の後任に柄谷道一国民運動委員長を選任し、国民運動委員長には小沢貞孝中央執行委員を選任した。

2 組織・機関紙・財政

党員数

八一年一二月末、民社党の党員数は六万〇八一四人となり、結党はじめて六万人の大台に達した。同党の党員数が五万人を超えたのは同年一月のことであったから、一年足らずの間に一万人の増となったわけである。党員数の増勢はその後も順調で、八二年五月末で六万六五四〇人となった（『週刊民社』六月二五日付）。ただし、これは五月の離党者数を差し引いていない数である。

第109表　民社党党員数推移

78年1月	32,887人
6月	35,167
12月	40,246
79年3月	44,116
6月	45,338
9月	46,348
12月	46,835
80年3月	47,694
6月	48,785
9月	48,542
12月	49,898
81年3月	52,056
7月	56,659
9月	58,900
12月	60,814
82年4月	65,572
6月	66,831

〔備考〕『週刊民社』による。

青年隊「一万人構想」達成

民社党青年隊は三〇歳以下の活動する青年党員を結集した青年組織である。一九七〇年、二一三四人の隊員であったときに提起された「一万人構想」は容易に実現しなかった。しかし、八二年二月二七、二八の両日東京・千駄ヶ谷の全逓政会館でひらかれた青年隊第一六回全国代表者会議は、現勢が隊員数九八五〇人、二六三組織となり、事実上の「一万人構想」の達成を宣言した。

婦人党員

八二年七月現在、民社党の婦人党員は三七五六人、全党員の五・七％である。また民社党の外郭団体である日本民主婦人の会は、一七都道府県一〇四グループ四二五二人である（『週刊民社』八二年七月一六日付）。

定期刊行物

民社党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『週刊民社』（タブロイド、一二ページ建）一部九〇円、一カ月三五〇円
②月刊誌『かくしん』（月刊）一部五〇〇円、年六〇〇〇円
③政策審議会編『政策と討論』（月刊）一部二五〇円、年三〇〇〇円
④『自治レポート』（月刊）一部二〇〇円、年二四〇〇円
⑤青年隊機関紙『改革の炎』（月刊）一部一〇〇円、年一二〇〇円
⑥英文情報紙『ミンシャトー・インフォーメイション』（年四回）

『週刊民社』

民社党の中央機関紙『週刊民社』はタブロイド判一二ページ（月一回は一六ページ）で一部九〇円、一カ月三五〇円である。発行部数は八二年二月現在で約一五万部であった。それに先だつ一年間の増加部数は約一万五〇〇〇部であった。その後も増勢はつづき、二月の第二七回大会後の三カ月で五〇〇〇部の増と報告されている（『週刊民社』六月一一日付）。各府県別の普及度は大きく異なり、一般に西日本、中部で高く、東日本では低い。八二年五月現在の普及度ベスト一五は次のとおりである。数字は同紙一部当たりの世帯数で、☆はいわゆるツー・オー・ラインすなわち七九年の第二四回大会で決定した拡大目標二〇万部（一部当たり一八二世帯）の水準を越えた県である。

第110表　府県別『週刊民社』普及度

順位	府県名	1部当り世帯数
①	☆宮崎県	79
②	☆長崎県	94
③	☆島根県	106
④	☆滋賀県	122
⑤	☆福井県	170
⑥	☆福島県	180
⑦	☆山形県	181
⑧	愛知県	186
⑨	新潟県	191
⑩	兵庫県	198
⑪	三重県	199
⑫	長野県	209
⑬	富山県	211
⑭	岡山県	215
⑮	大阪府	221

〔備考〕　『週刊民社』82年6月25日付による。

『革新』、理論誌から大衆向け月刊誌に

民社党の機関誌『革新』はA5判、約二〇〇ページの月刊の理論誌として刊行されてきた。発行部数は約二万部（同誌八一年一二月号、巻末言）であるというが、伸び悩み傾向は否めず、たまたま八二年四月の発刊一〇周年を前に同誌の抜本的改革が問題となり、八一年一一月、理論誌再検討委員会が設置された。その結果、八二年三月号をもって中央理論誌としての『革新』は発行を止め、誌名も『かくしん』と改めて、五月号からB5判、約八〇ページの月刊誌が刊行されはじめた。『かくしん』は大衆向けのPR誌、情報誌をめざし写真やイラストを多用し、カラー・グラビアなどで「親しみやすい誌面」づくりによって発行部数の拡大をはかり、採算がとれるようになることをねらっている。これにともない、従来の「民社党中央理論誌」という肩書きは、単に「民社党の月刊誌」と改められ、編集担当も、「理論誌委員会」から「月刊誌委員会」に改称した。

財政

民社党が政治資金規正法により自治省に提出した八一年中の収支報告書によれば、民社党の収入総額は一五億二四〇四万六七七円、このうち前年からの繰り越し二億六七八六万円余を差し引いた八一年中の収入は一二億五六一七万六二〇四円で、前年にくらべ実に一二億〇六六五万円の減少であった。これは〝同時選挙〟のため八〇年には一五億八七〇二万円にも達した寄附が、五億一七七五万円と一〇億円以上も減少したことが大きく響いている。それでも、寄附は収入の四二・九%を占め、他を大きく引き離している。これにつぐのは立法事務費で三億一〇二〇万円（二四・七%）で前年比二二〇〇万円の減、党費（納入人員六万〇八一四人）が一億九〇〇五万円（一五・一%）で四二六一万円の増、機関紙『週刊民社』が一億六二八五万円（一三・〇%）で八五六万円の増、機関誌『革新』が五三一二万円（四・二%）で一八九万円の減となっている。

収入の四三%を占める寄附の内訳を見ると、民社党の政治資金団体・政和協会からのものが三億一八六五万円、同盟が一億円、民社党岐阜県連が一三〇〇万円、佐々木良作政治経済研究会が一二〇〇万円、ゼンセン同盟が九五四万円、電力労連が七八〇万円、自動車労連五六七万円、造船重機労連五一二万円などとなっている。なお、政和協会は八一年に八億〇五〇四万円の収入があり、その大部分は企業からの寄附である。

支出面を見ると、総額は一三億五八四九万九八五四円で、前年比一二億一五九六万円の大幅減である。内訳では人件費三億五三三〇万円（二六・〇%）で三一六五万円増、寄附・交付金三億五一一五万円（二五・八%）で一〇億八四九四万円の減、機関紙誌の発行事業費二億四〇〇四万円（一七・七%）で三一八五万円の増、組織活動費一億二五四〇万円（九・二%）で二六一八万円の増などとなっている。

3　大　会

佐々木委員長、中道結集の維持を強調

民社党第二七回定期全国大会は八二年二月一七日から三日間、東京・九段会館でひらかれた。この大会では人事問題はなく、かねてから中道勢力の結集につとめてきた民社党が、公明、新自由クラブ、社民連各党との選挙協力の推進など〝中道結集〟をさらに具体化することをもりこんだ運動方針の決定などが主たる課題であった。ところが、大会直前の二月一五日、F4ファントム戦闘機の爆撃装置問題で空転していた国会で、それまで民社、新自由クと同一歩調をとっていた公明党が、自・社両党に同調して審議に加わったため、中道結集の中軸に亀裂が入ったかたちとなった。そこで、この問題にたいし、民社党大会がどのような対応を示すかが注目されることになった。

大会冒頭、あいさつに立った佐々木委員長は、この問題について、「中道四党の足並みが乱れたことは遺憾だが、これを試行錯誤のひとこまと受けとめ、今後の相互努力によって昇華しなければならない」とのべ、中道四党の結集という従来の目標に変わりがないことを表明した。また、佐々木委員長は、今後の政局について、参院選と統一地方選がある八三年を待たず「八二年後半は政局に何が起こっても不思議ではない。六、七月がその転機になるのではないか」とのべ、年内総選挙の可能性を示唆し、政局の変化に即応できる心構えと準備を求めた。このほか佐々木氏は「政治活動の原点は辻説法である」とし、党活動の重点を「国民に向かっての直接的運動路線に置く」とし、運動の柱として、①核軍縮を中心とする世界平和への訴え、②行革、減税の断行を政府に迫り、政官財癒着の政治体質の一掃、③中道勢力の総合的大結集を急ぎ、政治の流れを変える――の三点を示した。

公明党委員長あいさつ

委員長あいさつにつづき、竹入公明党委員長、中村政策推進労組会議運営委員、関民社研議長、中村全国農民総連盟委員長、森田全国中小企業団体中央会組織委員長らが来賓としてあいさつした。竹入公明党委員長はあいさつのなかで「この二、三日の事態は、私が民社党の佐々木委員長や春日常任顧問にたいするただ一回の造反だからお許し願いたい。中道結集の方向は原則的、大局的に何ら変わるものではない」と釈明した。なお、大会の裏舞台で民社党側は公明党との関係修復にたいへん気をつかい、前日のうちに春日常任顧問が竹入公明党委員長に電話で連絡し、大会での佐々木委員長あいさつで「中道四党の足並みの乱れは遺憾」と言及することを伝えたほか、代議員にたいしても竹入委員長にヤジを飛ばさないよう指示したという(『毎日新聞』二月一八日付)。

大会経過

大会第一日の午後は塚本書記長の党務報告、永末国対委員長の国会活動報告、渡辺総務局長の決算報告、木下会計監査の会計監査報告、安里統制委員長の統制委員会報告がおこなわれ、質疑ののち各報告を満場一致で承認した。ついでつぎの四議案の提案説明があり、質疑ののち諸議案を三つの分科会

に付託することが決定された。①一九八二年度運動方針（塚本書記長提案）、②一九八二年度組織活動方針（柳沢組織局長提案）、③一九八二年度重点政策大綱（大内政審会長提案）、④一九八二年度予算（渡辺総務局長提案）。以上で第一日の議事を終え、その後、懇親パーティーがひらかれた。

第二日は、運動方針を審議する第一分科会、組織活動方針と予算を審議する第二分科会、政策を審議する第三分科会にわかれ、終日討議がおこなわれた。

第三日は各分科会の報告をうけ、若干の質疑のあとで各分科会報告をそれぞれ満場一致で原案通り決定した。このあと、つぎの決議案が提案され、それぞれ満場一致で採択された。①核軍縮運動の推進にかんする決議、②行財政改革の徹底推進と所得税減税にかんする決議、③参議院全国区制度改悪反対にかんする決議（以上本部提出）、④政治倫理の確立にかんする決議、⑤ポーランド問題にたいする決議、⑥北方領土の返還を求める決議、⑦中小企業承継税（事業用資産の相続税）制の速やかなる実施を求める決議、⑧国鉄の合理化徹底と再建を求める決議、⑨農業危機打開・基本農政確立にかんする決議、⑩農業者年金制度の改善にかんする決議（以上県連、支持団体提出）。

このあと党員表彰があり、党勢拡大に貢献した個人一四八人、団体四七、それに特別表彰として三人の故人が表彰された。ついで、八三年の参院選の第一次公認候補として全国区四、地方区三の七候補が壇上で紹介され、最後に佐々木委員長の閉会あいさつ、大会宣言の採択で三日間の大会を終えた。佐々木委員長はあいさつのなかで、「来年は統一地方選と参議院選がある。そして早ければ今年後半か、遅くも来年中には衆議院解散・総選挙がある。八三年政治決戦で政治改革を成就するよう立ちあがろう。本大会はその出陣式だ」とのべた。

主要な大会論議

党務報告や運動方針などにかんする質疑討論のなかではさまざまな問題が議論されたが、なんといっても注目されたのはF4ファントム問題で独自行動をとった公明党にたいし、代議員のあいだから強い不信、不満の声が相次いだことであった。すなわち、①公明党の背信行為は一片の〝試行錯誤〟では片づけられない。今後、一朝事ある時、中道結集はガラスの城のごとく崩れることはないか。中道四党で基本理念につき確固とした意思統一をせよ（東京都連・荒瀬代議員）、②公明党の態度は〝試行錯誤〟ではすまされない。中道結集に逆行するものだ（神奈川県連・高島代議員）、③公明党の真意はただしたのか（福岡県連・小山代議員）、④F4をめぐる公明党の態度は重要な問題だ。お家の事情も、試行錯誤もあろうが、そう簡単にすまされない（東京都連・小山代議員）といった意見がつぎつぎに出された。これにたいし執行部側は、①端的にいって（公明党がなぜあのような行動をとったのか）私にもわからない（佐々木委員長）、②公明党の腹がわからないまま事態は推移してしまった、というのがほんとうだ。各党の主体性もある。だから、それについて、どうのこうのはいえないのではないか。佐々木委員長は「代議員の皆さんより腹がよくかみしめてほしい（塚本書記長）、と公明党にたいする不満を表明する一方で、〝中道結集〟路線維持の重要性をくりかえし強調して、つぎのようにのべた。①民社党にたいする評価も十年前とは変わってきた。中道結

もやっと理解されてきた。ここでスパッと切ってしまったら、いちばん喜ぶのは五五年体制の担い手である。自主路線の強化は排他性の強化ではない（佐々木委員長）。②中道四党の結集は合意には達していないが完了したものでない。いま達成の過程にある。政党にはそれぞれ歴史と伝統がある。われわれは小異を残して大同につこうとやっている。その過程で試行錯誤はある。誠意をもって昇華させることだ。公明党は安保条約も必要、自衛隊も必要と民社の方向にアプローチしてきたし、対韓政策についても竹入委員長が訪韓され、民社と同じ行動をとっている。公明党としては容易ならざる行動を積み重ねてきている。評価すべきだ（春日常任顧問）。

また、「非核三原則」の問題で、代議員が「国民は、核の通過、寄港は認めている。民社が決断し、政府をリードすべきだ」と主張したのにたいし、執行部は、①党の方針である非核三原則は変わらない。しかし、核運搬の方法が一〇年前とまったく違った現在では、通過、寄港も持ち込みになるのかということを政府に提起している（塚本書記長）。②正論であっても、いっていいことと悪いことがある。政治判断が必要である（渡辺総務局長）などと答えた。

このほかでは、一年間、中央委員会が一度もひらかれなかったことについて代議員の批判があいつぎ、婦人党員、婦人議員の拡大にたいし党本部の積極的なとりくみを要望する声も多かった。なお、この大会での委員長あいさつの全文は『週刊民社』二月二六日付に、質疑討論の詳細、大会決議、大会宣言などは、同三月五日付にある。

4　政策・方針

八二年度運動方針

民社党第二七回大会で決定された八二年度運動方針は、労働戦線の統一を「政治改革の源流」として重視するとともに、内政面では「行財政改革の徹底と所得減税の実現」を主張し、安全保障問題では「日米間の具体的な防衛協力と分担の推進」を明確に打ち出していた。運動方針の要旨はつぎのとおり。なお、全文は『革新』八二年三月号参照。

【民社党一九八二年度運動方針（要旨）】

一、激動する国際情勢と日本（略）

二、国内の政治情勢　①経済大国日本の進路＝豊かな日本は外には世界の平和と飢餓に対しより積極的に貢献しなければならない。これが八〇年代のわが国の外交、防衛政策にこれといった確信と方向性を持たず、米国の要請と国民世論の間で動揺し続けている。本年度末には自民党の総裁選が実施され、自民党では派閥活動が激化し、指導力に欠けた鈴木内閣は、その波間でほんろうされることとなろう。(ii)流動化する野党情勢＝社会党の委員長選での幹部間の角逐はもはや一つの政党とはいいがたい状態であり、労働戦線の統一が社会党の今後に一つの転機となろう。共産党は一時の勢いはない。公明党は自衛隊合意論を打ち出すなど現実路線を歩みはじめている。新自クは社民連との間に、院内統一会派を結成、わが党とほぼ同様の政治路線である。(iii)労戦統一は政治改革の源流＝労戦統一は各種の制度政策要求によってわが国の政治経済情勢に大きな影響を及ぼし、その団結と行動は中道政治勢力の結集という形で野党の再編を促し、わが国政治改革の源流となろう。

三、政治決戦へのわが党の任務　①中道政治勢力結集への努力＝統一会派問題は当面、留保するとしても、通常国会再開を前に中道四党間で「合同国対」及び「合同選対」を発足させる。②政治決戦への準備体制の確立＝前回の衆参同時選挙における中道四党の立候補状況は、衆院の場合一党だけが四六、空白選挙区が三九であった。この現実を直視し、空白選挙区解消のため選挙協力がぜひとも必要である。

四、活力ある福祉国家の建設への闘い　①行財政改革の徹底と所得減税の実現＝「行政の守備範囲の見直し」「行政コストの引き下げ」「行政の無駄の排除」の三つの視点に立って、肥大化した行政機構に大ナタをふるわねばならぬ。税制上の不公正を是正すべく、五十七年度五千億円と五十八年度の減税を合わせ計一兆円以上の所得減税を実現するため闘いを進める。②青少年の健全な育成と教育国家の建設　③高齢化社会への対応と活力ある福祉国家の建設　④政治倫理の確立と社会的暴力の追放　⑤婦人の社会参加の促進

五、日本の安全確保と平和への新たなる闘い　①平和戦略の推進＝日本としては、自国防衛に責任をもちつつ、西欧諸国と協力し、(i)相互主義に立つ現実的軍縮を進め、非武装・無抵抗論に立つ非現実的な一方的軍縮論に反対する、(ii)アジアを含むグローバルな軍縮を進める。②バランスのとれた防衛体制の推進＝自主防衛の整備、日米安保条約の堅持、非核武装、という原則をふまえて必要な防衛体制を確立して行かねばならない。具体的な防衛力整備に当たっては米国等の要求に無原則に応えるのではなく、(i)日本としての自主的な平和戦略の推進、(ii)現行憲法の枠、(iii)財政事情の配慮、の三条件をふまえるよう政府を監視する。スイング戦略を余儀なくされている米国の能力と戦略からして、日米間の具体的な防衛協力と分担の推進を求めていく。同時に社共の安保・自衛隊反対の手段としての戦術的、擬装的護憲論を批判していく。

八二年度組織活動方針

運動方針と同時に採択された一九八二年度組織活動方針は、従来から引きつづきの目標である「一〇万党員、二〇万『週刊民社』、三万『革新』、三〇〇〇名地方議員達成」をめざし、①県連体制の強化、②不在地方議会の解消、③労働対策の強化、④婦人対策、⑤青年対策、⑥機関紙誌の拡販、⑦国民運動の展開、の七項目について具体策を示していた。組織活動方針のうち「労働対策の強化」の全文はつぎのとおり。方針の全文は『革新』八二年三月号にある。

【民社党一九八二年度組織活動方針（抜粋）】

三、労働対策の強化

民間労働者の結集体である「統一準備会」は、昨年十二月十四日発足し、その参加勢力はしだいに拡大している。

われわれは、従来同盟および同盟全官公との定期協議、政策推進労組会議、ＩＭＦ・ＪＣ、化労協、その他の中立系組合などとの間にも政策、制度要求の消化を通じて提携、協力関係を深めてきたが、今後、さらに一層積極的に「統一準備会」参加の組合の政策、制度要求を消化し、その要請に応えなければならない。

本部は、労働対策部門を強化し、積極的にこれに応えうる体制をつくる。各県連においても、労働対策を強化し、これに対応できるようにする。

また、加盟団体、支持団体との定期協議もかさね、その拡充に努力する。

八二年度重点政策大綱

民社党が第二七回大会で決定した一九八二年度重点政策大綱で注目されたのは、はじめて教育問題を重点政策の一つにとりあげ、教育の現状に批判的な立場から、①教育憲章の制定、②教科書検定審議会の設置、③教科書法の制定などの具体的な提唱をおこなっていることであった。「世界平和への積極的貢献と福祉社会の充実」という副題を掲げた、この重点政策大綱は、日本が政治、経済、軍事の各般にわたって世界の期待にこたえることを重視し、そのためには、①デタント回復への積極外交の展開、②貿易摩擦解消のため、輸入拡大、内

需中心の経済成長の達成、③経済協力の推進、④着実な防衛力の整備などの諸方策が必要であるとしていた。また行政改革の断行を強く主張するとともに、これが福祉の充実と矛盾するものでないことを強調している。この「重点政策」の骨子は『週刊民社』八二年一月二九日付に、全文は『政策と討論』八二年二月号および三月号にある。

公企体スト権で方針　八二年一月二六日、民社党労働基本権問題対策特別委員会（柳沢錬造委員長）は「スト権の回復にかんする民社党の方針」をまとめ、発表した。この方針は、三公社五現業の職員に条件つきでスト権を認めるもので、その条件は、①団交が決裂したときは第三者機関の斡旋・調停に付すること、②斡旋・調停の開始後、一〇日を経ても斡旋案・調停案が示されないか、斡旋・調停案が示された後五日を経ても労使の一方が受諾しない場合などにスト行使の権利を確保する、というものであった。また、政治ストは違法とし、「人命にたいする危険および施設の保安など最小限の運営が必要な部門のストを禁止」し、さらに「公益が著しく阻害される恐れが認められるときは、総理大臣の命令によりストを差止め、第三者機関の強制仲裁に付すること」などとしていた。なお、この方針の全文は『政策と討論』八二年二月号にある。

その他の政策　以上のほか、民社党がこの一年間に発表した主な政策や提言などはつぎのとおりである。

①素材産業対策にかんする申入書＝第二次緊急提言（『政策と討論』八一年一一月号）、①昭和五七年度予算編成にたいする態度――「行財政改革の断行と減税の実施による内需拡大型予算」の提唱（『政策と討論』一二月号）、③自民・民社党首会談におけるわが党の主張、④公正で効率的な公共事業の実施をめざして（以上『政策と討論』八二年一月号）。

5　国際活動その他

海外派遣の代表団　八一年七月以降の一年間に民社党が海外に派遣した代表団はつぎのとおりである。

(1)　八一年九月二六日～一〇月五日　佐々木委員長を団長とする民社党訪米代表団はニューヨーク、ワシントンを訪問しブッシュ副大統領、ワインバーガー国防長官をはじめとするアメリカ政府および議会関係者、ドナ・ヒューAFL・CIO書記長らと会談した。同行したのは大内政審会長、神田政審副会長、寺井理論誌委員会事務長の三人であった（詳細は『革新』八一年一一月号参照）。

(2)　八一年一二月二日～七日　佐々木委員長を団長とする民社党訪韓代表団一行二〇人、韓国を訪問。全大統領と会見、南国務総理ら政府要人と会談したほか、野党第一党の民主韓国党、「姉妹党」の民主社会党と公式の会談を開いた。この訪問は丁国会議長の招待によるもので、正規の民社党代表団としては四年ぶりの訪韓であった。一行には国会議員のほか地方議員、婦人活動家のほか芳賀徹東大教授、漆山成美京都産業大教授ら民社研の学者も参加した（詳細は『週刊民社』一二月一八日付、『革新』八二年一月号参照）。

(3)　八二年二月四日～一四日　中沢伊登子日本民主婦人の会会長

を団長とする民社党婦人代表団の一行二三人、イスラエル、シンガポールを訪問。一行には韓国民主社会党の婦人活動家も参加した。この訪問はイスラエル労働党の招請によって実現したもので、二月五日から一〇日までイスラエルに滞在し、テル・アヴィヴのアジア・アフリカ研究所や労働党本部、集団農場や軍事基地なども見学した。一行は帰途シンガポールに立ち寄り、人民行動党と交流し、コミュニティー・センター等を見学した（『週刊民社』三月五日付参照）。

民主韓国党と定期会談　八二年四月二七、二八の両日、民社党と韓国の野党第一党の民主韓国党とのあいだの第二回定期会談が東京でひらかれた。この会談に民韓党は柳致松総裁をはじめ一一人の代表団が来日し、民社党側からは佐々木委員長、春日常任顧問ら党幹部多数が参加した。会談のあと、両党は共同談話を発表し、両党代表団が「アジアの平和と日本・韓国の役割」をテーマに、つぎの五つの議題について隔意のない意見を交換し、両党間の提携強化を確認したことを表明した。①国際情勢の現状認識について、②極東情勢と安全保障について、③日韓両国の協力関係の増進について、④在日韓国人の法的地位向上などの問題について。

社会主義インター関係　以上のほか、民社党が加盟している社会主義インターの会合に、つぎのように代表を出席させた。

(1)　八一年九月二三日　軍縮諮問委員会、ワシントン・ニューヨーク、渡辺朗国際局長出席。

(2)　九月二四日～二五日　幹事会、田口国際局事務局長出席。

(3)　一一月二日～五日　軍縮諮問委員会、ワシントン・ニューヨーク、渡辺朗国際局長出席。

全国農民同盟の再建　民社党は同盟系の組織労働者を主たる基盤とし、農民への影響力はいちじるしく弱く、民社党系の農民組織、全国農民同盟はほとんど活動停止状態にあった。こうした事態を打開するため、八一年一一月二五日に全国農民同盟の再建大会が、東京港区の三田会館でひらかれ、二〇都道府県から約一〇〇人の農業関係者が参加した。大会は、組織づくりをどうすすめるかを中心に討議がおこなわれ、運動方針、組織活動の展開などを原案どおり可決した。また昭和五七年度予算要求、農業者年金制度の改善などの決議が採択された。役員はつぎのとおり。会長　稲富稜人、副会長　小沢貞孝、西田八郎、書記長　神田厚、副書記長　衛藤安保、顧問　佐々木良作、小平忠、門司亮。

6　日本共産党

1　概　況

創立六〇周年　一九八二年七月、日本共産党は創立六〇周年を迎えた。創立五〇周年の七二年総選挙で三八議席、

第二党に進出したことが示すように、七〇年代前半までの共産党は各種選挙で躍進をつづけ、まさに政界の〝台風の眼〟であった。しかし、その後の一〇年間、共産党をとりまく状況はきびしさを増した。国際的には中国とベトナムの武力衝突、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入、さらにはポーランドにおける軍事政権の成立など社会主義、共産主義のイメージをそこなう事態があいついでおこり、これらは共産党にとっても大きなマイナス材料となった。一方、国内でも、八〇年代の冒頭で、それまでは種々の矛盾・対立をはらみながらも地方首長選や平和運動、労働運動などさまざまな大衆運動で共産党との共闘を重ねていた社会党が、事実上〝社公中軸路線〟に転換したことは、国会内外のさまざまな分野で共産党の孤立化をもたらした。とくに、かつては〝社共共闘〟推進派が一定の勢力をもっていた労働組合運動の分野で〝社公中軸〟推進派が主導権をにぎり、左派組合排除を前提とする労働戦線統一運動に積極的にとりくんでいることは、労働運動における共産党支持勢力の孤立化をまねきかねない状況をもたらしている。

〝四つの破たん〟論

共産党は、こうした状況を「戦後第二の反動攻勢の時期」ととらえ、革新統一戦線結成促進のため、当面は政党としては単独でも、各界の統一戦線支持の個人、団体の自由な連絡組織としての「革新統一懇談会」を提唱し、八一年五月に結成した。また労働組合運動では、階級的ナショナルセンターの確立が急務であるとして、統一労組懇（統一戦線促進労働組合懇談会）の運動を重視し、これを支持している。情勢の特徴として、共産党が最近、強調しているのは〝四つの破たん〟論で、①「核のカサ」論の破たん、②臨調路線の破たん、③労働戦線の右翼的再編の破たん、④社公合意の破たん、が明白になったことを主張している。一方、国際的には、これまでの自主独立路線をいっそう強くおしだして、ソ連のアフガニスタン介入をきびしく非難し、ポーランドの軍事政権にたいしても、「社会主義にあるまじき事態」ときびしい批判を加える一方、社会主義諸国を全面否定することに反対し、「社会主義はまだ生成の初期にある」と主張している。この一年間で注目されたのは、国際的な共産主義運動の雑誌『平和と社会主義の諸問題』が、ソ連共産党の覇権主義の宣伝機関になっているとして、改善を要求し、それがいれられなかったため、その廃刊を提唱したことであった。

第111表　日本共産党党勢の推移

	党員数	『赤旗』部数
7回大会（58年7月）	3万数千人	5　万　部
8回大会（61年7月）	8万余人	30　万　部
9回大会（64年11月）	十数万人	80　万　部
10回大会（66年11月）	30万近い	百数十万部
11回大会（70年7月）	30　万　人	200万近い
12回大会（73年11月）	三十数万人	280　万　余
13回大会（76年7月）	38万余人	300　万　余
14回大会（77年10月）	40万近い	326　万　部
15回大会（80年2月）	44　万　人	353　万　部
16回大会（82年7月）	48万余人	三百数十万部

〔備考〕『赤旗』部数は，日刊紙と日曜版の合計。

党勢の推移　六〇年代以降の共産党の躍進をささえたのは、他党にさきがけて展開した、意識的な党勢拡大運動の成果であった。しかし、七〇年代後半以降、党勢の伸びは鈍化し、とくに機関紙読者数では、大会ごとに新しい記録を更新してきたのが八〇年の一五回大会でストップし、八二年の一六回大会では、これを上回ることができなかった（第111表参照）。共産党は、八〇年二月の一五回大会以降の機関紙読者数の後退が欠配、未配達、未集金などに大きな原因があるとして、拡大と同時に、機関紙配達の実務体制の確立を強調した。

役員　八二年七月にひらかれた第一六回大会では一二年ぶりに大幅な人事異動があった。すなわち、九〇歳の野坂参三氏は引退して新たに設けられた名誉議長となり、新しい中央委員会議長には宮本委員長が常任幹部会委員のままで就任し、実権をもつ議長となった。新委員長には不破書記局長が、新書記局長には金子書記局次長がそれぞれ選任された。同大会は一八九人の中央委員、二二人の准中央委員を選出したが、中央委員のうち四四人は新任、うち一四人が女性であった。また准中央委員のうち一七人が新任、うち四人は女性であった。大会最終日の八二年七月三一日にひらかれた一中総および幹部会で選出された役員はつぎのとおりである。なお、中央委員の氏名は『赤旗』八月一日号にある。

▽中央委員会議長　宮本顕治、▽幹部会委員長　不破哲三（本名・上田建二郎）▽書記局長　金子満広　▽幹部会副委員長　上田耕一郎、戎谷春松、瀬長亀次郎、西沢富夫、村上弘　▽常任幹部会委員　緋田吉郎、市川正一、茨木良和、上田耕一郎、宇野三郎、戎谷春松、小笠原貞子、岡本博之、金子満広、小林栄三、榊利夫、諏訪茂、瀬長亀次郎、高原晋一、西沢富夫、浜武司、不破哲三、宮本顕治、宮本忠人、村上弘、吉岡吉典　▽幹部会委員（常任幹部会委員は省略）　阿部泰、荒堀広、上田均、大村進次郎、木島宏、木津力松、工藤晃、桑原信夫、小島優、小山袈裟雄、紺野純一、定免定雄、白石芳朗、立木洋、中島武敏、新原昭治、西井教雄、西沢舜一、韮沢忠雄、古堅実吉、松本善明、山下文男、山中郁子、若林暹。

2　組織・機関紙・財政

党員数　共産党の党員数は八二年七月現在で四八万人余である（『赤旗』七月二八日付）。八一年七月現在の数は四五万人余であったから、一年間で三万人の増である。しかし、七七年一〇月の第一四回大会で「当面の目標」と設定した五〇万人には、まだ達していない。なお、第一五回大会以後の入党者の四二%は女性で、女性党員は全党員の三八%に達した。

機関紙　中央機関紙『赤旗』は、日刊、一六ページ建の本紙と、週刊、二〇ページ建の日曜版がある。部数は本紙と日曜版の合計で、八二年七月現在三百数十万部である（『赤旗』七月一六日付）。本紙と日曜版の内訳は明らかではないが、七三年一一月の第一二回大会時点では日刊紙六十数万、日曜版二二〇万の計二八〇万部であった。これまでのピークは八〇年二月の第一五回大会時の三五三万部で、第一六回大会ではこれを越えることができなかった。

定期刊行物　共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。このなかで注目されるのは『女性のひろば』

で、七九年二月の創刊後三年で早くも一六万部に達している。

①中央機関紙『赤旗』（日刊、一六ページ）一部六〇円、一カ月一七〇〇円
②同『赤旗』日曜版（週刊、二〇ページ）一部一二〇円、一カ月四五〇円
③同『赤旗』評論特集版（週刊、B5三二ページ）一部七〇円、一カ月二五〇円
④同『赤旗』学習・党活動版（週刊、タブロイド八ページ）一部三〇円、月一〇〇円
⑤中央理論政治誌『前衛』（月刊）一部五〇〇円
⑥『理論政策』（月刊）価格不定
⑦『暮らしと政治』（『議会と自治体』改題、月刊）一部四五〇円
⑧『月刊学習』一部二五〇円
⑨『女性のひろば』（月刊）一部二五〇円
⑩『世界政治』（『世界政治資料』改題、月二回刊）一部三〇〇円
⑪『学生新聞』（週刊）一部六〇円、一カ月二三〇円
⑫『点字赤旗』（月刊）一部二〇〇円
⑬『赤旗縮刷版』（月刊）一部二九〇〇円
⑭『赤旗写真ニュース』（旬刊）一部二〇円、一カ月六〇円
⑮『ブレティン』（英文広報誌）

財　政

政治資金規正法により共産党が提出した収支報告によれば、八一年中の同党中央本部の収入総額は二一七億八一六〇万八五一八円、このうち前年からの繰り越し一八億三〇五五万円で、七年間連続して他政党を抜いてトップであった。ちなみに第二位は自民党で一二三億円弱、第三位は公明党、第四位社会党、第五位民社党の順であった。

収入の内訳では『赤旗』など新聞関係が一五六億六〇二〇万円（七八・五%）で前年比五億一三九五万円の増、次いで書籍関係が一五億九三九一万円の増、個人の党費は一〇億四一四七万円（五・二%）で七六一四万円の増。党費収入が社会党や公明党より少ないのは、社会党が全額を中央に集中しているのにたいし、共産党は党費の一五%だけを中央に上納し、県に二五%、地区に四〇%、支部に二〇%の比率で配分しているためである（配分比については『赤旗』八一年一〇月八日付）。したがって、実際の党費総額は六九億四三一三万円に達している。このほかでは寄附が二億八二九八万円（一・四%）、「赤旗まつり」が二億四七四六万円（一・二%）などとなっている。

支出面を見ると、総額は一八二億九六八六万九八二〇円で前年比八億三三四〇万円の減であった。内訳では機関紙誌の発行事業費が一四五億七二〇九万円（七九・六%）で前年比一億六三五三万円の増、ついで人件費が一七億〇三七八万円（九・三%）で二億六三〇九万円の減、寄附・交付金が九億二六三九万円（五・一%）で八一九七万円の減、事務所費が四億一〇五五万円（二・二%）で三二五万円の増であった。

党費の納入率

八一年一〇月の全国活動者会議において宮本委員長が冒頭発言で明らかにしたところによれば、党費の納入率は七〇%、これを一〇〇%納入にすれば毎月約二億円の増収になるということであった。党員数は八一年七月現在で四五万人余であるのに、八一年中の党費納入人員は延べ三八三万六五五九人、これを一カ月平均に直すと三一万九七一三人で、四五万人の七一%である。前年にくらべた党費納入人員の増は延べで前年比三八

五八人、一カ月平均ではわずかに三二一・五人に過ぎない。

3　中央委員会総会

概　況

共産党の大会は他党のように毎年ではなく、「二年または三年のあいだに一回ひらかれる」ことになっている。

最近の党大会は八〇年二月の第一五回大会で、その内容については本年鑑八一年版に収めた。「党大会から党大会までのあいだ、党大会の決議を実行し、党の全活動を指導する」のは中央委員会で、その総会はこの一年間に第七回から第九回まで三回ひらかれた（回数は第一五回大会以降の通算）。これらの中央委員会総会はいずれも党本部でひらかれ、第一五回大会で選出された中央委員（一六六人）と准中央委員（二七人）が出席した。中央委員会総会からつぎの中央委員会総会のあいだは中央委員会幹部会が中央委員会の職務をおこなっている。このほか、方針決定のためでなく、中央で決定した方針を徹底し、全党の意思統一をはかり、活動の進行状況を伝え、経験交流をはかることなどを目的として、都道府県委員長会議や全国活動者会議がひらかれる。この一年間では、都道府県委員長会議が八一年九月、一二月、八二年四月の三回ひらかれた。また、八一年一〇月には一二回目の全国活動者会議が四年半ぶりにひらかれた。これらの会議の詳細は、翌日付の『赤旗』または翌月の『理論政策』にある。また全国活動者会議の記録は『前衛』八一年一二月臨時増刊号に特集されている。

なお、八二年七月二七日から三一日の五日間、第一六回党大会がひらかれ、他党の運動方針にあたる「大会決議」と「党規約の一部改正」および新役員を決定した。新役員については別項参照。他は本年鑑の八四年度版にゆずる。

七中総

共産党第七回中央委員会総会は、八一年七月二八日から三〇日までの三日間ひらかれた。この総会の中心議題となったのは、東京都議選の総括と党勢拡大運動であった。はじめに宮本委員長が幹部会を代表して冒頭発言をおこなった。そのなかで宮本委員長は、前回の中央委員会総会からわずか一カ月半おいただけで総会をひらいた理由は、都議選の教訓を全党のものとし、党勢拡大運動を全党の運動として発展させるためであるとのべた。そして、六中総以降の活動のうち、論文「真の平和綱領のために」やソ連共産党を批判した書簡の送付など、国際問題での活動と都議選の結果について報告した。ついで「当面の情勢と課題」「党建設について」「選挙と党勢拡大の関連」等について論じた。そこでとくに強調されたのは、党勢拡大は選挙で勝利する前提ではなく、選挙の中心的課題であること、これを全党運動としてとりくむことであった。

冒頭発言のなかで宮本委員長はまた、労戦統一問題についてつぎのようにのべた。

> いわゆる「労働戦線の統一」というのは、同盟ペースの右翼再編であり、そして真の階級的民主的労組切り捨てというものであることは、もうるるのべるまでもありません。いま、日本の労働運動には三つ潮流があります。すなわち、この右翼再編促進の基本路線、また全体としてはこれに乗っかっておりながら、そのわく内で部分的調整をすることで労働者の批

判をまぬがれようとする、こういう勢力、また、真の階級的、民主的統一とはなにかということをかかげてたたかっている勢力であります。この右翼再編の本質は昨年来の公明党と民社党、社公合意路線、こういうものを労働運動版として持ち込んで、それを、「統一推進」という名前ですすめることで、真のねらいは反共野党の自民党政権への参加を労働運動版としてささえるというべらぼうなものであります。このことは、同盟が、臨調答申を基本的に支持するという態度をとっていることでも明白であります。総評大会でも、地方のまじめな活動家が、もしこういうことがすすむなら、労働運動の葬式だという批判をしましたが、これは実感がこもった発言であります。このなかで、統一労組懇が総評大会でも明確な反対の旗をかかげ、それを無視できなくて、総評大会では原案も修正案も採決しなかった、採決することができなかったという点は、統一労組懇の主張の正当性と役割の増大をしめしたものであります。すでに中立労連を上まわる百五十万をめざすという仕事が成功するように、われわれも、おおいに協力したいと考えるわけであります。

このあと不破書記局長の党務報告がおこなわれ、また「選挙戦における基礎票――組織票の構築の課題」と題する決議案が緋田選挙・自治体局長から提案された。総会はこれらの報告にもとづき討論をおこない、二五人が発言した。討論では主として党勢拡大の問題が論じられ、なかでも機関紙の配達や集金問題が討議された。これは、八〇年九月以降の一年間で、東京では一一万部ふやした一方一〇万部減らし、大阪では一二万部ふやし八万部減らすといった事態があり、機関紙の定着が重要な課題となっていたためであった。最後に宮本委員長の結語があり、総会は冒頭発言、党務報告、決議、結語を全員一致で採択した。総会ではまた、六中総で決定された「党歴五十年党員」の該当者として野坂議長、宮本委員長、竹中恒三郎名誉中央委員の三人が確認されたことが報告された。詳細は『赤旗』八一年七月二九日より八月一日付、または『理論政策』八一年八月号参照。

八中総　第八回中央委員会総会は七中総のあと七カ月半たった八二年三月一三日から一五日までの三日間ひらかれた。この総会の目的は第一六回大会の開催日時を決めること、また大会決議案の提示に先だって、労働組合運動など大衆運動や民青同盟など各分野の運動を総括することにあった。最初に宮本委員長が冒頭発言に立ち、各議案の重点についてのべたあと、当面の情勢についてふれ、主として国会における減税問題などで公明、民社両党を中心に他の野党が共産党を排除する路線をとったことを非難し、いわゆる「中道」各党は「反共右派」であり、「新しい与党連合」であると批判した。また、社会党の新指導部についても、一定の変化はあったが、依然として「社公合意」に拘束されており、社会党の「右転落」は根本的には変わっていないとのべると同時に、社会党内に「社公合意」破棄の声が強まっているという積極面も指摘した。宮本委員長は最後に、国際問題についてふれ、アメリカのエルサルバドル軍事介入とこれを支持する日本政府の態度を非難した。また国際共産主義運動の問題、とくに党のあいだでの論争にふれ、アメリカ共産党が「ソ連のメガホン」になって、日本共産党攻撃をおこなっていること、ソ連共産党が真の公開論争を避けていることを批判した。

総会はこのあと、不破書記局長の党務報告をうけ、さらにつぎの六つの決議案についての提案報告がおこなわれた。①大衆運動についての決議、②民青同盟についての特別決議（以上、市川正一常任幹部会委員提案）、③八三年選挙の準備活動強化のための決議（緋

田常任幹部会委員)、④学習・教育活動についての決議（茨木常任幹部会委員)、⑤党建設・党勢拡大についての決議（宮本忠人常任幹部会委員)、⑥若干の国際問題にかんする決議（不明)。これらの議案の討議では延べ七一人が発言し、そのあと各報告者が討論のまとめをおこなった。最後に宮本委員長が討論全体についての結語をのべ、総会は冒頭発言、党務報告、六つの決議とそれらにかんする報告とまとめを、それぞれ全員一致で採択した。総会はまた「党創立六〇周年にあたり、真の革新の党日本共産党への入党を訴えます」との呼びかけを採択し、第一六回大会を八二年七月二七日からひらくことを決定した。詳細は『理論政策』八二年四月号参照。

九中総　第九回中央委員会総会は八二年六月八日、九日の両日ひらかれた。この総会は、第一六回党大会の議案の決定および大会に向けての党勢拡大運動の推進をはかるためのものであった。宮本委員長は冒頭発言で、この総会の任務についてのべたあと、当面の政治問題にふれ、ロッキード事件の政治家グループへの有罪判決の意義を評価し、真相究明のたたかいを院の内外で展開すべきことを主張した。また国際的な高まりを見せている平和運動について、核兵器無条件禁止を中心に反核・平和のサークルを無数に国民のあいだにつくることの重要性を強調した。また大会議案に関連して、第一五回大会後の日本共産党の国際路線が明確であったとのべ、とくに雑誌『平和と社会主義の諸問題』がコミンフォルム化していることを批判し、その廃刊を主張したことの意味を強調した。最後に、党勢拡大を中心とした党活動の問題についてのべ、大会ごとに新しい記録をつくったという伝統をまもりぬくことを訴えた。

4　政策・方針

労戦統一問題の評価　八二年三月の八中総は労働組合運動をはじめ、農民運動、婦人運動、青年学生運動、中小業者・市民その他の運動についての「大衆運動にかんする決議」を採択した。決議は「情勢の特徴と大衆運動の課題」のなかで、労働戦線の再編・統一問題について、「事態の進行とともに、労働者大衆の利益に背をむけたその矛盾をあらわにしつつある」として、つぎのようにのべている。

昨年十二月の「統一準備会」発足にあたっても、同盟指導部は、軍拡賛成・大企業擁護の方針を強調するとともに、反共反革新の路線こそ「戦線統一」の既定の原則だとする見地をくりかえし公言した。これにたいし、

総評指導部は、〝玉虫色〟の言葉で真実をおしかくそうという苦肉の策をとったが、その矛盾は、「統一」工作の一歩ごとに、おおいがたい形で表面化した。

右転落の傾向に抗して、労働戦線の階級的民主的統一の旗を堅持する統一労組懇は、量質ともに大きな発展をとげ、広範な組織・未組織の労働者大衆の希望と期待を集めて、八〇年代の日本の労働戦線の新しい階級的胎動を準備しつつある。

労働組合運動方針

また、同じ八中総決議は、「革新統一をめざす各分野の運動」において、大衆運動を発展・強化させるためのなによりの保障は、強大な日本共産党の建設にあり、党員や『赤旗』読者の拡大に日常的にとりくむことを各分野の党員の基本的任務である、と強調したうえで、次のようにのべていた。

> 同盟主導の右翼的再編による矛盾が鮮明になる情勢のなかで、統一労組懇は、この二年間、運動面でも組織の面でも大きな前進をとげ、日本の労働組合運動のなかに新しい階級的な流れをつくりだした。統一労組懇は、現在、四十七都道府県にその組織を確立し、百五十万人の勢力に発展し、二百万人めざして前進している。地域組織は全国で二百六十一地域に確立されている。これらは民主的陣地の構築にとってきわめて重要な成果である。また、階級的ナショナルセンターのあり方を討論、探究する、いわゆる「あり方懇」も、民間産業をふくめて着実に前進している。
>
> いま既存のナショナルセンターの右転落が急速に進行しているとき、切実な要求実現をねがう広範な労働者の、統一労組懇にたいする期待がたかまっていることを特別に重視する必要がある。党は、この期待にこたえて要求実現と階級的民主的ナショナルセンター確立の展望をきりひらくためにとりくんでいる統一労組懇の活動と組織が発展するよう、積極的に援助する必要がある。
>
> 党は、労働者総数の約三分の二にあたる二千八百万の未組織労働者の組織化のため、七四年に宣伝組織者を全国に配置し、七九年には「未組織労働者の組織活動強化の全国会議」をひらくなど、未組織労働者の組織化のための指導を系統的につよめてきた。すでに十一府県に「地域労組」が組織され、十数都道府県で準備がすすめられているが、ひきつづき、とりみを強化する必要がある。

反動勢力による反共・反社会主義攻撃、労働組合運動内の右翼的潮流による反共、労資協調、反革新政治路線のつよまりのもとで、労働者の階級的、政治的教育は、労働者の自覚をたかめ、労働組合を階級的に強化するため、きわめて重要な課題となっている。各種の反共分裂主義、労資協調主義、反社会主義宣伝にたいする批判、当面する独立、民主主義、平和、中立の闘争と労働者階級の役割など、労働者の階級的、政治的自覚をたかめるための宣伝・教育活動は、統一労組懇などの大衆的な教育学習組織も、その性格にふさわしい、宣伝・教育活動など自覚的な労働組合としても当然要求される内容である。もちろん科学的社会主義にもとづく全面的な教育活動は、科学的社会主義の党である日本共産党の重要な任務の一つである。この見地から各級機関、経営党支部の労働者にたいする階級的、政治的教育活動をいっそうつよめなければならない。また、労働者教育協会などの大衆的な教育学習組織も、その性格にふさわしい、宣伝・教育活動をつよめる必要がある。

行政改革問題

共産党は臨時行政調査会を中心にした行政改革のくわだてを、「財界の財界による財界のための行革」であり、「行革に名をかりた反動化推進路線」であると、これに強く反対した。同党はすでに第二次臨時行政調査会の発足直後の八一年四月に、「国民本位の行政改革」の提案をおこなったのをはじめ、六月に常任幹部会声明などを発表していたが、この一年間でも、つぎのような論文や声明を発表した。①国民犠牲・軍拡推進の臨調路線に反対し、国民本位の行政改革を要求する——第九五臨時国会を迎えて（『赤旗』八一年九月三〇日）、②臨調路線と公務員問題——ニセ「行革」を阻止し、国民生活を擁護するために——（『赤旗』評論特集版一一月九日）、③軍事費の徹底的削減と国民生活防衛で国会内外の広範な共同行動を（常任幹部会声明、『赤旗』八二年一月二四

日）、④国鉄民営化論がねらうもの（『赤旗』主張四月一七日）、⑤臨調基本答申についての日本共産党の申し入れ（『赤旗』五月八日）。

政策・声明・主張　以上のほか、共産党は労働運動や国際問題など、種々の問題につき声明、論文、『赤旗』主張などのかたちで見解を発表している。いずれもまず『赤旗』本紙または評論特集版に発表され、翌月号の『理論政策』に再録されている。カッコ内は『赤旗』に掲載された日付で、声明などは通常その前日に発表されている。

〔労働運動〕　①労働戦線統一をめぐる二つの道（八一年七月一八日）、②同盟路線は労組をどこへ導くか（一〇月二六日）、③統一準備会発足の意味するもの（一二月一六日）、④82春闘と「労働戦線統一」（八二年一月二五日）、⑤限定核戦争構想と軍拡路線に反対し、生活と権利の擁護のために――第五三回メーデーにあたって（中央委員会声明、五月一日）。

〔他党批判〕　①公明党の「現実的路線」の内実（九月一〇日）、②「行革委」設置で社会党の変節（一〇月八日）、③自民党同調路線の仕上げ（一〇月一六日）、④公明党における新与党路線の完成――第一九回大会議案の意味と役割（評論特集版一一月二三日）、⑤右転換〝綱領版〟の中執による確認――「八〇年代の内外情勢と社会党の路線」の中執原案決定によせて（吉岡吉典、評論特集版一一月三〇日）、⑥現実的革新政党とは（一二月二四日）、⑦社会党委員長選結果と社会公合意（河邑重光、評論特集版八二年一月四日、同一一日）、⑧社会党大会と社会主義の今後（一二月一〇日）。

〔国際共産主義運動〕　①社会主義の大義に照らしてみれば――ザクラジン論文の特徴（八一年八月一六日）、②問われている干渉主義の総括――中国共産党の六中総「決議」をめぐって（八月二二日）、③ソ連共産党中央委員会への書簡（九月五日）、④干渉主義を継承・温存する「人民日報」（一〇月一五日）、⑤『平和と社会主義の諸問題』誌への日本共産党の書簡（一一月四日）、⑥変質した『平和と社会主義の諸問題』誌の継続発行は国際共産主義運動に有害（一二月一一日）、⑦社会主義にあるまじき重大事態――ポーランドの軍政樹立について（一二月一五日）、⑧ソ連のアフガン軍事介入から二年（一二月二八日）、⑨対ソ追従者の自己暴露――ガス・ホールの中傷に答える（四月二八日）、⑩覇権主義の執行助手の〝事実と論理〟――アウエルスペルグの日本共産党批判に答える（四月三〇日）、⑪「コムニスト」誌の覇権主義美化論――『平社』会議をめぐる虚構と真実（評論特集版五月三日）、⑫ソ連中心主義の無力な弁護論――「平社」ブレティンの二論文への反論（五月二五日）。

〔その他〕　①日本共産党の司法制度改革提案――裁判の独立と基本的人権をまもるために（評論特集版、八一年八月一七日、同二四日）、②同和対策事業の総括と見直し、今後の施策について――日本共産党の提案（評論特集版八月三一日）、③アジア、日本を核兵器の戦場にするな――レーガン、ロストウのおそるべき言明にたいし（常任幹部会声明、一一月一四日）、④五七年度予算編成にかんする日本共産党の見解（一二月二二日）、⑤公共事業と入札制度の民主的改革のために――日本共産党の提案（評論特集版、八二年二月二二日）、⑥憲法違反の公職選挙法など悪法の成立をはかるファッショ的会期延長に断固反対する（常任幹部会声明、五月一九日）。

5　国際問題

『平和と社会主義の諸問題』の廃刊を提唱

ここ数年来の共産党の活動で注目されるのは、国際共産主義運動にかかわる諸問題について積極的に発言していることである。この一年間でも、国際的な共産主義運動の雑誌『平和と社会主義の諸問題』の編集内容が、各党の「経験・意見の交換」という本来の目的からはずれ、ソ連共産党の「覇権主義を正当化する宣伝機関という傾向を次第に強めてきた」ことを、たびたび批判した。とくに八一年一一月に、プラハで開かれた同誌の各党代表者会議には、西沢副委員長を団長とし、金子書記局次長らを団員とする大型の代表団を送り、その改革を要求した。代表団の帰国後、一二月一〇日にひらかれた常任幹部会は「『平和と社会主義の諸問題』誌の廃刊と編集局の解散をもとめる」との方針を決定した。また、この問題をめぐり、同誌編集局やソ連共産党とのあいだで論争をおこなった。またソ連共産党の立場を擁護し、日本共産党を非難したアメリカ共産党、チェコ共産党、インド共産党、オーストリア共産党にも反論した。この問題にかんする文献は『理論政策』八一年一二月号、同八二年一月号、同五月号、六月号のほか、『世界政治』八一年一二月下旬号、同八二年一月上旬号に収録されている。なお、別項「政策・声明・主張」参照。

代表団の海外派遣

この一年間の日本共産党の国際活動で目立ったのは、発達した資本主義諸国の共産党、それも「自主独立」の立場をとる党との交流であった。その一方で、かつてはきわめて親密な関係にあったヴェトナム共産党との関係は若干冷却し、八二年三月にひらかれた同党の第五回大会には代表を送らなかった。社会主義国の党との交流はユーゴ、ルーマニアなどが主であった。八一年七月以降の一年間で日本共産党が正式の党代表団を派遣したのは、つぎのとおりである。

(1)　八一年七月二八日から八月一日まで、マドリードでひらかれたスペイン共産党第一〇回大会に西沢副委員長を派遣。スペイン滞在中西沢氏はイバルリ議長、カリリョ書記長らと懇談した。その後西沢氏はルーマニア、ユーゴを訪問し、両国の党幹部と会談した。

(2)　同八月二四日に、榊常任幹部会委員が滞欧中の西沢副委員長らと合流し、九月七日までの間にスイス労働党、スウェーデン左翼党、ベルギー共産党、オランダ共産党とのあいだで公式会談をおこなった。

(3)　同一一月二一日～二九日、西沢副委員長を団長とする代表団を『平和と社会主義の諸問題』誌代表者会議に派遣。

(4)　同一二月一二日～一七日、立木国際部長がニカラグアを訪問、サンディニスタ民族解放戦線の代表と会談、立木氏はそのあとメキシコに行き、メキシコ社会主義統一党の機関紙祭典に参加し、同党首脳と懇談。

(5)　八二年一月三一日～二月一七日、西沢副委員長、フランス共産党第二四回大会に出席するため渡欧。フランス共産党大会に出席したあと、イタリア、ノルウェー、デンマークを訪問し、イタリア

共産党、ノルウェー社会主義左翼党、デンマーク社会主義人民党の各党首脳と会談した。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』(週二回刊)、(2)同『月刊社会党』、(3)日本社会党政策審議会『政策資料』、(4)『日本社会党第46回定期全国大会速記録』、(5)社会主義協会(向坂派)『社会主義』(月刊)、(6)社会主義協会(太田派)『社会主義』(月刊)、(7)労働社会問題研究センター『社会労働評論』(月刊)、(8)社会通信社『旬刊社会通信』

〈公明党関係〉(1)公明党機関紙局『公明新聞』(日刊)、(2)同『公明』(月刊)

〈民社党関係〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)同『革新』(月刊)、(3)民社党政策審議会『政策と討論』(月刊)、(4)全日本労働総同盟『同盟』(月刊)、(5)民主社会主義研究会議『改革者』(月刊)

〈日本共産党関係〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』(月刊)、(2)同『理論政策』(月刊)、(3)同『前衛』(月刊)、(4)同『議会と自治体』(月刊)

以上のほか『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』、『世界』、『エコノミスト』などを利用した。